

博士論文

論文題目 19世紀フランスにおけるベルギー移民と差異の所在

氏名 平野奈津恵

目次

目次	1
図表一覧	3
略語一覧	6
凡例	7
序章 問題の所在	8
第一節 先行研究の整理と本論文の視座	8
第二節 課題と構成	14
補論 ベルギーとフランスの人口動態、およびベルギー移民の概観	16
第一部 炭鉱都市の生活世界（日常）	27
第一章 炭鉱都市の住民	28
第一節 史料と方法	28
第二節 ランス市の人口	34
第三節 ランス市の労働力人口	45
第四節 ランス市のベルギー人	67
第二章 炭鉱都市の生活	87
第一節 ランス炭鉱会社と住宅・都市建設	87
第二節 炭鉱都市における家族	105
第三節 炭鉱都市における時間	115
第四節 炭鉱都市におけるアソシアシオン	127
第三章 労働者と移民をとりまく法制度	138
第一節 労働にかんする法制度	138
第二節 移動にかんする法制度	152
第三節 国民と外国人を分かつ法制度	158

第二部	ベルギー移民排斥事件（非日常）	170
第四章	現地住民による事件	171
第一節	史料と方法	171
第二節	事件の概略	174
第三節	現地住民たちの行動と態度	180
第五章	帰還者が証言する事件	206
第一節	史料と方法	206
第二節	帰還者とその被害	209
第三節	帰還者たちの証言	218
第六章	外部から見た事件	226
第一節	史料と方法	226
第二節	ベルギーの新聞紙上での反響	230
第三節	フランスの新聞紙上での反響	242
第七章	ベルギー移民のもうひとつの選択をめぐって	259
第一節	史料と方法	259
第二節	フランスへの帰化	263
第三節	炭鉱都市の帰化者たち	267
第四節	炭鉱都市における帰化をめぐって	279
終章	差異の所在	290
補遺 1	統計・資料	297
補遺 2	事件の経緯	314
史料・文献一覧		332

図表一覧

- 図0-1 ベルギー総人口の推移（1846-1910年）
- 図0-2 ベルギーの出生率と死亡率の推移（1830-1914年）
- 図0-3 ベルギーの純移動の推移（1847-1947年）
- 図0-4 フランス総人口の推移（1801-1911年）
- 図0-5 フランスの出生率と死亡率の推移（1801-1914年）
- 図0-6 在仏外国人の国籍別推移（1851-1911年）
- 表0-1 ベルギー人とフランス人の産業別就業構成（1901年）
- 図1-1 ベルギー・北フランスの炭鉱地帯（1880年頃）
- 表1-1 ランス市の国勢調査原簿に記載された調査項目（1820-1911年）
- 図1-2 ランス市人口の推移（1801-1911年）
- 表1-2 ランス市の性比の推移（1820-1891年）
- 表1-3 ランス市世代別人口の推移（1820-1886年）
- 図1-3 ランス市の出生率と死亡率の推移（1801-1911年）
- 図1-4 ランス市の婚姻率の推移（1801-1911年）
- 表1-4 ランス市の世帯あたりの子どもの数の割合（1872年）
- 図1-5 ランス市の純移動の推移（1820-1911年）
- 図1-6 ランス市住民の出生地の分布（1880-1891年）
- 表1-5 ランス市の就業率の推移（1820-1891年）
- 表1-6 ランス市男性の産業別就業構成の推移（1820-1891年）
- 表1-7 ランス市女性の産業別就業構成の推移（1820-1891年）
- 表1-8 ランス市の男性農業就業者の推移（1820-1891年）
- 表1-9 ランス市の男性鉱業就業者の推移（1820-1891年）
- 表1-10 ランス市の男性職人・製造業就業者の推移（1820-1891年）
- 表1-11 ランス市の男性運輸・通信業就業者の推移（1820-1891年）
- 表1-12 ランス市の男性商業就業者の推移（1820-1891年）
- 表1-13 ランス市の男性公務・自由業就業者の推移（1820-1891年）
- 表1-14 ランス市の男性その他の就業者の推移（1820-1891年）
- 表1-15 ランス市の女性農業、鉱業就業者の推移（1820-1891年）
- 表1-16 ランス市の女性職人・製造業就業者の推移（1820-1891年）
- 表1-17 ランス市の女性運輸・通信業、商業就業者の推移（1820-1891年）
- 表1-18 ランス市の女性公務・自由業、その他の就業者の推移（1820-1891年）
- 図1-7 ランス市ベルギー人口の推移（1851-1911年）
- 表1-19 ランス市のベルギー人率の推移（1851-1911年）
- 表1-20 ランス市のベルギー人とフランス人の性比の推移（1851-1886年）
- 表1-21 ランス市のベルギー人とフランス人の世代別人口の割合（1886年）
- 表1-22 ランス市婚姻記録簿にみる配偶者の国籍（1892-1894年）

- 表 1-2 3 ランス市ベルギー人の出生地の地域別分布 (1872 年)
- 図 1-8 ランス市ベルギー男性の出生地の分布 (ベルギー・1872 年)
- 表 1-2 4 ランス市ベルギー人家族の出生地 ① (1872 年)
- 図 1-9 ランス市ベルギー男性の出生地の分布 (フランス・1872 年)
- 表 1-2 5 ランス市ベルギー人家族の出生地 ② (1872 年)
- 図 1-1 0 ランス市ベルギー女性の出生地の分布 (ベルギー・1872 年)
- 図 1-1 1 ランス市ベルギー女性の出生地の分布 (フランス・1872 年)
- 表 1-2 6 ランス市のベルギー人とフランス人の就業率の推移 (1851-1886 年)
- 表 1-2 7 ランス市の産業別就業人口に占めるベルギー人の割合の推移 (1851-1886 年)
- 表 1-2 8 ランス市のベルギー男性とフランス男性の産業別就業構成の推移 (1851-1886 年)
- 表 1-2 9 ランス市のベルギー女性とフランス女性の産業別就業構成の推移 (1851-1886 年)
- 表 1-3 0 ランス市のベルギー男性農業、鉱業就業者の推移 (1851-1886 年)
- 表 1-3 1 ランス市のベルギー男性職人・製造業就業者の推移 (1851-1886 年)
- 表 1-3 2 ランス市のベルギー男性商業等就業者の推移 (1851-1886 年)
- 表 1-3 3 ランス市のベルギー女性就業者の推移 (1851-1886 年)
- 図 2-1 ランス炭鉱会社の鉱区と労働者都市 (1908 年)
- 図 2-2 ランス炭鉱会社の従業員数と住宅戸数の推移 (1855-1911 年)
- 表 2-1 ランス炭鉱会社の労働者都市と住宅戸数 (1911 年)
- 表 2-2 ランス炭鉱会社の労働者・職員住宅 (1855-1911 年)
- 図 2-3 ランス炭鉱会社の労働者都市の空間配置 (第 11 坑サン・ピエール労働者都市)
- 表 2-3 炭鉱住宅入居者の内訳 (1886 年)
- 表 2-4 炭鉱住宅入居世帯数の内訳 (1886 年)
- 図 2-4 炭鉱住宅入居者の人口ピラミッド (1886 年)
- 表 2-5 炭鉱住宅入居世帯主の年齢構成 (1886 年)
- 表 2-6 炭鉱住宅入居世帯の人員構成 (1886 年)
- 表 2-7 炭鉱住宅入居世帯の家族構成 (1886 年)
- 表 2-8 炭鉱住宅の間借り受け入れ世帯と間借り人 (1886 年)
- 表 2-9 炭鉱住宅の間借り人の年齢構成 (1886 年)
- 図 2-5 炭鉱住宅入居者の国籍別人口ピラミッド (1886 年)
- 表 2-1 0 炭鉱住宅街区のベルギー人密度 (1886 年)
- 図 2-6 ランス炭鉱会社の労働者の年齢構成 (1901 年)
- 図 2-7 ランス炭鉱会社の労働者の勤続年数の分布 (1901 年)
- 図 2-8 ランス炭鉱会社の労働者都市 (第 2 坑グラン=コンデ労働者都市)
- 表 2-1 1 パ=ド=カレ県の炭鉱労働者の賃金 (1891-93 年)
- 表 2-1 2 パ=ド=カレ県の炭鉱労働者世帯の年間支出 (1893 年)
- 図 2-9 ノール=パ=ド=カレ県における炭鉱労働者によるスト発生件数の推移 (1848-1914 年)
- 図 2-1 0 パ=ド=カレ県の炭鉱住宅街を練り歩くスト参加者たちの行進 (1906 年)
- 表 3-1 フランスにおける子どもと女性の労働にかんする法規制 (1813-1913 年)
- 表 3-2 フランスにおける成人の労働時間にかんする法規制 (1848-1919 年)
- 表 3-3 ランス炭鉱会社の共済組合 (1860-1914 年)

- 表 3-4 1889 年国籍法の改正点
- 表 3-5 フランス徴兵制の変遷 (1793-1913 年)
- 図 4-1 騒動の伝播 (1892 年 8 月-9 月)
- 表 4-1 組合集会と要求事項 (1892 年 8 月-9 月)
- 表 4-2 逮捕・起訴の罪状
- 表 4-3 逮捕・起訴者の年齢構成
- 表 4-4 逮捕・起訴者の出生地
- 図 4-2 「ベルギー移民排斥事件」と「カルモー炭鉱のストライキ」
- 表 5-1 「帰還者調査」で得られた回答
- 表 5-2 駐北仏ベルギー領事と管轄地域内の在留ベルギー人
- 表 5-3 帰還者の内訳
- 図 5-1 帰還地の分布
- 表 5-4 帰還の直接原因
- 表 5-5 帰還者が申告する被害総額
- 図 5-2 「ベルギー人炭鉱夫たちの大移動」 (1892 年)
- 図 6-1 19 世紀ベルギーの社会構造
- 図 6-2 フランス臨時国会の招集 (1892 年)
- 図 7-1 パド=カレ県およびランス・リエヴァン市におけるベルギー人による帰化件数の推移 (1888-1910 年)
- 図 7-2 フランスにおける帰化件数の推移 (1847-1914 年)
- 図 7-3 フランスにおける男性帰化者の出身別推移 (1889-1913 年)
- 表 7-1 パド=カレ県における帰化者の出身国 (1887-1914 年)
- 図 7-4 パド=カレ県における帰化申請件数の推移 (1887-1914 年)
- 表 7-2 ランス・リエヴァン市の帰化者の年齢構成 (1892-1893 年)
- 表 7-3 ランス・リエヴァン市の帰化者の出生地 (1892-1893 年)
- 表 7-4 ランス・リエヴァン市の男性帰化者の移住時期 (1892-1893 年)
- 表 7-5 ランス・リエヴァン市の男性帰化者の移住時の年齢 (1892-1893 年)
- 表 7-6 ランス・リエヴァン市の帰化者の婚姻状態 (1892-1893 年)
- 表 7-7 ランス・リエヴァン市の帰化世帯あたりの未成年の子どもの数 (1892-1893 年)
- 表 7-8 ランス・リエヴァン市の男性帰化者の職業 (1892-1893 年)
- 表 7-9 ランス・リエヴァン市の男性帰化者の給料 (1892-1893 年)
- 表 7-10 ランス・リエヴァン市で支払われた帰化手数料 (1892-1893 年)
- 図 7-5 「帰化」 (1894 年)
- 表 7-11 パド=カレ県の主要炭鉱会社における外国人労働者数 (1893 年)

略語一覽

ADN	Archives Départementales du Nord.
ADPdC	Archives Départementales du Pas-de-Calais.
AMAE	Archives du Ministère des Affaires Étrangères de Belgique.
AML	Archives Municipales de Lens.
AN	Archives Nationales de France.
BML	Bibliothèque Municipale de Lille.
CAD	Centre des Archives Diplomatiques de France.
CAMT	Centre des Archives du Monde du Travail.
CGT	Confédération Général du Travail.
CHM	Archives du Centre Historique Minier du Nord-Pas-de-Calais.
INSEE	Institut National de la Statistique et des Études Économiques.
<i>JORF</i>	<i>Journal Officiel de la République française.</i>
POB	Parti ouvrier belge.
POF	Parti ouvrier français.
<i>RBHC</i>	<i>Revue Belge d'Histoire Contemporaine.</i>
<i>RN</i>	<i>Revue du Nord.</i>
SMPdC	Syndicat des mineurs du Pas-de-Calais. (Chambre syndicale des ouvriers mineurs du Pas-de-Calais)

凡例

本論文においては、以下の書式にしたがって記述する。

- 1、人名・地名の固有名詞はカタカナ書きとし、初出の時のみ原語の綴りを（ ）内に挿入する。
- 2、ベルギーの地名は原則フランス語での呼称を採用し¹、必要な場合にはオランダ語呼称も併せて書き記す。これは依拠した史料の表記を尊重するためである²。
- 3、引用は「 」内に挿入するか、字下げして斜体で表記する。
- 4、引用文中の [] は筆者による補足である。
- 5、国名あるいは言語の略記は、仏（フランス/フランス語）、白（ベルギー）、蘭（オランダ/オランダ語）とする。

¹例外として「ベルギー」と「アントワープ」については、それぞれオランダ語(België)と英語 (Antwerp) の読み方が日本語では定着しているため、これを採用する。

²ベルギーでは 1830 年の独立以来フランス語が唯一の公用語とされ、オランダ語(フラマン語)が公用語化されるのは 1898 年のことである。ただ、第一次大戦以前の公文書に目を通す限り、フランス語がもっぱら使用され、まれにオランダ語で書かれた文書があっても、必ずフランス語の翻訳が付されていた。

序章 問題の所在

« La grève est un bel objet historique : on y retrouve les hommes. »
« Elle [La grève] est aussi, en même temps, un *mode d'expression* souvent très riche dans ses modalités par lequel des communautés, réduites au silence de la discipline industrielle, prennent la parole. »

Michelle Perrot³

« L'histoire ne peut s'écrire sans chaleur puisqu'elle parle d'hommes »

Léopold Génicot⁴

本論は、19 世紀北フランスの炭鉱都市に労働と生活の場を見出だしたベルギー移民と、共に暮らしていたフランス人との関係について考察するものである。かれら炭鉱都市の住民たちは、何に喜び、何に怒り、いかなる結びつきをもっていたのか。そして、ひとたび国境をこえる移動が社会的緊張を生み出したとき、かれらはいかにして折合いをつけたのか。19 世紀フランスにおけるベルギー移民の歴史を、そこに生きた人びとの視座から捉えなおすことをめざす。

第一節 先行研究の整理と本論文の視座

はじめに、フランスにおける移民——とりわけベルギー移民——にかんするこれまでの研究を整理したうえで、本論の視座について説明してゆこう。

i. 研究史

19 世紀、工業化を推し進めるフランスは、近隣のヨーロッパ諸国と比べ、人口が伸び悩み、国外から働き手を受け入れることで、労働力の不足分を補ってきた。フランスの経済学や人口学、あるいは法律学などの分野においては、早くも 19 世紀後半より移民労働者について論じられてきたが⁵、歴史学が移民労働者に注目するようになったのは非

³ PERROT (Michelle), « Grève, grévistes et conjoncture. Vieux problème, travaux neufs », *Le Mouvement Social*, n°63, avril-juin 1968, p.124 ; *idem*, « Le militant face à la grève dans la mine et la métallurgie au XIXe siècle », *Le Mouvement Social*, n°99, avril-juin 1977, p.77.

⁴ GENICOT (Léopold), *Histoire de la Wallonie*, Toulouse, Édouard Privat, 1973, p.9.

⁵ 20 世紀前半のフランス移民(史)研究の総括として、MAUCO (Georges), *Les étrangers en France. Leur rôle dans l'activité économique*, Paris, Armand Colin, 1932.を挙げることができる。なお、同書巻末の参考文献一覧には、19 世紀後半以降のフランスの外国人労働者問題をあつかった論考が網羅されている。

常に遅く、1970年代以降のことであった。まずは、当時隆盛を極めていた社会運動史研究のなかで、外国人労働者の存在についての言及がみられるようになった⁶。1980年代になるとフランスでは、旧植民地からの、とりわけイスラム系の移民についての関心が高まり、社会学をはじめとしてさまざまな学問分野の研究者が移民について論じるようになるなか、歴史学からは、フランスにおける移民の歴史を概観した研究書が相次いで発表されるとともに⁷、イタリア移民、ポーランド移民、アルジェリア移民等、それぞれの移民集団ごとの研究——移民がフランス社会に「同化」するまでを追う研究——が盛んに行なわれるようになった⁸。さらに1990年代以降になると、「国民国家」という歴史認識を再検討する研究が盛んになるなかで、19世紀フランスを国民国家の形成期ととらえ、その成立過程において「移民／外国人」という存在を意識することで、いかに「国民」という枠組みが確定していったのか——いかにフランス社会が外国人を「異化」してきたのか——について、研究が深められている⁹。近年では移民史研究へのアプローチは多角化し、移民の帰化や移民排斥、あるいは移民と宗教の関係に焦点を絞った研究などが発表されている¹⁰。

ところが、以上のような潮流のなか、ベルギー移民にかんする研究動向は、その記述量が極端に少ないことに、まず驚かされる。後に詳しく述べてゆくことになるのだが、19世紀を通じてフランスに在住する外国人の大多数を占めていたのはベルギー人であり、ベルギーは極めて重要な移民送出国であった。このように、数量的には重要な位置を占めていたにもかかわらず、ベルギー移民については十分な研究がなされてきていない。研究の蓄積が乏しい中で、いまだ参照点とされているのが、1973年に提出されたフランスの

⁶ 代表的な研究としては、PERROT (Michelle), *Les ouvriers en grève, France 1871-1890, Tome I, II*, Paris, Mouton, 1974 ; LEQUIN (Yves), *Les Ouvriers de la région lyonnaise (1848-1914), Tome I, II*, Lyon, Presses universitaires de Lyon, 1977.などが挙げられる。

⁷ NOIRIEL (Gérard), *Le creuset français. Histoire de l'immigration : XIXe-XXe siècle*, Paris, Seuil, 1988 (édition mise à jour et augmentée, Paris, Seuil, 2006) ; LEQUIN (Yves) (dir.), *La Mosaïque France, Histoire des étrangers et de l'immigration*, Paris, Larousse, 1988 (réédité sous le titre *Histoire des étrangers et de l'immigration en France*, Paris, Larousse, 2006) ; BLANC-CHALEARD (Marie-Claude), *Histoire de l'immigration*, Paris, Éditions La Découverte, 2001, etc.

⁸ MILZA (Pierre), *Français et Italiens à la fin du XIXe siècle, I, II*, Rome, École française de Rome, 1981 ; BLANC-CHALEARD (Marie-Claude), *Les Italiens dans l'Est parisien : une histoire d'intégration (1860-1960)*, Rome, École française de Rome, 2000 ; PONTY (Janine), *Polonais méconnus, histoire des travailleurs immigrés en France dans l'entre-deux-guerres*, Paris, Publication de la Sorbonne, 1988 ; TEMIME (Émile), COSTA-LASCoux (Jacqueline), *Les Algériens en France, genèse et devenir d'une migration*, Paris, Publisud, 1985. etc.

⁹ NOIRIEL (Gérard), *La Tyrannie du national. Le droit d'asile en Europe (1793-1993)*, Paris, Calmann-Lévy, 1991 (rééd. sous le titre *Réfugiés et sans-papiers. La République face au droit d'asile XIXe-XXe siècle*, Paris, Hachette, 1998) ; *idem*, *Immigration, antisémitisme et racisme en France (XIXe-XXe siècle), discours publics, humiliations privées*, Paris, Fayard, 2007 ; SCHOR (Ralph), *L'Opinion française et les étrangers en France, 1919-1939*, Paris, Publication de la Sorbonne, 1995 ; BRUBAKER (Roger), 『フランスとドイツの国籍とネーション：国籍形成の比較歴史社会学』(佐藤成基、佐々木てる訳)、明石書店、2005年(原書名：*Citizenship and Nationhood in France and Germany*, Cambridge, Harvard University Press, 1992) ; WEIL (Patrick), *Qu'est-ce qu'un Français? Histoire de la nationalité française depuis la Révolution*, Paris, Bernard Grasset, 2002, etc.

¹⁰ 帰化、移民排斥、移民と宗教の関係については、それぞれ LIFSHITZ-KRAMS (Anne), *La naturalisation des Juifs en France au XIXe siècle, le choix de l'intégration*, Paris, CNRS édition, 2002 ; DORNEL (Laurent), *La France hostile, Socio-histoire de la xénophobie (1870-1914)*, Paris, Hachette Littératures, 2004 ; NOIRIEL (Gérard), *Le massacre des Italiens. Aigues-Mortes, 17 août 1893*, Paris, Fayard, 2010 ; GASTAUT (Yvan) et SCHOR (Ralph) (dir.), « Migration et religion en France tome 1-2 », *Cahiers de la Méditerranée*, vol. 76, 2008, vol. 78, 2009, etc.

地理学者ランタックによる『フランス＝ベルギー国境』と題された博士論文である¹¹。この論文の第4部において、フランス＝ベルギー国境地帯における人の移動、とりわけフランス最北端のノール県に流入したベルギー人について、膨大な史料を駆使しながら、丹念な分析がなされている。また、同じく1970年代には、アメリカの社会運動史の研究者たちが、北フランスの繊維都市ルベに集まったベルギー人労働者に興味を示していたことも、指摘しておこう¹²。しかしながら、上述したように、フランスでは1980年代より出身国別のモノグラフィ研究に関心が集まったにもかかわらず、ベルギー移民については一向に顧みられることはなかった。これは送り出し国側のベルギーにおいても同様で、ブリュッセル自由大学の歴史研究者スタンジェールとモレリによる概説的な研究がある以外は、近年まで目立った研究はあらわれなかった¹³。

ではなぜ、ベルギー移民は「忘れられた移民(*immigration oubliée*)」¹⁴となったのであろうか。その理由を推測するならば、次の三点を挙げることができるだろう。

第一に考えられるのが、語り手の問題である。当初、移民史、とりわけ出身国別の個別研究を担ったのは、その多くがかつての移民の子孫たちであった。ところが、ベルギー移民の場合、フランスへの流入は19世紀にピークを迎えており、1980年代にモノグラフィ研究が隆盛を迎えたときにはおそらく、第4・5世代くらいまで世代が下り、子孫たちに受け継がれた記憶も薄れていたのではないだろうか。結果として、自らのルーツを探るというモチベーションにも、つながらなかったのではないかと推測する¹⁵。

第二点目として、1980年代のフランスの社会状況を振り返ると、当時は旧植民地を中心とした非ヨーロッパ世界からの移民の統合が社会問題化し、非ヨーロッパ系の移民の同化は困難とする否定的な流れに世論は傾いていた。そこに一石を投じたのが移民史研究で、過去の移民、つまりヨーロッパ系の移民にしても、フランスへの同化／統合は困難な道のりであったことをしめしてみせた。しかしながら、フランス語が公用語であるベル

¹¹ LENTACKER (Firmin), *La Frontière franco-belge, étude géographique des effets d'une frontière internationale sur la vie de relation*, Lille, Librairie Giard, 1974.

¹² REARDON (Judy), *Belgian Workers in Roubaix, France, in the Nineteenth Century*, PhD Dissertation, University of Maryland, 1977; MOCH (Leslie Page), «Urban Structure, Migration, and Worker Militancy: A Comparative Study of French Urbanization», HANAGAN (Michael), STEPHENSON (Charles), *Proletarians and Protest: The Roots of Class Formation in an Industrializing World*, Westport, Greenwood Press, 1986, pp.107-126; STRIKWERDA (Carl), «Regionalism and Internationalism: the Working class Movement in the Nord and the Belgian Connection, 1871-1814», SWEETS (John)(dir.), *Proceeding of the Western Society for French History*, vol. 12, 1984, pp.221-230; *idem*, «France and the Belgian Immigration of the Nineteenth Century», GUERIN-GONZALES (Camille), STRIKWERDA (Carl)(dir.), *The Politics of Immigrant Workers, Labor Activism and Migration in the World Economy since 1830*, New York, Holmes & Meier, 1993, pp.101-131. また、近年、ルベ市については、フランスの歴史研究者ベティヨンも歴史人口学的側面から分析を行なっている。Cf., PETILLON (Chantal), *La population de Roubaix, Industrialisation, démographie et société 1750-1880*, Presses Universitaires du Septentrion, Villeneuve d'Ascq, 2006.

¹³ STENGERS (Jean), *Émigration et immigration en Belgique au XIXe et au XXe siècle*, Bruxelles, Académie Royale des Sciences d'Outre-Mer, 1978; MORELLI (Anne) (dir.), *Les émigrants belges, réfugiés de guerre, émigrés économiques, réfugiés politiques ayant quitté nos régions du XVIème siècle à nos Jours*, Bruxelles, EVO-Histoire, 1998.

¹⁴ 「忘れられた移民」とは、2003年にフランスで出版されたベルギー移民についての一般書のタイトルである。著者のポプリエは、ベルギー移民については先行研究があまりにも乏しく、人々の記憶から「忘れられた移民」であると評している。Cf., POPELIER (Jean-Pierre), *L'immigration oubliée, l'histoire des Belges en France*, Lille, La Voix du Nord, 2003, p.5.

¹⁵ 上記のポプリエの祖先はベルギー・フランドル地方の出身とのことで、自らのルーツに興味を示した数少ない例外と言えるだろう。

ギーからの移民についてはなおも¹⁶、同化は容易になしえたと理解され、過去の移民の同化／統合に関する固定観念を打ち破るといふ、当時の移民史研究の意義にはそぐわなかったのではなからうか¹⁷。

第三点目としては、送り出し国側ベルギーにかかわる問題である。ベルギーは1830年に建国された比較的若い国であり、この建国にさいしては、ワロンとフラマンという民族の存在に目をつむり、ベルギー人とは単一の祖先からなる同質的な国民であると宣言せざるをえなかった経緯があった。よって、このような建国神話の根底を揺るがし兼ねない移民史研究は、長らく忌避され続けてきたものと考えられる¹⁸。

ただし、この第三点目に関しては、近年、状況が変化してきている。とりわけ1993年に連邦制へと移行してからは、ベルギー国内でワロン／フラマンのアイデンティティをテーマとする研究に目が向けられるようになり、移民（移出民）史研究においても、とりわけオランダ語圏の大学において、フランドル地方出身のベルギー移民にかんする博士論文が相次いで提出されている¹⁹。だが依然として、ワロニー地方出身のベルギー移民にかんする論考は出てきてはいない。そして、本論が分析対象とするのは、主として、このワロニー地方からフランス——北フランスの炭鉱都市——へ移動した人びとである。

ii. なぜ、ベルギー移民か

それでは、これまで顧みられず、その必要性も求められてこなかったベルギー移民——とりわけワロニー地方出身のベルギー移民——を、あえて問う意義は、いったいどこにあるのだろうか。

1980年代、「19世紀に北フランスに働きに来た（行った）ベルギー人は移民ではない」との見方が、誰あろうフランスおよびベルギーの移民史研究者たちの間から示されていた²⁰。そのように主張する根拠は、ベルギー移民の移動距離は非常に短く、また、そ

¹⁶ 実際には、ベルギー移民がフランス語話者であるという指摘は正しくはない。19世紀のフランスにおけるベルギー移民の言語状況について正確な統計はないが、大多数のベルギー人はフランス語ではなく、フラマン語（オランダ語の方言）かワロン語（フランス語の方言）を話していたと考えられる。

¹⁷ なお、ベルギー移民はフランス社会に容易に同化したとの所見は、1930年代からすでにみられた。Cf., MAUCO (Georges), *op. cit.*

¹⁸ このような中で、先に挙げたモレリは、ベルギーは移民送り出し国であるとともに移民受け入れ国であると位置づけ、ベルギーにおける移民史研究を主導している。Cf., MORELLI (Anne) (dir.), *op. cit.*; *idem*, *Histoire des étrangers... et de l'immigration en Belgique, de la préhistoire à nos jours*, Bruxelles, Éditions Couleur Livres, 2004.

¹⁹ DECLERCQ (Elien), "Si no' sang est d' la Belgique, no' coeur est surmint français". *Une analyse discursive des chansons populaires issues de la migration belge en France (1870-1914)*, Thèse de doctorat, Katholieke Universiteit Leuven, Louvain, 2011; VANDEN BORRE (Saartje), *Vreemden op vertrouwd terrein. Het sociaal-culturele leven en de integratie van Belgische migranten in het Noorden van Frankrijk (1850-1914)* [La vie culturelle et sociale et l'intégration des Belges dans le Nord de la France (1850-1914)], Thèse de doctorat, Katholieke Universiteit Leuven, Louvain, 2012; BYLS (Henk), *Rester catholique en France. Une histoire de l'encadrement religieux destiné aux migrants belges-flamands du Lillois, de Paris et des campagnes françaises (1850-1960)*, Thèse de doctorat, Katholieke Universiteit Leuven, Louvain, 2013. また、2012年にはガン市とオルニュ市の歴史博物館において、フランドル移民をテーマとした企画展も開催された。Cf., GODDEERIS (Idesbald), HERMANS (Roeland)(dir.), *Migrants flamands en Wallonie, 1850-2000*, Bruxelles, Racine, 2012.

²⁰ STENGERS (Jean), «Belgique. Les mouvements migratoires en Belgique aux XIXe et XXe siècles», Commissions internationale d'histoire des mouvements sociaux et des structures sociales, *Les migrations internationales de la fin du XVIIIe siècle à nos jours*, Paris, Éditions du CNRS, 1980, p.292; HARDY-HEMERY (Odette), *De la croissance à la désindustrialisation : un siècle dans le Valenciennois*, Paris, Presses de la Fondation nationale des sciences politiques, 1984,

のために文化的なギャップも少なかったためだとする。確かに、ベルギーとフランスの地理的・文化的距離はわずかであり、ベルギー人による北フランスへの移動は、「近しい移民(migration de proximité)」とでも言い表すことができるだろう。ことに、本論が分析対象とするベルギー南部から北フランスの炭鉱都市への移動について言えば、これも後にその詳細を見てゆくことになるのだが、移動した距離はせいぜい 60 キロメートル程度であり、しかもベルギー=フランスを東西に横切るひとつらなりの石炭鉱脈地帯内を移動しているだけで、移動した先でも、人びとは同じ方言を話し、同じ炭鉱にまつわる文化を共有していた。つまり、現地フランス人住民とベルギー移民との間には、一見すると何ら差異を見いだすことはできないのである。だが、それにもかかわらず、19 世紀末に北フランスの炭鉱都市では、ベルギー移民を標的とした排斥事件が発生した。いったいなぜ、このような事件が発生したのだろうか。同質であるかに見えたベルギー移民とフランス人との、いったいどこに、ほころびが生じたのであろうか。あらためて両者の関係について問うことの意義があるものと考ええる。

ところで、歴史研究において、一国史的な歴史叙述のあり方から脱却しようと模索されるようになって、すでに久しい。このような観点においては、いくら移動距離は短くとも、国境を越えフランスへ移動したベルギー移民は、国民国家の枠組みを相対化しうる分析対象となるのではなかろうか。そもそも、「ベルギー移民は難なくフランスへ同化した」との指摘についてだが、19 世紀のベルギー人がフランスに流入した時期というのは、フランスが国民国家として国民統合を進めていた時期と並行しており、同化——はたして何に同化するのだろうか——という文脈で捉えること自体に、いささか無理があるように思える²¹。だが、視点を少しずらして、国民統合が進む 19 世紀フランスにおける「最初」の外国人移民であったベルギー移民と、それを受入れた地域住民との関係に焦点を据えることで、近代社会における、移民と地域の人びととの相互補完的な帰属意識のあり方というものを、観察することができるのではないだろうか。そして、そこにこそ、ベルギー移民を問うことの意義が見いだせると考える。

iii. 本論の視座

以下に、本論が採用する視座について説明しよう。

第一の視座として、19 世紀に北フランスの炭鉱都市に流入したベルギー移民と、それを受入れた現地のフランス人を等距離でながめ、その日常生活の実態から、両者の関係についての検討をこころみる。本論が分析対象とするベルギー移民は、先にも触れたように、主にベルギー南部の炭鉱地帯出身であり、北フランス炭鉱都市のフランス人住民とは、共に炭鉱地帯の出身という共通項をもち、言語面においても、両者はフランス語の方

p.26; NOIRIEL (Gérard), «Les espaces de l'immigration ouvrière, 1880-1930», MAGRI (Susanna), TOPALOV (Christian), *Villes ouvrières 1900-1950*, Paris, L'Harmattan, 1989, p.176, etc.

²¹ さらに言えば、近年の移民問題についての議論では同化／統合という言葉が、きちんと定義されぬまま多用されているとの印象をもつ。同化／統合とは、後年、研究者がつくり出した概念にすぎず、抽象的な議論を繰り返すだけではあまり意味が無いように思う。それよりは、実生活における人びとの参加や結びつきのあり様を具体的に掬いあげ、積み重ねるといふ地道な作業のなかに、物事の本質を見いだすことができるのではあるまいか。

言のひとつであるピカルディ語(Picard)を使用していた。生活をともにした現地フランス人住民とベルギー移民は、お互いどのように認識したのであろうか。はたして両者の間には何らかの差異はあったのか(あるいは差異などなかったのか)。差異の有無——差異の所在——を、ひとつの指標としながら、かれらの関係について考察してゆきたい。またそのさい、移民史研究は——労働運動史の流れを汲んでいるためだろうか——労働者(とりわけ男性労働者)にばかり関心を寄せる傾向が強いのだが、本論ではできる限り炭鉱都市に暮らす住民たち全体——ベルギー人・フランス人労働者、そしてその妻や子どもたち——に万遍なく視線を向けてゆくこととする。

第二の視座として、移民排斥事件に着目する。移民史研究の醍醐味のひとつは、移動者と移住先の住民とが深く交差したときに生じる、せめぎあいや葛藤というものを読み解くことにある。事件という非日常の出来事に着眼することで、平静時には表に出ることのない人びとの感情の機微を掬いとることができるものとする。本論では、1892年8月に北フランス最大の炭鉱都市であるランス市(Lens)とその周辺で発生した「ベルギー移民排斥事件」を事例として扱うこととする。なお、19世紀のフランスにおける移民排斥事件をあつかった代表的な先行研究としては、1870年から1914年までフランス各地で発生した移民排斥事件を分析したドルネルの研究と、1893年に南フランスで発生したイタリア移民排斥事件を題材にしたノワリエルの研究がある²²。両者とも、19世紀末の移民排斥事件はフランスのナショナリズムのあらわれと捉え、フランスの国民統合という側面から論じている。この指摘は正鵠を得ていると同意はするものの、同時に、ナショナリズムの効果というものにあまりにも楽観的すぎるのではないかとの印象もおぼえる。排斥事件の当事者が行動をおこす、かれらを行動に駆り立てる動機というものは、日常生活に根ざしたところにも見いだすことができるのではないかと考えるからである。これは第一の視座と通底するのだが、実際に移民と生活を共にし、事件の渦中にあつた人びとの視座から、この「移民排斥事件」を捉えなおしたい。また、上述の先行研究では、フランスのナショナリズムに注目しているため致し方ないことではあるが、議論はフランス中心に偏る傾向があり、移民については目が向けられてはいなかった。本論では、事件当事者として、フランス人だけでなくベルギー移民についても分析するとともに、ホスト社会であるフランスだけでなく送り出し国であるベルギーについても、極力目を配るようにしたい。

そして第三は、周縁からの視点である。本論が対象地域とする北フランスは、ベルギーに隣接する国境地帯である。国境という、近代国家の成立以降に創られた政治的境界線のかたわらで、人びとはいかに生活を営んでいたのか、この点についても注目したい。また、1892年の「移民排斥事件」の舞台となったランス市をはじめとして、本論が分析対象とする炭鉱都市は、19世紀半ば地下鉱脈の発見とともに炭鉱会社が建設し、田園地帯のただ中に突如発展をみせた人工的な空間である。そこでは職と住とが非常に接近し、住民のほぼすべてが炭鉱労働者とその家族からなる、「都市」でもなければ「農村」とも定義し難い、特殊な空間でもあつた。このような空間のあり方に着目し、そこに暮らす人びとのつくりあげた独自の物事の考え方——物事への対処の方法——についても、理解をめざしたい。

²² DORNEL (Laurent), *op. cit.* ; NOIRIEL (Gérard), *Le massacre des Italiens...*, *op. cit.*

第二節 課題と構成

i. 分析対象

分析対象について、簡略に整理しておこう。

本論が分析の対象とする地域は、北フランスの炭鉱地帯、特にパ＝ド＝カレ県のランス市を中心とする炭鉱都市である。ランス市は、先にも述べたように、1892年の「移民排斥事件」の発生地であるほか、詳細は後に改めて述べるとするが、フランス最大の採炭量をほこるランス炭鉱会社の本拠地であり、パ＝ド＝カレ炭鉱労働組合の本部も置かれるなど、北フランス炭鉱地帯の一大中心都市であった。また本論では、ベルギー移民の送り出し地であったベルギー南部のポリナージュ地方にも目を向け、ベルギー＝フランス国境を跨ぐ炭鉱地帯を広く見渡すこととする。

対象とする期間は、長期的には19世紀全体を視野に入れるが、フランスにおいて外国人統計が取られ始めるのが1851年からであり、ランス炭鉱会社が操業を開始するのが1852年であることから、とりわけ19世紀半ばより第一次大戦前夜までを注視する。そして短期的には、「ベルギー移民排斥事件」が発生し終息する1892年8月から12月に焦点を絞るものとする。

また、前節でも述べたように、政治や経済動向などといったマクロの視点で事象を捉えるのではなく、あくまでも炭鉱都市の住民たち——ベルギー移民労働者とフランス人労働者、そしてその家族——の具体的な動きに注目し、それを分析対象とする。なお、本論が対象とするベルギー移民とは、その多くがベルギー南部のワロニー地方の出身者であるが、当時のフランス人のまなざしの先にあったベルギー人とは、おそらく、ワロン人とフラマン人が混交したものと考えられ、簡単には二分できるものではないことを留意しておく必要がある。本論でも時折フラマン人とおぼしき姿が散見されており、折に触れてこの点についても言及したい。

ii. 各章のねらい

本論は、全体を通して、ベルギー移民と現地フランス人との関係を問うものである。まず、第一部で、炭鉱都市の「日常」に着目し、炭鉱都市の空間のあり方や生活の実態を明らかにするとともに、そこで暮らしたベルギー移民とフランス人住民の間でいかなる差異が認識されていたのか、検討を加える。続く第二部では、炭鉱都市の「非日常」として、1892年の「ベルギー移民排斥事件」を取りあげ、「事件」のさなか当事者たちがとった行動や態度を具体的に明らかにしながら、「事件」はどのようにして起こったのか、そして、フランス人住民とベルギー移民はどのように折り合いをつけたのか、検討を加える。

各章ごとのねらいを、使用する史料とともに、以下に簡略にまとめよう。

第一章では、統計史料を用いながら、炭鉱都市の人口動態を分析する。そのさい、19世紀半ばより突如発展をみた炭鉱都市の住民たちは、どこから来て、どのような職業に就いたのか、ベルギー人の移民現象はどのように推移したのかを解明し、北フランス炭鉱都市の形成と発展を人口構成から跡づける。

第二章では、社会調査などの史料を用いて、炭鉱都市内部での暮らしぶりについて検証しゆく。そのさい、炭鉱都市とはどのような理念のもとに建設されたのか、また、実際にそこで住民たちはどのような生活を営んだのかを照らし合わせ、炭鉱都市とはいかなる空間であったのか検討する。

第三章では、19世紀にフランスで整備された法規を参照しながら、これらの法制度が炭鉱都市の住民たちの実際の生活と意識にどのような影響を及ぼしたのか、検討を加える。

以上までで、炭鉱都市の日常生活を明らかにしたうえで、1892年の「ベルギー移民排斥事件」の検討にうつる。

第四章では、「事件」の当事者であるフランス人住民に焦点を絞り、主にフランスの行政・司法文書を用いながら、かれらの行動と態度を具体的にあぶりだし、その心理の一端を読み解く。

第五章では、「事件」のもう一方の当事者であるベルギー人に注目し、ベルギー外務省の史料を用いながら、「事件」をきっかけにベルギーに帰還した人びとの実態を明らかにする。

第六章では、炭鉱都市から一旦離れ、ベルギーとフランスにおいて「事件」が当時どのように報道されていたのか、また、事件の当事者たちにいかなるまなざしを向けていたのか、両国の新聞史料から検証する。

第七章では、再度、炭鉱都市に戻り、「事件」のさなかにフランスへ帰化を申請した人びとに着目し、フランス法務省の帰化史料を用いながら、どのような人物がベルギー国籍を捨てフランス国籍を取得することを選択したのか、分析する。また、フランス人住民は、このベルギー人による帰化の動きをどのように受け止めたのか、検討を加える。

*

本論で俎上にのせるのは、19世紀に北フランスの炭鉱都市という限られた空間内における、ベルギー移民と現地住民との間でおこなわれた事象である。よって、本論の分析をもって、19世紀のフランス・ベルギー社会全体を語りつくすことはできない。また、今日、世界各地でとり沙汰される「移民問題」とは、さまざまな点で異なる要素が多く、19世紀のベルギー移民の経験をモデルとしてそのまま適用することはできないであろう。だが、本論があくまでも固執するのは、当事者たちの視点であり、かれらが生きた具体的な経験の詳細を積み重ねてゆくことで、かれらの生活に直接作用した当時の社会のありようというものを、いくらかでも浮き彫りにすることができるものとする。また、本論の分析は、当事者のこころの内奥に入り込もうとするものであり、人間の内面にかかわる問題として、共感しうるものを見いだすことができるのではなかろうか²³。本論は、以上のような志向性を持ち、それをこころみるものである。

²³ 人びとがおかれた時代や社会により、例えば善悪の定義などは異なり、そういった倫理観や価値観などに人びとの内面も大きく規定されるものと考えられる。もちろん、このようなそれぞれの時代や社会固有の精神のありようについて細心の注意を払う必要があるだろう。だが、さらに深く掘り下げて、人びとが物事に対して抱く喜怒哀楽、妬みや憎しみといった「感情」という点においては、時代や社会を越えて（時代や社会を反映する特徴は少なからずあるにせよ）共通するもの、共感しうるものを見いだすことができるのではないだろうか。本論において汲みとろうとするのは、さしあたり、19世紀の北フランス炭鉱都市の住民たちに見られた、このようなこころの動きである。

*
* *

補論 ベルギーとフランスの人口動態、およびベルギー移民の概観

第一章において、北フランス炭鉱都市の人口変動の詳細を見てゆくことになるのだが、本補論ではそれに先立ち、移民を送り出したベルギーと移民を受け入れたフランスの19世紀の人口動態について、統計史料を用いながら概観するとともに、フランスにおけるベルギー移民の全体像を提示する。また、19世紀に繰り広げられた大規模な人の移動のうねりの中で、本論が取り扱うベルギー移民はどのように位置づけることができるのか、考察を加える。

i. 移民送り出し国、ベルギー

19世紀のヨーロッパ諸国は地域的な成長率の差こそあれ、総じて人口を増加させている。図 0-1 は19世紀のベルギー総人口の推移を表したものだが、最初に国勢調査が実施された1831年から1910年にかけて、人口は96%の増加をみている²⁴。フランスについては後述するとして、同時期のベルギー隣接国の人口成長率と比較すると、オランダ、ドイツ、イギリスはそれぞれ104%、113%、126%であり、これらと比較すると若干低い値であるもののベルギーにおいても着実に人口成長が見られたことが分かる²⁵。では、この人口成長はどのようにもたらされたのか、その要因を以下に見てゆく。

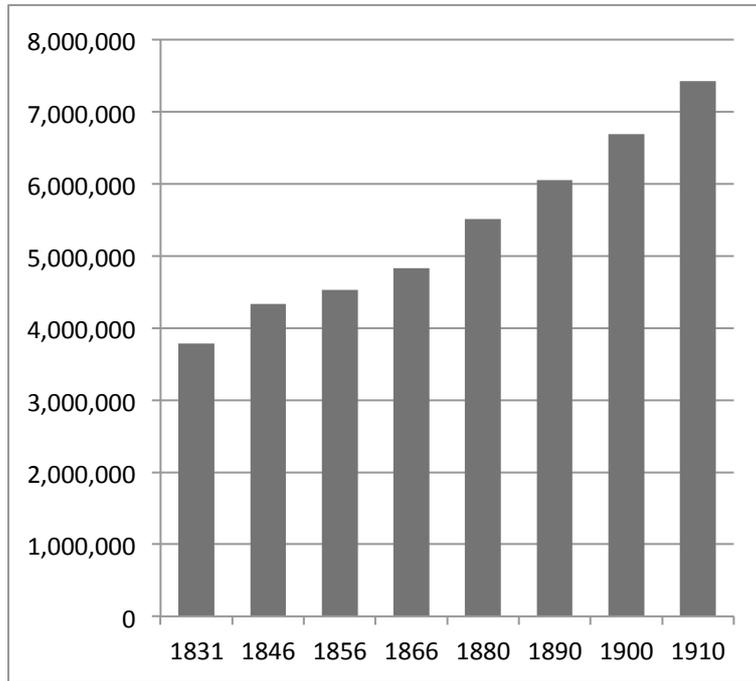
人口を増減させる要因として、出生率と死亡率の差（自然増減）と移出入の差（社会増減／純移動）が挙げられる。当然のことながら、出生と移入は人口増加をもたらす積極的要因であり、死亡と移出は人口減少をもたらす消極的要因となる。図 0-2 に示したベルギーの出生率と死亡率の推移を比較すると、死亡率は一時的な上昇は見られるものの19世紀をとおして低下し続ける一方で、出生率は死亡率を上回る値を維持しておりその差が拡大していたこと、換言すれば人口が増加していたことが分かる²⁶。ただし20世紀になると出生率は急激に低下し、人口成長率は低下の一途をたどることとなる。

²⁴ 当該期間中のベルギー国勢調査のデータの詳細については、巻末の補遺1の表1を参照。

²⁵ 割合は各国の国勢調査より算出。オランダ：1839年 3,057,000人/1909年 5,858,000人、ドイツ：1840年 30,382,000人/1910年 64,926,000人、イギリス：1841年 15,914,000人/1911年 36,070,000人。なお、イギリスはイングランドとウェールズのみであり、スコットランドは含まない。

²⁶ 1846-49年の一時的な死亡率の上昇と出生率の低下は飢饉とチフスの流行によるもの、1866年の死亡率の上昇はコレラの流行によるものと推測される。

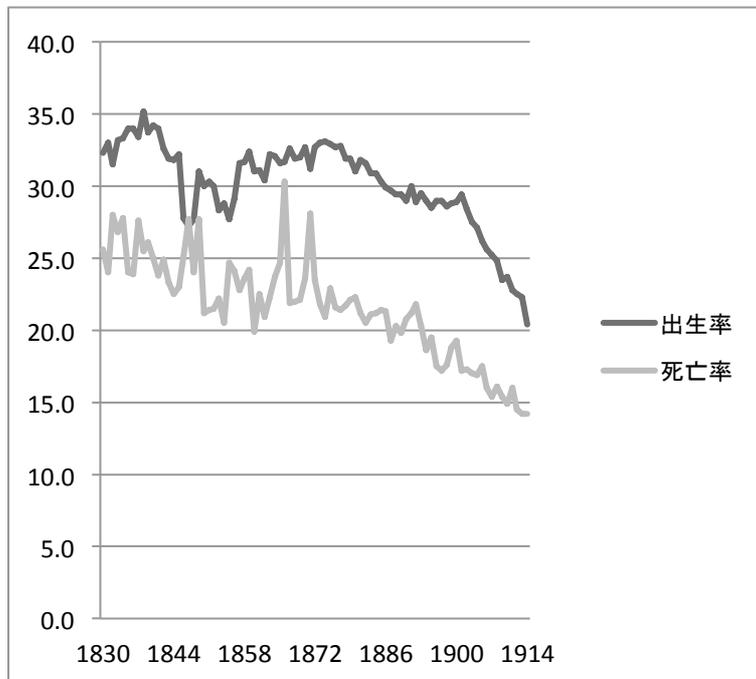
図0-1 ベルギー総人口の推移（1846-1910年）



[出典] *Recensement de la Belgique 1831-1910* より筆者作成

[註記] 1839年にリュクサンブール州とランブール州の一部をオランダに割譲している。

図0-2 ベルギーの出生率と死亡率の推移（1830-1914年）

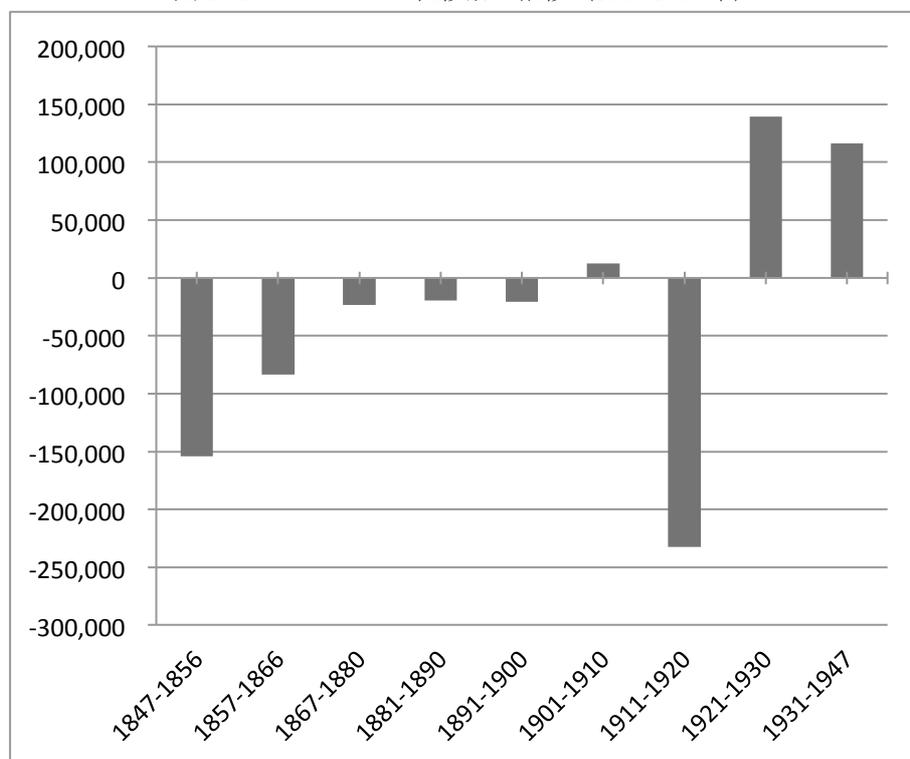


[出典] MITCHELL (Brian), *International Historical Statistics, Europe 1750-1993, 4th ed, pp.94-103* より作成。

[註記] 人口1000人あたりの割合。

他方、図 0-3 はベルギー国外からの人口流入(immigration)と国内からの人口流出(émigration)の差し引き(純移動)の推移で、マイナスの値は流入人口に対する流出人口の超過を、プラスの値は流出人口に対する流入人口の超過をそれぞれ示している。19世紀、イギリスに次いでヨーロッパ大陸では最も早く産業革命をなし遂げたベルギーは、近隣諸国から多くの労働者を引き寄せたと捉えられがちであるが、実際は1900年までは流入人口に対して流出人口が超過する移民送り出し国であったことが分かる²⁷。とりわけ1847-1856年の移出が際立っているが、これは1845-47年にフランドル地方を襲ったジャガイモ飢饉とそれに続く疫病の流行により経済危機がおこったことによるものであり、この影響は先に確認した死亡率と出生率の変動にもあらわれている。ちなみに、この純移動は20世紀初頭に一度プラスとなるものの1914年の第一次大戦により国外に大量の移出民(戦争難民)を出し再びマイナスに転じるため、新たに流入人口が超過し移民受け入れ国となるのは1920年代以降のことである²⁸。

図 0-3 ベルギーの純移動の推移 (1847-1947年)



[出典] Institut national de Statistique, *Bulletin de Statistique*, juin 1972, p.261より作成。

²⁷ 19世紀ベルギーにおける移出入民についての人口統計学的研究としては、ANDRE (Robert), PEREIRA-ROQUE (José), *La démographie de la Belgique au XIXe siècle*, Bruxelles, Edition de l'Université de Bruxelles, 1974, pp.167-189が詳しい。

²⁸ 1914年、およそ130万から150万人のベルギー人(ベルギー総人口のおよそ2割)が国外(主にフランス、オランダ、イギリス)へ脱出している。Cf., TALLIER (Pierre-Alain), «Les réfugiés belges à l'étranger durant la première guerre mondiale»; MORELLI (Anne) (dir.), *Les émigrants belges...*, op. cit., p.19。第一次大戦期のベルギー難民については、AMARA (Michaël), *Des Belges à l'épreuve de l'Exil, les réfugiés de la Première guerre mondiale, France, Grande-Bretagne, Pays-Bas*, Bruxelles, Éditions de l'Université de Bruxelles, 2008; POPELIER (Jean-Pierre), *Le premier exode. Le Grande guerre des réfugiés belges en France*, Paris, Vendémiaire, 2014を参照。

以上のことから、19世紀のベルギーは国外に移出民を多く送り出しながらも、医学や公衆衛生などの進歩により死亡率が低下し、国内の総人口は着実に成長していたと言えることができるであろう。

19世紀のベルギーからの移出民についてさらに説明を加えておこう。ベルギー移出民の目的地として抜きん出て大きな位置を占めていたのは隣国フランスであり、ベルギー外務省の試算によれば1891年度の在外ベルギー人の87%（在外ベルギー人総数53万3000人中の46万5860人）がフランスに居住しているとしている²⁹。また、ベルギー移出民の特徴として隣接国への短距離の移民が多いことも指摘でき、1889年から1891年に行なわれた各国の国勢調査からも、上記のフランス以外に、オランダで1万3000人、ドイツで7000人、イギリスで4000人、ルクセンブルク大公国で3000人のベルギー人が数えあげられている³⁰。さらに、ベルギーの歴史学者スタンジェール（Jean Stengers）の研究では、1886年から1913年にかけてベルギー南部の炭鉱地帯ボリナージュ（Borinage）から国外に出た2万1625人のうち、93%がフランスをめざし、3%がその他ヨーロッパ諸国へ移動、2.8%が北アメリカ、0.7%が南アメリカ、0.5%がその他の大陸へと渡航していたことを明らかにしており、ベルギー移民にとりフランスは最大の受け入れ国であり、いかに重要であったかを裏付けている³¹。また、ベルギーへの移入民について付け加えておこなうならば、こちらも隣接国からの流入が多く、フランス人、オランダ人そしてドイツ人のコロニーがベルギー国内に存在していた³²。

ベルギー人が大西洋を渡る長距離の移動を好まず、フランスをはじめとした隣接国への短距離の移動にとどまった理由については、その国民性（ベルギー人氣質）に帰する説明や海外移民を斡旋する組織力がなかったとの説明もあるが、大陸で最も早く産業革命をなし遂げたベルギーの経済状態は比較的良好であり、遠くへと移動する必要はなかったとも推測できる。また、大陸で最初に鉄道を敷設したのもベルギーであり、ベルギー国内のみならず隣接国へとつながる鉄道網が発達していたことも、近くへの移動にとどまる傾向により拍車をかけたのではないだろうか。さらに付け加えておけば、19世紀のベルギー国内では北部の農村地帯であるフランドル地方から南部の工業地帯であるワロニー地方への大規模な人の移動が見られていたのだが、さらにその南に位置するフランスにも人口

²⁹ AMAE, 2386, Statistique des ouvriers belges travaillant en France.

³⁰ ベルギー人によるヨーロッパ大陸内での長距離の移動先としてはロシアがある。これは19世紀末にロシアにおいてベルギー資本で炭鉱や鉄鋼業の開発が行なわれたことによる。ただし実際に移動したのは企業家や技術者などで、1000人にも満たない規模であった。Cf., ANDRE (Robert) et PEREIRA-ROQUE (José), *op. cit.*, p.186.

³¹ STENGERS (Jean), *Émigration et immigration en Belgique...*, *op. cit.*, pp.26-27. ベルギー人の大陸間移民の数は他のヨーロッパ諸国と比較すると非常に少ない。大西洋を越える移民としては19世紀末から20世紀初頭にかけてアメリカとカナダ、ブラジル、アルゼンチンへの移民が見られた。また、アフリカ大陸のコンゴは1908年から正式にベルギーの植民地となるが、本国からは行政官（軍人も含む）や企業家、宣教師などを送り込むのみで大規模な植民は行なわれていない。

³² 1890年の国勢調査によれば、フランス人、オランダ人、ドイツ人はそれぞれ4万5430人、5万6306人、4万7338人であり、フランス人とオランダ人は各々の国境近くである南部のエノー州と北部のアントワープ州に、ドイツ人は首都を擁するブラバン州に多く集まる傾向にあった。

を吸引する都市がひかえており、ベルギーからフランスへの移動は、この北から南への人の移動の延長線上にあると捉えることもできる³³。

ii. 移民受け入れ国、フランス

続いて 19 世紀フランスの人口動態について見てゆくこととする。ベルギーの人口動態が 19 世紀ヨーロッパで工業化を達成させた先進国の典型だとすると、以下に見てゆくフランスの人口成長はそれとは異なる様相を示している。図 0-4 は国勢調査のデータをもとに総人口の推移を表したものであるが、一見して人口の成長が弱いことが見てとれる。1800 年から 1910 年にかけてのヨーロッパ大陸の推定人口成長率が 138%であったのに対して、フランスの成長率はわずか 45%である³⁴。また、前出のベルギーの人口増加率と比較するならば、ベルギーの人口は 1831 年から 1910 年にかけて 96%の増加をみたのに対して、フランスは同期間中 21%の増加でしかない。このフランスの人口成長率はヨーロッパのどの国よりも低い値であり、その要因としては次にみる出生率と死亡率の趨勢から説明することができる。

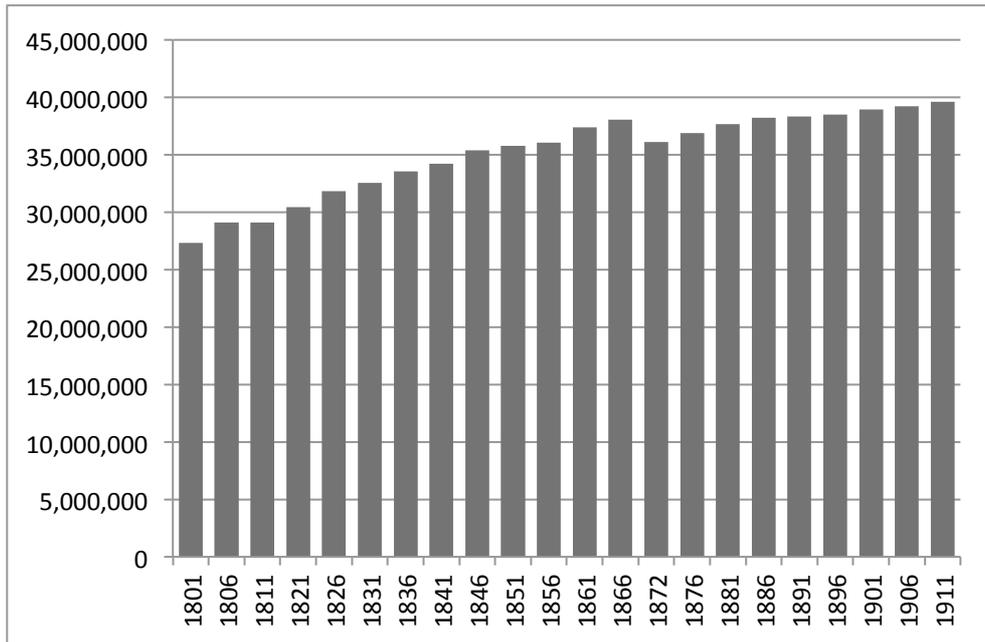
図 0-5 はフランスの出生率と死亡率の推移を示している。前出のベルギーの推移（図 0-2）と比較すると、フランスの出生率と死亡率が描き出す線は明らかに異なることが見てとれる。死亡率が低下しているのはベルギーと同様であるが、出生率についても同時にそしてより急速に下降していることが分かる³⁵。一般にヨーロッパの人口発展の過程は多産多死の時代を経て、19 世紀以降死亡率が低下、それに遅れて 19 世紀末に出生率が減退傾向となり、20 世紀に少産少死へと人口転換がもたらされるとされているのだが、フランスではヨーロッパ諸国の中で先んじて 19 世紀初頭よりすでに出生率の低下が始まっていた。このようにフランスの人口成長が緩慢であったひとつの要因としては自然増加の低迷、中でも生まれてくる子どもの数が少なくなっていたことが挙げられる。

³³ フランドルからワロニーへの国内移民については、DUMONT (Cécile), *Migrations intérieurs et immigration dans le bassin industriel de Charleroi (1800-1866)*, Thèse de Doctorat, Université Libre de Bruxelles, Bruxelles, 1989 ; QUAIRIAUX (Yves), *L'image du flamand en Wallonie, Essai d'analyse sociale et politique (1830-1914)*, Bruxelles, Edition Labor, 2006 ; GODDEERIS (Idesbald), HERMANS (Roeland)(dir.), *op. cit.*が詳しい。

³⁴ ヨーロッパの推定人口成長率については、N. J. G. パウンズ『近代ヨーロッパの人口と都市 歴史地理学的概観』（桜井健吾訳）晃洋書房、1991 年、3 頁を参照。なお、当該期間中のフランス国勢調査のデータの詳細については補遺 1 の表 2 を参照。

³⁵ とりわけ 1890 年代以降に出生が死亡を下回る状況がたびたび繰り返されている。なお、1871 年の死亡率が突出して高いのは普仏戦争の影響と考えられる。

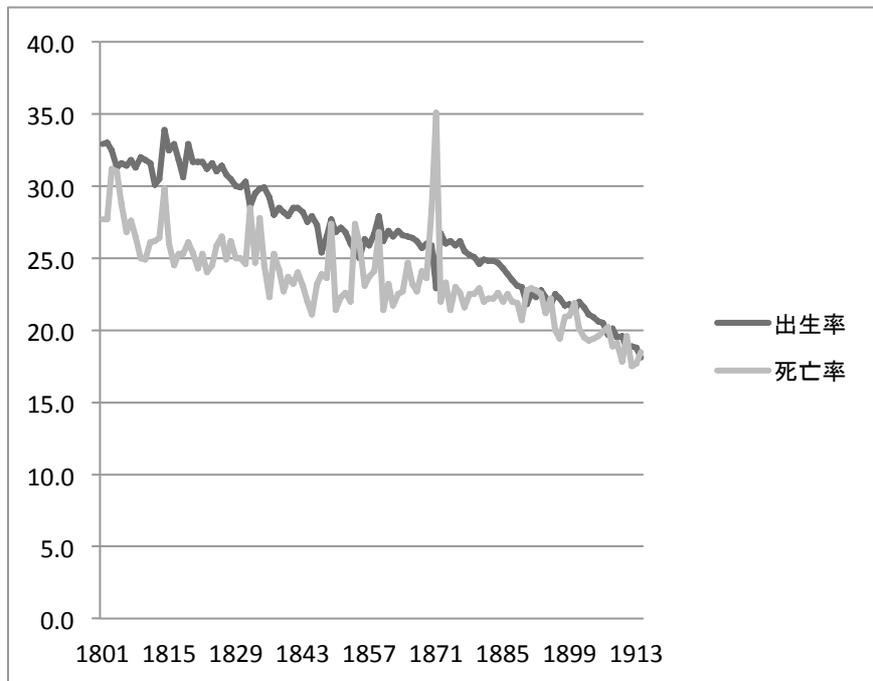
図0-4 フランス総人口の推移（1801-1911年）



[出典] *Recensement de la France 1801-1911* より筆者作成。

[註記] 19世紀、フランスは二度の国境の変更を経験している。1861年以降ニース・サヴォワ地方（サヴォワ県、オート＝サヴォワ県、アルプ＝マリティム県の一部）を併合し、1872年以降はアルザス・ロレーヌ地方（モーゼル県、バ＝ラン県、オー＝ラン県）を割譲した。

図0-5 フランスの出生率と死亡率の推移（1801-1914年）



[出典] MITCHELL (Brian), *International Historical Statistics, Europe 1750-1993, 4th ed, pp.95-104* より作成。

[註記] 人口1000人あたりの割合。

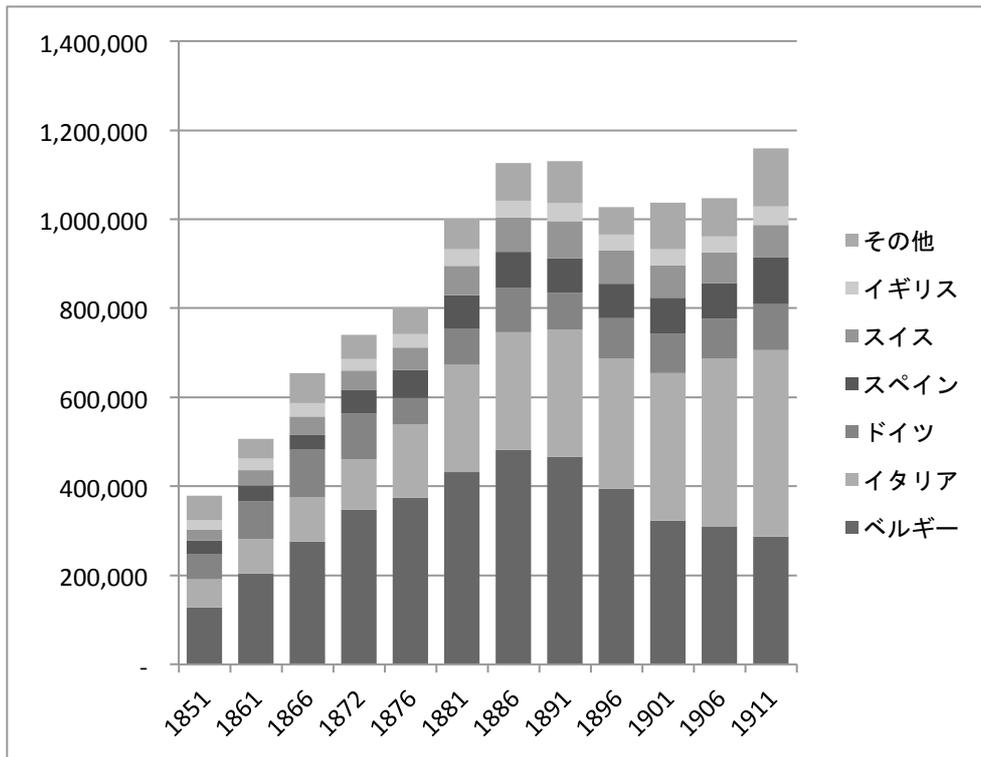
この低出生率をもたらした原因については諸説あるものの、子どもの数を制限しようという個人の意思にはほかならず、19世紀フランスの社会経済学者ル・プレ（Frédéric Le Play）によれば、財産の分割相続を定めたナポレオン民法典により、伝統的家族が崩壊し、財産の分割をさけるため相続人となる子女数を意図的に制限したためであると説明している³⁶。また、この出生率低下をめぐる議論はとりわけ普仏戦争の敗北後には愛国的な言説と結びつき、人口減少(dépopulation)の危機、あるいは民族的衰退(dégénérescence)の危機として当時の人口学、経済学、社会学、人類学などの学者を巻き込み大きな議論を呼ぶこととなる。また、この人口減少論は第三共和政政府の政策にも大きな影響をあたえることになるのだが、これについては第三章で改めて論じることとする。いずれにせよ、ヨーロッパの中で特殊ともいえるべき人口減退に直面したフランスは、次にみてゆく国外からの外国人の流入により人口のバランスをプラスに維持し、結果的にフランスを移民受け入れ国へと方向付けることとなる。

図0-6はフランスに滞在する外国人の推移を表している。まず、全体として1851年から1911年までに外国人数は約3倍近くまで膨らんでいる。とくに1876年から86年にかけての伸びが顕著であるが、これは1878年のパリの万国博覧会や、1870年代末から始まるフラシネ・プランによる大規模な公共土木事業が外国人労働者流入の呼び水となったと考えられる。一方1890年代になると外国人数が減少しているが、これは移民政策の一環として国籍法が改正され、外国人の一部がフランス人（あるいは帰化者）として数えられるようになったためであり、もうひとつの理由としては、とりわけベルギー移民に言えることであるが、移民の行動様式が変化しフランスの国勢調査に反映されない越境労働や季節労働へと転換したためだと考えられる³⁷。次に国籍に目を向けると、いずれもフランスと国境を接している国の出身が大半であり、なかでもベルギーが占める割合がひときわ高いことが分かる。ベルギー人は1870年代には外国人の約半数を占め、その数は1886年にピークを迎え上記の理由から統計的に減少はするものの、1901年にイタリアに追い抜かれるまで19世紀をとおしてフランスの外国人の多数派であり続けていた。ベルギーにとってフランスは最大の移民送り出し先であったことはすでに確認した通りだが、フランスにとっても、ベルギーは最大の移民供給源であったことがここで確認できる。

³⁶ 19世紀の出生率低下についての議論は、岡田實『フランス人口思想の発展』千倉書房、1984年、187-235頁に詳しい。

³⁷ この国勢調査の問題点については第一章第一節において改めて説明する。

図0-6 在仏外国人の国籍別推移（1851-1911年）



〔出典〕 *Recensement de la France 1851-1911* より筆者作成。

iii. フランスにおけるベルギー人

以上までに移民送り出し国であるベルギーと受け入れ国であるフランスの人口動態を概観したが、引き続き統計史料を用いながら、フランスにおけるベルギー移民の全体像についても示しておく。

まず、フランス国内でのベルギー移民の流入先であるが、ベルギー人が最も多く集まったのはベルギーに最も近いノール県で、19世紀を通じて常に6割以上のベルギー人が集中し、1886年には県内人口の18%をベルギー人が占めていた。次いで首都パリを擁するセーヌ県が1割強のベルギー人を集め、アルデンヌ県、そして本論が対象とするランス市があるパド=カレ県がこれに続いていた³⁸。ベルギー人はフランス北部、とりわけ国境周辺の地域に集中する傾向にあり、繊維産業で栄えたルベ市(Roubaix)は19世紀ヨーロッパでも驚異的ともいえる人口の増加をみたのだが、住民の半数以上がベルギー人であったことは良く知られている³⁹。

³⁸ 1891年の国勢調査によれば、フランス国内のベルギー人46万5860人のうち28万9528人(62%)がノール県、5万8453人(13%)がセーヌ県、2万9265人(6%)がアルデンヌ県、そして1万9148人(4%)がパド=カレ県に居住している。補遺1の表3を参照。

³⁹ ルベ市の発展とベルギー移民については、REARDON (Judy), *op. cit.*; LENTACKER (Firmin), «Un épisode de la Révolution industrielle : Ouvriers à demeure, ouvriers immigrés dans l'industrie cotonnière de Roubaix de 1857 à 1864», *Revue du Nord*, n°275, octobre-décembre 1987, pp.767-775; PETILLON (Chantal), *op. cit.*が詳しい。

1901年の国勢調査によればフランス在住ベルギー人の男性77%、女性34%がフランスで何らかの職業に就いていることが分かる⁴⁰。フランス人の就業率（総人口に労働力人口が占める割合）は男性68%、女性35%であり、両者を比較するとベルギー男性の就業率が高いことから、フランスで雇用機会を得ることを目指して移住してきた男性が比較的多いこと、女性については労働を目的とする以外にも被扶養者として移住し就業しないケースが多かったことがうかがえる。ただし先にも述べた通り、ベルギーに住所をもちながらフランスに定期的に働きに来る越境労働者や季節労働者の数は国勢調査には反映されておらず、実際のベルギー人労働力人口はこの統計上にあらわれた数よりもさらに多いと考えられる。ベルギー人を集めた産業としては男女ともに鉱業・製造業・運輸業部門への比重が際立っており、フランス人の職業構成の割合と比較するとその偏りは顕著であった（表0-1）。とりわけ北フランスの主幹産業である炭鉱業や繊維業で労働に従事することが多かった。

表0-1 ベルギー人とフランス人の産業別就業構成（1901年）

	ベルギー人			フランス人		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計
漁業・林業・農業	17,348	4,200	21,548	5,517,786	2,646,519	8,164,305
鉱業・製造業・運輸業	95,630	27,536	123,166	4,359,327	2,287,091	6,646,418
商業・金融業	12,166	7,807	19,973	1,127,053	673,115	1,800,168
自由業・公務	1,976	1,709	3,685	1,312,602	282,891	1,595,493
家事奉公	2,426	10,741	13,167	164,160	726,465	890,625
分類不能	137	24	161	13,688	4,308	17,996
合計	129,683	52,017	181,700	12,494,616	6,620,389	19,115,005
割合	男性	女性	合計	男性	女性	合計
漁業・林業・農業	13.4	8.1	11.9	44.2	40.0	42.7
鉱業・製造業・運輸業	73.7	52.9	67.8	34.9	34.5	34.8
商業・金融業	9.4	15.0	11.0	9.0	10.2	9.4
自由業・公務	1.5	3.3	2.0	10.5	4.3	8.3
家事奉公	1.9	20.6	7.2	1.3	11.0	4.7
分類不能	1.6	0.05	0.1	0.1	0.1	0.1
合計	100	100	100	100	100	100

[出典] *Recensement de la France 1901* より筆者作成。

[註記] 人口100人あたりの割合。

⁴⁰ 1901年のベルギー人とフランス人の就業率は以下の通り；

ベルギー人	男性	女性	合計	フランス人	男性	女性	合計
総人口	168539	154851	323390	総人口	18366831	19050086	37416917
就業者	129683	52017	181700	就業者	12494616	6620389	19115005
就業率	77%	34%	56%	就業率	68%	35%	51%

[出典] *Recensement de la France 1901* より筆者作成。

ところで、ベルギーからフランスへの人の移動は 19 世紀から 20 世紀半ばまで続いた現象ではあるが、時期を追う毎にその様相を変化させている。移民のパターンについては様々な分類があるが、ここでは滞在期間と周期性を基準として 19 世紀フランスに流出したベルギー人の移動パターンを大きく三つに分類すると、「定住移民 (émigration permanente)」、「季節移民(émigration saisonnière)、そして「越境移民(émigration frontalière)」に分けることができる⁴¹。

まず 19 世紀前半から 1880 年代頃まで多く見られたのが永住を目的とした、あるいは中・長期滞在し続ける指向の強い定住移民で、とりわけ 1846 年のジャガイモ不作による食料不足、そしてそれに続く経済恐慌により大量の移民を流出させている。これまで参照してきたフランスの国勢調査に数量として表れているのは、主にこの定住移民の動態と捉えることができるであろう。在仏ベルギー人は 1860 年代までは男性率が高く男性単身者の移動が多かったが、その後女性の数が増加し家族単位での移動へと変化していったと考えられる。

次に出現したのが農繁期にベルギー農村からフランスの農村へ出稼ぎにゆく季節移民で、これも 19 世紀前半よりみられたがとりわけ 1870 年代以降、北フランスで砂糖の原料となる砂糖大根 (甜菜) 栽培が拡大したことにより増加している。1898 年のベルギー内務省の調査によると年間 5 万 7262 人が季節移民としてフランスに出稼ぎに行っているとし、これはベルギーの男性人口のおよそ 1%に相当すると指摘している⁴²。季節移民の大半が男性であり、同じ村の男性が集団で春から秋にかけて移動し、チョコリ、ジャガイモ、麦、ホップ、砂糖大根、亜麻などの種まきから収穫までを一手に請け負っていた。また農業労働のほか、製材、煉瓦製造、土木工事についても季節的な需要がありベルギー季節移民の働き口となっていた。なお、このベルギー人によるフランスへの季節移民は二度の大戦を経て 1960 年頃まで続いている。

1890 年代より増加したのが越境移民である。これはベルギー側に住居をもちフランス側の職場へと通勤する移民形態で、通勤距離が比較的短いものは徒歩、あるいは自転車や路面電車などで毎日通勤し、移動距離が長い者は月曜日の朝にフランスに入り土曜日の午後に戻るといった通勤サイクルを繰り返していた。とりわけ繊維産業都市であるルベ市とトゥルコワン市への越境移民は、1888 年にはすでに 1 万人 (うち、6000 人が毎日通勤し、4000 人が週ごとの通勤) を数えていたとされる⁴³。またベルギー産業労働省の調査からも、1896 年にフランスと国境を接する西フランドル州とエノー州の住民、それぞれ 1

⁴¹ 移民の類型としては、例えばアメリカの社会学者ティリーは移動距離と故郷との結びつきの強さを基準として次の 4 つの分類を提示している。1、近郊移民 (local migration)、2、循環移民 (circular migration)、3、連鎖移民 (chain migration)、4、社会的上昇移民 (career migration)。Cf., TILLY (Charles), «Migration in Modern European History», MCNEILL (William Hardy), ADAMS (Ruth)(dir.), *Human Migration: Patterns and policies*, Bloomington, Indiana University Press, pp.50-55.

⁴² AMAE, 3290, Ligue démocratique belge, *Les ouvriers belges en France, Rapport présenté au congrès de Liège de 1898 par G. Eylembosch, Secrétaire d la Ligue démocratique belge*, Gand, Imprimerie Het Volk, 1898, p.7. また、ベルギーの法律家ロッセの試算よれば、エノー州、西フランドル州、東フランドル州の男性農業人口のそれぞれ 21.86%、24.86%、42%がフランスでの季節労働に従事していたとしている。Cf., RONSE (Edmond), *L'émigration saisonnière belge*, Gand, Imprimerie Het Volk, 1913, p.81.

⁴³ LENTACKER (Firmin), «La situation des travailleurs belges en France de 1871 à 1914», *Les relations franco-belge de 1830 à 1934*, Acte de colloque de Metz, 15-16 novembre 1974.

万 1621 人と 9479 人が国境を越えフランスに通勤していることが報告されており、第一次大戦前夜には推定で 5 万から 6 万人の越境移民が存在していたと言われている⁴⁴。季節移民は基本的に農業労働者で男性が中心であったのに対して、越境移民はフランスの国境地帯にある工場ではたらく工業労働者であり、女性の越境移民も比較的多かった。

19 世紀のベルギー国内では北部の農村地帯であるフランドル地方から南部の工業地帯であるワロニー地方への大規模な人の移動が見られたことはすでに述べた通りだが、ベルギー政府は農村人口を維持しながらから工業地帯へと労働力を供給する手段として、鉄道を利用して農村から都市へ通勤することを奨励し、1870 年より労働者のために割引鉄道料金を設定していた⁴⁵。さらに 1896 年からはフランスへの移動についても同様の割引鉄道料金を適用しており、定住移民からより短期の季節移民と越境移民へと転換した背景にはこのような事情も関係していたと考えられる。

フランス国内の人の移動についても若干触れておこう。19 世紀半ばよりフランスの農村では都市への労働人口の流出が急激に加速した。国勢調査によれば、1851 年には人口の 74%が農村で暮らしていたのだが、1911 年には農村人口は 55%に落ち込む一方で、都市人口は 44%にまで上昇している⁴⁶。ベルギー人によるフランスへの移動は、フランスで発生していたこのような大規模な国内の人口移動と同時に進行していたことも指摘できる。そしてさらに俯瞰するならば、このベルギー人による移民現象は、19 世紀ヨーロッパ大陸内においても、規模の大きな人の移動のひとつであったと位置づけることもできるだろう⁴⁷。

*
* *

これから本論が対象として取り上げる 19 世紀フランスのベルギー移民とは、ヨーロッパ大陸内の隣り合う国と国とで発生した労働者とその家族の移動である。国境を越える移動であるのは揺るぎない事実であるが、その移動距離は両国の国内で発生していた人口移動と同程度、あるいはそれ以下の場合もあった。はたしてこの国家間移動と国内移動の経験には違いがあったのだろうか。国境を越えることはどのような意味があったのだろうか。国境を越えたベルギー人と国境を越えないフランス人との間にはいかなる違いがあったのだろうか。これらの問いを念頭におきながら、以下に論を進めてゆきたい。

⁴⁴ AMAE, 3290, Lettre du Ministre de l'Industrie et du Travail (19/04/1901) ; MAUCO (Georges), *op. cit.*, pp.40-41.

⁴⁵ EGGERICKX (Thierry), *La dynamique démographique et la transition de la fécondité dans la bassin industriel de la région de Charleroi de 1831 à 1910*, Bruxelles, Académie Royale de Belgique, 2004, p226.

⁴⁶ MAUCO (Georges), *op. cit.*, p.27. フランス国内の労働者の移動については、CHATELAIN (Abel), *Les migrants temporaires en France de 1800 à 1914*, Villeneuve d'Ascq, Publications de l'Université de Lille III, 1976.を参照。

⁴⁷ STRIKWERDA (Carl), «France and the Belgian Immigration of the Nineteenth Century», GUERIN-GONZALES (Camille), STRIKWERDA (Carl)(dir.), *The Politics of Immigrant Workers, Labor Activism and Migration in the World Economy since 1830*, New York, Holmes & Meier, 1993, p.101.

第一部 炭鉱都市の生活世界（日常）

Mais trois heures sonnèrent. (...) Brusquement, au détour de l'église, parurent les premiers charbonniers qui revenaient de la fosse, le visage noir, les vêtements trempés, croisant les bras et gonflant le dos. Alors, il se produisit une débandade parmi les femmes, toutes couraient, toutes rentraient chez elles, dans un effarement de ménagères que trop de café et trop de cancans avaient mises en fautes. Et l'on n'entendait plus que ce cri inquiet, gros de querelles :

« Ah ! mon dieu ! et ma soupe ! et ma soupe qui n'est pas prête ! »

Émile Zola⁴⁸

⁴⁸ ZOLA (Émile), *Germinal*, Paris, Librairie Générale Française, 2000, p.144.

第一章 炭鉱都市の住民

« Chaque civilisation a sa formule démographique,
comme elle a sa manière d'être, de vivre et de mourir. »

Philippe Ariès⁴⁹

本章の目的は、19 世紀半ばより炭鉱都市として突如発展をみたランス市の住民について、国勢調査原簿(liste nominative du recensement de la population)——国勢調査の元となる全住民の属性が記載された台帳——を用いながら、その実態を可能なかぎり具体的に明らかにすることにある。とりわけ、ランス市の住民たちはどこから来て、どのような職業に就いていたのか。またそのなかで、ベルギー人の移民現象はどのように推移していたのか。炭鉱都市の形成と発展を、そこに暮らした住民たちの人口構成から読み解くことをめざす。

第一節 史料と方法

i. フランス国勢調査のあらまし

フランスにおいて初となる全国規模かつ定期的な人口調査は、1791 年の法律によりその実施が定められている⁵⁰。しかしながら政治的混乱により一時棚上げされ、実際の開始は 1801 年になってのことであった⁵¹。調査は 5 年毎の実施が原則とされ⁵²、調査期日（期間）は 1876 年までは 1、2 ヶ月を要して調査が行なわれていたが、1881 年以降は決

⁴⁹ ARIÈS (Philippe), *Histoire des populations françaises et de leurs attitudes devant la vie depuis le XVIIIe siècle*, Paris, Éditions Self, 1948, rééditions Éditions du Seuil, 1971, p.16.

⁵⁰ Loi de police du 22 juillet 1791. なお、フランスにおける国勢調査の歴史については、1901 年度の『国勢調査結果』の巻頭に過去 1 世紀分の調査の変遷がまとめられている。Cf., Ministère du commerce, de l'industrie, des postes et des télégraphes, direction du travail, *Résultats statistiques du recensement général de la population effectué le 24 mars 1901, Tome I*, Paris, Imprimerie national, 1904, pp.1-8.

⁵¹ ちなみにベルギーでは独立直後の 1831 年から原則 10 年毎に、日本では 1920 年（大正 9 年）から原則 5 年毎に、国勢調査が実施されている。

⁵² 本論が取り扱う期間では普仏戦争の影響で本来ならば 1871 年に実施される国勢調査が 1 年遅れの 1872 年になり、その次の年度は 4 年後の 1876 年に調査が行なわれるという例外がみられた。

められた日に一斉調査というかたちで実施されている。市当局が調査主体として市内の全住民の調査を行ない、その結果をまとめた原簿を作成している。当時の調査項目は住所、氏名、年齢、職業にかんする情報などが核をなしていたが、実施年度ごとに様々に手が加えられ、調査項目、その項目の分類法などは固定されていない。これは継続的な比較分析をこころみる場合、若干の困難が生じることとなる。しかし、裏を返せば、この調査項目の流動性に当時の興味の対象とされた事柄、当時の社会の関心のあり方を見て取ることも可能である。以下に国勢調査の概歴として、調査項目の変遷に注目しながら整理する。

まず、本論において非常に重要な論点となる国籍にかんする設問が調査項目として現れるのは 1851 年からである。この年の調査からフランスの領土内の人口のなかに、「フランス人(Français)」、「外国人(Étranger)」、そして「帰化者(Naturalisé)」という分類が初めて発生し、それぞれの数が掬いとられるようになった。ちなみに、ベルギーの国勢調査において国籍が区別されるのは 1890 年の調査からである⁵³。国籍意識にかんしてフランスが早熟なのか、ベルギーが晩熟なのかの判断はひとまず措いておくとして、このときからフランスでは「国民」と「外国人」との区別が統計上で意識され始めたのだと言えることができるであろう。1872 年には出生地が調査項目に加わり、人口移動を確認する指標となっている。職業についての調査は一応実施されているもののその分類方法は長らく未確立であり、また、当時の関心は各世帯の生活手段が何によっているのかにおかれていたために、就業者だけでなく扶養家族までも同一職業に区分されることもあった。事態が一転するのは労働省の前身となる労働局(Office du travail)が創設される 1891 年以降からで、労働者を取りまく状況が社会問題化したことを受けて、以後、労働力人口のみを抽出し、より綿密な分析が加えられるようになっていく⁵⁴。そのほか、信仰する宗教(1851・61 年度)、身体的・知的障害の有無(1851・76 年度)、救貧者と保護児童(1856 年度以降)、各家庭の子どもの数(1886 年度以降)、失業者(1896 年度以降)、識字度や住環境(1901 年度以降)などについての調査も、当時の社会関心のありようを如実に映し出していると思われる。

ii. 史料と方法

本章では、ランス市の国勢調査原簿を主な史料として使用する。国勢調査原簿とはすでに述べたように、市が国勢調査のために作成した全住民の基礎情報を集めた台帳のことである。住民の構成や変動を数量的に分析するだけではなく、より微視的に個人や家族のレベルまで近づいた分析も可能となる。市井の人びとが自らの記録を後世に残すこと

⁵³ベルギーの国勢調査の特徴として、建国当初より言語調査が必ず行なわれていることが挙げられる。ラテン系のフランス語話者とゲルマン系のオランダ語話者を抱えながら独立を果たし統合を模索する若い国にとって、国内の言語状況(フランス語・オランダ語の習熟度)を知ることがいかに重要であったかがうかがえるだろう。

⁵⁴労働局の創設については、DECOUFLE (André-Clément), «Histoire de l'Office du travail. Une "administration de mission" avant la lettre», *Travail et Emploi*, n°21, septembre 1984, pp.45-54 に詳しい。

は皆無に等しいが、少なくとも国勢調査原簿にはかれらが存在した痕跡を見いだすことができる⁵⁵。

国勢調査原簿は通常二部作成され、一部は市役所で保管し、もう一部は県庁に送られることになっている。北フランスは二度の大戦で惨禍を被っており、ランス市の国勢調査原簿については、ランス市役所保管分は第一次大戦中にドイツ軍占領中に全て破壊され、パド=カレ県庁保管分も1915年7月のアラス市(Arras)爆撃により19世紀末から20世紀初頭の記録がほぼ焼失してしまっている。ランス市で初めて国勢調査原簿が作成されたのが1820年で第一次大戦前夜までに合計19回の国勢調査が実施されているはずであるが、現存する原簿はそのうち13回分である。原則としてこれら13回分全ての原簿に目を通し基礎となるデータを抽出したが、職業構成についてはこのうちの7回分——1820年、1836年、1846年、1851年、1856年、1872年、1886年——を選びその推移を分析することとする。抽出年は等間隔とはしなかったが、その理由としては実施年度により調査項目が異なるため比較可能な指標が得られる年度を選択した結果であり、またランス市の社会経済状況も勘案した結果でもある⁵⁶。ランス市の国勢調査原簿の記載事項をまとめたのが表の1-1である。

実際の手順としては、まず、ランス市の住民の基本的な人口構造の推移（人口増減、男女構成、年齢構成、出生・死亡・婚姻率、移動など）を観察し（第二節）、続いて職業構成の推移の分析を行ない（第三節）、最後にランス市のベルギー人に焦点を絞りその特徴をみることにする（第四節）。なお、パド=カレ県炭鉱地帯の驚異的な人口増加についての分析はすでにフランスの歴史学者アリエス(Philippe Ariès)の古典的な研究があるが、ひとつの炭鉱都市に焦点を据えその国勢調査原簿を使用しながら網羅的に住民の動態をとらえ、とりわけ炭鉱都市のベルギー人の移動について具体的な状況を明らかにした研究はこれまでなく、これから行なう本章の分析は十分に意義があるものとする⁵⁷。

⁵⁵ 19世紀フランスでは国民の掌握が喫緊の課題であり、国勢調査原簿のほかにも国民の動向を記録した文書が作成されている。例えば、出生記録簿(Registre aux actes de naissances)、婚姻記録簿(Registre aux actes de mariages)、死亡記録簿(Registre aux actes de décès)が挙げられるほか、フランス国籍を持つ成人男性に限れば兵役簿(Registre matricule du recrutement militaire)の記録からも彼らの人生の一端をうかがい知ることができる。本論ではこれらの史料も適宜使用しながら分析を行なう。

⁵⁶ 1851年の原簿には初めて国籍の記載があり、1872年の原簿には出生地の情報があるため選択した。また、1846年はヨーロッパを襲った経済危機の開始年にあたり、1856年はランス市で炭鉱会社が操業を始めた直後にあたるために分析対象年として選択している。ただし、1891年から1906年までは史料が現存しないのでやむを得ないこととして、史料が現存する1911年の分析を行なっていないのは、対象人口が3万人を越え、個人の作業で分析するには時間の制約上難しいと判断したためである。これについては今後の課題としたい。

⁵⁷ ARIÈS (Philippe), « Au pays noir, La population minière du Pas-de-Calais », dans *op. cit.*, pp.69-118. このほか、パド=カレ県の農村地帯や炭鉱地帯、あるいはランス市の人口を扱った基礎研究として、HUBSCHER (Ronald), *L'Agriculture et la société rurale dans le Pas-de-Calais de milieu du XIXe siècle à 1914, Tome I, II*, Arras, Mémoires de la commission départementale des monuments historiques du Pas-de-Calais, 1979-80; VIREL (Émile), *Évolution historique et démographique du centre du Bassin minier 1850-1960*, DES, Université de Lille III, 1960; ROUCOUX (Patrick), *Le mouvement de la population dans le département du Pas-de-Calais au XIXème siècle*, Mémoire de maîtrise, Université de Lille III, 1972; CAUX (Richard), *Lens 1820-1872, portrait socio-démographique d'une cité en expansion à travers les dénombrements de population*, Mémoire de maîtrise, Université de Lille III, 1982などが挙げられる。

表 1-1 ランス市の国勢調査原簿に記載された調査項目 (1820-1911 年)

	1820	1831	1836	1841	1846	1851	1856	1861	1866	1872	1876	(1881)	1886	(1891)	(1896)	(1901)	(1906)	1911
住所				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
年齢		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
出生年	○																	○
出生地										○	○							○
国籍						○		○		○	○		○	○	○	○	○	○
独身/既婚/寡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
世帯主との続柄												○	○	○	○	○	○	○
職業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
雇主/職員/労働者																○	○	○
宗教						○		○										
身体的・知的障害				○		○	○	○		○								
救貧者/保護児童							○			○	○							
調査実施月	IX	V/ VI	V/ VI	V/ VI	VI	IV/ V	V/ VI	V/ VI	IV/ V	V	XII	XII	V	IV	III	III	III	III

〔出典〕 ADPdC, M3654-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1820-1911 より筆者作成。

〔註記〕 1826 年、1881 年、1891 年から 1906 年のランス市国勢調査原簿は現存せず。欠落年の調査項目はパド=カレ県に残る他市の原簿を参照した。

史料の問題点について明らかにしておこう。19 世紀フランスの国勢調査については端緒についたばかりで統計方法も分類法もまだ確立されておらず、その信憑性を問う議論があるのは確かである。調査期日は一定でなく、春に実施されたり冬に実施されたりするために季節毎に移動する季節移民は往々にして調査から漏れ、フランス国内に住所をもたない越境移民は調査対象にすらならないことはすでに述べた⁵⁸。またフランスの歴史学者シャトランによれば、19 世紀をとおして住民人口を水増ししたり、逆に数を少なく見せたりという不正が市当局により行なわれていたという⁵⁹。ランス市の国勢調査原簿にひと通り目を通した限りではそのような不正が行なわれた形跡は見あたらなかったが、いくつか気になる点があった。

まず、国籍についてだが、19 世紀のフランス民法典によれば、フランス人の女性が外国人（ベルギー人）の男性と婚姻した場合、夫の国籍に従いフランス国籍から外国籍

⁵⁸ ただし、本章において職業構成の分析のためのデータを抽出するにさいしては、春（4～6 月）に国勢調査が実施された年度をあえて選択しており、季節移民はあらかじめ到着し、大きな取りこぼしはないものとする。また、ランス市は国境からは一定程度の距離があるため（ベルギーからは最低でも 2 度、汽車を乗り継ぐ必要がある）、越境移民を考慮する必要はないと考える。なお、国勢調査の実施月については、表 1-1 を参照。

⁵⁹ CHATELAIN (Abel), «Valeur des recensements de la population française au XIXe siècle», *Revue de géographie de Lyon*, Vol.29, n°4, 1954, pp.273-280.

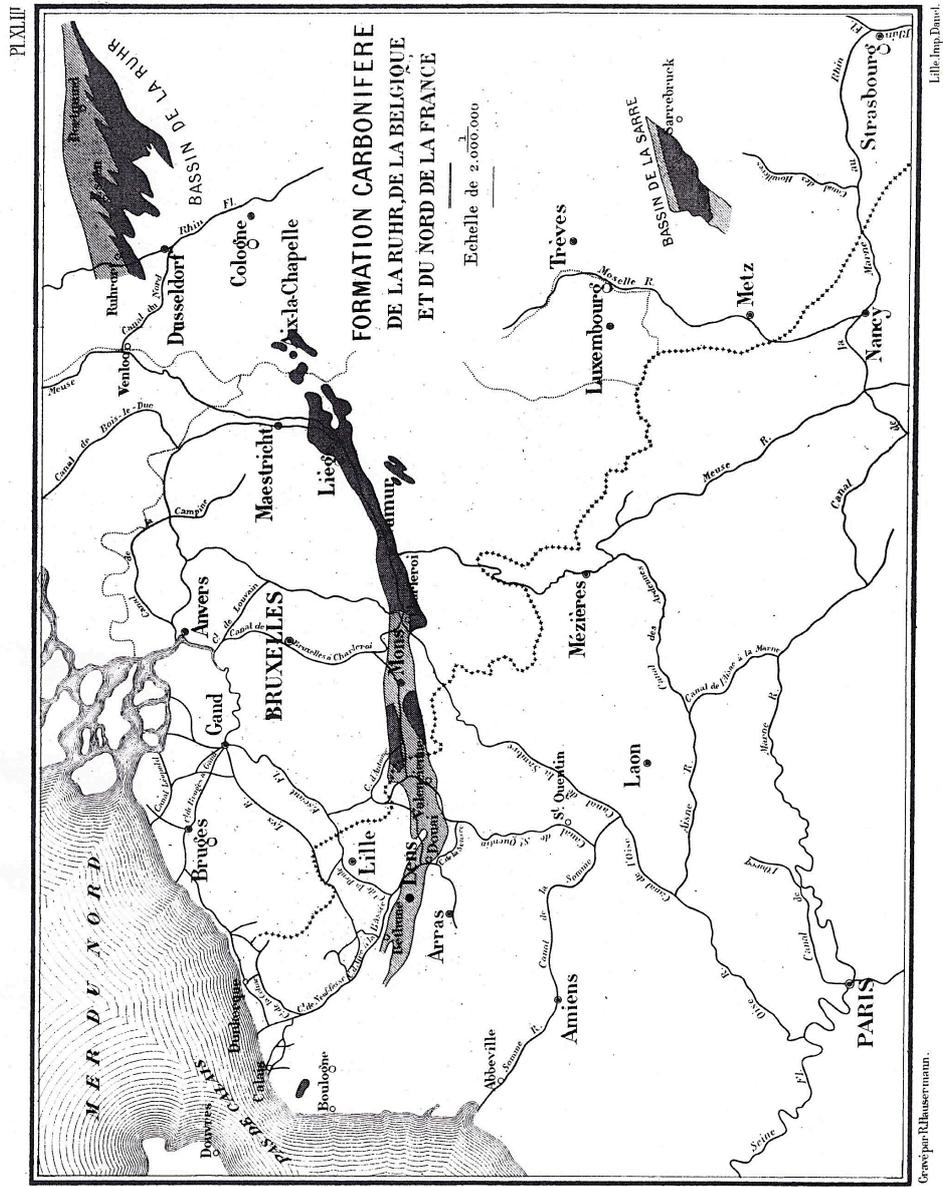
(ベルギー国籍)に変わると定められている⁶⁰。ところが、ベルギー人を夫とする妻の国籍がフランスのままである事例が多くあった。市当局が法律について無知であったのか、当時の国籍にかんする認識がこの程度のものであったのか、あるいはフランス人の数が減少することを嫌って意図的になされたものなのか、大変興味深い点ではあるが正確なところは分からない⁶¹。分析にあたっては、あえて操作はせず記載されているまま抽出している。また、職業構成については先述のように就業者だけでなく扶養家族までも同一職業に分類されることがあり、これはとりわけ農業部門に多かった。明らかに就業年齢に達していない場合は除外しているが判断をつきかねる事例も多く、農業部門をはじめとして産業別就業人口のデータにゆらぎが出ているのはこのためである。さらに、職業分類が完成するのは 20 世紀初頭のことで、それ以前の職業の名称は一定ではなかった。当時の職業の呼び方を尊重するために、同一職業と思われるものであってもあえてそのままの名称を抽出している。なお、本論では 1901 年度のフランス国勢調査で提示された職業分類に可能な限り則るようにして、分析を実施した。

その他、19 世紀の国勢調査原簿はすべて手稿であり、細心の注意をはらっているつもりではあるが、地名、職業名など誤読の可能性がないと言い切ることはできない。また、国勢調査原簿に性別を記載する項目は設けられていない。同時代の行政官にとっては名前から男女を判別するのは自明のことであったのだろうが、見慣れない古風な名前と対面して戸惑うこともあり、その他の属性から類推することに努めたが、この点についてもいささか不安が残る。

⁶⁰ Loi du 30 ventôse an XII (21 mars 1804), Code civil des Français, Livre 1^{er}, Titre 1^{er}, Article 19, ‘Une femme française qui épousera un étranger, suivra la condition de son mari. (...)’. なお、国籍法については、第三章で改めて論じる。

⁶¹ 同じく民法典では外国人の女性がフランス人の男性と婚姻した場合、夫の国籍に従いフランス国籍へと変更されることが定められている。原簿にひと通り目を通したかぎり、この場合は法に則り、ベルギー人妻はフランス国籍へと変更されているようである。Cf., *Id.*, Art. 12, ‘L’étrangère qui aura épousé un Français, suivra la condition de son mari’.

図1-1 ベルギー・北フランスの炭鉱地帯（1880年頃）



[出典] VUILLEMIN (E.), *Le Bassin houiller du Pas-de-Calais, histoire de la recherche, de la découverte et de l'exploitation de la houille dans ce nouveau bassin, Tome III*, Lille, Imprimerie L. Danel, 1883.に加筆。

第二節 ランス市の人口

i. 人口の基本的構造 -男女比と世代別人口-

ランス市の発展は石炭鉱床の発見と切り離すことはできない。図 1-1 に示したが、ベルギー南部のワロニー地方とフランス北部のノール=パ=ド=カレ地方を横切るように、ひとつらなりの石炭鉱脈が帯状に延びていることが分かる。石炭の探査は東側から西側へ向かって漸次進み、11 世紀にリエージュ(Liège)で最初の石炭が発見されたあと、13 世紀にはシャルルロワ(Charleroi)やモンズ(Mons)でも採炭が始まる。18 世紀(1720 年)にはヴァランシエンヌ(Valenciennes)近郊でも石炭鉱床が発見され、19 世紀前半にはアンザン炭鉱会社(Compagnies des Mines d'Anzin)をはじめとして近代的な設備を備えた炭鉱会社がノール県で採掘を行なっている。やがて 19 世紀なかば(1842 年)、鉱脈がノール県のさらに西側、パ=ド=カレ県側にも続いていることが分ると北フランスやベルギーの企業家たちのあいだに石炭探索熱が沸き起こり、パ=ド=カレ県にも次々と炭鉱会社が創立される⁶²。ランス市でも 1851 年に石炭が掘り当てられ、翌 1852 年 2 月にはランス炭鉱会社(Compagnie des Mines de Lens)が設立された。

ランス市の人口は 19 世紀前半ほぼ横ばい状態が続いていたが、この石炭鉱床の発見とランス炭鉱会社の設立を受け、19 世紀半ばより突如増加し始めることとなる(図 1-2)⁶³。1801 年には 2436 人(525 世帯)であった人口が 1911 年には 3 万 1812 人(7548 世帯)となり、ランス市はカレ市、ブローニュ市に続き、県内で 3 番目に人口規模が大きな都市へと成長している。1801 年から 1911 年までにランス市の人口成長率は 1206%であり、人口密度は 1 平方キロメートルあたり 208 人から 2719 人にまで上昇した⁶⁴。同時期のフランス本土の人口成長率が 45%、人口密度は 1 平方キロメートルあたり 51 人から 74 人へ上昇、パ=ド=カレ県全体でも成長率は 99%、人口密度は 1 平方キロメートルあたり 81 人から 161 人への上昇でしかなく、いかにランス市の人口増加が桁外れであったかがうかがえるだろう。また、1891 年以降の人口増加は特に顕著であり、実際にランス炭鉱会社もこの頃より大量の労働者を雇用し採炭量を飛躍的に増加させ、1910 年にはノール県の老舗アンザン炭鉱会社を抜きフランス第一位の採炭量(フランスの石炭総生産量の 10%を供給)をほこる企業へと成長している⁶⁵。

⁶² GRAR (Édouard), Histoire de la recherche de la découverte et de l'exploitation de la Houille dans le Hainaut français dans la Flandre française et dans l'Artois, Tome II, Valenciennes, A. Prignet, 1848, pp.7 et seq.; GILLET (Marcel), «Charbonnages belges et charbonnages du Nord de la France aux XVIIIème et XIXème siècle», Mélanges offerts à G. Jacquemyns, Bruxelles, Université Libre de Bruxelles, Institut de sociologie, 1968, pp. 361-384.

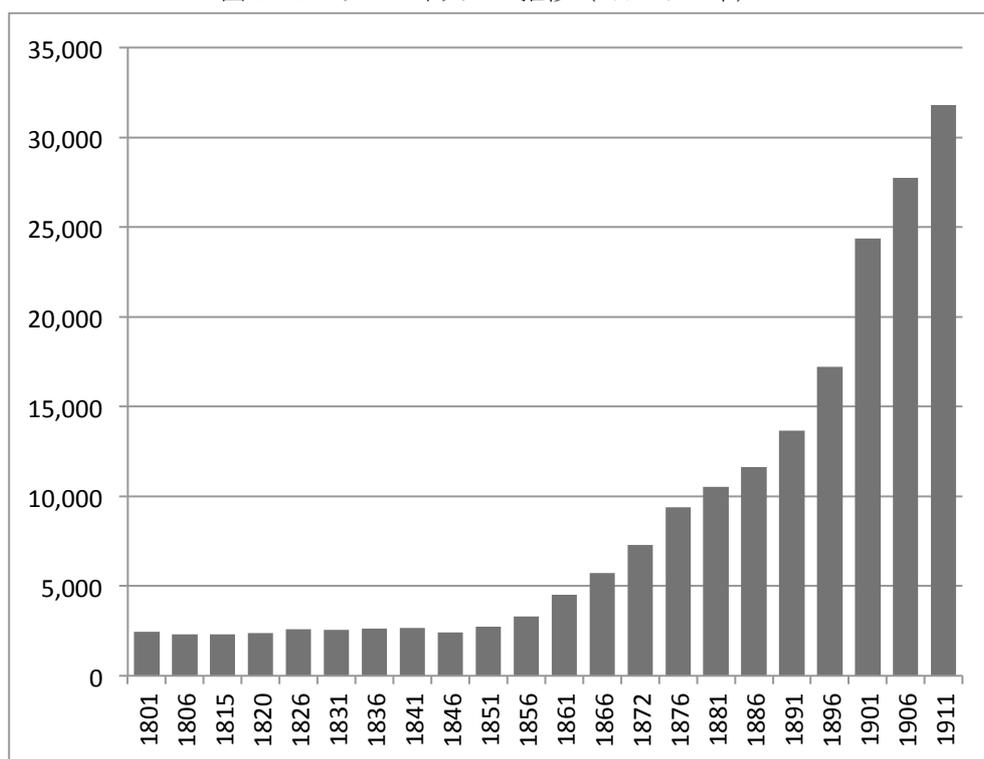
⁶³ 当該期間中のランス市人口のデータの詳細については、巻末の補遺 1 の表 5 を参照。

⁶⁴ ランス市の総面積は 11.7 平方キロメートルで、フランス本土におよそ 3 万 6000 以上ある市町村(commune)の平均面積が約 15 平方キロメートルと言われており、地理的規模としてはフランスの平均的な市町村である。ちなみに、東京都千代田区の面積が 11.64 平方キロメートルではほぼランス市と同じである。

⁶⁵ すでに 1877 年には、パ=ド=カレ県の石炭生産量はノール県を追い抜きフランス第一位となっている。なお、ノール=パ=ド=カレ県以外のフランスの石炭産出地は、ロワール県、ガール県、ソーヌ=エ=ロワール県、タルン県、ブーシュ=デュ=ローヌ県、アヴェロン県、アリエ県、プイ=ド=ドーム県にある。

以上に見た人口動態の概観をもとに、ランス市の「長い 19 世紀」を 3 つの期間に区切ることとする。第 1 期は 1801 年から 1850 年までで、石炭鉱床発見以前の「前史期」、第 2 期は 1851 年から 1890 年までの炭鉱会社設立をうけて最初の人口増加が見られた「導入期」、そして第 3 期が 1891 年から 1911 年までの炭鉱会社の繁栄と人口増加が更なる加速を見せた「発展期」である。以下、この 3 つの時期区分を念頭に置きながら、ランス市の人口変動の特徴を見てゆくこととしよう。

図 1-2 ランス市人口の推移 (1801-1911 年)



[出典] *Annuaire statistique et administratif du Pas-de-Calais*, Arras, 1802-1912 および、ADPdC, M3654-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1820-1911 より筆者作成。

ランス市は 19 世紀半ば以降に急激な人口増加を経験したのだが、これにより住民人口のバランスがどのように変化したのだろうか。表 1-2 はランス市人口の性比（女性人口を 100 とした男性人口の比率）の推移を示している。19 世紀前半（第 1 期）は女性人口が男性人口を上回っていたのが 1861 年（第 2 期）以降、男性人口が優勢に転じていることがみてとれる。19 世紀の工業都市の多くがそうであるように、男性人口の優位は働き盛りの若い男性労働者が増加した結果であると単純に考えれば推測できるのだが、実はそれではこの現象の半分しか捉えていないことになる。

表 1-2 ランス市の性比の推移 (1820-1891 年)

年	男性人口	女性人口	性比
1820	1,131	1,250	90
1831	1,223	1,328	92
1836	1,275	1,370	93
1841	1,255	1,378	91
1846	1,319	1,449	91
1851	1,324	1,423	93
1856	1,640	1,684	97
1861	2,283	2,223	103
1866	2,988	2,750	109
1872	3,833	3,465	111
1876	4,911	4,472	110
1886	6,060	5,643	107
1891	7,281	6,393	114

[出典] ADPdC, M3654-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1820-1911 より筆者作成。

[註記] 女性人口 100 に対する男性人口の比率。

表 1-3 ランス市世代別人口の推移 (1820-1886 年)

		人口				割合			
		子ども人口	壮年人口	老年人口	合計	子ども人口	壮年人口	老年人口	合計
1820	男性	369	693	69	1,131	32.6	61.3	6.1	100
	女性	366	808	76	1,250	29.3	64.6	6.1	100
	合計	735	1,501	145	2,381	30.9	63.0	6.1	100
1836	男性	399	774	81	1,254	31.8	61.7	6.5	100
	女性	365	890	105	1,360	26.8	65.4	7.7	100
	合計	764	1,664	186	2,614	29.2	63.7	7.1	100
1846	男性	416	841	81	1,338	31.1	62.9	6.1	100
	女性	433	919	117	1,469	29.5	62.6	8.0	100
	合計	849	1,760	198	2,807	30.2	62.7	7.1	100
1851	男性	431	826	67	1,324	32.6	62.4	5.1	100
	女性	469	869	85	1,423	33.0	61.1	6.0	100
	合計	900	1,695	152	2,747	32.8	61.7	5.5	100
1856	男性	571	983	75	1,629	35.1	60.3	4.6	100
	女性	558	1,010	104	1,672	33.4	60.4	6.2	100
	合計	1,129	1,993	179	3,301	34.2	60.4	5.4	100
1861	男性	798	1,392	93	2,283	35.0	61.0	4.1	100
	女性	773	1,319	131	2,223	34.8	59.3	5.9	100
	合計	1,571	2,711	224	4,506	34.9	60.2	5.0	100
1872	男性	1,420	2,171	242	3,833	37.0	56.6	6.3	100
	女性	1,146	2,139	180	3,465	33.1	61.7	5.2	100
	合計	2,566	4,310	422	7,298	35.2	59.1	5.8	100
1886	男性	2,264	3,485	169	5,918	38.3	58.9	2.9	100
	女性	2,249	3,159	238	5,646	39.8	56.0	4.2	100
	合計	4,513	6,644	407	11,564	39.0	57.5	3.5	100

[出典] ADPdC, M3654-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1820-1911 より筆者作成。

[註記] 0 歳から 14 歳までを子ども、15 歳から 64 歳までを壮年、65 歳以上を老年人口とする。
人口 100 人あたりの割合。

表 1-3 はランス市の人口を 3 つの世代に分類し、その推移を示したものである。ここでは 0 歳から 14 歳までを子ども、15 歳から 64 歳までを壮年、65 歳以上を老年人口とする。19 世紀には子どもの労働は一般的であり、ともすれば 14 歳以下の子どもも就業している場合もあるかもしれないが、便宜上 15 歳以上 64 歳以下を潜在的就業人口とみなし、その推移をみてゆくと、大変興味深いことに壮年人口の割合は増加したと思いきや、世紀前半の 1820 年には全住民の 63% を占めていたものが世紀後半の 1886 年にはその割合は 57.5% にまで低下していることが分かる。逆に増加したのは子ども人口で、1820 年には全住民の 30.9% であったのが、1886 年には 39% にまで上昇している。老年人口の比率は下降傾向にあり、19 世紀後半ランス市の人口は全体的に若返りをみせていたと言えるであろう。19 世紀フランスではすでに確認したように（序章補論を参照）、生まれてくる子どもの数は減少する一方で、死亡率が低下し平均寿命は伸び、他のヨーロッパ諸国よりもいち早く少子化、さらには高齢化の波が到来していたことを考えあわせると、このランス市の人口はその年齢構成において際立った特色を持っていたことを指摘できる。

ii. 人口の社会的構造 -出生、死亡、婚姻、家族構成-

ランス市が経験した急激な人口増加の背景には男性人口と子ども人口の増加があることは確認した。以下に出生や死亡、そして婚姻数などから炭鉱都市における家族のあり方について見てゆくことにしよう。

1801 年から 1911 年までのランス市で記録された出生件数と死亡件数から算出したのが、図 1-3 の出生率と死亡率の推移である⁶⁶。序章で示したフランスの推移（図 0-5）と比較すると、ランス市の出生率は 1830 年代 30‰ 前後でおおよそフランスの平均と同じ値である。その後フランス全体では出生率は減少して行くのだが、ランス市のそれは世紀半ば突如増加に転じ一時は全国平均をはるかに上回り 50‰ に接近する増加をみせていることが分かる。このランス市の出生率の高さは 20 世紀初頭でも継続しており、同時期フランスの平均値が 20‰ を下回っていたのとは対照的である。このようにランス市では 19 世紀後半に子どもの誕生が爆発的に増加し出産ブームが続いていたのだが、なかでも 1860 年代（第 2 期）に第一次ベビー・ブームが到来し、さらにこの世代が親になる 1890 年代後半（第 3 期）に第二次ベビー・ブームがあったことがみてとれるであろう。

一方、死亡率については、20 世紀初頭に全国平均と同程度の 20‰ を下回るようになり、全体として減少傾向にあるのは確かではあるが、19 世紀半ば（第 2 期以降）の死亡率は平均値よりも若干高めを推移していることも分かる⁶⁷。落盤事故やガス爆発、地下坑内の高温多湿の環境など、常に身体的危険と隣り合わせの炭鉱での労働、あるいは人口の急激な集中による不衛生な生活環境などが死亡率を高めた要因として考えられる。ただ

⁶⁶ 出生率 = $\frac{\text{出生数}(N) \times 1000}{\text{総人口}(P)}$ 、死亡率 = $\frac{\text{死亡数}(D) \times 1000}{\text{総人口}(P)}$ として算出。データの詳細については、巻末の補遺 1 の表 6 を参照。

⁶⁷ 1831 年の死亡率が突出して高いのは、ランス市でこの年と翌 1832 年にコレラが流行したためだと考えられる

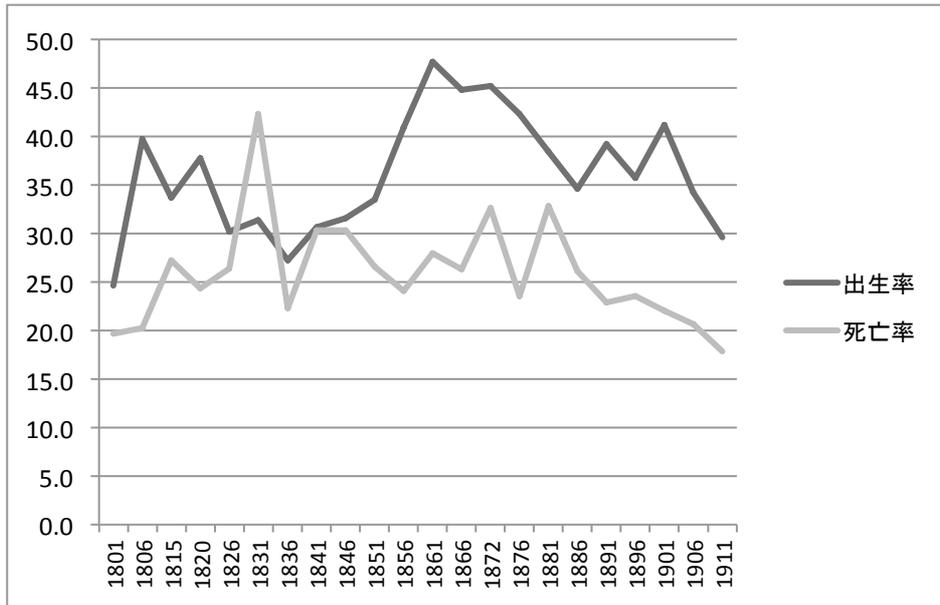
しランス市の死亡率はフランス国内の主要工業都市のそれと比較すれば比較的低い値におさえられており、その背景にはランス炭鉱が 19 世紀半ばに開発された比較的新しい炭鉱で最新の設備が整っていたこと、また、次章以降で論じてゆくことになる炭鉱会社による住宅政策や乳幼児診察所の設置、炭鉱労働組合による権利要求、あるいは政府による炭鉱労働についての法整備など、いずれも当時としては先端的な取り組みが少なからずとも功を奏していたものと考えられる。

では、ランス市の住民は結婚についてどのような傾向をみせていたのであろうか。図 1-4 は、ランス市とフランス全体の婚姻率の推移を示したものである⁶⁸。まず大きな特徴として、ランス市では先ほど確認した二度のベビー・ブームと同時期の 1860 年代と 1890 年代後半に、婚姻率の上昇も見られたことが分かる⁶⁹。特に 1901 年のフランスの平均婚姻率は 15.6‰であったのに対して、ランス市の婚姻率は 36.9‰であり、ランス市では世紀転換期（第 3 期）に空前の結婚ラッシュを迎えている。また興味深い点として、1860 年代の婚姻率と 1890 年代後半の婚姻率の間には 15 ポイント以上の著しい開きがあること、別の言い方をすれば、第一次ベビー・ブームのさいの婚姻率はさほど上昇していないことが目に留まる。これは第一次ベビー・ブーマーの親たちがランス市以外で結婚したあと夫婦でランス市に移入し、そして子どもを誕生させたことによるからだと考えられるだろう。

⁶⁸ 婚姻率 = $\frac{\text{婚姻数 (M)} \times 2 \times 1000}{\text{総人口 (P)}}$ として算出。当該期間中のデータの詳細については、巻末の補遺 1 の表 6 を参照。

⁶⁹ 1872 年にランス市をはじめとしてフランス全体でも婚姻率が一時的に跳ね上がった背景には、その前年の普仏戦争の終結が関係していると考えられる。

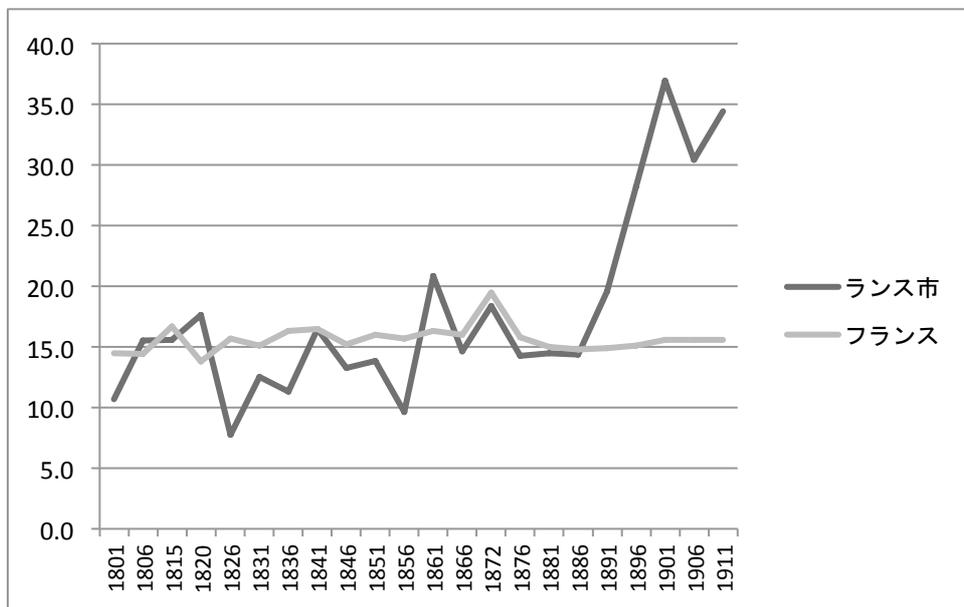
図 1-3 ランス市の出生率と死亡率の推移 (1801-1911 年)



[出典] ADPdc, M3654-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1820-1911 ; ADPdc, 3E292-349, Répertoire des tables décennales de l'État civil, Lens, 1792-1912 ; ADPdc, 5MIR498/3-11, Registres d'état-civil, Lens, 1801-1891 より筆者算出。

[註記] 人口 1000 人あたりの割合。

図 1-4 ランス市の婚姻率の推移 (1801-1911 年)



[出典] ADPdc, M3654-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1820-1911 ; ADPdc, 3E292-349, Répertoire des tables décennales de l'État civil, Lens, 1792-1912 ; ADPdc, 5MIR498/3-11, Registres d'état-civil, Lens, 1801-1891 より筆者算出。フランスの値については、MITCHELL (Brian), *International Historical Statistics, Europe 1750-1993, 4th ed, pp.95-104* を参照。

[註記] 人口 1000 人あたりの割合。

さて、このランス市の出生率の高さは、ひと家庭あたりの子どもの数にも反映されている。表 1-4 は 1872 年のランス市の国勢調査原簿から子どもが一人以上いる世帯を抽出し、世帯あたりの子どもの数を示したもので、とりわけ農夫と炭鉱夫に多子家庭が多く、逆に同じランス市内でも比較的裕福な商人・公務・自由業層では少子家庭が多い傾向にあったことがみてとれる。フランスの歴史学者イレール(Yves-Marie Hilaire)によれば、19 世紀後半のパド=カレ県の高い出生率を支えたのはもっぱら炭鉱夫の妻たちの多産にあり、同時期の農民の出生率は徐々に減少傾向にあったことを指摘している⁷⁰。いずれにせよ 1901 年の国勢調査結果によれば、パド=カレ県は出生率の高い県として全国で第 2 位につけ、6 人以上の子どもをもつ多子家庭が多い県としても第 3 位、子どもの割合が高い県としても男子部門では第 2 位、女子部門では第 1 位となっており、いかにパド=カレ県では子ども人口が重要な位置を占めていたかがうかがえる⁷¹。そしてランス市ももちろんこの例外ではなかった。

表 1-4 ランス市の世帯あたりの子どもの数の割合 (1872 年)

	農夫	炭鉱夫	職人・単能工	日雇労働者	商人・公務・自由業
1人	20	18	19	20	31
2人	7	22	27	24	31
3人	28	20	20	26	20
4人	13	18	18	12	8
5人	15	11	6	8	5
6人	10	6	6	4	4
7人以上	7	5	4	5	1
合計	100	100	100	100	100

[出典] CAUX (Richard), *op. cit.*, pp.66-67.より作成。

[註記] 人口 100 人あたりの割合。

では、なぜ子どもを多くもうけたのだろうか。まず考えられるのは、子どもの労働が家庭の収入となるからであろう。また激しい肉体労働をもとめられる炭鉱労働者の場合、20 代から 30 代が高収入を得るピークで、年齢が上がるにしたがい給料は下降してゆく一方であるため、老いへの保険ともなっていたのではないだろうか。ゾラが描き出した第二帝政期の北フランスの炭鉱を舞台とした小説『ジェルミナール』では、炭鉱夫マユとその女房の間には 7 人子ども——長男ザカリ (21 歳)、長女カトリーヌ (15 歳)、次男ジャンラン (11 歳)、次女アルジュール (9 歳)、三女レノール (6 歳)、三男アンリ (4 歳)、四女エステル (3 ヶ月) ——をもうけ、炭鉱夫の多子家庭の典型を提示している⁷²。作中

⁷⁰ HILAIRE (Yves-Marie), *Une chrétienté au XIXe siècle? La vie religieuse des populations du diocèse d'Arras (1840-1914)*, Tome I, II, Villeneuve d'Ascq, Université de Lille III, 1977, p.242.

⁷¹ Ministère du commerce, de l'industrie, des postes et des télégraphes, direction du travail, *Résultats statistiques du recensement général de la population effectué le 24 mars 1901*, Tome IV, Paris, Imprimerie nationale, 1906, p.45 ; *ibid.*, Tome V, 1907, pp.18-19. ちなみに、出生率の高い県第一位はフィニステール県、多子家庭の多い県第一位ロゼール県、第二位フィニステール県、子どもの割合が高い県女子部門第一位はフィニステール県であった。

⁷² 『ジェルミナール』は 1884 年 11 月からパリの日刊紙『ル・ジル・ブラス』で連載が開始されている。ゾラは執筆に先立ち 1884 年 2 月から 3 月にかけてノール県アンザン市などを自ら訪れ詳細な取材を行っており、フィクションではあるものの当時の北フランスの炭鉱世界について証言した同時代史料として十分通

ではこの7人という子どもの数をめぐり、当時の労働者とブルジョワジーの価値観の違いを象徴するかのような以下のような描写がある。マユの女房がレノールとアンリを伴って近在の資産家グレゴワール邸——グレゴワール夫妻の間の子どもは一人娘のセシルのみ——に施しをもとめに行ったさいの会話である。

「あんたの子供はその二人だけ？」と、沈黙を破るためにグレゴワール夫人がきいた。

「まあ、奥様、七人ございます。」

グレゴワール氏は新聞を再び読みかけていたが、怪しからんことだとばかりに身をびくりとさせた。

「七人だって、またどうしたわけだ？ いやはや！」

「軽率ね。」と老夫人が呟いた。

マユの女房は漠然と弁解の身振りをした。しかたがないではありませんか。考えて出来たことではない、子供は自然に生まれてきたのだ。それに、子供が大きくなると、お金を持ってきて、一家の暮しを支えてくれるのだ⁷³。

炭鉱労働者の家族には産児制限という考えは毛頭なく、子どもを貴重な収入源とみなしていることが見てとれるであろう。また、炭鉱夫としての仕事は父から息子へと受け継がれる傾向が強く、1872年のランス市の独身炭鉱夫275人のうちおよそ7割の191人が少なくとも親子2代で炭鉱夫であるとの分析がある⁷⁴。

前出のイレールはさらに、19世紀パド=カレ県における結婚と子どもにかんする態度として、婚姻率は全国平均を下回る水準にあり、婚姻関係にない男女間に生まれた子ども、つまり婚外子（私生児）の数が多いいことを指摘している⁷⁵。マユ家でも、マユとマユの女房は長男と長女の出産後に結婚をしたのでザカリとカトリーヌは婚外子であり、また当のザカリも婚姻関係を結ぶ前に、隣人の炭鉱夫の娘フィロメヌとの間に2児をもうけている。では、ランス市ではどうであったのだろうか。確かに図1-4からは婚姻率は平均を下回る傾向にあったことが見てとれるが、それでも1860年代ととりわけ1890年代後半の結婚ラッシュ時には平均を遥かに上回っており、一概に婚姻率が低かったと言うことはできない。そこで、出生記録簿には嫡出子か私生児か(enfant légitime / enfant naturel)の記載があり、手始めに1892年から1894年までのランス市の私生児を数えると、3年間に生まれた1828人（死産をのぞく）のうち私生児は175人で、総出生件数の9.5%であるとの結果がでた。はたして当時の水準に照らしてこの私生児の数は多かったのかについては比較材料をもたないため判断できないが、ランス市では私生児はさほど珍しくはなかったと

用するものとする。ただし、小説での古く疲弊したモンスー炭鉱会社（ゾラが実際にモデルとしたのはアンゼン炭鉱会社）とは異なり、本論が対象とするランス炭鉱会社は比較的新しい設備の整った炭鉱であり、そこでの生活は小説に描かれているほどの悲惨ではなかったのではとの印象を持つ。

⁷³ エミール・ゾラ『ジェルミナル（上）』安土正夫訳、岩波書店、1954年、125-126頁。引用にあたっては旧字体を新字体に変換している。

⁷⁴ CAUX (Richard), *op.cit.*, p.68.

⁷⁵ HILAIRE (Yves-Marie), *op. cit.*, pp. 29, 243.

は言えるであろう。さらに、ランス炭鉱会社進出の前と後で私生児の数に変化があったのか興味があるところだが、この回答を出すためにはさらなる長期的な分析が必要となる。次章に見てゆくことになるのだが、ランス炭鉱会社の炭鉱住宅への入居は正式な婚姻関係のある夫婦にのみ認められており、これはあくまでも推測ではあるが、ランスの住民たちの結婚や子どもについての態度も、住宅供給の充実とともに何らかの影響を受けた可能性があるかもしれない。

iii. 移動と移民送り出し地

ランス市の桁外れな人口増加は出生による自然増加によりもたらされただけでなく、もちろん人が移動したことによるところも大きい。図 1-5 はランス市における純移動の推移を示したもので、マイナスの値はランス市からの人口流出がより多く見られたこと、プラスの値はランス市への人口流入がより多く見られたことを表している⁷⁶。19 世紀前半（第 1 期）は不規則に人口の移出入がみとめられるもののその規模はごくわずかであったが、やはりランス炭鉱会社の創立とともに 1851 年以降突如として大規模な人口流入が始まっていることが分かる。そして 1851 年から 1891 年までの第 2 期には 11 年毎の流入数は 1366 人から 1790 人——1 年に換算すれば年間およそ 124 人から 162 人の流入があった計算となる——であったのが、第 3 期の 1891 年から 1901 年の 11 年間には一挙に 7325 人——第 2 期 40 年間の総流入数 6300 人をはるかに上回り、1 年間でおよそ 665 人——の流入人口をランス市が受け入れていたことが見てとれる。

では、これらのランス市に流入してきた人びとは、どこから来たのであろうか。1880 年から 1891 年にかけてのランス市の死亡記録簿に記載された死亡者の出生地を分析したところ、全体で移動を経験しているのは 37.8%にあたる 1212 人で、残る 62.2%にあたる 1996 人（うち死産が 312 人）はランス市で出生していた⁷⁷。これらの移動者のうち、52%（631 人）がランス市以外のパド＝カレ県の出身、26%（316 人）がノール県、12%（146 人）がベルギー、10%（119 人）が他県あるいは国外の出身であった。さらにノール＝パド＝カレ県の地図に、この移動者の出身地の分布を示したのが図 1-6 である。この分布図から読み取れる特徴として、ランス市周辺——半数はランス市と同様の炭鉱都市、もう半数は農村地帯からなる——から非常に多く人が集まっていること、また石炭鉱脈が延びる炭鉱地帯——とりわけ 19 世紀前半から開発の進んでいたノール県とベルギーの「古い炭鉱都市」——から多くの人が集まっていることが見てとれるだろう⁷⁸。さらに、アラス市周辺にひろがる農村地帯からの流入も散見される。一方で北フランスの主要産業である繊維産業が集まるリール市周辺、あるいはカレ市などの港湾都市からの流入は若干

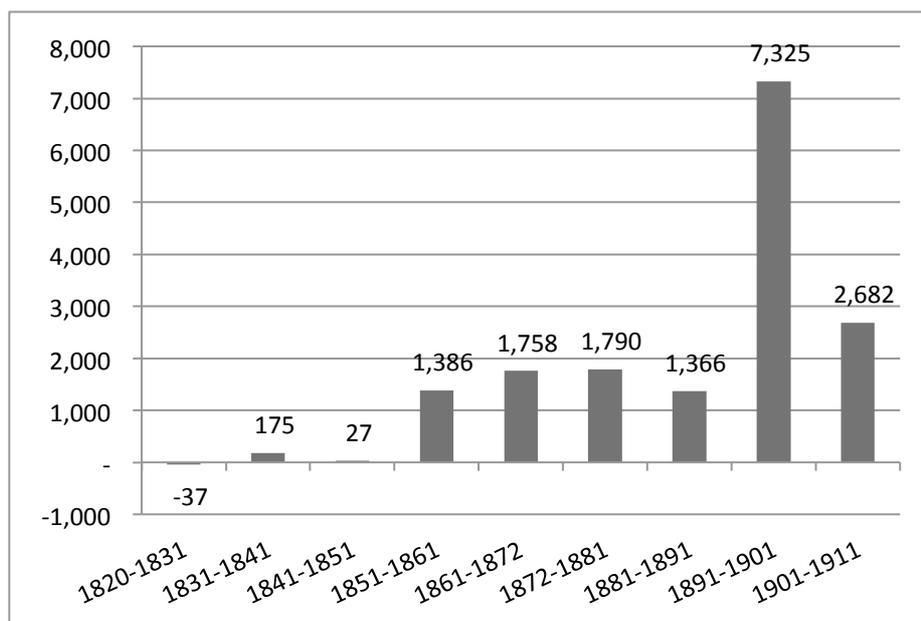
⁷⁶ 純移動 = (期末人口(P₁) - 期首人口(P₀)) - (出生数(N) - 死亡数(D))として算出。なお、当該期間中のデータの詳細については、巻末の補遺 1 の表 7 を参照。

⁷⁷ データの詳細については、巻末の補遺 1 の表 8 を参照。

⁷⁸ ノール県の古い炭鉱都市の出身者としては、アンザン市(Anzin) 21 人、ドゥナン市(Denain) 16 人、ルルシュ市(Lourches) 14 人、アブスコン市(Abscon) 13 人、ヴェ＝コンデ市(Vieux-Condé) 12 人などがあり、ベルギーの古い炭鉱都市としてはベルニサル市(Bernissart) 13 人、ペルウェ市(Péruwelz) 10 人などがあつた。

みとめられるものの、これらの都市の人口規模からすると流入数は多いとはいえない⁷⁹。もっぱら同じ炭鉱地帯内部で人口移動が繰り返され、異なる産業地域からの移動は農村地帯からの流入をのぞいては比較的小規模であった。すでに見てきたようにランス炭鉱は19世紀半ばに開発された新しい炭鉱であり、創業にあたっては炭鉱での労働経験のある古い炭鉱地域から人を呼び寄せたと考えられる。また、呼び寄せられた人びとは、新しい炭鉱のより良い職業環境や生活環境にひかれたのではないだろうか。

図1-5 ランス市の純移動の推移（1820-1911年）



〔出典〕 ADPdC, M3654-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1820-1911 ; ADPdC, 3E292-349, Répertoire des tables décennales de l'État civil, Lens, 1792-1912 ; ADPdC, 5MIR498/3-11, Registres d'état-civil, Lens, 1801-1891 より筆者算出。

ところで、19世紀のパド=カレ県の炭鉱地帯の住民の捉え方については諸説あり、前出のアリエスは周辺農村地帯の人々は炭鉱での仕事に引き付けられることはなく、「すべては閉ざされた壺のなかにあるように、外部からの影響は受けることなく炭鉱地帯内部で〔人口の膨張が〕見られた」と指摘している⁸⁰。一方でフランスの歴史学者ジレ(Marcel Gillet)は農村地帯からの人口移動があったことを強調した上で、「パド=カレ県の炭鉱世界には農村文化が息づいており、都市的な性格は希薄」であると述べている⁸¹。ランス市の事例では、19世紀半ば以降の炭鉱業導入期にも農村地帯からの流入を見ることができ、この点についてはアリエスの見解とは様相を異にする。他方、農村地帯からの流入を積極

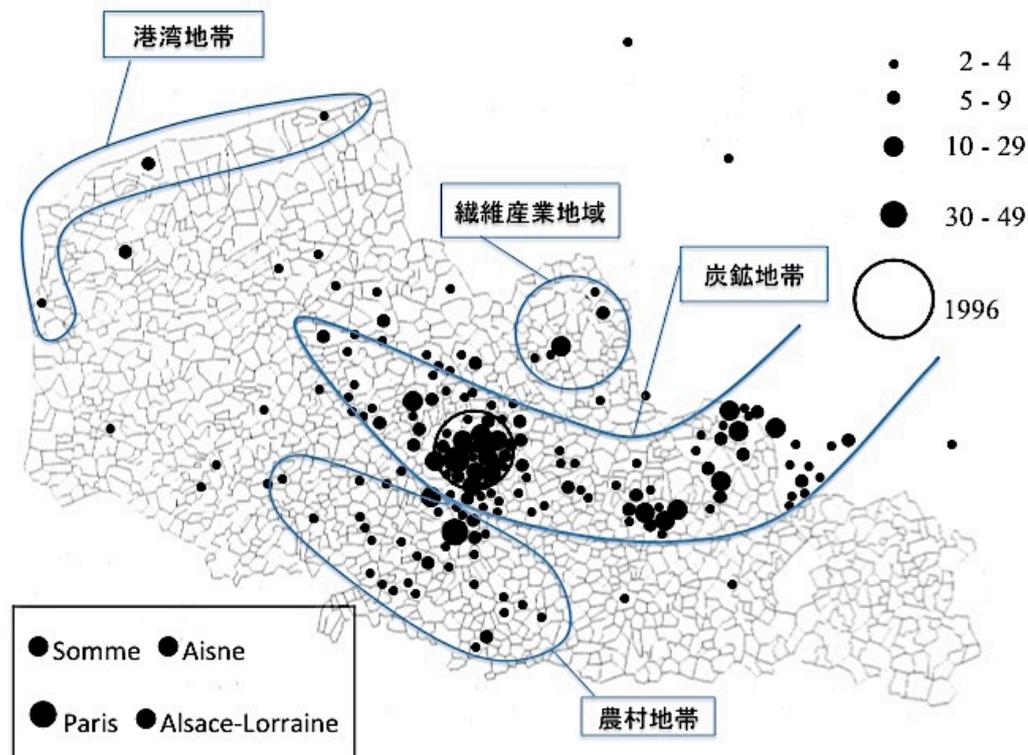
⁷⁹ 繊維産業都市の出身者はリール市(Lille) 20人、ルベ市(Roubaix) 7人、トゥルコワン市(Tourcoing) 2人、港湾都市の出身者はカレ市(Calais) 4人、ブローニュ=シュル=メール市(Boulogne-sur-Mer) 4人、ダンケルク市(Dunkerque) 2人であった。

⁸⁰ ARIÈS (Philippe), *op. cit.*, pp.78-79, 94 *et seq.*

⁸¹ GILLET (Marcel), «Aux origines de la première convention d'Arras: le bassin houiller du Nord et du Pas-de-Calais de 1880 à 1891», *Revue du Nord*, tome XXXIX, n°154, avril-juin 1957, p.113.

的に評価し、炭鉱世界が農村文化を保持し続けたとするジレ説についても若干の違和感を覚える。ランス市の事例からは、農村地帯からの流入があったことを認めつつ、それでも炭鉱地帯内部の炭鉱に近い人びとの移動が重要であり、「農村的」ではなくあくまでも「炭鉱的」な世界を形成していたと評価することができるのではなかろうか⁸²。

図 1-6 ランス市住民の出生地の分布（1880-1891 年）



[出典] ADPdC, 5MIR498/10-11, Registres d'état-civil, Lens, 1880-1891 より筆者作成。

[註記] 地図はパド=カレ県とノール県の市町村を示している。

ランス市の流入者のなかで規模は小さいものの興味深い移動として、パリとアルザス・ロレーヌからの流入が挙げられる。パリは多くの人が行き交うフランスの首都であり、パリ出身者がいてもさして不思議ではないのだが、1872 年以降の国勢調査原簿を精査しているとパリ出身の子ども（10 代から 20 歳前後の男の子）が少なからずいることが目に留まる。彼らは決まって保護児童(enfant assisté)と備考欄に記載され、炭鉱労働者として働

⁸² 19 世紀フランス南西部のカルモーの炭鉱労働者について研究したトロンペによれば、炭鉱夫たちの大多数が近隣の農村地帯の出身の半工半農(Paysans-mineurs)であり、ジレと同じく農村と強い結びつきがあったことを指摘している。炭鉱都市がはたして「都市的」（あるいは「農村的」）であったのかについては第二章で改めて検証するが、「炭鉱性」については炭鉱の歴史が比較的浅くおかつ小規模なフランス南部の炭鉱とは異なり、ベルギー南部から北フランスにかけては 11 世紀にまでその起源をさかのぼることのできる歴史の古い広大な石炭産出地帯であり、19 世紀には「炭鉱文化圏」と呼べるようなものが形成されていたものと考えられる。Cf., TREMPE (Rolande), *Les mineurs de Carmaux 1848-1914*, Paris, Les éditions ouvrières, 1971.

いていたことが分かる。フランスの歴史研究者ミシェル(Joël Michel)によれば、パ＝ド＝カレ県の炭鉱会社は労働力の確保のためにパリ市やオワーズ県の孤児院の子どもたちを呼び寄せたことを指摘しており、ランス市の国勢調査原簿に記載されたパリ出身の子どもたちの存在はこれを裏付けていると言えよう⁸³。ランス炭鉱会社の隣の鉱区にあるブリ＝グルネ炭鉱会社(Compagnie des Mines de Bully-Grenay)は、1866年に捨て子受け入れのための孤児院を建設したとの記録があるが⁸⁴、ランス市のパリ出身の子どもたちは施設で集団生活を送るのではなく、それぞれ炭鉱夫の家庭——その多くが子どものいない夫婦や比較的子どもの数が少ない家——に下宿をしていることが原簿からみてとれた。さらに、同じく1872年以降にはアルザス・ロレーヌ地方の出身者の増加も目にとまる。アルザス・ロレーヌ地方は普仏戦争後その大部分がドイツ領となったのだが、なかには占領地を出てフランスに移住することを選択した人びともおり、ランス市はこのような人びとの受け入れ地となったようだ⁸⁵。原簿の備考欄にはフランス国籍を選択したことが記載され、大半は炭鉱労働者の職をえていることが見てとれた。

第三節 ランス市の労働力人口

i. ランス市の産業構造

前節においてランス炭鉱会社の設立によりランス市の人口動態に大きな転換がもたらされたことを確認したが、本節ではランス市の労働人口に焦点を絞り、ランス市の産業構造がいかに変化したのか、またランス市の住民たちは具体的にどのような職業をえて生計を立てていたのかを見てゆくことにしよう。

まず、ランス市の全人口の中で職業に就いている者(国勢調査原簿に職業が記載されている者)の比率(就業率)を示したのが表1-5である⁸⁶。既に述べたように1891年以前は統計方法や職業分類が未確立でありデータに一貫性を欠いているため、ここでは大きな傾向をつかむことのみを目指すと、男性の就業率にかんしては多少の変動はあるものの19世紀前半(第1期)から世紀後半(第2期)までほぼ横ばい、あるいは若干の増加傾向にあるように見受けられる。女性については、1851年を別にすれば、全体として減少傾向にあることが見てとれる。ちなみに1851年の女性の就業率が突出して高いのは、

⁸³ MICHEL (Joël), *La mine dévoreuse d'hommes*, Paris, Gallimard, 1993, p.30.

⁸⁴ VUILLEMIN (E.), *le Bassin houiller du Pas-de-Calais, histoire de la recherche, de la découverte et de l'exploitation de la houille dans ce nouveau bassin*, Tome I, Lille, Imprimerie L.Danel, 1880, p.144.

⁸⁵ 割譲されたアルザス・ロレーヌの住民は以後、国籍の上では「フランス人」ではなくなり「外国人=ドイツ人」となるが、1871年5月10日のフランクフルト条約で、1872年10月1日まで当局に申請すればフランス国籍を保持しフランスに住居を移すことが認められていた。Cf., *Traité de Francfort du 10 mai 1871, Art. 2, Les sujets français, originaires des territoires cédés, domiciliés actuellement sur ce territoire, qui entendent conserver la nationalité française (...)*.

⁸⁶ 1891年のランス市の国勢調査原簿は現存しないが、1891年の原簿のデータをもとに職業構成の概要をまとめた一覧表は焼失を免れており、本節では1820年から1886年までの7回分の国勢調査原簿に加えて、この1891年の一覧表も使用し分析も行なうこととする。

扶養家族である妻や子どもなどの職業欄に夫あるいは父親と同一の職業が自動的に記載されているためであり、これはとりわけ農業部門に多かった。パ＝ド＝カレ県全体の 1891 年と 1896 年の男性就業率はそれぞれ 57.1%と 58%で、フランス全体では 1896 年に 66.4%、1901 年には 68.2%となっており、ランス市の男性就業率はパ＝ド＝カレ県平均より若干高めで全国平均とほぼ同じ水準にあったことが分かる。一方女性の就業率はパ＝ド＝カレ県全体で 1891 年と 1896 年にそれぞれ 25.3%と 23.4%、フランス全体で 1896 年に 33.1%、1901 年には 34.8%であった。ランスの女性就業率はフランス平均よりも、さらには県平均よりも低い水準にあることが指摘できる。ランス市の原簿でさらに女性就業者の家族状況を見てゆくと、未婚女性と寡婦の就業率は高く、逆に既婚女性の就業率は低く夫の収入で生活をする傾向にあり、これはとりわけ炭鉱労働者の妻に顕著であることが見てとれる。再び『ジェルミナル』を繙くと、マヌー家が暮らす「240 軒長屋」の炭鉱夫の女房たちは朝から家の中を清潔に保ち、家族のためのスープを用意するなど、いずれも主婦として家事を切り盛りする姿が描きだされている。ランス市の就業率の変動を観察する限り、男性については 19 世紀半ばのランス炭鉱会社の設立の影響は表面的にはないように見受けられるが、女性については炭鉱労働者の数が増えることで専業主婦も増加し、結果として女性就業率は減少していったと考えられるのではないだろうか。

表 1-5 ランス市の就業率の推移 (1820-1891 年)

年	男性			女性		
	男性総人口	就業者	就業率	女性総人口	就業者	就業率
1820	1,131	679	60%	1,250	461	37%
1836	1,275	607	48%	1,370	364	27%
1846	1,319	661	50%	1,449	318	22%
1851	1,324	805	61%	1,423	704	49%
1856	1,640	728	44%	1,684	245	15%
1872	3,833	2,304	60%	3,465	602	17%
1886	6,060	3,829	63%	5,643	988	18%
1891	7,281	4,720	65%	6,393	1,228	19%

〔出典〕 ADPdC, M3654-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1820-1886 ; ADPdC, M4251, Recensement de la population, tableau numérique par profession, Lens, 1891 より筆者作成。

では、ランス市の産業構造は 1820 年から 1891 年の期間にどの様に変化したのだろうか。原簿に記載されていた職業を 7つのカテゴリー——農業、鉱業、職人・製造業、運輸・通信業、商業、自由業・公務、その他——に分類してその推移を見ると、何よりもまず 1851 年以降に鉱業が導入したことが見てとれる（表 1-6、表 1-7）。1851 年にはじめて炭鉱業従事者が 2 人登場し、その数は 1891 年には男女あわせて 2640 人にまで増加、これはランス市の男性就業者のちょうど 2 人に 1 人にあたり、女性就業者のおよそ 4 人に 1 人が炭鉱業にたずさわる勘定となる。19 世紀半ば以降の炭鉱業の勃興はパ＝ド＝カレ県全体でも同様で、国勢調査によれば 1851 年の県内の鉱業従事者はわずかに 2612 人であったのが 1901 年には 6 万 2386 人を数え、古くから鉱業が盛んなノール県（2 万 9803 人）とロワール県（2 万人）を大きく引き離し、全国で最も炭鉱業従事者が集中する県となっている。その他、ランス市内での産業の変化としては、職人・製造業従事者の割合が減少しており、これはとりわけ女性に顕著である。男性では農業従事者の割合も減少しているが、

鉱業従事者が増加したために相対的に減少しただけで、実際の数を見るとさほど変動はしていない。一方、新興勢力としては 1850 年代以降の商業従事者の増加が目立ち、とりわけ女性従事者の割合が増え、実際の従事者数も 1820 年から 1891 年で 20 倍以上に増加していることが分かる。

表 1-6 ランス市男性の産業別就業構成の推移 (1820-1891 年)

	1820	1836	1846	1851	1856	1872	1886	1891
農業	338	286	165	422	186	351	424	377
鉱業				2	110	1,098	1,754	2,358
職人・製造業	201	182	245	168	190	462	964	842
運輸・通信業	17	20	31	10	18	89	106	239
商業	91	100	79	73	88	119	284	725
自由業・公務	67	74	62	67	64	79	206	121
その他	35	56	79	63	72	106	92	58
合計	749	718	661	805	728	2,304	3,829	4,720
割合	1820	1836	1846	1851	1856	1872	1886	1891
農業	45.1	39.8	25.0	52.4	25.5	15.2	11.1	8.0
鉱業				0.2	15.1	47.7	45.8	50.0
職人・製造業	26.8	25.3	37.1	20.9	26.1	20.1	25.2	17.8
運輸・通信業	2.3	2.8	4.7	1.2	2.5	3.9	2.8	5.1
商業	12.1	13.9	12.0	9.1	12.1	5.2	7.4	15.4
自由業・公務	8.9	10.3	9.4	8.3	8.8	3.4	5.4	2.6
その他	4.7	7.80	12.0	7.8	9.9	4.6	2.4	1.2
合計	100	100	100	100	100	100	100	100

[出典] ADPdC, M3654-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1820-1886 ; ADPdC, M4251, Recensement de la population, tableau numérique par profession, Lens, 1891 より筆者作成。

[註記] 人口 100 人あたりの割合。

表 1-7 ランス市女性の産業別就業構成の推移 (1820-1891 年)

	1820	1836	1846	1851	1856	1872	1886	1891
農業	125	98	72	570	60	185	222	465
鉱業								282
職人・製造業	260	169	122	18	33	111	232	37
運輸・通信業		1	2	1			4	7
商業	10	12	13	17	18	123	201	323
自由業・公務	20	14	16	14	14	34	84	48
その他	46	70	93	84	120	149	245	66
合計	461	364	318	704	245	602	988	1,228
割合	1820	1836	1846	1851	1856	1872	1886	1891
農業	27.1	26.9	22.6	81.0	24.5	30.7	22.5	37.9
鉱業								23.0
職人・製造業	56.4	46.4	38.4	2.6	13.5	18.4	23.5	3.0
運輸・通信業		0.3	0.6	0.1			0.4	0.6
商業	2.2	3.3	4.1	2.4	7.3	20.4	20.3	26.3
自由業・公務	4.3	3.8	5.0	2.0	5.7	5.6	8.5	3.9
その他	10.0	19.23	29.2	11.9	49.0	24.8	24.8	5.4
合計	100							

[出典] ADPdc, M3654-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1820-1886 ; ADPdc, M4251, Recensement de la population, tableau numérique par profession, Lens, 1891 より筆者作成。

[註記] 人口 100 人あたりの割合。

ii. ランス市の男性の職業

前項にてランス市の産業構造の概要を示したが、データの精度の問題もあり数量的分析には限界があったことは否めない。また、統計的な処理を行なうと、往々にしてそこに一人一人の生身の人間がいたことを忘れさせてしまうきらいがある。19 世紀ランス市の住民たちが織りなした労働世界をより具体的に提示するために、国勢調査原簿からランス住民たちの職業すべてを掬いとり、その移り変わりを男女別に見てゆくこととする。職業の名称は一定ではなく、同一職業と思われるものでも年度により呼び名が異なることもあるが、当時の呼び名を尊重してそのまま抽出している。以下はまず、ランス市の男性の職業の推移である。

a) 農業

表 1-8 ランス市の男性農業就業者の推移 (1820-1891 年)

農業	SECTEUR AGRICOLE	1820	1836	1846	1851	1856	1872	1886	1891
木こり	Buchers	1			1	3			2
農夫	Cultivateurs	46	77	65		59	83	83	
土地持農夫	Propriétaires-cultivateurs				45				30
大規模農夫	Ménagers	22	34	23		2	15		
小作人	Fermiers				2			6	68
耕作人	Laboueurs	2							
耕作親方	Maitres de labour	1							
作男	Valets de charrue				7	5			
耕作職員	Employés de cultures						1		
耕作監督	Surveillants de cultures						1		
庭師	Jardiniers	7	6	4	2	3	3	11	
園芸家	Horticulteurs							1	5
労働者	Ouvriers	219	151	144		165	2	123	
日雇労働者	Ouvriers-journaliers-manoeuvres de ferme								241
日雇労働者	Journaliers			9	345		331	189	
日雇労働者	Manouvriers	24		1				7	
日雇耕作人	Journaliers-laboueurs				3				
日雇農夫	Journaliers-cultivateurs				48				
使用人	Domestiques								31
使用人	Domestiques de charrue				7				
使用人	Domestiques de ferme	9	11	4	6	12	9		
羊飼い	Bergers	6	7	3	2	1	4	2	
牛飼い	Bouviars							1	
馬丁	Garçons d'écurie	1		1	1	1		1	
	小計	338	286	165	422	186	351	424	377

[出典] ADPdc, M3654-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1820-1886 ; ADPdc, M4251, Recensement de la population, tableau numérique par profession, Lens, 1891 より筆者作成。

先に述べたように、1851 年はとりわけ農業従事者の扶養家族（幼い息子や年若い父親など）が自動的に同一職業従事者とみなされているため、男性農業従事者の小計が大きくなっている。また、労働者(Ouvrier)と日雇労働者(Journalier)についてだが、どの産業で雇用されていたか言及がない場合は自動的に農業部門に振り分けている。1851 年以前は炭鉱業の導入前で、このあとに見てゆくことになるがランス市には大きな工場もなく、彼らは農業部門で雇われていたとするのが順当であろうが、1851 年から 1886 年までの 4 回の調査で抽出された労働者と日雇労働者のなかには炭鉱業をはじめとした工業部門での労働に従事していた可能性も十分に考えられる。幸いにも 1891 年の労働者・日雇労働者は農業部門に限定されているため、1820 年とこの 1891 年の農業従事者の小計を比べるとそれぞれ 338 人と 377 人であり、ランス市の男性農業人口は 19 世紀を通じてさして変化しなかったとすることができるのはなかろうか。

b) 鉱業

表 1-9 ランス市の男性鉱業就業者の推移（1820-1891 年）

鉱業	MINES	1820	1836	1846	1851	1856	1872	1886	1891
ボーリング監督	Contremaitres-soudeurs				1				
ボーリング工	Ouvriers-sondeurs				1			1	
総支配人	Agent général des mines					1	1	1	1
炭鉱技師	Ingénieurs des mines							8	
炭鉱技手	Sous-ingénieurs des mines						2	1	
会計係	Agents comptables					1			
会計係	Comptables						3	16	
会計監督	Chef-comptable des Mines						1		
会計監督	Surveillants comptables							1	
出納係	Caissier à la société des mines						1		
製図家	Dessinateurs aux mines						1		
炭鉱会社職員	Employés aux mines					1	35	233	261
警備員	Gardes particuliers des mines						1		
点検員	Visiteurs aux mines							1	
炭鉱委員	Commissionnaires aux mines						1	1	
火夫	Chauffeurs aux mines					4	5		
金属加工職人	Chaudronniers aux mines						1		
蹄鉄工	Ouvriers maréchaux-ferrants aux mines						1		
灯火係	Lampistes aux mines					1	4	5	
計量係	Mesureur au charbon					1			
計量係	Basculeurs							2	
鉱車操作夫	Accrocheurs							1	
運鉱作業員	Hercheurs							1	
園芸係	Jardiniers des mines							1	
坑内監督長	Maitres-porions					1	2		
坑内監督長	Chefs-porions						1	2	
坑内監督	Porions					1	7	5	
炭鉱監督	Surveillants aux mines						6	6	
炭鉱夫	Mineurs					99	1025	1468	
炭鉱労働者	Ouvriers aux mines								2074
使用人	Domestiques								22
	小計				2	110	1098	1754	2358

[出典] 表 1-8 に同じ

1851年の原簿にはボーリング監督とボーリング工がランス市にいたことが記録されているが、ちょうどこの年にランス市の地下161メートルに石炭鉱脈があることが発見されている。すでに述べたように鉱脈の発見をうけて1852年2月にランス炭鉱会社が設立、1853年1月15日の政令(décret)でランス鉱区が認可され、1853年9月から第1坑の操業がはじまることとなる。1856年の原簿には、ランス市ではじめて炭鉱夫の存在を確認することができる。

ランス炭鉱会社はノール県の企業家たちが出資し創業した株式会社であり本社はリール市(Lille)におかれ、代表取締役をはじめとした経営陣はランス市ではなくリール市やルベ市などに暮らしていた。ランス市在住者で実質的な組織のトップに立つのは総支配人(Agent général/Directeur général)であり、1856年から1898年までは炭鉱土木技師のボラー(Édouard Bollaert)がこれをつとめ、彼の部下の技師(Ingénieur)や技手(Sous-ingénieur)たちが採炭現場で監督にあっていた。炭鉱会社は非常に細かく職階級が区切られているのが特徴で、大きく分けると職員(Employé)と炭鉱労働者(Ouvrier aux mines)の二つのカテゴリーがある。職員は原則として事務所で働き、炭鉱労働者は採炭現場で働く⁸⁷。職員が炭鉱労働者より立場が上で給料も良いという訳ではなく、技師などをのぞいて一般の職員は事務を執る「労働者」と見なされている。また炭鉱労働者は地上職(Ouvrier au jour)と地下職(Ouvrier au fond)に分かれ、前者は地上で機械類の操作やメンテナンスなどにあたり、地下職にある者が実際に坑内におりる。さらに地下職にも組織体系があり、技師のもとで坑内監督長(Maître-porion/Chef-porion)が2人から4人ほどの坑内監督(Porion / Surveillant)を指揮し、各坑内監督が2人から4人ほどの班長(Chef de taille)を束ね、各班長が25人から40人ほどのいわゆる炭鉱夫(Mineur)を指図していた⁸⁸。そしてこの炭鉱夫たちも数人ずつグループをつくり、石炭の掘削と運搬、坑木の布設などを分担していた。地下坑内での労働においては個人で作業することはなく必ず集団で行なわれているため、炭鉱夫間の結びつきはとても固く密接な関係を築いていたとしばしば指摘されている⁸⁹。ランス市の炭鉱夫の数は1856年に99人(ランス市就業者の13.5%、総人口の6%)、1872年に1025人(就業者の44.4%、総人口の26.7%)、1886年が1468人(就業者の38.3%、総人口の24.2%)、そして1891年には2074人(就業者の53.4%となり、総人口の28.4%)で、ランス市人口のなかでひととき大きな位置を占めるようになっていたことが分かる。

⁸⁷ 技師は職員に分類されるが、実際に坑内に入り監督を行なうことから地下職の職員(Employé au fond)とも称される。これに対して一般の職員は事務職員(Employé de bureaux)となる。Cf., CONDEVAUX (John), *Le mineur du Nord et du Pas-de-Calais, sa psychologie, ses rapports avec le patronat*, Lille, imprimerie L. Danel, 1928, pp. 17-37.

⁸⁸ DELCOURT (Raymond), *De la condition des ouvriers dans les mines du Nord et du Pas-de-Calais*, Paris, V. Giard et E. Brière, 1906, p.4; AMIEUX (Alphonse), *Des conditions du travail dans les mines*, Paris, Arthur Rousseau, 1908, pp.7-18.

⁸⁹ VIGNE (Pierre), «Quelques types de psychologie ouvrière III, Le mineur», *Droit Social*, juillet-août 1950, p.279.

c) 職人・製造業

表 1-10 ランス市の男性職人・製造業就業者の推移 (1820-1891年)

職人・製造業	SECTEUR ARTISANAL ET INDUSTRIEL	1820	1836	1846	1851	1856	1872	1886	1891
a) 繊維	a) TEXTILE								
織工	Tisserands	11	5	10	1	6	1	1	
織工	Mulquiniers	1							
紡績工(綿)	Fileurs de coton	29	1	2					
紡績工(毛)	Fileurs de laine			16	13	4			
梳毛工	Peigneurs de laine	6	7	7	7	4		1	
撚糸工	Moulineurs							2	
麻布労働者	Ouvriers en lin	1							
綿布製造者	Fabricants de "cotonille"	1							
麻布製造者	Fabricants de coutil	1							
毛織物製造者	Fabricants de laine			1					
繊維業経営者	Patrons (Industrie de l'habil. et de la toil.)								15
繊維業職員	Employés (Industrie de l'habil. et de la toil.)								10
繊維労働者	Ouvriers (Industrie de l'habil. et de la toil.)								7
繊維業使用人	Domestiques (Industrie de l'habil. et de la toil.)								3
b) 皮革	e) CUIRS ET PEAUX								
なめし工	Ouvriers-tanneurs	12	2	1		2	1	1	
なめし職人	Tanneurs	1	2	1	1	1	1		
白なめし工	Mégissiers		2	1	1	1	1	1	
なめし工	Ouvriers-corroyeurs			1		2			
なめし職人	Corroyeurs	2	2	2	2	6	1	1	
皮革職人	Pelletiers					1			
皮革製品製造業者	Patrons (Industrie du cuir)								3
皮革労働者	Ouvriers (Industrie du cuir)								11
c) 装具	c) EQUIPEMENT-ENTRETIEN								
蝋燭職人	Fabricants de chandelles			2	1				
縄製造工	Ouvriers-cordiers			1	2		25		
縄職人	Cordiers	4	1	3		4	1	34	
染物工	Ouvriers-teinturiers			1	2				
染物職人	Teinturiers	3	2		1	1	1	1	
マットレス職人	Matelassiers	1	1	1		1	1	1	
仕立屋	Tailleurs d'habits	18	18	25	11	11	24	27	
帽子工	Ouvrier-chapeliers		2			1			
帽子職人	Compagnons- chapeliers	4							
下着縫製工	Lingers						1	3	
漂白職人	Blanchisseurs	2	1					1	
籠職人	Vannier							1	
籠網工	Ouvriers-Manneliers					1	1	1	
籠職人	Manneliers	2	1			2	1	1	
籠編み工	Ouvriers-panetiers		5						
籠職人	Panetiers		1	1					
馬具工	Ouvriers-bourreliers			1		2			
馬具職人	Bourreliers	4	2	3	2	4	2	5	
馬具職人	Selliers						1		
靴製造工	Ouvriers-cordonniers			3	5		4		
靴職人	Cordonniers	23	20	18	4	7	26	52	
靴職人	Savetiers	1							
車大工	Ouvriers-charrons				6	1			
車大工	Charrons	3	4	8		6	6	14	
車体製造工	Carrossiers							5	

木製品製造業者	Patrons (Industrie du bois)								15
木製品製造業職員	Employés (Industrie du bois)								7
木製品製造労働者	Ouvriers (Industrie du bois)								85
木靴職人	Sabotiers				1	2	1		
樽職人	Tonneliers	2	4	3	1	4	4	3	
篩製造工	Tamisiers			1					
家具職人	Ébénistes						1	5	
蹄鉄工	Ouvriers-Maréchaux-ferrants	2		1	4	2	6		
蹄鉄職人	Maréchaux-ferrants	4	5	14	5	5	6	15	
煙突掃除夫	Ramoneurs de cheminées			2	1	2			
陶工	Ouvriers-potiers	1							
陶器職人	Potiers	1							
陶器製造業者	Patrons (Industrie céramique)								5
陶器製造業職員	Employés (Industrie céramique)								4
陶器製造労働者	Ouvriers (Industrie céramique)								90
陶器製造使用人	Domestiques (Industrie céramique)								1
鬘師	Perruquiers	3	3		1	1			
理髮師	Coiffeurs		1				4	9	
理髮師	Barbiers	1						1	
奢侈製品製造業者	Patrons (Industries de luxe)								4
奢侈製品製造労働者	Ouvriers (Industrie de luxe)								2
d) 金属、機械	d) METALLURGIE-MECANIQUE								
旋盤工(鉄)	Touneurs en fer		5	3	2	3	7	12	
旋盤工(銅)	Touneurs en cuivre							2	
打ち出し工	Frappeurs							2	
機械工助手	Aides-mécaniciens							1	
機械工	Mécaniciens		17	4		1	22	47	
機械工長	Chef mécanicien							1	
仕上げ工助手	Aides-ajusteurs							1	
仕上げ工	Ajusteurs						14	94	
仕上げ機械工	Ajusteurs-mécaniciens				1	1	2	3	
旋盤機械工	Touneurs-mécaniciens			6	4	2			
金属機械工	Serruriers-mécaniciens	1	1	1	1	1			
機関士	Chauffeurs-mécaniciens				1				
仕上げ製図工	Ajusteurs-traceurs							1	
製図工	Traceurs							1	
製図家	Dessinateurs						1		
金属加工職人	Chaudronniers	1	1	1	4	2	10	10	
金属加工職人(鉄)	Chaudronniers en fer							6	
金属加工職人(銅)	Chaudronniers en cuivre							2	
金属加工工	Ouvriers-chaudronniers			1	1				
金属加工職人	Chaudronniers et poêliers				1				
錠前職人	Serruriers	5	3	4	1	1	3	10	
錠前工	Ouvriers-serruriers				1		1		
錠前金物製造工	Serruriers et Poêliers						2		
金物製造職人	Poêliers						4	3	
金物製造工	Ouvriers-poêliers						1	2	
操作工	Machinistes						3	5	
鋳型製造工	Modeleurs						5	3	
鋳造工	Mouleurs						16	41	
鋳造工(鉄)	Mouleurs en fer							8	
精錬工	Ouvriers-fondeurs						4		
精錬工	Fondeurs		1			1	7	17	
精錬監督	Contremaîtres en fonderie						1		
製錬親方	Maîtres-fondeurs							1	
製錬所支配人	Gérants de fonderie							1	
鍛造工	Forgerons					1	17	33	
トタン工	Ferblantiers	3	2	1	1		3	7	
釘製造工	Cloutiers	2	2	1		1		1	
亜鉛めっき工	Zingueurs							4	

亜鉛めっき親方	Maîtres-zingeurs							1	
時計職人	Horlogers		1	2	1		5	4	
時計職人見習い	Apprentis-horlogers							1	
研ぎ師	Repasseur							1	
平削り工（鉄）	Raboteurs en fer							1	
穴あけ工	Perceurs							2	
切削工	Ébarbeur							3	
組立工	Monteurs							1	
刃物製造工	Couteliers							2	
武器製造工	Armuriers							1	
金属産業経営者	Patrons (Fabrication d'objet en métal)								5
金属産業職員	Employés (Fabrication d'objet en métal)								11
金属産業労働者	Ouvriers (Fabrication d'objet en métal)								217
金属産業使用人	Domestique (Fabrication d'objet en métal)								4
e) 建設、装飾、土木	e) BATIMENT-DECORATION-TRABAUX PUBLICS								
建築業者	Constructeurs						2	2	
建築請負業者	Entrepreneurs						2	9	
建築業経営者	Patrons (Industrie du bâtiment)								12
建築職員	Employés (Industrie du bâtiment)								13
現場監督	Conducteurs de travaux							2	
現場監督	Piqueurs des travaux						1		
土木工事長	Chef terrassier							1	
土木工事人	Terrassiers						4	64	
内装紙張り工	Tapissiers		1					3	
造作大工	Ouvriers-menuisiers			1	6		7	2	
造作大工師	Menuisiers	5	13	10	9	13	48	73	
大工長	Chef charpentier							1	
大工	Charpentiers	5	2	7	2	2	9	12	
切り出職人	Équarrisseurs							1	
縦挽製材工	Scieurs de long						1	5	
輾轆工	Tourneurs en bois	6	5	16	16	12	10	13	
平削り工	Rabatteurs							2	
鑄造工	Mouleurs d'écorces	2			1				
大理石工	Marbriers						1	3	
配管工	Plombiers							2	
屋根職人	Couvreurs	1	5	1	1	4	9	10	
瓦葺職人	Couvreurs de tuiles	4	2	5	3				
藁葺職人	Couvreurs de paille	2	1	2					
スレート葺職人	Couvreurs d'ardoise	1							
石工親方	Maitres-maçons	1		1	1	1	1	2	
石職人	Maçons	3	5	8	6	10	16	44	
石工	Ouvriers-maçons			1	1	1			
目地工	Rejointoyeurs							1	
舗装工	Paveurs						3	5	
漆喰工	Plafonneurs						1	10	
漆喰工	Badigeonneurs			1					
石灰工	Chaufourniers		2	2				35	
貼付け工	Afficheurs							1	
鋤打工	Daubeurs						2		
塗装職人	Peintres en bâtiment	1		3	1	4	4		
塗装職人	Peintres en voitures						1		
塗装職人	Peintres							36	
塗装工	Ouvriers-peintres						4	1	
塗装ガラス職人	Peintres-vitriers						3		
ガラス職人	Vitriers	4		1	1	1			
パイプ職人	Fabricants de pipes		1						
瓦職人	Fabricants de pannes	1	1	2	1	1			
煉瓦工親方	Maitres-briquetiers						1		
煉瓦工	Briquetiers						48	30	
建築労働者	Ouvriers (Industrie du bâtiment)								154

建築業使用人	Domestiques (Industrie du bâtiment)								4
f) 食品	f) ALIMENTATION								
ビール醸造所支配人	Gérants de brasserie							8	
ビール醸造業者	Brasseurs	3	6	5	3	3	3	5	
ビール醸造工	Garçons-brasseurs	5	7	6	5	12	9	15	
精麦工	Malteurs							1	
ジン製造業者	Fabricants de Genièvre			1	1				
蒸留業者	Distillateurs					2			
生成業者	Raffineurs					2			
製糖業者	Fabricants de sucre			1	1				
製油脱粒業者	Batteurs d'huile				1				
製油業者	Fabricants d'huile			1	1				
製塩業者	Salineurs		1	1	1	1	1		
脱穀工	Pureurs de grain				1	1	1		
製粉業者	Meuniers	1	3	2	2	2	8	3	
製粉作業	Meuniers-domestiques				1	9			
製粉工	Garçons-Meuniers	1		8	6			1	
製粉業者	Farmiers			1	1	1	1		
パン焼き窯操作者	Fourniers		1	2	3	2			
食品製造業経営者	Patrons (Industrie de l'alimen.)								63
食品製造労働者	Ouvriers (Industrie de l'alimen.)								61
食品製造使用人	Domestiques (Industrie de l'alimen.)								11
g) その他	g) DIVERS								
企業家	Industriels								4
製造卸売業者	Fabricants-négociants			1					
工場長	Chefs d'atelier					1		1	
現場監督	Contremaîtres		1	1		7	6	4	
支配人	Gérants							2	
植字工	Compositeurs				1		1		
植字工	Ouvriers-typographes						1	1	
印刷石版工	Imprimeurs Lithographes						1		
印刷工	Imprimeurs							9	
写真家	Photographe							1	
印刷出版業経営者	Patrons (Industries relatives aux sciences, lettres et arts)								2
印刷出版業労働者	Ouvrier (Industries relatives aux sciences, lettres et arts)								5
ガス工場支配人	Gérant de l'usine à Gaz							1	
ガス工場監督	Contremaître à l'usine à gaz							1	
ガス工場職員	Agent du gaz parisien							1	
ガス工場工具	Gaziers								2
電気会社経営者	Patrons (Industrie de l'éclairage)								1
電気会社職員	Employés (Industrie de l'éclairage)								1
電気会社労働者	Ouvrier (Industrie de l'éclairage)								16
工場職員	Employés aux usines								2
雑役夫	Manoeuvres								13
	小計	201	182	245	168	190	462	964	842

[出典] 表 1-8 に同じ

職人・製造業従事者の小計をみると、19 世紀後半、とくに 1872 年以降に増加が見てとれる。それでは実際どの業種の需要が高まったのか、あるいは逆に衰退していく職業はあったのだろうか。まず目にとまるのが繊維産業である。織物にかかわる織工、紡績工、梳毛工が 1856 年以降一時消滅したかに見えたが、1891 年に再度出現していることがみてとれる。推しはかるに 19 世紀前半のランス市の織物業は家内工業であり、工業生産性の発展とともに衰退を余儀なくされたものの、1891 年頃に機械化を導入して復活したのではないだろうか。また、1872 年のパド=カレ県の年鑑によればランス市には製錬所が設

立されたことが記録されており、同時期に金属産業の従事者が増加していることが確認できる。燃料となる石炭が豊富なランス市に製錬所ができるのはしごく当然のことであったのだろう。さらに建築・土木業従事者も 19 世紀半ばより増加している。これはランス市の人口が増加したことにより住宅需要が高まり、詳しくは第二章で見てゆくことになるが、炭鉱会社の主導により職員と労働者家族のための「労働者都市(cité ouvrière)」が建設されたためだと考える。また、19 世紀前半よりランス市にはビール醸造所があり、世紀末になっても変わらずビールを生産し続けていたこともみてとれる。

d) 運輸・通信業

表 1-1 1 ランス市の男性運輸・通信業就業者の推移 (1820-1891 年)

運輸・通信業	SECTEUR DES TRANSPORTS ET DES COMMUNICATIONS	1820	1836	1846	1851	1856	1872	1886	1891
a) 運輸、通信	a) TRANSPORTS, COMMUNICATIONS								
荷揚作業員	Débardeurs							1	
運送人	Voituriers	6	4	5		6	7	8	
荷車引き	Camionneurs						1	1	
馬方	Charretiers	3				1	7	3	
御者	Postillons	7	3	5	2	2			
御者	Cochers						1	6	
駅馬車乗客係	Conducteurs de diligences		3						
貸し馬車屋	Loueurs de voitures						1	3	
運転手	Conducteurs de voitures							2	
飛脚	Messagers	1	9	5	7	9	4	11	
魚介運搬御者	Chasse-marées		1	2	1				
運輸業経営者	Patrons (Transport)								5
運輸業使用人	Domestiques (Transport)								5
b) 鉄道	b) CHEMIN DE FER								
鉄道開発職員	Employés pour les Ch.d.F			10					
現場監督	Conducteurs de travaux		1						
鉄道出納係	Payeur du Ch.d.F.			1					
鉄道作業員	Porte-mine du Ch.d.F.			1					
鉄道区間長	Chef de section du Ch.d.F.			1				1	
鉄道開発会社職員	Employés à l'exploitation de Ch.d.F.							1	
駅長	Chef de gare						1	1	
副駅長	Sous-chef de gare						1		
駅職員	employés à la gare						1	1	
灯火係	Lampistes en gare						1		
鉄道監察	Surveillants au Ch.d.F.						1		
鉄道監察	Inspecteurs du Ch.d.F. du Nord							1	
鉄道会社経営者	Patrons (Transports par Ch.d.F)								5
鉄道会社職員	Employés aux Ch.d.F. du Nord						28	35	
鉄道会社職員	Employés (Transports par Ch.d.F)								162
鉄道労働者	Ouvriers (Transports par Ch.d.F)								62
注油工	Graisseurs au Ch.d.F.						6	1	
火夫	Chauffeurs de gare						7		
機関士	Conducteurs au Ch.d.F.						1	2	
鉄道作業員長	Chef de manoeuvre au Ch.d.F.							1	
主任点検員	Visiteur en chef						1	1	
点検員	Visiteurs						3	4	
転轍手	Aiguilleurs						5	4	
軌道係長	Chef-cantonnier au Ch.d.F.						1		

踏切夫	Gardes-barrières						1		
班長	Chefs d'équipes						2	3	
鉄道作業員	Hommes d'équipes						8	3	
標識員	Repéreurs							1	
ブレーキ係	Gardes-freins							8	
信号手	Gardes-sémaphore							2	
輸送係	Chef de train							1	
	小計	17	20	31	10	18	89	106	239

[出典] 表 1-8 に同じ

炭鉱会社の設立以外で 19 世紀のランス市にとっての大きな変化として、1860 年のランス駅の開業を挙げることができるであろう。北部鉄道会社(Compagnie du Nord)が鉄道を敷設し、ランス駅からは南北にアラス(Arras)とリールへ、東西にドゥエ(Douai)とダンケルク(Dunkerque)へのアクセスが可能となり、人の移動にも大きな影響をあたえたと考えられる。ちなみに原簿からは、北部鉄道会社も駅近くの敷地を確保して職員とその家族のための住宅を提供していることが読みとれた。

e) 商業

表 1-1 2 ランス市の男性商業就業者の推移 (1820-1891 年)

商業	SECTEUR COMMERCIAL	1820	1836	1846	1851	1856	1872	1886	1891
a) 食品	a) ALIMENTATION								
パン製造工	Ouvriers-boulangers							3	
パン屋使用人	Garçons boulangers	2	2	2	6	2	1	22	
パン屋	Boulangers	9	5	10	6	5	7	26	
パン屋	Marchands de pain	1							
パン・アイスクリーム屋	Boulangers-glaciers							1	
菓子製造工	Ouvriers-pâtisseries							3	
菓子屋使用人	Garçons pâtisseries						2	4	
菓子屋	Pâtisseries				1			7	
菓子屋	Confiseurs							1	
豚肉加工屋使用人	Garçons charcutiers							1	
豚肉加工屋	Charcutiers			4			1	10	
肉屋使用人	Garçons bouchers	4						8	
肉屋	Marchands bouchers	6				1	9		
肉屋	Bouchers	2	5	6	6	6	6	24	
魚屋	Marchands de poisson	3	2	1			14	3	
乾物屋兼肉屋	Marchands épiciers et bouchers						1		
食料品屋	Marchands épiciers	6	13	10	6		9		
食料品卸売商	Négociants en épicerie						2		
食料品屋	Épiciers				1			8	
八百屋	Marchands de légumes						1	4	
果物屋	Marchandes de fruits			2				1	
さくらんぼ販売商	Marchands de cerises			1					
油屋	Marchand d'huile	1							
バター屋	Marchands de beurre							1	
飴屋	Marchands de bonbons			1	1		1	2	
ワイン商	Marchands de vin	1	2	2	3	3	2		
ビール商	Débitants de bière		1						
蒸留酒販売商	Marchands d'eau de vie		1		1				

蒸留酒販売商	Marchands de liqueurs						1		
食料品販売商	Marchands d'alimentation								39
食料品販売商使用人	Domestiques (Marchands d'alimentation)								15
b) 被服、皮、装具	b) HABILLEMENT, CUIRS, EQUIPEMENT								
綿屋	Marchand de coton	1							
羊毛卸売商	Négociants en laine							1	
羊毛商	Marchand de laine		1	2	5		3	2	
織物商	Marchands de draps		1	2					
生地屋	Marchands d'étoffes		2		1		1		
生地屋	Marchand de tissus				4		1		
手芸屋	Marchands merciers							1	
屑屋	Marchands de chiffons	1	1	1			2	3	
流行品屋	Marchands de nouveautés				2				
婦人服職業	Marchands de modes				1				
古着屋	Chineurs							1	
下着屋	Marchands lingers			1	1	1			
下着屋	Marchands de lingerie						1		
被服商	Marchands d'habillement								8
被服商職員	Employés (Marchands d'habillement)								13
被服商労働者	Ouvriers (Marchands d'habillement)								21
被服商使用人	Domestiques (Marchands d'habillement)								2
帽子屋	Marchands de casquettes						2		
帽子屋	Marchands chapeliers	1	1	2	1			4	
帽子屋使用人	Garçons chapeliers		1						
靴屋	Marchands bottiers						1		
靴屋	Marchands de souliers		1						
木靴屋	Marchands de sabots							1	
なめし皮商	Marchands peaussiers	1	3	1		1			
兔皮商	Marchands de Peaux de lapin	1							
羊皮商	Marchands de peaux de mouton	1							
なめし皮商	Marchands tanneurs	3	1						
家具屋	Marchands de meubles						3		
調度品屋	Marchands d'ameublement								5
調度品屋労働者	Ouvriers (Marchands d'ameublement)								10
調度品屋使用人	Domestiques (Marchands d'ameublement)								1
陶器屋	Marchands de faïence	1		1	1			1	
籠陶器屋	Marchands panetiers et potiers	1							
金物屋	Marchands quincaillers						3	3	
彩色ガラス屋	Marchands de verroterie						1		
タバコ屋	Débitants de tabac	1		2					
炭屋	Marchands de charbon		1						
蠟燭屋	Ciriers	1					1		
c) その他の商店	c) DIVERS								
古物商	Revendeurs					1			
牛販売商	Marchands de vaches	1	1						
家畜商	Marchands de bestiaux							1	
家畜商	Maquignons			1					
飼料取次商	Commissionnaires en fourrage						1		
種子卸売商	Négociants en Grains						1		
種苗屋	Grainetiers						1	2	
砂屋	Marchands de sable						1	1	
図版屋	Marchands d'images		1						
本屋	Marchands libraires					1	1	1	
新聞販売店	Marchands de journaux							2	
鉄屋	Marchands de fer		1	1	2	1	1		

木材商	Marchands de bois						1	1	
篩屋	Marchands tamisiers				1				
化学製品販売店	Marchands de produits chimiques						1		
ブリキ屋	Marchands ferblantiers		1	1	1				
縄屋	Marchands cordiers	2					1		
古道具屋	Brocanteurs					1	1	1	
d) 商店一般	d) SANS SPECIFICATION								
商店使用人	Domestiques								32
使い走り	Commissionnaires						2	2	
商店職員	Employés de commerce				1	1	3		
店員	Garçons de magasin					3	6	1	
店員	Commis de magasin				1	1			
販売代理人	Agents commerciaux						1	1	
卸売商	Négociants	4		2			4	27	6
小売商	Débitants							3	
商売人	Marchands	6	40	4		35	6	22	315
商売人	Commerçants						1	2	
商店代表	Représentants de commerce							2	
外交販売員	Commis-voyageurs	1					1	2	
行商人	Colporteurs	1		1	1	1			
会計係	Caissier							1	
倉庫係	Garde-magasins						1		
e) 接客業	e) DEBITS DE BOISSONS, HOTELLERIE								
居酒屋	Cabaretiers	19	6	13	16	17	4	52	
カフェ	Cafetiers		3	1		1	2	4	
給仕	Garçons de café							2	
宿屋	Aubergistes	9	3	4	3	6		2	
宿屋	Hôteliers						2	5	
宿屋使用人	Garçons d'hôtel							1	
宿屋使用人	Domestiques d'hôtel								7
宿屋、カフェ、 居酒屋	Hôteliers, cafetiers, cabaretiers								251
	小計	91	100	79	73	88	119	284	725

[出典] 表 1-8 に同じ

ランス市の人口増加とともに商店の数も増加したと考えられ、とりわけ食料品販売の従事者の増加は著しい。また居酒屋の数も増えているが、これは特に、女性が居酒屋を営む事例が目立つ (iii.ランス市の女性の職業参照)。アルコールの消費の詳細については次項で述べることとする。

f) 公務・自由業

表 1-13 ランス市の男性公務・自由業就業者の推移 (1820-1891年)

公務・自由業	SECTEUR ADMINISTRATIF ET LIBERAL	1820	1836	1846	1851	1856	1872	1886	1891
地方長官	Hommes de confiance		1	1					
市長	Maire	1	1	1	1	1	1	1	
助役	Secrétaire de mairie					1	1	1	
市役所収入役	Receveur municipal						1	1	
墓堀人	Fossoyeurs	1			1	1	1		
鼓手	Tambours			1					
計量検査官	Mesureurs publics					1			
施療院会計係	Économe de l'hospice			1	1	1	1	1	

施療院長	Receveur de l'hospice	1	1	1	1	1	1		
救貧院院長	Receveur du bureau de bienfaisance			1	1				
河川監視官	Gardes-rivières						1		
湿地監視官	Gardes-marais			1			1		
森林監視官	Gardes-bois		1						
森林監視官	Agents forestiers						1		
田園監視官	Gardes-champêtres	2	2	2	3	1	2	3	
市役所管理人	Concierge de la mairie	1	1	1	1	1	1		
監獄管理人	Concierge du dépôt de sûreté		1	1	1	1			
墓地管理人	Concierge du cimetière			1					
屠殺場管理人	Concierge de l'abattoir						1		
学校管理人	Concierge des écoles							1	
管理人	Concierges							2	
警備員	Gardes particuliers	1						1	
夜警	Gardes de nuit							2	
警備職員	Employés de surveillance		3			1	1		
消防士	Pompier							1	
警視	Commissaire de police					1	1	1	
警官	Agents de police						2	4	
巡查	Brigadiers de police							1	
鉄道特別警視	Commissaire spécial de police							1	
砲兵隊伍長	Marechal-des-logis artillerie		1						
騎兵隊伍長	Marchal-des-logis gendarmerie		1	1	1	1	1	1	
騎兵隊上等兵	Brigadier de gendarmerie							1	
上等兵	Brigadier							1	
憲兵	Gendarmes	2	4	4	5	5	4	8	
警官、憲兵	Police, gendarmerie								18
兵舎管理人	Concierge de la caserne de gendarmerie			1	1	1			
軍人/兵役期間者	Militaires	20	21						57
法律家	Homme de loi							1	
代訴人	Praticiens		3	1	1				
公証人見習	Clercs de notaire	1		7	4	3	2	6	
公証人	Notaires	5	3	2	3	3	3	3	
執行官見習	Clercs d'huissier							3	
執行官	Huissiers	1	2	2	2	2	2	2	
裁判所執行官	Huissier du juge de paix	1							
公証人、執行官	Notaires avoués, huissiers								20
治安判事	Juge de paix	1	1	1	1	1	1	1	
裁判所書記官	Greffier du juge de paix	1	1	1	1	1	1	1	
司法官	Magistrats								4
土木局職員	Agents des ponts et chaussées							1	
土木局監督	Conducteurs des ponts et chaussées				1			3	
郵便配達夫	Courriers							1	
郵便配達員	Facteurs de la poste		1	6	6	6	10	11	
郵便局助手	Aides des postes							1	
電信技手	Télégraphistes							3	
郵便電信局職員	Employés (Postes et télégraphes)								13
郵便電信局長	Receveur des postes et télégraphes							1	
郵便電信局長	Patrons (Postes et télégraphes)								1
宿駅長	Maitre de la poste aux chevaux	1	1						
徴税官	Receveurs							5	
徴税人	Garçons de recette							2	
収入官	Percepteur	1	1	1	1	1	1	1	
徴収官	Porteurs de contraintes	1	1		1				
税務事務員	Commis des contributions indirectes				1	1		1	
税務職員	Employés des contributions indirectes	6	2	5	6	5	1	4	
税務定員外職員	Surnuméraires de contributions indirectes	1		1	1				
税務監査官	Contrôleurs des contributions directes							1	

副巡回税務職員	Sous-brigadiers des employés ambulants des contributions indirectes	1							
巡回税務職員	Brigadiers des employés ambulants des contributions indirectes	1	1	1	1				
税務所長	Receveur des contributions indirectes						1		
徴税監査官	Contrôleurs-receveurs		1	1	1				
入市税係員	Préposes-surveillants à l'octroi	1	1	1	1	1			
入市税出納所長	Receveur de l'octroi						1		
税関係員	Prépose des douanes					1			
砂糖税務事務員	Commis des sucres						1		
砂糖税務官	Chef du service des sucres						1		
砂糖税監査官	Contrôleurs des sucres						1		
登記所定員外職員	Sumuméraires d'enregistrement						2		
登記所長	Receveur de l'enregistrement	1	1	1	1	1	1	1	
道路作業長	Chefs-cantonniers		1	1	1			1	
道路作業員	Cantonniers		2	2	2	4	2	7	
道路管理官	Agents-voyers						1		
国家公務員	Fonctionnaires payés par l'État								15
地方公務員	Fonctionnaires payés par les départe. et les commu.								10
銀行家	Banquiers							1	
銀行家	Agents de changes, banquiers								2
銀行員	Employés de banque								3
仲買人	Remisiers							1	
保険代理人	Agents d'assurances							1	
弁護士	Avocats		1						
助教員	Sous-maitres						2		
教員	Instituteurs		1					17	18
教員 (私立)	Instituteurs libres						1		
中等教育教員	Instituteur en secondaire	1							
マリスト会士	Frères maristes			3	3	4	8		
校長	Directeur de l'école communale (Mariste)		1	1	1	1			
音楽教師	Professeurs de musique						1		1
代書人	Écrivains publics	2				1		1	
測量士	Géomètres	1				1	1	7	
建築技師	Architectes							2	1
民間技師	Ingénieurs civils							1	
音楽家	Chef de musique							1	
巡回音楽家	Musiciens ambulants							1	
芸術家	Artistes	1			1	1			
オルガン奏者	Organistes					1	1	1	
在俗聖職者	Clercs laïcs		1						
在俗聖職者	Clergés séculiers								4
聖歌隊長	Chantres d'église						1	1	
オペラ歌手	Artistes lyriques							1	
医者	Médecins	2	3	1	3	2	3	5	
外科医	Chirurgiens	2							
獣医	Médecins vétérinaires		1	1	2	1	1	1	
医者、外科医、獣医	Médecins, chirurgiens, vétérinaires								5
歯医者	Dentistes								1
薬局使用人	Garçon de pharmacien	1							
薬剤師見習	Élèves de pharmacien							3	
薬剤師	Pharmaciens	1	2	1	1	1	2	5	4
神学生	Séminariste		1						
名誉参事会員	Chanoine honoraire					1			

聖具室係	Sacristain							1	
助任司祭	Vicaires	1	1	1	1	1	1	2	
司祭	Prêtre	1	1	1	1		1	1	
司祭長区主席	Doyen	1	1	1	1	1	1	1	
牧師	Pasteur							1	
聖職者 (その他)	Autres cultes								1
	小計	67	74	62	67	64	79	206	121

[出典] 表 1-8 に同じ

公務・自由業は 19 世紀をとおしてさして変化は見られない。ただランス炭鉱会社設立が及ぼした影響として教員について触れておくと、鉱業従事者の人口が増加するとその家族である子どもの数も増加し、既存の小学校だけでは受け入れが間に合わなくなるため、ランス炭鉱会社は 1872 年以降自らの資金を投じて小学校（男子校・女子校）と保育所の校舎を建設し、教員（男子校ではマリスト会士）を雇い入れている⁹⁰。このランス炭鉱会社の小学校では職員や炭鉱夫の子どもたちにたいして無償で教育を保証しているほか、ランス市の既存の小学校にたいしても、通学する職員と炭鉱夫の子弟の数に応じて助成金（一人当たり月 1 フラン）を拠出している。また第二部で見てゆくこととなる 1892 年に発生した「ベルギー移民排斥事件」を先取りすれば、表 1-15 中に掬いとられた市長をはじめとして警官や憲兵、そして鉄道特別警視などは、騒動の渦中において治安維持に奔走する姿を見ることができる。さらに 1886 年以降、電信技手(Télégraphiste)が登場しているが、この電信技術（電報）により「事件」がパリをはじめとしたフランス全土に、さらには国境を越えベルギーにまで伝達され、両国でさまざまな反響を呼ぶこととなる。

g) その他

表 1-14 ランス市の男性その他の就業者の推移（1820-1891 年）

その他	RENTIERS, SERVICE PERSONNELE, DIVERS	1820	1836	1846	1851	1856	1872	1886	1891
地主	Propriétaires	11	15	14	17	22	19	19	10
金利生活者	Rentiers	5	16	17	26	4	30	29	
年金受給者	Pensionnés, Retraités	1	2	1	7	2		3	
年金受給者	Rentiers, pensionnaires, retraités								19
使用人	Domestiques	6	14	26	12	24	17	39	29
退役軍人	Militaires pensionnes	4	5	2		2		1	
療養軍人	Militaire convalescent							1	
療養者	Infirmes, malades, vieillards	7	4	19		17	35		
乞食	Mendiant				1				
職員	Employés	1				1	5		
	小計	35	56	79	63	72	106	92	58

[出典] 表 1-8 に同じ

⁹⁰ GRAUWIN (Charles), *Les institutions patronales des Compagnies houillères du Pas-de-Calais*, Thèse de doctorat, Université de Lille, 1909, pp.85-86.

この部門も目立った変化はない。ただし想像力をたくましくすれば、地主や金利生活者のなかにはランス炭鉱会社に土地を売却したり、あるいは逆にランス炭鉱会社の株式を購入したりして、炭鉱会社の恩恵にあずかっている人がいるのかもしれない。

iii. ランス市の女性の職業

a) 農業、鉱業

表 1-15 ランス市の女性農業、鉱業就業者の推移 (1820-1891 年)

農業	SECTEUR AGRICOLE	1820	1836	1846	1851	1856	1872	1886	1891
農婦	Cultivatrices	2	18	11		3	6	22	
土地持農婦	Propriétaires-cultivatrices				32				10
大規模農婦	Ménagères	9	24	14		2	3		
小作人	Ferrières				2			2	25
庭師	Jardinières			1					
労働者	Ouvrières	103	43	32		47	2	21	
労働者	Ouvrières-journalières-manoeuvres de ferme								404
日雇労働者	Journalières	2		7	492		174	177	
日雇労働者	Manouvrières	1							
日雇農婦	Journalières-cultivatrices				35				
使用人	Domestiques								26
使用人	Domestiques de ferme	8	13	7	9	8			
	小計	125	98	72	570	60	185	222	465
鉱業	MINES								
炭鉱労働者	Ouvrières aux mines								261
使用人	Domestiques								21
	小計								282

[出典] 表 1-8 に同じ

農業従事者のデータの問題点は前項においてすでに述べたので、ここでは繰り返さない。ただし男性の場合、1820 年と 1891 年の農業従事者の小計を比較して、農業人口に変化はなかったのではないかと考察した。女性の場合は 1820 年の農業従事者の小計は 125 人、1891 年は 465 人で 2 倍以上の大きな開きがあり、とりわけ 1891 年の労働者と日雇労働者の数が多いことが指摘できる。数だけを比較すると女性の農業人口が増加したことになるが、日雇労働者の増加は季節的なもの——1820 年は 9 月、1891 年は 4 月に国勢調査が実施されている——かもしれず、ここでは結論を出すことはできない。

一方、女性の炭鉱労働者は 1891 年にはじめて 261 人が数えあげられており、そのすべてが 20 歳以下であった。ただ 1856 年から 1886 年の女性鉱業従事者が皆無であることについてははなはだ疑問で、確かに 1874 年 5 月 19 日法において女性の地下労働は禁止されているが、しかしながら女性が地上で受け持つ仕事——ランプ係(Lampiste)、選炭婦(Cafu)、捲揚婦(Moulineuse)など——が存在していたはずである⁹¹。男性の事例と同様に、

⁹¹ 1874 年法以前からパド=ド=カレ県では女性が地下労働をすることはまれであったようだ。『ジェルミナル』で長女カトリーヌ、さらに結末では母親までもが入坑しているが、ゾラは第二帝政期ノール県における旧態依然とした炭鉱の姿を描いている。なお、子どもと女性の労働についての法規制については第三章で改めて論じる。

労働者や日雇い労働者の中には炭鉱での仕事についていた女性がいるのかもしれない。ランス市の国勢調査原簿では、この事例のように女性の職業の記入が若干おろそかにされているような印象をおぼえるが、前項（i ランス市の産業構造）表 1-5 でみたランス市の女性就業率の低さの理由のひとつはここにもあるのかもしれない。

b) 職人・製造業

表 1-16 ランス市の女性職人・製造業就業者の推移（1820-1891年）

職人・製造業	SECTEUR ARTISANAL ET INDUSTRIEL	1820	1836	1846	1851	1856	1872	1886	1891
a) 繊維	a) TEXTILE								
織工	Tisserandes							2	
紡績工(麻)	Fileuses de lin	25	8	2		1		1	
レース工	Dentellières	197	139	79		18		1	
編物工	Tricoteuses			8	1	1			
使用人	Domestiques (Industrie de l'habil. et de la toil.)								4
b) 皮革	b) CUIRS								
白なめし工	Mégissières				1				
c) 装具	c) EQUIPEMENT-ENTRETIEN								
縄製職人	Cordières							3	
染物職人	Teinturières						2		
帽子職人	Modistes			1			9	13	
縫製工見習	Apprenties-couturières						4		
縫製工	Couturières	15	10	17	9	3	65	162	
下着縫製工見習	Apprenties-lingères						1		
下着縫製工	Lingères	3	5	3			2	14	
洗濯女	Blanchisseuses	7	1				2	3	
洗濯女	Lessiveuses	9	3	8	1	7	3		
アイロン工	Repasseuses	4	1	2	5	1	22	33	
靴縫製工	Piqueuses de bottines						1		
手袋職人	Gantières					1			
繊維業使用人	Domestiques (Industrie céramique)								6
髪師	Perruquières		1						
理髪師	Coiffeuses			1		1			
d) 食品	d) ALIMENTATION								
ビール醸造業者	Brasseuses		1	1	1				
食品製造業経営者	Patronnes (Industrie de l'alimen.)								5
食品製造使用人	Domestiques (Industrie de l'alimen.)								10
e) その他	c) DIVERS								
金属産業使用人	Domestique (Fabrication d'objet en métal)								4
建築業使用人	Domestique (Industrie du bâtiment)								7
印刷出版業経営者	Patronnes (Industries relatives aux sciences, lettres et arts)								1
	小計	260	169	122	18	33	111	232	37

[出典] 表 1-8 に同じ

全体的な傾向として 1820 年から 1891 年までの期間で、女性の職人・製造業従事者の割合は低くなっていたことはすでに確認した。男性の場合と同様に紡績工の数が減少していることはさることながら、それよりも顕著なのがレース工の減少で 1820 年には 197

人（女性就業者の 42.7%）を数えランス市の女性の代表的な職業であったのが、1886 年にはたった 1 人となっている。織物業と同じように家内工業として女性が手作業でボビンをたぐりレースを編み上げていたのが、機械編レースの出現により衰退を余儀なくされたと考えられる。そのかわりに縫製工の増加が目覚ましい。人口が増加し被服の需要が高まったとも考えられるが、とりわけ 1886 年の縫製工の数は群を抜いている。ランス炭鉱会社が職員と炭鉱夫の子どものために小学校を運営していたことはすでに述べたが、同時に初等教育を終えた少女たちのためには家政学校(École ménagère)も創設しており、そこでは料理や裁縫を教えるとともに、ミシンなどの道具をそろえた裁縫室(Ouvroir / Atelier de couture)を無償で開放し、縫い上げたものを百貨店などに卸しささやかな収入を得ることを奨励していた⁹²。縫製工の増加の背景には、このランス炭鉱会社の家政学校の影響もあるのかもしれない。

c) 運輸・通信業、商業

表 1-17 ランス市の女性運輸・通信業、商業就業者の推移（1820-1891 年）

運輸・通信業	SECTEUR DES TRANSPORTS ET DES COMMUNICATIONS	1820	1836	1846	1851	1856	1872	1886	1891
a) 運輸、通信	a) TRANSPORTS, COMMUNICATIONS								
運送人	Voiturières			1					
飛脚	Messagères		1	1	1			1	
運輸業経営者	Patrones (Transport)								1
運輸業使用人	Domestiques (Transport)								2
b) 鉄道	b) CHEMIN DE FER								
踏切婦	Gardes-barrières							3	
鉄道会社使用人	Domestiques								4
	小計		1	2	1			4	7
商業	COMMERCE	1820	1836	1846	1851	1856	1872	1886	1891
パン屋	Boulangères		1		2			6	
パン・アイスクリーム屋	Boulangères-glacières							1	
菓子屋	Pâtissière							1	
豚肉加工屋	Charcutières						1	3	
肉屋	Bouchères				3			7	
魚屋	Marchandes de poisson		2	2		1	3	3	
食料品屋	Épicières		5	5	3		10	17	
八百屋	Marchandes de légumes						4		
果物屋	Fruitières	1							
バター屋	Marchandes de beurre							1	
飴屋	Marchandes de bonbons				1	1		1	
食料品販売商	Marchandes d'alimentation								6
食料品販売商使用人	Domestiques (Marchandes d'alimentation)								11
羊毛商	Marchandes de laine				1				
生地屋	Marchandes de toile	1							
生地屋	Marchandes d'étoffes						4		

⁹² GRAUWIN (Charles), *op. cit.*, pp. 95-105.

手芸屋	Marchandes mercières						1		
レース屋	Marchandes de dentelle	1							
下着屋	Marchandes lingères				1				
被服商職員	Employées (Marchands d'habillement)								4
被服商労働者	Ouvrières (Marchands d'habillement)								36
被服商使用人	Domestiques (Marchands d'habillement)								3
帽子屋	Marchandes chapelières						1	1	
木靴屋	Marchandes de sabots							1	
調度品屋使用人	Domestiques (Marchands d'ameublement)								3
陶器屋	Marchandes faïence							1	
タバコ屋	Débitantes de tabac						1	5	
古物商	Marchandes-revendeuses				1				
種苗屋	Grainetières							1	
本屋	Marchandes libraires							1	
商店使用人	Domestiques								104
販売員	Filles de boutique				2	1	1	3	
卸売商	Négociantes							16	1
小売商	Débitantes						1	2	
商売人	Marchandes	7	2	3		8	15	33	72
居酒屋	Cabaretières		2	3	3	5	79	88	
喫茶店	Cafetières							5	
宿屋使用人	Domestiques d'hôtel								58
宿屋	Aubergistes					2	1		
宿屋	Hôtelières						1	4	
宿屋、カフェ、居酒屋	Hôtelières, cafetières, cabaretières								25
	小計	10	12	13	17	18	123	201	323

[出典] 表 1-8 に同じ

世紀後半に女性の商業従事者の数が増加し、全就業者のなかで商業従事者が占める割合も男性より顕著であったことはすでに確認した。商業部門でも居酒屋(Cabaret/Estaminet)の増加は男女をあわせて目覚ましく、とりわけ女性の躍進が目立つ。1886年の男性居酒屋は52人であるのに対して、女性は88人で、なかには炭鉱夫の妻が居酒屋を営んでいる事例もいくつかあった。フランスでは19世紀にアルコールの消費量が増えたことは指摘されることだが、パ＝ド＝カレ県は全国平均よりもアルコールの消費が多いと言われている。フランスの歴史研究者ユブシェによれば、ランス市では住民31人あたり1軒の居酒屋がある計算となり、パ＝ド＝カレ県内の大都市であるアラス市、ブローニュ市、カレ市と比較すると、それぞれ43人、70人、108人にたいして1軒の居酒屋しかなく、ランス市はこれらの都市部よりも居酒屋が集中していたと指摘している⁹³。北フランスからベルギー南部にかけてはブドウ栽培の北限にあたるためワインが生産されることはまれで値段も高く、かわりに麦とホップを原料としたビールの醸造が盛んで、労働者の家族には好まれて消費された。ランス市にも19世紀前半よりビール醸造所が存在していたことはすでに確認した。

⁹³ HUBSCHER (Ronald), *op. cit.*, p. 783.

d) 公務・自由業、その他

表 1-18 ランス市の女性公務・自由業、その他の就業者の推移 (1820-1891年)

公務・自由業	SECTEUR ADMINISTRATIF ET LIBERAL	1820	1836	1846	1851	1856	1872	1886	1891
助教員	Sous-maîtresses						7		
教員	Institutrices							8	26
教員 (私立)	Institutrices libres	4					1		
教員 (私立)	Institutrices privés								18
修道女(教員)	Sœurs enseignantes		3	7	5	6	12		
学校長	Maîtresses d'école	1							
保育所長	Directrice des salles d'asile			1	1				
寮母	Maîtresses de pension	1							
音楽家	Musiciennes							1	
オペラ歌手	Artistes lyriques							1	
修道女(看護婦)	Sœurs hospitalières	9	9	7	6	7	10	27	
産婆	Accoucheuses jurées	1	2		1		2		
助産婦	Sages-femmes							2	3
管理人	Concierges							2	
郵便局職員	Employées des postes						1	2	
郵便電信局職員	Employées (Postes et télégraphes)								1
郵便局長	Directrice de la poste			1	1	1			
郵便局長	Receveuse des postes						1		
修練女	Novices	3							
修道女	Religieuses	1						41	
	小計	20	14	16	14	14	34	84	48
その他	RENTIÈRES, SEVICE PERSONNEL, DIVERS	1820	1836	1846	1851	1856	1872	1886	1891
地主	Propriétaires	1	5	4	2	7	15	11	5
金利生活者	Rentières	8	21	16	20	8	33	46	12
使用人	Domestiques	30	36	53	62	80	14	44	49
女中	Servantes						47	124	
家政婦	Gouvernantes						10	5	
小間使い	Femmes de chambre						1	4	
乳母	Nourrices							3	
付き人	Filles de confiance						2		
付添婦人	Dames de Compagnie							1	
料理女	Cuisinières						3	7	
療養者	Infirmes, malades	7	8	20		23	24		
娼婦	Filles publiques					2			
	小計	46	70	93	84	120	149	245	66

[出典] 表 1-8 に同じ

公務・自由業従事者のなかでは、女性教員の増加が目立つ。すでに述べたように、ランス炭鉱会社が職員と炭鉱夫の子女のための学校を設立して、教員も呼び寄せていた。ランス炭鉱会社は男子小学校の教員としてマリスト会士をむかえていたが、女子小学校についても同じくカトリック修道会(Congrégation des Sœurs de la Divine Providence)の修道女を教員として、1872年にアルザス地方のリボーヴィレ市(Ribeauvillé)から呼び寄せている⁹⁴。

⁹⁴CAMT, 1994/055/0076, Mines de Lens, Mouvement du personnel, 1881-1935. リボーヴィレ市はオー＝ラン県に位置し、1871年のフランクフルト条約でドイツに割譲されている。第一章第二節ですでに述べたが、ランス市には1871年以降アルザス・ローヌ地方からの流入人口があり、ランス炭鉱会社がこれらの人びとの呼び寄せに何らかの関与をしていた可能性も考えられる。ちなみに、ランス炭鉱会社は1875年にも小学校を創設

また、ランス市の未婚女性の職業として使用人や女中の需要があったことも指摘しておこう。炭鉱夫の娘たちが女中として働いている事例が多く見られた。

第四節 ランス市のベルギー人

前節までにランス市の住民全体の概要をみたが、本節では引き続き国勢調査原簿を用いながらランス市のベルギー人に焦点を絞り、その人口動態を見てゆくこととする。またそのさい、ランス市の住民のなかでベルギー人とフランス人は、その人口の構造、婚姻についての態度、移動の経験、あるいは職業の選択などにおいて、何らかの違いがあったのかについても考察を加える。

i. ベルギー人口の基本的・社会的構造

国勢調査原簿に国籍の記載がはじまるのは 1851 年からで、その年ランス市には 9 人、3 世帯のベルギー人が確認できる（図 1-7）。ランス市のベルギー人口は増加の一途をたどり、1911 年には 2599 人にまで膨張している。残念ながらデータの欠落が多いが、それでもとりわけ 1851 年から 1890 年にかけてのランス炭鉱会社「導入期」に、ベルギー人人口はより急激に伸張していたことが見てとれる。第一章第二節（図 1-2、1-5）で確認したランス市の人口動態では、1891 年以降の「発展期」により急激な人口の伸張と移動が確認されたが、ベルギー人の流入は「導入期」の早い段階ですでに大きく進行していたことが見てとれるであろう。

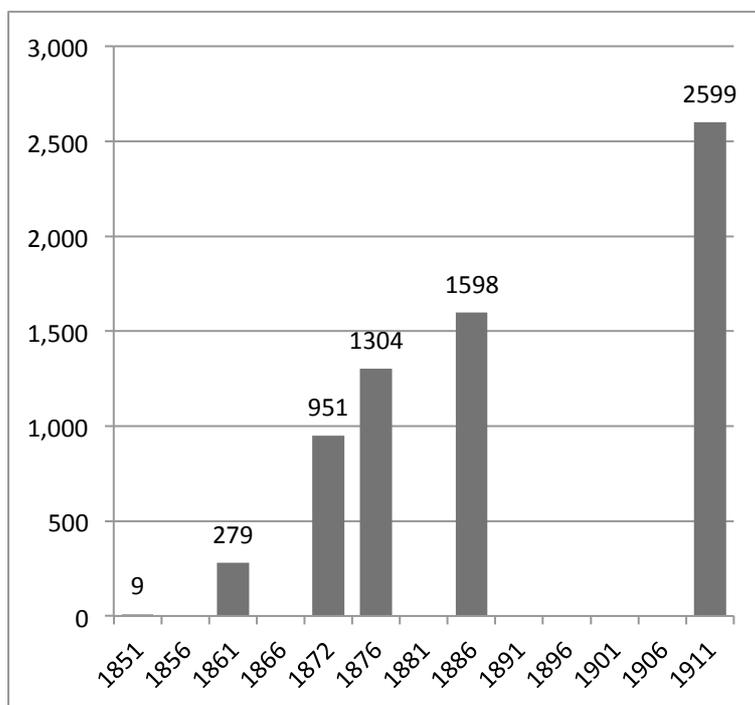
実は炭鉱開発にともなうベルギーからの人の移動は、19 世紀半ばのこのランス市の事例に始まったことではない。そもそも北フランスにおける炭鉱業の始まりはルイ 15 世時代の 1720 年にフレンヌ=シュル=エスコ（Fresnes-sur-Escaut）で石炭鉱床が見つかったことに端を発するのだが、この発見者はシャルルロワ周辺を統治する領主デザンドルアン子爵（Jean-Jacques Désandrouin）とその配下のマチュー（Jacques Mathieu）ら炭鉱技師たちであった⁹⁵。さらに遡ること数年、先代の太陽王ルイ 14 世はスペイン継承戦争により領土の一部を失い、1713 年のユトレヒト条約——ここで画定された境界線が今日のベルギー=フランス国境の原型となっている——においてシャルルロワはオーストリア領、フレンヌ=シュル=エスコはフランス領となっており、デザンドルアンらは北フランス炭鉱地帯におけるいわば最初の「ベルギー移民」であった。当時の北フランスには石炭採掘にかんする知識を持つ者はおらず、以来炭鉱開発にあたっては古くから開発の進んでいたシャルルロ

しているが、この教員もオー=ラン県出身のマリスト会修道士である。Cf., ADPdC, T132, École libre de garçons ouverte le 25 octobre 1875 à Liévin, corons de la Compagnie des mines de Lens, fosse n°3.

⁹⁵ GILLET (Marcel), «Charbonnages belges et charbonnages du Nord de la France aux XVIIIème...», pp.361-367; HASQUIN (Hervé) (dir.), *La Wallonie. Les pays et les hommes, Tome II*, Bruxelles, La Renaissance du livre, 1976; 2e édition revue et corrigée, 1980, pp.332-334. ちなみに、デザンドルアンとマチューの子孫たちが、その後 1756 年にアンザン炭鉱会社を興している。

ワ周辺やポリナージュ地方などから技術者や熟練労働者が多く呼び寄せられることとなり、「ベルギー」の炭鉱地帯から北フランス炭鉱地帯への人の移動は2世紀近くも続いていた現象であった。

図 1-7 ランス市ベルギー人口の推移 (1851-1911 年)



〔出典〕 ADPdC, M3654-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1851-1911 より筆者作成。

〔註記〕 1856年と1866年の国勢調査原簿には国籍情報は記載されていない。また、1881年、1891年から1906年までの原簿は第一次大戦中に焼失して現存しない。

さて、ランス市住民のなかでベルギー人の占める割合はどの程度であったのだろうか。表 1-19 はランス市のベルギー人率を示したものである。比較のためにパ=ド=カレ県人口に県内のベルギー人が占める割合、また、19世紀を通じて最もベルギー人が集中したノール県の同様の値も提示する。1851年ランス市のベルギー人率は0.3%でパ=ド=カレ県の値も大差ない。一方、ベルギーと国境を接し古くからベルギー人口を受け入れているノール県は同年、すでに人口の6.7%をベルギー人が占めている。ノール県ではその後もベルギー人の増加は著しく、1886年には人口の17.9%をベルギー人が占めるようになるが、隣接するパ=ド=カレ県ではベルギー人の割合はさほど上昇せず2.2%でしかない。ところがランス市はパ=ド=カレ県内にあつては例外的にベルギー人率が上昇しノール県の値に迫っていたことが看取できる。パ=ド=カレ県のベルギー人口は数こそ多くないが、その大半が炭鉱地帯に集中していたためである。1911年にもランス市のベルギー人率は8.2%あり、ランス市住民のなかでベルギー人は数量的には無視することができない存在であった。なお、ランス市のベルギー人以外の外国人としては1861年以降、イギリス人

やドイツ人が数名ずつ認められるものの外国人口の 0.2%から多くとも 1.8%で、第 1 次大戦前夜にランス炭鉱会社がドイツ、スペイン、イタリアなどからの人員を募った結果、1911 年には外国人口の 3.8%（ランス市人口の 0.3%）をベルギー人以外が占めるようになっている⁹⁶。おおむね 19 世紀のランス市の外国人といえばベルギー人であったと位置づけて問題はないであろう。

表 1-19 ランス市のベルギー人率の推移（1851-1911 年）

	ランス市	パド=カレ県	ノール県
1851	0.3	0.2	6.7
1856			
1861	6.2	0.5	9.7
1866		0.7	12.8
1872	13.0	1.0	15.9
1876	13.9	1.3	16.1
1881		1.5	16.9
1886	13.7	2.2	17.9
1891	(13.2)	2.2	16.7
1896		1.8	14.0
1901		1.6	10.8
1906	(8.8)	1.6	9.3
1911	8.2	1.8	8.6

[出典] ADPdC, M3654-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1851-1911 ; *Recensement de la France 1801-1911* より筆者作成。

[註記] 人口 100 人あたりの割合。なお、ランス市 1891 年と 1906 年の値は外国人の割合。

表 1-20 はランス市ベルギー人の性比（女性人口を 100 とした男性人口の比率）の推移を示している。すでに本章表 1-2 で確認したように、ランス市の人口バランスは 19 世紀前半（第 1 期）には女性人口が男性人口を上回っていたのが、1861 年（第 2 期）に男性人口が優勢に転じその後も男性の比率は高まっていた。ランス市の住民からフランス人だけを抽出してみてもこの傾向に変わりはない。ところがベルギー人の性比をみると、男性人口の優位の度合いはフランス人の比率を上回り、1872 年には 130.8 ポイントまで上昇し、その後、低下していることが見てとれる。おそらく、第 2 期の初期から 1870 年代ころまでのベルギー移民は男性中心であったが、1880 年代前後より家族単位での移動へと転換をしたと考えられる。また、すでに述べたように民法典では異なる国籍の男女が婚姻した場合、女性は男性の国籍に従うとの原則があるため、ベルギー独身男性がフランスで結婚し家族を築いたことも、ランス市の「ベルギー人」女性の増加に少なからず影響をあたえているのではないだろうか。

⁹⁶当該期間中のランス市の外国人口の詳細については、巻末の補遺 1 の表 5 を参照。なお、「ドイツ人」の大半はルール炭鉱地帯のヴェストファーレン出身者である。ポーランド移民史研究者のポンティによれば、第一次大戦以前にこのヴェストファーレンからノール・パド=カレ県の炭鉱に呼び寄せられたのは、ポーランド語を母語とする「ポーランド人」であったと指摘している。Cf., PONTY (Janine), « *Les Polonais : Une immigration massive* », CEGARRA (Marie) et al., *Tous gueules noires*, collection "Mémoire de Gaillette", n° 8, Lewarde, Centre historique minier du Nord-Pas-de-Calais, 2004, pp.52-59. また、1911 年の国勢調査原簿にはアルジェリア出身者も散見され、彼らも炭鉱労働の募集に応じたと考えられる。ただし、1865 年の元老院決議によりアルジェリア現地人はフランス人としての地位を得ているため、外国人には分類せずフランス人として数えた。Cf., Sénatus-consulte du 14 juillet 1865, Article 1 et 2, 'Les indigènes musulmans et israélites, qui sont régis par la loi musulmane ou par leur statut personnel, sont Français (...)」.

また、ランス市人口の特徴として、子ども人口が増加していたことを確認したが（表 1-3 参照）、1886 年度の国勢調査原簿からベルギー人とフランス人の世代別人口を比較すると、ベルギー人の子ども人口はフランス人とほぼ同じ水準にあったことが分かる（表 1-21）。一方、ベルギー人の壮年人口の割合はフランス人よりも若干高く、老年人口の割合が低い。総じてランス市のベルギー人口は高齢人口が少ない分、フランス人より少しばかり若やいでいたことを指摘できるであろう。

表 1-20 ランス市のベルギー人とフランス人の性比の推移（1851-1886 年）

年	ベルギー人			フランス人		
	男性人口	女性人口	性比	男性人口	女性人口	性比
1851	5	4	125.0	1,319	1,419	93.0
1861	155	124	125.0	2,125	2,099	101.2
1872	539	412	130.8	3,210	3,110	103.2
1886	865	747	115.8	5,197	4,900	106.1

[出典] ADPdC, M3947-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1851-1886 より筆者作成。

[註記] 女性人口 100 に対する男性人口の比率。

表 1-21 ランス市のベルギー人とフランス人の世代別人口の割合（1886 年）

	ベルギー人				フランス人			
	子ども人口	壮年人口	老年人口	合計	子ども人口	壮年人口	老年人口	合計
男性	293	557	15	865	1,971	3,072	154	5,197
女性	334	399	14	747	1,915	2,760	225	4,900
合計	627	956	29	1,612	3,886	5,832	379	10,097
	割合				割合			
	子ども人口	壮年人口	老年人口	合計	子ども人口	壮年人口	老年人口	合計
男性	33.9	64.4	1.7	100	37.9	59.1	3.0	100
女性	44.7	53.4	1.9	100	39.1	56.3	4.6	100
合計	38.9	59.3	1.8	100	38.5	57.8	3.8	100

[出典] ADPdC, M4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1886 より筆者作成。

[註記] 0 歳から 14 歳までを子ども、15 歳から 64 歳までを壮年、65 歳以上を老年人口とする。人口 100 人あたりの割合。

ランス市では 1860 年代と 1890 年代に婚姻率の上昇が見られ、とりわけ世紀転換期に空前の結婚ラッシュを迎えていたことを確認した（図 1-4 参照）。では、ランス市のベルギー人とフランス人はどのような婚姻関係を結んでいたのだろうか。表 1-22 は 1892 年から 1894 年までのランス市の婚姻記録簿にある 423 組の婚姻について、夫婦それぞれの国籍を示したものである。当該期間中のランス市の婚姻のうち、配偶者のいずれかが国境を越える移動を経験している夫婦(Couple immigré)は 56 組で全体の 13.2%を占める。このうちの 7 割（39 組）はフランス人とベルギー人の夫婦(Couple mixte)であり、残りの 3 割（17 組）がベルギー人同士の夫婦(Couple endogame)となっている。およそ 1 世紀のちの 1990 年のフランス国勢調査によれば、国境を越える移動を経験している夫婦はフランス

全体で 12%、うち 51%はフランス人と外国人の夫婦であるとの統計がある⁹⁷。単純に比較するのは軽率であるかもしれないが、19 世紀末のランス市では 20 世紀末の水準以上に、移入民であるベルギー人と現地住民であるフランス人の婚姻関係が結ばれていたことがみてとれる。

表 1-2 2 ランス市婚姻記録簿にみる配偶者の国籍 (1892-1894 年)

妻	夫	
	フランス人	ベルギー人
フランス人	367	22
ベルギー人	17	17

〔出典〕 ADPdC, M3222, M2497, M3506, Mouvement de la population : états récapitulatifs, cantons de Laventie et Lens, 1892-1894.より筆者作成。

ちなみに、ランス市では私生児は珍しくなかったことは先に述べたが、私生児を出産する割合はフランス人の母親に多かったのか、ベルギー人の母親に多かったのか 1892 年から 1894 年にランス市で生まれた子どもについて分析したところ、フランス人の母親から生まれた子どもの 8.8% (1668 人中 148 人)、ベルギー人の母親から生まれた子どもの 17.5% (154 人中 27 人) が私生児であり、ベルギー人の母親のほうが私生児をもうける割合が高い結果となった。

ii. ベルギー人の移動と移民送り出し地

ランス市のベルギー人はどこから来たのだろうか。出生地情報が記載されている 1872 年のランス市国勢調査原簿からベルギー人の出生地を抽出し、地域別にまとめたものが表 1-23 である。男性、女性ともにベルギー・エノー州出身者が最も多く、次いでランス市出生者がこれに続いている。男性のランス市出生者をはじめとしてフランス国内で生まれた者は、親世代が国境を越える移動を経験した移民 2 世だと考えられる。一方、フランス国内で生まれた女性については、同じく移民 2 世の場合と、ベルギー男性との婚姻によりベルギー国籍となった場合が考えられるだろう。ランス市のベルギー男性のおよそ 7 割、ベルギー女性のおよそ 5 割がベルギー=フランス間の国境を越える移動を経験していることになる。逆の見方をすると、ランス市のベルギー人のなかには (男性の 3 割、女性の 5 割)、フランス人と同様に国境を越える移動を経験していない者もいたことになる。また、国境という政治的境界線のほかに文化的境界線として、ベルギー・ワロニー地方とベルギー・フランドル地方の間にはフランス語 (ワロン語) とオランダ語 (フラマン語) の「言語境界線(Frontière linguistique)」が存在する。ランス市のベルギー人のなかでこの言語境界線を越える移動を経験しているのは、ランス市のベルギー男性の 15%、ベルギー女性の 3%であった。これも逆の見方をすると、ランス市のベルギー人の大半 (男性の 75%、女性の 97%) は原則的にはフランス人と同じ「フランス語話者」であったと言える。

⁹⁷ INSEE, *Les immigrés en France*, Paris, 1997, pp.44-45.

表 1-2 3 ランス市ベルギー人の出生地の地域別分布 (1872 年)

	男性	女性
エノー州	227	153
ナミュール州	1	3
リエージュ州	3	1
ブラバン州	7	1
東フランドル州	56	7
西フランドル州	6	2
アントワープ州	2	0
ランス市	98	96
ランス市以外の パ=ド=カレ県	9	13
ノール県	28	39
その他	4	2
不明	98	95
合計	539	412

〔出典〕 ADPdC, M4093, Recensement de la population, listes nominatives, Lens, 1872.より筆者作成。

図 1-8 から図 1-11 は、同じく 1872 年の国勢調査原簿から抽出したランス市のベルギー人の出生地のデータを、男女別にベルギーとノール=パ=ド=カレ県の地図上に示したものである⁹⁸。

まず、ランス市ベルギー男性のベルギーにおける出生地の分布をみると（図 1-8）、フランスとの国境に隣接したボリナージュ地方（*Borinage*）の出身者が多かったことがみてとれる⁹⁹。このボリナージュ地方は 13 世紀からすでに採炭が始まった古くからの石炭産出地であり、ランス市とも一連の鉱脈でつながっている（図 1-1 参照）¹⁰⁰。そしてベルギー南部ワロニー地方からの移民ほぼすべても、この炭鉱地帯にある「古い炭鉱都市」の出身者であった。実際、このベルギー南部出身者の職業をみると、その大半がランス炭鉱会社で職をえていたことも分かる。表 1-24 は 1872 年の原簿にあったボリナージュ出身のベルギー人家族の一例である。子どもの出生地と年齢から推測すると、一家で 17 ヶ月以内（1871 年以降）にランス市に移住してきたと思われる。

ところで、19 世紀ベルギーでは標準語としてのフランス語は庶民にはまだ浸透しておらず——これはフランスでも同じ状況であった——さまざまな地域語が話されていた。ベルギー南部で話されていたフランス語方言を総称してワロン語と呼び、このワロン語はさらにいくつかの地域語に分類することができる¹⁰¹。ボリナージュ地方で話されていた地

⁹⁸ なお、巻末の補遺 1 の図 1 には、同データをひとつの地図上に示してある。

⁹⁹ ボリナージュ地方のなかで多かったのは、ベルニサル市(Bernissart) 54 人、ペルウェ市(Péruwelz) 27 人、ブラトン市(Blaton) 20 人、オルニュ市(Hornu) 15 人などであった。

¹⁰⁰ この鉱脈は「アウストラシア炭田(Bassin houiller austrasien)」と称されることもある。なお、ベルギー側の炭鉱地帯は東側からリエージュ地方(Bassin de Lièges)、バス=サンプル地方(Bassin de la Basse-Sambre)、シャルルロワ地方(Bassin de Charleroi)、ソントル地方(Bassin du Centre)、そしてボリナージュ地方に区分される。フランス側ではしばしば、ノール県とパ=ド=カレ県という県単位で区分されることが多い。

¹⁰¹ REMACLE (Louis), «La géographie dialectale de la Belgique romane», dans *Les dialectes de France au moyen âge et aujourd'hui, domaines d'oil et domaine franco-provençal*, Paris, Éditions Klincksieck, 1972, pp.311-335.

域語はピカルディ語(Picard)であり、このピカルディ語が話された範囲は国境を越え北フランス一帯におよび、ランス市もこの同一の言語地域に含まれていたことを指摘しておきたい¹⁰²。つまり、ポリナージュ出身者がランス市に到着し地元住人と出会っても言語面での障壁は全く無く、それどころか話し方では、ベルギー人であるかフランス人であるか区別することは不可能に近かったと考えられる。

一方ベルギー北部フランドル地方にも、いくつかの特徴的な移民送り出し地域があった。ひとつはデズ市(Deynze(仏)/Deinze(蘭))とその周辺地域で、この地域出身者のすべてがランス市では煉瓦工として働いている¹⁰³。この煉瓦工についてランス市の国勢調査原簿を精査していると、デズ市出身のピエール・ジェヴァート(Pierre Gevaert)という人物が浮かび上がってくる。彼がランス市の原簿にはじめて登場するのは 1872 年、職業は煉瓦工親方と記載されている。おそらく 1870 年前後にランス市にたどり着いたと推測される。ランス駅前の目抜き通りに居をかまえ、妻と 4 人の子ども (2 男 2 女) と暮し、女中を一人住まわせている。1872 年に煉瓦工は 48 人いたことはすでに確認したが (表 1-10 参照)、うち 47 人はデズ市とその周辺地域出身のベルギー人であり、このジェヴァートを発端として、デズ市からランス市への煉瓦工の連鎖移民が始まったと考えられる。ジェヴァートは少なくとも 20 世紀初頭まではランス市で煉瓦工親方として采配をとっていたようで、フランス・ベルギー両国の文書を繙くなかで、この人物にかんする記述を何度か目にする機会があった¹⁰⁴。これらの文書からえられた情報を総合すると、同氏はランス炭鉱会社から煉瓦製造——従業員の住宅の建設のためなどに使用する建築資材としての煉瓦であると思われる——を一手に引き受け、19 世紀末には年間 300 人から 500 人の煉瓦工を雇っていたようである。さらに、これらの煉瓦工の大半はベルギーからの季節移民で成り立っており、季節移民たちは 3 月から 9 月頃までランス市に滞在し煉瓦製造に従事し、ランス市での住居と食事は給料から天引きで提供されていた。再度、1872 年のランス市の原簿を確認すると、48 人の煉瓦工のすべてがランス市の外れにある 5 軒の住宅で集団生活をしていることが読み取れた。そして、もうひとつのフランドル地方からの送り出し地域として、規模は小さいがアム市(Hamme)とその周辺地域が挙げられる。この地域の出身者はランス市では縄製造工として働いており、彼らもまた季節移民であったと考えられる¹⁰⁵。

¹⁰² 第一次大戦以降、北フランス、とりわけノール=パド=カレ県ではピカルディ語のことを、「Ch'timi」あるいは省略して「Ch'ti」と呼ぶようになっている。Cf., DAUBY (Jean), «Les parlers picards», dans VISEUX (Augustin), *Mineur de fond, Fosses de Lens, Soixante ans de combat et de solidarité*, Paris, Plon, 1991, pp.449-470.

¹⁰³ 煉瓦工の出身地としてはデズ市から 21 人、その周辺地域であるナザレット市(Nazareth)10 人、アステネ市(Astene)7 人などが確認できる。

¹⁰⁴ 例えば、1893 年にランス市で煉瓦工のストライキが発生したさい、彼らの雇用主としてジェヴァートの名がフランス内務省文書のなかで報告されているほか、1898 年にはベルギーの議員団が北フランスで労働条件についての現地調査を行なったさい、同氏から煉瓦工の待遇について聞き取りを行なっている。Cf., ADPc, M1811, *Grève des ouvriers de la Briquetier Gevaert à Lens*; AMAE, 3290-I, *Les ouvriers belges en France*; AMAF, 3286, *Statistique des ouvriers belges travaillant en France*, etc.

¹⁰⁵ 縄製造工の出身地としてはアム市 5 人のほか、テルモンド市(Termonde(仏)/Dendermonde(蘭))で 2 人などが確認できる。なお、縄は坑内で使用される資材であり、ランス市では煉瓦製造と同様に炭鉱会社からの需要があったと考えられる。

なお、フランドル地方出身者は総じてフラマン語話者である。ただし、このフラマン語が話された範囲はベルギー・フランドル地方だけでなく、ノール=パド=カレ県の一部（フランス・フランドル地方）を含み、フラマン語話者のフランス人も存在していたことを指摘しておきたい¹⁰⁶。つまりここでも、ランス市においてフラマン語話者と出会ったとしても、それがフランス人であるのかベルギー人であるのか、外見上から判断することは困難であったと考えられる。

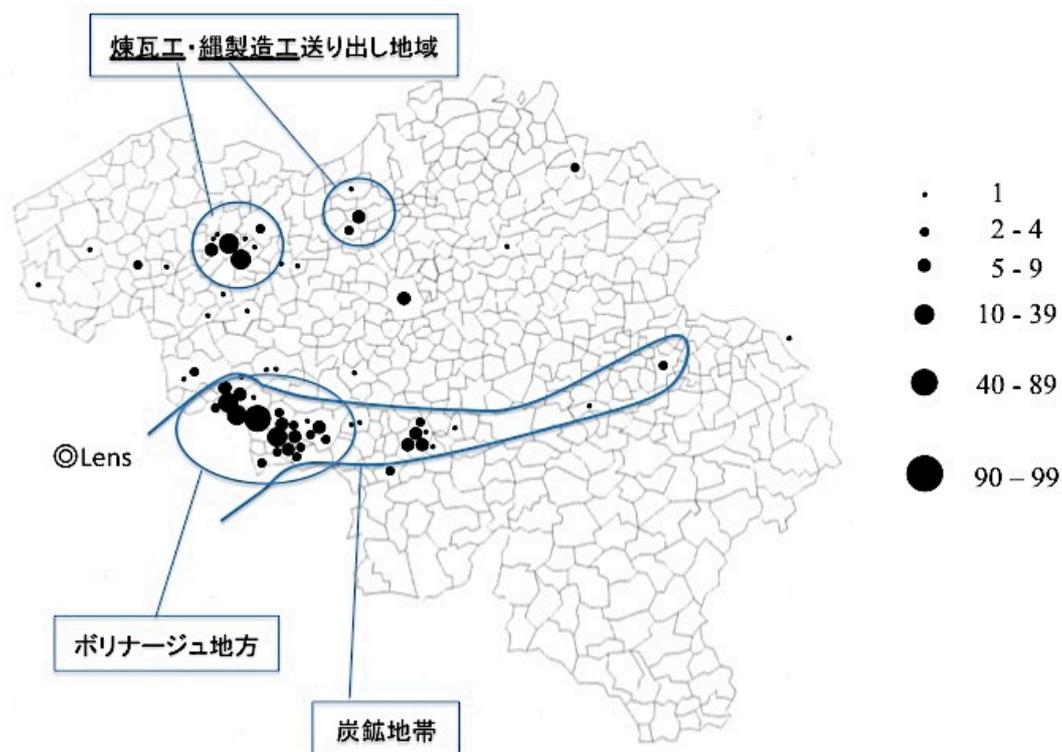
以上のように、ランス市に国境を越えてたどり着いたベルギー男性（移民1世）は、大別するとベルギー南部のワロニー地方と北部のフランドル地方の出身者からなり、前者は主に鉱業従事者であり、永住を目的とした、あるいは中・長期滞在し続ける指向の強い「定住移民」であったと考えられ、後者は農繁期に煉瓦工や縄製造工として出稼ぎにくる「季節移民」であった。

また、図 1-9 はランス市ベルギー人のうちフランスで生まれた者——国境を越える移動を経験していない移民2世——の出生地の分布を示している。最も多い出生地はランス市で、98 人のベルギー男性が同市で生まれている。さらに、炭鉱地帯のとりわけノール県の「古い炭鉱都市」の出生者もいることが目にとまる¹⁰⁷。これは、親世代が国境を越え、さらにノール県の炭鉱地帯を経由してランス市にたどり着いたと考えられる。この移民2世の移動は、フランス人による国内移動と何ら変わりはない。表 1-25 はボリナージュ地方からノール県を経由しランス市に移住したベルギー人家族の一例である。子どもの出生地と年齢から推測すると、一家はランス炭鉱会社操業間もない 1856 年から 1858 年頃にランス市に移住してきたと考えられる。

¹⁰⁶ ランス市はパド=カレ県のベチューヌ郡に属するが、同じ郡内のリエ小郡とラヴォンティ小郡の一部はフラマン語話者が多い地域である。

¹⁰⁷ ノール県の「古い炭鉱都市」出身者は、ヴェ=コンデ市 8 人、ドゥナン市 6 人、アンザン市 2 人などが確認できる。

図1-8 ランス市ベルギー男性の出生地の分布（ベルギー・1872年）



[出典] ADPdC, M4093, Recensement de la population, listes nominatives, Lens, 1872.より筆者作成。

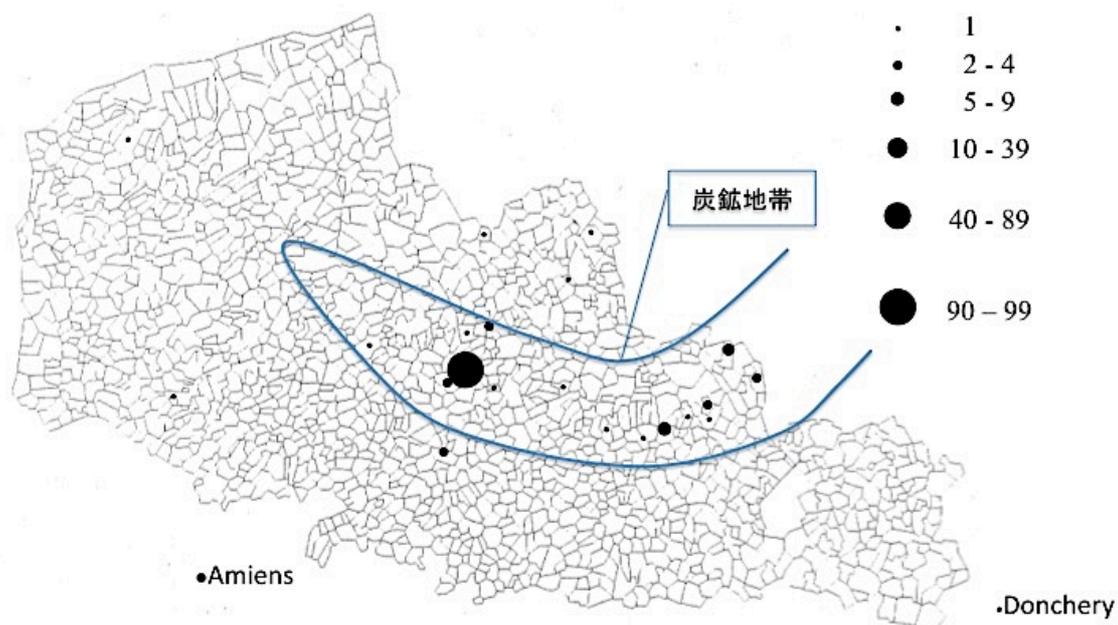
[註記] 地図はベルギーの市町村を示している。

表1-24 ランス市ベルギー人家族の出生地①（1872年）

続柄	氏名	職業	年齢	出生地	出生県
夫	GOBERT Emile	炭鉱労働者	34歳	モンス市	エノー州
妻	ROUSSEAU Josephine		28歳	オルニュ市	エノー州
長男	GOBERT Abraham		7歳	オルニュ市	エノー州
二男	GOBERT Emile		4歳	オルニュ市	エノー州
三男	GOBERT Hubert		17ヶ月	オルニュ市	エノー州

[出典] ADPdC, M4093, Recensement de la population, listes nominatives, Lens, 1872.より筆者作成。

図 1-9 ランス市ベルギー男性の出生地の分布（フランス・1872 年）



[出典] ADPdc, M4093, Recensement de la population, listes nominatives, Lens, 1872. より筆者作成。

[註記] 地図はパ＝ド＝カレ県とノール県の市町村を示している。

表 1-25 ランス市ベルギー人家族の出生地②（1872 年）

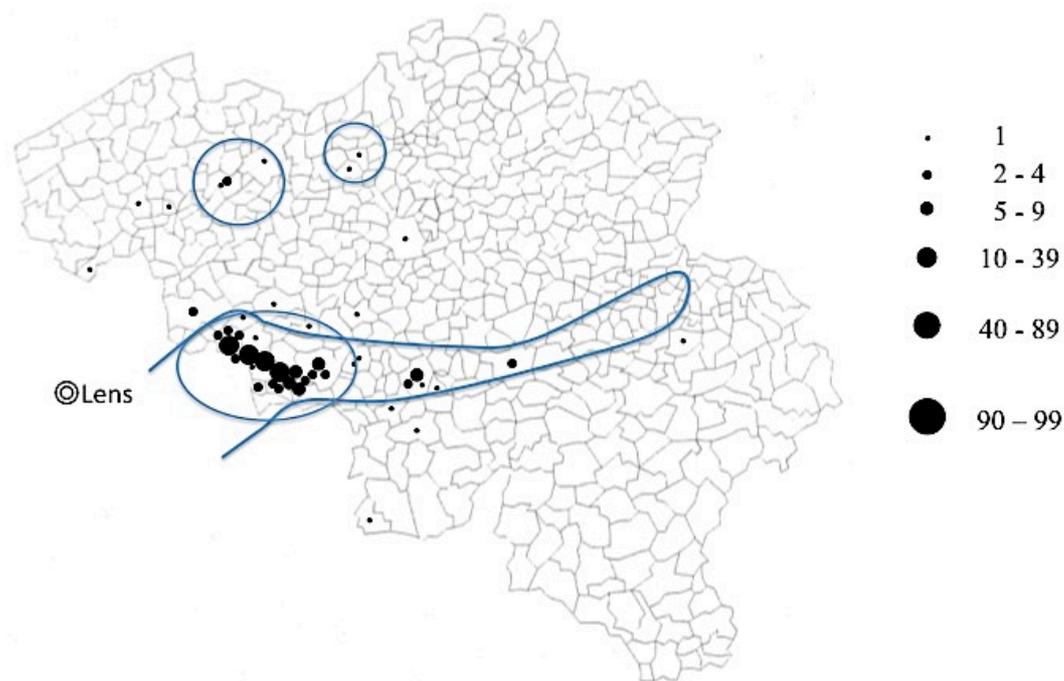
続柄	氏名	職業	年齢	出生地	出生県
夫	CAVELIER Adolph	炭鉱労働者	42 歳	ワム市	エノー州
妻	NOISIEZ Catherine		41 歳	トゥリト市	ノール県
長男	CAVELIER Adolph	炭鉱労働者	20 歳	ドゥナン市	ノール県
長女	CAVELIER Chloris	日雇労働者	19 歳	ドゥナン市	ノール県
次女	CAVELIER Irma	縫製工	17 歳	ドゥナン市	ノール県
三女	CAVELIER Elodie		15 歳	ランス市	パ＝ド＝カレ県
四女	CAVELIER Zélia		9 歳	ランス市	パ＝ド＝カレ県
五女	CAVELIER Marie		2 歳	ランス市	パ＝ド＝カレ県

[出典] ADPdc, M4093, Recensement de la population, listes nominatives, Lens, 1872. より筆者作成。

では、ランス市のベルギー女性については、ベルギー男性と比較して何か特徴があるだろうか。移民 1 世（ベルギー国内出生者）のベルギー女性について検討すると（図 1-10）、ベルギー南部の分布については男性と同じ特徴を示し、ボリナージュ地方を中心としたベルギー炭鉱地帯から流入がみられる。一方、ベルギー北部の分布については、男性と比べて流入規模が小さいことが見てとれる。これは季節移民が男性を中心として構成されるからであり、女性が季節移民のグループに同行する場合は、食事などの世話をしていたと考えられる。

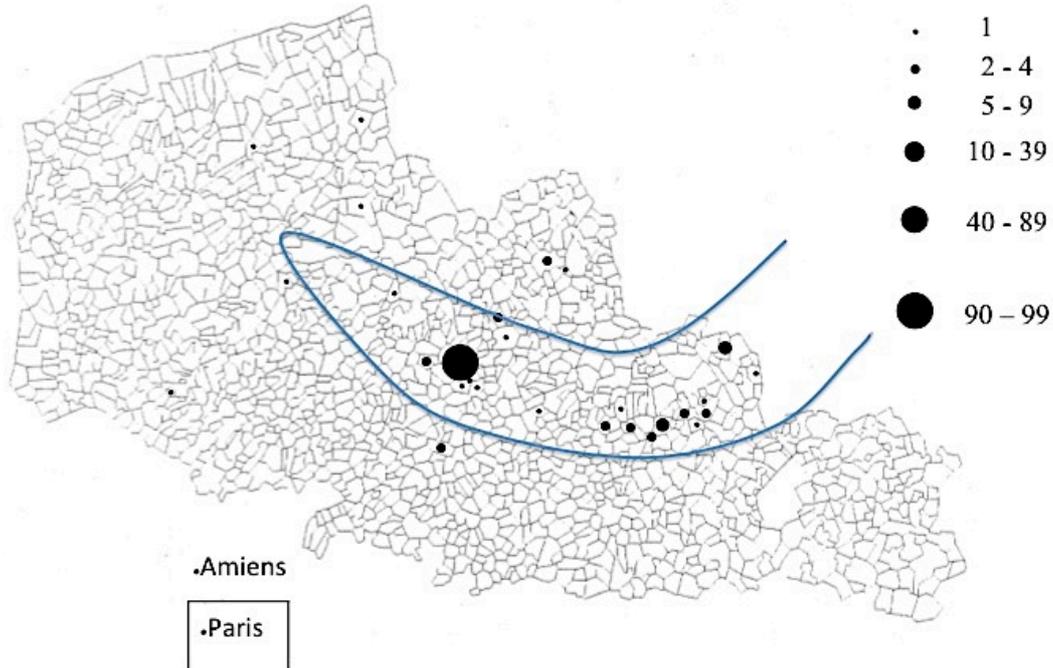
フランス国内出生したベルギー女性には、親世代が国境を越えた移民 2 世と、婚姻により国籍が変わった「元フランス人」のふた通りの可能性があることはすでに説明した。図 1-11 の分布を見る限り図 1-9 の男性の分布と大差はなく、ランス市の出生者が最も多く、またノール県の炭鉱地帯からの流入もみられる。

図 1-10 ランス市ベルギー女性の出生地の分布（ベルギー・1872 年）



[出典] ADPdC, M4093, Recensement de la population, listes nominatives, Lens, 1872.より筆者作成。

図 1-1 1 ランス市ベルギー女性の出生地の分布（フランス・1872 年）



[出典] ADPdC, M4093, Recensement de la population, listes nominatives, Lens, 1872.より筆者作成。

iii. ベルギー人労働力人口

a) ベルギー人の産業構造

1851 年から国勢調査原簿に国籍が記載されるようになり、その年ランス市には男性 5 人と女性 4 人のベルギー人が暮らしており、このうち職業をもっていたのは男性 4 人と女性 2 人であった。表の 1-26 はランス市のベルギー人とフランス人の就業率の推移を示している。1851 年のベルギー人の就業率については分母となるベルギー人の数がすくなくすぎるために比較は難しいが、全体的にベルギー男性の就業率はフランス人の就業率より若干高い水準にあり、ベルギー女性の就業率はフランス女性の就業率よりも劣っていることが見てとれる。おそらくベルギー男性のランス市への移動の主な動機は就業にあり、ベルギー女性は就業せずに家庭の主婦となっている割合が高いことから、女性の移動の主な動機は結婚にあったと推測できるのではないだろうか。

表 1-27 はランス市の経済活動にベルギー人の労働力がどの程度貢献していたかを示したものである。まずランス市の主要産業である鉱業部門で、ベルギー男性はランス市の鉱業従事者の 18%（1872 年）と 17%（1886 年）を占めていることがみてとれる。また、

ベルギー男性は職人・製造業での貢献も大きく、1872年と1886年にはランス市の男性の職人・製造業従事者のおよそ4人ないし5人に1人はベルギー人であったことも分かる。一方ベルギー女性については、ランス市のどの産業においても進出の度合いは低かったと言えるであろう。

表1-26 ランス市のベルギー人とフランス人の就業率の推移（1851-1886年）

	男性		女性	
	ベルギー人	フランス人	ベルギー人	フランス人
1851	80%	61%	50%	49%
1872	63%	61%	7%	18%
1886	65%	63%	11%	18%

〔出典〕ADPdC, M3947-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1851-1886 より筆者作成。

表1-27 ランス市の産業別就業人口に占めるベルギー人の割合の推移（1851-1886年）

	男性			女性		
	1851	1872	1886	1851	1872	1886
農業	0.5%	5%	9%	0.4%	8%	13%
鉱業		18%	17%			
職人・製造業	1.2%	24%	20%		9%	9%
運輸・通信業			0.9%			
商業		6%	10%		3%	7%
自由業・公務			2%		3%	7%
その他		0.9%	4%		1%	5%
合計	0.5%	15%	15%	0.3%	5%	8%

〔出典〕ADPdC, M3947-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1851-1886 より筆者作成。

ランス市ベルギー人の就業構成についても確認をしておこう。ベルギー男性についてはやはり鉱業部門での就業者が多く、ベルギー男性就業者の5割から6割がこの部門にいたることが分かる（表1-28）。また職人・製造業従事者も多く、炭鉱業従事者とあわせれば、ベルギー男性就業者のおよそ9割がこれらの部門で職を得ていた。ベルギー女性については、農業と職人・製造業従事者が多いことが分かる（表1-29）。ただし、農業従事者の詳細をみると、労働者か日雇労働者のいずれかであり、すでに説明したように統計処理の都合で農業部門に分類しただけで、実際どの部門で働いていたかどうかは定かではない。1872年から1886年にかけての変化に注目すると、いわゆる第3次産業従事者の割合が増加し、これはとりわけベルギー女性に顕著であったことが指摘できるであろう。一方、職業選択におけるベルギー人とフランス人との根本的な違いとして、ベルギー人が就労できない職業があったことを指摘しておく必要がある。すなわち、フランスでは公職につくためにはフランス人(Sujet français)であることが必須であり、自由業のなかでも弁護士、医者、公証人、あるいは運輸業の鉄道会社職員などの職はフランス人に限られていたため、外国人であるベルギー人が従事することは不可能であった。表1-28、29からは、ランス

市においてもベルギー人の運輸・通信業と自由業・公務部門の就業者数は、フランス人と比較して極端に少ないことがみてとれるであろう。

表 1-28 ランス市のベルギー男性とフランス男性の産業別就業構成の推移（1851-1886年）

	ベルギー男性			フランス男性		
	1851	1872	1886	1851	1872	1886
農業	2	18	37	420	333	387
鉱業		201	290	2	897	1464
職人・製造業	2	111	195	166	351	769
運輸・通信業			1	10	89	105
商業		7	29	73	112	255
自由業・公務			5	67	79	201
その他		1	4	63	105	88
合計	4	338	561	801	1966	3269
割合	1851	1872	1886	1851	1872	1886
農業	50	5.3	6.6	52.4	16.9	11.8
鉱業		59.5	51.7	0.2	45.6	44.8
職人・製造業	50	32.8	34.8	20.7	17.9	23.5
運輸・通信業			0.2	1.2	4.5	3.2
商業		2.1	5.2	9.1	5.7	7.8
自由業・公務			0.9	8.4	4.0	6.1
その他		0.3	0.7	7.9	5.3	2.7
合計	100	100	100	100	100	100

[出典] ADPdC, M3947-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1851-1886 より筆者作成。

[註記] 人口 100 人あたりの割合。

表 1-29 ランス市のベルギー女性とフランス女性の産業別就業構成の推移（1851-1886年）

	ベルギー女性			フランス女性		
	1851	1872	1886	1851	1872	1886
農業	2	14	28	568	171	194
鉱業						
職人・製造業		10	22	18	101	210
運輸・通信業				1		4
商業		4	14	17	119	187
自由業・公務		1	6	14	33	78
その他		1	12	84	148	233
合計	2	30	82	702	572	906
割合	1851	1872	1886	1851	1872	1886
農業	100	46.7	34.1	80.9	29.9	21.4
鉱業						
職人・製造業		33.3	26.8	2.6	17.7	23.2
運輸・通信業				0.1		0.4
商業		13.3	17.1	2.4	20.8	20.6
自由業・公務		3.3	7.3	2.0	5.8	8.6
その他		3.3	14.6	12.0	25.9	25.7
合計	100	100	100	100	100	100

[出典] ADPdC, M3947-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1851-1886 より筆者作成。

[註記] 人口 100 人あたりの割合。

b) ベルギー男性の職業

19 世紀ランス市のベルギー人たちの労働世界をより具体的に提示するために、前節と同じように国勢調査原簿からベルギー人の職業をすべて掬いとり、その移り変わりを男女別に見てゆくこととする。以下はランス市のベルギー男性就業者の推移である。

表 1-30 ランス市のベルギー男性農業、鉱業就業者の推移 (1851-1886 年)

農業	SECTEUR AGRICOLE	1851	1872	1886
労働者	Ouvriers			20
日雇労働者	Journaliers	2	18	17
	小計	2	18	37
鉱業	MINES	1851	1872	1886
炭鉱技手	Sous-ingénieurs des mines		1	1
会計係	Comptables			2
会計監督	Chef-comptable des Mines		1	
炭鉱会社職員	Employés aux mines		4	21
火夫	Chauffeurs aux mines		1	
灯火係	Lampistes aux mines		3	
園芸係	Jardiniers des mines			1
坑内監督長	Chefs-porions		1	
坑内監督	Porions		1	1
炭鉱夫	Mineurs		189	264
	小計		201	290

[出典] ADPdC, M3947-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1851-1886 より筆者作成。

農業部門に分類した労働者・日雇労働者については、実際にはどの産業で就業していたか不明ではあるが、ランス市最大の産業である鉱業部門で雇用されていた可能性もあるのではないかと考える。これは女性についても同じである。

鉱業はランス市のベルギー人の半数以上が就業していた部門である。炭鉱会社では職業に序列があることはすでに述べた通りだが、ベルギー人は一般の職員として、あるいは炭鉱労働者として雇われているばかりでなく、それらを監督する立場にある炭鉱技手や坑内監督長としても活躍していたことがみてとれるだろう。なお、ランス市の鉱業従事者全体の 18% (1872 年) から 17% (1886 年) をベルギー人が占めていた計算となる。

表 1-31 ランス市のベルギー男性職人・製造業就業者の推移 (1851-1886 年)

職人・製造業	SECTEUR ARTISANAL ET INDUSTRIEL	1851	1872	1886
a) 繊維	a) TEXTILE			
撚糸工	Moulineurs			2
b) 皮革	b) CUIRS ET PEAUX			
c) 装具	c) EQUIPEMENT-ENTRETIEN			
縄製造工	Ouvriers-cordiers		17	
縄職人	Cordiers			16
仕立屋	Tailleurs d'habits		1	2

籠職人	Manneliers			1
靴職人	Cordonniers			5
車大工	Charrons			1
車体製造工	Carrossiers			1
樽職人	Tonneliers		1	
家具職人	Ébénistes			2
蹄鉄職人	Maréchaux-ferrants			1
d) 金属、機械	d) METALLURGIE-MECANIQUE			
旋盤工（鉄）	Tourneurs en fer		2	4
機械工	Mécaniciens		4	9
仕上げ工	Ajusteurs		5	7
仕上げ機械工	Ajusteurs-mécaniciens		1	
製図家	Dessinateurs		1	
金属加工職人	Chaudronniers		1	1
錠前職人	Serruriers			1
操作工	Machinistes		1	
鋳型製造工	Modeleurs		2	2
鋳造工	Mouleurs		5	8
鋳造工（鉄）	Mouleurs en fer			1
精錬工	Fondeurs		2	2
精錬監督	Contremaîtres en fonderie		1	
製錬親方	Maîtres-fondeurs			1
鍛造工	Forgerons		1	2
トタン工	Ferblantiers			1
研ぎ師	Repasseur			1
穴あけ工	Perceurs			1
刃物製造工	Couteliers			2
e) 建設、装飾、土木	e) BATIMENT-DECORATION-TRABAUX PUBLICS			
建築業者	Constructeurs		2	1
建築請負業者	Entrepreneurs		2	
土木工事長	Chef terrassier			1
土木工事人	Terrassiers		3	49
内装紙張り工	Tapissiers			1
造作大工	Ouvriers-menuisiers		2	
造作大工師	Menuisiers			5
縦挽製材工	Scieurs de long			3
轆轤工	Tourneurs en bois	2	6	3
大理石工	Marbriers			3
配管工	Plombiers			1
屋根職人	Couvreurs			1
石職人	Maçons			7
漆喰工	Plafonneurs			6
石灰工	Chaufourniers			3
塗装職人	Peintres			4
塗装工	Ouvriers-peintres			1
煉瓦工親方	Maitres-briquetiers		1	
煉瓦工	Briquetiers		47	28
f) 食品	f) ALIMENTATION			
ビール醸造工	Garçons-brasseurs			1
g) その他	g) DIVERS			
現場監督	Contremaitres		2	1
印刷工	Imprimeurs			2
写真家	Photographe			
ガス工場職員	Agent du gaz parisien			1
	小計	2	111	195

[出典] 表 1-30 に同じ

職人・製造業部門にもベルギー人が比較的多く集まっていたことはすでに確認したが、いくつかの業種でベルギー人による独占が確認できる。例えば、先にも紹介した煉瓦工親方はベルギー人であり（ランス市で煉瓦工親方はこの人物のみ）、その下で働く煉瓦工は1名を除いてすべてベルギー人であった。また、ランス市の建築業者・請負業者もいずれもがベルギー人で、その下で働く土木工事人のおよそ8割がベルギーであった。煉瓦工をはじめとして土木工事人も、春から秋にかけてベルギーから来る季節移民と考えられ、出入りが激しいため国勢調査原簿から抽出された数より実際にランス市に就労していた人数はさらに多かった可能性も高い。次章で見てゆくことになるのだが、北フランスの炭鉱会社は職員・労働者とその家族のために、住宅、学校、医療施設などを整備して、「労働者都市」と呼ばれるものを建設している。ランス市のベルギー人は石炭の生産に関わっていただけではなく、炭鉱会社による「都市」の建設にも大きく尽力していたことが指摘できるだろう。また、縄職人・縄製造工も比較的ベルギー人率が高い職種であった（1872年は7割、1886年は5割がベルギー人）。彼らもランス市に一定期間滞在する季節移民と考えられる。煉瓦工と縄職人・製造工はフランドル地方からの季節移民であったことはすでに確認したが、土木工事人については特定の送り出し地域はなく、どちらかと言えばベルギー南部出身者が多かった。

表 1-3 2 ランス市のベルギー男性商業等就業者の推移（1851-1886年）

運輸・通信業	SECTEUR DES TRANSPORTS ET DES COMMUNICATIONS	1851	1872	1886
a) 運輸、通信	a) TRANSPORTS, COMMUNICATIONS			
b) 鉄道	b) CHEMIN DE FER			
点検員	Visiteurs			1
	小計			1
商業	SECTEUR COMMERCIAL	1851	1872	1886
a) 食品	a) ALIMENTATION			
パン製造工	Ouvriers-boulangers			1
パン屋使用人	Garçons boulangers		1	2
パン屋	Boulangers		1	4
パン・アイスクリーム屋	Boulangers-glaciers			1
菓子屋使用人	Garçons pâtisseries			1
豚肉加工屋	Charcutiers			1
肉屋使用人	Garçons bouchers			1
肉屋	Bouchers			2
乾物屋兼肉屋	Marchands épiciers et bouchers		1	
食料品屋	Épiciers			1
八百屋	Marchands de légumes			2
バター屋	Marchands de beurre			1
b) 被服、皮、装具	b) HABILLEMENT, CUIRS, EQUIPEMENT			
羊毛卸売商	Négociants en laine			1
陶器屋	Marchands de faïence			1
c) その他の商店	c) DIVERS			
化学製品販売店	Marchands de produits chimiques		1	
古道具屋	Brocanteurs			1

d) 商店一般	d) SANS SPECIFICATION			
販売代理人	Agents commerciaux		1	
卸売商	Négociants			2
小売商	Débitants			1
外交販売員	Commis-voyageurs			1
倉庫係	Garde-magasins		1	
e) 接客業	e) DEBITS DE BOISSONS, HOTELLERIE			
居酒屋	Cabaretiers			4
カフェ	Cafetiers		1	
宿屋	Hôteliers			1
	小計		7	29
公務・自由業	SECTEUR ADMINISTRATIF ET LIBERAL	1851	1872	1886
公証人見習	Clercs de notaire			2
民間技師	Ingénieurs civils			1
巡行音楽家	Musiciens ambulants			1
牧師	Pasteur			1
	小計			5
その他	RENTIERS, SERVICE PERSONNELE, DIVERS	1851	1872	1886
地主	Propriétaires		1	
年金受給者	Pensionnés, Retraités			1
使用人	Domestiques			3
	小計		1	4

[出典] 表 1-30 に同じ

鉄道の点検員として働くベルギー人が 1 名いたが、第三共和政期のフランスでは鉄道職員、とりわけ列車の運行に関わる仕事はフランス人に限られていた¹⁰⁸。これは有事のさい、迅速に兵士や物資を前線に送るための措置であると言われている。また、公証人にフランス人であることがもとめられていたが、ランス市では 1886 年に 2 名のベルギー人公証人見習が確認できる。彼らはベルギー人であるもののランス市で生まれた移民 2 世であるため、今後公証人になるのであれば成人に達した時点でフランス国籍を選択するものと想像する。

ベルギー人商業従事者のなかには使用人として雇われている者だけではなく、商店主として店を構えている者も比較的多かったことがみてとれる。フランスの国勢調査で従業上の地位の統計がとられ始めるのは 1891 年以降であるため正確な数値を提示することはできないが、ランス市のベルギー人のなかには、ランス炭鉱会社などに雇われて仕事をしている「雇用户」だけではなく、この商店主のように「自営業主」もいたことが分かるだろう。

¹⁰⁸ 実際には鉄道職員の国籍規定についての法律は存在しないようである。ただし 1852 年の政令(décret)において有事のさいの鉄道員の徴用が定められていたほか、1892 年 5 月 3 日の命令(arrêté)で機関士と火夫にはフランス国籍の取得が義務づける規定があることは確認できた。

c) ベルギー女性の職業

表 1-3 3 ランス市のベルギー女性就業者の推移 (1851-1886 年)

農業	SECTEUR AGRICOLE	1851	1872	1886
労働者	Ouvrières		2	
日雇労働者	Journalières	2	12	28
	小計	2	14	28
鉱業	MINES	1851	1872	1886
炭鉱				
職人・製造業	SECTEUR ARTISANAL ET INDUSTRIEL	1851	1872	1886
a) 繊維	a) TEXTILE			
織工	Tisserandes			1
紡績工(麻)	Fileuses de lin			1
b) 皮革	b) CUIRS			
c) 装具	c) EQUIPEMENT-ENTRETIEN			
縄製職人	Cordières			1
縫製工	Couturières		8	15
下着縫製工	Lingères			1
アイロン工	Repasseuses		2	3
d) 食品	d) ALIMENTATION			
	小計		10	22
運輸・通信業	SECTEUR DES TRANSPORTS ET DES COMMUNICATIONS	1851	1872	1886
a) 運輸、通信	a) TRANSPORTS, COMMUNICATIONS			
b) 鉄道	b) CHEMIN DE FER			
商業	SECTEUR COMMERCIAL	1851	1872	1886
パン・アイスクリーム屋	Boulangères-glacières			1
食料品屋	Épicières			2
陶器屋	Marchandes faïence			1
居酒屋	Cabaretières		4	8
喫茶店	Cafetières			2
	小計		4	14
公務・自由業	SECTEUR ADMINISTRATIF ET LIBERAL	1851	1872	1886
修道女(看護師)	Sœurs hospitalières		1	
修道女	Religieuses			6
	小計		1	6
その他	RENTIERS, SERVICE PERSONNELE, DIVERS			
金利生活者	Rentières			1
使用人	Domestiques			2
女中	Servantes			7
小間使い	Femmes de chambre		1	1
料理女	Cuisinières			1
	小計		1	12

[出典] 表 1-3 0 に同じ

ベルギー女性が職をもつ事例は全体として少なかったことはすでに確認した。有職のベルギー女性については、縫製工、居酒屋、女中などの職業に集まっていたことがみてとれる。これはランス市のフランス女性の職業においても同じ傾向が見られた。

*
* *

本章では、人口 2500 人たらずの集落が、19 世紀半ば石炭鉱脈の発見により突如都市化し、フランス随一の炭鉱都市に発展するまでを、そこに暮らした住民たちの人口構成から分析した。前半部（第二、三節）では、ランス市は炭鉱業を中心に発展した単一産業都市であり、その人口増加は主に炭鉱地帯内部での人の移動と、非常に高い出生率によりもたらされていることを確認した¹⁰⁹。ランス市は新興の炭鉱都市ではあるが、住民の大半は旧来の炭鉱都市の出身者かその子どもたちであり、「炭鉱文化」が純粹培養される一体感のある同質の社会が形成されていたと考えられる。通常、工業化に伴い都市化した地域では、農村からの流入もさることながら、異なる産業の労働者が入りまじることが一般的であり、この点においてランス市の事例は特殊だと言える。また、この「炭鉱文化圏」を形成する炭鉱地帯内部には国境という境界線が存在するのだが、これは移動の阻害要因とはならず、ランス市のベルギー人はフランス人と同じように炭鉱地帯内を東から西に向けて移動し、言語のみならず家族のあり方や職業構成について両者の間に違いはなかったことを後半部（第四節）において確認した。これらのベルギー人の移動には異なる環境をもとめるような冒険的な野心はなく、あくまでも国内移動の延長として、環境がひとしい炭鉱地帯の中を移動していたと捉えることができるだろう。

本論の第二部を先取りするならば、ランス市で「ベルギー移民排斥事件」が発生するのは 1892 年のことである。本章ではランス市の発展を、炭鉱会社が設立され人口が集まる「導入期」（1851-1890 年）と、炭鉱会社の繁栄と人口増加が更なる加速をみせる「発展期」（1891-1911 年）とに区分したが、事件はちょうどこの「導入期」と「発展期」の移行期に発生しており、この時期の人口動態を見直すと、炭鉱会社の立ち上げのために流入した第 1 波が落ち着き、新たな流入人口を迎えようとした矢先（図 1-5）、また、ランス生まれの第 2 世代が成長し、第 2 次結婚ラッシュとベビー・ブームがまきおころうとする矢先に（図 1-3、4）、事件が発生していることを指摘できる。なぜ「ベルギー移民排斥事件」が発生したのか、その理由を人口現象のみで説明することはもちろん無理があるのだが、この急激な人口変動のさなかにあり住民全体が浮き足立っていたことも騒動を引き起こした要因のひとつとなりえるのではないだろうか。騒動には炭鉱関係者（炭鉱労働者、坑内監督、職員、技師、支配人）だけでなく、本章でその存在を確認した行政・治安当局者や商店主なども巻き込み、さらには妻や母親たち、そして子どもたちも舞台上に登場し、重要や役回りを演じることとなる。

¹⁰⁹ ちなみに、ランス市に多くのベルギー人を送り込んだポリナージュ地方も主だった産業は炭鉱業のみの単一産業地帯であることを指摘しておく。同じ炭鉱地帯でもフランスのノール県、ベルギーのシャルルロワ地方、ソントル地方、リエージュ地方では鉄鋼業やガラス製造など他の産業が同時にみられたのとは対照的である。

第二章 炭鉱都市の生活

« Monsieur Fabry, vous allez aller à Noisiel étudier les maison ouvrières.
- Monsieur Fabry, vous allez aller en Angleterre étudier le Working men's club Union.
- Monsieur Fabry, vous allez aller en Belgique étudier les cercles ouvriers. »
Hector Malot¹¹⁰

« Quand in a fait les premièr's fosses / In a bâti ces longs corons.
Ch'est dir' qu'all's ont d' lâche', ces maioson / Et qu'all's ont vu beaucoup d'viell's chosses.
L' masur' s' pass' presque ed père in fils. / Souvint, quand un vieux quit' la terre,
Ch'est s'n infant qui d'vient locataire, / Comm' s'il hérit'rot dé ç' logis.
(...) Vieux corons, oh ! bonn' viell' cité / Où l'pouveurier vit in famille.
Parfos r'muant, parfos tranquille / Où l'pauvr' vot presqu' l'égalité. »
Jules Mousseron¹¹¹

本章では、炭鉱都市で営まれた人びとの日常の生活世界に着目する。まず、生活の場となる都市空間はいかに計画され建設されたのかを示したのち、そこで暮らす住民たち——労働者とその妻と子どもたち、あるいはフランス人住民とベルギー人住民——の家族関係、隣人関係、生活リズムの具体像を明らかにする。計画者と生活者、双方の視座から都市・社会空間を検証し、炭鉱都市とはいかなる世界であったのか、考察をこころみる。

第一節 ランス炭鉱会社と住宅・都市建設

i. ランス炭鉱会社とパテルナリズム

ランス炭鉱会社の前身は、ノール県リール市の 3 人の大企業家カストレン(Jules Casteleyn)、ティロワ(Amé Tilloy)、スクリヴ(Desiré Scrive)が共同出資し 1848 年に興したランス石炭探索会社(Société de recherches de Lens)にある¹¹²。カストレンとティロワは製糖業者、

¹¹⁰ MALOT (Hector), *En famille*, Paris, Eugène Dentu 1893.

¹¹¹ MOUSSERON (Jules), « Les vieux corons », Feuilles noircis, mœurs et coutumes du pays minier, poésies patoises, s.l., s.n., 1901.

¹¹² ランス炭鉱会社の社史については、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけての万国博覧会にランス炭鉱会社が出展したさいの企業紹介パンフレットが詳しい；CAMT, 40/AS/260, *Exposition universelle de 1889, Notice sur la Société des Mines de Houille de Lens et Douvrin*, s.l., s.n., 1889；*Exposition universelle de 1900, Société des Mines de Lens, Économie Sociale, Classe 109*, Arras, Imprimerie Moderne, 1900；*Exposition de Bruxelles 1910, Notice sur la Société des Mines de Lens*, Lille, Imprimerie L. Danel, 1908；*Notice sur la Société des Mines de Lens*, Lille, Imprimerie L. Danel, 1911。なお、ランス炭鉱会社の現地事務所(Grands Bureaux)（在ランス市）は第一次大戦期（1915 年 1 月 5 日）に爆撃

スクリヴは麻糸紡績業者で、これまで炭鉱業とは縁もゆかりもない資本家である。1840年代にパ＝ド＝カレ県の石炭鉱脈探索熱が高まったことはすでに述べた通りだが、当時彼らのようにリール市とその周辺の大企業家たちの多くがパ＝ド＝カレ県の石炭開発に関心を示している¹¹³。カストレンとその共同出資者たちは 1851 年にランス市内で鉱脈を探し当て、1852 年 2 月 12 日に正式にランス炭鉱会社を設立、初代の代表取締役社長には筆頭株主であるカストレンが就任している。そのカストレンの死去により 1859 年からは元リール市長で産業家一族のビゴ (Louis Bigo) が社長を引き継ぎ、1876 年から 1905 年までは同じくリール市の印刷業者ダネル (Léonard Danel) が社長を務めている。次いでリール市の繊維産業一族のデスカン (Anatole Descamps) が社長に就任、1907 年からはルベ市の繊維産業一族のモット (Albert Motte) がランス炭鉱会社の社長となっている。いずれもランス炭鉱会社の経営にはリール市やルベ市の大企業家たちが携わっているのだが、19 世紀の上流階級では政略結婚が常であるように、実はこれらカストレン家、ティロワ家、ビゴ家、ダネル家、デスカン家は姻戚関係で緊密に結ばれていた。前章でも説明したように、ランス炭鉱会社の登記上の本社はリール市におかれ、経営陣が現地の労働者たちの前に姿を現す機会はほぼ皆無であった。ヨーロッパの炭鉱史を専門とする研究者ミシェルは、このランス炭鉱会社のような企業の経営者が「不在」の状況を、「匿名の家父長主義 (顔の見えないパテルナリズム) 」 (Paternalisme anonyme) と表現している¹¹⁴。

そして、これも既に述べたことであるが、実際にランス市の現地事務所で采配を振るうトップの立場にあるのは総支配人であり、この地位には理工科学校とパリ国立高等鉱山学校——いずれもフランスのテクノクラート養成校——を卒業した炭鉱土木技師が代々就任している。初代総支配人ボラーは 1898 年に物故するまで実に 42 年間にわたり陣頭指揮をとり、次いでボラーのもとで長らく主任技師を務めていたルモー (Elie Reumaux) がこの地位を引き継いでいる。なおルモーをはじめとしたランス炭鉱会社の技師たちは採炭技術にかんする特許を多数取得しており、技術面で会社の発展に大きく寄与していると言えるであろう。

ランス炭鉱会社設立当初の 1855 年の年間石炭生産量は 3 万 8000 トン、従業員数も 500 人程度であったのが、次々と新しい坑を設置し、1890 年には 12 の坑から年間で 172 万 8000 トンの石炭を産出、7000 人以上の従業員を抱えるようになり、第一次大戦前夜には 16 の坑で年間 386 万 7000 トンを生産、1 万 6000 人以上の従業員を擁するフランス最大の炭鉱企業へ申し上がっている。このようなランス炭鉱会社の大きな躍進には資本力や技術力だけでなく、労働力の確保も必要不可欠であったことは想像に難くない。

を受け、ここに保存されていた社内文書の全てが焼失しており、19 世紀の史料は非常に乏しい。また、両大戦間期のランス炭鉱会社にかんする史料もこれまで散逸していたが、目下ノール県ルベ市にある労働世界文書センター (CAMT) と同ルワード市 (Lewarde) の炭鉱歴史センター文書資料室 (CHM) が史料収集につとめている。

¹¹³ ノール県の企業家による炭鉱開発への資本の投入については以下の研究が詳しい； GILLET (Marcel), *Les charbonnages du nord de la France au XIXe siècle*, Paris, Mouton, 1973； MASTIN (Jean-Luc), «Capitalisme régional et financement des charbonnages du Nord et du Pas-de-Calais (1850-1914)», ECK (Jean-François), TERRIER (Didier) (dir.), *Aux marges de la mine, Représentations, stratégies, comportements autour du charbon en Nord-Pas-de-Calais, XVIIIe-XXe siècles*, Valenciennes, Presses Universitaires de Valenciennes, 2007, pp.51-99.

¹¹⁴ MICHEL (Joël), *op. cit.*, p.52.

ランス炭鉱会社は多くの労働者を引き寄せ、集めた労働者を囲い込むためにさまざまなパテルナリスム的な投資を行っており、労働者住宅の建設もこの投資の一環である。他の産業とは異なる炭鉱業の特殊性として、石炭が出るところを掘り進めてゆくために立地条件を選べないことが挙げられる。往々にして家が一軒もない田園地帯に坑を設置し、そこに労働者を呼び寄せなくてはならず、彼らを住ませる住宅の建設は炭鉱会社設立以来、最優先課題であった。図 2-2 はランス炭鉱会社の従業員数とランス炭鉱会社が建設した労働者住宅の戸数の推移を示している。会社設立当初から、従業員数と住宅戸数は足並みをそろえて増加していることがみてとれるであろう。1908 年のデータを例にとるならば、ランス炭鉱会社の従業員数は 1 万 4903 人で 5786 戸の住宅を建設、このうちの 51% にあたる 7630 人——家族を含めるとおよそ 2 万 3900 人——が会社の労働者住宅で暮らしていた。この社宅居住率の高さはランス炭鉱会社に限ったことではなく、隣接するリエヴァン炭鉱会社も同年までに 3197 戸の住宅を建設し全従業員の 53% を収容、クリエール炭鉱会社は 2345 戸の社宅に全従業員の 41% を収容、ベチューヌ炭鉱会社にいたっては 3756 戸に全従業員の実に 63% を収容している¹¹⁵。一般的に 19 世紀後半の北フランスでは炭鉱住宅が充実しており、1872 年の調査でもすでにノール=パ=ド=カレ県全体で炭鉱労働者が炭住（炭鉱住宅）に暮らす割合は 37%、ベルギーのエノー州では 1869 年の調査結果ではその割合はわずか 7% であり、国境を隔てて炭鉱労働者の住宅面では大きく開きがあったことが分かる¹¹⁶。ちなみに、19 世紀に企業が主体となり独自に労働者のための住宅建設を進める事例は北フランスの炭鉱会社に限られたことではなく、フランスやベルギーをはじめとして西ヨーロッパの先進国では鉄鋼会社、鉄道会社、そして繊維会社など潤沢な資金力のある、いわゆる当時の最先端産業において同様の動きが見られる。なお、国家が社会政策の一環として住宅問題に取り組み始めるのは 19 世紀末から 20 世紀初頭になってからであり、ヨーロッパ近代においては民間主体による慈善的、人道主義的活動の一環としての住宅供給が先行していたことを指摘しておこう¹¹⁷。

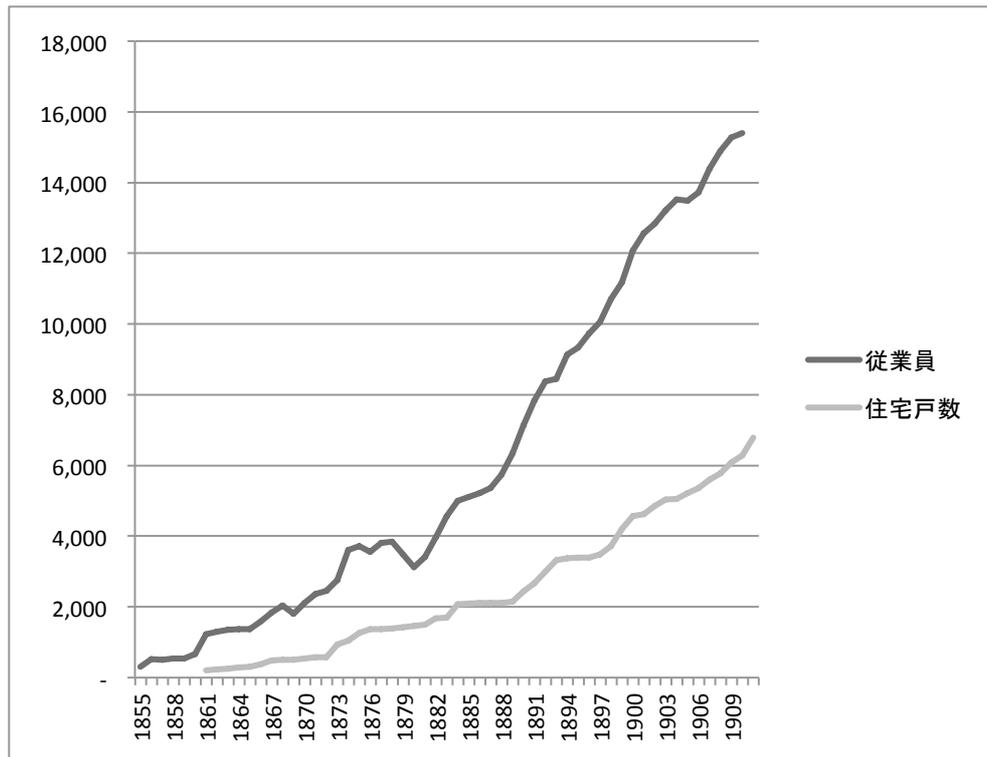
以上のように、企業のパテルナリスムのひとつの側面としてランス炭鉱会社の住宅建設は実行に移されるのだが、そこでは住宅だけでなく社会生活に必要なさまざまな施設も同時に建設され、「労働者都市(cité ouvrière)」と呼ばれる都市的空間が生み出されることになる。以下、本節では、ランス炭鉱会社がどの様な「都市」を創り出したのか、その形態を分析するとともに、計画を立案した経営陣とそれを実行に移した技師たち——当時は都市計画にかんする専門職は存在せず、炭鉱土木技師たちが住居の設計から都市計画まですべてを手がけている——がこの「都市」に何を求めていたのか、彼らの思想の一端を読み解くことをめざす。

¹¹⁵ GRAUWIN (Charles), *op. cit.*, p. 45.

¹¹⁶ VUILLEMIN (E.), «Enquête sur les habitations, les écoles et le degré d'instruction de la population ouvrière des mines de houille dans bassins du Nord et du Pas-de-Calais, suivie d'un complément», *Bulletin de la Société de l'Industrie minière*, 2e série, Tome I, 1872, pp.279-330.

¹¹⁷ なお、ヨーロッパで最初に「住宅法（低廉住宅法）」を制定した国はベルギーで、1889 年のことであった。イギリス（1890 年）、フランス（1894 年）がこれに続き、第一次大戦前夜にはヨーロッパ各国で住宅にかんする法が整備されている。

図 2-2 ランス炭鉱会社の従業員数と住宅戸数の推移 (1855-1911 年)



[出典] VUILLEMIN (E.), *le Bassin houiller du Pas-de-Calais, histoire de la recherche, de la découverte et de l'exploitation de la houille dans ce nouveau bassin, Tome I*, Lille, Imprimerie L. Danel, 1880, p.83. ; ADPdC, 1N52-110, Procès-verbaux des délibérations du conseil général, 1880-1905 ; CAMT, 1994/055/0008-0012, Mines de Lens, Assemblées générales, Registre de procès-verbaux, 1856-1911 より筆者作成。

[註記] 従業員の数値は 1885 年までは炭鉱労働者のみ、1886 年以降は労働者と職員の合計。

ii. 労働者都市とその起源

アメリカの歴史地理学者パウンズによれば、19 世紀は急速な都市発展が見られた時代であるとして、この時代のヨーロッパの都市を、(1)「前工業化型都市(preindustrial town)」、(2)「工業化型都市(industrial town)」、そして(3)「新都市(new town)」の三つのカテゴリーに分類している¹¹⁸。第一の類型は 19 世紀以前と以後とで規模と機能ともほぼ変化しなかった都市のことで、第二の類型は古くからの都市が 19 世紀にさらに新しい機能を獲得して大規模に成長した都市であり、第三の類型は 19 世紀にそれまで都市ではなかったところに新たに建設された新興の都市のことを指す。前章で確認したように、19 世紀前半のランス市は人口 2500 人あまりの集落であったのが石炭鉱脈の発見により急激に都市化しており、パウンズの三つの区分のなかでは「新都市」に分類することができるだろう。

¹¹⁸ POUNDS (Norman John Greville), *An Historical Geography of Europe*, Cambridge, Cambridge University Press, 1990, pp.368-371 ; N. J. G. パウンズ『近代ヨーロッパの人口と都市 歴史地理学的概観』(桜井健吾訳) 晃洋書房、1991 年、93-106 頁。

また、本論では「炭鉱都市(ville minière)」の定義として、石炭産業を中心に発展した都市と位置づけている。この場合、都市の範囲は既存の行政の区割りの枠組みと一致させて捉えている（ランス市=炭鉱都市）。一方、すでに何度か言及しているのだが、「労働者都市(cité ouvrière)」という用語もある。この「労働者都市」は19世紀当時から使用されていた用語で、主に企業が労働者のために計画し建設した「都市」のことを指す¹¹⁹。労働者都市では、職場である工場と家族生活の場である住宅を核として、その周辺に学校、診療所、教会、公園などといった公共・文化施設が配され、それだけ生活に必要な都市機能を備えた自立的な「都市」となっている。この労働者都市の規模は事例により大小さまざまであるが、ランス炭鉱会社の場合1911年までに15の坑を設置しており、それを中心として15の労働者都市を建設、それぞれの「都市」には100戸から1000戸を上回る住宅が配置されている（表2-1参照）。ちなみに1945年に国営化される以前のフランスの炭鉱は全て民間企業で、国から「鉱区(concession)」と呼ばれる一定の区域の採掘権を取得している。ランス炭鉱会社の鉱区はランス市を中心として周辺18の市町村に広がり、ランス市内にはランス炭鉱会社により建設された労働者都市が5つ存在していた（表2-1、図2-1参照）¹²⁰。

表2-1 ランス炭鉱会社の労働者都市と住宅戸数（1911年）

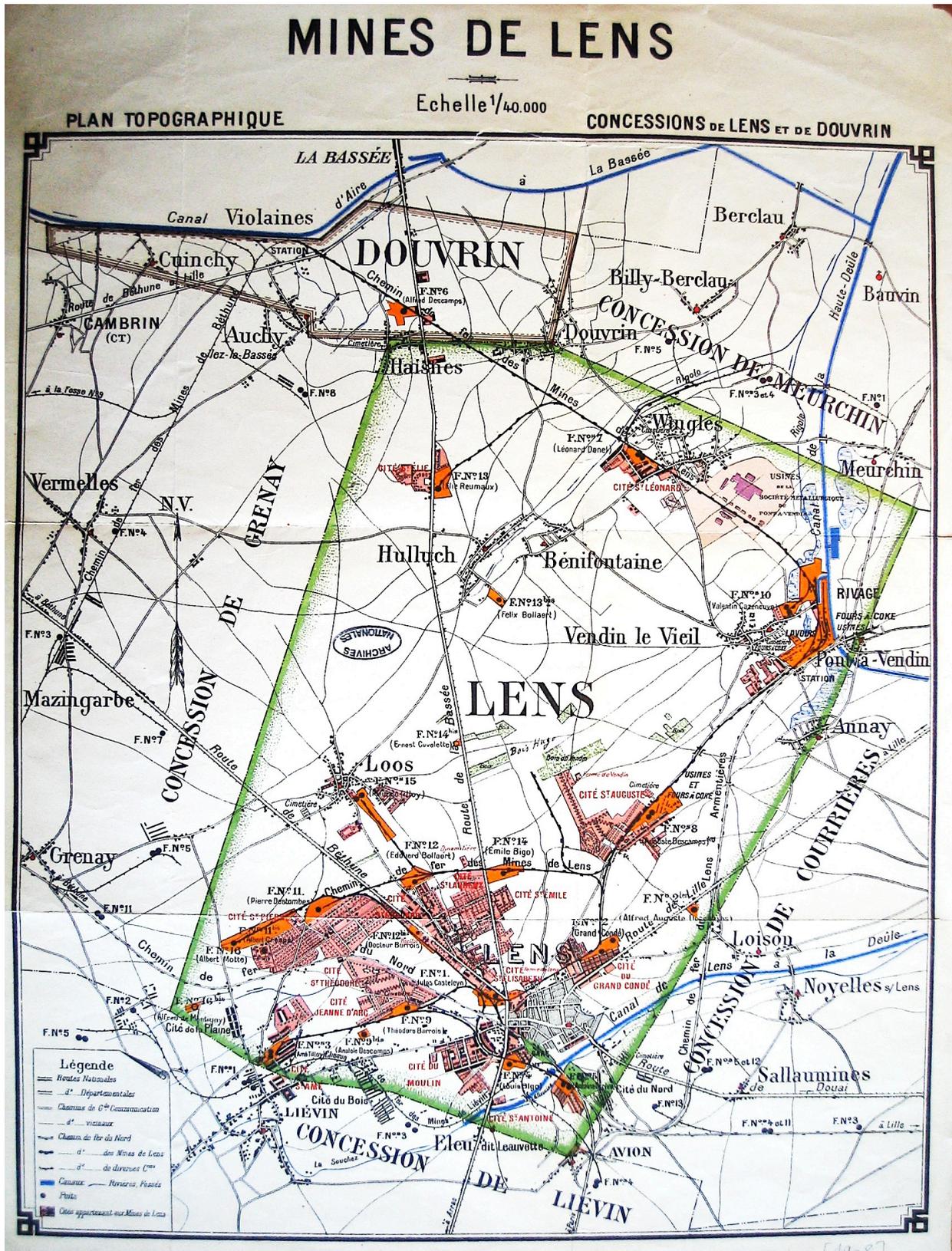
坑	労働者都市名	住宅戸数	おもな所在地
第1	Cité Ste. Élisabeth	184	ランス市
第2	Cité du Grand-Condé	560	ランス市
第3	Cité St. Amé	652	リエヴァン市
第4	Cité du Moulin	1169	ランス市
第5	Cité d'Avion	162	アヴィオン市
第6	Cité de Douvrin	132	エヌ市
第7	Cité St. Léonard	267	ワングル市
第8	Cité St. Auguste	562	ヴァンダン=ル=ヴィエイユ市
第9	Cité Jeanne d'Arc	645	ランス市
第10	Cité de Vendin	210	ヴァンダン=ル=ヴィエイユ市
第11	Cité St. Pierre	666	ロス市
第12	Cité St. Édouard et St. Laurent	806	ロス市
第13	Cité St. Elie	139	ユリュ市
第14	Cité St. Émile	180	ランス市
第15	Cité St. Maurice	139	ロス市
	ランス市旧市街	262	ランス市
	合計	6735	

[出典] *Notice sur la Société des Mines de Lens*, Lille, Imprimerie L. Danel, 1911, p.71.より筆者作成。

¹¹⁹ 今日フランス語では、炭鉱会社が建設した労働者都市という意味合いで«cité minière»という言い回しのほうが一般的に使われている。

¹²⁰ ランス鉱区に含まれる18市町村は次の通り; Annay, Avion, Bénifontaine, Douvrin, Élué-dit-Leauwette, Haisnes, Hulluch, Lens, Liévin, Loison, Loos, Heurchin, Noyelles-sous-Lens, Pant-à-Vendin, Sallau, Vermelles, Vendin-le-Vieil, Wingles.

図 2-1 ランス炭鉱会社の鉱区と労働者都市 (1908 年)



[出典] CAMT, 1994/055/0006, Mines de Lens, Plan, 1908.

[註記] 緑の枠内がランス鉱区、オレンジとピンクの部分がランス炭鉱会社の労働者都市を示す。

以上のように、ランス市は 19 世紀半ばに突如都市化した「新都市」であり、炭鉱を中心として発展した「炭鉱都市」でもある。そしてその内部をさらに詳細に観察すれば、「労働者都市」と呼ばれる職住一体型の独立した都市的空間が複数形成されることで、都市化が進展していた。このような都市のあり方は同時代人の興味をすこぶるかき立てたように、政治家・知識人などがこぞってランス市をはじめとした北フランス炭鉱地帯に視察に訪れているほか、すでに引用したゾラの『ジェルミナール』（1885 年出版）、あるいはジュール・ヴェルヌの『黒いダイヤモンド』（1877 年出版）やエクトル・マロの『家なき子』（1878 年出版）などでも小説の主要な舞台として炭鉱都市 / 労働者都市が描かれている¹²¹。また、フランスの地理学者ドマンジョン(Albert Demangeon)は、砂糖大根（甜菜）畑が広がるフランドル平野のただ中に忽然と炭鉱労働者が溢れる都市が姿をあらわす炭鉱都市独特の景観のコントラストについて論じ、ベルギーの歴史研究者ルブット(René Leboutte)は炭鉱都市を「農村と都市の要素を併せもつ(caractère hybride, mi-campagnard, mi-urbain)」空間と位置づけている¹²²。いずれにせよ、炭鉱都市は田園地帯に新しく作り出された都市であり、その内部では無秩序に都市化が進んだ訳ではなく、時代の先端をゆく思想や科学を盛り込みながら計画的に「都市」が建設されていた。では、そもそもこの「労働者都市」の起源はどこにあるのか、以下に簡単にまとめておこう。

ヨーロッパでは 18 世紀末の工業化の開始とともに労働者の劣悪な居住環境について関心が向けられるようになり、企業家などにより労働者住宅の整備が始まる。この近代の労働者住宅のあり方に多大な影響をあたえた人物として、イギリスのロバート・オウエン(Robert Owen)とフランスのシャルル・フーリエ(Charles Fourier)という二人の社会思想家の名前を挙げるができる。前者のオウエンは、人間は環境により性格形成されるとの確信から、労働者とその家族が優良な環境で共同生活をおくるための住宅の構想を打ち出し、後者のフーリエもほぼ同時期に、最下層から社会を変革しようとの信念から、やはり人びとが協同して生活をする住宅（フーリエの用語で言えば「ファランステール」(phalanstère)）の建設を提言している。実際に 1820 年代、この二人の思想家と同世代のド・ゴルジュ(Henry De Gorge)がベルギーの炭鉱都市であるオルニュ市(Hornu)に職住を一体化させたグラン=トルニュ(Grand-Hornu)と呼ばれる労働者都市を建設しており、440 戸もの労働者住宅を併設した工業施設は当時としては画期的で、オウエンとフーリエからの思想的影響があることが指摘されている¹²³。このグラン=トルニュを手始めに、ベルギーでは各地で労働者都市建設の動きが見られ始める。一方フランスにおける労働者都市の出現は、19 世紀のフランスの医師ヴィレルメ(Luis René Villermé)によれば 1830 年代に始まるとされ、アルザス地方のミュルーズ市(Mulhouse)に企業家ケ克蘭(André Koechlin)が建設

¹²¹ 炭鉱都市以外では、例えばヴェルヌは『インド王妃の遺産』（1879 年）で鉄鋼会社の労働者都市を、マロは『家なき娘』（1893 年）で繊維会社の労働者都市を、ゾラは『労働』（1901 年）のなかで労働者の理想都市も描いている。

¹²² DEMANGEON (Albert), *La Picardie et les régions voisines, Artois, Cambrésis, Beauvais*, Paris, A. Colin, 1905, pp.7-11 ; LEBOUTTE (René), *op. cit.*, pp.327-351. フランスの歴史研究者コペ=リジェはルブットの表現を言い換え、炭鉱都市は「都市でもなく、農村でもない(zone hybride, ni campagne, ni ville)」空間であると表現している。Cf., COOPER-RICHET (Diana), *Le peuple de la nuit, Mines et mineurs en France XIXe-XXe siècles*, Paris, Perrin, 2002, p.29.

¹²³ GUERRAND (Roger-Henri), *Une Europe en construction, deux siècles d'habitat social en Europe*, Paris, La Découverte, 1992, pp.28-32.

させた労働者都市が最初の事例であった¹²⁴。フランスでもこれを皮切りに、とりわけ1848年の二月革命以後、労働者都市の建設が相次ぎ、1850年代後半からピカルディ地方のギューズ市(Guise)に企業家ゴダン(Jean-Baptiste André Godin)が建設を始めた「ファミリステール(Familistère)」はフーリエの構想を具体化した事例として有名である¹²⁵。

もちろん、労働者都市を建設したすべての企業家がゴダンのようにフーリエ主義者で空想的社会主義に傾倒していた訳ではない。再度、表 2-1 を見直すと、ランス炭鉱会社のそれぞれの労働者都市には呼び名があり、その大半は聖人の名が冠せられていることが見てとれる。これは経営陣のカトリシズムのあらわれと読み解くことができるだろう。フランスでは第三共和政期、とりわけ 19 世紀末になると反教権主義が台頭するなかで、あえてランス炭鉱会社が宗教色を帯びた名称を使用していることは興味深いのだが、おそらく財力がある企業家は労働者のために奉仕する責任があるとの篤志家としての強い信念があったものと推測される。しかしその一方で、人道主義的理由だけではない企業家としての打算も少なからずあったことも事実であろう。また、このランスの労働者都市の名称については、第 1 坑は創業者カストレンの妻エリザベットから、第 3 坑は同じく創業者アメ・ティロワから、第 7 坑は 3 代目社長のレオナルド・ダネルから、第 12 坑は初代総支配人のエデュアル・ボラーから、第 13 坑は 2 代目総支配人のエリ・ルモーからと、実はすべてがランス炭鉱会社役員とその家族の名前に由来している。この関係者の名前を「聖人」として列する——あるいは、彼らの名前の由来となった「聖人」を都市に冠する——という行為からは、無意識にしる労働者を高みから見おろす、当時のブルジョワジーの態度をかいま見てしまうのは俗な考えであろうか。

iii. 住宅の形態と家族

労働者都市のあり方には炭鉱会社経営者と技師たちの価値観や思惑が反映されていると考える。本項ではランス炭鉱会社が実際に建設した住宅のかたちに注目し、建設者は労働者に対してどのような住宅を提供したのか、また、この住宅提供からいかなることを期待していたのか検証してゆこう。

ランス炭鉱会社は 1855 年から労働者住宅の建設を開始し、第一次大戦前夜の 1914 年までに 7414 戸を完成させ、なおも 268 戸を建設中であった。およそ半世紀の間に、ランス炭鉱会社の技師たちは職員とその家族用として 14 タイプ、労働者とその家族用として 37 タイプ、合計で 51 タイプの住宅を設計している（表 2-2 参照）。職員住宅は延べ床面積 50 から 60 平米で家賃は一律 15 フランだが、労働者住宅の広さは 25 から 70 平米とそれぞれの世帯規模に応じた住宅プランがあり、家賃も 2 から 10 フランに設定されている。職員住宅については次項で改めて言及するとして、ここでは労働者住宅に焦点を絞ると、ランス炭鉱会社は夫婦と子ども（4～6 人）からなる家族を標準的な労働者の家族構成と想定し、この標準家族に対して 3 寝室（夫婦の寝室、男の子の寝室、女の子の寝室）、

¹²⁴ VILLERME (Luis René), «Sur les cités ouvrières», *Annales d'hygiène publique et de médecine légale*, 1849, p.13.

¹²⁵ 邦語文献では慣例的に«Guise»を「ギーズ市」と表記しているが、正式には [Gu-i:se] と発音されるため、「ギューズ」と表記の方が正しいと思われる。なお、ゴダンは同時期ベルギー・ブリュッセル市にも同様のファミリステールを建設している。

台所、そして居間を備えた住宅を提供することを基本方針としていた¹²⁶。多子家庭には子供用の寝室の数を増やすことで対応し、合計6部屋以上の間取りの住宅も用意していた。

表 2-2 ランス炭鉱会社の労働者・職員住宅（1855-1911年）

労働者住宅					職員住宅				
建設年	住居タイプ	床面積(㎡)	家賃(Fr.)	一平方あたりの家賃(サンチーム)	建設年	住居タイプ	床面積(㎡)	家賃(Fr.)	一平方あたりの家賃(サンチーム)
1855	1	41,60	6,50	16					
1855	2	25,50	5,50	22					
1860	3	47,40	5,50	12	1865	5	56,00	15,00	27
1866	4	30,00	5,50	18					
1867	6	44,30	6,00	14					
1868	7	43,60	5,50	13	1868	9	49,00	15,00	30
1868	8	40,00	5,50	14	1873	10	52,00	15,00	29
1874	11	46,40	6,00	13	1875	13	57,60	15,00	26
1875	12	39,60	5,50	14	1875	15	44,80	15,00	33
1875	14	55,80	6,55	12	1879	16	52,80	15,00	28
1882	17	38,50	10,00	26	1879	18	52,40	15,00	29
1883	20	44,80	5,50	12	1882	19	52,40	15,00	29
1883	21	37,80	5,50	15					
1883	22	28,00	10,00	36					
1883	23	26,70	5,00	19					
1891	27	26,00	5,00	19					
1891	28	50,10	5,50	11					
1892	29	55,90	5,50	10					
1892	30	50,10	5,50	11					
1892	31	28,50	5,00	18					
1892	32	49,80	5,50	11					
1893	33	28,50	5,00	18	1893	24	67,80	15,00	22
1894	34	53,30	5,50	10	1893	25	53,30	15,00	28
1894	35	53,30	5,50	10	1894	26	54,30	15,00	28
1894	36	32,00	5,00	16					
1896	37	53,20	5,50	10					
1897	38	53,20	5,50	10					
1898	39	53,20	5,50	10					
1899	40	44,75	10,00	22					
1902	41	64,56	6,50	10	1902	48	63,27	15,00	24
1903	42	32,11	2,00	6	1904	49	61,28	15,00	24
1907	39bis	53,20	5,50	10					
1908	43	45,00	7,50	17	1908	50	61,00	15,00	25
1909	44	70,00	7,50	11					
1909	45	53,20	7,50	14					
1909	46	57,00	8,00	14					
1910	47	50,00	7,50	15					

[出典] *Notice sur la Société des Mines de Lens*, Lille, Imprimerie L. Danel, 1911, pp.77-78.より筆者作成。

[註記] 1903年の労働者住宅（住宅タイプ42）は、退職者のための住居として設計されている。

¹²⁶ CUVELETTE (Ernest), «L'habitation ouvrière et les oeuvres sociales aux mines de Lens», *Le Musée Social*, n°3, Mars 1925, p.63.

これらのランス炭鉱会社が建設した労働者住宅の大きな特徴として、「家族——夫婦とその子どもたち——という単位を重視していたことを指摘できる。夫婦についてはすでに述べたように、労働者住宅の入居には正式な婚姻関係のある夫婦——役所での法的な手続きに加えて教会での結婚であればなお望ましい——であることが条件とされ、間借りの場合でさえも内縁関係の男女がひとつ屋根の下で暮らすことを禁じていた（『ランス炭鉱会社住宅規則』第4条）¹²⁷。ランス炭鉱会社は単身者用住宅を建設しておらず——配偶者を亡くした者と退職者用の住宅は用意している——、このような徹底した姿勢からも、ひとつの住宅にひとつの家庭をおいていたことが読み取れる。さらに、一般的な家賃設定では床面積が広くなればそれに応じて家賃も上がるものだが、ランス炭鉱会社の場合は広くなるほどに——子ども用の寝室の数が増えるほど——1平米あたりの家賃は低くなる設定となっており（表2-2参照）、子どもの数の多い大家族を優遇していたことが読み取れる。ランス炭鉱会社は住宅を提供することを通じて、先に指摘した労働者の獲得というねらいだけではなく、労働者たちに「健全」な家庭を築くこと、さらには将来の労働力となる子どもを「再生産」することを期待していたと考えられる。寝室の数の配慮——夫婦と子どもの寝室を分け、男の子と女の子の寝室も分ける——などは、明らかに当時のブルジョワジーの道徳観に基づき、労働者たちの私生活にまで干渉しようとしていたことがうかがえるだろう。

ランス炭鉱会社の住宅はすべて会社の所有物であり、賃貸住宅として労働者に貸しあたえられていた。家賃設定を見ると、労働者の賃金からすると非常に低く抑えられており——家賃平均は月あたり6フラン10サンチームで、これは労働者のおよそ1日分の給料に相当する——、家賃収入から建設費用をとりもどすには程遠く、修繕費をどうにかまかなえる程度であったと推測される¹²⁸。労働者住宅を賃貸にするか、販売に出すかについての選択は企業によりけりで、同じ北フランスの炭鉱会社でもアンザン炭鉱会社やヌー炭鉱会社(Mines de Noeux)などは住宅の一部を労働者に売却しているほか、ミュルーズ労働者都市でも全戸販売を原則としていた。このミュルーズ労働者都市をはじめとしてフランス近代の労働者住宅を研究した中野隆生によれば、企業家が労働者に対して住宅所有を促した背景には、ブルジョワ階層の価値観として「所有そのものに道徳的な効果があるという考え方」があったからだとして指摘している¹²⁹。では翻って、労働者の持ち家化に踏み切らなかったランス炭鉱会社の思惑は、一体どこにあったのだろうか。まず現実問題として、炭鉱労働者の多くは生涯を通じて炭鉱で働き続けるのだが、ひとつの炭鉱会社に定年まで勤め上げることはまれで、複数の坑、複数の炭鉱会社を渡り歩くことが常であり、定住を余儀なくさせる住宅の買い取り制度は炭鉱労働者からほとんど見向きもされなかったのではなかろうか。炭鉱会社としても、石炭価格は変動が激しく景気に応じて適宜労働者を雇用・解雇するには労働者に住宅を所有させない方が好都合であり、なによりも会社が住宅

¹²⁷ CHM, 7507, Société des Mines de Lens, Règlement concernant les maisons appartenant à la société, leur attribution, leur retrait, les conditions d'occupation, la police, etc.

¹²⁸ ノール=パ=ド=カレ県の炭鉱住宅の家賃は、周辺農村部における住宅家賃のおよそ三分の一程度だったとの調査結果もある。Cf., *Bulletin de la Société de l'Industrie minière*, 2e série, Tome I, 1872, p. 167.

¹²⁹ 中野隆生『プラーグ街の住民たち フランス近代の住宅・民衆・国家』山川出版社、1999年、50頁。

の所有権を維持し続けることで、そこに住まう労働者の生活を恒常的に監視し介入することを可能としていたと考えられる。例えばランス炭鉱会社の住宅規則によれば、入居者はランス炭鉱会社と雇用契約のある労働者とその家族に限られ（間借り人もこれに同じ）、解雇された場合には直ちに退去しなくてはならないことが明記されている（第2条・第4条）。つまりランス炭鉱会社は労働者を解雇することで、会社にとって好ましくない住民——例えば組合活動に熱心な労働者など——を「都市」から排除する権限をもっていたことになる。また、同じ住宅規則では住民が自宅で商業活動を行なうことは原則禁止しているが、特例として希望者には申請書を提出させ、会社側がそれを審査したうえで小商いを認める手続きをとっていた（第5条）。ひとたび労働者側に住宅の所有権が渡ってしまえば、その私的空間内での自由裁量を認めざるを得なくなるが、会社側が住宅の所有権を維持するかぎり、ある程度の統制がとれるとの判断が働いたのではないだろうか。

では、住宅形態の変遷についてさらに詳しく見てゆこう。ランス炭鉱会社の技師たちは第一次大戦前夜までに 51 タイプもの住宅を設計したのだが、その形状から「長屋型住宅」と「独立型住宅」とに分類することができる¹³⁰。

まず「長屋型住宅」だが、ベルギーと北フランスの炭鉱地帯で 1820 年代から建設された労働者住宅の形態である。原語ではコロン (Coron) と呼ばれ、一説では古フランス語、とりわけベルギーのワロニー地方で使われた «*akoron*» という語に由来していると言われている。前章において 18 世紀にデザンドルアンをはじめとした「ベルギー人」が北フランスの炭鉱地帯に流入していたことについて触れたが、彼らはこの «*coron*» をはじめとして炭鉱にまつわる様々な技術用語も同時に持ち込んでいる¹³¹。本論では「長屋型住宅」と訳したが文字通り細長い建物の内部を戸境壁で仕切り、複数の世帯を住まわせるようにした集合住宅で、ランス炭鉱会社も設立当初はこの長屋型住宅を建設している¹³²。道路の両側に住戸が直線的に並び、全長が 100 メートルにもおよぶ長屋も建設された。ゾラが『ジェルミナル』で描いた「240 軒長屋」もこのタイプの住宅で、以下のように描写されている。

麦畑と甜菜畑の真中に二百四十号坑夫町 [le coron des Deux-Cent-Quarante] が暗い空の下で眠っていた。兵営や病院の構造を思わせる背中合わせの小家屋の大集団が四つぼんやりと見分けられた。それらの集団家屋は規則的、対称的で、等分の庭に仕切られた三筋の並木道に区分されていた。そして人気の無い台地の上

¹³⁰ 北フランスの炭鉱住宅の歴史については、LE MANER (Yves), *Du coron à la cité. Un siècle d'habitat minier dans le Nord/Pas-de-Calais 1850-1950*, collection "Mémoire de Gaillette", n° 4, Lewarde, Centre historique minier du Nord-Pas-de-Calais, 1995; BREITMAN (Nada), BREITMAN (Marc), *Les maisons des mines dans le Nord et le Pas-de-Calais*, Liège, Pierre Mardaga, 1996; MISSION BASSIN MINIER, *L'habitat minier en région Nord-Pas de Calais, histoire et évolution 1825-1970, Tome I*, s.l., Nord' Imprim, 2006.などが詳しい。

¹³¹ 坑内に発生する爆発性ガスを意味する «*grisou*» や石炭を意味する «*houille*» もベルギー南部から北フランスに持ち込まれた用語である。

¹³² 実際は Coron という語が示す意味の範囲には幅がある。狭義には上記のように炭鉱会社が建設した「長屋型住宅」のことを示すが、同時に炭鉱会社が建設した住宅一般を指し示すさいに——長屋型であろうとなかろうと——Coron の語を用いることも多く見受けられ、この場合には「炭鉱住宅」と訳するのが妥当であろう。

では、囲いからもぎとられていた四目垣の中で訴えるように響く突風の音だけが聞こえていた¹³³。

ランス炭鉱会社の長屋型住宅は、1階に居間と食堂と台所を兼ねた1間、2階（屋根裏）には3つの寝室、さらに地下貯蔵室と専用庭(50-200 m²)を備え付けた設計となっている。トイレ、井戸、パン焼き釜などは隣接する2軒での共用であった。建設する側にとっては、この長屋型住宅は戸境壁で仕切るだけの単純な設計であり、建設期間も短く、建設費用も安価で経済的であった。ただし、隣家と密接しているうえに採光をあまり考慮にいれていなかったため、場合によっては空気が淀み、光が十分に差し込まないという衛生的な問題点があったことが指摘されている。

1870年代になると、北フランスの炭鉱地帯では新しいタイプの「独立型住宅」(Pavillon)が登場する。この独立型は、長屋型と同様に戸境壁を共有する連続住宅であるのだが、連続する住戸の数が2軒で1棟と独立性が保たれているのが特徴である。ランス炭鉱会社では1874年以降の労働者用の住宅はすべてこの独立型を採用している。標準的な間取りとしては、1階に独立した台所と居間兼食堂を配し、2階には3つの寝室、さらに屋根裏と地下貯蔵室、専用庭(200-500 m²)を備えた設計となっている。またトイレは各家庭の庭に設置されるようになる。長屋型と比較すると、独立型では居住空間および専用庭が広がっているほか、棟が細分化したことで風通し、採光などの問題も改善されている。

では、炭鉱会社の経営者と技師たちは何を意図して、長屋型から独立型住宅への移行に踏み切ったのだろうか。まず、より快適で衛生的な住居環境で多くの労働者を呼び込もうとの経営的なねらいがあり、またそれを実現するだけの財政的余裕もあったと考えられる。技術的な面では、北フランスでは地下で採炭を行なうために周辺では地盤沈下の問題が発生しており、重量のある長屋型では地盤沈下を悪化させるうえに住宅にも歪みが生じるため、より軽量で多少の沈下には耐えうる構造への設計転換を余儀なくされたとの事情もあったようだ¹³⁴。ただしそれだけではなく、居住空間を広くし独立性のある住宅を提供することで、先にも言及したが「家族」を単位とした生活——家庭生活——を大切にすよう労働者を教化する意図もあったのではなかろうか。例えば、独立型住宅では、家族が集う場として居間から台所を切り離すことで、より落ち着いた、ブルジョワ的ともいえる一家団欒の空間を提供している。また、独立型住宅では専用庭の敷地面積を拡大し、家庭菜園をつくるよう促している。この家庭菜園の目的は、地下労働で不足する日光を浴びさせ健康増進を図るほか、収穫した野菜や果物を家計の足しとして儉約を学ばせ、さらには労働者の悪癖である居酒屋から足を遠ざける意味合いもあった。会社側は深酒をして仕事の生産性が低下すること、居酒屋に仲間が寄り集まり会社に対して争議を企てることをなによりも警戒しており、労働者を家庭に引き止める方策としてこの家庭菜園をおいてい

¹³³ エミール・ゾラ『ジェルミナール（上）』安土正夫訳、岩波書店、1954年、21頁。引用にあたっては旧字体を新字体に変換している。

¹³⁴ CUVELETTE (Ernest), *art. cité*, pp.61-62. また同書では、炭鉱会社は地盤沈下にかんする保証金を土地所有者に支払うよりも土地そのものを買取り、その広い土地に労働者都市を建設するようになったとも指摘されている。

たとえられる¹³⁵。ランス炭鉱会社はこの家庭菜園事業の一環として、各家庭の菜園の出来ばえを競わせる「家庭菜園コンクール」を毎年開催している。また女性にかんしても、会社側は炭鉱夫の妻は専業主婦として外へ働きに出ず家庭を守るよう奨励する一方で——実際、ランス市では女性の就業率が低かったことは前章にて確認した——、主婦たちが昼日なか集まりおしゃべりをして無為で怠惰な時間を過ごすことを好ましからぬ習慣と見なしており、居住空間が広がればそれだけ家事労働に費やす時間がかさむ分だけ家に引き止めることができ、住居にたいして愛着をもたせることができるとのねらいがあったようだ¹³⁶。労働者都市では庭だけでなく、住居内の手入れの良さや美観を競わせる「家事コンクール」も毎年開催されている。いずれにせよ、炭鉱会社の経営者や技師たちの価値観では、労働者家族の生活習慣や経済観念は矯正すべきもので¹³⁷、それを解決する方策として住宅のあり方に注目していたと思われる。いわば労働者住宅は労働者を呼び込み、定着させるだけでなく、家庭生活の規範を示し、労働者家族のモラルを向上させるための装置でもあったと捉えることができるのではないだろうか。

iv. 都市の空間構成と秩序

労働者都市は3つの空間から構成されている。一つ目は労働者が働く空間であり、二つ目は前項で検討した家族のための居住空間であり、三つ目は住民たち——労働者だけでなく、その妻や子ども——の日常生活に不可欠な社会施設がある空間である。本項では、これら3つの空間がどのように配置されていたのかを検討してゆくことにするが、まずはその前に、ランス炭鉱会社が建設した社会施設について説明しておこう。

ランス炭鉱会社の企業案内パンフレット——当時の大企業はしばしば株主をはじめとして社会に対して企業の業績や社会貢献をアピールする冊子を発行している——によれば、労働者都市内部に小学校、託児所、教会・礼拝堂、家政学校、裁縫場、診療所・救護室、乳児検診所・授乳援助室、多目的ホール、生活協同組合店舗を建設したことが紹介されている¹³⁸。これらの施設の設備状況や活動内容の概要は、以下の通りである。

小学校…ランス炭鉱会社は 1872 年より労働者都市内に小学校（男女別）を建設している。フランスでは 1881 年と 1882 年の法律で相次いで初等教育が無償化、義務化され

¹³⁵ 実際、家庭菜園には労働者の離職を防ぐ役割もあったようだ。1912年に炭鉱会社が実施した調査によれば、北フランスの炭鉱労働者は夏ではなく冬に職場を変え引っ越してゆく傾向があるとし、これは家庭菜園ですべての収穫を終えてから移動してゆくからだと分析している。Cf., SION (Jules), «La dépopulation des compagnes dans le Pas-de-Calais», *Mémoires de l'Académie des sciences, lettres et arts d'Arras*, 2e série, tome XLIII, 1912, p.142.

¹³⁶ そもそもカトリック世界では「怠惰」は忌むべき習性のひとつと捉えられている。『ジェルミナル』では炭鉱都市の主婦たちがおしゃべりにうつつをぬかし、夫の帰宅時間に食事の準備が間に合わない様子が描かれている（第一部扉の引用部参照）ほか、『家なき子』でも同様に炭鉱夫の妻たちの無気力な振る舞いがレミ少年の目をおして描写されている。おそらくこのような怠惰 (*nonchalance*) な姿は、当時、炭鉱夫の妻たちについての一種のステレオタイプとして機能していたのだと考えられる。

¹³⁷ 北フランスの炭鉱会社で 20 世紀初頭に炭鉱技師を務めたコンドヴォーは、「炭鉱労働者に儉約精神はなく、給料は目先の享楽のためにすぐに使い果たしてしまう」、「老後への備えや子どもの教育についての関心が無い」と炭鉱労働者の経済観念について述べている。Cf., CONDEVAUX (John), *op.cit.*, pp. 8-9.

¹³⁸ Notice sur la Société des Mines de Lens, Lille, Imprimerie L. Danel, 1911.

るのだが、ランス炭鉱会社はそれ以前より自社の労働者の子どもに対してこれを実践していたことになる。教員はすべて会社が選出・任命し——その多くが修道会士・修道女——、教員の住宅、給料など一切を会社が支出している。特徴的な授業科目として、男女ともに園芸の授業を設け、自宅の家庭菜園で両親の手伝いをするように——農作業に不慣れな両親の手本となるように——手ほどきしている。

託児所(Asile)…小学校入学前の子どもの預かり施設で、こちらも無料で利用できる。すでに言及したように会社側の方針では妻は外へ働きには出ず家庭を守るものとしており、専業主婦に託児所は必要ないと思われるかもしれないが、ランス炭鉱会社の企業案内を参照すると多子家庭への援助を目的としていたことが説明されている。

教会・礼拝堂…ランス炭鉱会社の経営陣はカトリック信徒であるため、すべての施設はカトリック教会(アラス司教区)に所属する。なお、会社は労働者に礼拝に行くことは強制していないが、子どもが初聖体拝領した折にはひとりあたり 10 フランの祝い金を出している¹³⁹。

家政学校…ランス炭鉱会社は 1874 年より家政学校を開設している。小学校卒業後の 12 歳から 20 歳位までの少女たちが、裁縫、繕い物、料理、洗濯、園芸の実技、あるいは衛生についての講義や、節約術、家計簿のつけ方などを学ぶ。施設内には裁縫室、集会室、調理室、食堂、洗濯室、菜園、図書室などが備えつけられている。材料費はすべて会社側が無償で提供し、仕上げたものはすべて少女たちの所有となる。開講時間は午後 3 時から 7 時まで、木曜日のみ午前 9 時から正午まで。日曜日には少女たちによる寸劇なども上演される。ここで将来の炭鉱夫の良き妻——「我が家がくつろげる場所」と夫に言わせるような妻——となることを学ぶ¹⁴⁰。

裁縫場…ランス炭鉱会社は女性たちに対して裁縫仕事の内職を奨励し、ミシンやアイロンなどの設備を整えた裁縫場を無償で開放している。主な納入先は百貨店で、会社側が斡旋料などを取ることはなく、商品の代価はそのまま女性たちの収入となる。熟練者では一日に 3 フランの収入をえる事もあったという¹⁴¹。

診療所・救護室…ランス炭鉱会社が雇用した医師と看護師が常駐し、主に就業中のケガや病気の手当を行なっている——このため坑口のすぐそば(労働空間内)に設置されている——が、労働者の家族も利用できる。内部には診療室のほか手術室、薬剤室、浴場などを備え付けている。

乳児検診所・授乳援助室(Goutte de lait)…乳児死亡率はノール＝ド＝カレー県では依然として高く、ランス炭鉱会社では 1903 年より診療所の一部を改築し、乳児の定期検診(1 歳半になるまで二週間ごとに一度の検診)、母親に対する授乳指導、母乳の成分分析を実施している。また、母乳に問題がある場合には無料で哺乳瓶や消毒器具を提供するほか、滅菌したミルクの配布も行なっている。

多目的ホール…劇場、音楽室、図書室、体操室、更衣室、軽食堂などが備えられ、住民たちの娯楽の場となっている。特にランス炭鉱会社は職員と労働者が交流する団体を

¹³⁹ VUILLEMIN (E.), *le Bassin houiller du Pas-de-Calais, op. cit.*, p.90.

¹⁴⁰ Notice sur la Société des Mines de Lens, p.108.

¹⁴¹ *Ibid.*, p.110.

支援しており、彼らの活動もこの施設を中心に行なわれている。また、当時発明されたばかりの映写機の上映会も行なわれている。

生活協同組合店舗…生活協同組合とはランス炭鉱会社の職員と労働者が自主運営する組織で、出資金を出し合い生活に必要な日用品を廉価で調達し販売している。会社は組織運営には介入しないが、店舗用の建物を建設し、組合に対して低家賃で貸し与えている。

以上に挙げたランス炭鉱会社が建設した社会施設からも、労働者が「好ましい」家庭——敬虔で質実、多産な家庭——を築くよう、労働者都市の住民たち、中でも家庭を守る妻と将来の労働力となり家庭をつくる子どもたちを手厚い庇護の下におき、教え導こうとする姿勢が見てとれるのではないだろうか。

*

では、労働者都市では労働の場（労働空間）、家族が暮らす場（居住空間）、そして人びとが集まる場（社会空間）はどのように配置されていたのか、内部の空間構成について見てゆくことにしよう。図 2-3 はランス炭鉱会社第 11 坑のサン・ピエール労働者都市の全体図である。この労働者都市は 1890 年代に建設されたもので、666 戸の独立型住宅が秩序正しく立ち並ぶランス炭鉱会社の労働者都市の中でも大規模な「都市」のひとつである。労働者都市の正面奥には堅坑のやぐらを目印に「労働空間」があり、都市中心部に教育施設や教会などが集まる「社会空間」が置かれ、その周りに「居住空間」が広がっている。「労働空間」は塀で取り囲まれ、労働者の出入りする門は正面に一カ所だけ設置され、「社会空間」と「居住空間」からは独立している。この塀と門の設置はストライキが発生したさいに効果を発揮し、会社に従順な労働者（ストライキ不参加者）を閉門して労働空間内に囲い込み、逆にスト参加者は外に締め出す役割をおっていた。同じパド＝カレ県のベチューヌ炭鉱会社などではさらに徹底し、労働者都市自体を塀で囲み、やはりストライキのさいには住民以外の「部外者(étranger)」が都市内部に立ち入らないように門が閉じられたというが、ランス炭鉱会社ではそこまでのことはしなかったようだ¹⁴²。また、各労働者都市には警備員(garde)——しばしば退役した軍人や警察官がこれをつとめる——が常駐し、都市内部を監視していた。いずれにせよ、このサン・ピエール労働者都市の絵図からは、都市を取り囲む石炭運搬用の鉄道線路が外部との一種の境界の役割をはたし、また都市を一步踏み出したとしても田園風景が広がるのみで、労働者都市は地理的に外部とは隔離された世界であることが見て取れるであろう。

ランス炭鉱会社の労働者都市の住民はすべて、会社従業員とその家族で構成されている。そして、この従業員は職階級で区切られていることはすでに説明した通りであるが、実は居住空間にもこの職場内での序列が反映されていた。ランス炭鉱会社は労働者住宅だけでなく職員住宅も建設したが、この職員用の住宅の数は第一次大戦前夜に合計 406 戸で、全住宅戸数のわずか 5%にすぎない。実際にこの職員住宅に住むのは技師をはじめとして上級の職員とその家族に限られ、一般の職員（事務労働者）は労働者住宅が割り当てられ

¹⁴² 両大戦間期に炭鉱夫としてランス炭鉱会社の労働者都市に暮らしたヴィゾーの手記によれば、ランス炭鉱会社の労働者都市の入り口には「特別な許可なき限り部外者の立ち入りを禁ず」との看板が掲げられ、解雇された組合活動家の立ち入りが制限されていたという。Cf., VISEUX (Augustin), *Mineur de fond, Fosses de Lens, Soixante ans de combat et de solidarité*, Paris, Plon, 1991, p. 40.

ていた。職員住宅はすべて一軒が独立した一戸建てで、労働者住宅と比較すると部屋数が多く¹⁴³、水道も住居内に配備されているなどの違いがあるほか、住民たちの間からは「お城(château)」と呼ばれていたことが示すように、豪華な外装が施され、正面にはバルコニーが設置されるなど設備面だけではなく外観からも明確な差別化が図られていた。中でも、労働者都市内部の序列で頂点に君臨するのは各坑の主任技師であるが、この主任技師の邸宅は労働者都市の見晴らしの良い中心部の「労働空間」へと通じる門の前に置かれていることが多かった。あくまで想像ではあるが、主任技師は自宅のバルコニーから労働者が通勤してゆく様子を監視したり、都市全体を睥睨したりしていたのではないだろうか。

労働者住宅が長屋型から独立型へと改良がみられたように、労働者都市の公共空間でも道路が舗装され、広場が設けられるなど次第に街並みへの配慮が見られるようになる。中でもランス炭鉱会社ではヴェルサイユの国立園芸学校出身の専門家を職員として雇い入れ、街路樹の植栽から各家庭の菜園にいたるまで都市の緑化にかんする監督を一任している。

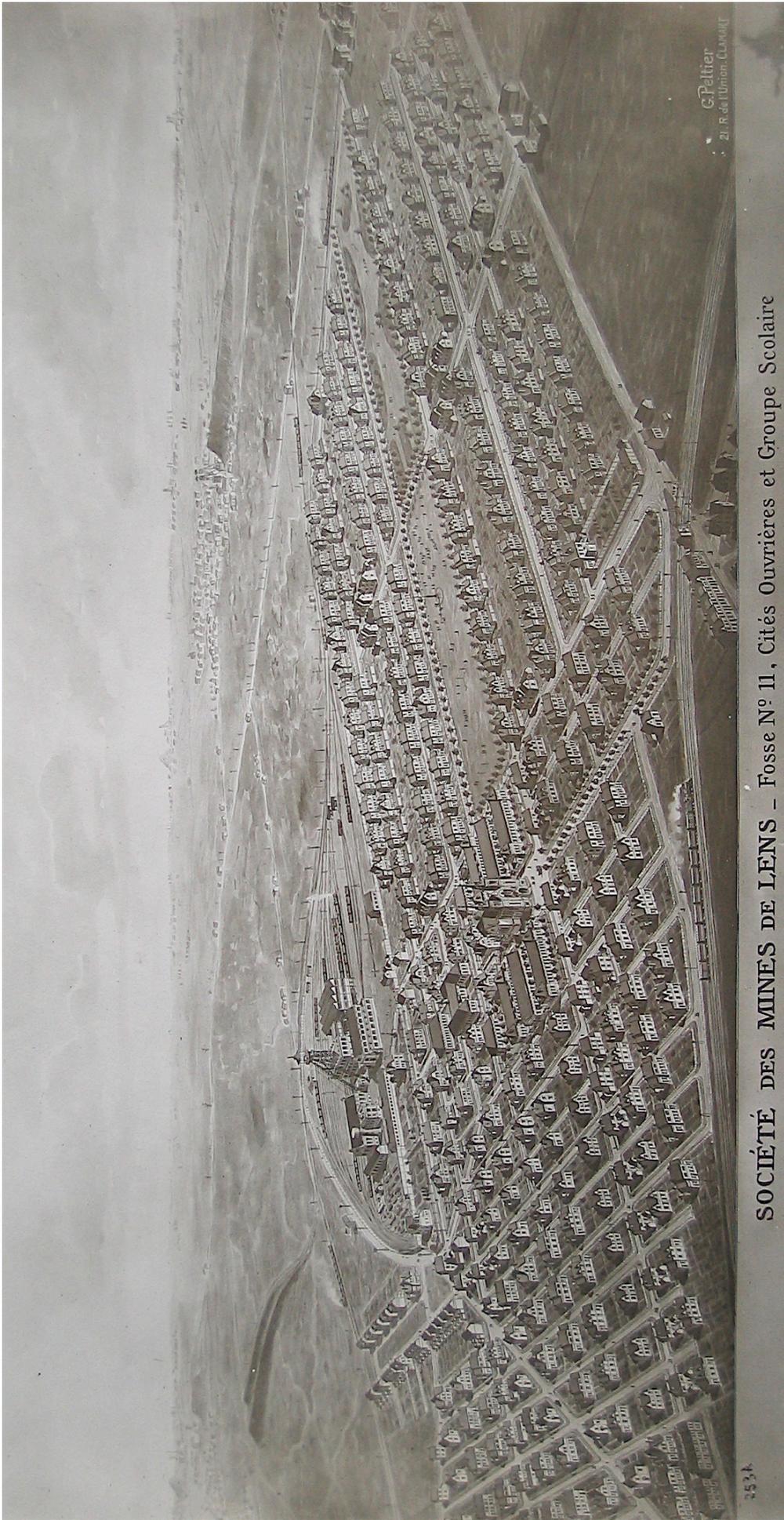
こうした景観をふくめた都市計画の集大成として、ランス炭鉱会社は第一次大戦前夜に田園都市型の労働者都市を完成させることになる。田園都市(Garden City/Cité-jardin)とはイギリスの都市計画家ハワード(Ebenezer Howard)が1898年に提唱した都市のあり方で、フランスには1904年にブノワ=レヴィ(Georges Benoît-Lévy)が紹介している。ランス炭鉱会社をはじめとしてパド=カレ県の炭鉱会社の経営者と技師たちはいち早くこの概念を取り入れ、これまでの直線的道路を廃し、曲線状の小道に沿って住宅を配置し、緑豊かな街並みをつくり出している。住宅自体は2戸で1軒を構成する連続住宅であり、間取りも独立型とさほど変わりはないが、外装はアール・ヌーボー風やノルマンディー風にするなど趣向をこらし、広大な専用庭(1300 m²)を各戸に割当てている。本論ではハワードが提唱した田園都市の理念には立ち入らないが、ランス炭鉱会社の田園都市は必ずしもハワードの田園都市構想に賛同しそれを全面的に取り入れた訳ではなく、これまで会社が実践してきた方針に田園都市の形態が合致したために採用したにすぎないと捉えるのが妥当だと思われる。長屋型住宅から独立型住宅への移行では、住宅を区切ることで隣接する住戸の数を制限したが、田園都市型では曲線的に住宅を配することで、直線的に住宅が整然と並んでいた場合よりも視界を遮る効果があり、一軒一軒のプライバシーを保ち家庭のさらなる独立性を高めている。

労働者都市の住宅が家庭生活の規範を示す装置とするならば、それを包み込む都市はさながら住民を監視し秩序と序列を示す装置であったと言えるのではないだろうか。

¹⁴³ 労働者住宅の部屋数は家族の構成人数に比例していたが、職員住宅はそうではない。広々とした職員住宅に独身の技師と家政婦の二人のみという事例も見受けられた。

ランス炭鉱会社の経営者と技師たちが建設した労働者都市の発展のあり方からは、人道主義的思想から労働者とその家族により良い生活条件を提供する一方で、彼らを教化し統治しようとする指向も透かし見ることができた。では、この「都市」における住民たちの実際の暮らしは、はたして計画者たちの意図した通りとなったのだろうか。この問いについて、次節以降で検討を加えてゆくことにしよう。

次頁：図 2-3 ランス炭鉱会社の労働者都市の空間配置（第 11 坑サン・ピエール労働者都市）
[出典] CAMT, 2007/008/14513, Mines de Lens, Cités minières et installations sociales.



SOCIÉTÉ DES MINES DE LENS - Fosse N° 11, Cité Ouvrières et Groupe Scolaire

第二節 炭鉱都市における家族

本節では、ランス市内の労働者都市の住民の実態を、1886年の国勢調査原簿を用いながら明らかにする。そのさい、都市の計画者たちが強い関心をよせていた「家庭生活」ははたして現実のものとなっていたのかという観点から、ランス炭鉱会社の労働者住宅に暮らす住民たちの世帯状況について分析する。また、フランス人世帯とベルギー人世帯には違いが見られるのかについても、検討をこころみる。

i. 炭鉱住宅の住民

19世紀フランスの国勢調査原簿では住所（街路）ごとに住民のデータが整理されている。ランス市の原簿を繙くと、1872年以降の原簿の住所欄に「炭鉱住宅」——炭鉱会社が建設した労働者住宅——であることを示すコロン（Coron）という語を冠する住所標記が登場する¹⁴⁴。1872年にはこの炭鉱住宅街区は13カ所、1886年には18カ所に増加し、その後1891年から1906年までの国勢調査の原簿は焼失し詳細は分らないが、1911年の原簿では「労働者都市」を示すシテ（Cité）という住所標記がコロンに取って代わり登場していることが確認できた。本節では1886年の原簿からコロンと記された住所に登録された人びとを「炭鉱住宅の住民」として抽出し分析する。なお、コロンと標記のない住所にも炭鉱住宅が建設されていた可能性は十分考えられる。史料の問題点として、当時のランス市の住宅地図、あるいは地籍簿が現存しないために、国勢調査原簿だけでは炭鉱住宅街区か一般住宅街区かの峻別には限界があり、これから分析する「炭鉱住宅の住民」の他にも、炭鉱住宅の住民が存在した可能性が多分にあることをまずは指摘しておく¹⁴⁵。表2-3は、以上の手続きのもと抽出したランス市における炭鉱住宅街区の住民の内訳である。合計すると3177人（うち男性が1697人、女性が1480人）の居住者が確認できた。この数はランス市総人口の27%（ランス市男性の28%、女性の26%）に相当する。また、表2-4は同じくランス市の炭鉱住宅街区の世帯数を集計したもので、合計617世帯（ランス市総世帯数の25%）が確認できた。なお本論で使用する「世帯」とは、ひとつの住宅にともに暮らす人びとの集まりを指し、世帯員は家族だけでなく、親族でない人（間借り人）も含めることとする。また「家族」とは、世帯員のなかで血縁関係、姻戚関係にある人びとと定義する。

表2-3 炭鉱住宅入居者の内訳（1886年）

	男	女	合計
フランス人	1400	1226	2626
ベルギー人	297	254	551
合計	1697	1480	3177

〔出典〕ADPdC, M4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1886 より筆者作成。

¹⁴⁴ コロンについては、註132を参照。

¹⁴⁵ 例えば、Parvis de l'Église, Place de l'Asile, Rue de l'Église など、住民たちの職業構成から炭鉱住宅街区であると推測されるが、コロンの住所標記がないため分析対象からは除外した。

表 2-4 炭鉱住宅入居世帯数の内訳（1886 年）

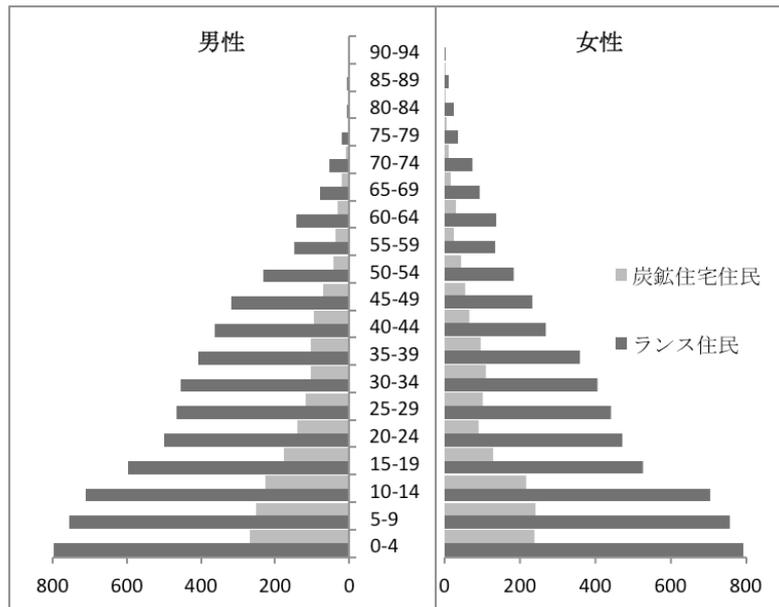
炭鉱住宅街区	総世帯数	フランス人世帯	ベルギー人世帯
Coron Blanc	9	9	0
Coron Dessant	6	6	0
Coron St-Pierre	9	8	1
Coron Ste-Élisabeth	18	17	1
Coron St-Barbe	18	17	1
Coron Grand-Condé	9	9	0
Coron St-Louis	134	110	24
Coron du Bois	100	81	19
Coron de la Bataille	53	46	7
Coron d'Aix	26	24	2
Coron du Moulin	46	36	10
Coron St-Auguste	41	39	2
Coron St-Théodore	43	34	9
Coron St-François	4	2	2
Coron St-Léonard	11	7	4
Coron St-Amé	40	28	12
Coron St-Valentin	11	10	1
Coron St-Antoine	39	29	10
合計	617	512	105

[出典] ADPdc, M4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1886 より筆者作成。

ii. 炭鉱住宅の世帯と家族

一般に 19 世紀ヨーロッパの工業都市では労働力をにやう若年人口が突出して多かったことが指摘されるが、ランス市の炭鉱住宅街区ではこのような傾向が観察できるのであらうか。図 2-4 は炭鉱住宅入居者の人口ピラミッドを描いたもので、比較のためにランス市全体の人口ピラミッドも一緒に示した。

図 2-4 炭鉱住宅入居者の人口ピラミッド（1886 年）



[出典] ADPdc, M4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1886 より筆者作成。

炭鉱住宅住民の年齢構成の大きな特徴としては、意外にも 20 歳代前後の人口にくぼみがみられるヒョウタン型の人口ピラミッドであることが見てとれる。通常このヒョウタン型は若年人口が大量に流出する農村部に見られる型であるのだが、先に述べたようにランス炭鉱会社の住宅は既婚者の入居を条件としていたことから、この場合は若年人口が流出したのではなく、30・40 歳代の夫婦とその子どもたちから成る世帯を積極的に受け入れた結果と考えるのが自然であろう¹⁴⁶。表 2-5 は炭鉱住居入居世帯の世帯主の年齢構成を示しているが、世帯主の年齢層はやはり 30・40 歳代が多く、世帯主の平均年齢は 41.3 歳であった。この年齢構成を見る限り、ランス炭鉱会社の方針通り独身者を排し、家族単位での生活が実践されていたように見受けられる。

ランス市の住民全体の人口ピラミッドについても若干の説明を加えておこう。典型的な工業都市では、先述のように若年（とりわけ男性）人口が大量に流入して人口ピラミッドの中央部が大きく膨らむ星型となるのだが、ランス市の人口は安定した富士山型、あるいは若干ではあるがヒョウタン型の傾向も見てとれる。このことから、ランス市では労働者都市からはじき出される若い単身労働者の流入数自体さほど多くはなかったと捉えることができるだろう。ランス市の年齢構成は若年人口の集中が見られなかった点において他の工業都市と比較すると特異であり、前章でも言及したが、ランス市の労働者は単身の移動よりも家族を伴って移動してきたケースの方が多いいことを裏付けている。

表 2-5 炭鉱住宅入居世帯主の年齢構成（1886 年）

年齢	総数	フランス人世帯	ベルギー人世帯
20～24 歳	23 (0)	17 (0)	6 (0)
25～29 歳	78 (0)	65 (0)	13 (0)
30～34 歳	98 (5)	81 (3)	17 (2)
35～39 歳	105 (6)	90 (5)	15 (1)
40～44 歳	95 (4)	75 (3)	20 (1)
45～49 歳	72 (4)	58 (4)	14 (0)
50～54 歳	47 (6)	40 (5)	7 (1)
55～59 歳	36 (1)	33 (1)	3 (0)
60～64 歳	34 (6)	29 (4)	5 (2)
65～69 歳	17 (1)	13 (1)	4 (0)
70～74 歳	9 (1)	8 (1)	1 (0)
75～79 歳	1 (1)	1 (1)	0
80～84 歳	1 (1)	1 (1)	0
不明	1 (0)	1 (0)	0
合計	617 (36)	512 (29)	105 (7)

〔出典〕 ADPdC, M4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1886 より筆者作成。

〔註記〕 () 内は女性世帯主の数を示す。

¹⁴⁶ 20 歳代前半の男性人口が少ない理由として兵役義務の影響を指摘すべきかもしれないが、1886 年のランス市国勢調査原簿にかんする限り兵役期間中の者も名簿に名前が登録されており、兵役だけで 20 代人口が減少したとは考えられない。また、兵役義務のない女性については説明がつかない。なお、フランスの徴兵制については第三章で論じる。

ひとつの住戸あたりどのくらいの人員を収容していたのだろうか。炭鉱住宅の世帯あたりの平均人員を算出すると 5.14 人であった。前節においてランス炭鉱会社は夫婦と 4 人から 6 人の子ども、合計すると 6 人から 8 人構成の家族を想定していたと説明したが、5.14 人という数字は会社側が示す標準的な家族構成員の範囲内と言えるであろう。表 2-6 において詳細な世帯人員の分布を示したが、6 人以下の世帯が大多数（75%）を占める一方で、7 人以上の人員を抱える世帯の存在も無視できない。ただ前節の表 2-2 に示したように、ランス炭鉱会社の労働者住宅は世帯規模に応じた多様な住宅プランが用意されており、大規模世帯であっても極度な過密状態にはなかったと思われる。ちなみに、表 2-6 の炭鉱住宅入居世帯の中で最大規模の 16 人世帯の内訳は、世帯主である 45 歳の炭鉱夫と 40 歳の妻、そして 23 歳の長男を筆頭に 8 男 6 女の総勢 14 名の子どもから成る多子家族であった。

表 2-6 炭鉱住宅入居世帯の人員構成（1886 年）

	世帯人員																合計
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	13人	14人	15人	16人	
総世帯数	7	70	92	105	86	100	53	46	37	13	3	2	1	1	0	1	617
フランス人世帯	6	59	82	82	69	83	42	42	30	11	2	2	0	1	0	1	512
ベルギー人世帯	1	11	10	23	17	17	11	4	7	2	1	0	1	0	0	0	105

〔出典〕 ADPdC, M4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1886 より筆者作成。

では、炭鉱住宅入居世帯の家族のあり方、家族の範囲はどの程度の広がりであったのだろうか。ランス炭鉱会社が目論む「家庭生活」は、実際にはどのような親族関係のなかで成り立っていたのだろうか。表 2-7 は、各世帯の家族人員（世帯主と親族関係にある世帯員）の構成を分類したものである。大きな特徴としては、「夫婦（片親を含む）と子どものみ」の家族が大多数を占めていることが指摘できる。「夫婦だけ」、あるいは「夫婦と子ども」、「片親と子ども」からなる家族を核家族と定義するならば、炭鉱住宅入居世帯のおよそ 9 割が核家族世帯であった。この他、「夫婦と子ども、親」から成る家族（いわゆる 3 世代同居）、あるいは「夫婦と子ども、兄弟姉妹」の事例も若干多く見られる。さて、ここで特筆すべきは、炭鉱住宅では同じ世帯に二組の夫婦が同居する事例は皆無であったことを強調しておきたい。核家族では当然のことながら世帯主の夫婦一組であるが、親あるいは兄弟姉妹と同居の場合であっても、親は配偶者を亡くし片親のみであり、兄弟姉妹もすべてが未婚者であった。19 世紀フランス（あるいはベルギーでも）の家族の形はおそらく時期により変化し、地域によっても、また階層によっても多様であったと考えられるが、この分析において結婚した子どもが両親と同一の世帯を形成している事例を一件も見いだせなかったことは予想外であった。子沢山といわれる炭鉱労働者の家族であるのになおさらである。このような「一住戸につき一組の夫婦を中心とした家族」のあり方には、ランス炭鉱会社の住宅供給方針の徹底を見ることができ、「家庭生活」を育むための素地は整えられていたと考えて良いのではないだろうか。

単身世帯についても説明をしておこう。単身世帯は 34 歳から 72 歳まで 8 世帯（男性 6 世帯、女性 2 世帯）であった。前節において炭鉱住宅の入居には婚姻関係のある夫婦であることが必須であり、そもそも単身者用の住宅はなかったと述べた。おそらくここで抽出された単身者は、配偶者を亡くした者——年齢を照らし合わせてみても不自然ではない——であると推測する。単身世帯以外にも炭鉱住宅には配偶者を亡くした者（寡夫、寡婦）が見受けられた。炭鉱での労働は危険を伴い、時として男性世帯主を失うこともある。炭鉱住宅入居世帯のうち 36 世帯は女性が世帯主となっており（表 2-5 参照）、ランス炭鉱会社の炭鉱住宅ではこのような母子家庭については受け入れる姿勢を見せていることが分かる。ただし義務教育を終えた子どもがいる場合、いずれもランス炭鉱会社に職を得ていることが確認できた。

表 2-7 炭鉱住宅入居世帯の家族構成（1886 年）

	総世帯数	フランス人世帯	ベルギー人世帯
単身	8	7	1
夫婦のみ	65	55	10
夫婦と子ども	483	403	80
夫婦と親	1	1	0
夫婦と兄弟姉妹	1	1	0
夫婦と子ども、親	40	29	11
夫婦と子ども、兄弟姉妹	16	13	3
夫婦と子ども、甥	1	1	0
兄弟姉妹のみ	2	2	0
合計	617	512	105

〔出典〕 ADPdc, M4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1886 より筆者作成。

〔註記〕 配偶者を亡くしたのも「夫婦」の分類に含める。ただし「夫婦のみ」の場合は両者存命とする。「子ども」、「兄弟姉妹」、「甥」はすべて未婚。

家族構成に関連して、家族人員の職業と収入についてもいくつか気づいた点を挙げておこう。まず、炭鉱住宅の入居者はランス炭鉱会社と雇用契約のある者に限られるという原則があるため、夫の職業はランス炭鉱会社の炭鉱夫であることが圧倒的に多い。そのほか、ランス炭鉱会社の職員や機械工、鍛造工、仕上げ工、大工などの地上での職種も見られた。一方、妻についてはそのほとんどが主婦であり、妻は家庭を守るという役割分担が明確に機能していることが見てとれる。数少ない例外として、踏切婦、日雇い労働者がいたほか、豚肉加工品屋と食料品屋を営む女性がいた。炭鉱夫の妻が炭鉱住宅で小商いをすることは、北フランスの労働者都市では珍しくはなかったようだ（実際、ランス炭鉱会社の住宅規則にも小商いについての項目があったことはすでに述べた）¹⁴⁷。当然のことながら商売がうまくゆけば、家計に副収入をもたらすことになる。また、子どもたちも就労

¹⁴⁷ 労働者都市内部で多かった小商いとして酒屋が筆頭に挙げられ、炭鉱夫の妻や未亡人が主に店を切り盛りしていた。また、世紀転換期にはカミソリが全ての世帯に普及しておらず、週末に副業として理容師をする炭鉱夫もいたという。通常、炭鉱住宅の道路に面し居間部分を店舗として開放していたようだ。Cf., LEBON (André), *la vie quotidienne du mineur en 1900*, Escaudain, l'Association des Amis des Musées d'Escaudain, 1975, pp.52, 93-96; VISEUX (Augustin), *op. cit.*, pp. 25-26.

年齢に達すると世帯に収入をもたらしている。1886年当時のフランスの義務教育年限は13歳までであったので、この年齢以上の息子たちのほぼすべてが、父と同じ炭鉱での職に就いている。一方、義務教育を終えた娘たちについては、職に就かずに家事手伝いでいることが多かった。ただ、中には職業欄に縫製工という記載もあり、これは会社の家政学校か裁縫場で仕上げた製品で収入を得ていることを意味すると思われる。そのほか、女中として働いているものも見られた。興味深いのは炭鉱での労働に従事している娘がいないことで、父親と兄たちの収入で家族が生活するに十分であったと推測される一方、娘たちは結婚して新しい家庭を築くべきとの暗黙の了解が会社側だけでなく家族の中にもあり、ここでも性別による役割分担が機能していたと捉えることができるのかもしれない。なお、夫が退職し収入源のない夫婦世帯もあり、炭鉱住宅では母子家庭に加えて退職者についても受け入れる姿勢を見せていたことが分かる。

ところで、ランス炭鉱会社の労働者都市に先行して建設されていたミュルーズ労働者都市では、親族以外の間借り人を住まわせて家計の足しとする慣行が多く見られ、無闇に間借り人を置けば家族の独立性が損なわれると、住宅供給会社が懸念を示していたとの指摘がある¹⁴⁸。はたしてランスの炭鉱住宅では、この家族の独立性はどれほど保たれていたのだろうか。炭鉱住宅街区における間借り人受け入れ世帯と間借り人の数を抽出すると、間借りを受け入れた世帯は44世帯で炭鉱住宅街区の全世帯の7%、間借り人の数は総勢61人で全住民の2%であった(表2-8)。ミュルーズにおける間借り人についての調査資料を入手することができず確たる証拠は示せないのだが、ランス炭鉱会社の労働者住宅における間借り人の事例は比較的少数に留まっており、少なくとも家族の独立性を脅かすほどのものではなかったと判断する。これは以下に見る、間借りの実態からも裏付けられるだろう。

表2-8 炭鉱住宅の間借り人受け入れ世帯と間借り人(1886年)

	総数	フランス人世帯	ベルギー人世帯
間借り人受け入れ世帯	44 (7%)	33 (6%)	11 (10%)
間借り人総数	61 (2%)	45	16
間借り人との関係			
縁故者	7	7	0
非縁故者	54	38	16
間借り人国籍			
フランス人	41 (2%)	36	5
ベルギー人	20 (3%)	9	11

[出典] ADPdC, M4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1886 より筆者作成。

[註記] 世帯主かその配偶者と同姓の場合を縁故者とする。また、()内は炭鉱住宅の入居世帯全体、あるいは入居者全体にしめる割合を示す。

まず、間借り受け入れ世帯について、一世帯あたり何人の間借り人を置いていたのか確認してゆこう。最も多かったのが間借り人1名のみを住まわせる事例で31世帯、2名の間借り人を住まわせていたのは11世帯、例外的に3名ないし5名の間借り人を同時

¹⁴⁸ 中野隆生、前掲書、78-79頁。

に受け入れていた世帯がそれぞれ1つずつあった。一世帯あたり1名から2名の間借り人という数は穏当なところであろう。受け入れた世帯の世帯規模は様々で、夫婦のみの世帯が間借り人を置いた事例から、11人家族が間借り人を住ませる事例まであった。

次に、間借り人の詳細についても見てゆく事にしよう。間借り人61名のうち58名が男性で3名が女性であった。間借り人たちの年齢については、半数を20歳代がしめるが、残りの半数は5歳から76歳までと幅広い(表2-9)。5歳の幼女と76歳の老女を除いたすべての者が炭鉱での職に就いており、間借り人であれ炭鉱住宅の入居にはランス炭鉱会社の関係者に限るとした住宅規則が厳守されている。なお、5歳の幼女は父親に伴われ、76歳の老女は娘に伴われそれぞれの世帯に間借りをしていたことから、入居条件に抵触することはない。また、兄弟で間借りをする事例が数例見られたが、住宅規則で禁じられた内縁関係の男女による間借りはなかった。

1880年代のミュルーズ労働者都市では、「一階、二階、屋根裏のそれぞれに一世帯ずつ三家族が生活している事例」が報告されていると言う¹⁴⁹。これは極端な事例ではあるかもしれないが、ランスの炭鉱住宅街区で繰り広げられた間借りの実態はあくまでも会社側が許容する範囲内の節度あるものだったと捉えることができるだろう。

表2-9 炭鉱住宅の間借り人の年齢構成(1886年)

年齢	総数	フランス人	ベルギー人
～14歳	3	3	0
15～19歳	6	4	2
20～24歳	18	15	3
25～29歳	13	7	6
30～34歳	5	3	2
35～39歳	2	1	1
40～44歳	4	3	1
45～49歳	2	1	1
50～54歳	2	2	0
55～59歳	1	0	1
60～64歳	3	1	2
65歳～	2	1	1
合計	61	41	20

[出典] ADPdC, M4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1886 より筆者作成。

以上までに、ランス炭鉱会社の労働者住宅に暮らす住民たちの世帯状況の分析をこころみた。住民たちの大多数がひと組の夫婦と子どもたちからなる核家族で生活し、就労年齢にある男性は外で働きにでて収入を得、女性は家事にいそしむという役割を分担しながら家庭生活を支えている様子が見てとれた。また、住民たちの居住状況において、計画者たちが定めた規則からの明らかな逸脱は見いだせなかった。残念ながら史料には限界があり、住居内での暮らしぶりについてはこれ以上立ち入ることはできないが、国勢調査原

¹⁴⁹ 中野隆生、前掲書、79頁。

簿からうかがい知るかぎりにおいて、「家庭生活」は少なくとも構図としては現実のものとなっていたと言えるのではないだろうか。

このランスの労働者住宅における家族のあり方を、19世紀フランス（あるいはベルギー）の労働者家族のあり方に位置づけたとき、はたしてこれが典型例なのか特異例であるのか、あるいは伝統的であるのか先進的なのか、判断を下すにはさらなる検討を重ねる必要があるだろう¹⁵⁰。ただ、すでに何度か引き合いに出したミュルーズ労働者都市の状況と比較すると、ランス労働者都市の特徴を浮き彫りにすることができる。ミュルーズ労働者都市について中野隆生は、計画者が都市の建設に託した目標は限定された範囲内ではしか実現していないと指摘したうえで、その根拠のひとつとして部屋やベッドの又貸しの横行により住民の数が制御不能に落ちり、居住環境に支障をきたしていたことを挙げている¹⁵¹。翻ってランスの事例では、間借り人の数は低く抑えられていたことを示唆した。そもそも住民の数について言えば、ランスの計画者たちは子どもの数を増やすことを目論んでさえいた。ではなぜ、住民数の制御において両者の労働者都市では違いが生じたのだろうか。理由のひとつとして、住宅を販売したのか、賃貸したのかが鍵になると思われる。ランスでは炭鉱会社が労働者家族に住宅を賃貸し監督し続けたがために、住民たちは規律を守っていた。あるいは出発点からして、炭鉱会社は規律を守れる家族のみを厳選して住まわせていたのかもしれない。そして何よりも、ランスの労働者住宅において、炭鉱会社は住民となる労働者家族に絶対的な支配力を有している。なぜなら会社との雇用関係がなければそこに入居できないからである。住民たちの年齢や家族構成、あるいは世帯の収入については多少のばらつきがあるにせよ、みながランス炭鉱会社の労働者とその家族であるという点において、ランスの労働者都市は同質な人びとからなる空間であった。

iii. 炭鉱住宅のベルギー人

さて、棚上げにしたままであった本節のもうひとつの課題、炭鉱住宅街区においてベルギー人世帯とフランス人世帯に何らかの違いが見られるのか検証してゆこう。炭鉱住宅の住民として抽出したフランス人は2626人（うち男性が1400人、女性が1226人）、ベルギー人は551人（うち男性が297人、女性が254人）で、居住者の83%がフランス人、17%がベルギー人であった（表2-3）。これはランス市全体のフランス人とベルギー人の比率と大差はない。また、炭鉱住宅街区には、フランス人を世帯主とする512世帯、ベルギー人を世帯主とする105世帯が確認できた（表2-4）。

下記の図2-5は、炭鉱住宅におけるベルギー人住民とフランス人住民の人口ピラミッドである。両者ともにヒョウタン型の特徴が見てとれる。親世代の年齢のピークがフラ

¹⁵⁰ 「近代家族のモデルとは、夫婦と子どもからなる愛情の絆に強く結ばれた家族が、生活空間からしても外界から身を守るプライベートな砦をかたちづくり、夫（父）が外部との接触と家族の経済を支える役割を担当し、妻（母）は家族内部の安定と子どもの養育に専心するというあり方である」柴田三千雄、樺山紘一、福井憲彦編『世界史大系 フランス史3』山川出版社、1995年、183-185頁。この定義に照らしあわせるならば、私生活が確保される炭鉱住宅に住まい、男女の役割を分担している点において、ランスの労働者家族は近代家族モデルに則っていると見なすこともできるかもしれない。しかしながら、子どもの数や共同体的な隣人関係において、ブルジョワジーが理想としていた近代家族のモデルとは若干異なると思われる。

¹⁵¹ 中野隆生、前掲書、96頁。

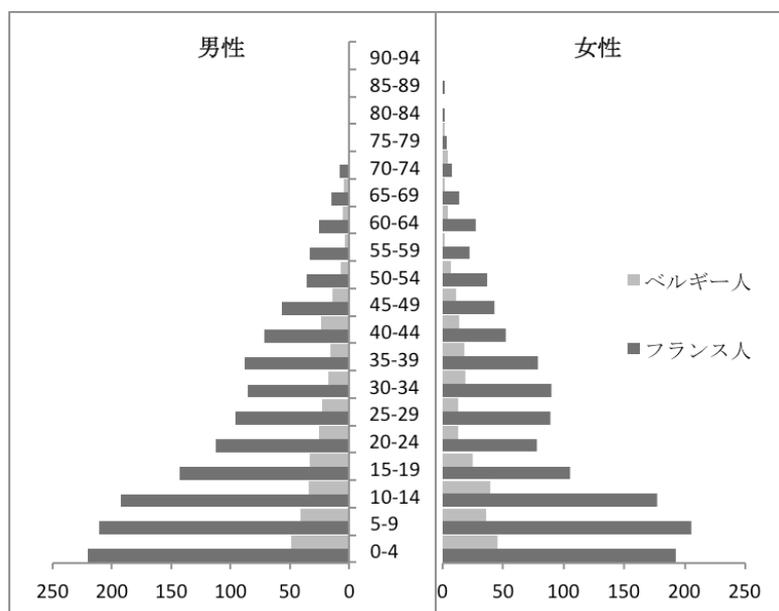
ンス人は30歳から39歳であるのに対して、ベルギー人は35歳から44歳と若干高く、これは世帯主の年齢構成（表 2-5）にも同じ傾向を見いだすことができるが、微々たる違いにすぎない。世帯あたりの平均人員を算出するとベルギー人世帯では5.21人に対して、フランス人世帯では5.13であった。これもわずかな差である。以下、世帯の人員数（表 2-6）、世帯の家族構成（表 2-7）、間借り人の数（表 2-8）、間借り人の年齢（表 2-9）についても、結局のところ大きな違いは見いだせなかった。炭鉱住宅フランス人世帯とベルギー人世帯の家族のあり方は同質であったと結論づけることができるだろう。

では、炭鉱住宅でのベルギー人世帯とフランス人世帯の住まい方には違いはなかったのだろうか。別の言い方をすれば、ベルギー人同士が集まって住もう傾向——ベルギー人の集住——は見られなかったのだろうか。この点について検討してゆこう。

まず、間借りをする場合、同郷・同国出身世帯に身を寄せる傾向があるのではないかと仮説をたて、前掲の表 2-8 から、間借り人と世帯主との関係を読み解く。1886年の国勢調査原簿には出生地の記載がないという史料上の限界があり、実際のところ同郷かの判別はできないが、苦肉の策として世帯主あるいはその配偶者と同じ姓であるものを縁故者として掬いだしてみた。間借り人61人中、抽出できた縁故者は7人でいずれもフランス人世帯に間借りするフランス人であった。間借り人と世帯主の国籍に注目すると、20名中、11名のベルギー人がベルギー人世帯に間借りをしている。その一方で、残る9名のベルギー人はフランス人世帯に間借りをしているほか、5名のフランス人はベルギー人世帯で間借りをしていることも分かった。これらの結果からは、ベルギー人の間借り人が同郷・同国出身者を頼るという仮説は成り立たず、むしろ間借り人は受け入れ世帯の国籍について、受け入れ世帯は間借り人の国籍について、さほど頓着していないとも読み取れるのではないだろうか。これにはベルギー人とフランス人との間に言語面での障壁がなかったことも影響しているのかもしれない。

さらに、炭鉱住宅街区ごとのベルギー人の人口密度についても検証する。表 2-10 に示したように、ランス市の炭鉱住宅街区全体でのベルギー人の人口密度は17%であるが、街区によってその密度は50%から0%までと幅がある。ただ、それぞれの街区の住宅戸数には大きな開きがあり、人口密度の数値が高い街区で集住があったと判断するのはあまりにも早急である。そもそも忘れてならないのは、住宅割り当ての決定権は炭鉱会社にあるということだ。住戸あたりの世帯人員数を集計しているさいに気づいたことだが、同一街区内において似たような規模の世帯が規則的に抽出された。例えばエクス炭鉱住宅街区では、8人世帯と2人世帯が主に居住している。おそらく8人からなる標準家族向け住宅と夫婦向け住宅が規則的に配置されていたと思われる。興味深いのは決して同じタイプの小規模住宅（世帯）なり、中規模住宅（世帯）なり、大規模住宅（世帯）なりをひと所にまとめてしまうことはせず、タイプの異なる住宅（世帯）を織り交ぜながら街区が構成されていることだ。このようなところにも計画者の意図的な空間配置を見ることができる。当時の住宅地図や住宅設計図を確認できない以上あくまでも推測にすぎないのだが、会社側は世帯の規模に応じて住宅を割り当てているにすぎず、ベルギー人世帯とフランス人世帯の数を操作しようとの考えはなかったのではなからうか。さしずめここでは、ベルギー人による意図的な集住、炭鉱会社による意図的な隔離はなかったと結論づけておこう。

図 2-5 炭鉱住宅入居者の国籍別人口ピラミッド (1886 年)



[出典] ADPdC, M4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1886 より筆者作成。

表 2-10 炭鉱住宅街区のベルギー人の人口密度 (1886 年)

炭鉱住宅街区	住宅戸数	フランス人	ベルギー人	ベルギー人人口密度
Coron du Bois	100	588	125	18%
Coron de la Bataille	53	391	95	20%
Coron St-Amé	40	140	71	34%
Coron St-Théodore	43	221	63	22%
Coron St-Antoine	39	178	61	26%
Coron St-Auguste	41	167	42	20%
Coron du Moulin	46	240	32	12%
Coron St-Léonard	11	32	17	35%
Coron St-Louis	134	211	14	6%
Coron St-François	4	8	8	50%
Coron d'Aix	26	103	7	6%
Coron St-Barbe	18	93	7	7%
Coron Ste-Élisabeth	18	90	4	4%
Coron St-Valentin	11	41	3	7%
Coron St-Pierre	9	36	2	5%
Coron Grand-Condé	9	36	0	0%
Coron Blane	9	30	0	0%
Coron Dessant	6	21	0	0%
合計	617	2626	551	17%

[出典] ADPdC, M4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1886 より筆者作成。

ランス市の炭鉱住宅における家族のあり方、そして住まい方にかんしては、計画者の方針からの逸脱は見いだせず、家族が一体となり生活を営んでいる様子がみてとれた。また、ベルギー人世帯とフランス人世帯の家族のあり方、住まい方にかんしても何ら隔たりはなかった。炭鉱会社が所有し管理する社員住宅という性格上、住民たちの居住態度についてはひとまず従順であり、炭鉱での労働に携わる者とその家族のみが——部外者が入り込むことなく——生活するという点において、ランスの労働者都市の住民たちは同質な集団を形成していたと言えるであろう。では、このような住民たちはいかなる時を過ごし、いかなる結びつきをもったのか、次節以降で検討してゆくことにしよう。

第三節 炭鉱都市における時間

本節では炭鉱労働者とその家族の暮らしを、生活習慣や家計から検証する¹⁵²。労働者都市ではどのように時間が流れていたのか。生活時間の共有は住民たちの関係にいかなる影響を及ぼしたのか、考察をこころみる。

i. 生活リズムとライフサイクル

a) 一日の生活

労働者都市における時間は、炭鉱で働く男性たちの生活リズムにあわせて進行する。早朝 4 時頃、妻は暖炉の火をおこし職場へ向かう男性たちのためにコーヒー（コーヒーとチョコレートの根の粉末の混合物）と坑内に持ち込む弁当——主にパンにバターやチーズを塗ったものを軽食とする。なお、この弁当、あるいは軽食の時間のことを北フランスの炭鉱地帯の人びとはブリケ「*briquet*」と呼んでいる——を用意し、夫と世帯によっては年長の息子や間借り人に起床をうながす。男性たちはコーヒーを飲むのみで食事はとらず、弁当と水筒を腰にさげ家を出る。入坑は 4 時半頃から始まるため、男性たちはまだ夜が明けぬ暗闇の中を仲間とともに職場へと向かう。

夫を送り出した後も妻は掃除などの家事を続け、7 時頃になると子どもたちが起床しだす。朝食（*déjeuner*）として、妻と子どもたちはバターを塗ったパンをコーヒーや牛乳に浸しながら食べる。子どもたちは託児所や小学校に登校してゆき、妻はひき続き洗い物——炭鉱夫の作業着「*loque ed'fosse*」の洗濯は重労働であった——などの家事をこなす。

¹⁵² 資料として、19 世紀末から 20 世紀初頭に実施された北フランスの炭鉱労働者についての社会調査や、かつての炭鉱都市の住民、炭鉱夫自身による手記などを使用する。社会調査の主なものとしては、SIMONIN (Louis), *La vie souterraine, les mines et les mineurs*, Paris, Librairie de L. Hachette et Cie, 1867; KERAVIC (Yan), «Mineur des mines de houille du Pas-de-Calais», *Les ouvriers des deux mondes*, n°86, 1897, pp.253-282; DUMOULIN (Georges), «Au pays des Gueules Noires», *La Vie Ouvrière*, n°59-60/61, 1912, pp321-373/19-54; DELCOURT (Raymond), *op.cit.*、手記としては LEBON (André), *op. cit.*; VISEUX (Augustin), *op. cit.*のほか、ランス市の郷土史研究誌 *Gauheria* の記事なども参照した。

ひと通りの家事を終わらせると近隣の炭鉱夫の妻たちはお互いの家に招き合い、コーヒーを飲みながら「boire eune tasse」おしゃべりに花を咲かせる。一方、坑内の炭鉱夫たちは9時頃に休憩を取り、各自が家から持参したブリケを口にする。炭鉱労働者はこの休憩を挟み実質8時間程度の労働をこなす¹⁵³。

正午すぎ、子どもたちが学校から戻り、先に昼食(dîner)をとる。14時頃、炭鉱夫たちの昇坑が始まる。熱気がこもる坑内から地上に出た炭鉱夫たちはまずは坑口近くの居酒屋においてビールで喉を潤してから帰宅する。全身が石炭の煤だらけの夫は帰宅すると妻の手を借りながら大きなたらいの中で体を洗う¹⁵⁴。その後15時頃から、大人たちの昼食の時間が始まる。この食事が一日のなかで一番分量があり、献立はスープ、主菜(肉料理)、そしてデザートから構成される。食事の飲み物は地下室に貯蔵してあるビールが用意される。その他、バターミルク「lait battue」——牛乳を攪拌してバターを作った後に残る液体——も北フランスの炭鉱労働者の家族に好まれて飲まれている。

天気が良ければ昼食後は日が暮れるまで、夫と妻、そして子どもたちで家庭菜園の手入れをする。20時頃、家族そろっての夕食(souper)の時間となる。庭でとれたサラダや野菜スープ、ジャガイモ料理などが食卓にあがる。22時頃には翌日の仕事に備え男性たちは床につき、家族の一日が終了する。

なお、大部分の炭鉱労働者は採炭作業を行なう午前の勤務につくが(一番方)、一部には坑道内の保守整備のため15時頃から入坑する者もいた(二番方)。この場合、ブリケが19時、昇坑は23時過ぎ、帰宅して寝静まるのは日付が変わってからとなる。

b) 一週間の生活

月曜日から土曜日までは上記の生活リズムが同じように繰り返される。ただし日曜日だけは一週間で唯一の休日であり、普段とは異なる時間が流れる¹⁵⁵。大人たちは朝寝坊をし、家族そろい朝食をとる。庭にでてひと通りの作業をこなすと、男性たちは仕事仲間が集まる居酒屋へと出かける。ビールやジン「g'nièfe」を飲みながらトランプをし、仕事について、組合について、あるいは家庭菜園について議論しあう。昼食の時間になると子どもたちが居酒屋に父親を呼びにくる。朝から煮込んだポトフ「bouli」が日曜日恒例の昼食の献立で、まずはブイヨン、次に肉と野菜という順番で配膳され、食事の最後には自家製の果物のタルトを食べる。日曜日には庭で飼育している鶏や鳩、ウサギを絞め料理することもあったという。北フランスの炭鉱労働者の世帯にとり高価なワインを消費すること

¹⁵³ 労働時間について、パド=カレ炭鉱労働者組合は1890年代以降、実質8時間労働ではなく入坑から昇坑までの時間をふくめて——パド=カレ県の炭鉱では地下深く掘り進めているために地上から採炭現場にたどり着くまで1時間近く要することもある——8時間とするように会社側に対して要求を重ねている。なお、労働時間をはじめとした法制度の変遷については第三章で改めて論じる。

¹⁵⁴ 北フランスの炭鉱会社は20世紀初頭になると職場内にシャワー室を設置するようになる。ランス炭鉱会社では1907年に初めてシャワー室が設置された。

¹⁵⁵ ノール県の古くからの炭鉱会社では日曜日でも入坑させることがあったが、少なくとも1880年頃には北フランスのすべての炭鉱会社で日曜日の労働はなくなり休日となっている。一方フランス法制度上では紆余曲折があり、1814年11月18日法で日曜休日制が導入されるが、1880年7月12日法で一時的に日曜日の労働が解禁され(教会権力を牽制するねらいがあった)、1906年7月13日法で再び日曜日を休日と規定し、今日にいたっている。

はまれであったが、日曜日（あるいは給料日、祭りの日）など特別な日には飲まれている。また、マロワール(Marolles)をはじめとしたチーズも食卓にあがったが、主菜の後としてではなくバターと同じように付け合わせのパンに塗って食べられている。

午後は大人も子どもも日曜日の外出着をまとい、近隣の労働者都市に住む親戚を訪ねたり、闘鶏«*battre le coq*»やアーチェリー大会を観戦したり、若い娘や息子たちは踊りに行ったりと一週間に一度の休日を思い思いに過ごす。

日曜日はまたキリスト教会では安息日であり、礼拝が執り行なわれる日でもある。ランス炭鉱会社はそれぞれの労働者都市の内部に教会を建設していたが、ミサへの参加率は実際のところ低く、19世紀後半男女子どもあわせて全住民の15%程度であったとの研究がある¹⁵⁶。また、ランス市の警視も、市内の教会の影響力はきわめて低いと県知事にたいして定期報告を行なっている¹⁵⁷。一般に19世紀半ばよりフランスでは（同じくベルギーでも）工業化にともない、さらには19世紀末には社会主義の浸透にともない労働者の教会離れが進んだと指摘されており、ランス市でも教会に行くのは圧倒的に女性が多く、炭鉱会社と教会は密接に結びついているがために、日曜日にミサに参加する労働者は炭鉱会社の御用組合«*syndicat jaune*»の一員としばしば揶揄されている。

日曜日以外で炭鉱労働者の家族にとって特別な日としては、二週間に一度支払われる給料日«*quinzaine*»がある。地下坑内では3人から5人ほどの作業班——先山(*mineur*)、後山(*aide-mineur*)、炭車夫(*hercheur*)などから構成される——で仕事をこなしており、1902年までは給料はこの作業班ごとに給料が支払われている。給料をうけると班員たちは居酒屋にあつまり酒を酌み交わすことになる。

c) 一年の生活

炭鉱労働者は週5日、長期休暇など当時はもちろん無く、一年でおよそ300日前後就労する。仕事が休みとなる日曜日は一年で52回、給料日は一年に26回めぐってくるが、これ以外にも炭鉱都市が賑わいをみせる祭日がある。

炭鉱都市にとって一年で最も重要な催しとして12月4日の聖バルバラの祭り(*fête de Sainte Barbe*)がある。聖バルバラは火にまつわる職業の守護聖人であり、坑内でのガス爆発の危険と隣り合わせにある炭鉱労働者たちは聖バルバラの像を坑内に祀り、守護聖人の日を盛大に祝う習慣がある。

この聖バルバラの祭りは二週間前からはじまる。炭鉱都市では11月16日から30日までを「聖バルバラ週間」«*quinzaine Sainte Barbe*»と呼び、労働者たちは超過勤務«*longue coupe*»をこなす慣行がある。炭鉱夫たちはこの期間中、午前3時から入坑し16時に昇坑するという12時間の労働に就くことで通常の給料の1.5倍ほどを稼ぎ、守護聖人の祭りを盛大に祝う¹⁵⁸。12月3日、炭鉱会社は特別に祭りの前日に給料の支払いを行

¹⁵⁶ HILAIRE (Yves-Marie), *op. cit.*, pp. 623-661 ; *idem*, «Remarques sur la pratique religieuse dans le Bassin houiller du Pas-de-Calais dans la deuxième moitié du XIXe siècles», *Charbon et Sciences humaines*, Paris, 1966. pp.265-279.

¹⁵⁷ ADPdC, M4887, Rapports du préfet sur la situation générale du Pas-de-Calais, 1890-1896.

¹⁵⁸ 聖バルバラ週間の超過勤務については、労働組合側は体に負担がかかり労働災害の危険が高まるとして否定的であったが、炭鉱労働者たちがこの期間に傾ける情熱が弱まることはなく、結局この慣行は20世紀初頭まで続いている。

なう。労働者たちは昇坑のあと給料を受け取り仲間たちと酒を飲みはじめる。12月4日、炭鉱は一切の操業を停止し、朝から炭鉱会社の協賛によるミサが教会で執り行なわれる。続いて聖バルバラ像を担いだ炭鉱夫を先頭に器楽団が隊列をつくり、さらに着飾った労働者とその家族たちがつき従い街を練り歩く。炭鉱都市はこの日は一日中祭り気分に分かれ、炭鉱会社による祝宴だけではなく、市役所の主催によるダンスパーティやコンサートなども開催される。炭鉱夫たちは仲間とビールを酌み交わし、歌い、踊り、家族とともに食卓を取り囲む。この日の各家庭の昼食は一年で一番豪華な食事が用意され、締めくくりのクリームタルト「*tarte au libouli*」とともに、妻や子どもたちは夫（父親）に葉巻やワインなどのプレゼントが贈られたという。祭りの翌日（12月5日）も炭鉱の仕事は休みとなる。

北フランス炭鉱都市のもうひとつの大きな行事として、デュカスの祭り「*ducasse*」も忘れてはならない。この祭りは市町村ごとに夏の終わりから秋にかけて順次開催され、開催地にある坑は祭りの期間中は操業が停止される。ゾラは『ジェルミナル』の中でこの祭り当日に労働者都市全体が浮き立つ様子を以下のように描いている。

七月の最後の日曜日、モンスーの^{デュカス}守護神祭の日であった。土曜日の晩に坑夫町の律儀な主婦たちは自分の家の広間に洪水のように沢山水を流し、床と舗石と壁に手桶の水を浴びせかけて洗った。（中略）坑夫町は大騒ぎで、お祭りのために活気づき、隊を組んでモンスーへ行くために急いでいる食事の調理に大多忙だった（原文ママ）。子どもたちは群れをなして駆け歩き、大人たちは上着を着ずに、休みの日の倦げな腰つきでふらりと古靴を引きずっていた。上天気に向け放された家々の窓と扉からはずらりと広間が見えていて、どれもこれも家族たちが轟いて身振りや怒鳴り声で溢れんばかりだった。そして家並みの端から端まで兎の匂いがしていたが、この豊かな料理の香気がこの日は玉葱のフライのしぶとい匂いと戦っていた。

マユ一家は十二時が鳴ると食事をした。（中略）一月前から兎小屋の中で肥らせた兎の肉にじゃがいもを和えた料理の他に、マユ一家は肉入りスープと牛肉を食べた。半月給の支払い日がちょうど昨日のことだった。このような御馳走は彼等の記憶にないことだった。最近の^{サント}聖女バルブ祭の時も、これは坑夫のお祭りで三日の間は何も仕事をしないのだが、その時でさえ兎の肉はこれほど脂ぎった、これほど軟らかいものではなかった¹⁵⁹。

デュカスの祭りの期間中は親戚や友人を家に招待するのが習わしで、聖バルバラの祭りの日と並び豪華な料理が振る舞われるほか、街中には移動遊園地や大道芸人がやって来て子どもから大人まで賑わいを見せる。

¹⁵⁹ エミール・ゾラ『ジェルミナル（上）』安土正夫訳、岩波書店、1954年、198-200頁。引用にあたっては旧字体を新字体に変換している。

この他の祝日としては、クリスマス、新年、復活祭(Lundi de Pâques)、キリスト昇天祭(Ascension)、ペンテコステ(Lundi de Pentecôte)、聖母被昇天祭(Assomption)があり、炭鉱会社も操業を停止し休日としている。さらに 1880 年には第三共和政政府が 7 月 14 日を国民の祝日と制定したことを受け、ランス市をはじめとしてそれぞれの市町村においても祝典が催されるようになる。また、パ＝ド＝カレ県では 3 月下旬から 6 月上旬にかけて、成人を迎える 21 歳の男性すべてに対して徴兵検査が実施される。検査当日は市町村ごとに若者が隊列を組み検査会場となる小郡の役場に向かい、検査後には宴会が開かれるなど、地域社会にとっても重要な年間行事のひとつとなっていたようだ。

d) 炭鉱夫の一生

では、労働者都市で生まれた子どもはどのように年月を重ねるのか、以下に概観してみよう。

まず、19 世紀北フランスの炭鉱都市における出産は通常自宅で行なわれる。第一章で確認した国勢調査原簿ではランス市の助産婦の数は 1880 年代に 2 人、1890 年代には 3 人であったが、1900 年にランス炭鉱会社が作成したパンフレットによると、ランス市内に 9 人の助産婦が開業していることが確認できる¹⁶⁰。これに対して当該期間の年間出生数は 400 から 1000 件もあり、単純に計算すると助産婦たちは数日おきに出産に立ちあっていたことになる。なお、1890 年代以降、ランス炭鉱会社の従業員家族の出産に関わる費用はすべて共済組合基金が負担している。子どもが生まれると名前をつけ市役所に届け出のだが、ランス市の出生記録簿からは、父親が親戚の男性、あるいは職場の同僚を証人として伴い申告していたことが読み取れる¹⁶¹。また、ランス市の 1890 年代の教区簿冊に記録された洗礼数を市役所に届け出られた出生数と比較するとほぼ同数であり、先に労働者の教会離れが進んでいたことを指摘したが、どうやら赤ん坊の洗礼については宗教上の伝統に従っていたようだ¹⁶²。

労働者都市の子どもたちは炭鉱会社が建設した託児所、そして小学校に通学する。学校についてはすでに述べたのでここではくり返さないが、就学率に関して付け加えるならば、19 世紀後半のパ＝ド＝カレ県の教育関係の行政文書に目を通した限り、農村部では子どもが畑仕事を手伝うために小学校を欠席することが問題にされていたが、ランス市をはじめとして炭鉱都市の小学校において出席不良が取りざたされた事例は見いだせなかった。その他、子どもにとっての節目としては初聖体拝領がある。残念ながら記録がなく、ランス市の子どもがどの程度この通過儀礼を経験していたのかは不明である。ランス炭鉱会社が初聖体拝領の祝い金を出していたことはすでに指摘した通りだが、アンザン炭鉱会社をはじめとして北フランスの炭鉱会社のいくつかは子どもの雇用にさいして初聖体拝領

¹⁶⁰ CAMT, 40/AS/260, Exposition universelle de 1900, Société des Mines de Lens, Économie Sociale, *op. cit.*, p.69. なお、ランス鉱区全体では 24 名の助産婦がランス炭鉱会社から認定をうけている。

¹⁶¹ ADPdC, 3E498/108-115, Extraits du registre au actes de Naissances, Lens, 1889-1899 ; ADPdC, 5MI5498/3-11, Extraits du registre aux actes de Naissance, de Mariage, de Décès, Lens, 1801-1891 ; AML, N1890-1894, Actes de Naissance.

¹⁶² ADPdC, 9J1979, Évêché d'Arras, Lens paroisse Saint Léger, Registres paroissiaux ; ADPdC, 9J2050, Paroisse Saint Aimé, Mines de Liévin, décanat de Lens ; ADPdC, 9J2060, Paroisse de Saint Martin de Liévin, décanat de Lens.

の証明書の提出を要求していることもあり、洗礼と同じように比較的多く実践されていたのではないかと推測する。

さて、19世紀前半までのヨーロッパでは10歳に満たない子どもが坑内で働くこともあったが、フランスでは法整備が進み19世紀後半には12歳未満の児童労働は禁止されている。ランス炭鉱会社は初等教育修了証書があれば12歳から、なければ13歳以上の子どもを雇用している。炭鉱での仕事が父から息子へ受け継がれる傾向があったことはすでに示唆したが、本章でこれまで検証してきたように、炭鉱会社の労働者都市という同質的な空間に生まれ、炭鉱を中心とした生活リズムのなかで成長した子どもにとっては炭鉱で働くことは自然な成り行きであり、大人たちの世界に踏み込むことをむしろ誇りにこそ思ったのではなかろうか。13歳の誕生日を迎えると男の子は父親に付き添われ坑内監督、さらには技師と面会し、身体検査を経てはれて見習い炭鉱夫「galibot」となる。

炭鉱夫の見習い期間は長期にわたる。まずは坑内のランプ運び(*porte-feux*)、換気口の開け閉め係(*ouvreur des portes d'aération*)、炭車の吊り上げ係(*accrocheur de berlines*)などを担当したのち、16歳から17歳になると採炭作業班の一員として迎え入れられる。作業班は3名から5名の構成員からなり、はじめは採掘した石炭を炭車に積み込む炭車夫として働く。そして18歳から19歳で後山となり、21歳でいったん兵役のために坑を出て、復帰すると25歳頃までにようやく一人前の先山となる。少女の炭鉱での仕事について補足しておく、少年と同様に初等教育終了後に雇用されるが、坑内で働くことはなく、地上職として選炭やランプの手入れなどの作業を担っている。

炭鉱労働者たちは兵役から戻ると結婚をし、新しい家庭を築くことになる。ランス市の1890年代の婚姻記録簿を観察すると、炭鉱夫の結婚の届け出が土曜日の夕方に集中していることが目に留まる¹⁶³。これはちょうど一週間の仕事を終える時刻にあたり、おそらく親類や同僚を招いて翌日曜日まで祝宴が開かれたのではないだろうか。ここでも教区簿冊に記録された婚姻数と市役所に届けられた婚姻数はほぼ同数であり、炭鉱労働者たちは教会を目の敵にする素振りをみせながらも、人生の節目には教会との結びつきを維持していたことがうかがえる。

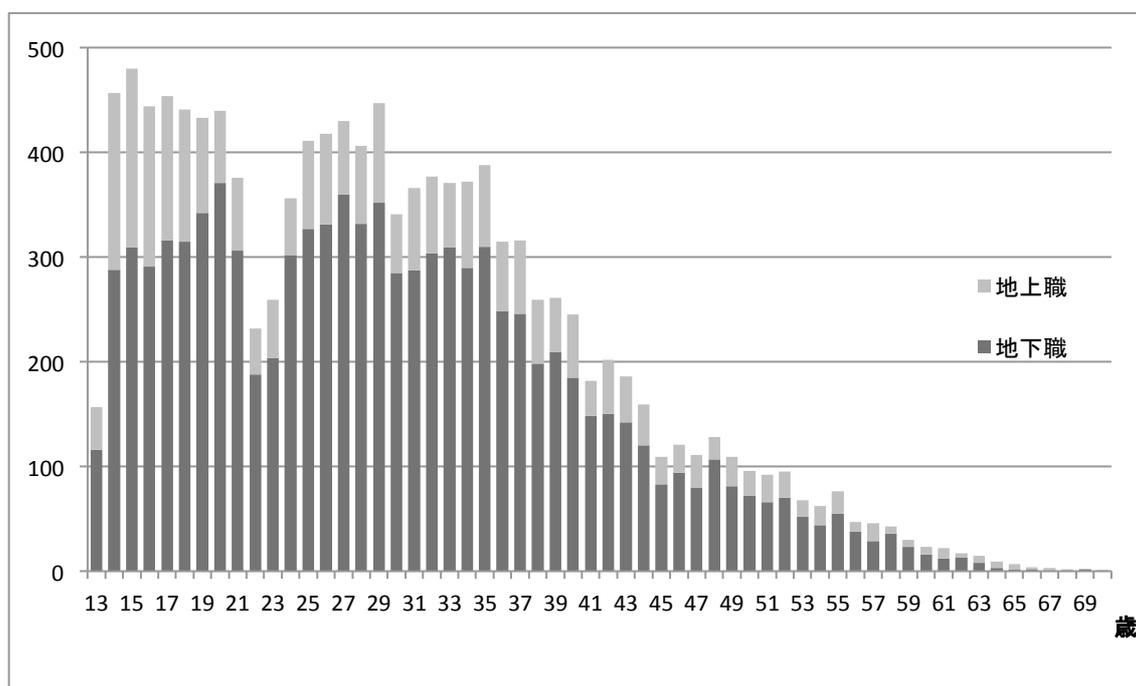
下記の図2-6はランス炭鉱会社に雇われた労働者の年齢構成を示している。1901年時点では地上職の労働者9469人(全体の77%)、地下職の労働者2859人(同23%)、合計で1万2319人の労働者が雇用されている。労働が認められる13歳から19歳までの10代の労働者だけで全労働者のおよそ4分の1を占め、すでに触れたようにフランスでは男性は原則21歳以降1年から3年間の兵役が課されるため、図では21歳から24歳までの労働者の数は落ち込むが、兵役終了後には再び坑に戻ってきていることも見てとれるだろう。1901年度のランス炭鉱会社の労働者の平均年齢は29.6歳であった。一方、図2-7は同じランス炭鉱会社の労働者の勤続年数をあらわしている。勤続年数が1年以下の者が最も多く全労働者の22%で、平均勤続年数は8.37年であった。炭鉱労働者は複数の炭鉱会社を渡り歩くことはすでに示唆したが、図2-7はこれを傍証していると言える。また、地下職と地上職の労働者の年齢分布にかんして、地下職は体力を必要とするため年齢が高

¹⁶³ ADPdC, 3E498/44-47, Extraits du registre aux actes de Mariages, Lens, 1892-1899 ; ADPdC, 5MIR498/8, Registres d'état-civil, Lens, an II-1891 ; AML, M1890-1994, Actes de Mariage.

くなれば地上職に転じる者も多いのではと予想していたがこれは裏切られ、地上職はむしろ子どもに多く、高齢（最年長は 69 歳）の地下職従事者も活躍していることが見てとれた。第一線で採炭作業に携わる以外にも、坑道の修繕を行なう仕繰夫(Raccommodeur)や使役馬の引き方として坑内に留まり続けることができたようだ。1894 年に炭鉱労働者については老齢年金が義務化されたことにより 55 歳から終身年金受給資格が発生するが、退職年限は決められておらず、健康状態や家計状況により各自で決断されていた。

高温多湿で空気がよどみ、日光が差し込むことのない地下坑内の環境は労働者の健康を蝕み、塵肺症、眼病、そしてリウマチなどが炭鉱労働者にとっての代表的な職業病であった。さらに坑内ではガス爆発や落盤事故の危険も身近にある。このような過酷な労働環境に身をおく炭鉱労働者ではあるが、平均寿命については 19 世紀の他の職種の労働者と比較して遜色がなかったことが検証されている。例えば、1897 年から 1901 年のノール県エスコーダン市(Escaudin)の住民の寿命にかんする調査では、市内の 13 歳以上の男性の平均寿命は 51 歳 1 ヶ月であるのに対し、同じ条件で男性炭鉱労働者のみを抽出するとその平均寿命は 53 歳 11 ヶ月であった¹⁶⁴。葬儀にかんしては教会離れが顕著で、第一次大戦前夜のパ＝ド＝カレ県炭鉱地帯では、死者の約半数近くが宗教の儀式を経ずに埋葬されたとの指摘もある¹⁶⁵。

図 2-6 ランス炭鉱会社の労働者の年齢構成（1901 年）

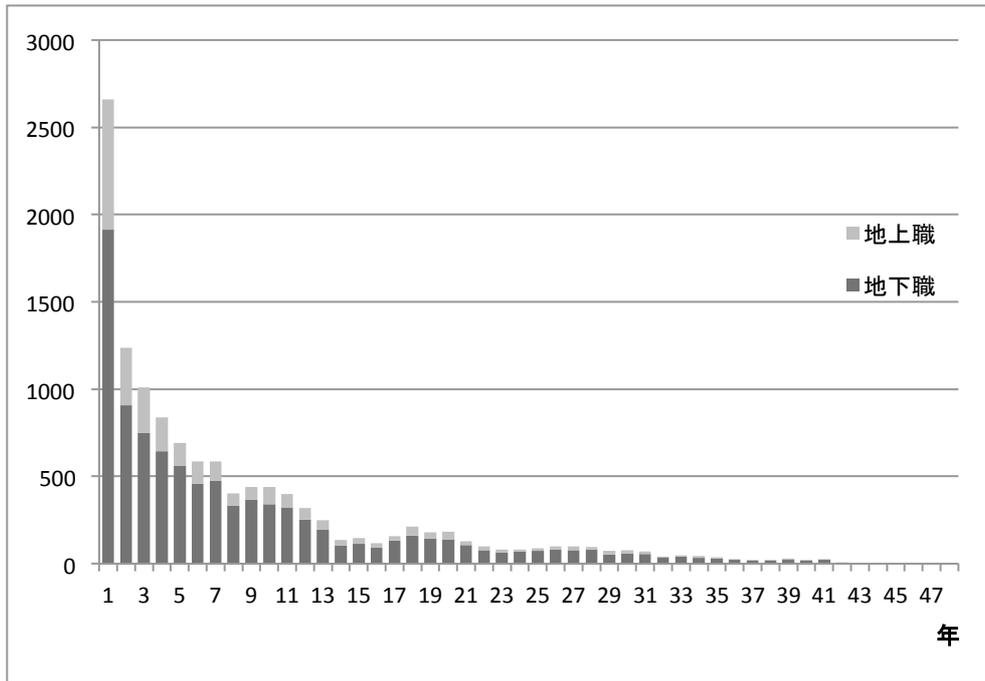


[出典] CAMT, 40AS40, Comité central des houillères de France, Main d'œuvre, Nord-Pas-de-Calais, Répartition du personnel par âges より筆者作成。

¹⁶⁴LEBON (André), *op. cit.*, p.85. なお、エスコーダン市人口に炭鉱労働者が占める割合は 64%であった。

¹⁶⁵LE MANER (Yves), Histoire du Pas-de-Calais 1815-1945, Mémoires de la Commission départementale d'Histoire et d'Archéologie du Pas-de-Calais, tome XXX, Arras, 1993, pp. 99, 141.

図 2-7 ランス炭鉱会社の労働者の勤続年数の分布（1901 年）



[出典] CAMT, 40AS40, Comité central des houillères de France, Main d'œuvre, Nord-Pas-de-Calais, Répartition du personnel par années de service より筆者作成。

図 2-8 ランス炭鉱会社の労働者都市（第 2 坑グラン=コンデ労働者都市）



[出典] *Notice sur la société des mines de Lens*, Lille, Imprimerie L. Danel, 1911, p.78.

[註記] 田園都市型の労働者都市。

ii. 炭鉱労働者家族の家計

前項では生活リズムや生活習慣から炭鉱労働者の家族の暮らしを検証したが、本項では労働者家族の収入と支出からこれを裏付けてゆこう。

表 2-11 は 1891 年から 93 年にかけてのパ＝ド＝カレ県炭鉱業従事者の賃金の概要である。全体として給料水準は女性や子どもに比べ男性の方が高く、男性については職種により様々ではあるが、地下職の先山や掘進夫については階級が上になれば年収 2000 フランをこえることもあり、当時の労働者の年収としては高水準に位置していると言える。なお、労働者の給料は 2 週間ごとに支払われるが、給料からは炭鉱住宅の家賃が天引きされるほか、社会保険料や遅刻などによる罰金も計算され差し引かれていた。

表 2-1 1 パ＝ド＝カレ県の炭鉱労働者の賃金 (1891-93 年)

職種		CATÉGORIES D'OUVRIERS	最低日給	最高日給	平均日給	平均年収	
地上職	現場監督	Contremaîtres au jour	5.25	10.00	8.20	2470	
	操作工	Machinistes	5.00	5.25	5.10	1510	
	捲揚工、捲揚助手	Moulineurs et aides	4.50	5.00	4.80	1510	
	鍛造工、仕上げ工	Forgeurs, ajusteurs	3.75	6.00	4.80	1510	
	火夫	Chauffeurs	4.00	4.75	4.60	1510	
	鉄道係	Chemin de fer	1.75	5.50	3.75	1510	
	坑外雑役夫	Manœuvres au jour	3.00	4.75	3.70	980	
	その他	Divers	3.00	5.00	3.80	1510	
	地下職	坑内監督	Contremaîtres au fond	8.00	12.00	8.20	2470
		先山	Mineurs	5.50	7.25	6.35	1510
掘進夫		Ouvriers d'about	5.25	6.75	6.00	1510	
揚炭夫		Chargeurs à l'accrochage	4.75	5.50	5.10	1510	
仕繰夫		Boiseurs (Raccommodeur)	4.50	5.75	5.00	1510	
石工、坑道係		Maçons, cantonniers	3.50	4.75	4.20	1510	
後山、炭車夫		Aide-mineurs, hercheurs	3.75	5.00	4.25	980	
岩石運搬夫		Chargeurs de terre	3.00	4.75	3.90	980	
馬方		Conducteurs de chevaux	3.00	4.50	3.70	980	
運搬夫		Rouleurs, déballeurs	2.25	3.75	2.60	980	
その他		Divers	3.25	4.25	3.85	980	
女性		地上職	捲揚婦、捲揚助手	Moulineuses et aides	2.00	2.50	2.25
	ランブ係	Lampistes	1.60	1.85	1.75	450	
	選炭婦	Ramasseuses de pierres	1.50	2.25	1.70	450	
子ども	地上・地下	作業場見習い	Apprentis des ateliers	2.00	3.00	2.25	430
	坑内少年作業員	Garçons au fond	1.20	2.10	1.65	430	
	坑外少年作業員	Garçons au jour	1.00	2.00	1.50	430	
	少女作業員	Fillettes	1.00	2.00	1.50	430	

[出典] SIMIAND (François), *Le Salaire des ouvriers des mines de charbon en France, contribution à la théorie économique du salaire*, Paris, Publications de la société nouvelle de Librairie et d'édition, 1907, p.8.より作成。

[註記] 通貨単位はフランス・フラン

さて、19 世紀のフランスではル・プレを中心としたいわゆる社会経済学派が労働者家族の実態調査に積極的に取り組み、研究誌『両世界労働者』で調査報告を公表している。1893 年にはパ＝ド＝カレ県の炭鉱労働者家族を対象とした調査も実施されており、表 2-12 はこの調査で明らかにされた家族の年間支出をまとめたものである¹⁶⁶。一家は夫（36 歳）と妻（29 歳）、そして息子（10 歳）と娘（8 歳）からなる 4 人家族で、炭鉱会社が建設した庭付き住宅に暮らしている。収入は炭鉱夫である夫の稼ぎのみで、1892 年の年収は 2086 フラン（日給 7 フラン×年間労働日数 298 日）、これに対して支出は 1854 フランであり、232 フランが蓄えとして手元に残る計算となる。

まずはこの一家の食費に目を向けると、収入の 6 割（支出の 67%）を食費にあてていることが読み取れる。だが、ここで注目すべきは、ジャガイモ——当時の労働者の世帯ではジャガイモはパンとならび主食となる——をはじめとして野菜類の多くを自給している点である。これは家庭菜園からもたらされた収穫物であり、炭鉱会社による家庭菜園事業が労働者家庭に根付いていたことを示す証拠となるだろう。また、鶏肉と卵、そして兎肉も同様に自給していることも見てとれる。会社側は広い庭を提供し家庭菜園をつくることを奨励していたが、どうやら当の住民たちは家庭菜園のほかに家畜小屋を勝手に設けてしまうことが多々あったようだ。このような状況をうけ、ランス炭鉱会社では新しく建築する独立型住宅の庭には、家畜小屋を備えるよう設計に変更を加えている。住民たちは自宅の庭で食用の鶏、兎、そして豚などを飼育したほか、伝書鳩競技——19 世紀後半から北フランスの炭鉱労働者たちの間で大流行していた——のための鳩や闘鶏用の鶏も育てていた。ちなみに炭鉱夫による手記を繙くと、庭の手入れに多くの時間をさき、居酒屋においても同僚との間で園芸談義が繰り広げられていたことがしばしば語られている。

さて、家庭菜園には労働者世帯の家計を潤す目的のほかに、飲酒習慣の矯正、とりわけ居酒屋から足を遠ざける目的があったことはすでに述べた。調査対象となった世帯でのビール消費量は年間 1200 リットルで 132 フランを支出している他に、遊興費からも居酒屋での飲み代として 192 フランを支出し、アルコール関連の出費だけで年間支出の 17%に及んでいる。労働者の飲酒については当時から社会の関心を集めており様々な統計がとられているのだが、19 世紀末の北フランスの炭鉱労働者の居酒屋で飲酒に費やす金額にかんして、大人一人が平日は 50 サンチーム、日曜日は 1.50 フラン、給料日には 1 フランを支払うとして年間で少なく見積もっても 250 フランは支出しているとの試算もある¹⁶⁷。この居酒屋通いについては、炭鉱会社の住宅・家庭菜園事業をもってしても阻止することはできなかったようだ。『両世界労働者』における調査でも、パ＝ド＝カレ県の炭鉱労働者家族に見られる 2 大悪癖として、夫が居酒屋で大量のアルコールを摂取し正気を失い組合扇動者の口車にのせられてしまうこと、妻が隣家の主婦たちと怠惰に時間を過ごしていることを挙げ、懸念を示している¹⁶⁸。

¹⁶⁶ KERAVIC (Yan), *art. cité*. 家族が居住する市町村、および勤務する炭鉱会社名は伏せられている。なお、1871 年 11 月の『両世界労働者』にはノール県の炭鉱労働者家族についての調査もある。

¹⁶⁷ DELCOURT (Raymond), *op.cit.*, pp.214-220. なお、1900 年頃の北フランスの居酒屋ではビールジョッキ一杯が 10 サンチーム（2 スー）程度であった。

¹⁶⁸ KERAVIC (Yan), *art. cité*, p.279. また、1905 年のノール＝パ＝ド＝カレ県衛生協会では、炭鉱労働者を居酒屋に行かせず家に引き止める方策としては炭鉱会社の住宅と家庭菜園はある程度有効ではあるが、抜本的解決に

表 2-1 2 パ＝ド＝カレ県の炭鉱労働者世帯の年間支出（1893 年）

	消費量(kg)	kg あたりの価格	自給分	支出額(Fr)
食費				
パン	730	0.30		219.00
小麦粉	31	0.30		9.30
米	1	1.00		1.00
油	11	1.53		16.83
バター	60	3.50		210.00
牛脂	7	0.80		5.60
牛乳	374 リットル	0.19/L		71.06
卵	820 個	0.15/1 個	190 個	94.50
牛肉	19	2.40		45.60
羊肉	63	1.80		113.40
豚肉	64	1.80		115.20
鶏肉	3 羽	2.20/1 羽	3 羽	0.00
兎肉	3 羽	2.20/1 羽	3 羽	0.00
ジャガイモ	500	0.06	333kg	10.00
ニンジン	93.3	0.15	66kg	4.00
タマネギ、葉野菜	140	0.15	86kg	8.00
果物（リンゴ）	30	0.20		6.00
スグリ	15	0.20		3.00
塩	10	0.40		4.00
胡椒	4	1.00		4.00
酢	8	0.60		4.80
砂糖	24	2.80		67.20
コーヒー	18	5.40		97.20
ビール	1200 リットル	0.11/L		132.00
			小計	1241.69
住宅・光熱費				
家賃			炭鉱住宅	60.00
家具修繕費				30.00
暖房用石炭	6900	7.4/t	会社支給	2.40
照明用石油	20 リットル	0.30/lit		6.00
照明用油				5.00
マッチ	12 箱	0.10/1 箱		1.20
			小計	100.00
被服費				
被服（夫）				69.05
被服（妻）				44.50
被服（息子）				37.50
被服（娘）				30.00
糸糸				20.00
洗濯				37.20
			小計	238.25
交際・遊興費				
教会への寄進				3.00
同僚への見舞				10.00
飲み代				192.00
タバコ				16.60
			小計	221.60
社会保険				
共済組合掛金				36.00
相互扶助組合積立金				12.00
			小計	48.00
			支出合計	1854.14

[出典] KERAVID (Yan), «Mineur des mines de houille du Pas-de-Calais», *Les ouvriers des deux mondes*, n°86, 1897, pp.266-276.より作成。

は妻に対する教育こそが必要であるとの発言が見られた。Cf. *Bulletin de la Société d'horticulture de l'arrondissement de Valenciennes et des arrondissements limitrophes*, 1905, pp. 64-66.

その他、表 2-12 の炭鉱労働者家族の家計から分かることをいくつか指摘しておこう。まず、この家族が暮らす炭鉱住宅（床面積 62 平米、庭 25 m²）の家賃は月 5 フランで年間 60 フランを会社に支払っている。報告によると近隣で同様の庭付き住宅を賃貸すると年間 164 フランになると試算している。また、暖房用に石炭を使用しているが、各世帯は月に 20 サンチーム、年間 2.40 フランを支払うのみで炭鉱会社から石炭が支給されている。これも炭鉱会社の福利厚生事業のひとつで、北フランスの炭鉱会社いずれもが実施している。さらに、2 種類の社会保険に加入していることを指摘しておこう。一つ目は炭鉱会社の従業員が加入する共済組合で、この家族の場合月に 3 フランを支払うことで病気や負傷したさいの医療費が無料となるほか、病欠一日につき 1.50 フランを受け取れる仕組みとなっている¹⁶⁹。もう一つは市町村ごとに運営される相互扶助組合で、月に 1 フランずつ積み立てることで病気の場合の保証のほか死亡時の葬儀費用などが支給される。また、同僚へのカンパとして家計から 10 フラン支出しているが、これは労働者同士の連帯の一つのあらわれと見ることもできるだろう。

以上に炭鉱都市における生活リズムや生活習慣、そして家計について検証した。住民たちは家庭菜園から収穫を得ているほか、家畜小屋を設置するなど与えられた庭を積極的に活用している様子が見てとれた。住宅についても家賃や暖房費の補助など恵まれた待遇にあったことが明らかにされた。実際、1894 年にフランス全国の住宅環境を調査したド・フォヴィルの報告書では、各地の労働者の悲惨な住宅状況が浮き彫りになるなかで、北フランスの炭鉱労働者の住宅については例外的に高評価が与えられている¹⁷⁰。炭鉱会社が建設した労働者都市は当時としては特権的な生活環境であり、住民たちもそれを享受し暮らしていたと言えるだろう。一方、炭鉱会社の経営者や技師たちにとっては、住宅政策に託した労働者家族の生活習慣と経済観念の矯正という目論みは達成途上にあったようだ。

炭鉱都市における時間は、炭鉱を中心としてリズムを刻んでいる。そしてこのような「炭鉱時間」の共有は住民たちの間に独自の「炭鉱文化」を开花させている。坑内労働という特殊な職場環境のなか、採炭作業は集団で行なわれ給料もその作業班ごとに支払われるなど、炭鉱労働者たちの仲間意識は高かったと考えられる。さらに炭鉱住宅街区での妻たちの隣人づきあいは活発であり、子どもたちは炭鉱会社が運営する学校で友人関係を築くなど、炭鉱都市内部には親密な共生関係が構築されていたのではないだろうか。また、この「炭鉱時間」はベルギー人住民にもひとしく流れ、同じ「炭鉱文化」の中を共に生きていたものと考えられる。そもそも炭鉱に関する技術はベルギーから持ち込まれ、ベルギー移民たちの出身地であるボリナージュの炭鉱地帯でも年に一度の聖バルバラの祭りの日は大いに沸き返り、パン、バター、ジャガイモ、肉、ビールとコーヒーという食習慣、使用する方言も同じであった。

¹⁶⁹ 1894 年 6 月 29 日法において炭鉱労働者の共済組合と老齢退職年金について新制度が導入される。なお、これらの労働にかんする諸制度については第三章で改めて論じる。

¹⁷⁰ DE FOVILLE (Alfred), Enquête sur les conditions de l'habitation en France, les maisons-types, Brionne, Gérard Monfort, 1894.

第四節 炭鉱都市におけるアソシアシオン

炭鉱都市では住民たちが多様な団体——アソシアシオン——を結成している。本節ではこれらアソシアシオンの活動を検証しながら、住民たちはいかなる結びつきを構築し、いかなる指向をもっていたのか、考察をこころみる。

i. 余暇活動

炭鉱都市で結成されたアソシアシオンは大きく二つに分類することができる。ひとつは炭鉱会社から何らかの支援を受ける団体であり、もうひとつは会社からの支援がない団体である。労働者都市の計画者たちが都市内部の秩序維持に非常に敏感であったことはすでに示唆したが、彼らは住民たちの交流についても秩序のなかに制御しようとしており、前者の支援を受ける団体とはつまり炭鉱都市にとって「望ましい」活動であり、後者の受けない団体は「望まれない」活動であった。まずは以下に炭鉱会社公認の活動から見てゆくことにする¹⁷¹。

ランス炭鉱会社が最も手厚く支援したのは音楽団体で、なかでも「ランス炭鉱器楽団 (Fanfare des Mines de Lens)」は別格に位置している。この器楽団は 1873 年にランス炭鉱会社の第 3 坑の 14 人の炭鉱労働者で結成されたが、1900 年頃には団員数 100 名を擁するフランスでも最大規模のアマチュア楽団へと成長し、ヨーロッパ各国で開催されたコンクールでその腕前を披露し、1908 年のブリュッセル万博ではワーグナーの『タンホイザー序曲』を演奏し最優秀賞を受賞している。ランス炭鉱会社の労働者都市にはこのほかにも第 1 坑、第 8 坑、第 12 坑でも器楽団が結成され、楽団長はそれぞれの坑の主任技師が務め、楽器、楽譜、練習場、遠征費用など会社が負担している。なお、当時の器楽団の写真をみると団員たちは坑内での作業上着とヘルメットをユニフォームとして身にまとい演奏活動をおこなっていたようで、ランス炭鉱会社は彼らを広告塔とし活用していた面もあったとみることできる。また音楽関係では合唱団(Chorale / Ménestrel)が各労働者都市で活動を行なっているほか、炭鉱会社は炭鉱労働者の体力増強がはかれるとして、運動団体についても積極的に支援をし、ランス炭鉱会社では体操協会(Société de Gymnastique)やアーチェリー同好会、球技同好会などが設立されている。

その他、住民たちに人気が高かった団体としては伝書鳩愛好会がある。伝書鳩飼育は 19 世紀のベルギーで流行していたものが、北フランス、なかでも炭鉱労働者たちのあいだに広まっている¹⁷²。また炭鉱都市では伝書鳩競技とならび闘鶏や鳥のさえずりを競う品評会も盛んで、日曜日ごとにそれぞれの飼育家たち«coulgneux/coqueleux/pinchonneux»は

¹⁷¹ 公認団体の活動については、前出ランス炭鉱会社の企業案内パンフレットを参照。

¹⁷² 北フランスでの伝書鳩の流行にはベルギー移民の存在も、少なからず影響しているのではないだろうか。

自宅の庭で手塩にかけて訓練し育てた愛鳥を持ち寄り、観戦する家族連れも集まりにぎわった。

ランス市で結成された団体の数や会員数、あるいは組織の規約や会計にかんする具体的な記録は残念ながら見つけだすことができなかつたが、ランス炭鉱会社は労働者たちの余暇活動に関連した団体については経済的支援などをおしみなく与える一方で、職員や坑内監督長に対してはこれらの活動に積極的に参加し組織の責任者をつとめるよう——活動を監督するように——促していた¹⁷³。

余暇活動の他にも、炭鉱会社は労働者による相互扶助組織の活動も支援している。ランス炭鉱には、先にも言及した職員と労働者により出資・運営される生活用品の協同購買活動組織——生活協同組合(*Société coopérative de consommation*)——が9つ創設されているのだが、会社側は店舗用の建物を労働者都市内に建設し貸し与えるという便宜をはかっている。また、北フランスの炭鉱各社では労働者の退職年金や災害補償が義務化される以前から、独自に共済組合(*Société de secours mutuels*)を設置し、病気や怪我などに備えて労働者と炭鉱会社双方が拠出金を出し合うシステムがあり、ランス炭鉱会社には1860年から共済組合基金が置かれている¹⁷⁴。なお、第二帝政期には皇帝ルイ=ナポレオン・ボナパルトの後押しもあり、市町村ごとに相互扶助組合が運営する基金が設立されるようになる。前出の炭鉱労働者の家族が加入していた表 2-12 の二つ目の社会保険費がこれにあたり、ランス市にも同様の基金が存在していたはずであるが、その詳細については不明である¹⁷⁵。

以上のように、炭鉱都市では音楽やスポーツそして文化、また消費や互助などにかんする住民組織が活発に活動を行っていた。いずれも炭鉱会社肝いりの活動であることは確かであるが、それでもそこで住民同士のつながりが構築されていたことは揺らぎない事実であろう。あるいは炭鉱会社による囲い込みがあったからこそ、労働者都市という閉ざされた空間の内部で、住民たちはより堅固に結びついていたとも捉えることができるのかもしれない。

ii. 労働組合

炭鉱会社が何よりも強く警戒していたのは、労働者の抵抗組織——労働組合——の活動である。ランス炭鉱会社の経営陣は労働者家族のために安定した生活環境を整え、福利厚生を図ることで生活にかんする不満を取り除き、良好な労使関係を築こうと試みてきたのだが、それでもなお炭鉱労働者による職業団体——パ=ド=カレ炭鉱労働組合(*Chambre*

¹⁷³ CUVELETTE (Ernest), *art. cité*, pp.72-73.

¹⁷⁴ CAMT, 1994/055/0084, Caisse de secours de Mines de Lens, 1860-1896 ; CAMT, 40/AS/260, *Exposition universelle de 1900, Société des Mines de Lens, Économie Sociale, op. cit.*, pp.7-12 ; VUILLEMIN (E.), *le Bassin houiller du Pas-de-Calais, op. cit.*, pp.88-89. なお、共済組合については、第三章で改めて論じる。

¹⁷⁵ 第二帝政期のパ=ド=カレ県の相互扶助組合の設立状況にかんするフォルタンの研究では、ランス炭鉱会社の共済組合とは別に、1869年にランス市に相互扶助組合が設立されていたことを示唆されている。Cf., FORTIN (André), «Les sociétés de secours mutuels dans le Pas-de-Calais sous le second empire», *Revue du Nord*, tome XXXII, n°128, septembre-décembre, 1950, pp.206-218. また、1900年にランス炭鉱会社が作成したパンフレットによれば、ランス鉱区内には「公式」の共済組合とは別に、ランス炭鉱会社の労働者により自主的に設立された共済組合が25団体存在していたと報告されている。Cf., CAMT, 40/AS/260, *Exposition universelle de 1900, Société des Mines de Lens, Économie Sociale, op. cit.*, pp.84-85.

syndicale des ouvriers mineurs du Pas-de-Calais)——が 1889 年にランス市において組織され、第一次大戦前夜にはフランスで最大の組合員を擁する団体のひとつとなっている。以下に、北フランスの炭鉱労働者による組合の活動について見てゆくことにしよう。

a) パ＝ド＝カレ炭鉱労働組合の活動

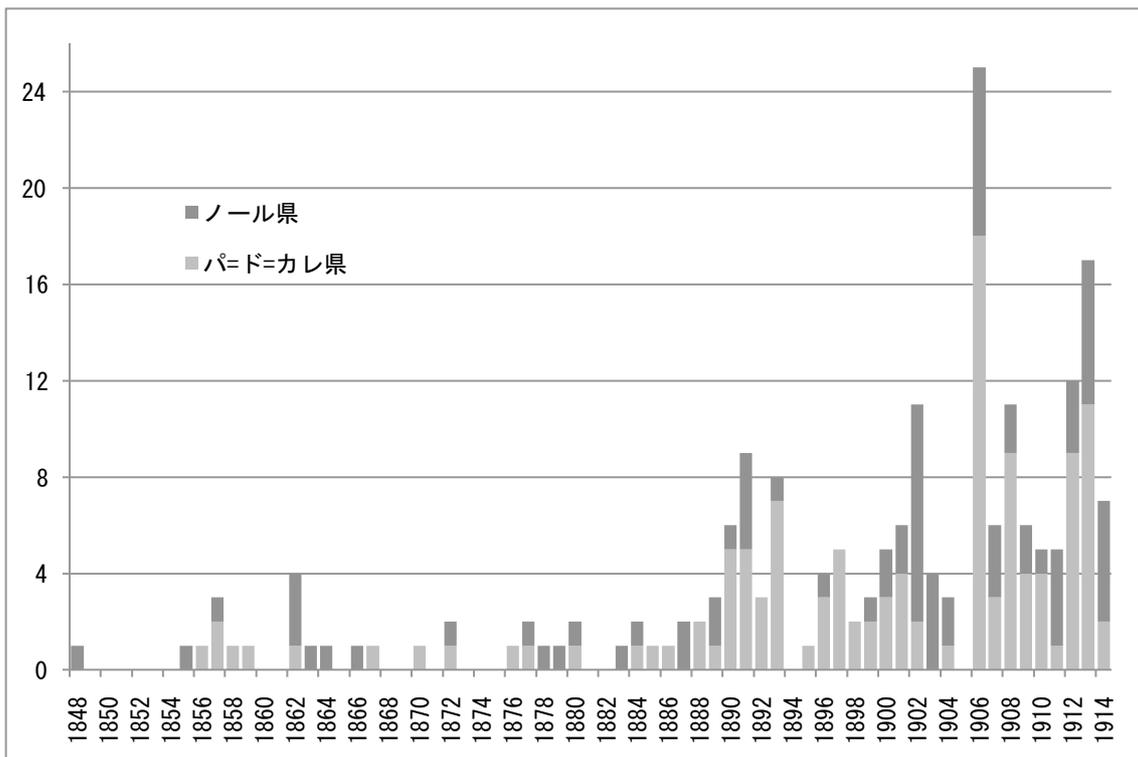
近代フランスでは 1789 年の大革命以後長らく同業組合の結成と団結が制限されてきたが、1864 年に団結権、1884 年には職業にもとづく結社の自由を認める法が成立し、その後の労働運動の高揚へと結びついている¹⁷⁶。図 2-9 はノール県およびパ＝ド＝カレ県で発生した炭鉱労働者によるストライキの発生件数の推移をあらわしたものである。1864 年に団結権が認められる以前からも——すなわち団結が刑法上の罪として問われる時期にあっても——炭鉱労働者のストライキが散発的に発生していたことがまずは見てとれるほか、1890 年を境に数が増加していることも目にとまるだろう。ただしこの 1890 年の増加にかんしては注意が必要で、実はこの年から政府の指示でストライキについての統計が公式に取られ始めており、データの質に少なからず変化が生じているとも考えられる。それでも全体として、1870 年代から第一次大戦前夜にむけてストライキ発生の頻度がしだいに高まってゆく傾向は指摘できるだろう。フランスの炭鉱地帯におけるストライキ発生のメカニズムについて分析したフランスの経済学者シミアン(François Simiand)によれば、炭鉱労働者の組織化は 1880 年代より進み、それに伴いストライキ運動も活発化、とりわけパ＝ド＝カレ県では組合主導による戦略的な争議行動が展開されていたことが指摘されている¹⁷⁷。また、一般に 19 世紀の炭鉱労働者は繊維労働者と並び最も労働争議を引き起こす職種であり、第一次大戦前夜までスト参加者の 5 人に 1 人（年度によっては 2 人に 1 人）が炭鉱労働者であるとも言われている¹⁷⁸。

¹⁷⁶ フランス革命で掲げられた「個人の自由」という理念に基づき、Décret du 2-17 mars 1791 (Décret d'Allarde)、Loi des 14-17 juin 1791 (Loi Le Chapelier) および Code pénal, Art. 310, 414, 415 et 416 において個人を束縛する前近代的な中間団体が廃止されたが、Loi du 25 mai 1864 および Loi des 21-22 mars 1884 (Loi Waldeck-Rousseau)において団結と結社の自由を認められている。なお、1848 年から 1852 年の第二共和政期は一時的に結社の自由が認められている。

¹⁷⁷ SIMIAND (François), *Le Salaire des ouvriers des mines de charbon en France, contribution à la théorie économique du salaire*, Paris, Publications de la société nouvelle de Librairie et d'édition, 1907, pp.356-371. また同書では国民議会選挙が実施された年（1885、1889、1893、1902 年）には大規模なストライキが発生していたという規則性についても指摘している。なお、1906 年のストライキ件数が突出しているのは、同年 3 月にパ＝ド＝カレ県クリエール鉱区で 1101 人の死者をだす炭鉱史上最悪の落盤事故が発生したためであり、北フランスの炭鉱労働者たちは会社や政府、さらには組合の対応に抗議して大規模なストライキを行なっている。この 1906 年の炭鉱労働者のストライキのうねりはベルギー南部の炭鉱地帯にも及んでいる。

¹⁷⁸ PERROT (Michelle), *Les ouvriers en grève...*, op. cit., Tome I, Paris, Mouton, 1974, pp.348-352; MICHEL (Joël), op. cit., p.61.

図 2-9 ノール=パ=ド=カレ県における炭鉱労働者によるスト発生件数の推移 (1848-1914 年)



[出典] 1848-1902 : SIMIAND (François), *Le Salaire des ouvriers des mines de charbon en France, contribution à la théorie économique du salaire*, Paris, Publications de la société nouvelle de Librairie et d'édition, 1907, pp.351-355 ; 1890-1914 : *Statistique des grèves survenues en France pendant l'année 1890-1914*, Paris, Imprimerie nationale, 1892-1915.より筆者作成。

19 世紀北フランスの炭鉱労働者の組織化においては、バリ(Émile-Joseph Basly)とラマンダン(Arthur Lamendin)という二人の人物の存在を欠くことができない。両者とも北フランスで炭鉱労働者の家族に生まれ、自らも炭鉱夫となり、20 代半ばで組合活動を理由に炭鉱会社から解雇されるという経歴を持つ¹⁷⁹。1882 年から 83 年にかけて、バリはノール県で炭鉱労働組合を率い、ラマンダンはパ=ド=カレ県で初となる炭鉱労働組合を立ち上げている。この時の組合はまだ各坑ごと、あるいは鉱区ごとの労働者のまとまりでしか

¹⁷⁹ エミール=ジョゼフ・バリ (1854-1928) ノール県ヴァランシエンヌ市生まれ。両親を相次いで失い孤児となりながら、12 歳でアンザン炭鉱会社の見習い炭鉱夫として入坑、18 歳で先山となる。1880 年にストを煽動したとして解雇。居酒屋で生計を立てながらノール炭鉱労働組合の活動を続け、1884 年のアンザン炭鉱のストライキを率いたことで一躍脚光を浴び、1885 年セーヌ県選出の下院議員として政界に進出。パ=ド=カレ炭鉱労働組合委員長。1891 年から 1928 年までパ=ド=カレ県選出下院議員、1900 年から物故するまでランス市長およびパ=ド=カレ県議会議員を務める。アルチュール・ラマンダン (1852-1920) ノール県ルルシュ市生まれ。12 歳からリエヴァン炭鉱会社の見習い炭鉱夫として入坑し坑内監督の地位まで登り詰めるが、その傍らリエヴァン市に炭鉱労働者組合を結成し、1884 年に解雇。パ=ド=カレ炭鉱労働組合書記長。1892 年から 1919 年までパ=ド=カレ県選出の下院議員、1905 年から 1912 年までリエヴァン市長、1907 年から 1919 年までパ=ド=カレ県議会議員を務める。Cf., MAITRON (Jean)(dir.), *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français, troisième partie: 1871-1914, de la Commune à la Grande Guerre*, Les Éditions ouvrières, Paris, 1973-1975. なお、バリの人物像については、MICHEL (Joël), «Émile Basly (1854-1928)», *Revue du Nord*, n°219, 1973, pp.365-383.にも詳しい。

なかった。翌 1884 年には労働組合が法的承認も得たこともあり炭鉱労働者の組織化は加速するかに見えたが、同じ年に発生したアンザン炭鉱での大規模ストライキが完敗に終わった痛手から、組合活動は北フランス炭鉱地帯全域で一時的に頓挫してしまう¹⁸⁰。1889 年、バリとラマンダン＝パ＝ド＝カレ県内の炭鉱労働者を横断的に結びつけるべく、パ＝ド＝カレ炭鉱労働組合を結成しその本部をランス市に置く。そして 1891 年 11 月、パ＝ド＝カレ県の炭鉱労働者による大規模ストライキの発生を受けて、バリ・ラマンダン率いる炭鉱労働組合は北フランス炭鉱会社経営者組合と団体交渉を行ない「アラス協約(Convention d'Arras)」の締結に漕ぎつける。この労働者と経営者の代表が同じテーブルにつき労働協約を結ぶという局面はフランス労働運動史上初めての出来事であり、現代の労働争議のあり方につながる第一歩と捉えることができるだろう¹⁸¹。パ＝ド＝カレ県における組合加入者は 1890 年 1 月時点で 1 万 5000 人、1891 年 10 月には 2 万 5000 人、1901 年 12 月には 4 万人を数え、それぞれの年の県内炭鉱労働者の組織率を算出すると、1890 年 41%、1891 年 59%、1901 年 68%となる¹⁸²。フランスの歴史研究者ペロー (Michelle Perrot) によれば、1891 年のフランス全体の労働者の組織率はわずか 9.1%であると試算しており、パ＝ド＝カレ炭鉱労働組合の際立った組織率の高さが浮き彫りとなるだろう¹⁸³。また 1893 年以降はノール県内の炭鉱労働組合もパ＝ド＝カレ炭鉱労働組合に統合されており、1913 年には両県あわせて 8 万人の炭鉱労働者がバリとラマンダンが創設した組合に加入し、その組織率は 6 割をゆうに上回っていたと推測される¹⁸⁴。

¹⁸⁰ アンザンの「大ストライキ」は 1884 年 2 月 19 日から 4 月 16 日までの 56 日間継続したが、組合側の要求はすべて却下された。また、このストライキで 144 人の組合員が解雇され、アンザン鉱区ではその後 10 年近く労働組合活動が不在となる状況が続く。ちなみにゾラはこのストライキ発生 5 日目から現地を訪れ、『ジェルミナル』執筆のための取材を行なっている。またそのさいバリとも面談しており、作中の人物ランティエとラスヌールは彼がモデルであるとの指摘もある。Cf., GILLET (Marcel), «La grève d'Anzin de 1884 et Germinal», Actes du Colloque Zola, *Germinal et le mouvement ouvrier en France*, Centre universitaires de Valenciennes, 16-18 mai 1974 ; MITTERAND (Henri), *Carnets d'enquêtes, Une ethnographie inédite de la France par Émile Zola*, Paris, Plon, 1986, p.453.

¹⁸¹ 1891 年 11 月 16 日からパ＝ド＝カレ県全鉱区の炭鉱労働者が、23 日からはノール県のアンザン鉱区以外の炭鉱労働者も加わり総勢 4 万 4000 人がゼネラル・ストライキを実施する。11 月 27 日から 29 日にかけて、アラス市にあるパ＝ド＝カレ県庁で労働者組合と経営者組合とで団体交渉がもたれ労働協約を締結、12 月 1 日にゼネストは終了する。この団体交渉の座長をつとめたのはパ＝ド＝カレ県知事であり、「労働者」と「使用者」に加え「行政」も交えた一種の調停協議会が実現していた。なお、パ＝ド＝カレ炭鉱労働組合に対抗して、炭鉱会社も連帯してストライキ抑制を図るべく経営者組合——ノール＝パ＝ド＝カレ炭鉱会社連合(Union des Compagnies houillères du Nord et du Pas-de-Calais)——を 1891 年に創設している。1884 年の職業組合法は労働者組合だけでなく使用者団体の結成にも法的根拠をあたえている。アラス協約については、DUMOULIN (Georges), «Les Conventions d'Arras», *La Vie Ouvrière*, n°17/18, 1910, pp670-697/738-756 ; GILLET (Marcel), «Aux origines de la première convention...», *art. cité*, pp.111-123 ; KUHNMUNCH (Annie), DHÉRENT (Catherine), *Les conventions collectives de la mine 1891-1947*, Presse Universitaires de Lille, 1991.などが詳しい。

¹⁸² 組合員の数は、GILLET (Marcel), «Aux origines de la première convention...», *art. cité*, p.119 ; MACQUERON (Pierre), *L'Oeuvre du syndicat des mineurs du Pas-de-Calais*, Lille, Imprimerie et Librairie Camille Robbe, 1904, p.217.を参照。なお、それぞれの年のパ＝ド＝カレ県内の炭鉱労働者の数は、1890 年 3 万 6771 人、1891 年 4 万 2379 人、1901 年 5 万 9052 人として組織率を算出した。

¹⁸³ PERROT (Michelle), *Les ouvriers..., op. cit., Tome II*, p.439.

¹⁸⁴ 1913 年の組合員数は、*La Guerre sociale*, les 30 avril-6 mai 1913.を参照。なお、1913 年のノール＝パ＝ド＝カレ県の炭鉱労働者の総数にかんする記録が見つけられなかったが、1910 年度のノール＝パ＝ド＝カレ県の炭鉱労働者総数は 12 万人であり、この数をもとに組織率を算出すると 67%となる。

では、パ=ド=カレ炭鉱労働組合の『定款(statut)』から、この団体の活動方針について検証してみよう¹⁸⁵。まず、組合への加入条件は 12 歳以上の炭鉱労働従事者であること（第 4 条）、国籍を問わず加入できること（第 2 条）が明記されており、ベルギー人労働者の加入も可能であったことが分かる。会費はひと月 50 サンチーム（第 14 条）、病気やけがなどで 1 ヶ月以上の休職をするばあいはこの会費は免除される（第 17 条）との規定がある。前出の表 2-11 の炭鉱労働者の賃金に照らしてもこの会費の設定は決して高額ではなく（1 年分の会費はおよそ平均的炭鉱労働者の 1 日分の賃金に相当する）、すべてのカテゴリーの労働者が無理なく支払うことができたと考えられる¹⁸⁶。組合の議決事項の執行など実際の運営にかんしては 14 人の役員から構成される執行部がこれにあたり、役員は 1 年ごとに改選される（第 18 条・19 条）と定めている。設立時よりバリは執行部の委員長(président)、ラマンダンが書記長(secrétaire général)に選出され、二人は物故するまで生涯にわたりこれらの地位に留まりつづけている。また組合は「和平・和合・公正 (paix, concorde et justice)」をスローガンとして掲げ（第 7 条）、ストライキの行使を回避し、労働者の代表と使用者の代表が対等の立場で集まり協議によって紛争を解決する「調停の場 (un tribunal d'arbitrage)」を持つことを目指すと明記されている（第 8 条・9 条）。この労働者と使用者との調停という目標は、組合発足から 3 年後の「アラス協約」において早くも現実のものとなっている。なお、この組合側の対話重視の姿勢は一貫しており、炭鉱会社との間の労働協約は第一次大戦前夜までに 6 回にわたり締結されている。

暴力的な争議行為を避け交渉による和平的な解決をさぐるパ=ド=カレ炭鉱労働組合に見られる姿勢は、委員長であるバリの意向を強く反映しているとも指摘され、労働運動史研究においては 19 世紀の北フランスの炭鉱労働組合は改良主義と評されるとともに、当時の労働運動のひとつの流れをなしていた革命的サンディカリズムの対極に位置づけられている¹⁸⁷。組合の要求事項についても常に現実主義で、例えば 1889 年の争議においてパ=ド=カレ炭鉱労働組合が会社側に示したのは、給料の引き上げ、残業労働の禁止、罰金の引き下げ、退職者と未亡人への手当て充実であり、1891 年の争議では、給料の引き上げ、8 時間労働、解雇者の再雇用、そして共済組合基金の再編であった¹⁸⁸。このことから明らかなように、組合は高邁な理想を追うのではなく、あくまで日常生活に根ざした労働者とその家族たちの待遇改善を要求している。またパ=ド=カレ組合の特徴としてしばしば指摘されることのひとつとして、バリとラマンダンが組合の組織票を背景にパ=ド=カレ県選出の下院議員となり、国政の議会の場において労働法や社会法の整備に積極的

¹⁸⁵ « Statuts du Syndicat des mineurs du Pas-de-Calais », dans MACQUERON (Pierre), *op. cit.*, pp.223-227.

¹⁸⁶ フランスの日刊紙『ル・フィガロ』の取材に対して、パ=ド=カレ炭鉱労働組合は 1892 年当時 3 万 4000 フランの拠出金を有していると回答しており、組合員からの会費は滞りなく集まっていたことを裏付けている。Cf., *Le Figaro*, le 11 septembre 1892.

¹⁸⁷ TREMPE (Rolande), « Le réformisme des mineurs français à la fin du XIXe siècle », *Le Mouvement Social*, n°65, 1968, pp.93-107; MICHEL (Joël), « Syndicalisme mineur et politique dans le Nord-Pas-de-Calais, le cas Basly (1880-1914) », *Le Mouvement social*, n°87, avril-juin, 1974, pp.9-33.

¹⁸⁸ 前出のシミアンによれば、パ=ド=カレ炭鉱労働組合は石炭価格を分析し賃上げのレベルを計算していたとの指摘もあり、ここからも組合の現実主義的かつ戦略的な態度を見ることができるだろう。Cf., SIMIAND (François), *op. cit.*, pp.366-367. なお、坑内労働者の実質労働時間は 8 時間であり、ここでは入坑から昇坑までの時間を含めて 8 時間を要求している。労働時間については職種により様々ではあるが、当時の一般的な要求目標は 10 時間労働であった。

に取り組んでいることが挙げられる。二人は炭鉱夫議員(député-mineurs)と呼ばれ、1890年の坑内の安全にかんする法律や、1894年の炭鉱労働者のための共済組合と退職年金にかんする法律の成立に関与するなど、炭鉱労働者とその家族のための利益向上に尽力している。このような自らの職域の利益のみを追求するパ=ド=カレ炭鉱組合の姿勢について、フランスの炭鉱労働史の研究者トロンペ(Rolande Trempe)は「同業組合的エゴイズム(égoïsme corporatif)」と形容している。そしてこの姿勢は他の労働組合との関係にも反映し、パ=ド=カレ炭鉱労働組合は炭鉱労働者の全国組織——全国炭鉱労働者連盟(Fédération nationale des mineurs de France)——には加入するものの、他の産業や職種の労働者組織との連携には長らく一線を画し、全国規模の労働組合の連合体である労働総同盟(Confédération Générale du Travail, CGT)に加入するのは1913年になってからと、労働組合のなかでは非常に遅かった¹⁸⁹。なお、改良主義と議会主義という点において、あるいは同じ北フランスに足場を置くという点において、1890年代以降のゲード(Jules Guesde)が率いるフランス労働党(Parti ouvrier français, PO)と親和性があるかにも見えるが、パ=ド=カレ炭鉱労働組合とゲード派は反目しあい、そればかりかあらゆる社会主義党派ともバリとラマンダンを筆頭とするパ=ド=カレ炭鉱組合は独立した立場をとっていた。

以上のように、パ=ド=カレ炭鉱労働組合はバリとラマンダンという指導者を中心として多くの組合員を結集させ、自らの利害を代表する議員を送り出し国政の場にも足掛かりを有しながらも、その活動の範囲はあくまでも炭鉱労働者を取りまく世界の内側に向けられ、日常生活に根ざした要求をくみ上げ会社と交渉すること、あるいは議会で法制度の充実を図ることを目指していた。このパ=ド=カレ炭鉱労働組合の他業種と接触を排した内向きな性質については、本章でこれまで検証してきた労働者都市における自己完結したあり方——炭鉱労働者とその家族のみが外部から隔離されて暮らす空間——と呼応するかのようである。そもそもなぜパ=ド=カレ炭鉱労働組合はフランスで最大規模の組合員を獲得することができたのか考えをめぐらせると、その理由として指導者二人の労働者を惹きつける魅力もさることながら、労働者都市という労働者とその家族が集住する空間があり、その中ですでに緊密な結びつきが築かれていたことが大きく影響しているのではなかろうか。また、炭鉱夫議員の擁立についても、やはり労働者都市の存在は大きいと考えられる。フランスでは1849年より男性のみの普通選挙が実施されているのだが、パ=ド=カレ県では炭鉱労働者都市の建設で人口が増加したことにより選挙区が新設され議席の数も増えている¹⁹⁰。バリとラマンダンが選出されたのは、炭鉱会社が建設した労働者都市が林立する新設の選挙区からであり、選挙有権者の大多数を炭鉱労働者が占めていた。なお、パ=ド=カレ炭鉱労働組合の活動家の一部は自治体選挙にも積極的に出馬して

¹⁸⁹ パ=ド=カレ炭鉱労働組合の穏健な改良主義路線に反発した一派——「パ=ド=カレ炭鉱労働組合連盟(Fédération syndicale des mineurs du Pas-de-Calais)」1902年ランス市に設立——は、1903年に早くも労働総同盟に加入している。パリ率いる「古い組合(vieux syndicat)」に対して、この新設の組合は「若い組合(jeune syndicat)」と呼ばれ、設立にはゲード率いるフランス労働党の後押しがあった。また、同じく1902年には炭鉱会社の御用組合(syndicat jaune)である「ノール=パ=ド=カレ炭鉱労働者独立連盟(Fédération indépendante des mineurs du Nord et du Pas-de-Calais)」もランス市を拠点に活動を始めている。いずれにせよこれら新しい組織は、パリ率いるパ=ド=カレ炭鉱労働組合ほどの求心力は獲得できず、最終的には「古い組合」に吸収されている。

¹⁹⁰ 第三共和政期の北フランスにおける国民議会選挙の動向については、HILAIRE (Yves-Marie), LEGRAND (André), MENAGER (Bernard) et VANDESBCCESSCHE (Robert), *Atlas électoral Nord-Pas-de-Calais 1876-1936*, Publications de l'Université de Lille III, Villeneuve-d'Ascq, 1977.に詳しい。

おり、ランス市では 1892 年 5 月の市議会議員選挙を皮切りに次々と当選を果たし市政をにぎるまでになっている¹⁹¹。

b) ストライキにおける炭鉱労働者たちの行動様式

前出のパ＝ド＝カレ炭鉱労働組合の『定款』にはストライキを回避する方針が明記されていたが、図 2-9 から明らかなように実際のストライキ発生件数は減少に転ずる徴候がまったく見られない。炭鉱労働者たちはパ＝ド＝カレ炭鉱労働組合の統率の下に必ずしも従順であった訳ではなく、組合の関与しないところで（あるいは制止にもかかわらず）突発的にストライキを起こし、組合は事後処理にあたるのが常態化していたからである。炭鉱都市ではストライキのさいにどのような光景が展開されるのか、その概観を示しておこう¹⁹²。

『ストライキにおける労働者たち』の中でペローは、19 世紀後半のフランスのストライキの発生周期として給料日の直後、季節は春——「さくらんぼの実る頃」——に集中する傾向があることを指摘している¹⁹³。ところが世紀転換期のパ＝ド＝カレ県の炭鉱労働者たちは、給料日——家計は最も余裕があり、居酒屋で通常より深酒をする日でもある——の後にストライキを起こす点では該当するのだが、季節的には秋にストライキが集中するという例外的な特徴を示している¹⁹⁴。この理由として、パ＝ド＝カレ県の炭鉱地帯で発生したストライキの発生周期について検証したル・マネ(Yves Le Maner)は、北フランスの労働者都市に特有の事情として、秋は暖房用の石炭の支給があり、家庭菜園のジャガイモも収穫期を迎えるなど、ストライキを乗り切るための備蓄が十分になる季節であるからだとして分析している¹⁹⁵。またパ＝ド＝カレ県の炭鉱労働者のストライキの特徴として、ランス鉱区——中心となるランス市にはパ＝ド＝カレ炭鉱労働組合の本部が置かれている——からストライキが始まり、そこを起点として東西へ波及する規則性があることも指摘している¹⁹⁶。このストライキの伝播には「パトロール «patrouilles»」と呼ばれる北フランスの炭鉱労働者独自の慣行のほか、組合主催による集会の影響も大きいものと考えられる。「パトロール」とは、文字通り夜な夜な炭鉱住宅街の各戸を巡回してストライキ参加を呼びかける行動であり、労働者都市間を往き来することもあった。また、労働組合もストラ

¹⁹¹ 第三共和政期のパ＝ド＝カレ県炭鉱地帯における地方議会選挙の動向については、LE MANER (Yves), «Les maires d'un arrondissement de pays minier: Béthune: 1871-1914», AGULHON (Maurice)(dir.), *Les maires en France du consulat à nos jours*, Paris, Publications de la Sorbonne, 1986, pp.235-277. に詳しい。

¹⁹² 19 世紀のパ＝ド＝カレ県におけるストライキと労働組合運動の状況については、パ＝ド＝カレ県文書館の県知事と副知事関連文書 (Série M, Série Z) および国立文書館の法務省と内務省関係の文書 (Série BB, Série F)、ストライキを報じていた当時の新聞記事にその詳細を見ることができる。

¹⁹³ PERROT (Michelle), *Les ouvriers...*, op. cit., Tome I, pp.101 et seq. ペローは春にストライキが集中する理由として、春を待ちこがれる農民的性格をとどめているからであると説明している。

¹⁹⁴ LE MANER (Yves), «Les grandes grèves minières du Pas-de-Calais», REBERIOUX (Madeleine)(dir.), *Fourmies et les premiers mai*, Paris, Les Éditions de l'Atelier/Éditions Ouvrières, 1994, pp.275-277.

¹⁹⁵ 加えて、秋は首都パリへ向けた暖房用の石炭供給のため増産を進める時期であり、会社に痛手を負わせる攻撃的ストライキを仕掛けるには好都合であること、炭鉱都市周辺では砂糖大根が収穫期をむかえており、ストライキが長引いた場合でも農作業ですぐさま日当を得ることができる点も指摘している。

¹⁹⁶ *Ibid.*, pp.282-284.

イキ執行・継続の意思確認のため、場合によっては突発的ストライキの收拾のために、各坑・各鉱区で頻りに集会を開いていた。ちなみにこの組合集会は非常に形式化されたもので、議長による議事進行のもとまずは組合の活動家による演説、続いてその時々議題について話し合い、最後に全体で採決という一連の手順が踏まれている。19世紀後半には識字率が上昇していたとはいえ、集会における活動家の演説はひととき説得力をもち、また会場を包み込む熱気によって労働者たちは一体感を得ていたのではなかろうか。ストライキ中の炭鉱都市では、デモ賛同者たちが三色旗や赤旗などを掲げ、太鼓とラッパを鳴らしながら炭鉱住宅街区を練り歩く示威行進が絶え間なく現れる（図 2-10 参照）。そしてこの行列は時として暴力行為に及ぶこともあった。前述のように北フランスの炭鉱都市では攻撃の矢面に立つべき経営者たちは不在であり、暴力の矛先は主としてストライキに参加しない労働者——いわゆるストライキ破り「*jaunes*», «*traîtres*», «*faux frères*»——に向けられる。群衆はスト破りに暴言をまくして、住居に投石し窓ガラスを破壊し、さらには直接身体に暴行を加えることもあった。また、坑内監督や技師に対しても、住宅にダイナマイトを仕掛けるといった騒動が度々発生している¹⁹⁷。興味深いのは、労働者都市において暴徒は「居住空間」を破壊することはあっても「労働空間」を襲撃することは決してなく、また仕事道具を凶器として使用することもなかった。これも既に述べたように、炭鉱都市では秩序維持の観点から「労働空間」には塀と門が設置してあり、都市計画者たちの思惑どおり暴力の抑止効果があったともとれるが、その一方で、あくまでも推測ではあるが、炭鉱労働者の心理面においても、労働空間とそこで使用する道具とは神聖でおかすことができないとの自制もはたらいていたのではないだろうか。彼らは棒切れ、鋪石、煉瓦など手近に——建設途上の労働者都市ではなおのこと——転がっていたものを凶器としている。また、ひとたびストライキにまつわる騒動が始まるやいなや、警察と軍隊が炭鉱都市に出動し、昼夜を問わず警戒にあたることになる。さらに 19 世紀後半にはストライキは社会的注目を集めており、新聞記者が取材に訪れるなど、ストライキ中の炭鉱都市には普段とは異なる「部外者」の往来が見られた。なお、前出のペローはストライキを一種の「祭り」に例えているが、炭鉱都市におけるストライキは労働者たちだけのものではなく、都市の住民全体——炭鉱労働者とその家族たち——もこの「祭り」に加わり、鎮圧部隊と向かい合う最前列にはしばしば女性や子どもたちの姿もあった¹⁹⁸。

炭鉱都市には文化、経済、あるいは社会的な活動を目的とした多様なアソシアシオンが創設され、住民たちはこれらの活動への参加を通して互いに交際を深めていた。ランス炭鉱会社は原則として労働者たちによるアソシアシオンへの支援をおしななかったが、

¹⁹⁷ ダイナマイトは坑内の発破作業で使用する爆薬であり、炭鉱労働者は比較的簡単に手に入れることができたようだ。前出のランス炭鉱会社の『住宅規則』には、ダイナマイトを住宅内に持ち込むことを禁ずるとの項目がある（第 6 条）。あえてこの項目が加えてあることは、逆にダイナマイトの持ち出しが頻繁にあったことを意味しているのではないだろうか。史料を参照した限りでは、ダイナマイト騒動は大抵未遂に終わるか、被害は最小限にとどまり、死者が出た事例はなかった。

¹⁹⁸ PERROT (Michelle), *Les ouvriers...*, *op. cit.*, Tome II, pp.547 et seq. また、図 2-10 も参照のこと。

その背景には労働者からの抵抗を牽制したいとの思惑がはたらいていたと考えられる。しかしながらその期待に反して、ランス炭鉱会社の御膝元であるランス市においてパ=ド=カレ炭鉱労働組合は産声をあげ、たちまちのうちにフランスでも最大規模の組織にまで成長している。このような炭鉱労働者たちの組織化は、もちろん労働者都市の計画者たちの全く意図するところではなかったが、逆説的に、労働者都市が建設されたからこそ成しえとも言えるであろう。

パ=ド=カレ炭鉱労働組合は孤立主義を守り、あくまで所属する職業世界の利益を追求している。また、炭鉱労働者たちはストライキにさいして、集団行動を乱すスト破りに暴力を行使してむき出しの不快感を発散させている。このスト破りへの暴力は炭鉱都市という空間内部の秩序維持のための行為であり、集団の斉一性への圧力であったと理解される。また同様に、「パトロール」と呼ばれるストライキ参加への説得活動や組合集会のあり方にも、炭鉱労働者たちに共有された集団的思考、あるいは同調圧力というものを読み取ることができるのではないだろうか。このような行動様式のうちに炭鉱都市の住民たちの物事の考え方を見出だそうとするならば、さしずめ、かれらは炭鉱都市という閉鎖的な空間の中で互いに結束を確かめあい、内部での差異を否定し皆が同質であることを指向していた、と見ることはできないのではなかろうか。

*

* *

本章では、炭鉱会社が建設した都市空間に注目し、そこで繰りひろげられた住民たちの日常生活を、家族、時間、そしてアソシアシオンという枠組みから分析をこころみた。ランス炭鉱会社の労働者都市の構造には、労働者とその家族を教化し統治しようとするねらいがあった。計画者である炭鉱会社側からすると、この目標は完全には達成にいたらずじまいであったが、生活者たる住民たちは提供された住宅と都市空間にどのような意図があったにせよ、そこに順応し、その世界の中で独自の生活様式、独自の行動様式を醸成させている。雑多な業種の労働者が集まる工業都市とは異なり、炭鉱会社が建設した労働者都市は炭鉱に関係する者のみが集まる同質的な空間であり、住民たちの間に緊密な結びつきが生まれやすかったと考えられる。炭鉱都市の計画者たちは都市内部の秩序維持に腐心したが、同時に住民たちも独自の規範にもとづき空間内部の秩序を維持しようとする行動が見てとれた。なお、本論で繰り返し問い続けているベルギー移民とフランス人の関係についてだが、炭鉱都市での生活において、フランス人住民とベルギー人住民の間に際立った差異は本章でもとりたてて見出だすことはできなかった。

さて、再度第二部を先取りするならば、1892年の「ベルギー移民排斥事件」はこの炭鉱会社が建設した労働者都市の内部で発生し、次々と近隣の労働者都市へと伝播している。議論を先走することは慎まなければならないが、炭鉱都市/労働者都市という空間のあり方が、事件に多大な影響をおよぼしていると考えられるのではないだろうか。

図2-10 パド=カレ県の炭鉱住宅街を練り歩くスト参加者たちの行進（1906年）



[出典] *Le Petit Journal supplément illustré*, le dimanche 1er Avril 1906.

[註記] 炭鉱労働者だけでなく、女性や子どもたちも隊列に加わり、赤旗をかかげ、太鼓を打ち鳴らしながら炭鉱住宅街を練り歩く様子が描かれている。

第三章 労働者と移民をとりまく法制度

« Les visages hâves des malheureux qui languissent dans les infectes vapeurs des mines, de noirs forgerons, de hideux cyclopes sont le spectacle que l'appareil des mines substitue au sein de la terre, à celui de la verdure et des fleurs, du ciel azuré, des bergers amoureux et des laboureurs robustes »

Jean-Jacques Rousseau¹⁹⁹

19世紀後半のフランスでは、労働者や移民をとりまく法律や制度の整備が進み、これにともない国民と外国人の境界が明確となった。本章では、従来の研究に追従し、これらの法制度が成立するまでの知識人や為政者たちの思想や議論の過程を分析するのではなく²⁰⁰、あくまでも当事者たちの視座から、施行された法制度が炭鉱都市の住民たち——フランス人およびベルギー人労働者、そしてその家族たち——の実際の生活と意識にどのような変化をおよぼしたのか（あるいはおよぼさなかったのか）、検討を加える。また同時に、「国民であること」と「外国人であること」の間にはどのような違いが生じたのか、考察をこころみる。

第一節 労働にかんする法制度

本節では労働者、とりわけ炭鉱労働者にかかわる法制度について、その特質を明らかにする。炭鉱労働者は労働者のなかにあつて、どのような法的位置づけをあたえられていたのか、また、フランス人労働者と外国人労働者（ベルギー人労働者）は法的立場になんらかの違いはあつたのか、検証する。

¹⁹⁹ ROUSSEAU (Jean-Jacques), *Les Rêveries du promeneur solitaire*, 1776.

²⁰⁰ NOIRIEL (Gérard), *Le creuset français...*, *op. cit.*; *idem*, *La Tyrannie du national...*, *op. cit.*; *idem*, *Immigration, antisémitisme et racisme...*, *op. cit.*; BRUBAKER (Roger), *Citizenship and Nationhood...*, *op. cit.*; *idem*, «De l'immigré au citoyen. Comment le jus soli s'est imposé en France, à la fin du XIXe siècle», *Actes de la recherche en sciences sociales*, n°99, septembre 1993, pp.3-25; WEIL (Patrick), *Qu'est-ce qu'un Français?...* *op. cit.*; PONTY (Janine), *L'immigration dans les textes, France, 1789-2002*, Paris, Belin, 2003, etc.

i. 炭鉱における労働基準

a) 労働時間と年齢制限

工場における労働とは異なり、炭鉱における労働の多くは地下坑内で行なわれる。このような特殊な労働条件ゆえに、一般の労働基準とは別だてで炭鉱にかんする労働規制が整備されている。まずは子どもと女性についての労働規制から見てゆくことにしよう。

19 世紀ヨーロッパ諸国では産業革命にともない子どもの労働が急増するにつれ、児童労働の規制が議論されるようになった²⁰¹。また、女性労働についても母性の保護という観点から、労働時間や深夜業についての規制が次第に整えられるようになる。表 3-1 は 19 世紀フランスの子どもと女性の労働にかんする法規制の変遷をまとめたものである。通常、フランスで最初の児童労働法は 1841 年に成立したとされ、そこでは工場労働における最低雇用年齢は 8 歳と定められている²⁰²。しかしながら、これに先がけて地下坑内での子どもの労働については、すでに 1813 年の政令において言及があり、最低雇用年齢も 10 歳とより厳しい制限が設けられていた²⁰³。また、19 世紀後半になると、児童の最低雇用年齢については 1874 年法、1892 年法において漸次 13 歳まで引き上げられてゆくのだが、地下坑内での労働については労働時間がより短く制限されていたばかりでなく、女兒・女性の労働も全面的に禁止されるなど、他の産業よりも常に一步踏み込んだ基準が整備されている²⁰⁴。日光が射し込まない地下坑内における労働については、常々医者や社会改良家たちからその危険性が指摘されており、このように炭鉱にかんする法制度に先進性が見られるのは当然のことであろう²⁰⁵。

²⁰¹ 19 世紀から 20 世紀初頭にかけてのフランスをはじめとした工業国における児童労働と労働規制については、HEYWOOD (Colin), *Childhood in nineteenth-century France : work, health and education among the 'classes populaires'*, Cambridge, Cambridge University Press, 1988 ; NARDINELLI (Clark), 『子どもたちと産業革命』(森本真美訳)、平凡社、1998 年(原書名 : *Child Labor and The Industrial Revolution*, Indiana, Indiana University Press, 1990) に詳しい。

²⁰² Loi du 22 mars 1841 relative au travail des enfants employés dans les manufactures, usines ou ateliers, Art. 2, Les enfants devront, pour être admis, avoir au moins huit ans. (...)。なお、本章で取り扱う法規のうちフランス法については、*Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, avis du Conseil d'État*, Paris, A. Guyot et scribe, t.1(1788)-t.139(1939)を参照した。また、必要に応じて *Bulletin des lois de la République française*, Paris, Imprimerie nationale, 1871-1931 ; *Journal officiel de la République française*, Paris, Imprimerie nationale, 1871-1920。でも確認している。ベルギー法については、*Pasionomie. Collection complète des lois, arrêtés et règlements généraux qui peuvent être invoqués en Belgique*, Bruxelles, Bruylant, 1788-1914 ; *Bulletin des arrêtés et actes de a Belgique*, Bruxelles, Imprimerie de weissenbruch père, 1830-1845 ; *Recueil des lois et arrêtés royaux de Belgique*, Bruxelles, Imprimerie de Weissenbruch père, 1846-1914 を参照した。

²⁰³ Décret impérial du 3 janvier 1813 contenant les dispositions de police relatives à l'exploitation des mines, Art. 29, Il est défendu de laisser, descendre ou travailler dans les mines et minières les enfants au-dessous de dix ans. (...).

²⁰⁴ Loi du 19 mai 1874 sur le travail des enfants et des filles mineures employés dans l'industrie ; Décret du 12-15 mai 1875 relatif au travail des enfants dans les mines ; Loi du 2 novembre 1892 sur le travail des enfants des filles et de femmes dans les établissements industriels ; Décret du 3 mai 1893 relatif à l'emploi des enfants du sexe masculin au-dessous de 18 ans dans les travaux souterrains des mines, minières et carrières.

²⁰⁵ ちなみに、女性(女子児童)の地下労働はそもそもベルギーの炭鉱で導入されていた習慣であり、当のベルギーはヨーロッパで最後まで女性の入坑を容認しつづけ、全面禁止とするは 1911 年 6 月 5 日法が施行される 1914 年 5 月 26 日以降であった。Cf., LEBOUTTE (René), *Vie et mort des bassins industriels en Europe 1750-2000*, Paris, L'Harmattan, 1997, p.390.

表 3-1 フランスにおける子どもと女性の労働にかんする法規制（1813-1913 年）

	1813 年 1 月 3 日政令	→	1841 年 3 月 22 日法	→	1874 年 5 月 19 日法	
坑内労働最低年齢	10 歳				12 歳の男児	
女性の坑内労働					禁止	
坑内労働時間						
工場労働最低年齢			8 歳		原則 12 歳 (例外として満 10 歳以上)	
1 日の労働時間			12 歳未満は 8 時間以内 16 歳未満は 12 時間以内		12 歳未満は 6 時間以内 12 歳以上は 12 時間以内	
夜間労働の禁止 (21 時から翌朝 5 時まで)			原則 13 歳未満		原則 16 歳未満の男児 原則 21 歳未満の女児	
	→	1875 年 5 月 12 日政令	→	1892 年 11 月 2 日法	→	1893 年 5 月 3 日政令
坑内労働最低年齢		12 歳の男児		13 歳の男児		13 歳の男児
女性の坑内労働		禁止		禁止		禁止
坑内労働時間		16 歳未満は原則 8 時間以内 16 歳未満の採炭作業の禁止		8 時間 (坑内滞在時間は 10 時間以内)		16 歳未満は 8 時間以内 18 歳未満は 10 時間以内 16 歳以上 18 歳未満の採炭作業は 5 時間以内
工場労働最低年齢				原則 13 歳 (初等教育修了証書があれば 12 歳以上)		
1 日の労働時間				16 歳未満は 10 時間以内 18 歳未満は 11 時間以内 女性は 18 歳以上でも 11 時間以内		
夜間労働の禁止 (21 時から翌朝 5 時まで)				原則 18 歳未満の男児 原則すべての女性		
		→	1900 年 3 月 30 日法	→	1913 年 6 月 17 日法	
坑内労働許可年齢						
女性の坑内労働						
坑内労働時間						
工場労働許可年齢						
1 日の労働時間			18 歳未満は 11 時間以内 女性は 18 歳以上でも 11 時間以内 発効 2 年後には 10 時間半、 その 2 年後には 10 時間とする			
夜間労働の禁止 (21 時から翌朝 5 時まで)						
産婦の労働				産後 4 週間の労働の禁止		

[出典] *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, avis du Conseil d'État, 1813-1913.*

より筆者作成。

では、これらの規制法には、はたして効力があつたのだろうか。この点について立証するのは難しいのだが、19 世紀後半のパ＝ド＝カレ県の炭鉱に限れば、県内で児童雇用の最低年齢や女性労働の禁止について何らかの違反行為を報告する行政文書をこれまでの

ところ目にしたことはなく、少なくとも規則はある程度順守されていたのではないかと推測する。すでに述べてきたようにパド＝カレ県の炭鉱は 19 世紀半ばに開発された新しい炭鉱であり、設備や技術など最新のを備え、子どもや女性の労働への依存度は比較的低かったと考えられる。また、前章で確認した労働者都市のあり方からもうかがえるように、炭鉱会社の経営者や技師たちは労働者の家族——とりわけ女性や子どもたち——に対する意識が高かったことも法の順守に寄与していたと考えられる。19 世紀フランスの児童労働にかんするイギリスの歴史研究者ヘイウッドの研究によれば、1841 年法については労働者たちからの若干の反発があったものの——子どもと女性の労働が制限されれば、その分だけ家族の収入が減少するため——、その後の 1874 年・1892 年法については概ね労働者からの支持を得ていたと指摘している²⁰⁶。パド＝カレ炭鉱労働組合の活動について見る限りにおいても、やはり子どもの年齢制限や女性の坑内労働にかかわる要求や反発はなく、19 世紀後半になると北フランスの炭鉱労働者の家族の家計は、これも前章で確認したように、女性や弱年の子どもを働かせずとも成り立つ水準にあったと考えられる。ただし、労働組合は子どもと女性の労働時間については、法定基準よりもさらに短縮するようたびたび会社側に掛け合っていたことが見てとれた。

この労働時間にかかわる要求——なかでも実働 8 時間への短縮——は、19 世紀末から 20 世紀初頭フランスにおける労働組合の悲願とも言える最重要課題であった²⁰⁷。表 3-2 はフランスにおける成人の労働時間にかんする法規制の変遷をまとめたものである。フランスで初めて労働時間を規制したのは前出の 1841 年法で、この時は子どもの労働時間のみの言及にとどまっている。成人の労働時間の制限が規制されるのは 1848 年のことで、二月革命直後の 3 月に臨時政府が 1 日の労働時間をパリでは 10 時間、地方では 11 時間と定めたものの、これはただちに死文となり、同年 9 月には全国一律で 12 時間と改正されている²⁰⁸。そして前出の 1892 年法および 1900 年法で成人の労働時間が段階的に短縮され最終的に 10 時間となるが、肝心の実働 8 時間が実現するのは第一次大戦後の 1919 年のことであった²⁰⁹。ところが、炭鉱労働者の労働時間については、前章で言及した 1891 年のアラス協約において、北フランスの炭鉱労働者は早くも入坑から昇坑までの時間を含めて 10 時間、実働 8 時間を超過しないとする同意を炭鉱会社から得ていたばかりでなく、実際の法制度としても、バリとラマンダンが下院議会において時短法案の提出にかかわり、1905 年法および第一次大戦前夜の 1913 年法において入坑から昇坑するまでの時間を含めて 9 時間、最終的には 8 時間以内とする制度を成立させている²¹⁰。炭鉱労働者の労働時間短縮の要求は、他業種の労働者たちのなかで一步先んじていたことが指摘できる。また、

²⁰⁶ HEYWOOD (Colin), *op. cit.*, pp. 25-27.

²⁰⁷ 実働 8 時間の要求は、1817 年にオウエンが提唱した「8 時間の労働、8 時間の余暇、8 時間の休息」のに起源があると言われ、1864 年に設立された第一インターナショナルの行動指針にも盛り込まれている。フランスでも CGT が「三つの 8 (trois 8)」のスローガンのもと活発な要求運動を行なっている。

²⁰⁸ Décret du 2-4 mars 1848 qui fixe la durée de la journée de travail et abolit le marchandage ; Décret du 9-14 septembre 1848 relatif aux heures de travail dans les manufactures et usines.

²⁰⁹ Loi du 2 novembre 1892 ; Loi du 30 mars 1900 ; Loi du 23 avril 1919 sur la journée de huit heures.

²¹⁰ CAMT, 1994/055, Mines de Béthune, Convention d'Arras, 1891 ; ADPdC, M2103, Procès-verbal de la première Convention d'Arras, 1891 ; Loi des 29 juin-2 juillet 1905 relative à la durée du travail dans les mines ; Loi du 31 décembre 1913 modifiant les Arts. 9, 12, 160 et 164 du livre II du Code du travail et de la prévoyance sociale, relatifs au travail dans les mines.

前章で指摘した他の職域組合とは協働せず、身内の利益のみを追求する労働組合の姿勢というものも、ここから読み取ることができるだろう。

表 3-2 フランスにおける成人の労働時間にかんする法規制 (1848-1919 年)

	炭鉱労働者	工業労働者
1848 年 3 月 2 日政令		10 時間 (パリ) 11 時間 (地方)
1848 年 9 月 9 日政令		原則実働 12 時間以内
1891 年 11 月 29 日協約 (アラス協約)	入坑から昇降までの時間を含 めて 10 時間 (実働 8 時間)	
1892 年 11 月 2 日法		原則実働 12 時間以内
1900 年 3 月 30 日法		原則実働 11 時間以内 発効 2 年後には 10 時間半、 その 2 年後には 10 時間とする
1905 年 6 月 29 日法	入坑から昇坑までの時間を含 めて原則 9 時間以内 発効 2 年後には 8 時間半、 その 2 年後には 8 時間とする	
1913 年 12 月 31 日法	入坑から昇坑までの時間を含 めて原則 8 時間以内	
1919 年 4 月 23 日法		原則実働 8 時間以内 週 48 時間以内

[出典] *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, avis du Conseil d'État, 1848-1919.*

より筆者作成。

[註記] 1891 年のアラス協約はノール=パ=ド=カレ県の炭鉱労働者のみに適用される。

b) 労働の安全と衛生

労働時間や年齢にかんする規定とともに、労働環境にかんする法規制も同時期に整備され、労働者の安全と衛生の向上が図られている。この労働の安全と衛生をめぐるのは、基準が順守されているかを監督する視察制度が導入されるのだが、ここでも炭鉱労働者たちは独自の権利を獲得することになる。

炭鉱における視察制度については、前出の 1813 年政令において早くも規定されていた²¹¹。その他工業施設については大分遅れて、これも前出の 1841 年法 (子どものみ) や 1892 年法 (大人も含む) などで漸次規定され、原則として技師などの資格を持つ者が視察官として国や県からの任命を受けることが定められている²¹²。視察官は定期的に施設を巡察し、事業者に改善を求めることを責務としているのだが、時として違法で悪質な労働実態を見抜けないうちもあり、労働者たちには不満もあった。とりわけガス爆発や落盤

²¹¹ Décret du 3 janvier 1813, Art. 23.

²¹² Loi du 22 mars 1841, Art. 10-11 ; Loi du 19 mai 1874, Art. 16-19 ; Loi du 2 novembre 1892, Art. 17-21 ; Décret du 13 décembre 1892 concernant l'organisation de l'inspection du travail dans l'industrie ; Loi du 12-13 juin 1893 concernant l'hygiène et la sécurité des travailleurs dans les établissements industriels.

事故といった危険が身近にある炭鉱労働者たちからは、坑内の安全確保を自分たちの手でとり行ないたいとする要望が非常に強く、その結果として 1890 年に鉱夫保安委員 (délégués à la sécurité des ouvriers mineurs) の設置法が制定されている²¹³。これはフランスで初めて労働者自身が労働環境を監督するシステムであり、一般の工業・商業労働者が同様の権利を得るのはヴィシー体制期 1941 年の安全委員会 (comités de sécurité) の導入まで待たねばならない²¹⁴。

鉱夫保安委員は 3 年の任期で、月に 2 回坑内の安全についての实地検分を行なうとともに、労働災害が発生したさいにはその原因調査も行なう。また、委員は労働者たちの互選で選ばれ、委員には日当が支払われることなども規定されている。北フランスの鉱夫保安委員の顔ぶれをみると、組合の活動家が選出される傾向があり (委員の条件として炭鉱労働の経験があることをもとめられるが、解雇されていても何ら制限は受けない)、パド=カレ炭鉱労働組合書記長のラマンダンも初代の鉱夫保安委員に選出されている。なお、この鉱夫保安委員法は第一次大戦前夜までに 5 回改正されるのだが、いずれもバリが改正法案の提出にかかわっており、北フランスの炭鉱労働者たちの要望を汲み取った法規づくりに尽力している様子が見てとれる²¹⁵。

ii. 炭鉱における社会保障

フランスでは 19 世紀半ばから今日の社会保障の基礎となる仕組みが法制化されている。とりわけ鉱山労働者の保護については、その労働の危険に鑑み、比較的早い時期から公権力が介入し具体策が講じられてきた²¹⁶。以下に、炭鉱労働者とその家族たちは病気や怪我、老いや死などに対していかに備え、どの程度これらの制度の恩恵を受けていたのか、検証する。

記録に残る最も古い炭鉱労働者のための保護措置は、1604 年 5 月 14 日に発せられたアンリ 4 世の王令に見ることができる²¹⁷。そこでは、事業者に対して炭鉱で得られた利益の一部を抛出し、負傷した炭鉱夫に対して精神的援助を与えるとともに、医療と薬を無償で提供するよう命じている。19 世紀初頭にはリエージュ地方の炭鉱で事故が相次いだ

²¹³ Loi des 8-9 juillet 1890 sur les délégués à la sécurité des ouvriers mineurs.

²¹⁴ Décret du 4 août 1941 relatif à l'institution des comités de sécurité dans les établissements industriels et commerciaux visés à l'article 65 du Livre II du code du travail.

²¹⁵ Loi des 25-29 mars 1901 modifiant la loi du 8 juillet 1890 sur les délégués à la sécurité des ouvriers mineurs ; Loi des 9-14 mai 1905 ; Loi des 23 juillet-1^{er} août 1907 relative à l'hygiène et à la salubrité des mines ; Loi des 12-15 mars 1910, et Loi 27 février 1912.

²¹⁶ BONNET (René), *La sécurité sociale dans les mines*, Paris, Librairie Dalloz, 1963, p. 8.

²¹⁷ Arrêt royal du 14 mai 1604. なお、フランスの炭鉱における社会保障制度の歴史については、MARMOTTAN (Jules), *Vrai caractère des caisses de secours institués par les compagnies houillères*, Paris, Librairie de Guillaumin et Cie, 1870 ; BONNET (René), *op. cit.* ; COOPER-RICHET (Diana), «La protection sociale dans les mines françaises des origines à 1894», Institut d'histoire sociale minière, *Santé et retraite des mineurs, Un siècle et demi d'histoire*, Montreuil, VO Edition, 1995 ; ESCUDIER (Jean-Louis), «De la mutualité à la solidarité nationale : La protection sociale et sanitaire des salariés des mines (1773-2006)», *La protection sociale minière du XVIII^e siècle à nos jours, Cahier d'histoire de la sécurité sociale*, n°5, 2009, pp.21-200. を参照。

ことを受け、皇帝ナポレオンは 1813 年に炭鉱会社に対して負傷者の医療費を負担するように義務づける政令を出すとともに、共済組合(*société de prévoyance*)の設置を許可し、事故などの「将来への備え(*prévoyance*)」として加入することを炭鉱労働者たちに奨励している²¹⁸。これは初めて国が認可した鉱山労働者を対象とした共済組合であり、労働者と会社の両者がそれぞれ分担金を出し合い、病気や事故の場合の救済にあてるしくみとなっている。

19 世紀半ば以降、とりわけ第二共和政から第二帝政期にかけて、職域の枠を越えた労働者のための共済組合(*société de secours mutuel*)の設立が積極的に奨励されるようになる²¹⁹。1850 年代には各自治体に共済組合の設置をうながす政令や、老齢退職年金基金(*caisse de retraites pour la vieillesse*)、あるいは死亡・事故保険基金(*caisses de d'assurances en cas de décès, en cas d'accidents*)の設立にかんする法律などが相次いで成立するのだが²²⁰、実際問題として労働者たちには高額な分担金が求められることなどが敬遠され、共済組合の総数こそ増加するものの加入者の数は限定的であったようだ。

では、炭鉱労働者たちは共済組合に対してどのような態度を示していたのだろうか。1882 年にフランス公共事業省が実施した炭鉱における共済組合の実態調査によれば、同年の炭鉱労働者の総数 11 万 1300 人のうち、10 万 9200 人、実に 98%の炭鉱労働者が何らかの共済組合に加入していたと報告されている²²¹。これほどまでの高い加入率は当時他の業種で決して例を見ないことであり、従来の研究では炭鉱企業のパテルナリズムの側面ばかりが評価されているのだが、職業上の危険に対する炭鉱労働者自身の意識のあり方も多少なりとも影響をあたえていたのではないだろうか。なお、1894 年にはいち早く炭鉱労働者に共済組合と退職年金への加入を義務づける法律が制定されるが、これがすべての労働者に適用されるのには 1930 年の社会保険法の成立まで待たなくてはならない²²²。また、

²¹⁸ Décret impérial du 3 janvier 1813, Arts. 15, 16 et 20 ; Décret impérial du 26 mai 1813 qui autorise, en faveur des ouvriers houilleurs du département de l'Ourthe, la formation d'une société de prévoyance, dont l'administration sera ée à Liège. 1791 年以降はル・シャブリエ法により同業者組合を結成することは禁止されていたため、共済組合の設立についてはこのような特別許可が必要であった。おな、リエージュ地方は現在のベルギーに位置するが、第一共和政期(1793-1814 年)にはフランスに併合されフランスの法制度が導入されている。

²¹⁹ 19 世紀フランスの共済組合制度については、中上光夫「19 世紀末におけるフランスの共済組合 (上) (下)」『三田学会雑誌』第 72 巻、4-5 号、1979 年 8-10 月、63-93 頁、62-79 頁に詳しい。

²²⁰ Loi des 18-25 juin 1850 qui crée, sous la garantie de l'État, une caisse de retraites ou rentes viagères pour la vieillesse ; Loi des 15-20 juillet 1850 sur les sociétés de secours mutuels ; Décret du 26 mars-6 avril 1852 sur les sociétés de secours mutuels ; Loi des 28 mai-1^{er} juin 1853 sur la caisse des retraites ou rentes viagères pour la vieillesse ; Loi des 7-12 juillet 1856 concernant la caisse des retraites pour la vieillesse ; Loi des 12-15 juin 1861 relative à la caisse des retraites pour la vieillesse ; Décret impérial des 27 juillet-14 août 1861 portant règlement sur la caisse de retraites pour la vieillesse ; Loi des 11-15 juillet 1868 portant création de deux caisses d'assurances, l'une en cas de décès et l'autre en cas d'accidents résultant de travaux agricoles et industriels ; Loi des 20-21 juillet 1886 relatives à la caisse nationale des retraites pour la vieillesse ; Décret du 20-23 décembre 1886 fixant le taux de l'intérêt à servir aux déposants de la caisse nationale des retraites pour la vieillesse ; Loi des 1^{er}-5 avril 1898 relative aux sociétés de secours mutuels, etc.

²²¹ KELLER (Octave), «Statistique des caisses de secours pour les mineurs et des autres institutions de prévoyance ayant fonctionné sur les Houillères en 1882», *Annales des mines ou recueil des mémoires sur l'exploitation des mines et sur les sciences et les arts qui s'y rattachent, 8e série, Tome VI*, Paris, Dumond, 1884, p.336.

²²² Loi des 29-30 juin 1894 sur les caisses de secours et de retraites des ouvriers mineurs ; Loi du 30 avril 1930 modifiant et complétant la loi du 5 avril 1928 sur les assurances sociales. なお、すでに 1910 年法と 1928 年法で、原則すべての労働者に強制保険制度が導入されていたが、反発が大きく実質的には機能していなかった。Cf., Loi des 5-6 avril 1910 sur les retraites ouvrières et paysannes ; Loi du 5 avril 1928 sur les assurances sociales. フランスでは炭鉱労働

1914年2月には鉱山労働者独自の自主年金(Caisse Autonome de retraites des ouvriers mineurs)法も成立しており²²³、ここからも炭鉱労働者にかかわる法制度の先進性と特権性を指摘することができるだろう。さらに、これら炭鉱にかかわる社会保障関連法案の提出者には、必ず北フランスの炭鉱夫議員の名前が見出だせることも指摘しておく。

さて、炭鉱労働者たちの大多数が加入していたのは各炭鉱会社に設置された共済組合基金で、その活動の内容は炭鉱会社ごとに異なるのだが、原則として労働者の救済を目的として労使双方からの拠出金を財源とし、その管理は会社側が主導するかたちで運営されていた。この拠出の分担額や管理運営方法をめぐっては炭鉱労働者たちからの不満も多く、たびたび労働争議の争点となっている。ランス炭鉱会社に設置された共済組合基金を例にとれば、表 3-3 に示したように、1860年の共済組合の設置から1895年までに3回の改編を繰り返しながら（うち1870年と1892年は労働者側の要求による改編、1895年は前年の共済組合法制定にともなう改編）、段階的により均衡のとれた拠出割合と、より自主的な運営権を労働者側が勝ちとっていることが見てとれる。さらに補償内容についても、従来からの病気や怪我のさいの休業補償や、医療費、葬儀費用の援助だけではなく、出産費用や家族の診療、兵役期間中の家族への補助金支給など、労働者本人にとどまらずその家族にも適用対象が広げられ、遺族にたいする年金についてもより有利となるよう改正が重ねられている。

先にも言及したように、1894年には鉱山労働者の共済組合と退職年金基金法が成立し強制保険制度が実現するのだが、ランス炭鉱会社では1890年からすでに従業員の退職年金への加入を義務化しており、94年法はこれを追認したことになる。この炭鉱労働者の退職年金であるが、労使それぞれが55歳になるまで給料の2%を国民老齢退職年金基金(Caisse nationale des retraites pour la vieillesse)に払い込み、後年、高齢で働けなくなった時点で一日につき1フランから2フラン（勤続年数により変動する）の終身年金が保障される仕組みとなっている²²⁴。また、フランスでは1898年に労災補償法が成立し²²⁵、使用者は過失がなくとも職業上生じた労働者の怪我については全面的に補償することが義務化され、福祉国家の第一歩となる法律と位置づけられている²²⁶。ただし、北フランスの炭鉱労働者たちについては、1891年のアラス協約において炭鉱会社の無過失補償責任の合意をすでに得ていたことを指摘しておく。

者の年金加入が強制となるのは1894年以降であるが、プロイセンでは1865年から、ベルギーでは1869年からすでに国が年金制度に介入して強制加入が実現していた。Cf., KELLER (Octave), *art. cité*, p.322.

²²³ Loi du 25 février 1914 modifiant la loi du 29 juin 1894 et créant une caisse autonome de retraites des ouvriers mineurs.

²²⁴ 1906年には、年金受給者である元炭鉱労働者の夫が死亡した場合にも、妻が再婚をしなければ年金の半額を受け取れるように法改正されている。Cf., Loi du 17 avril 1906, Art. 66 ; Décret du 27 juillet 1896, Art.1-4 ; Arrêté ministériel du 28 juillet 1906, Art. 1-2.

²²⁵ Loi des 9-10 avril concernant les responsabilités des accidents dont les ouvriers sont victimes dans leur travail. なお、1898年法の適用範囲は主に工業部門に限られていたが、以降農業(1899年)、商業(1906年)、林業(1914年)、家事使用人(1923年)などにも拡大されてゆく。

²²⁶ ROSANVALLON (Pierre), *La nouvelle question sociale: repenser l'État-providence*, Paris, Seuil, 1995, p.31.

表 3-3 ランス炭鉱会社の共済組合（1860-1914 年）

	1860 年 10 月 1 日～ 1870 年 10 月 18 日	→ 1870 年 10 月 18 日～ 1891 年 12 月 31 日	→ 1892 年 1 月 1 日～ 1895 年 6 月 30 日	→ 1895 年 7 月 1 日～ 1914 年
管理運営	労使混合 会社が選出	労使混合 労働者の互選	労働者のみ 労働者の互選	労使混合 労働者の互選
拠出金	労働者：賃金の 3% 使用者：賃金の 1% 罰金	労働者：賃金のおよそ 3% 使用者：賃金のおよそ 1% 罰金	労働者：賃金のおよそ 3% 罰金	労働者：賃金の 2%以内 使用者：賃金の 1% 国からの補助金 寄付・遺贈・罰金
補償内容	病気・怪我の休業補償 診療・薬剤・葬儀費用 廃疾者・寡婦・遺児年金 子どもの授業料 初聖体拝領費	病気・怪我の休業補償 診療・薬剤・葬儀費用 廃疾者・寡婦・遺児年金 聖バルバラ祭ミサ費用 デュカス祭手当	病気の休業補償 診療・薬剤・葬儀費用 出産費用	病気の休業補償 診療・薬剤・葬儀費用 廃疾者・寡婦・遺児年金 兵役手当 家族の無料診療 出産費用 栄養（食肉）手当

→ 1890 年 1 月 1 日～1914 年

退職年金（国民老齢退職年金基金）

労働者：賃金の 2%

使用者：賃金の 2%

→ 1892 年 1 月 1 日～1919 年

労災補償（使用者の完全補償義務）

怪我の休業補償・医療・葬儀費用

廃疾者・寡婦・遺児年金

[出典] CAMT, 1994/055/0084, Caisse de secours de Mines de Lens, 1860-1896 ; CAMT, 1994/055/0003, Société des Mines de Lens, Caisse de retraites, 1890 ; CAMT, 40/AS/260, Société de secours mutuels des ouvriers et employés de la Société des Mines de Lens, 1901. より筆者作成。

以上までに、19 世紀から 20 世紀初頭までの炭鉱での労働にかかわる法制度について概観した。総じて、炭鉱労働者を対象とした法規制の整備は、他の職域の労働者よりも早くから着手され、他にはない特権を与えられていたことが指摘できるだろう。このようなフランス社会における炭鉱労働者の特別な法的地位については、経済史研究においては炭鉱経営者のパテルナリズムの功績とする指摘や、法制史研究においては公的権力の早期介入による側面ばかりが強調されるのだが、炭鉱労働者たち自身による要求運動——ストライキによる直接行動やアラス協約に見られるような炭鉱会社との団体交渉、あるいは自らで議会に送り出した炭鉱議員の活躍——により勝ち得たという側面も、積極的に評価されてしかるべきであろう。炭鉱労働者たちは危険な仕事をこなし、それに見合う賃金を手に入れたばかりでなく、他の労働者に先駆け自分たちのためだけの特権的な法制度——鉱夫

保安委員、8 時間労働、退職年金、社会保険——が認められていたが、この点について、あくまでも推測ではあるが、かれらは自信と優越感を抱き、炭鉱労働者であることへの誇りを感じていたのではないだろうか。フランス近代社会では、自由主義精神のもと私的生活領域に国家が干渉することは忌避されてきたと指摘されるが、炭鉱労働者たちの行動を主体的にとらえるならば、炭鉱夫議員を通じて政治との距離を縮め、国が定める法制度を自らの職業生活の担保として、むしろ積極的に国の関与を求めていたと捉えることもできる。ただし前章から示唆してきたように、これら諸制度の設置要求はあくまでも炭鉱労働者とその家族たちの利益に限定されたものであり、フランス国内の産業発展のためというナショナリスティックな思想や、全世界の労働者の利益のためというインターナショナルな理想はさして介在していなかったと思われる。他よりも特別な権利を享受している炭鉱労働者たちは、その既存特権を維持するため、より仲間内にとどまろうと指向していたのではなかろうか。

iii. フランス人労働者と外国人労働者の差異

では、これら炭鉱における労働基準や社会保険制度は、フランス人炭鉱労働者だけでなくベルギー人炭鉱労働者にも等しく適用されたのだろうか。はたして両者の間に差異はなかったのだろうか。以下に法令文を参照しながら検証してゆく。

a) 労働基準

まず、労働年齢や労働時間については、フランス人であろうと外国人であろうとも法規上の条件は同じであったことが指摘できる。ただ興味深いことに、1892 年の「児童と女性の労働にかんする法」にのみ、「この法律のすべての規定は上記施設で雇用される外国人 (*les étrangers*) にも適用される」(第 1 条)と、あえて外国人も同等に扱うことが明記されている²²⁷。労働基準にかんする法令文の文言を年代順に確認したが、数ある法令のうち外国人について言及があるのはこの 1892 年法だけであった。

次に、1890 年に制定された鉱夫保安委員の設置法について見てゆこう。委員の選挙資格者と被選挙資格にかんして、国籍にかんする制限がある。以下がその規定の抜粋である。

第 5 条²²⁸

選挙人は該当選挙区に坑内労働者として勤務し、以下の条件を満たす者とする。

一、フランス人で、参政権を有していること。

²²⁷ Loi du 2 novembre 1892 sur le travail des enfants, des filles et de femmes dans les établissements industriels. Art. 1, Le travail des enfants, des filles mineures et des femmes dans les usines, manufactures, mines, minières et carrières (...) est soumis aux obligations déterminées par la présente loi. Toutes les dispositions de la présente loi s'appliquent aux étrangers travaillant dans les établissements ci-dessus désignés. (...).

²²⁸ Loi des 8-9 juillet 1890 sur les délégués à la sécurité des ouvriers mineurs. Art. 5, Sont électeurs dans une circonscription les ouvriers qui y travaillent au fond, à la condition : 1° d'être Français et de jouir de leurs droits politiques ; 2° d'être inscrits sur la feuille de la dernière paye effectuée pour la circonscription avant l'arrêté de convocation des électeurs.

二、選挙公示直前の当該選挙区における給与者名簿に登録されていること。

第6条²²⁹

被選挙人は当該選挙区に在住し、読み書きができ、この法律（中略）にこれまで
触れし刑に処されたことがなく、以下の条件を満たすものとする。

一、上記の選挙資格を有し、25歳以上で（中略）当該選挙区において少なくとも
5年前より坑内労働に従事していること。

このように、委員を選出するにせよ、委員として選出されるにせよ、フランス国籍
を有し（être Français）、参政権があること（jouir de leurs droits politiques）が必須条件となってい
る。また、同法第7条から12条では、委員は連記投票により選出され、投票は日曜日に
市役所で実施されることなど、選挙公示から開票にいたるまでの手順が具体的に規定され
ている。

この鉱夫保安委員の制度は炭鉱労働組合のたつての願いとして実現しており、委員
選挙への関心は高かったと考えられる。あくまで推測ではあるが、日曜日という炭鉱都市
の「ハレ」の日に実施される投票において、同じ炭鉱労働者でありながら投票できる者と
できない者の違いについては、住民たちの間で多少なりとも意識されたのではないだろう
か。

ちなみに鉱山以外では視察官が労働環境の監督を行なうのだが、この視察官に任命
される条件として国籍の制限は設けられていない。1890年の鉱夫保安委員における国籍
規定はおそらく、1884年の職業組合法にある「職業組合の執行役員はフランス人で、参
政権を有していなければならない」とする条文の影響を受けているものと考えられる²³⁰。
この条項は当時活発化しつつあったインターナショナルの活動を懸念して、外国人煽動家
がフランスの労働組合を率いることを阻むために加えられたと指摘されており、1889年
の『パド=カレ炭鉱労働組合定款』にも、「執行役員として選出されるためには、21歳
以上でフランス人であること」（第20条）と明記されている²³¹。以後、労働者団体の代
表者の選出にかかわる規定では、「フランス人であること」という文言が必ず法令文中に
見られるようになる。例えば、1894年の「鉱山労働者の共済組合と退職年金基金法」で
共済組合の管理運営を担う委員の選出について規定した第11条においても、委員を選出
できるのは「フランス人で、参政権を有していること」、委員に選出されるのは「読み書
きができ」、「犯罪歴が無く」、「選挙資格のある25歳以上」であることなど、上に抜
粋した1890年法とほぼ同じ文言を見ることができる²³²。また、この法律をもとにして

²²⁹ *Id.*, Art. 6, Sont éligibles dans une circonscription, à la condition de savoir lire et écrire, et, en outre, de n'avoir jamais encouru de condamnation pour infraction aux dispositions soit de la présente loi, (...): 1° les électeurs ci-dessus désignés, âgés de vingt-cinq ans accomplis, travaillant au fond depuis cinq ans au moins dans la circonscription (...).

²³⁰ Loi des 21-22 mars 1884 relative à la création des syndicats professionnels, Art. 4, (...) Les membres de tout syndicat professionnel chargés de l'administration ou de la direction de ce syndicat devront être Français et jouir de leur droits civils.

²³¹ « Statuts du Syndicat des mineurs du Pas-de-Calais », Art. 20, Pour être élu membre du Conseil il faut avoir 21 ans accomplis et être Français.

²³² Loi des 29-30 juin 1894 sur les caisses de secours et de retraites de ouvriers mineurs, Art. 11, Sont électeurs tous les ouvriers et employés, du fond et du jour, Français, jouissant de leurs droits politiques, inscrits sur la feuille de la dernière paye. Sont

1895年に作成された『ランス炭鉱会社共済組合定款』第12条と第13条にも、1894年法の条文がそのまま引用された²³³。

なお、1899年の政令（Décrets Millerand）は公共事業における労働条件・労働環境について定めており、そのなかで雇用する外国人の数を制限していたことがよく知られているが、当時フランスの炭鉱会社はいずれも民間企業であり、このような外国人の雇用制限はなかった²³⁴。

b) 社会保障

共済組合や退職年金への加入については、原則として外国人であっても加入することができ、フランス人と同じに扱われている。19世紀半ばまでの共済組合基金や退職年金基金についての法令文では、「すべての人(toute personne)」、あるいは「すべての労働者(tous ouvriers)」に加入資格を認めるといった表現が用いられており、これは裏を返せば外国人も加入できたと解釈できる。1853年の「老齢退職年金法」で初めて条文中に外国人という語が出現し、外国人にも加入資格があることが明記される（第3条）²³⁵。ただしこの時は「フランスへの滞在が許可され民法上の権利を有する外国人」との制限があった。だが、この制限はその後撤廃され、1861年法以降は「外国人はフランス人と同等に老齢退職年金に加入できる」（第3条）と変更されている²³⁶。炭鉱夫を対象とした1894年法でも、外国人を含めるすべての炭鉱労働者に共済組合と退職年金基金への加入が義務化されている²³⁷。

しかしながら、これらの社会保障制度においてフランス人と外国人が全く同等であったかと言うと、19世紀最後の四半世紀より少しずつ両者の間に格差が生じている。まずは国民老齢退職年金基金について定めた1886年法で、外国人への保障を一部制限する条項が登場している。そこでは、病気や怪我により労働の継続が困難となった場合、「国民 (les nationaux)」に対しては積立が未完了であっても年金が支給されるのに対して、

éligibles, à la condition de savoir lire et écrire, et, en outre, de n'avoir jamais encouru de condamnations aux termes des dispositions, soit de la présente loi, (...), les électeurs âgés de vingt-cinq ans accomplis occupés depuis plus de cinq ans dans l'exploitation à laquelle se rattache la société de secours. (...).

²³³ CAMT, 1994/055/0084, « Société de secours mutuels des ouvriers et employés de la Société des Mines de Lens, Statuts », Art. 12 et 13.

²³⁴ Décrets du 10-11 août 1899 sur les conditions du travail dans les marchés passés au nom de l'État, des départements, des communes et des établissements public de bienfaisance, Art. 1^{er}, (...), 2^o n'employer d'ouvriers étrangers que dans une proportion fixée par l'administration selon la nature des travaux et la région où ils sont exécutés.

²³⁵ *Id.*, Art. 3, Les étrangers pourront faire des versements à la caisse des retraites pour la vieillesse, s'ils sont admis en France à jouir des droits civils, conformément à l'art. 13 du Code Napoléon.

²³⁶ Loi des 12-15 juin 1861 relative à la caisse des retraites pour la vieillesse, Art. 3, Les étrangers sont admis à faire des versements à la caisse des retraites pour la vieillesse, aux mêmes conditions que les nationaux ; Loi des 20-21 juillet 1886 relative à la caisse nationale des retraites pour la vieillesse, Art. 14, Les étrangers résidant en France sont autorisés à faire des versements à la caisse des retraites pour la vieillesse, aux mêmes conditions que les nationaux. (...).

²³⁷ Loi des 29-30 juin 1894 sur les caisses de secours et de retraites des ouvriers mineurs, Art. 1, (...), les exploitants des mines, et les ouvriers et les employés de ces exploitations, seront soumis aux obligations et jouiront des avantages édictés par les titres II et III ci-après, pour ce qui touche l'organisation et le fonctionnement des caisses de retraites et des caisses de secours.

外国人にはこの権利を認めないと規定している（第 11・14 条）²³⁸。ただ、炭鉱労働者については企業共済組合に加入しており、廃疾の手当ては共済組合が負担しているのでこの法の制限を受けることはなかった。ところが、世紀が転換すると炭鉱労働者の年金にも国民を優先する傾向がはっきりとあらわれる。1894 年の炭鉱労働者退職年金強制加入の導入にともない旧制度と新制度適用者の間で不均衡が問題となり、1903 年以降、年金額が規定額に達しない者への救済措置として国家予算から補助金が投入されるのだが、これが認められるのは「フランス国籍 (nationalité française)」保持者のみに限定されていた²³⁹。同様の救済措置は元炭鉱夫の寡婦年金に対しても適用され、そこでも亡くなった夫がフランス国籍であることが条件となっている²⁴⁰。そして前項でも言及したように 1914 年には鉱山労働者を対象とした自主年金法が成立するのだが、この法律では新たに「フランス人炭鉱夫 (les mineurs de nationalité française)」と「外国人炭鉱夫 (les mineurs étrangers)」を区別し（1894 年法ではこのような言及はなかった）、フランスと出身国の二国間協定があれば外国人でも同じ規則が適用されると規定した²⁴¹。ベルギー=フランス間では、炭鉱労働者が頻繁に国境を越えて移動しており、直ちにこの二国間協定が結ばれている。

世紀転換期のフランスにおいて、ベルギー人炭鉱夫が実際に年金面で不利を被ったとすれば、上述の 1903 年の年金の救済措置においてである。パド=カレ県文書館には当時の年金書類の束が残されているのだが、ベルギー国籍の炭鉱夫やその妻たちが年金の救済措置の適用を受けるために出生証明書や結婚証明書、あるいは納税証明書や勤務履歴など各種証明書類を取り揃え提出したのち、最終的に国籍要件で不適格となり却下された事例が数多く見られた²⁴²。国籍要件が申請条件にあることが申請者たちに周知されていなかったのか、あるいは申請者たちにはよもや自分が除外される「外国人」であるとの自覚が

²³⁸ Loi des 20-21 juillet 1886 relative à la caisse nationale des retraites pour la vieillesse, Art. 11, Dans le cas de blessures graves ou d'infirmités prématurées régulièrement constatées, (...) et entraînant incapacité absolue de travail, la pension peut être liquidée même avant cinquante ans et en proportion des versements faits avant cette époque. (...) Art. 14, Les étrangers résidant en France sont autorisés à faire des versements à la caisse des retraites pour la vieillesse, aux mêmes conditions que les nationaux. Toutefois, ces étrangers ne pourront jouir en aucun cas des bonifications que l'article 11 accorde en cas de blessures graves ou d'infirmités prématurées.

²³⁹ Loi du 31 mars 1903 portant fixation du budget général des dépenses et des recettes de l'exercice 1903, Art. 84, Une somme de 1, 000,000 francs est affectée, chaque année, (...), en faveur de tout ouvrier ou employé des mines de nationalité française, par application du titre IV de la loi du 29 juin 1894 sur les caisses de secours et de retraites des ouvriers mineurs. (...); Loi du 31 décembre 1907, Art. 48, (...) Une somme de 1, 500,000 de francs est affectée, chaque année, (...) en faveur de tous autres ouvriers ou employés de mines de nationalité française, (...); Loi du 27 février 1912, Art. 63, Le ministre du Travail est autorisé à accorder sur le crédit de un million cinq cent mille francs ouvert au budget de son département pour amélioration des retraites des anciens ouvriers mineurs, une allocation au conjoint survivant et non remarié de l'ouvrier des mines de nationalité française (...).

²⁴⁰ Loi du 17 avril 1906, Art. 66 ; Décret du 27 juillet 1906, Art. 1-4 ; Arrêté ministériel du 28 juillet 1906, Art. 1-2.

²⁴¹ Loi du 25 février 1914 modifiant la loi du 29 juin 1894 et créant une caisse autonome de retraites des ouvriers mineurs, Art. 1, (...) Les mineurs étrangers travaillant en France sont soumis au même régime que les mineurs de nationalité française. Toutefois, ils ne peuvent bénéficier des allocations et majorations soit de l'État, soit de la caisse autonome, que si des traités avec leurs pays d'origine garantissent à nos nationaux des avantages équivalents.

²⁴² ADPdC, S1407-1448, Caisse autonome de retraites des ouvriers mineurs, loi du 31 mars 1903, allocation viagère, majoration de retraite, demandes rejetées.

なかったのか、大変興味深いとその真相は不明である²⁴³。いずれにせよ、申請窓口となっていた市役所では新しい制度の導入で混乱があったのではないだろうか。

フランスの社会保険制度における国民と外国人の不平等は 1898 年の労災補償にかんする法律にも見られる。原則として外国人であってもフランス人と同等の補償が保証されているのだが、第 3 条において外国人に対して二つの例外が定められている。ひとつは、外国人受給者が帰国する場合は 1 年分の補償額が支給されそれで打ち切りとするというもので、もうひとつは受給者にフランスでの居住実績がなければ補償金の受け取り資格はないとする規定である²⁴⁴。労災法は翌 1899 年には農業部門（ただし原動機使用の場合のみ）にも適用されるのだが、フランスへの移民労働者、とりわけフランスに特定の住所をもたない季節移民や越境移民を大量に送り出しているベルギーにとってこの条項は深刻な問題であり、ただちにベルギー国会で議題に取り上げられ審議されている²⁴⁵。最終的に 1906 年 2 月 21 日にベルギー＝フランスの二国間協定を締結し、両国の労働者は同等に扱われるにいたっている²⁴⁶。

以上に、フランス人と外国人の労働関連法における差異についてみてきた。概して、炭鉱労働者として働くことにおいては、原則ベルギー人もフランス人も区別なく同じ労働環境、同じ労働条件におかれていた。その一方で、1880 年代より徐々に外国人を排除しようとする差別規定も見られるようになる。ただしベルギー人にかんしては、ベルギー＝フランス政府の連携もあり、若干の時差こそあれ不平等は修正される傾向にあったと言えよう。そもそも世紀転換期にはたて続けに新しい労働関連の法制度が制定されるが、はたしてこれらの法制度の適用を受ける労働者とその家族たち、あるいはかれらと直接やり取りする最末端の行政官たちにどれほど周知徹底がなされていたのか疑問がのこる。ベルギー人炭鉱夫たちの法的地位は当時まだ、「フランス人」と「外国人」の中間的な状態にあったと位置づけることができるだろう。

²⁴³ 却下された書類の中で、未亡人（フランス生まれだが、ベルギー人との結婚により国籍は法律上ベルギー人）による申請がとりわけ多かった。彼女たちはフランスで生まれ、フランスで結婚し、夫の死後もそのままフランスに住みつづけており、夫が（そして自分自身も）外国人であるとの自覚が希薄であったとも考えられる。

²⁴⁴ Loi des 9-10 avril 1898 concernant les responsabilités des accidents dont les ouvriers sont victimes dans leur travail, Art. 3, (...), Les ouvriers étrangers, victimes d'accidents qui cesseront de résider sur le territoire français recevront, pour toute indemnité, un capital égal à trois fois la rente qui leur avait été allouée. Les représentants d'un ouvrier étranger ne recevront aucune indemnité si, au moment de l'accident, ils ne résidaient pas sur le territoire français.

²⁴⁵ AMAE, 3290, Loi sur accident de travail, I-VI.

²⁴⁶ Décret du 12-14 juin 1906 portant promulgation de la convention signée à Paris, le 21 février 1906, entre la France et la Belgique, et concernant la réparation des dommages résultant des accidents du travail.

第二節 移動にかんする法制度

フランスでは 19 世紀を通じて「移動する人びと」は治安を乱す存在としてつねに監視の対象であり続け、移動にまつわる様々な法制度が整備されている。労働の場をもとめて「移動する労働者」はもちろん取締の対象であり、労働者の移動には労働者手帳の携行が義務づけられている。19 世紀後半になると、移動する人びとの中でもとりわけ「外国人の移動」が注視され、外国人の移動には当局への申告が義務づけられるようになる。本節では、労働者、そして外国人が移動するさい、どのような法制度上の手続きが必要であったのか検証するとともに、これらの法制度は移動する人びとの自由をはたして拘束していたのか、検討を加える。

i. 労働者の移動

人の移動を管理する手段として、今日ではパスポートがまずは思い浮かぶ。アンシアン・レジームのフランスでは王国内の移動であっても州の境界を越えるさいはパスポートが必要とされていた。第一帝政期にはフランス市民 (*les citoyens français*) および外国人に対してパスポートを発給し、移動先を明記することを義務づける法律が制定されている²⁴⁷。ただしこの法律は実際にはさして効力をもたず、人びとはパスポートをもたずに移動し、当局もまたパスポートのコントロールを実施しなかったことが指摘されている²⁴⁸。このような状態は 19 世紀末になっても変わらなかったようで、1893 年に発行された『ベデカ』の旅行ガイドブックの北フランス版を参照すると、「現在フランスでは国境地帯においてもパスポートの提示を求められることはない」との記述が見られる²⁴⁹。

パスポートの代わりとして労働者に義務づけられたのが、1803 年に導入された労働者手帳である²⁵⁰。フランス人・外国人にかかわらず全ての労働者に手帳の所持を義務づけ（第 1 条）、所持しないで移動した場合は「浮浪者 (*vagabond*)」と見なし罰せられる

²⁴⁷ Loi du 28 vendémiaire an VI (19 octobre 1797) relative aux passeports, Art. 1^{er}, Les passeports qui, conformément aux dispositions des lois, doivent être délivrés aux citoyens français ou aux étrangers, désigneront à l'avenir les lieux où les voyageurs doivent se rendre ; ils seront visés par le commissaire du Directoire exécutif près de l'administration chargée de la délivrance des passeports. なお、この法律に先駆けて 1792 年にパスポートにかんするふたつの政令が出されている。Cf., Décrets du 1^{er} février-28 mars et du 28-29 juillet 1792 relatif aux passeports.

²⁴⁸ DENIS (Vincent), «Le contrôle de la mobilité à travers les passeports sous l'Empire», BLANC-CHALEARD (Marie-Claude), DOUKI (Caroline), DYONET (Nicole) et MILLIOT (Vincent), *Police et migrants, France 1667-1939*, Rennes, Presses Universitaires de Rennes, 2001, pp.75-89.

²⁴⁹ BAEDEKER (Karl.), *Le Nord de la France jusqu'au jura et à la Loire excepté paris, Manuel du voyageur, 4ème édition*, Leipzig/Paris, Karl Baedeker, 1893, p. XXI. なお、ベルギー人については、1860 年のフランス=ベルギー間の協定で両国間の移動にはパスポートは必要とされない。この他、ベルギー人がパスポート無しで移動できたのは、ドイツ、オーストリア=ハンガリー、ブラジル、デンマーク、スペイン、イギリス、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スウェーデン、ノルウェー、スイス、南アフリカであった。Cf., AMAF, 3291, *Quelques indications à l'usage des ouvriers belges qui vont travailler en France*, Bruxelles, imprimerie A. Lesigne, 1900, p.10.

²⁵⁰ Loi des 22 germinal-2 floréal an XI (12 avril 1803) relative aux manufactures, fabriques et ateliers, Arts 11, 12 et 13 ; Arrêté des consuls du 9 frimaire an XII (1^{er} décembre 1803) relatif au Livret dont les ouvriers travaillant en qualité de compagnons ou garçons devront être pourvus. なお、炭鉱労働者の労働者手帳については 1813 年炭鉱業にかんする政令にも言及がある。Cf., Décret impérial du 3 janvier 1813, Art. 26.

(第3条)としている²⁵¹。この手帳には所持者の氏名、年齢、出生地、身体的特徴(身長、髪の色、眉の色、額の大きさ、瞳の色、鼻のかたち、口の大きさ、髭のかたち、顎の大きさ、顔のかたち、顔色)、そして手帳の交付機関である市役所の市長と所持者の署名が記載されている。身体的特徴が事細かに記載されるのは、当時はまだ写真技術がなかったからで、この手帳の様式は19世紀を通じて使用され続け、一種の身分証としての役割も果たしていた。労働者は新しい職をもとめ移動するさいはこの手帳を携行し、ひとたび職を見つけると手帳を雇用主の元に預けることになる。雇用主は受け取った手帳に署名し、雇用した日付と職種を記録し、退職するさいにその日付を記して労働者に手帳を返却することが定められている(第4・5条)²⁵²。

この手帳の目的は、ひとつには治安当局が労働者の移動を監視することにあるが、もう一方では雇用主が手帳を預かることで、契約期限まで労働者を拘束する効果もあった。手帳に前職の雇用主による記載がなければ、労働者は次の職を得ることができないからである(第12条)²⁵³。また、手帳は一種の職務履歴書としての役割もあり、雇用者は労働者のこれまでの仕事ぶりを知ることができた。この雇用主にばかり有利な規定は労働者側からの反発があり、第二帝政期には「雇用の日付が雇用主により記入されたのち、手帳は労働者の手に戻される」と改正され²⁵⁴、1890年にはついに87年間続いた労働者手帳は廃止されることになる²⁵⁵。ただし、弱年労働者の保護を目的として子どもの労働者手帳は存続し、18歳以下の労働者には手帳が無料で市役所から発給されている²⁵⁶。

ところで、「ベルギー」は1793年から1814年までフランスに併合され、フランスの法制度が適用されている。よって1803年法は「ベルギー」の労働者にも手帳の所持を義務づけていた。また、1830年にベルギーがオランダから独立したさいにもフランスの法体系から多くを引き継ぎ両国の法制度には類似点が多いのだが、労働者手帳はその典型例であると言える。独立間もない若いベルギー政府は1803年の労働者手帳にかんする18

²⁵¹ Arrêté du 9 frimaire an XII, Art. 1^{er}, (...) tout ouvrier travaillant en qualité de compagnon ou garçon devra se pouvoir d'un Livret. Art. 3, (...) Tout ouvrier qui voyagerait sans être muni d'un Livret ainsi visé sera réputé vagabond, et pourra être arrêté et puni comme tel.

²⁵² *Id.*, Art. 5, L'ouvrier sera tenu de faire inscrire le jour de son entrée sur son livret, par le maître chez lequel il se propose de travailler, (...), et de déposer le livret entre les mains de son maître, s'il l'exige. Art. 4, (...) Les congés seront inscrits sans lacune, à la suite les uns des autres ; ils énonceront le jour de la sortie de l'ouvrier.

²⁵³ Loi des 22 germinal-2 floréal an XI, Art. 11, Nul individu employant des ouvriers ne pourra recevoir un apprenti sans congé d'acquit, sous peine de dommages-intérêts envers son maître, Art. 12, Nul ne pourra, sous les mêmes peines, recevoir un ouvrier, s'il n'est porteur d'un livret portant le certificat d'acquit de ses engagements, délivré par celui de chez qui il sort.

²⁵⁴ Loi des 22-26 juin 1854 sur les livrets d'ouvriers, Art. 6, Le livret, après avoir reçu les mentions prescrites par les deux articles qui précèdent, est remis à l'ouvrier et reste entre ses mains. また、この54年法には、市役所における労働者手帳の発行手数料は25サンチーム以内とすることも規定されている(第2条)。なお、第二共和政から第二帝政期にかけては労働者手帳にかんする法律と政令が相次いで発布されている。Cf., Loi qui modifie l'arrêté du 9 frimaire an XII, en ce qui concerne les avances aux ouvriers ; Décret impérial du 30 avril-12 mai 1855 portant règlement sur les livrets d'ouvriers.

²⁵⁵ Loi des 2-3 juillet 1890 ayant pour objet d'abroger les dispositions relatives aux livrets d'ouvriers.

²⁵⁶ *Id.*, Art. 1^{er}, (...) Néanmoins continueront à être exécutés : les dispositions de (...) l'art. 10 de la loi du 19 mai 1874 relatif aux livrets des enfants et des filles mineures employés dans l'industrie, lequel sera applicable aux enfants et aux filles mineures employés comme apprentis ou autrement ; Loi du 2 novembre 1892, Art. 10, Les maires sont tenus de délivrer gratuitement aux père, mère, tuteur ou patron, un livret sur lequel sont portés les nom et prénoms des enfants des deux sexes âgés de moins de dix-huit ans, la date, le lieu de naissance et leur domicile.

03年の法律をそのまま継承し、1840年代にはフランスよりも若干早く労働者からの反発を受け改正に踏み切っている²⁵⁷。そして1883年には手帳は任意制となり²⁵⁸、労働者が望めば市役所において手帳の発給を行なうとされた²⁵⁹。

では実際に、フランス人労働者、そしてベルギー人労働者はこの手帳をいかに使用していたのだろうか。フランス労働史の通説によれば、労働者手帳は労働の自由を侵害するものとして労働者側からの廃止要求があり、最終的に1890年法で撤廃されたとしている。しかしながら、フランスの歴史研究者ボードレによる興味深い研究として、1890年以降も北フランス（ノール＝パド＝カレ県）の市役所は成人労働者に対する手帳の発給を継続し、廃止から約半世紀後の1939年に県知事が市長に対して発行停止を求める通達を改めて出していた事実を明らかにしている²⁶⁰。とりわけ炭鉱労働者と繊維労働者に労働者手帳の使用が多かったとのことだが、これは企業が従業員の管理のため、就職と同時に手帳の提出を要求していたからである。ベルギーでも、1883年に手帳が任意制となった後も炭鉱労働者は手帳を使用し続けている。ベルギーでは炭鉱労働者の年金記録が労働者手帳に添付されていたためであり、手帳は年金手帳の役割を果たしていた。フランス国立労働世界文書館には19世紀末から20世紀前半にかけてのフランス炭鉱会社の従業員の個人記録（この中には労働者手帳も多く含まれる）が保存されており、それを確認してゆくと、確かに、両大戦間期にもなお労働者手帳が使用されていた形跡が認められた²⁶¹。推測するに、労働者手帳は労働者に対する取り締まりという側面もあっただろうが、19世紀後半には次第に形骸化してゆき、労働者は手帳にかんして必ずしも反感をもってはいなかったのではなかろうか。労働者側にしてみれば、手帳を会社側に預けている限り雇われていることを意味し、安心材料ともなったのではないかと思われる。上述の文書館において彼らの労働者手帳を実際に手に取ると、その多くに手製の布カバー——紳士服を仕立てた余り布だろうか、それぞれ布目のつまった地味な色目の布である——がかけられていることに気づく。これもあくまで推測ではあるが、炭鉱労働者にとっての手帳は、これまで成し遂げてきた労働の誇らしい記録であり、むしろ愛着のようなものを抱いていたのではないだろうか（労働者手帳にわざわざ布カバーをかけるという行為からは、このような思いが読み取れるのではなかろうか）。

なお、フランスの労働者手帳とベルギーの手帳は発行地ごとに若干の違いは認められるものの、手帳の大きさからページ構成などはほぼ同一で、ベルギーで発給された手帳をフランスで使い続けたり、その逆に、フランスで発給された手帳をベルギーで使用した

²⁵⁷ Arrêté royal (de Belgique) du 30 décembre 1840 portant règlement de police sur les mines, minières, carrières et usines minéralurgiques ; Arrêté royal (de Belgique) du 10 novembre 1845 relatif aux livrets d'ouvriers.

²⁵⁸ Loi (belge) du 10 juillet 1883 concernant les livrets et portant abrogation de l'article 1781 du Code civil, Art. 2, Le livre est facultatif pour toute personne qui engage ses services, soit à temps, soit pour une entreprise déterminée.

²⁵⁹ *Id.*, Art. 3, Celui qui veut obtenir un livret, en fait la demande à l'administration communale du lieu de son domicile, laquelle est tenue de le lui livrer. (...), Art. 4, Le livret est sur papier libre, paraphé et délivré par le bourgmestre ou son délégué. Le prix ne peut excéder 25 centimes. なお、このベルギー1883年法第4条のくぐりは、フランス1854年法第2条とほぼ同一である。

²⁶⁰ BAUDELET (Isabelle), «La survie du livret ouvrier au début du XXe siècle», *Revue du Nord*, tome LXXV, n°300, avril-juin 1993, pp.303-318.

²⁶¹ CAMT, 2006/001/001-475, Société des mines de Lens. Service du personnel, dossiers des mineurs nés avant 1900.

りする事例が数多く確認できた。ベルギー人炭鉱労働者が国境を越えフランスで就職したとしても、労働者手帳のシステムは同じであり、手続き上の煩雑さはフランス人と全く同じであった。また、労働者手帳には出生地や発行地の記入欄はあるが、国籍を記入する欄は設けられていない。

ii. 外国人の移動

1890年に労働者の移動を取り締まる労働者手帳は法制度上廃止されたが、これに前後して、外国人の移動を取り締まる制度が導入されている。

まず、1888年にフランスに滞在する外国人に対して政令が出される²⁶²。すべての外国人は到着から2週間以内に居住地の市役所に出頭し、氏名及び両親の氏名、国籍、出生地と出生年、転居前の住所、職業、そして妻と子どもを伴っている場合はその氏名、年齢、国籍の申告を義務づけている（第1条）²⁶³。また、フランス国内で転居する場合も同様の手続きをとること（第3条）、違反した場合には罰せられること（第5条）なども規定されている²⁶⁴。各自治体はこの申告内容を記載した受領書を無料で発行している。

この1888年の規定をさらに厳格化した法律が、1893年に導入されることになる²⁶⁵。この制度では、市役所への出頭は1週間以内、転居の場合は2日以内に申告することを義務づけ（第1条）、申告義務を怠った者は50から200フランの罰金、虚偽の申告を行なった者は100から300フランの罰金と場合によっては国外退去などより具体的な罰則が規定されている（第3条）²⁶⁶。さらに、雇用者に対しても登録のない外国人を雇うと罰せられるとの規定も新たに付け加えられたほか（第2条）²⁶⁷、登録も有料となり、1フラン80サンチームの印紙代と登録簿抄本(certificat d'immatriculation)の発行料として30から50サン

²⁶² Décret du 2-4 octobre 1888 relatif aux étrangers résidant en France.

²⁶³ *Id.*, Art. 1^{er}, Tout étranger non admis à domicile, qui se proposera d'établir sa résidence en France, devra, dans le délai de quinze jours à partir de son arrivée, faire à la mairie de la commune où il voudra fixer cette résidence une déclaration énonçant : 1° ses nom et prénoms, ceux de ses père et mère ; 2° sa nationalité ; 3° le lieu et la date de sa naissance ; 4° le lieu de son dernier domicile ; 5° sa profession ou ses moyens d'existence ; 6° le nom, l'âge et la nationalité de sa femme et de ses enfants mineurs, lorsqu'il sera accompagné par eux. (...)

²⁶⁴ *Id.*, Art. 3, En cas de changement de domicile, une nouvelle déclaration sera faite devant le maire de la commune où l'étranger aura fixé sa nouvelle résidence. Art. 5, Les infractions aux formalités édictées par le présent décret seront punies des peines de simple police sans préjudice du droit d'expulsion qui appartient au ministre de l'intérieur en vertu de la loi du 3 décembre 1839, art. 7.

²⁶⁵ Loi des 8-9 août 1893 relative au séjour des étrangers en France et à la protection du travail national.

²⁶⁶ *Id.*, Art. 1^{er}, Tout étranger non admis à domicile, arrivant dans une commune pour y exercer une profession, un commerce ou une industrie, devra faire à la mairie une déclaration de résidence en justifiant de son identité dans les huit jours de son arrivée. (...) En cas de changement de commune, l'étranger fera viser son certificat d'immatriculation, dans les deux jours de son arrivée, à la mairie de sa nouvelle résidence. Art. 3, L'étranger qui n'aura pas fait la déclaration imposée par la loi dans le délai déterminé, ou qui refusera de produire son certificat à la première réquisition, sera passible d'une amende de 50 à 200 fr. Celui qui aura fait sciemment une déclaration fautive ou inexacte sera passible d'une amende de 100 à 300 fr. et, s'il y a lieu, de l'interdiction temporaire ou indéfinie du territoire français. (...)

²⁶⁷ *Id.*, Art. 2, Toute personne qui emploiera sciemment un étranger non muni du certificat d'immatriculation sera passible des peines de simple police.

チーム（合計で2フラン10サンチームから2フラン30サンチーム）を課している²⁶⁸。なお、より正確を期すれば、1893年法は労働や商業を目的として外国人にのみ適用される法律であり²⁶⁹、それ以外の外国人の滞在については引き続き1888年政令の規則が適用されることになる。

さて、1893年法の正式名称は「フランスにおける外国人の滞在と国民労働の保護にかんする法律」とあるように、この法律は外国人の移動の監視だけではなく、当時社会問題化していた増加する外国人労働者の雇用を制限し、フランス人労働者を保護することも目的としていた。法案を提出した議員たちは当初、外国人労働者に対して税金を課すことを提案していたが、これは国際協約に抵触するため、その代案として罰則規定や手数料の有料化に踏み切ったと考えられる²⁷⁰。では、この法制度の実際の効力はどれほどであったのだろうか。1900年にベルギーでまとめられた、北フランスにおけるベルギー移民にかんする報告書には、1893年法で規定された外国人登録を怠るベルギー人労働者が多かったことが示唆されている²⁷¹。また、フランスの法学者ピック(Paul Pic)も第一次大戦以前のフランスでは外国人の移動にかんする法律の適用は比較的緩かったことを指摘している²⁷²。1893年法では、各自治体に対して登録した外国人の台帳を作成し県知事へ提出すると定められているが、パド=カレ県文書館で史料調査を行なった限りでは断片的な名簿しか残されていなかった²⁷³。作成された外国人台帳がすでに廃棄されてしまった可能性も考えられるが、どちらかと言えば外国人の登録と名簿の作成が徹底されていなかったのではないかの印象を持つ。これを裏付けるように、同県の19世紀末から20世紀初頭にかけての帰化審査の書類を見ると、申請者のフランスでの居住履歴を確認するさい、もっぱら5年ごとに実施されていた国勢調査の原簿を参照していたことが見てとれた²⁷⁴。1893年法が遵守され、台帳がきちんと管理されていたならば、これを利用したはずである。さしあたり、19世紀末に外国人の滞を取り締まる法制度が導入されたが、その管理体制は十分とは言えず、ましてや国民労働の保護とはほど遠い状態にあったと考えられるのではないだろうか。第一次大戦の開始直後、フランス政府は国内に残る敵性外国人や帰化者（元外国人）についての調査を実施しているほか²⁷⁵、1917年には新たに外国人専用の身分証

²⁶⁸ ADPdC, M4422, Loi relative au séjour des étrangers en France et à la protection du travail national. Arrêté ministériel et instructions. この登録簿抄本の発行にかかわる料金は、通常の出生証明書や婚姻証明書の発行料金に準ずるものである。

²⁶⁹ 毎日国境を越えフランスに働きにくる「越境移民」も、1893年法の対象とされた。

²⁷⁰ 外国人への課税としては、外国人を雇う雇用主に税金を課すとする案や、フランスで兵役が課される21歳から45歳までの外国人に対して税金を課すとする案、外国人の給料から1%の税金を徴収する案などがあがっている。

²⁷¹ EECKHOUT (Georges), «Les ouvriers belges dans le Nord», *Revue sociale catholique*, IV, 1900, pp.268-269.

²⁷² ポール・ピック『労働法』（協調会訳）、協調会、1932年、221頁。

²⁷³ ADPdC, M4422, Étrangers, contrôles, indésirables, exécution de la loi du 8 août 1893.

²⁷⁴ ADPdC, M2483, Naturalisations ; M3137, Naturalisation, français de droit, dossiers antérieurs à 1914 ; M3220, Naturalisations, affaires en instance, 1814-1919 ; M3221, Dossiers de naturalisations, 1901-1920 ; M3220, Naturalisations, affaires en instance, 1814-1919 ; IZ/10, Naturalisations, Répertoire, 1892-1913, Béthune.

²⁷⁵ Loi du 7 avril 1915 autorisant le Gouvernement à rapporter les décrets de naturalisation obtenus par d'anciens sujets de puissances en guerre avec la France. なお、この法律は敵性国家出身者の帰化取り消しを合法化するもので、ベ

を設け、フランスに滞在する 15 歳以上のすべての外国人にその携帯を義務づけている²⁷⁶。外国人の取り締まりの厳格化はむしろ第一次大戦を契機としているものと、捉えられるだろう。

なお、ベルギー人労働者が 1893 年法に則りフランスでの滞在を市役所に登録をする場合、本人確認のため出生証明書や結婚証明書などを提示するのだが、ベルギーの市役所で発行された証明書は外交上の公印確認の手続きは必要なく、フランスでそのまま通用し受理されている。

以上に、労働者と外国人の移動にかかわる法制度について検証した。労働者の移動を管理する労働者手帳は 19 世紀末に事実上廃止されながらも、人びとはそれを自主的に使用し続けていた。また、同じ 19 世紀末には、外国人の移動を管理する法制度が新たに導入されたが、この制度には実際の拘束力はさほどなく、外国人、とりわけベルギー人労働者の移動の自由を制限することはなかったと考えられる。

ところで、これらの法制度に基づき発給された書類の形状に注目すると、労働者手帳は手のひらサイズの手帳型であるのに対して、1893 年法で登録を済ませた外国人に渡されたのは B5 判ほどの紙切れ一枚の証書であり、これはしばしば小さく折り畳まれ労働者手帳に挿みこまれていた。身分証の発行は、特定の集団への帰属を証明するものである。そして、身分証を所持することでその特定の集団への帰属意識が芽生えんとするならば、19 世紀末の北フランスにおけるベルギー人炭鉱労働者は、さしずめ外国人登録証を収めた労働者手帳に象徴されるように、まずは労働者であり、外国人であるという属性はその中に小さく折り畳まれたままであったのではないだろうか。なお、上述のように 1917 年にはフランスで初となるカード型の顔写真付き外国人身分証が導入されることになる²⁷⁷。

ルギー出身者はその対象とならないはずだが、パド＝カレ県ではベルギー出身者についても調査が実施されている。Cf. ADPdC, M3137, Naturalisations des sujets des puissances en guerre avec la France, 1915-1917.

²⁷⁶ Décret du 2 avril 1917 portant création d'une carte d'identité à l'usage des étrangers, Art. 1^{er}, Tout étranger devant résider en France plus de quinze jours et âgé de plus de quinze ans, est tenu, dans les quarante-huit heures de son arrivée dans la première localité où il doit résider, de demander d'identité. (...) Art. 2, La carte d'identité tiendra lieu de sauf-conduit. (...) Art. 3, La carte d'identité est obligatoire pour les étrangers. Mention des obligations auxquelles sont tenus, par application du présent décret, les étrangers titulaires de la carte d'identité pendant leur séjour en France et au moment où ils quittent le territoire sera portée sur la carte. (...) Art. 5, Les étrangers qui demanderont une carte d'identité devront fournir trois photographies de face et sans chapeau, (...) Art. 17, Est abrogé le décret du 2 octobre 1888.

²⁷⁷ *Ibid.* なお、この外国人労働者の身分証は就業する産業により色分けされており、より可視的に外国人を管理しようとの姿勢がうかがえる。Cf. Décret du 21 avril 1917 créant la carte d'identité spécifique de travailleur étranger, Art. 1er, Tout travailleur étranger et tout travailleur colonial non militaire doit être pourvu d'une carte d'identité et de circulation, de couleur verte pour l'industrie, de couleur chamois pour l'agriculture, sur laquelle sera apposée sa photographie. (...)

第三節 国民と外国人を分かつ法制度

1889年6月、法案提出から7年にもおよぶ長い審議をへて、フランスの新しい国籍法が完成する²⁷⁸。この法律の大きな改正点のひとつは、出生地主義を拡大したことにある、この原則は今日のフランス国籍法にまで受け継がれることになる。そして、もうひとつの改正点は帰化条件にかんするもので、それまで外国人が国民となるために設定されていた居住許可(admission à domicile)という中間的な地位が事実上なくなり、国民と外国人との境界が明確に立ちあらわれている²⁷⁹。本節では、この1889年の国籍法において誰が国民となり、誰が外国人へと峻別されるのか、その境界の所在を整理するとともに、国民にのみ与えられる権利と義務に注目し、「国民であること」と「外国人であること」の違いについて、考察をこころみる。

i. 国籍法

1889年の国籍法の内容を吟味する前に、1世紀前のフランス革命期の状況についてまずは言及しておこう。フランス革命期に発布された1791年憲法で「フランス市民(citoyens français)」とは、「フランス人を父としてフランスで生まれたもの」、および「外国人を父としてフランスで生まれたもの」と定義し(第2章2条)、血統主義と出生地主義が採用されている²⁸⁰。また、帰化についてもフランスに5年間居住すれば宣誓によりフランス市民となると定めていた(第2章3条)²⁸¹。実はこの1791年憲法の規定が最も寛容で、1803年の民法典では、外国人を父としてフランスで生まれた者は成人に達した時点(21歳から22歳まで)に請求すればフランス人の資格(qualité de Français)を与え、出生地主義に制限が加えられている(第1編1章1節9条)²⁸²。また、フランス市民となる条件として、1795年憲法では7年間の居住が必要となり(第10条)、1799年憲法ではさらに10年間の居住に引き上げている(第3条)²⁸³。加えて民法典では、居住許

²⁷⁸ Loi du 26 juin 1889 sur la nationalité.

²⁷⁹ PONTY (Janine), *op. cit.*, p.75.

²⁸⁰ Constitution des 3-14 septembre 1791, Titre II, II. Sont citoyens français : Ceux qui sont nés en France d'un père français. Ceux qui, nés en France d'un père étranger, ont fixé leur résidence dans le royaume. (...)

²⁸¹ *Id.*, III. Ceux qui, nés hors du royaume de parents étrangers résidant en France, deviennent citoyens français après cinq ans de domicile continu dans le royaume, s'il y ont en outre acquis des immeubles ou épousé une Française, ou formé un établissement d'agriculture ou de commerce, et s'ils ont prêté le serment civique.

²⁸² Loi du 30 ventôse an XII (21 mars 1804), Code civil des Français, Livre Ier, Titre 1er, Chapitre 1er, Art. 9, Tout individu né en France d'un étranger pourra, dans l'année qui suivra l'époque de sa majorité, réclamer la qualité de Français (...).

²⁸³ Constitution de la République française du 5 fructidor an III (22 août 1795), Titre II, Art. 10, L'étranger devient citoyen français lorsque, après avoir atteint l'âge de vingt et un ans accomplis et avoir déclaré l'intention de se fixer en France, il y a résidé pendant sept années consécutives, pourvu qu'il y paie une contribution directe et qu'en outre il y possède une propriété foncière, ou un établissement d'agriculture ou de commerce, ou qu'il y ait épousé un Française ; Constitution de la République française

可という地位を設けている（同 13 条）²⁸⁴。これはフランスに居住する限りにおいて、フランス人と同等の民事権(droits civils)を享受できる一方、外国人の身分(extranéité)を主張することで、次項で論じることになる国民の義務（兵役）を回避することができた。つまり、いささか乱暴な捉え方をすれば、権利においては「フランス人」でありながら、義務においては「外国人」であることが可能であった。そして 1849 年以降は帰化の要件として、まずはこの居住許可を取ることが必要とされるようになり²⁸⁵、通称として、居住許可を取得することを「小さな帰化 (petite naturalisation)」、居住許可を取得後さらなる審査をへて国籍を取得することを「大きな帰化 (grande naturalisation)」と呼ばれることになる。

では、1889 年法が定義する「フランス人」とは誰のことか、検討してゆくことにしよう。表 3-4 は 1889 年国籍法の諸規定を旧法と比較したものである。この 1889 年法の特徴として出生地主義を拡大したことはすでに述べたが、これに直接かかわるのはフランスで生まれた外国人の子どもたちである。ベルギーで生まれた両親がフランスに移民し、そこで生まれた子ども（移民第 2 世代）は、旧法であれば成人に達した時に申請すればフランス国籍を取得することができるとされたのだが、新法では成人に達した時にフランスに居住していれば自動的にフランス国籍を与えている。また成人に達しなくとも、両親が治安判事に申請すれば、直ちにフランス国籍が認められた(naturalisation par déclaration)。ただし親と同じ国籍を保持したければ、成人に達した時点でその旨申請することができた(répudiation de la nationalité française)。一方、ベルギー移民の孫たち（移民第 3 世代）は、旧法では生まれた時点でフランス国籍を与え、成人に達した時に申請すれば親と同じ国籍に変更できるとしたのだが、新法では生まれながらにしてフランス人でありこれを拒否することはできないとしている。要するに、旧法ではフランス国籍取得にかんして何らかの行動を起こすこと（意思表示）が求められたのだが、新法では何ら行動を起こさなくとも自動的にフランス国籍が与えられ、フランス人の中に取り込まれることになる。

du 22 frimaire an VIII (13 décembre 1799), Art. 3, Un étranger devient citoyen français lorsque, après avoir atteint l'âge de vingt et un ans accomplis et avoir déclaré l'intention de se fixer en France, il y a résidé pendant dix années consécutives.

²⁸⁴ *Id.*, Art. 13, L'étranger qui aura été admis par le Gouvernement à établir son domicile en France, y jouira de tous les droits civils, tant qu'il continuera d'y résider.

²⁸⁵ Loi des 13, 21 novembre-3 décembre 1849 sur la naturalisation et le séjour des étrangers en France, Art. 1er, (...) La naturalisation ne pourra être accordée qu'après enquête faite par le Gouvernement relativement à la moralité de l'étranger, et sur l'avis favorable du Conseil d'État. L'étranger devra en outre réunir les deux conditions suivantes : 1° D'avoir après l'âge de vingt et un ans accomplis, obtenu l'autorisation d'établir son domicile en France, conformément à l'article 13 du code civil : 2° D'avoir résidé pendant dix ans en France depuis cette autorisation. (...) なお、この 1849 年法では帰化の要件として、居住許可を取得後 10 年とされたが、1867 年法では居住許可取得後 3 年に短縮されている。Cf., Loi du 29 juin 1867 relative à la naturalisation, Art. 1er, L'étranger qui, après l'âge de vingt et un ans accomplis a, conformément à l'article 13 du code Napoléon, obtenu l'autorisation d'établir son domicile en France, et y a résidé pendant trois années, peut être admis à jouir de tous les droits de citoyen français. Les trois années courent à partir du jour où la demande d'autorisation aura été enregistrée au ministère de la Justice. (...) Il est statué sur la demande en naturalisation, après enquête sur la moralité de l'étranger, par un décret de l'Empereur, rendu sur le rapport du ministre de la Justice, le Conseil d'État entendu.

表 3-4 1889 年国籍法の改正点

	旧法	1889 年 6 月 26 日法
フランスで生まれた外国人の子どもの国籍		
両親が外国で生まれた場合 (移民第 2 世代)	<ul style="list-style-type: none"> ・21 歳から 22 歳になった時点でフランス人の資格を請求できる (民法典第 9 条) ・フランスの徴兵に応じれば、21 歳を過ぎてもフランス人の資格を請求できる (1849 年 3 月 22 日法第 1 条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・21 歳になった時点でフランスに居住し、フランス人の資格を拒否しない限りフランス人 (第 8 条 4) ・21 歳になった時点で外国に居住していても、22 歳までにフランスに居住する意思を示せばフランス人の資格を請求できる (第 9 条の 1) ・21 歳になる前に両親が届出れば、フランス人となる (第 9 条の 2) ・生まれながらにフランス人であるが、21 歳から 22 歳になった時点でフランス人の資格を拒否できる (1893 年 7 月 22 日法第 1 条)
父親が外国で生まれ、 母親がフランスで生まれた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・両親が外国で生まれた場合 (移民第 2 世代) と同じ扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・生まれながらにフランス人であるが、21 歳から 22 歳になった時点で外国人の資格を請求できる (1851 年 2 月 7 日法第 1 条)
父親がフランスで生まれた場合 (移民第 3 世代)	<ul style="list-style-type: none"> ・生まれながらにフランス人であるが、21 歳から 22 歳になった時点で外国人の資格を請求できる (1851 年 2 月 7 日法第 1 条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生まれながらにフランス人 (第 8 条 3)
婚姻による女性の国籍		
フランス人の夫と外国人の妻	<ul style="list-style-type: none"> ・夫の国籍に従い、フランス国籍となる (民法典 12 条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 (第 12 条)
外国人の夫とフランス人の妻	<ul style="list-style-type: none"> ・夫の国籍に従い、フランス国籍を失う (民法典 19 条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 (第 19 条)
帰化の要件		
	<ul style="list-style-type: none"> ・居住許可を取得後 3 年 (1867 年 6 月 29 日法第 1 条) ・国に重大な貢献をした場合、居住許可を取得後 1 年 (1849 年 12 月 3 日法) 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 (第 8 条 5 の 1) ・同左 (第 8 条 5 の 3) ・10 年間の継続的な居住 (第 8 条 5 の 2) ・フランス人女性と婚姻した場合、居住許可を取得後 1 年 (第 8 条 5 の 4)
帰化に伴う家族の国籍		
帰化者の妻		<ul style="list-style-type: none"> ・夫の帰化に伴いフランス人の資格を請求できる (第 12 条の 2)
未成年の子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・21 歳から 22 歳になった時点でフランス人の資格を請求できる (1851 年 2 月 7 日法第 2 条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・両親の帰化に伴いフランス人となるが、21 歳から 22 歳になった時点でこれを拒否できる (第 12 条の 3)
成人の子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・両親の帰化後 1 年以内にフランス人の資格を請求できる (1851 年 2 月 7 日法第 2 条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・両親の帰化に伴いフランス人の資格を請求できる (第 12 条の 2)

[出典] Ministère de la Justice, *La nationalité française. Recueil des textes législatifs et réglementaires, des conventions internationales et autre documents*, Paris, La documentation Française, 2002, pp.69-81. より筆者作成。

1889年法で外国人の子どもたちに対してフランス国籍の自動取得を推し進めた背景には、当時フランスが直面していた3つの社会問題——人口減少問題、外国人労働者問題、そして徴兵問題——の存在があったと考えられる²⁸⁶。序章（補論）において指摘したように、19世紀のフランスは他のヨーロッパ諸国と比較して出生率が低く、人口増加に陰りが出ていた。そしてこの人口減少問題は労働者不足にも直結しており、外国人労働者の流入を招いていたのだが、増加する外国人労働者に対して少なからず懸念を示す意見もあった。さらに、普仏戦争での敗北により軍事力の強化（より多くの兵士を持つこと）が喫緊の課題となるなかで、フランスでの兵役義務から逃れる外国人の子どもたちに対する不満も高まっていた。これらの三つ巴の問題を解決する突破口として1889年の国籍法が置かれ、外国人の子どもをフランス人の中に取り込むことでフランス人口を増加させ、彼らに兵役を課すことで兵力を増強し、外国人労働者に対する反感を軽減しようとの意図があった。前節で言及した外国人の移動を取り締まる法制度も、このような社会背景のもとで成立している。また、この国籍法の成立とほぼ同時に、事項で触れることになるが、徴兵法も改正されている。

さて、1889年国籍法のもうひとつの特徴は帰化(naturalisation par décret)を簡略化したことにある。出生地主義を拡大したことで、家族のなかで異なる国籍を持つものが同居する事態も起こりうる。帰化は、それを是正する手段としても機能する。旧法では、まずは居住許可を取得後3年以降に帰化が可能となるとしていたが、新法では同じ条項を残しつつ新しい条件として、継続して10年間の居住実績があれば帰化を認めるとしている。居住許可の手続きを踏む必要がなくなったことで、帰化へのアクセスが容易となった²⁸⁷。また、新法では家長である夫が帰化した場合の家族の帰化、あるいは国籍回復(reintégration)を簡略化し、妻と成人した子どもについては直ちに帰化・国籍回復を認めているほか、未成年の子どもについては自動的にフランス国籍を付与し、成人に達した時にこれを拒否できるとした。

一方、旧法と新法で変わらなかったこともある。その最たるものが女性の法的地位で、1803年の民法典以来、婚姻により女性は夫の国籍に従うとの原則があり、ベルギー人女性はフランス人男性と結婚するとフランス国籍となり、フランス人女性はベルギー人男性と結婚するとベルギー国籍となった。要するに女性には結婚のさいの国籍選択の余地を認めていないのだが、この原則は1927年に再度国籍法が改正されるまで継続している²⁸⁸。ただ、1891年と93年に若干の法改正が加えられ、フランスで生まれた外国人（外国

²⁸⁶ 1889年の国籍法成立の経緯については、BRUBAKER (Roger), «De l'immigré au citoyen...», *art. cité*, pp.3-25; MONDONICO-TORRI (Cécile), «Aux origines du Code de la nationalité en France», *Le Mouvement Social*, n°171, avril-juin 1995, pp.31-46; 山田敬子「一九世紀フランスにおける国籍法と外国人規制」『学習院史学』第35号、1997年、90-105頁; WEIL (Patrick), *op. cit.*, pp.15-93. に詳しい。

²⁸⁷ 居住許可にかんする規定は1927年の国籍法において完全に廃止される。Cf., Loi du 10 août 1927 sur la nationalité, Art. 13.

²⁸⁸ Loi du 10 août 1927 sur la nationalité, Art. 8, La femme étrangère qui épouse un Français n'acquiert la qualité de Française que sur sa demande expresse ou si, en conformité des dispositions de sa loi nationale, elle suit nécessairement la condition de son mari. La femme française, qui épouse un étranger, conserve la nationalité française à moins qu'elle ne déclare expressément vouloir acquérir (...). ただし、フランス人とベルギー人の婚姻では妻が夫の国籍に従う原則は継続される。Cf., Convention du 12 septembre 1928 entre la France et la Belgique relative à la nationalité de la femme mariée; Convention franco-belge du 9 janvier 1947 relative à la nationalité de la femme mariée.

人と結婚した元フランス人女性、あるいは移民第2世代の女性)を母とするものには、生まれた時点でフランス国籍を与え、成人時にこれを拒否することができる²⁸⁹。それまでは父親の出自のみが子どもの国籍に影響を与えていたが、この改正で母親の出自も子どもの国籍に影響を与えるようになり、若干ながら女性の存在の重みが勘案されている。

19世紀を通じてベルギーはフランスに大量の移民を送り出しており、フランス在住の外国人の中でもベルギー人の家族はこの国籍法の影響を最も強く受けることになる。フランスの統計学者デュポワ(Pierre Depoid)によれば、1890年から1894年にかけて4343名のベルギー人男性がフランスに帰化し、これに家族を併せれば1万982名のベルギー人が帰化したと見積もっている²⁹⁰。また、フランスの歴史人口学者デュパキエ(Jacques Dupâquier)は、1891年以降の国勢調査でフランスに在住するベルギー人が減少した要因として(補論図0-6参照)、ベルギー移民の子どもたちが国籍法の適用を受けフランス人化(francisation)したことを挙げ、1891年から1911年の間にのべ25万人のベルギー移民の子どもたちがフランス人化したと試算している²⁹¹。さらに同論文では、ベルギー人住民を多く擁していた北フランスの1891年の国勢調査を精査すると、法律上はフランス人となるべき子どもがベルギー人として申告されたり、婚姻によりベルギー人となるべき女性がフランス人のままであったりと、ベルギー人口の数には相当の誤差があったことも指摘されている²⁹²。このような法制度上の混乱に対応して、ベルギー政府はフランスへ働きにゆくベルギー人労働者のための手引書を配布し、そのなかで、フランスで生まれた子どもの国籍(フランス人化)について注意喚起を行なっている²⁹³。

なお、フランスにおいてベルギー人が結婚する場合(ベルギー人同士の婚姻であれ、ベルギー人とフランス人との婚姻であれ)、わざわざベルギーに帰国せずとも、居住地にあるフランスの市役所が窓口となり、フランス人が行なうのと同じの手続きで完遂することができた²⁹⁴。これは両国間に協定があるためで、同様に子どもが生まれた場合の出生届や家族が死亡したさいの死亡届も居住するフランスの市役所が受理しベルギーへと転送されるため、手続上の手間はフランス人住民との違いはなかった²⁹⁵。さらに付け加えておく

²⁸⁹ Arrêt de la Cour de Cassation du 7 décembre 1891 ; Loi du 22 juillet 1893 pourtant modification de l'article 8, paragraphe 3, et de l'article 9 du code civil relativement aux déclarations effectuées en vue d'acquiescer ou de décliner la nationalité française, Art. 1^{er}, (...) « Est français (...), 3^o Tout individu né en France de parents étrangers dont l'un y est lui-même né, sauf la faculté pour lui, si c'est la mère qui est née en France, de décliner dans l'année qui suivra sa majorité la qualité de Français, (...) »

²⁹⁰ DEPOID (Pierre), *Les naturalisations en France (1870-1940)*, Direction de la statistique générale, Études démographiques, n°3, Paris, Imprimerie Nationale, 1942, pp.28-43.

²⁹¹ DUPAQUIER (Jacques), « La contribution des Belges à la formation de la population française (1851-1940) Étude quantitative », Société belge de démographie, *Historiens et population, Liber Amicorum Etienne Hélin*, Louvain-la-Neuve, Academia, 1991, pp.336-342.

²⁹² 残念ながら本論が分析対象としたランス市の1891年度の国籍調査原簿は現存していないため検証することはかなわないが、それ以前にも女性の国籍について疑わしい点があったことはすでに指摘した(第一章一節参照)。

²⁹³ AMAE, 3291, *Quelques indications à l'usage des ouvriers belges qui vont travailler en France*, Bruxelles, Imprimerie A. Lesigne, 1900, pp. 5-6.

²⁹⁴ ANDREANI (Alphonse), *La condition des étrangers en France et la législation sur la nationalité française (Loi des 26 juin 1889, 22 juillet et 8 août 1893)*, Paris, Librairie Guillaumin et Cie, 1896, pp.14-17.

²⁹⁵ Décret des 22-25 octobre 1879 qui approuve la déclaration signée, le 18 octobre 1879, entre la France et la Belgique, pour simplifier la légalisation des actes de l'état civil.

ならば、フランス・ベルギー両国の婚姻届、出生届、死亡届には、出生地と発行地を記入する欄はあるが、国籍が明記されることは少なくとも第一次大戦以前はなかった²⁹⁶。

ii. 国民の権利と義務

フランス国民の権利として参政権について検討する。フランスでは 1848 年に早くも男性普通選挙が導入されている。この 1848 年の政令では、選挙権を行使できるのは 21 歳以上のフランス人男性とし（第 6 条）、被選挙権は 25 歳以上のフランス人男性と定めている（第 7 条）²⁹⁷。この制度のもと 1848 年から 1914 年までに 18 回の下院議会選挙が実施されているほか、地方議会選挙、そしてそれらの補欠選挙も直接投票で実施されており、成人フランス人男性はこれらすべての選挙に参加することになる²⁹⁸。前章で言及した炭鉱夫議員のバリヤラマンダン、あるいは組合活動家たちは、炭鉱都市において選挙権を持つ人びとが投じた票によりそれぞれ下院議員、市議会議員として選出されている（第二章四節参照）。また、1880 年代半ば以降は、組合執行役員や鉱夫保安委員の選出などもほぼ同様の手続きで選挙が行なわれている（本章第一節参照）。これもすでに述べたように、投票という行為は国民であることを意識させる、あるいは投票できない外国人を可視化させるひとつの機会ともなったと考えられる。ただ、外国人が選挙に参加できなかったのは自明であるとして、当時のフランス参政権資格から排除されていたのは何も外国人だけではなく、公民権が剥奪された犯罪者や禁治産者、そして女性には参政権が認められていなかったことは指摘しておくべきであろう。また、1889 年の国籍法では、帰化者は直ちに投票権を獲得するものの、被選挙権は帰化後 10 年間認められないと規定していた²⁹⁹。帰化手続きを簡易化し「外国人」から「フランス人」へと直接移行できるようになったが、完全な権利をもつフランス人となるためにはさらに 10 年間の猶予期間が設けられていたことになる。

なお、ベルギーで男性普通選挙制度が導入されるのは、フランスから約半世紀近く遅れた 1893 年（選挙が実際に行なわれるのは 1895 年）のことだが、なおも一人が一票を

²⁹⁶ 教区簿冊にも両親および本人の国籍が記載されることはなく、すでに指摘したように労働者手帳でも同様であった。

²⁹⁷ Décret du 5 mars 1848 qui instaure le suffrage universel masculin réservé aux Français, Art. 5, Le suffrage sera direct et universel. Art. 6, Sont électeurs tous les Français âgés de 21 ans, résidant dans la commune depuis six mois, et non judiciairement privés ou suspendus de l'exercice des droits civiques. Art. 7, Sont éligibles tous les Français âgés de 25 ans, et non privés ou suspendus de l'exercice des droits civiques.

²⁹⁸ 下院議会選挙の実施年は次の通り：1848 年 4 月、1849 年 5 月、1852 年 2・3 月、1857 年 6・7 月、1863 年 5・6 月、1869 年 5・6 月、1871 年 2 月、1876 年 2・3 月、1877 年 10 月、1881 年 8・9 月、1885 年 10 月、1889 年 9・10 月、1893 年 8・9 月、1898 年 5 月、1902 年 4・5 月、1906 年 5 月、1910 年 4・5 月、1914 年 4・5 月。地方議会選挙の実施年は次の通り：1871 年 10 月、1874 年、1878 年、1884 年、1888 年、1892 年 5 月、1896 年 5 月、1900 年 5 月、1904 年 5 月、1908 年 5 月、1912 年 5 月。第 3 共和政期の下院議会選挙については、HILAIRE (Yves-Marie), LEGRAND (André), MENAGER (Bernard) et VANDESBECESSCHE (Robert), *op. cit.*、市議会選挙については AGULHON (Maurice) (dir.), *Les maires en France du consulat à nos jours*, Paris, Publications de la Sorbonne, 1986. を参照。

²⁹⁹ Loi du 26 juin 1889, Art. 3, L'étranger naturalisé jouit de tous les droits civils et politiques attachés à la qualité de citoyen français. Néanmoins il n'est éligible aux assemblées législatives que dix ans après le décret de naturalisation, à moins qu'une loi spéciale n'abrège ce délai. (...) なお、国籍回復者は被選挙権を含めてすべての権利が直ちに認められた。

投じるのではなく納税額などにより投票数が増える複数投票制度がとられていた³⁰⁰。男性普通選挙制度の導入については近代ヨーロッパ世界ではフランスがどこよりも早く、ベルギーからの労働者と日常的に接触することが多い北フランスの労働者たちは、ともするとベルギーでの労働者の状況と比較して、投票という行為を通じて自らの代表者を議会に送り出していることについて、優越感を抱いていたかもしれない。

*

では、国民の義務のひとつである徴兵制度について見てゆくことにしよう。表 3-5 はフランスの兵役制度の移り変わりをまとめたものである。フランスでは革命期より徴兵制度が導入されている。1798 年法では、「フランス人（男性）は皆兵士であり、祖国の防衛に尽くす義務がある」（第 1 条）と宣言し、平時であっても 20 歳から 25 歳の若者が一定数徴兵されることが規定されている（第 3・4・15 条）³⁰¹。王政復古期以降も、20 歳の若者の中から籤引きで兵役を課されるものが選出されたが、この時はまだ代理人をおいて兵役を逃れることも可能であった。事態が一変するのは普仏戦争の敗北後であり、1872 年法では一般兵役制(service militaire personnel)が導入され、原則として全ての成人フランス人男性に兵役義務が課され、代理人制度は廃止されることになる（第 1・4 条）³⁰²。また、兵役期間が大幅に延長され 20 歳から 40 歳までとなり、最初の 5 年間は現役兵として、続く 4 年間は予備役兵として、さらに 5 年間は国土防衛軍兵として、最後の 6 年間は国土防衛軍の予備役兵として配置されると規定されている（第 3・36 条）³⁰³。ただし、実際に入営するのは最初の現役兵の時期だけで、平時であればその後の予備役期間中に 2 回の訓練期間（28 日間）、および国土防衛軍への配属期間中に 1 回の訓練期間（13 日間）に召集を受けるのみであった。それでもやはり召集される当事者にとって、あるいはそれを送り出す家族にとっての負担は決して軽くはなく、徴兵制に対する不満は根強かったようだ。このような理由もあってか、入営期間は 1889 年法では 3 年に、1905 年には 2 年まで引き下げられ兵士が家を留守にする期間は短縮されたが、その一方で兵役から完全に解放される年齢が 1889 年法では 45 歳に、1913 年法では 48 歳へと引き上げられている。

³⁰⁰ Loi (belge) du 14 juillet 1893 portant ajournement de la révision des listes électorales ; Circulaire ministérielle (en Belgique) du 10 novembre 1893, Listes électorales. Révision.

³⁰¹ Loi du 19 fructidor an VI (5 septembre 1798) relative au mode de formation de l'armée de terre, Art. 1er, Tout Français est soldat, et se doit à la défense de la patrie. (...) Art. 3, Hors le cas du danger de la patrie, l'armée de terre se forme par des enrôlements volontaires et par la voie de la conscription militaire. Art. 4, Le Corps-Législatif fixe, par une loi particulière, le nombre des défenseurs conscrits qui doivent être mis en activité de service. (...) Art. 15, La conscription militaire comprend tous les Français depuis l'âge de vingt ans accomplis jusqu'à celui de vingt-cinq ans révolus.

³⁰² Loi des 27 juillet-17 août 1872 sur le recrutement de l'armée, Art. 1er, Tout Français doit le service militaire personnel. (...) Art. 4, Le remplacement est supprimé. (...)

³⁰³ *Id.*, Art. 3, Tout Français qui n'est pas déclaré impropre à tout service militaire peut être appelé, depuis l'âge de vingt ans jusqu'à celui de quarante ans, à faire partie de l'armée active et des réserves, selon le mode déterminé par la loi. (...) Art. 36, Tout Français qui n'est pas déclaré impropre à tout service militaire fait partie : De l'armée active pendant cinq ans ; De la réserve de l'armée active pendant quatre ans ; De l'armée territoriale pendant cinq ans ; De la réserve de l'armée territoriale pendant six ans. (...)

表 3-5 フランス徴兵制の変遷 (1793-1913 年)

	対象者	入営期間	兵役期間	代理人制度
1793 年 8 月 23 日政令	国民総動員			不可
1798 年 9 月 5 日法	(籤引きで選出)	5 年	25 歳まで	不可/許可
1814 年憲章第 12 条		徴兵制廃止	→ 志願兵制	
1818 年 3 月 10 日法	籤引きで選出	6 年	26 歳まで	許可
1824 年 6 月 9 日法	籤引きで選出	8 年	28 歳まで	許可
1832 年 3 月 21 日法	籤引きで選出	7 年	27 歳まで	許可
1868 年 2 月 1 日法	籤引きで選出	5 年	29 歳まで	許可
1872 年 7 月 27 日法	一般兵役	5 年	40 歳まで	不可
1889 年 7 月 15 日法	一般兵役	3 年	45 歳まで	不可
1905 年 3 月 21 日法	一般兵役	2 年	45 歳まで	不可
1913 年 8 月 7 日法	一般兵役	3 年	48 歳まで	不可

[出典] *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, avis du Conseil d'État, 1793-1913.*

より筆者作成。

前項ですでに指摘したように、1880 年代の国籍法改正をめぐる議論では外国人の子どもたちが兵役を忌避することが問題となっていた。フランスの歴史研究者クレパン (Annie Crépin) によれば、ベルギー移民が多数暮らしていた北フランスのノール県では王政復古期からすでにこの問題が取りざたされ、外国人の子どもが籤引きで徴兵を引き当てると (*tirer un mauvais numéro*) 「外国人」であることを理由に辞退してしまい、その結果としてリストの次の順番にあるフランス人がこれを引き受けることについて、多くの不満が示されていたことを指摘している³⁰⁴。また、徴兵する人数は各県の成人となる人口をもとに決定されたため、外国人の子どもの数が多い県では彼らが徴兵を忌避すれば、その分だけくじに当たる可能性が高くなり、これも不満を助長する原因となっていた³⁰⁵。1889 年の国籍法では移民第 3 世代にはフランス国籍を拒否することを認めていないため、もはやフランスの徴兵を逃れることはできない。一方第 2 世代については、22 歳までに国籍選択の余地を残しているため、これに対応して 1891 年にはベルギー=フランスの間で移民の子どもが両国の兵役簿に二重に登録されることのないように、あるいは両国の徴兵制度をすり抜けることのないように協定が結ばれている³⁰⁶。また、1889 年の国籍法の翌月に出された徴兵法では、帰化者は直ちにフランスの兵役簿に登録され、年齢に応じて兵役が課されることが規定されている (第 12 条)³⁰⁷。

³⁰⁴ CREPIN (Annie), «Armée, conscription et farde nationale dans l'opinion publique et le discours politique en France septentrionale (1789-1870)», *Revue du Nord*, n°350, avril-juin 2003, p.328.

³⁰⁵ LEGRAND (Pierre), *De l'assimilation des étrangers aux nationaux, en matière de recrutement*, Lille, Lefebvre-Ducrocq, 1856 ; BERNARD (Héliane), *Note sur l'exemption du service militaire dont jouissent les fils d'étrangers nés en France et sur l'abus qui en résulte*, Lille, Lefebvre Ducrocq, 1863.

³⁰⁶ ADN, IR/48, Décret des 31 décembre 1891-1er janvier 1892 qui prescrit la promulgation de la convention signée, le 30 juillet 1891, entre la Franc et la Belgique, relative à l'application des lois qui règlent le service militaire dans les deux pays.

³⁰⁷ Loi du 16 juillet sur le recrutement de l'armée, Art. 12, Les individus devenus Français par voie de naturalisation, réintégration ou déclaration faite conformément aux lois sont portés sur les tableaux de recensement de la première classe formée après leur changement de nationalité. Les individus inscrits sur les tableaux de recensement en vertu du présent article et de l'article précédent ne sont assujettis qu'aux obligations de service de la classe à laquelle ils appartiennent par leur âge.

なお、ベルギーにおいて一般兵役制が導入されるのはフランスから遅れること 41 年後の 1913 年で³⁰⁸、それ以前はもっぱら志願兵にたより、不足分を成人に達する若者の中から籤引きで選び出し補充していた³⁰⁹。また、兵役を引き当てたとしても免除金を支払ったり、代理人をたてたりして兵役を回避することが公式に認められていた³¹⁰。さらに、すべての成人男性に兵役が課されるようになった 1913 年以降も、ベルギーでの兵役期間は 13 年のみとフランスと比較すれば短期間で済ますことができ、両国の制度には依然として負担の格差があった³¹¹。兵役義務は血の税(*impôt du sang*)とも称されるが、たとえ平時であっても人びとの生活には少なからず影響を及ぼすことになる。フランス人の若者たち——ことに働き盛りの 21~23 歳までの若者たち——が一斉に入営し不在となる一方で、その場にとどまり続けるベルギー人の若者たちの存在は、「国民であること」と「外国人であること」の違いを、北フランスの炭鉱都市の住民たちにむけて目に見えるかたちで知らしめていたのではないだろうか。

*
* *

本章では、19 世紀フランスにおいて制定された法制度によって人びとの生活や意識にもたらされた変化と、それら法制度によって浮き彫りにされる国民と外国人の差異の所在を読み解くことがめざされた。労働や移動にかんする法制度においては、フランス人であれ外国人であれ、皆が同じ規則の適用を受けていた。これらの法制度は、国籍に関係なく一律に労働者（炭鉱労働者）としての意識を根付かせることにつながっていたと考えられる。しかし 19 世紀末になると、外国人労働者を排除してフランス人労働者を優先するような——国民と外国人を差異化する——法制度も認められるようになる。これも同じ論法でゆけば、外国人労働者、あるいはフランス人労働者についての認識を芽生えさせることにつながったのだと指摘することができるだろう。しかしながら注意しなくてはならないのは、法制度が制定されたからといって、それらがすぐさま強制力を発揮し、実際の生活ががらりと変わったわけでは、必ずしもなかった点である。少なくとも 19 世紀末か

³⁰⁸ Loi (belge) du 30 août 1913 sur la milice, Art. 1er, (...) Le recrutement de l'armée a lieu par des appels annuels et par des engagements volontaires. Les appels annuels s'étendent, dans les limites fixées par la loi du contingent, à tous les inscrits de la levée qui ne tombent pas sous l'application du chapitre IV. (...) Les hommes appelés doivent personnellement le service militaire. なお、1909 年から限定的に一般兵役制が導入されたと捉える研究もある。Cf., Loi (belge) du 14 décembre 1909 apportant des modifications à la loi sur la milice ; Arrêté royal (de la Belgique) du 14 janvier 1910 portant modification des lois sur la milice.

³⁰⁹ Loi (belge) du 3 juin 1870 sur la milice ; Loi (belge) du 18 septembre 1873 qui apparie des modifications à la loi du 3 juin 1870, sur la milice ; Loi (belge) du 19 mai 1880 apportant des modifications à la loi sur la milice ; Loi (belge) du 29 août 1883 portant abrogation de l'article 28 de la loi sur la milice ; Loi (belge) du 27 décembre 1884 apportant des modifications relatives à la milice, Art. 1er, Le recrutement de l'armée a lieu par des engagements volontaires et par des appels annuels. (...) Art. 6, Tout Belge est tenu, dans l'année où il a dix-neuf ans accomplis, de se faire inscrire à l'effet de concourir au tirage au sort pour la levée du contingent de l'année suivante. (...)

³¹⁰ *Id.*, Art. 64, Tout individu désigné pour la milice peut se faire remplacer. Art. 64 ter., Le prix du remplacement est fixé, chaque année, par arrêté royal, trois moi avant le tirage. Il ne peut dépasser 1800 francs.

³¹¹ Loi (belge) du 30 août 1913, Art. 2, La durée du terme de milice est de huit années dans l'armée active suivies de cinq années dans la réserve. (...)

ら 20 世紀初頭の北フランスの炭鉱都市においては、人びとの生活と直接関わっていた市役所レベルでの行政手続きは時に混乱し、国民と外国人との差異がはっきりと明示されないこともあった。また、ベルギーとフランスとの間には緊密な外交協力関係が築かれ、両者の国民の間では格差を是正しようとする動きもあり、フランス人とベルギー人の差異を不鮮明なものとしていた。

だが、その傍らで、1889 年に改正された国籍法は、国民と外国人の境界を明確に提示した。上述の労働や移動にかかわる法制度については、どちらかといえば外国人と国民の差異は緩やかなあられ方をしたのに対して、1889 年の国籍法改正はむしろ急激な変化をもたらすものであったと考えられる。1889 年の国籍法は、居住許可という中間的な地位を事実上廃止することで、外国人と国民の境界が明確化したと従来から指摘されることだが、そういった法文解釈上の問題だけではなく、同法では同時に出生地主義を拡大するという抜本的な法改正も実施されており、フランスで生まれた移民の子どもの国籍について半ば強制的に変更を加えていた。北フランスの炭鉱都市のベルギー移民の家族にとっては、むしろ後者の出生地拡大の方が——家族の中で子どもが実際に「フランス人化」する場合だけでなく、法律の適用外となる場合であっても——大きな衝撃となって受けとめられたのではなかろうか。またこれは、同地のフランス人住民たちにとっても、フランス人とベルギー人の国籍の差異を意識する大きな契機となったとも考えられる。

さらに、国民と外国人の差異は、なにもフランスの法制度だけで決まるのではない。人の移動は、同時に移動者の出身国の法制度をも流入国に持ち込むことにもなる。北フランスの炭鉱都市には多くのベルギー人が流入しており、ベルギーとフランスの法制度がつくり出す差異は、住民たちの間でしばしば認識されていたと考えられる。両国の法制度を比較すれば、選挙制度については、ベルギー国民の投票権の後進性が露呈する一方で、徴兵制度では、フランス国民の負担の重さが浮き彫りとなり、選挙が実施されるたびごとに、あるいは毎年一斉にフランス人の若者が召集を受け入営するたびごとに、炭鉱都市の住民たちは、国民であることと外国人であることとの差異を、目の当たりにすることとなった。とくに、後者の徴兵法については、1889 年に国籍法と同時に法改正が実施されており、言うなれば 1889 年の法改正は、北フランスの炭鉱都市の日常の生活に重大な変化をもたらした——言うなれば、それまで差異なぞほとんど認識されていなかったフランス人とベルギー人住民との間に、国民と外国人の境界線が具体的に明示された——ひとつの転機となったのだと、位置づけることもできるだろう。

ただし、だからといって、外国人であるとか国民であるという個人の属性が、これを機にすっかり固定されたわけでは決してない。1889 年の国籍法はまた同時に、帰化要件を緩和し、国籍の変更手続きを簡便にした。国籍という個人の属性はあくまで流動的なものであり、フランスにおけるベルギー移民とその家族たちは、自らの意思でフランス人になることも、あるいはベルギー人にとどまることも、法の範囲内で選択することができたのである。

以上のように、19 世紀北フランスの炭鉱都市の住民たちをとりまく法制度には、フランス人とベルギー人の差異を覆い隠すものから、両者の差異を際立たせるものまで、様々な位相があったことが分かる。ひとまず、これらの法制度が規定する差異のあり方の変遷を、時間軸に沿って整理するならば、19 世紀半ばから世紀転換期にむけて、徐々に

国民と外国人との境界線が顕在化してゆく過程が浮き彫りとなるだろう。ただし、炭鉱都市の住民たちは、これらの次々と施行されてゆく法制度に受動的にからめとられながらも、法制度の改正にむけて独自に行動したり、法制度を利用して国籍を選択したりと、法制度に対して能動的に働きかける余地も一部には残されていたことは、看過することはできない。

* * * * *

第一部では、炭鉱都市の日常生活のなかで、フランス人とベルギー人がいかなる関係を結んでいたかについて、差異という観点から検討をこころみた。第一章で検証した人口構成や第二章での暮らしのなかには、ベルギー人とフランス人住民との間に際立った差異は認められなかったが、第三章では法制度による拘束を受けて、住民たちの間に立ちあられる差異の諸相を捉えることができた。

国家間移動と国内移動の経験にはいかなる違いがあったのか。国境を越えたベルギー人と国境を越えないフランス人との間にはいかなる違いがあったのか。これは、本論の冒頭（序章補論）において投げかけた問いである。19世紀を通じて、北フランスの炭鉱都市に集まった人びとは、国境を越えようと、越えまいと、ベルギー人であろうと、フランス人であろうと、一見するとまったく変わらない日常生活を送っていた。そもそも、フランスとベルギー間の国境には、両国を隔てるような河川や森林や山脈といった地理的な境界は存在せず、人びとはかねてより自由に移動することができた。だが、具体的に目に見えずとも、国境という、近代国家の成立とともにに創られた政治的境界線を越えることは、その国家が創りだす法制度にからめとられることを意味し、世紀転換期にむけてその拘束力——さらには、それらが創りだす国民と外国人の差異——は、次第に強く明確となっていったと考えられる。少なくとも、北フランスの炭鉱都市に暮らす住民たちの日常生活に関係したであろう各種法令文を読み解く限りにおいては、そのように理解される。だが、これらの差異について、住民たちは実際にいかなる感情を抱いていたのか、そのころの内をうかがうことは、ここでは、まだできない。

第二部ではいよいよ、1892年に北フランスの炭鉱都市で発生した「ベルギー移民排斥事件」へと分け入ってゆく。「事件」という非日常の出来事に注目することで、第一部の日常生活の分析では見いだすことのなかった住民たちのころの内——思わぬ本音というもの——をあぶりだしたい、非日常から、逆に、フランス人とベルギー人住民との日常の結びつきを捉えたいとのねらいが、そこにはある。だがその前に、事件が発生した1892年という時期を、第三章で言及した法制度制定の推移のなかに位置づけておくと、炭鉱労働者たちの社会保障制度が充実し、彼らがより強い自主性を持つようになる時期に、当局による監視対象が労働者から外国人へ移行する時期に、そして国籍法と徴兵法が長期間におよぶ議論のすえようやく改正された後に、「事件」が発生していると指摘することができる。これら法制度がもたらす変化が、ベルギー人とフランス人住民との関係に何らかの亀裂を生じさせた可能性は、十分考えられるだろう。

*

「ベルギー移民排斥事件」とはどのような出来事であったのか。事件をめぐって、炭鉱都市のフランス人とベルギー人住民たちの間にはいかなる感情が渦巻いていたのだろうか。はたしてこの事件は、フランス人住民たちの狭隘な愛国心によって引き起こされたのだろうか。第二部では、「移民排斥事件」という非日常的な出来事のなかから、普段の生活では表面にでてくることのない炭鉱都市の住民たちの感情の機微を、掬いにとってゆくこととする。

第二部 ベルギー移民排斥事件（非日常）

« Donc, la situation s'aggravait de jour en jour,
la Compagnies renvoyait les livrets et menaçait d'embaucher des ouvriers en Belgique »
« Camarades ! demain, à Jean-Bart, est-ce convenu ?
--- Oui, oui, à Jean-Bart ! mort aux traîtres ! »
« A bas les lâches ! à bas les faux frères ! »
« On m'a dit que le petit Négrel était parti en Belgique chercher des Borains.
Ah ! nom de Dieu, nous sommes fichus, si c'est vrai ! »
« Des Borains ! ils n'oseront pas, les jean-foutre !...
Qu'ils fassent donc descendre des Borains, s'ils veulent que nous démolissions les fosses ! »
Émile Zola³¹²

³¹² ZOLA (Émile), *Germinal*, Paris, Librairie Générale Française, 2000, pp.323, 333, 366, 436.

第四章 現地住民による事件

« Mais la grève nous amusa : elle était pour moi un spectacle nouveau, avec des charges de dragons, des patrouilles, des allées et venues mystérieuses de grévistes qui frappaient aux portes la nuit, qui tendaient des fils de fer dans les ruelles pour faire tomber les chevaux. »

Gorges Dumoulin³¹³

1892年8月、北フランスの炭鉱都市においてベルギー人に対する排斥騒動が巻き起こり、住民たちの間にさまざまな感情の発露が見られた。本章では、事件の一方の当事者であるフランス人住民——フランス人炭鉱労働者、その妻や母親、そして子どもたち、あるいは組合加入者や指導者たち——に焦点を絞り、かれらの行動と態度を具体的に検証しながら、その心理の一端を読み解くことをめざす。

第一節 史料と方法

i. 監視対象としての炭鉱都市

フランスの歴史家シュヴァリエ(Louis Chevalier)による『労働者階級と危険な階級』という書名が示唆するように、19世紀前半のフランス社会において労働者はしばしば犯罪と結びつけられ、監視の対象とされていた³¹⁴。前章で取り上げた労働者手帳も、労働者を監視・統制しようとする当時のひとつの姿勢のあらわれである。さらに1864年に団結権、1884年には組合の結成も認められ労働運動が隆盛を迎えると、治安・秩序維持の観点から、労働者による組合活動や労働争議への警戒が強められる。これもすでに言及したように、フランス国立統計局と労働局がストライキをはじめとして労働者にかんする様々な統計を集めはじめるのは1890年代のことである。

³¹³ DUMOULIN (Georges), *Carnets de route, quarante années de vie militante*, Lille, Éditions de L'Avenir, 1938, p.32. ジョルジュ・デュムーラン(1877-1963) ベルギー人の父とフランス人の母のもとパド=カレ県アルドル市に生まれる。CGTの活動家。1893年2月(デュムーランが16歳を迎える年)に家族とともにクリエール炭鉱会社の労働者都市に移住している。引用文では、1893年9月に発生した北仏炭鉱労働者によるゼネラル・ストライキ(デュムーラン少年が初めて体験したストライキである)の様子が描写されている。

³¹⁴ CHEVALIER (Louis) 『労働階級と危険な階級 19世紀前半のパリ』(喜安朗、木下賢一、相良匡俊訳)、みすず書房、1993年(原書名: *Classes laborieuses et classes dangereuses à Paris, pendant la première moitié du XIXe siècle*, Paris, Librairie Plon, 1958)

当然、労働人口が集中し活発な組合運動が展開されていた北フランスの炭鉱都市には、警察および憲兵（軍警察）などが重点的に配備され、警戒体制がしかれることとなる。ランス市の 1891 年の国勢調査によれば、市内に駐在する警察および憲兵が 18 名抽出されているが（第一章三節参照）、ひとたび労働者による騒動が始まればさらに軍隊から人員が投入されるとともに、検察官などの司法当局者、県庁などから地方行政官も現地に駆けつける手筈が整えられていた。パ=ド=カレ県文書館およびフランス国立文書館には、これら治安・司法・行政当局者たちが作成した炭鉱都市における労働者の動向、とくにストライキにかんする膨大な報告書が保管されている。なかでも、1890 年代から第一次大戦前夜にかけての北フランス炭鉱地帯では、内務省の管轄にある主に政治思想の監視を専門とする鉄道特別監視のロディエール(Rodière)がランス市を拠点として労働組合の日々の活動に目を光らせており、その報告書から詳細な情報を得ることができる。

労働者たちの動向に関心を寄せたのは公権力だけではなく、当時、「黄金時代」を迎えていた新聞紙上でもしばしば労働争議が取り上げられている。これは地元に着した報道を行なう地方紙ばかりでなく、全国的に展開するいわゆる高級紙においても同様で、雑報欄だけでなく局面によっては第一面で、各地で発生する労働争議の様子を伝えている。とりわけ炭鉱労働者については、1884 年から 85 年にかけてゾラによる北フランスの炭鉱都市を舞台にした物語——『ジェルミナール』——が新聞紙上で連載されて以降、かれらの独特の生態がより一層に脚光を浴びるようになり、その集団的で時に暴力を伴う行為が大きく報道されるようになる。

このように、北フランスの炭鉱都市は地理的には孤立していたが、決して社会から見捨てられていたわけではなく、むしろ人びとの注目をあつめる場であったと言えるだろう。1892 年の「ベルギー移民排斥事件」の期間中にも、治安・司法・行政当局者たちがただちに現地に赴き、それぞれの上層機関に対して逐一報告を上げているほか、新聞各紙もこぞって騒動の成り行きを注視している。

ii. 史料と方法

本章では、1892 年北フランスの炭鉱都市で発生した「ベルギー移民排斥事件」にかんする公文書、および新聞記事を史料として使用する。

はじめに述べておかななくてはならないこととして、フランスおよびベルギーの文書館に「ベルギー移民排斥事件」と一括りにされた公文書は存在しない。「ベルギー移民排斥事件」とは、1892 年の夏から秋にかけて北フランスの炭鉱地帯で発生したベルギー人をめぐる一連の出来事の総称であり、いわば後づけの分析概念である。この点については第六章（第一節 iii）において改めて論じることとする。ここではさしあたり、「ベルギー移民排斥事件」とは、北フランスの炭鉱都市においてベルギー人住民が標的とされた騒動とだけ定義しておく。最初の作業として、1892 年に作成された公文書から「ベルギー移民排斥事件」について言及のある書類を探し出すことから始めた。パ=ド=カレ県文書館では、県庁（県知事）に送られた、あるいは県知事や県行政官が書き送った書類からなる M 系列の文書、同じく郡庁（副知事）を媒介とする Z 系列の文書、および裁判関係の

U 系列の文書群のなかに、該当する書類を見出だすことができた³¹⁵。さらにフランス国立文書館では、法務省の業務に関わる BB 系列、同じく内務省（警察）の業務に関わる F7 系列の文書群に、事件当時の炭鉱都市の様子を伝える報告書類を見出だした³¹⁶。この他、フランス国立労働世界文書館ではランス炭鉱会社の社内文書、フランス外務省文書館ではベルギーとの外交文書の中からも情報を得ることができた³¹⁷。何度か指摘しているように、北フランスの炭鉱地帯はパ=ド=カレ県とノール県を横断しているため、ノール県文書館においても同じように史料調査を行なったが、1892 年の「ベルギー移民排斥事件」関連の文書は確認できなかった。このことから、事件は北フランスの炭鉱地帯の中でもパ=ド=カレ県でのみ発生し、ノール県までには波及しなかったとさしあたり捉えることができるであろう。次の作業として、これら複数の文書館で収集した史料——なかには総括的な報告書や供述書の体裁をなす文書もあるが、その大多数は現地から刻々と上がってくる電報による断片的な情報である——を日付と時間の順序に従って整理しなおし、いつ、どこで、何が起こったのかをまとめた。なお、ここで集めた報告書、書簡、電報などの類は、合計 406 通に及んだ。

他方で、事件の様子を伝える新聞記事も収集した。フランスで発行された 42 紙、ベルギーで発行された 21 紙の 1892 年 8 月 1 日から同年 12 月 31 日までの紙面すべてに目を通し関連記事を探し出したうえで、記事中から現地の事象にかんする情報を抽出した³¹⁸。そして、この新聞から集めた情報と、上記の公文書から集めた情報の照合を行なった。当時の新聞記事は非常に饒舌でとても魅力的なのだが、その信憑性には若干の不安がある。例えば、事件の発生からその報道までに時差があり日付を特定しにくいことや、単純な誤植から明らかに事実誤認と見られる情報まで、いわゆる誤報が頻繁に紙面上にあらわれ、それについての訂正記事が掲載されることがないことなどが問題点として挙げられる。事態をより複雑にしているのは、この誤報がもとで新たな事件が引き起こされることもあった。このような事情から、より正確な状況を把握するためには、収集した情報の照合作業がきわめて重要となる。なお、本来であれば参照する新聞の政治的傾向などをここで示すべきであるが、これも第六章で事件をめぐる世論の動向について論じるさいに改めて説明する。基本方針として、事件についてより詳細な情報を得ることを目的として、政治的傾

³¹⁵ ADPdc, M1802, Grèves partielles dans les charbonnages Lens, 1888-1889; ADPdc, M1804, Grève partielle dans les charbonnages, Liévin, Vendin, Ostricourt, 1892-1898; ADPdc, M1807, Grève et agitations aux mines des Bruay, Lens, Ostricourt, 1878-1896; ADPdc, M2774, Main d'œuvre, recrutement, main d'œuvre étrangère, 1897-1913; ADPdc, 1Z224, Grèves, 1887-1893; ADPdc, 3U2/667, Tribunal de grande instance de Béthune, Répertoire des actes correctionnels, 1876-1893; ADPdc, 3U2/691, Tribunal de grande instance de Béthune, Registre d'audience correctionnelle, 1892-1897.

³¹⁶ AN, BB18/1883/634A92, Cour d'appel de Douai, Parquet du procureur général; AN, BB24/905/12460/S92, Grève des ouvriers mineurs français de Lens et de Liévin (Pas-de-Calais), Rixes entre ouvrier français et étranger; F7/12769, Congrès de mineurs, régionaux, nationaux et internationaux, 1891-1892.

³¹⁷ CAMT, 1994/055/0080, Revendications ouvrières, 1889-1893; CAD, 13ADP/14, Affaires diverses politiques, Belgique, 1892; CAD, 18CP/88, Légation de France en Belgique, juillet-décembre 1892.

³¹⁸ 参照したフランスとベルギーの新聞のタイトルは補遺 1 の表 9・10 を参照。残念ながらいずれの新聞もデジタル化されておらず、記事の抽出はすべて筆者の手作業によるものである。そのため見落としの記事も多いと考えられる。

向に拘泥せず、パ＝ド＝カレ県内で発行された新聞を重点的に参照した。採取した 1892 年の「ベルギー移民排斥事件」にかんする記事は、合計 1168 件に達している³¹⁹。

以上の手順をふまえて整理した史料を用いて、本章では、炭鉱都市のフランス人住民たちの行動と態度を検証し、そこからかれらの内面を読み解くことをめざす。住民たちは事件について何ら書き残してはいないが、行政官や司法官、あるいは新聞記者たちの手で記録されたかれらの行動と態度には、事件の渦中にあった人びとの心理が体现されているものとする。なお、フランス・ベルギー近現代史研究において、この 1892 年に北フランスの炭鉱都市で発生した「ベルギー移民排斥事件」については、幾度となく言及されてきているにもかかわらず、パ＝ド＝カレ県文書館所蔵の一次史料や地方新聞の記事に依拠しながら、その全体像を具体的に明らかにした研究はこれまで存在せず、本章の分析は意義があるものとする³²⁰。

第二節 事件の概略

「ベルギー移民排斥事件」はどのように発生したのか。騒動はどこまで広がり、いつまで続いたのか。本題の分析に取りかかる前に、事件の概略とその特徴について明らか

³¹⁹ 月別の小計は次の通り：8月 352 件、9月 538 件、10月 238 件、11月 29 件、12月 11 件。なお、同じ日に複数の欄で事件について言及がある場合でも記事数は 1 件として集計したため、正確に数え上げればさらに件数は多くなる。

³²⁰ 1892 年の「ベルギー移民排斥事件」に言及した研究として、さしあたり以下のものが挙げられる。MACQUERON (Pierre), *L'Oeuvre du syndicat des mineurs...*, *op. cit.*, pp.77-79; HOLLANDE (Maurice), *La défense ouvrière contre le travail étranger vers un protectionnisme ouvrier*, Paris, Blond & Cie, 1913, p.195; GILLET (Marcel), «L'affrontement des syndicalismes ouvriers et patronal dans le bassin houiller du Nord et du Pas-de-Calais de 1884 à 1891», *Bulletin de la Société d'histoire moderne*, n°2, mars-avril 1957, pp.7-10; DEMOLLIENS (Jean), *Étude sociale d'Henin-Liétard de 1850 à 1900*, DES, Université de Lille III, 1958, pp.247-249; LENTACKER (Firmin), *La Frontière franco-belge...*, *op. cit.*, pp.34, 234; *idem*, «Les manifestations xénophobes survenues à Liévin et à Lens en août-septembre 1892», *Bulletin historique et Artistique du Calaisis*, n°133-134-135, Octobre 1993; DANTOING (Alain), *Une manifestation de défense ouvrières contre le travail étranger dans les mines du Pas-de-Calais en 1892, approche de l'opinion publique belge et française*, Mémoire de licence, Université Catholique de Louvain, Louvain, 1973; *idem*, «Une manifestation de défense ouvrière contre le travail étranger dans les mines du Pas-de-Calais en 1892», *RBHC*, V, 1974, pp.427-445; LEQUIN (Yves)(dir.), *La Mosaïque France...*, *op. cit.*, p.391; NOIRIEL (Gérard), *Le creuset français...*, *op. cit.*, p.258; *idem*, 「フランス人と外国人」(上垣豊訳) ビエール・ノラ編『記憶の場 フランス国民意識の文化＝社会史 1』岩波書店、2002 年、215、237 頁; *idem*, *Immigration, antisémitisme et racisme en France...*, *op. cit.*, pp.149-150, 170; *idem*, *Le massacre des Italiens...*, *op. cit.*, pp.97-98; STRIKWERDA (Carl), «France and the Belgian Immigration...», *art. cité*, p.118; DEBERLES (Kléber), *La grande épopée des mineurs du Nord-Pas-de-Calais*, Lille, La Voix du Nord, 1992, p.64; PUISSANT (Jean), «Relations socialistes sans frontière Belgique et Nord de la France», MENAGER (Bernard), SIRINELLI (Jean-François) et VAVASSEUR-DESPERRIERS (Jean)(dir.), *Cent ans de socialisme septentrional*, Villeneuve d'Ascq, Université Charles de Gaulle Lille III, 1995, p.84; DRAINNE (Pierre-Jacques), «L'hostilité aux ouvriers belges en France au XIXème siècle», MORELLI (Anne) (dir.), *Les émigrants belges...*, *op. cit.*, p.112; TREMPÉ (Rolande), «Du milieu du XIXe siècle à la guerre de 1914-1918», Institut d'histoire sociale minière, *Mineurs immigrés, Histoire, Témoignages XIXe, XXe siècles*, Paris, VO. Éditions, 2000, p.30; POPELIER (Jean-Pierre), *L'immigration oubliée...*, *op. cit.*, pp.78-81; *idem*, *Belges et Français du Nord, Une histoire partagée*, Lille, La voix du Nord éditions, 2009, p.39; DORNEL (Laurent), *op. cit.*, pp.17 et seq.; 渡辺和行『エトランジェのフランス史 国民・移民・外国人』山川出版社、2007 年、83 頁; HIRANO (Natsue), «Le retour des immigrés belges à la suite des événements de Lens et Liévin en août-septembre 1892», *RBHC*, XXXVII, 2007, 3-4, pp.307-323; 平野奈津恵「ベルギーにおける移民の歴史」『歴史評論』第 713 号、2009 年 9 月、47-49 頁; LEMEUX (Marc), «Fraternisation et concurrence : liens et limites d'un rapport au travail. L'exemple des ouvriers belges dans le département du Nord du milieu du XIXe siècle à l'entre-deux-guerres», *RN*, n°372, octobre-décembre 2007, p.848.

にしておこう。なお、公文書と新聞記事からの情報をもとに再構成した事件の発端から終息にいたるまでの経緯の詳細については、巻末の補遺2にまとめた。

i. 騒動の発端

「ベルギー移民排斥事件」は1892年8月15日（月・祝）から始まる。この日は聖母被昇天祭の祝日で、前日の日曜日とあわせて連休となり、炭鉱都市には休日特有の時間が流れていたと考えられる。事件の第一報は同日昼過ぎに、パ＝ド＝カレ県知事(Alapetite)のもとへもたらされている。

憲兵隊中尉（ベチューヌ）から県知事と憲兵隊少佐（アラス）宛電報
1892年8月15日（月・祝）12時50分³²¹

リエヴァン市の憲兵隊からの電報によると、同市第3坑でフランス人とベルギー人労働者の乱闘が発生し負傷者がでた模様。ランス市の憲兵隊に応援要請がある。本官からランス憲兵隊に対して4名を派遣するよう指示。本官もこれより現地に向かう。追って連絡する。

この一報は副知事（Mercier）と共和国検事（Siben）にも伝達され、共に事件現場となるリエヴァン市へ急行している。共和国検事は現地到着時の様子を、「第3坑住宅街の住民たちは極度の興奮状態にあり、およそ1500人の群衆（その中には多くの女性や子どもも含む）が路上に出て歌を歌い、「ベルギー人たちを打ち負かせ(A bas les Belges)」と口々に叫んでいた」と書き送っている³²²。

ではなぜ、1500人もの群衆が興奮してベルギー人にたいして罵声を浴びせる事態にいたったのだろうか。炭鉱都市での情報収集を日常業務とする鉄道特別警視は、騒動の原因について次のように示唆する電報を発信している。

鉄道特別警視（ランス）から内務大臣（パリ）と県知事（アラス）宛電報
1892年8月15日（月）午後7時00分³²³

³²¹ ADPdC, M1804, Télégramme du Lieutenant gendarmerie (Béthune) au Préfet (Arras), au Commandant gendarmerie (Arras), le lundi 15 août 1892, 12h50. Brigadier Liévin m'informe par dépêche que rixes suivies de blessures graves ont lieu fosse 3 Liévin entre ouvriers français et belges et demande gendarmes de Lens pour prêter mains fortes je donne les ordres nécessaires à Lens pour envoyer 4 gendarmes et me rends sur les lieux vous tiendrai au courant. 県知事(Préfet)はすべてパ＝ド＝カレ県知事(Préfet du Pas-de-Calais)を指す。()内の地名は発信・受信地を示し、以下同じとする。また、元となる史料には日時のみで曜日については記載されていなかったが、当時の暦に照らし合わせて補足した。

³²² AN, BB24/905/12460/S92, Lettre du Procureur Général (Douai) au Garde des Sceaux (Paris), le mercredi 17 août 1892. なお、事件現場となったリエヴァン市はランス市に隣接する市である。各炭鉱会社の鉱区が行政区分と一致していないことはすでに述べたが（第二章一節参照）、リエヴァン市にはリエヴァン炭鉱会社の第3坑労働者都市だけでなく、ランス炭鉱会社の第3坑労働者都市もあり、紛らわしいことに双方の住宅街は隣り合わせにおかれている。史料には「リエヴァン炭鉱会社第3坑住宅街」と限定した表現も認められたが、「リエヴァン市第3坑の住宅街」と漠然とした記述も多く見られた。筆者が実際に現地を訪れたところ、リエヴァン炭鉱第3坑とランス炭鉱第3坑の住宅街は一体化しており、騒動は両方の住宅街で繰り広げられたと捉えるのが妥当だと思われる。

³²³ ADPdC, M1804, Télégramme du Commissaire spécial de police des chemins de fer (Lens) au l'Intérieur sureté générale (Paris) et au Préfet (Arras), le lundi 15 août 1892, 07h00 soir. UNE BAGARRE ASSEZ VIOLENTE ENTRE MINEURS FRANÇAIS ET BELGES S EST PRODUITE AUJOURD HUI VERS MIDI AUX CORONS DE LA FOSSE NR 3 DES

本日正午、リエヴァン炭鉱会社第3坑住宅街においてフランス人とベルギー人炭鉱労働者との間の深刻な乱闘が発生。つるはしの柄で殴り合い、ベルギー人労働者1名が頭部に重傷を負う。当節、リエヴァン炭鉱会社による大量雇用をめぐりフランス人とベルギー人労働者は競合関係にあり、昨晚の居酒屋で口論の末にベルギー人労働者たちがフランス人労働者を殴りつけたことが、この騒動の発端となった模様。(後略)

この電報では、8月15日に騒動が発生した直接の原因として、前夜の居酒屋での喧嘩が引き金となったこと、また、背景には雇用をめぐる両者の競合があったことが明らかにされている。さらに鉄道特別警視は翌16日に内務大臣と県知事に宛てた報告書のなかで、騒動の間接的な原因として、3ヶ月前にさかのぼる市議会選挙にまつわる出来事についても指摘している³²⁴。要約すると、1892年5月の市議会選挙において、パド=カレ県のいくつかの炭鉱都市ではそれまで議席を維持していた炭鉱会社の息が掛かった議員にかわり、パド=カレ炭鉱労働組合の活動家たちが議席を獲得していた³²⁵。住民たちの証言によれば、これに危機感を抱いた炭鉱会社が組合への締め付けを厳しくし、フランス人の組合員を解雇、新規にベルギー人ばかりを雇い入れていたという。また一説によれば、リエヴァン炭鉱会社はこの一ヶ月で200名のベルギー人を雇い入れ、前日の居酒屋での喧嘩も1週前に雇用されたばかりのベルギー人とフランス人との間の口論であったとも言われている³²⁶。つまり、炭鉱都市の住民たちは当初、炭鉱会社による不当な解雇について不満を抱いていたが、その不満はいつしか炭鉱会社が新たに雇い入れたベルギー人に転嫁され、8月15日の騒動へと結びついたのでと考えられる。すでに指摘してきているように北フランスの炭鉱都市では経営者は不在であり、不満の解消を図るために代わりとなる攻撃対象を求めているところ飛び込んできたのが、新参のベルギー人であった。加えて事件

MINES DE LIEVIN DE NOMBRUX COUPS DE MANCHE DE PIC ONT ETE ECHANGES A LA SUITE DESQUELS UN OUVRIER BELGE A ETE SERIEUSEMENT BLESSE A LA TETE CETTE BAGARRE OCCASIONNEE PAR RIVALITE ENTRE OUVRIERS FRANÇAIS ET BELGES CES DERNIERS EMBAUCHES PAR COMPAGNIE DES MINES DE LIEVIN EN ASSEZ GRAND NOMBRE DEPUIS QUELQUE TEMPS S EST PRODUIT A LA SUITE DE COUPS PORTES LA NUIT DERNIERE APRES DISCUSSION DANS UN CABARET PAR OUVRIERS BELGES SUR UN OUVRIER FRANÇAIS(...)

³²⁴ ADPdc, M2774, Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer (Lens), le mardi 16 août 1892.

³²⁵ 第三共和政期の地方議会選挙の動向については、本論註191も参照。

³²⁶ 副知事は「最近になって多数のベルギー人労働者が到着」、鉄道特別警視は「1ヶ月前から200名のベルギー人が雇用」、憲兵隊中尉は「しばらく前からベルギー人200名が雇用」され、喧嘩にかかわったベルギー人は「1週間前に雇用された者」と報告している。一方県知事と検事長は「1週間前より200名のベルギー人労働者が雇用」されたと報告している。Cf., ADPdc, M1804, Télégramme du Sous-Préfet (Lens) au Préfet (Arras); *idem*, Télégramme du Lieutenant gendarmerie (Lens) au Préfet et au Commandant gendarmerie (Arras), le lundi 15 août 1892, 05h05 soir; *idem*, Rapport du Lieutenant gendarmerie (Béthune), le lundi 15 août 1892; ADPdc, M2774, Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer (Lens), le mardi 16 août 1892; CAD, 18CP/88, Télégramme du Préfet (Arras) aux Ministres de l'Intérieur et des Travaux public (Paris), le lundi 15 août 1892, 07h45 soir; AN, BB24/905/12460/S92, Lettre du Procureur Général (Douai) au Garde des Sceaux (Paris), le mercredi 17 août 1892. さらに、フランスとベルギーの新聞各紙は「500から600名のポリナージュの労働者がリエヴァンに到着」、あるいは「この1ヶ月にポリナージュから300名がリエヴァン市に到着」したと報じている。Cf., *La Réforme* (20/08/1892), *La Gazette* (23/08/1892), *Le Hainaut* (24/08/1892), *Le Réveil du Nord*, *Journal des Débats*, *Le Peuple*, *L'Etoile Belge* (27/08/1892). 実際の数は不明だが、新たにベルギー人がリエヴァン市に到着したことは事実であったのではないだろうか。

発生当時、ベルギー人労働者はフランス人よりも安い給料で雇われているとの噂もささやかれており、これもベルギー人への敵意をあおる要因となったと考えられる³²⁷。

当日、現場に駆けつけた治安・司法・行政当局者たちの報告内容を総合すると、14日（日）夜から15日（月・祝）にかけて、おおよそ以下のような出来事がくり広げられたようだ。

14日日曜日夜11時過ぎ、リエヴァン市第3坑労働者都市の居酒屋においてフランス人とベルギー人労働者の間で口げんかが始まる。口論はいつしか取っ組み合いになり、最終的にベルギー人がフランス人の頭部を殴り負傷させた。翌朝、この日も休日で仕事のない第3坑の労働者たちの間に昨夜の喧嘩のうわさが広まり、怪我をしたフランス人労働者の仕返しをしようと60から70名の労働者が集まり、「ベルギー人たちを打ち負かせ」と大声を張りあげながら住宅街を練り歩きはじめる³²⁸。集団は次第に規模を拡大してゆき、一部は暴徒化してベルギー人の住宅の窓ガラスを叩き割ったり、侵入して室内を荒らしたり、はてにはベルギー人を追いかけて回し暴行を加えるものもあらわれる³²⁹。午前11時半、リエヴァン市に駐屯する憲兵班長とその部下が現場に駆けつけ、秩序回復をこころみるが効果はなく、直ちに関係各所に連絡を取る。ランス市から憲兵班が応援に到着。続いてリエヴァン市長も駆けつけ、群集を前に冷静さを取り戻すように説得を始める³³⁰。やがて、連絡を受けた憲兵隊中尉、副知事、共和国検事も到着する。到着時、興奮した群集がベルギー人を罵倒する様子は上に引用した。現地では憲兵と共和国検事による捜査が行なわれ、前夜の居酒屋での傷害事件の主謀者としてベルギー人1名を逮捕する。この日の被害状況にかんして司法当局は複数のベルギー人が重傷を負ったとの証言をえるものの、実際の負

³²⁷ ベルギー人労働者の賃金をめぐっては各紙見解が食い違う。パ=ド=カレ炭鉱労働組合の実質的機関紙である『ル・レヴェイユ・デュ・ノール』をはじめとして複数の新聞でベルギー人は低賃金で雇用されていると報じているが、ベルギーの『ラ・ガゼット』紙は現地に特派員を送り取材したところ、ベルギー人が低賃金で雇われているというのは全くの誤解であると主張している。同様に、フランスの『ル・フィガロ』紙も炭鉱会社の技師の証言として、「すべての労働者は同じ給料体制のもとにある」と報じている。Cf., *Le Réveil du Nord* (27/08/1892), *La Gazette* (30/08/1892), *Le Figaro* (13/09/1892). 筆者の個人的見解を述べれば、炭鉱会社がわざわざ国籍による給料差別を実施していた可能性は低いと考える。もし給料の違いがあるとすれば、熟練度や雇用実績の違いであったのではなかろうか。ただ、騒動を引き起こすきっかけとして重要なのは、住民たちにどのように認識されていたかであり、実際に何が真実であったのかは、ここではあまり関係がないのかもしれない。

³²⁸ ADPdc, M2774, Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer (Lens), le mardi 16 août 1892. 翌日以降の新聞各紙は「およそ500名の群集が炭鉱住宅街を練り歩いた」と報じている。また、現地に駆けつけた当局者の報告ではいずれも住民達のかけ声として「ベルギー人を打ち負かせ」のみが記録されているが、新聞各紙は「共和国万歳 (Vive la République)」「フランス万歳 (Vive la France)」「フランス人万歳 (Vivent les Français)」あるいは「フラマン人を倒せ (A bas les Flamands)」などといった喚声が住民達の間からあがっていたと報じている。

³²⁹ AN, BB24/905/12460/S92, Lettre du Procureur général (Douai) au Garde des Sceaux (Paris), le 8 décembre 1892 ; Rapport du Procureur de la République (Béthune), le 14 décembre 1892.

³³⁰ リエヴァン市長ドゥフェルネ(Édouard Defomez)は5月の市議会選挙で初当選し、同時に市議会議員たちの互選により市長へと選出されている。確認がとれなかったものの、パ=ド=カレ炭鉱労働組合の関係者であると思われる。フランスのアヴァス通信社は事件当日の様子について、「式典用の三色綬を肩にかけて騒動の現場へと到着したリエヴァン市長は、群集から「市長万歳 (Vive Mr le Maire)」との歓声とともに迎えられた」と配信し、ベルギー・フランス両国の新聞各紙がこれを報じている。Cf., ADPdc, M1804, Télégramme (Liévin) à l'Agence Havas (Paris), le lundi 15 août 1892, 03h30 soir ; *Le Figaro* (16/08/1892), *L'Etoile Belge* (17/08/1892), etc.

傷者の数は把握しきれていない³³¹。一方、新聞各紙は、15日の騒動でベルギー人5名が負傷し、うち1名が重傷を負ったと報じている³³²。夜になると事態は徐々に鎮静へとむかうが、当局は住民たちの興奮は完全に冷めやらないとして、現地に2分隊を留め置き夜間パトロールにあたらせている³³³。

ii. 騒動の期間と範囲

はたして当局者たちが警戒したように、住民たちの興奮はなかなか静まらず、そればかりか、騒動は近隣の炭鉱都市へも波及してゆく。

図4-1は騒動の伝播の推移を示したものである。8月15日(月)にリエヴァンとランス炭鉱会社の労働者都市で発生した騒動は、その後数日間、治安当局によるパトロールの効果もあり鳴りをひそめていたが、8月21日(日)に再燃する。ランス炭鉱会社の複数の労働者都市で住民たちが「ベルギー人を倒せ!」と夜通し騒ぎ立てたほか³³⁴、オストリクール炭鉱(Mines de Ostricourt)のベルギー人とフランス人労働者の間でも乱闘騒ぎが発生している³³⁵。住民たちの興奮はリエヴァン炭鉱とランス炭鉱からオストリクール炭鉱へと広がり、24日(水)にはランスとリエヴァン両市の警戒にあたる憲兵が増員される³³⁶。9月7日(水)にはこれまで騒動を免れていたクリエール炭鉱(Mines de Courrières)にも伝播し、9日(金)にはパド=カレ県の炭鉱地帯にさらに追加の憲兵が配備される³³⁷。騒動はなおも続き、9月21日(水)にはエスカルペル炭鉱(Mines de Escarpelle)、そして23日(金)にはドロクール炭鉱(Mines de Drocourt)にまで飛び火している³³⁸。10月になるとようやく事態は終息にむかい、10月6日(木)にオストリクール炭鉱の労働者都市で酔っ

³³¹ AN, BB24/905/12460/S92, Lettre du Procureur général (Douai) au Garde des Sceaux (Paris), le mercredi 17 août 1892.

³³² L'Avenir d'Arras et du Pas-de-Calais, L'Écho du Nord, Le Journal de Roubaix (17/08/1892), L'Express du Nord et du Pas-de-Calais, Le Hainaut (18/08/1892), La Gazette de Béthune, Le Petit Béthunois, La Croix d'Arras (21/08/1892). また、ベルギーの新聞では「負傷者多数」と報じているところが多い。Cf., La Réforme, La Meuse (16/08/1892), La Chronique, L'Etoile Belge, La Gazette (17/08/1892), La Gazette de Mons, La Vérité (18/08/1892). さらに、ベルギーの3紙は、オルニュ(Hornu)出身者(Louis Blin)が胸に怪我を負い病院に運ばれたが重篤な状態と実名を挙げて報じている。Cf., La Chronique (19/08/1892), Le Réforme (20/08/1892), Le Hainaut (21/08/1892).

³³³ CAD, 18CP/88, Télégramme du Préfet (Arras) aux Ministres de l'Intérieur et des Travaux public (Paris), le lundi 15 août 1892, 07h45 soir.

³³⁴ ADPdC, 1Z224, Télégramme du Maire de Lens (Lens) au Sous-Préfet (Béthune), le lundi 22 août 1892, 07h00 matin.

³³⁵ ADPdC, M1807, Rapport de Commissaire de police de Carvin, le mardi 23 août 1892.

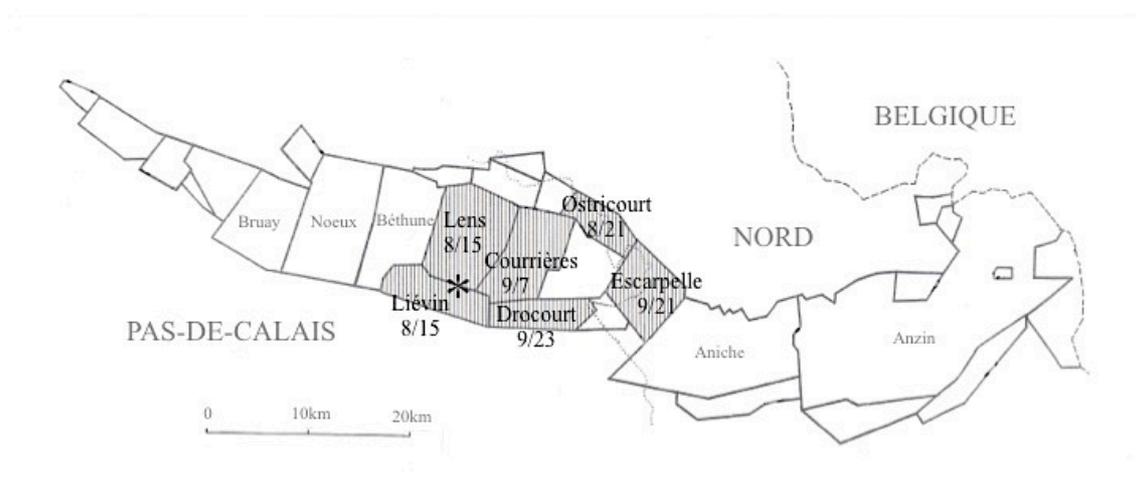
³³⁶ ADPdC, M1802, Télégramme du Commandant le 1er corps d'Armée (Lille) au Préfet (Arras), le mercredi 24 août 1892, 04h45 soir.

³³⁷ ADPdC, M1807, Lettre de l'Ingénieur de la Compagnies des Mines de Houille de Courrière (Billy-Montigny) au Préfet (Arras), le jeudi 8 septembre 1892; *idem*, Bulletin de renseignements du chef d'escadron (Arras), le vendredi 9 septembre 1892.

³³⁸ CAD, 18CP/88, Télégramme du Commissaire spécial de police des chemins de fer (Lens) à l'Intérieur sureté générale (Paris) et au Préfet (Arras), le jeudi 22 septembre 1892, 2h25 soir; *Le Progrès du Nord, La Réveil du Nord* (26/09/1892). なお、一部の先行研究では、1892年の「ベルギー移民排斥事件」はドロクール炭鉱で繰り広げられたとの記述がみられるが、これは正確ではない。確かに8月26日以降ドロクール炭鉱区で騒動が発生するとの噂があり、当局も警備を強化していたが、実際には9月23日にベルギー人とフランス人との間で小競り合いが一件あったのみである。

た労働者たちが「ベルギー人を倒せ！」と騒ぎ立てたのを最後に騒動の報告はなくなる³³⁹。12日（水）には事態は終息したとして、各炭鉱都市で警備の任務についていたすべての憲兵に対して帰還命令が出され、翌13日（木）には撤退が完了している³⁴⁰。

図4-1 騒動の伝播（1892年8月-9月）



〔出典〕 筆者作成

〔註記〕 枠内はそれぞれの炭鉱会社の鉱区を示す。また、図右の点線はベルギー=フランスの国境、図中央の点線はノール=パド=カレの県境を示す。

8月15日から始まった「ベルギー移民排斥事件」は実質的には10月6日まで、あるいは憲兵隊の撤退までをひと区切りとするならば10月13日まで、およそ1ヶ月半から2ヶ月間という長期にわたり継続したことになる。また騒動の範囲も、パド=カレ県内の炭鉱会社6社の鉱区（15市）に広がり、騒動のほぼすべてが労働者都市の内部——より正確には住民たちが生活をする炭鉱住宅街——において発生している³⁴¹。このように、1892年の「ベルギー移民排斥事件」は長期化し、さらに拡散したことに大きな特徴があると言えるだろう。ではなぜ、炭鉱都市の住民たちの興奮はこれほどまでに持続し、周辺都市にも伝播したのだろうか。この問いについては、次節で考察してゆくこととする。ただ、一つだけ、騒動に持続性と拡散性を与えた外的要因として、暦にかんする事柄についてだけ指摘しておく、騒動の発生周期として炭鉱労働者の仕事がない休日により多く発生する傾向があることが見出だせる。炭鉱労働者とその家族にとって休日といえはまず日曜日があるが、それだけでなく1892年の8月から10月にかけては、騒動が始まった8月

³³⁹ ADPdc, 1Z224, Télégramme du Lieutenant gendarmerie (Lens) au Préfet et au Commandant gendarmerie (Arras) etc., le vendredi 7 octobre 1892, 08h15 matin.

³⁴⁰ ADPdc, M1807, Rapport du Lieutenant gendarmerie, le jeudi 13 octobre 1892.

³⁴¹ 9月16日（金）と同月19日（月）の2回だけ、炭鉱労働者と見られる集団が近隣の農家で働くベルギー人を襲撃する事件が発生している。詳細は補遺2の当該日を参照。

15日の聖母被昇天祭の祝日にはじまり、9月には北フランスの炭鉱都市の住民たちにとって重要な行事であるデュカスの祭り（第2章2節参照）が各自治体で開催されていたほか、9月22日は共和制が布告されてからちょうど100周年にあたり、第三共和政府は「フランス革命」にかかわる記念行事の一環としてこの年にかぎり9月22日を国民の祝日と指定していた³⁴²。また、仕事は休みとはならないが、2週間に1度の給料日にも酔余の口論が騒動へと発展している事例が見てとれた。このような炭鉱都市に折々みちる祝祭的な空気が住民たちの興奮にそのつど火をついで、騒動の長期化を招いていた一因となっていたと推測できる。

第三節 現地住民たちの行動と態度

本節では、炭鉱都市のフランス人住民たち——労働者、その妻や母親、そして子どもたち、あるいは組合加入者やその指導者たち——の行動と態度を具体的に検証しながら、なぜ、現地住民たちはそのような行為におよんだのか、そしてなぜ、現地住民たちの興奮は一ヶ月半以上も持続しえたのか、考察をこころみる。

i. 労働者たち

炭鉱都市のフランス人住民の中で最も目立つ行動を見せたのは労働者たちである。以下に具体例を示しながら、労働者たちは、なぜそのような行為を選択したのか、これらの行為の規範はどこにあったのか、検証してゆこう。

騒動の期間中に観察されたフランス人労働者たちによるベルギー人住民に対する行為を類型化すると、「街頭デモ」、「打ち壊し」、そして「暴行」の3つにおおよそ分類することができる。

a) 街頭デモ

期間中最も多く見られた行為が「街頭デモ」であった。以下が、その様子を伝える史料からの引用である。

憲兵隊中尉（ランス）から県知事と憲兵隊少佐（アラス）ほか宛電報
1892年9月17日（土）午前8時³⁴³

³⁴² ランス市でもこの共和制100周年記念式典のために、1000フランの特別予算を計上していたことが報じられている。Cf., *La Gazette de Béthune* (18/09/1892). また同様のフランス革命にかかわる記念行事の一環として、1892年10月8日（土）にはリール攻囲略奪100周年の記念式典が開催されている。この式典出席のためリールを訪問していたカルノー大統領(Marie-François-Sadi Carnot)は、わざわざこの機会にあわせて、「ベルギー移民排斥事件」で有罪判決を受けた炭鉱夫41名について恩赦を認める大統領令を出している。Cf., ADPdC, M1807, Lettre du Ministre de l'Intérieur (Paris) au Préfet (Arras), le mardi 27 septembre 1892.

³⁴³ ADPdC, M1807, Télégramme du Lieutenant gendarmerie (Lens) au Préfet, au Commandant gendarmerie (Arras), au Sous-préfet, Procureur (Béthune), le samedi 17 septembre 1892, 8h matin. Nombreux rassemblements criant bas Belges occasionnés par individus cherchant à allumer mannequin paille devant maison Belges se sont formée hier vers 7 heures soir dans coronis

昨夜 [9月16日(金)] 7時頃、バタイユ炭鉱住宅街においてベルギー人を倒せと叫ぶ人だけができる。ベルギー人の住宅前で藁人形を燃やす騒動。憲兵が介入し直ちに鎮圧。暴力行為は無し。10時には静寂に戻る。リエヴァン、ドロクール、オワニー、ワングルは異常なし。

『ラヴニール・ダラス・エ・デュ・パ＝ド＝カレ』紙、1892年9月17日(土)付³⁴⁴

昨夜 [9月15日(木)] 7時頃、炭鉱夫たちからなる複数の集団が三色旗を先頭にクリエール炭鉱会社のメリクール労働者都市を「ベルギー人を倒せ！」と口々に叫びながら練り歩いた。駆けつけた警備員が旗をもぎとり、憲兵隊の到着とともにデモ隊はちりぢりに去った。

労働者たちは隊列を組み「ベルギー人を倒せ！」とのシュプレヒコールをあげながら炭鉱住宅街を練り歩くという示威行進を繰り返している。騒動の期間中、少なくともこのような「街頭デモ」が33回観察できた。上の引用にはデモ隊がベルギー人に見立てた藁人形を用意しそれを燃やしたり、三色旗を掲げていたりしていても描写されている。

b) 打ち壊し

デモ行進に次いで多く観察できたのが、ベルギー人の住宅を襲撃するという行為であった。その様子を、以下に引用する。

検事長(ドゥエ)から法務大臣(パリ)宛書簡、1892年8月26日(金)付³⁴⁵

(前略) フランス人労働者の集団が街頭を駆け巡り、ベルギー人労働者の住宅に石を投げ込んだり、棒で叩いたりして窓や戸口を破壊した。70軒の住宅が被害にあうも人的被害はない模様。(後略)

『ル・レヴェイユ・デュ・ノール』紙、1892年9月9日(金)付³⁴⁶

bataille gendarmerie est intervenue aussitôt aucun acte de violence calme était rétabli à 10 heures rien à signaler à Liévin Drocourt Oignies et Wingles.

³⁴⁴ *L'Avenir d'Arras et du Pas-de-Calais*, le samedi 17 septembre 1892. Hier, vers sept heures du soir, des bandes de mineurs, précédés d'un drapeau tricolore, ont parcouru les cités ouvrières dites de Méricourt, dépendant des Mines de Courrières, en criant : A bas les Belges ! Le garde, intervenant, s'est emparé du drapeau ; les manifestants se sont dispersés à l'arrivée de la gendarmerie.

³⁴⁵ AN, BB24/905/12460/S92, *Lettre du Procureur général (Douai) au Garde des Sceaux (Paris)*, le vendredi 26 août 1892. (...); plusieurs bandes d'ouvriers français ont parcouru les rues des corons brisant à coups de pierres ou à coupes de bâtons les fenêtres et les portes des habitations occupées par des ouvriers belges. Soixante dix maisons ont été ainsi endommagées, on ne m'a signalé aucune violence contre les personnes. (...)

³⁴⁶ *Le Réveil du Nord*, le vendredi 9 septembre 1892. **Troubles graves aux mines d'Ostricourt** – Pendant la nuit de mardi à mercredi vers onze heures une bande d'ouvriers mineurs a parcouru les corons de la Cie des mines d'Ostricourt lançant des pierres e (*sic*) brisantes portes et fenêtres aux demeures des ouvriers belges. Bon nombre de maisons du n° 2 et des corons du Moulin ont eu à souffrir de cet attentat, c'est aux corons du Moulin que les dégâts sont les plus conséquents. La gendarmerie de Carvin, aussitôt prévenue, est accourue sur les lieux en compagnie de M. Carré commissaire de police, mais la bande se dispersant (*sic*) est allée dans le village de Libercourt où elle opéra le sac des diverses demeures de belges habitant cette localité.

オストリクール炭鉱の暴動 火曜日から水曜日にかけての夜 11 時頃、炭鉱夫の一团がオストリクール炭鉱会社の炭鉱住宅街を練り歩き、ベルギー人労働者の住居に石を投げこみ、戸口や窓を破壊した。第 2 坑住宅街とムーラン炭鉱住宅街の相当数の住宅がこの襲撃にあい、とりわけムーラン住宅街の被害は甚大であった。カルヴァン市の憲兵隊が通報を受け、カレ警視とともに現場に駆けつけるものの、一团は散り散りにリベルクール村に逃げ込み、そこでもベルギー人の住宅を荒し回った。なかでもルクレック夫婦とブルトゥ氏の 2 軒の居酒屋は深刻な被害をこうむり、ブルトゥ氏の店ではすべてが破壊し尽くされた。(後略)

このように集団でベルギー人の住宅を打ち壊す行為が、期間中少なくとも 26 回観察できた。ほとんどの場合、襲撃は夜間に実行され、石や棒を用いて家屋の窓ガラスや戸口を破壊するのだが、時には住居内を荒らしたり、略奪したりする行為も見られた。ベルギー人でも居酒屋などの商いにたずさわるものは、とりわけ標的にされやすかったようである。

c) 暴行

「街頭デモ」と「打ち壊し」がエスカレートし、一部がベルギー人の身体に直接危害を加えることもあった。以下はランス炭鉱会社の労働者都市での出来事である。

『ラ・ガゼット・ドゥ・ベチューヌ』紙、1892 年 9 月 11 日 (日) 付³⁴⁷

水曜午後 [9 月 7 日] はランス炭鉱会社第 4 坑と 5 坑の給料の支払日であった。夜になると居酒屋には人が集まり、フランス人とベルギー人炭鉱夫の間で言い争いが発生した。(中略) 深夜 0 時半から 1 時にかけて一团が、ボワ、バタイユ、ムーラン炭鉱住宅街、そしてサン=レオナル、サン=タメ、サン=テオドル労働者都市を駆け巡り、口々に「ベルギー人を倒せ！」と叫び声をあげながら、巨大な杭や鉄の棒を用いてベルギー人労働者の住宅の窓や戸口を破壊した。(中略) サン=タメ労働者都市に住むヴァンドノードは自宅の窓ガラスが壊される音を耳に

Deux estaminets entre autres ont été fortement éprouvés : Celui des époux Lecocq et celui du sieur Brutoux. Dans le dernier, notamment, il n'y a pas une pièce du mobilier qui n'ait pas été atteinte. (...)

³⁴⁷ *La Gazette de Béthune*, le dimanche 11 septembre 1892. Mercredi après-midi a eu lieu le paiement de quinzaine aux fosses nos 4 et 5 des mines de Lens. Le soir, une vive animation régnait dans les cabarets et des discussions éclataient entre mineurs français et belges. (...) En effet, entre minuit et demie et une heure, une bande d'individus commença à parcourir les corons du Bois, de la Bataille, du Moulin et les cités ouvrières St-Léonard, St-Amé, St-Auguste et St-Théodore, criant : « A bas les Belges ! » et brisant à l'aide d'énormes bâtons et de barres de fer les fenêtres et portes des maisons occupées par des ouvriers belges. (...) Un sieur Vandenhode, habitant la cité St-Amé, entendant le bruit des carreaux qu'on venait de briser chez lui, sortit armé d'une fourche, dans le but de surprendre les auteurs de ce bris de clôture, mal lui en prit, car il fut roué de coups par une bande de quatorze ou quinze individus et laissé sur le pavé, baignant dans son sang. Ce mineur, qui est un sujet belge, porte de sérieuses blessures à la tête et sur tout le corps. M. Baudoin, docteur à Lens, qui l'a visité, a constaté que Vandenhode portait à la tête deux plaies en croix de 5 à 6 centimètres, il a aussi relevé trace de 25 à 30 ecchymoses sur le cou, le dos et les reins de ce malheureux qui est dans un tel état de prostration (*sic*) que l'on craint pour ses jours ; il a en outre une fracture du médus de la main gauche. La femme Vandenhode a aussi été victimes de la brutalité de ses forcenés, elle porte trace d'ecchymoses et a eu une dent brisée en venant au secours de son mari. (...) なお、ランス炭鉱会社の記録では、この件で被害者となったベルギー人の名字のつづりは Vandenoode としている。Cf., CAMT, 1994/055/0080, Note de la Société des Mines de Lens (Lens), le jeudi 8 septembre 1892.

し、不法侵入者たちを追い払おうと〔園芸用〕フォークを手にとり外へ出たところ、14人から15人程の集団から袋叩きにあい、あげくのはてに血まみれのまま敷石の上に放置された。被害にあったヴァンドノードはベルギー人の炭鉱夫で、頭部および全身に重傷を負った。往診したランス市のボドワン医師によれば、頭部に5~6センチの十字形の創傷と、頸部、背中、腰部にかけて25から30カ所の斑状出血があり、命が危ぶまれる状態であった。さらに左手の中指も骨折していた。また、夫を救助しようと外へ出たヴァンドノードの妻も暴徒の犠牲となり、複数の皮下出血の跡が残り、歯も一本へし折られた。（後略）

おそらくヴァンドノードが園芸用フォーク——炭鉱住宅の住民たちは家庭菜園で使用する農具を常備していたと考えられる——を持っていたため反撃してくると誤解され、興奮した群集は前後の見境なく暴行を加えたのではないだろうか。上に引用した事例はベルギー人が一方的に被害にあっているが、逆にベルギー人のほうからフランス人を挑発して乱闘を招き、フランス人に怪我人が出るような事例もあった。期間中こうした暴力行為が、少なくとも10回観察できた。

*

さて、騒動の期間中に観察できたフランス人労働者たちによるベルギー人住民に対する行為を、「街頭デモ」、「打ち壊し」、そして「暴行」に類型化したのだが、これらの行為は、ストライキにおける炭鉱労働者の行動様式（第二章四節参照）と類似していることが指摘できる。とりわけ、ベルギー人に対する行為はストライキ破りに対する行為と同一であると見てとることができるだろう。これを裏打ちするように、期間中には小規模ながら5回の突発的なストライキが発生しているほか、ストライキにはつきものの組合集会も18回開催されていることが確認できた³⁴⁸。つまり、1892年の「ベルギー移民排斥事件」は一方で、労働争議の性格を帯びていたと考えられる。

では、「ベルギー移民排斥事件」のなかに労働争議の構図を認めるとするならば、労働者たちは雇用主である炭鉱会社に対して何を要求していたのだろうか。表4-1は騒動の期間中に組合集会で決議された各炭鉱会社への要求事項の一覧である。騒動の発端となったランス炭鉱第3坑とリエヴァン炭鉱の労働者たちが参加した8月18日の組合集会をはじめとして、確認できただけで4回の集会において会社側への要求事項がとりまとめられているのだが、そのいずれにも、ベルギー人の解雇（雇用停止）が盛り込まれていることが見てとれる。ただし、正確にはベルギー人すべてが解雇の対象とされていたわけではなく、雇用されて日の浅い、あるいは、坑内監督などより高い役職についているベルギー人との条件がつけられている。裏を返せば、この条件に適合しないフランスの炭鉱都市に長く暮らしてきたベルギー人労働者のことは容認していたとも理解でき、組合加入者たちは滞在歴や役職に応じてベルギー人を区別していたことが読み取れる。また、要求事項

³⁴⁸ 期間中に発生した5回のストライキは次の通り；8月22日（月）オストリクール炭鉱（オワニー市）、8月24日（水）ランス炭鉱第8坑（ヴァンダン＝ル＝ヴィエイユ市）、およびリエヴァン炭鉱第3坑（リエヴァン市）、9月12日（月）ランス炭鉱第7坑（ワングル市）、9月24日（土）クリエール炭鉱（メリクール市）。確認できた組合集会の開催回数は次の通り；ランス鉱区9回、リエヴァン鉱区3回、ドロクール鉱区5回、クリエール鉱区1回。詳細については補遺2を参照。

のもうひとつの柱として、炭鉱会社から解雇された労働者の再雇用を求めていることも見てとれる。これら二つの要求事項は、前節で触れた鉄道特別警視による騒動の発端にかんする分析——5月の市議会選挙後に解雇者が続出し、それと同時に新規のベルギー人の雇用がなされ、騒動の発生につながったとする見方——とも符合している。なお、集会で取りまとめられたこれらの要求事項は、後日、労働者代表——これも組合集会で選出・承認される——が主任技師のもとを訪問し、口頭で直接伝えられている³⁴⁹。

表 4-1 組合集会と要求事項（1892年8月-9月）

集会日	参加者	参加人数	要求事項
8月18日(木)	ランス炭鉱第3坑労働者 リエヴァン炭鉱労働者	1000~1500人	i. 新規採用ベルギー人の解雇 ii. 解雇者の再雇用
8月24日(水)	ランス炭鉱第8坑労働者	300~400人 一説には850人	i. ベルギー人の新規採用の停止 ii. 解雇者の再雇用
9月9日(金)	ドロクール炭鉱労働者	500~600人	i. ベルギー人坑内監督の解雇 ii. (フランス人) 医師と警備員の解雇 iii. 解雇者の再雇用 iv. 共済組合基金の再編
9月12日(月)	ランス炭鉱第7坑労働者	400人	i. 外国人職員・坑内監督の解雇 ii. 勤続10年未満のベルギー人労働者の解雇

[出典] 筆者作成

それではさらに、ベルギー人がスト破りと同じ位置づけを与えられていたと仮定するならば、フランス人労働者たちはベルギー人労働者に対してどのような感情を抱いていたと考えられるだろうか。本論第二章では、北フランス炭鉱都市におけるストライキ破りに対する暴力の行使は、空間内の秩序維持のためであり、斉一性への圧力であったのだと読み解いた。このような労働者たちの行動原理にもとづけば、フランス人労働者たちの行為は表面的にはベルギー人労働者たちに対して敵対的ではあるものの、その心理の奥底では、彼らの存在をはなから否定し一方的に排除しようとしていたのではなく、むしろベルギー人労働者たち——とりわけ滞在歴の長いベルギー人労働者たち——に「自分たちと同じであること」を求めていたのだと解釈することができるのではないだろうか。鉄道特別警視は騒動の期間中にもベルギー人労働者たちが組合集会に参加していたことを報告している³⁵⁰。そもそもパドカレ炭鉱組合の『定款』には組合の加入には国籍は不問であることが明記されており、ベルギー人労働者——とりわけ滞在歴の長いベルギー人労働者——が「組合加入者」であったとしても何ら矛盾はない。北フランスの炭鉱都市に生活する労働者たちの間で「われわれ」と「彼ら」の峻別がなされていたとするならば、ベルギ

³⁴⁹ これらの手順からも、対話路線を重んじるパドカレ炭鉱労働組合の姿勢というものがうかがえるのではないだろうか。

³⁵⁰ 例えば、9月9日(金)と15日(木)にドロクール鉱区で開催された組合集会の参加者について「多数のベルギー人を含む」との言及がある。Cf., ADPdc, M1807, Télégramme du Commissaire spécial de police des chemins de fer (Lens) à l'Intérieur sureté générale (Paris) et au Préfet (Arras), le samedi 10 septembre 1892; Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer (Lens), le vendredi 16 septembre 1892.

一人かフランス人かという国籍の問題もさることながら、「組合加入者」であるか「組合非加入者」であるかという部分にも、重要な分水嶺があったと考えられる³⁵¹。

ii. 逮捕者たち

騒動の開始直後より、治安当局および司法当局は炭鉱都市に人員を派遣し、住民たちに違法な行為があった場合にはすぐさま介入をおこなっている。以下に、騒動に関連して逮捕・起訴された者たちの素性を明らかにしながら、誰が、そして何を契機として違法行為に加担したのか、検証してゆこう。

1892年の「ベルギー移民排斥事件」に関連すると判断した逮捕・起訴は1892年8月から12月にかけて81件あり、総勢79名がベチューヌにある軽罪裁判所で裁かれ、78名に有罪判決、1名に保護観察処分が宣告されている³⁵²。このうち77名が男性、2名が女性、また、72名がフランス国籍、6名がベルギー国籍であった³⁵³。

表4-2は逮捕・起訴の罪状の一覧である。当局が最も多く取り締まった事柄、別の言い方をすれば最も頻繁に見られた違法行為は、「不法侵入による器物損壊(*bris de clôture*)」であり、前項でみた「打ち壊し」の行為がこれにあたる。次に多かったのは「傷害(*coups et blessures*)」で、これも前項の「暴行」でみられた行為である。その他、官吏侮辱・暴行(*outrages agents, violences agents*)や酩酊(*ivresse*)も数多く取り締まられていたことが見てとれる。これらの罪状についての判決として、保護観察処分、罰金(5から25フランまで)、あるいは禁固刑(6日から6ヶ月まで)などが言い渡されている。

では、どのような人物が犯罪行為におよんだのだろうか。表4-3は逮捕・起訴者の年齢構成を示している。逮捕・起訴者の平均年齢は26.7歳で、全体として20代前半、そして10代後半と20代後半の世代が多かったことが分かる。第二章で炭鉱住宅の住民について分析を行なったさい、世帯主の平均年齢は41.3歳で、30・40代を中心に構成されていたことを指摘した(表2-5参照)。これらの平均年齢を照らし合わせれば、住民の中でも子ども世代、あるいは世帯を持ったばかりの若い世代が、より積極的に逸脱行為におよんでいたと見ることはできるのではないだろうか。また、逮捕・起訴者の職業はほぼすべてが炭鉱夫であり³⁵⁴、逮捕時の住所もすべて労働者都市に、出生地も大半が北フランスからベルギーにかけての炭鉱地帯にあることから(表4-4参照)、1892年の「ベルギー移民排斥事件」は炭鉱都市内部の構成員たちによってなされた事件であったと捉えることがで

³⁵¹ パド=カレ炭鉱労働組合に加入しているか否かは、原則の上ではひと月50サンチームの会費を支払っているかで区別されるが、組合集会の参加者全員がはたしてこのような正式な組合加入者であったかは不明である。ここで指摘する「組合加入者」とは、労働者の「総意」に賛同し行動をとる者との緩やかな定義を念頭においている。なお、1891年10月時点でのパド=カレ炭鉱労働組合の公称の加入者は2万5000名で、そこから算出した組織率は59%であった。

³⁵² 逮捕・起訴者の一覧は巻末の補遺1の表11を参照。逮捕・起訴件数と逮捕・起訴者の数にずれが生じているのは、2名が期間中に2度逮捕・起訴されているからである。

³⁵³ 1名(補遺1の表11の24番の人物)の国籍については、国勢調査原簿、出生届、兵役簿などにあたったが確認がとれなかった。

³⁵⁴ 79名中76名が炭鉱夫、1名が日雇労働者、女性2名が主婦であった。補遺1表11参照。

きるだろう。さらに、これら逮捕・起訴者の個人情報のパド=カレ県の兵役簿で照会したところ³⁵⁵、およそ半数の 39 名分の記録を見つけることができた。このうち犯罪歴が 1892 年の事件一回のみである者は 18 名であったに対して、事件以前にすでに犯歴があった者、あるいは事件後に再犯を重ねていた者は 21 名であった。判明しているデータを見る限りでは、逮捕・起訴者の中には普段は犯罪とは無縁であった者と、普段から犯罪を繰り返している者の両方が混在していたことが分かる。

表 4-2 逮捕・起訴の罪状

罪状	件数
不法侵入（器物損壊）	59
傷害	13 (3)
官吏侮辱	11
酩酊	7
官吏暴行	6 (1)
暴行	1 (1)
脅迫	1
銃砲類不法所持	1 (1)
無銭宿泊	1
放浪	1

[出典] ADPdC, 3U2/691, Tribunal de grande instance de Béthune, Registre d'audience correctionnelle, 1892 ; ADPdC, 1R/8001-8146, Registres matricules du recrutement militaire ; CAD, 13ADP/14, Tribunal Civil de Béthune. Parquet du Procureur de la République (16/09/1892) ; AN, BB/18/1883/634A92, Cour d'appel de Douai, Parquet du procureur général ; AN, BB/24/905/12460/S92, Grève des ouvriers mineurs français de Lens et de Liévin, Rixes entre ouvrier français et étranger、および新聞各紙の裁判記事より筆者作成。

[註記] () 内はベルギー人によるもの。

表 4-3 逮捕・起訴者の年齢構成

年齢	人数
15～19 歳	17
20～24 歳	21 (2)
25～29 歳	17 (1)
30～34 歳	8 (1)
35～39 歳	6 (1)
40～44 歳	4
45～49 歳	4 (1)
50～54 歳	0
不明	2
合計	79 (6)

[出典] 表 4-2 に同じ

[註記] () 内はベルギー人の数。

³⁵⁵ 兵役簿には原則として、成人のフランス人男性の戸籍情報、身体的特徴、軍歴をはじめとして、識字度、犯罪歴、転居歴などの個人情報が記録されている。

表 4-4 逮捕・起訴者の出生地

出生地	人数
パ＝ド＝カレ県	37
ノール県	20 (1)
ベルギー	3 (2)
その他	1
不明	18 (3)
合計	79 (6)

[出典] 表 4-2 に同じ

[註記] () 内はベルギー人の数。

他方、炭鉱都市の住民たちは治安・司法当局者に対してどのような態度を示していたのだろうか。当局による報告書には、捜査員が騒動の目撃情報をもとめて各戸を訪問すると、「男性たちは自宅の奥に身を潜め、妻がもっぱら戸口で対応する」とのように、住民たちが一様に捜査に非協力的であった様子が記録されている³⁵⁶。このような非協力的態度からは、炭鉱住宅街の住民たちの結束の強さというものが読み取れるだろう。ちなみにベルギー人住民はと言えば、襲撃があると「恐怖のためすぐさま身を隠してしまい、犯人を目撃していない」とのことで、捜査は難航し立件にいたらなかった事例も多数あった³⁵⁷。

*

ところで、鉄道特別警視は騒動の期間中に作成した報告の中で、「炭鉱夫たちは非常に感化されやすい性格(*tempérament impressionnable*)である」と、その集団心理を分析している³⁵⁸。この指摘のように、炭鉱労働者たちは安易なきっかけで衝動的に行動している事例がしばしば観察できた。例えば、8月15日の一件で逮捕・起訴されたフランス人労働者ラマンとミルヴィルは、ベルギー人労働者を追い回し、あげくの果てに無防備なベルギー人の頭を棒で執拗に殴りつけた行為について、「ベルギー人だから殺さなければならぬとの叫び声が聞こえたから殴り掛かった」と、供述書のなかで弁明している³⁵⁹。

また、炭鉱都市でささやかれる噂の数々も、労働者たちの行動を動機づけるのに重要な役割を果たしていた。例えば、8月15日に始まった騒動の余波をうけ、ベルギーの炭鉱で働いているフランス人労働者が帰還を余儀なくされているとの噂が8月下旬より流れ、一時は収まったかに見えた騒動に再び火がつききっかけとなっている。折しもランス・リエヴァン市からはベルギー人労働者たちが次々と帰還をしていたため、この噂には信憑性があるかにも見られたが、結局、8月末に無銭宿泊と放浪のかどでフランス人炭鉱夫が逮捕され、この男が騒動に便乗し、自分はベルギーから追われた炭鉱夫だと吹聴してまわり——実際には8月21日にアラス刑務所を出所したばかりであった——住民たちから同情を得るとともに、ベルギー人に対する憎悪を焚きつけていたことが明らかとなって

³⁵⁶ AN, BB24/905/12460/S92, Lettre du Procureur général (Douai) au Garde des Sceaux (Paris), le vendredi 26 août 1892, etc.

³⁵⁷ *Ibid.* なお、この報告をはじめとして新聞記事などにも、恐怖におののくベルギー人の様子がしばしば描写されており、ベルギー人=臆病者とのステレオタイプが機能していたと指摘できるのではないだろうか。

³⁵⁸ ADPdC, M1897, Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer (Lens), le vendredi 26 août 1892.

³⁵⁹ AN, BB24/905/12460/S92, Lettre du Procureur général (Douai) au Garde des Sceaux (Paris), le 8 décembre 1892.

いる³⁶⁰。この後もフランス人がベルギーの炭鉱会社から解雇され、さらにベルギー人炭鉱夫からひどい仕打ちを受けて帰還してきている者がいるとの噂が流れ、仕返しのためにベルギー人を襲撃する事件が発生している³⁶¹。おそらく、ベルギーにおいて反仏感情が高まっているとの情報が新聞紙上でやや誇張され報道されていたことに原因があるものと考えられる。ただ、このような噂が表出した背景には、あくまでも推測ではあるが、フランス人住民たちの中にベルギー人を帰国に追いやっていることについて多少の後ろめたさがあり、フランス人も同様にベルギーで被害にあっているとの噂に自分たちの行為の正当性を得ようとする心理もはたらいていたのではないだろうか。この他、居酒屋でベルギー人労働者たちがワインをあおりながら「フランス人の血を飲み干してやった」と挑発したとの噂や³⁶²、ベルギー人炭鉱夫が若いフランス人女性に「暴行」をはたらいたとの噂³⁶³などが飛び交い、その度にベルギー人に対する報復行為が引き起こされている。

iii. 女性たち

騒動の期間中は労働者たちだけでなく、女性たちも積極的に行動している。治安当局者が作成した公文書には女性たちの様子についてはわずかにしか記録されていないが——当局はあくまでも炭鉱労働者がストライキに突入することを警戒し、彼らの動向に注意を払っていたと思われる——、新聞紙上では彼女たちの振る舞いについて比較的詳細に報じられている。以下に具体例を示しながら、女性たちはなぜ、そして何のために行動を起こしていたのか、検証してゆこう。

まずは8月下旬に報じられた、フランスの複数の新聞が兵役義務をめぐる女性たちの言動についての記事である。

『レコー・デュ・ノール』紙、1892年8月25日（木）付³⁶⁴

³⁶⁰ この噂については当局も把握しているほか、新聞でも報道されている。ADPdc, 1Z224, Télégramme du Lieutenant gendarmerie (Lens) au Préfet, au Commandant gendarmerie (Arras), le jeudi 25 août 1892, 7h45 matin ; *Le Journal de Lillers*, (03/09/1892) ; *L'Écho de Béthune*, *Le Petit Béthunois* (04/09/1892), etc. なお、ベルギー人の帰還とベルギーでの反響については次章以降で改めて論じる。

³⁶¹ 9月6日のオワニー市（オストリクール鉱区）での騒動はベルギーからの帰還の噂が発端となっている。Cf., ADPdc, M1807, Télégramme du Commissaire spécial de police des chemins de fer (Lens) au l'Intérieur sureté générale (Paris) et au Préfet (Arras), le mercredi 7 septembre 1892, 03h15 soir ; *Le Réveil du Nord* (14/09/1892), etc.

³⁶² 実際にベルギー人からこのような発言がなされたのか真偽のほどは分からないが、北フランスの労働者にはワインは比較的高価な飲物であるだけに（第二章三節参照）ことさら挑発的であり、ベルギー人への憎しみをあおるには十分な噂であったことは確かであろう。Cf., *L'Écho du Nord*, *Le Progrès du Nord*, *Le Temps* (27/08/1892) ; *La Gazette de Béthune* (28/08/1892), etc.

³⁶³ これについては実際に、ベルギー人炭鉱夫がフランス人女性（20歳）を脅し金品を奪い取った事件が発生している。ただし罪状はあくまでも「暴行(violence)」であり、「婦女暴行(viol)」としては立件されていない。Cf., ADPdc, M1807, Télégramme du Commissaire de police de Carvin (Libercourt) aux Préfet (Arras), Sous-Préfet, Procureur de la République (Béthune), le mercredi 7 septembre 1892, 10h15 matin ; AN, BB18/1883/634A92, Lettre du Procureur général, le vendredi 9 septembre 1892, etc.

³⁶⁴ *L'Écho du Nord*, le jeudi 25 août 1892. (...) Les femmes se montrent beaucoup plus surexcitées que les hommes et principalement celles dont les maris viennent de partir pour accomplir une période de vingt-huit jours. C'est une série d'invectives de la part de celles-ci à l'adresse des femmes belges, dont les maris disent-elles, profitent des avantages accordés aux Français sans en supporter les charges. 引用記事のほかにも複数の新聞が同様のことを報じている。Cf.,

(前略) 女性たちの方がむしろ、男性たちよりも感情をひどく高ぶらせている。とりわけ、28 日間の義務に出立した夫をもつ妻たちの興奮ははなはだしく、ベルギー人妻たちにむけて罵詈雑言を浴びせかけている。曰く、ベルギー人の夫たちは義務が課されることなく、利益だけを享受しているとのこと。

28 日間の義務とは、予備役にあるものが軍事演習のために 28 日間召集される制度のことである。1892 年のパド=カレ県ベチューヌ郡では、8 月 22 日 (月) がこの予備役の召集日にあたり、当該男性たちはこの日から 28 日間——9 月 18 日 (日) まで——炭鉱都市を留守にすることとなる。引用記事は召集日当日 (8 月 22 日) の炭鉱都市の様子を報じたものである。フランスとベルギーの徴兵制度の格差についてはすでに説明したが (第三章三節参照)、女性たちはとりわけ、フランス人の夫が 28 日間の義務をはたすたすために不在となりその間の収入がなくなる一方で、同世代——28 日間の義務の対象年齢は 20 代後半であり、一番高収入が見込まれる時期でもある——のベルギー人労働者たちは炭鉱で働き続け、家計に 28 日分の収入——当時の給料は 2 週間ごとに支払われるため 2 回分の給料——をもたらすことに憤慨している³⁶⁵。フランス人妻たちは、ベルギー人妻たちが「自分たちと同じでないこと」にいまいましてさや口惜しさを感じ、夫の国籍により生じる立場の違いに嫉妬をおぼえたのではないだろうか。なお、繰り返し述べてきたように女性は婚姻時に男性の国籍に従うとの原則があるため、ともすればここで怒りにかられている女性は元ベルギー人であったかもしれないし、怒りをぶつけられた女性も元はフランス人であった可能性も捨てきれない。

*

労働者たちに見られた典型的な行動として「街頭デモ」、「打ち壊し」、そして「暴行」について言及したが、女性たちにも同じような行為が見られた。以下は、ランス炭鉱会社の労働者都市での出来事である。

『ル・プログレ・デュ・ノール』紙、1892 年 9 月 12 日 (月) 付³⁶⁶

金曜 [9 月 9 日] 午後 8 時頃、女性たちがボワ炭鉱住宅街を「ベルギー人を倒せ」と叫びながら練り歩き、食料品店を営むベルギー人アレクサンドル・ロリオ宅に押し入り、住居内を荒らしたほか、一部の商品を破損させた。

記事で報じているボワ炭鉱住宅街では 3 日前の 9 月 7 日 (水) にも騒動があり、ロリオ宅はその時に一度「打ち壊し」の被害にあっており、これが二度目の襲撃であった。労働者都市の住民の一部は自宅で小商いをする慣行があったことはすでに指摘したが (第

L'Indépendant de Boulogne-sur-Mer, Le Progrès du Nord, Le Réveil du Nord (25/08/1892), La France (26/08/1829), Gazette du Béthune (28/08/1892), etc.

³⁶⁵ 女性たちの不満が噴出した兵役期間中の収入については、この騒動の 2 年後の 1894 年に法制化された「鉱山労働者ための共済組合法」において兵役手当という細目が設けられ、不在期間中の家族の生活費が補償されることとなった。第三章一節を参照。

³⁶⁶ *Le Progrès du Nord, le lundi 12 septembre 1892. Vendredi, vers huit heures du soir, des femmes ont parcouru le corons du Bois en criant à bas les belges elles ont pénétré dans la maison du nommé Loriaux Alexandre, sujet belge, marchand épicier, où elles ont brisé de nombreux objets et détérioré certaines marchandises.*

二章二節参照)、被害にあったロリオも自宅で食料品店を営んでいる。なお、記事では夫であるロリオ氏が店を営むとも読み取れるが、正確には彼の本業は炭鉱夫であり、妻が商いの采配をふるっている。このアレクサンドル・ロリオの年齢は41歳で、13歳の時にベルギーから移住してきて以来28年間ランス市に居住しており³⁶⁷、炭鉱都市では「滞在歴の長いベルギー人」と見なされてしかるべきなのだが、なぜ二度も、それも二度目は女性たちによって襲撃されたのだろうか。理由のひとつは、その副業にあると推測される。炭鉱住宅街で商売をすることは人目をひき、標的となりやすかったのではなかろうか。実際、騒動の期間中にはロリオ宅だけではなく、炭鉱住宅街の複数の「商店」——その最たるものは居酒屋——が「打ち壊し」の被害にあっている。とりわけ女性たちにとって食料品店はきわめて身近な存在であったはずである。また、炭鉱住宅街で商売をすることは家計に副収入をもたらすことになる。ロリオ家は夫婦と2人の子ども(8歳と5歳)からなる4人世帯で、1892年度の炭鉱夫としての日給は4.75フラン、商店からの収益は一日あたり1フランであると申告している³⁶⁸。推測の域をでないが、炭鉱会社からの給与以外に商売による収益があること——しかもその商売の客として支払いをしているのは労働者都市内の住民たちである——が、炭鉱住宅街の女性たちの妬みを買ったのではないだろうか。もしくは、労働者都市では女性のほとんどが専業主婦である中で、商店を切り盛りするロリオ夫人は「自分たちとは異なる存在」と女性たちには映っていたのかもしれない。あるいはもっと単純に、押し入った女性たちの中にはこの商店で付け買いをしていた者がいたのかもしれない。いずれにせよ、労働者都市という非常に同質性の高い生活空間では、小さな差異であっても、住民関係にほころびを生じさせるきっかけとなりえたのではなかろうか。なお、ロリオ家は事件の後、1892年12月に一家そろってフランスに帰化しており、隣人たちからの「打ち壊し」行為が、ベルギー人家族にひとつの転機をもたらすきっかけとなっている³⁶⁹。このベルギー人住民の帰化にかんする問題については、章を改め論じてゆくこととする(第七章参照)。

また、「街頭デモ」や「打ち壊し」のほかにも、同じくランス炭鉱会社のボワ炭鉱住宅街では、ベルギー人主婦とフランス人主婦が(理由は定かではないが)つかみ合いの喧嘩を繰り広げ、「暴行」事件(ベルギー人主婦が負傷)へと発展した事例もあった³⁷⁰。

*

女性たちは、ただ単にベルギー人住民たちをうらやみねたんでいただけではなく、家族のためにも行動を起こしている。

『ル・クリエ・デュ・パド=カレ』紙、1892年9月18、19日(日、月)付³⁷¹

³⁶⁷ AN, BB11, 10066X92, LORIAUX, Alexandre-Joseph. なお、アレクサンドル・ロリオの妻、フェリシアも41歳で、ノール県コンデ市で生まれている。

³⁶⁸ *Ibid.*

³⁶⁹ *Ibid.* 帰化書類に付された日付を追うと、1892年10月10日に帰化申請書をランス市役所提出し、同年11月12日に県庁での審査を通過した後、同年12月5日に帰化を認める政令が公布されている。

³⁷⁰ *Le Petit Béthunois*, le dimanche 13 novembre 1892.

³⁷¹ *Le Courrier du Pas-de-Calais*, les dimanche 18 et lundi 19 septembre 1892. **Démarches auprès de Lamendin** – Un grand nombre de femmes de grévistes arrêtés et condamnés dernièrement au sujet du conflit survenu entre Belges et Français sont allées, en compagnie de beaucoup de mères de jeunes mineurs également condamnés pour les mêmes motifs, demander au

ラマンダン氏への陳情 ベルギー人とフランス人との争いで逮捕・有罪となった炭鉱夫の妻たちが、同じく有罪判決を宣告された息子をもつ母親たちと連れ立ち、ラマンダン氏のもとを訪れ、夫や息子たちのために介入するように陳情した。ベチューヌ選出の代議士は彼女たちの請願に耳を傾け、彼らについての恩赦を申請することを約束した。

政府は今回の件でも恩赦を容認することが見込まれる。

記事中の女性たちが陳情に訪れたラマンダン氏とは、前出のパド=カレ炭鉱労働組合書記長であり、炭鉱夫議員でもある人物である（第二章四節参照）。女性たちは、拘留中の夫や息子の恩赦をもとめて、政界と太いパイプをもつ地元選出の議員のもとへ陳情に訪れている（なお、同じく組合委員長であり、炭鉱夫議員でもあるバリにも同様の陳情がなされている）。この行動からは、家族の安寧を願う女性たちの強い思いというものが読み取れるのではないだろうか。

妻や母親たちの請願、そして両議員による働きかけもあり、10月には恩赦がみとめられることになる。実はストライキ関連の有罪判決者に恩赦が出されるのは当時としては珍しいことではなく、1892年の「ベルギー移民排斥事件」の関係者たちもこれと同様に扱われ、家族のもとへと帰されている。治安当局はストライキ発生に神経を尖らせ、労働者たちの逸脱行為を厳しく取り締まりながら、時には恩赦を与えるというアメとムチを使い分けていた。

iv. 子どもたち

炭鉱都市には子ども人口の比重が比較的大きかったことはすでに指摘したが、これら炭鉱住宅街の子どもたちも騒動拡大の一翼を担っていた。以下は、いずれもランス炭鉱会社の労働者都市での出来事である。

鉄道特別警視報告書 1892年8月23日(火)³⁷²

(前略) ランス炭鉱会社をはじめとして各方面からの懸念に反して、昨晚 [8月22日(月)] は比較的平穏であった。例外として、子どもたちが数ヶ月前に炭鉱地帯に移住してきたベルギー人たちの住居の前で爆竹を鳴らし、「ベルギー人

citoyen Lamendin de vouloir bien intervenir en faveur de leurs époux et de leurs enfants. Le citoyen député de Béthune a promis, bien entendu, de solliciter la grâce des condamnés. /Gageons que le gouvernement aura, cette fois encore, la faiblesse de les gracier.

³⁷² ADPdC, M1802, Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer (Lens), le mardi 23 août 1892. (...) La soirée a été, en effet, contrairement aux craintes manifestées par diverses personnes notamment par la Compagnies des mines de Lens, relativement calme, et sauf quelques pétards tirés par des gamins devant les habitations des belges arrivés depuis moins d'un ou deux le bassin houiller et des cris de ; A bas les belges, proférés par ces mêmes gamins qui, du nombre de 300 environ, ont parcouru, drapeau en tête vers 9 heures du soir, les corons aucun incident sérieux ne s'est produit entre ouvriers français et belges. (...) この騒動については新聞各紙の方が詳細に報じており、子どもたちが「太鼓やラッパ」、「三色旗や黒旗」、「藁人形」を手にしていたことを伝えている。なお、黒旗について補足しておくならば、黒旗はおそらくアナーキズムを象徴するものと考えられる。折しも1892年7月にはアナーキストのラヴァショール(Ravachol)が処刑されたばかりで(ダイナマイトを使用した爆破テロ)、当時、一部の若者たちの間でラヴァショールは英雄視されていたのではないだろうか。リエヴァン市では後日、ラヴァショールとあだ名を持つ20歳の男性が器物損壊で逮捕・起訴されている(補遺1表11参照)。

を倒せ」と声をあげたほか、夜9時頃には、総勢300名の子どもたちが旗を先頭に炭鉱住宅街を練り歩いた。

『ル・クリエ・デュ・パド=カレ』紙、1892年9月13日(火)付³⁷³

(前略)土曜[9月10日]午後8時頃、ランスにおいて子どもたちの一団がボワ炭鉱住宅街のベルギー人に見立てた人形に火をつけ、「ベルギー人を倒せ!」、「脱走兵をこらしめろ!」と騒ぎ立てる。9時頃に騒動は収束した。

子どもたちは大人たちの行為をそのままに——「ベルギー人を倒せ」という掛け声から旗や藁人形というディテールにいたるまで——模倣していることが見てとれる。これらの子どもたちはいたって無邪気に大人たちの「街頭デモ」を真似たのだと見なすこともできるが、その一方で滞在歴の短いベルギー人を標的としていたり、「脱走兵をこらしめろ」とベルギー人に兵役義務がないことを非難したりするなど、大人たちの言い分をきちんと理解した上で行動していた可能性もある。いずれにせよ、炭鉱都市では大人のみならず子どもたちまでもが、ストライキにおける行動様式——さらに敷衍すれば、炭鉱都市の住民たちの行動規範——に従っていたと指摘できるだろう。

v. 組合の指導者たち

騒動の期間中の組合の指導者たちの動向にかんしては、すでにいくつか言及してきた。例えば、組合の執行部役員たちは騒動の期間中に集会を開き、労働者たちの意見のとりまとめなどを行っていたほか、バリやラマンダンのもとには恩赦を求める陳情が寄せられていた。ここでは、バリとラマンダンを中心とした組合指導者たちが、炭鉱都市の住民たちに向けてどのような行動と態度を示していたのか、また、そこにはどのような思惑があったのか、検証してゆこう。

まず、組合指導者たちに一貫してみられる姿勢として、騒動が発生すると直ちに——場合によっては治安当局者よりも迅速に——その場に駆けつけ、当事者たちの言い分に耳を傾けている。そして必要に応じて集会を開き、先述のとおり労働者の要求事項を炭鉱会社へと伝え、会社からの回答があれば皆にその内容を伝えるために再度集会を開いている。組合指導者たちはおしなべて、ベルギー移民をあからさまに非難する発言はせず、組合集会では折りにふれて、ベルギー人住民への暴力行為は控えるよう呼びかけている³⁷⁴。しかしながら、既に見てきたように騒動は一向に静まらず長期化の様相を呈することとなる。そのような中、パド=カレ炭鉱労働組合とベルギー炭鉱労働者全国連盟(Fédération Nationale des Mineurs Belges)の代表者が、9月19日(月)と20日(火)の二日間にわたり

³⁷³ *Le Courrier du Pas-de-Calais*, le mardi 13 septembre 1892. (...) Samedi, vers huit heures du soir, à Lens, une bande de gamins ont brûlé un mannequin représentant un Belge du coron du Bois, criant : « A bas les Belges ! A bas les déserteurs ! » Vers neuf heures, tout était rentré dans le calme.

³⁷⁴ 例外として、9月11日(日)にワングル市で開催された組合集会において演者のひとり(ワングル市長と目された)がベルギー人を侮辱し、暴力をあおる発言をしたようだ。この発言については『ル・フィガロ』紙の特派員が最初に報道し、他紙が後追いで報道する過程で噂に尾ひれがつき、最終的にはベルギー外務省がフランス政府に事実関係を問いただす事態となっている。Cf., *Le Figaro* (12/09/1892).

ランス市で会談をもち、「労働・和平・和合・兄弟愛 ベルギー人とフランス人炭鉱夫同志へ」と題する共同声明を出している³⁷⁵。

この共同声明では、一連の騒動のすべての責任は炭鉱会社にあるとして、とりわけ以下の3点について炭鉱会社を糾弾している。1、炭鉱会社はベルギー人を新規に雇用することで、給料引き下げを図った。2、炭鉱会社は同様にベルギー人新規雇用者を利用して、炭鉱労働者の国際的団結の阻害を目論んだ。3、炭鉱会社による選挙当選者に対する不当解雇は、普通選挙権を侵害するものである。さらに声明では、フランス人とベルギー人炭鉱夫に対して、お互いに手を取り合い和解することを呼びかけている³⁷⁶。はたしてこの共同声明が功を奏したのかは定かではないが、9月末には騒動が一段落している。

このように、パド=カレ炭鉱労働組合の指導者たちは炭鉱都市の住民たちに寄り添い、さながらストライキに対処するときのように人びとを扇動するのではなくむしろ対話と呼びかけることで、「事件」の解決を図っていたと看取できる。また、治安当局者たちにも、騒動に対して強硬な姿勢で臨むだけではなく、組合指導者たちが事態を收拾することを期待している様子もうかがえた³⁷⁷。

ところで、バリとラマンダン組合の指導者であると同時に下院議員でもある。1892年の8月から9月にかけて議会は会期外で地元へ帰参していたがゆえに、二人は炭鉱都市で発生した一連の騒動に立ち会い、組合指導者として住民たちの間に入って事態の収束にあたることができた。その一方で、この1892年の夏は下院議員のバリとラマンダ

³⁷⁵ « Travail, Paix, Concorde, Fraternité. Aux citoyens mineurs belges et français. » なお、この共同声明の全文は21日以降のベルギー・フランス両国の新聞各紙に掲載されている。Cf., *L'impartial de Gand* (21/09/1892), *L'Avenir d'Arras et du Pas-de-Calais*, *Le Courrier du Pas-de-Calais*, *Le Calais*, *L'Écho du Nord*, *Le Progrès du Nord*, *La Réveil du Nord*, *Le Journal de Roubaix*, *Le Journal des débats*, *Le Temps*, *Le Peuple*, *La Réforme*, *L'Etoile Belge*, *La Gazette de Charleroi*, *Le Bien Public* (22/09/1892), *La Revue artésienne*, *La Gazette de Mons* (23/09/1892), *La Gazette de Béthune*, *Le Journal de Béthune* (25/09/1892), etc.

³⁷⁶ 共同声明の骨子は本文にまとめた通りなのだが、その文面を注意深く読み解いてゆくと、どうやらこの声明文の作成にあたっては、フランス側（パド=カレ炭鉱労働組合）のほうが主導権を握っていたことが言葉の端々からうかがえる。例えば声明文では、「我々の兄弟ベルギー人は咎人というよりは、むしろ哀れな人びとなのだ(nos frères Belges, plus malheureux que coupables)」と表現したり、「フランス人炭鉱夫たちよ、諸君らの兄弟ベルギー人が手を差し出してきた。彼らの兄弟愛に満ちた思いを受けとめようではないか(Mineurs français, vos frères Belges vous tendent une main fraternelle, acceptez-là)」と呼びかけたりして、フランス人炭鉱夫の優位性を印象づけている。実際ベルギーではこの共同声明の評判はすこぶる悪く、ベルギー人炭鉱夫への「裏切り」として、とくに草案作成に加わったベルギー側の代表者が批判の矢面に立たされている。「事件」当時、パド=カレ炭鉱労働組合はすでに大きな組織力を誇っていた一方で、ベルギーでは炭鉱労働者たちの組織化は進んでおらず、声明文に表れた力関係は両国の炭鉱労働組合の組織力の差によるものだと考えられる。なお、この後、おそらく事件の影響もあり、ベルギーのポリナージュ地方ではパド=カレ炭鉱労働組合にならない、炭鉱労働者の組織化が図られている。ベルギー炭鉱労働者による社会運動の展開については、PUISSANT (Jean), *L'évolution du mouvement ouvrier socialiste dans le Borinage*, Bruxelles, Académie royale de Belgique, 1993 を参照。

³⁷⁷ 折しも北フランスでは、この「ベルギー移民排斥事件」の前年（1891年5月1日）に「フルミ発砲事件(fusillade de Fourmies)」が発生している（ノール県フルミ市で発生した繊維労働者たちのストライキにおいて、憲兵隊が群集に向けて発砲し9名の死者と35名の負傷者を出した事件で、とりわけ犠牲者に女性や子どもが含まれていたことから一大スキャンダルとなる）。この事件は北フランスの人びとの記憶にあたしく、とりわけ陸軍省大臣フレシネと北フランスを統括する軍司令部には汚点として深く刻まれていたようで、1892年の騒動の期間中も「フルミの轍を踏まぬよう」武力行使には非常に慎重となり、ことさら住民たちを刺激しないよう細心の注意を払って行動している様子うかがえる（例えば一分隊を炭鉱都市に派遣するにさいして、住民たちの目につかないようわざわざ迂回して田園地帯を移動させるなどの措置を講じている）。Cf., ADPdC, M1802, *Télégrammes entre le Général commandant le 1er corps d'armée (Lille) et le Préfet (Arras)*, le mardi 24 août 1892.

ンにとっては来期再選にむけた正念場でもあった。バリは 1891 年 2 月、ラマンダンは 1892 年 3 月に実施された補欠選挙でそれぞれ初当選をはたしたばかりの新人議員（1 期目）で、翌 1893 年には任期満了にともなう総選挙を控えていた。おそらく二人には、政治家としての手腕を選挙区の住民たちに示し、再選につなげたいとの思惑もあったのではなかろうか。特にバリは、先述の女性たちからの陳情をたずさえ法務大臣(Louis Ricard)と直談判し、恩赦を取り付けたほか、内務大臣(Émile Loubet)とも個別に会談し、炭鉱都市における騒動のいきさつについて説明を行なっている。さらにこの二人の炭鉱夫議員は、ランス炭鉱会社の代表取締役とも極秘に会談をもち（通常、労働組合が交渉する相手は支配人が主任技師である）打開策をさぐっている。

騒動の期間中にたびたび組合集会が開かれたことは先に指摘したが、中には選挙運動の一環として開催された集会もあった。バリとラマンダンは集会演説において、これまで国会で審議された炭鉱関連法案について分かりやすく（彼らが国会でどのような発言をしたのかまで逐一）説明をするとともに、目下進行中のベルギー人をめぐる騒動について 10 月から開幕する来期国会で必ずや議論の俎上に載せることを住民たちに約束している。なお、1892 年の「ベルギー移民排斥事件」の騒動が波及した範囲だが（図 4-1 参照）、この二人の炭鉱夫議員の選挙区とびたりと重なり合っていることを指摘しておきたい。炭鉱都市の住民たちが議員らの活動をどのように評価していたのか、それを直接物語る記録はないが、翌年の下院選挙でバリとラマンダンはそれぞれの選挙区で首位当選を果たしていることが、ひとつの答えを示していると言えよう。

以下の引用は、9 月に「ベルギー移民排斥事件」の取材に来ていた『ル・フィガロ』紙の特派員が遭遇した、炭鉱都市における炭鉱夫議員による選挙活動のひとつの場面である。パリからやって来たいわゆる保守的な高級紙の記者が書き手となっていることを考慮に入れる必要があるが、炭鉱夫議員の意気込みや、炭鉱都市の住民たちが議員にむける期待というものを、かいま見ることができるのではないだろうか。

『ル・フィガロ』紙、1892 年 9 月 12 日（月）付³⁷⁸

（前略）突如、軍隊行進曲が辺りに響き渡った。のぼりや旗の後に群集が続いている。行進曲のリズムが加速する。一体なにが起こっているのだろうか。

この行列に加わってみたところ、炭鉱住宅を訪れるバリ氏を迎える行列であった。バリ氏はポン＝アヴォンダンからの列車から下り立った。この汽車は炭鉱会社の所有であるが、彼は議員の身分で乗車している。

³⁷⁸ *Le Figaro*, le lundi 12 septembre 1892. (...) Tout à coup retentit une musique militaire. Je vois une bannière, un drapeau que suit une foule nombreuse. La musique joue un pas redoublé. Qu'est-ce que cela signifie ? /Je me mêle au cortège ; on va au-devant du citoyen Basly qui vient de visiter les corons. Il descend du train de Pont-Avendin, qui appartient à la Compagnie et où, quoique député, il paie sa place. /Alors j'assiste à un spectacle extraordinaire. Ai-je une vision ? Fais-je encore parti d'un voyage présidentiel ? Voici M. le maire et son conseil municipal au grand complet, voici l'éternel enfant avec ses gants blancs et son bouquet tricolore, on joue la *Marseillaise*, seulement au lieu d'acclamer M. Carnot, on acclame Basly ; c'est la seule différence. /Après la bienvenue et les remerciements de rigueur on se rerend (*sic*), où cela ? à la mairie, où le vin et les biscuits d'honneur sont servis et où les réceptions –je ne mens pas – commencent. /Le plus amusant, c'est que ces usages ont été mis autrefois en pratique par les députés conservateurs. Basly aujourd'hui en profite. Il sait, tout comme le chef de l'État, embrasser les enfants, et voici même qu'il innove : au lieu de prendre les bouquets, il dit aux petits porteurs : « Eh bien, mettez-vous auprès de moi ! » et c'est ainsi entouré qu'il se dirige vers la salle de bal où doit avoir lieu la réunion. (...)

記者はここで驚くべき光景に遭遇する。はたしてこれは幻だろうか。大統領の巡行に出くわしたのだろうか。市長および市議会議員が勢揃いで出迎え、恒例の白い手袋をつけた子どもによる花束贈呈に続き、「ラ・マルセイエーズ」が演奏される。ひとつだけ違うのは、群衆はカルノー大統領の代わりに、バリ氏を迎えていることだ。

一連の厳かな歓迎の辞と返礼の儀式の後、この者たちはどこへ向かうのだろうか。何たるや、市役所でワインとつまみを供し、レセプション——誓って言うが、ここに一切の嘘偽りは無い——が始まるのだった。

何とも可笑しいのは、かつては保守派の議員がこのような儀式を行っていたのだが、今日ではバリ氏がこれを実践している点だ。彼はまるで国家元首であるかのように振る舞い、子どもたちに接吻をし、おやおや、これは新しい光景だ、花束を受け取る代わりに、この議員は子どもたちに「後ろに続きなさい」と言いつけている。このように子どもたちをつき従えながら、彼は講演会場となるホールに入場して行った。（後略）

vi. 攻撃対象としてのベルギー人？

本章の冒頭において、「ベルギー移民排斥事件」とは、炭鉱都市においてベルギー人住民が標的とされた騒動であると定義した。しかしながら「事件」の詳細に立ち入ってゆくと、必ずしもベルギー人住民たちだけが、現地住民からの攻撃にさらされていたわけではないことに気づく。本項では、ベルギー人住民以外に向けられた、現地フランス人住民たちの行動と態度を検証してゆくこととする。また同時に、なぜ、炭鉱都市の住民たちの興奮は一ヶ月半以上も続き、「事件」は長期化の様相を呈したのかについても、考察をこころみる。

ランス炭鉱会社の社内文書によると、会社側は「事件」発生直後から、ベルギー人労働者にだけでなく、技師や職員たちにも暴力行為がおよぶことを恐れ、折りに触れて治安当局に積極的に介入するよう要請を行なっている³⁷⁹。また鉄道特別警視も、騒動が長期化する中で、現地住民たちの攻撃対象がベルギー人から炭鉱会社の幹部へと転ずるのではないかと危惧していた³⁸⁰。このような懸念が現実のものとなるのが、9月7日の出来事である。

ランス炭鉱会社主任技師E. ルモーの覚書、1892年9月7日（水）付³⁸¹

³⁷⁹ CAMT, 1994/055/0080, Note de E. Reumaux, Ingénieur en chef de travaux de la Société Mines de Lens, le samedi 20 août 1892; ADPdC, M1802, Lettre du l'Agent Général de la Société des Mines de Lens (Lens) au Préfet (Arras) le samedi 20 août 1892, etc.

³⁸⁰ ADPdC, M1807, Télégramme du Commissaire spécial de police des chemins de fer (Lens) au l'Intérieur sureté générale (Paris) et au Préfet (Arras), le jeudi 8 septembre 1892.

³⁸¹ CAMT, 1994/055/0080, Note de E. Reumaux, Ingénieur en chef de travaux de la Société Mines de Lens, le mercredi 7 septembre 1892. Hier, 6 courant à 11h du soir, un attentat à la dynamite a été commis contre la maison du chef porion de la fosse n° 2, maison situé dans le coron de la fosse même. /A 11h, le lampiste a surpris deux individus occupés à placer sur l'appui de fenêtre de la mansarde, une boîte en fer blanc contenant trois cartouches de dynamite liée au bout d'une perche, la

昨日、6日午後11時、第2坑の炭鉱住宅街において、同坑の坑内監督長の自宅にダイナマイトが仕掛けられる事件が発生した。

11時、3本のダイナマイト管が仕込まれたブリキの箱を竿の先にくくり付け、この箱を屋根裏部屋の窓に設置しようとしている2名の不審者を、ランプ係が発見する。この時、導火線に火はついていなかったとのこと。

当夜は月明かりがあり、ランプ係が近づき呼び止めると、2名の不審者は威嚇的な態度をとりながらもダイナマイトを放置して逃げ出した。

坑内監督長とその家族は屋根裏部屋で就寝しており、ランプ係が石炭を取りに外に出ていなければ大惨事となるところであった。3本の爆薬には、この家の一部を損壊させる威力があった。

憲兵隊には通報済みで、捜査を開始するとのこと。

ここで標的とされたのは、ランス第2坑の坑内監督長である。炭鉱労働者たちが会社に対して提示した要求事項にも顕著であったが（表4-1参照）、彼らは自分たちよりもより高い役職にある者（技師、坑内監督長、坑内監督など）、あるいは異なる職種にある者（職員、医師、警備員など）を、明確に区別していた様子がうかがえる。おそらくこれらの者たちを、会社寄りの人物として認識していたものと考えられる。夜半に労働者都市内にある坑内監督長の自宅にダイナマイトを仕掛けるという手口であったが、幸いなことに爆発はせず、坑内監督長とその家族は事なきをえている。ダイナマイトは坑内の発破作業で使用する爆薬であり、炭鉱労働者たちは比較的簡単に手に入れることができたようで、上司の家にダイナマイトを仕掛けるという類似の事件は、これ以前にも、そしてこれ以後にも、炭鉱都市では何度か発生している³⁸²。なお、この坑内監督長のもとには翌々日に「今度こそ爆破させる」との執拗な脅迫状が届くが、当局による懸命な捜査にもかかわらず、結局犯人は特定されずじまいであった³⁸³。騒動の期間中、会社側の人物を標的とした出来事はこの他にもいくつかあり、例えば9月21日（水）には、オストリクール炭鉱会社の警備員（主に炭鉱住宅街の治安維持を担当している）に対する暴行事件が発生している³⁸⁴。

mèche non allumée. /Il faisait clair de lune et à la vue du lampiste et sur interpellation de celui-ci, les deux individus se sont sauvés en menaçant et en abandonnant la dynamite. /Le chef porion et sa famille couchent dans la mansarde et sans le lampiste qui était sorti pour prendre du charbon au tas un grand malheur se serait produit, la charge de trois cartouches pouvant amener l'écroulement d'une partie de la maison. /La gendarmerie est prévenue et procède à l'enquête.

³⁸² ダイナマイトについては註197も参照。ちなみに1892年から1894年にかけては、フランス各地でアナーキストによるダイナマイトによる無差別爆破事件が多発している（先に挙げたラヴァンショール（註372）もこれに加担している）。ただし、この件はアナーキストによる一連のテロリズム行為と直接的な関係はないと思われる。

³⁸³ 犯人が特定されないなか、パ＝ド＝カレ炭鉱労働組合の機関紙『ル・レヴェイユ・デュ・ノール』紙は、このダイナマイト騒動は炭鉱労働者の犯行によるものではなく、騒動事態が炭鉱会社によるねつ造であると報じている。Cf., *Le Réveil du Nord*, le samedi 10 septembre 1892.

³⁸⁴ ADPDC, 1Z224, Télégrammes du Commissaire de police de Carvin au Préfet (Arras), au Sous-Préfet (Béthune), le jeudi 22 septembre 1892, 06h05 matin, 11h20 matin; ADPDC, M1807, Télégramme du Lieutenant gendarmerie (Lens) au Préfet (Arras), au Commandant gendarmerie (Arras), etc., le jeudi 22 septembre 1892, 07h15 matin. なお、炭鉱会社の警備員については第二章一節iv項を参照。

他方、炭鉱都市の住民たちは治安当局者に対しても、並々ならぬ敵意を向けている。住民たちが当局による捜査活動に非協力的な態度を示していたことはすでに指摘したとおりだが、以下の引用では、集団となって力づくで捜査を妨害する様子が記録されている。

鉄道特別警視（ランス）から内務大臣（パリ）と県知事（アラス）宛電報
1892年9月22日（木・祝）午後6時25分³⁸⁵

クルセル=レ=ランスの被害状況は、当初報告されたほど深刻ではない。現地での捜査によれば、深夜0時頃に十数名の集団により引き起こされた損壊は、26戸の住宅の窓ガラス170枚にとどまる。クルセル=レ=ランスの炭鉱住宅街は90戸の住宅から構成されるが60戸のみが入居済みであり、今回の被害住宅の多くが空き家であった。最も深刻な事態は、今朝方、憲兵隊に向けられた住民たちによる強硬な姿勢で、150名の群衆（その多くが女性や子どもたち）が手にレンガや敷石を持ち抵抗する態度をみせた。うち一部は線路上に横たわり、昨晚の建造物損壊に関わった3名の主犯格の容疑者を移送する汽車の運行を阻止しようと試みた。このような群衆の攻撃的な態度をうけて、安全を期すためにも、また、そもそも容疑者の住所を把握していたこともあり、憲兵隊はこの3名を解放することが得策との判断を下した。折しもベチューヌからランスに出張ってきていた共和国検事によれば、翌朝あらためて十分な兵力を整えて現地に向かい、捜査と逮捕を遂行するとの事。本官が本日午後現地を立ち去るさいには、クルセル=レ=ランスの炭鉱住宅街は完全に静けさを取り戻していた。ただし、万全を期して騎兵隊伍長の指揮の下8名の憲兵が現地で待機する。

この騒動が発生した9月22日は共和制布告100周年の祝日で、炭鉱会社も操業を止めており、労働者都市の住民たちは思い思いに休日を楽しもうとしていたと考えられる。その矢先に、憲兵隊が容疑者逮捕を執り行なおうとして、炭鉱住宅街の住民たちは激しい抵抗をみせている。当局者らの情報を総合すると、午前11時頃より150名の群衆がレンガや敷石を手に憲兵に立ち向かって来たため、憲兵隊は3名の容疑者を拘束したところで

³⁸⁵ ADPdC, M1807, Télégramme du commissaire spécial (Lens) à l'Intérieur sureté générale (Paris) et au Préfet (Arras), le jeudi 22 septembre 1892, 6h25 soir. SITUATION AUX MINES DE COURCELLES LES LENS N A PAS LA GRAVITE QUE LUI DONNAIT LES PREMIERS RENSEIGNEMENTS AU COURS DE L ENQUETE QUE J AI FAITE SUR LES LIEUX IL RESULTE QUE DEGATS COMMIS VERS MINUIT PAR UNE DOUZAIN D INDIVIDUS SE BORNENT A 170 CARREAUX BRISE A 26 MAISONS LA PLUPART INOCUPEES CORONS DE COURCELLES LES LENS SE COMPOSENT DE 90 MAISONS SEULEMENT DONT 60 HABITEES LE FAIT PRESENTANT LE PLUS DE GRAVITE CONSISTE A LA RESISTANCE FAITE CE MATIN A LA GENDARMERIE PAR UNE BANDE DE 150 PERSONNES COMPOSEE SURTOUT DE FEMMES ET D NFANTS MUNIS DE BRIQUES ET DE PAVES ET DONT CERTAINS SE SONT COUCHES SUR LA VOIE FERREE AFIN D EMPECHER DE PASSER LA MACHINE QUI TRANSPORTAIT LES TROIS PRINCIPAUX AUTEURS DE CES BRIS DE CLOTURE DEVANT L ATTITUDE AGRESSIVE DE CETTE BANDE ET AFIN D EVITER TOUT ACCIDENT LA GENDARMERIE CONNAISSAIT DU RESTE LES INculpES QUI SONT DOMICILIES DANS LA COMMUNE A CRU PAR MESURE DE PRUDENCE DEVOIR LES RELACHER PROCUREUR DE BETHUNE VENU JUSQU A LENS A DIT QU IL SE RENDRAIT DEMAIN MATIN SUR LES LIEUX AVEC FORCES SUFFISANTES POUR ENQUETE ET PROCEDERAIT ARRESTATIONS EN QUITTTANT SOIR CORONS DE COURCELLES LES LENS LE CALME LE PLUS COMPLET Y REGNAIT TOUTEFOIS PAR MESURE DE PRECAUTION HUIT GENDARMES SOUS LE COMMANDEMENT D UN MARECHAL DES LOGIS Y ONT ETE LAISSES

逮捕の継続を断念、この3名の身柄だけ列車で移送しようとしたところ、人びとの興奮はますます高まり、鉄道のレールに身を横たえて汽車の運行を阻止しようとする者まで現れたとのこと³⁸⁶。労働者たちだけでなく、女性や子どもたちまでもが加わり、炭鉱都市の住民たちが一丸となり行動する様子は、一連の騒動が始まった8月15日——この日も祝日であった——の光景を彷彿とさせる。唯一の違いは、ベルギー人ではなく、憲兵に矛先を向けている点だが、つまるところベルギー人が外国人(étrangers)であるのと同様に、炭鉱都市の住民にとっては憲兵も「部外者(étrangers)」であったと捉えることもでき、「われわれ」以外のものに不信感を抱き、それを退けようとする態度では一貫性が認められるだろう。鉄道のレールに身を横たえて抵抗するというなりふり構わない行動からは、都市内部の仲間を守ろうとする住民たちの結束の強さというものが読み取れる。また、容疑者移送のための列車は、実は炭鉱会社が当局に便宜をはかって提供したものであり、炭鉱会社に対する住民たちの煮え返る怒りというものも、そこには表現されているのではなかろうか³⁸⁷。

*

憲兵隊は炭鉱都市の住民たちとの衝突を回避するため、この日は逮捕したにもかかわらず3名の容疑者を解放するという、住民たちに対して非常に慎重な姿勢をみせている³⁸⁸。治安当局のこのような慎重な対応が効を奏したからこそ、「事件」は一触即発の危機をまぬがれたが、その代わりとして「事件」の長期化を招いたのではないだろうか。また、前項までに示したように、組合指導者たちによる働きかけがありゼネラル・ストライキという深刻な事態に突入しなかった事も、「事件」を継続させることにつながったと考えられる。そしてなによりも、現地フランス人住民たちがこの「事件」のうちに、娯楽という要素を見出だしていたからこそ、住民たちの興奮は一ヶ月半以上も持続しえたのではないだろうか。19世紀後半の労働者のストライキ運動について研究したペローは、ストライキには祝祭的要素が多分に含まれていたことを指摘しているのだが、1892年の「ベルギー移民排斥事件」のうちにも、同じ様な性質を見出だすことができる³⁸⁹。

1892年の「事件」のうちに見出だせる娯楽とは、例えば「打ち壊し」にみられる窓ガラスを破壊するという行為である。以下の記事は、「ベルギー移民排斥事件」終息後(1892年11月)の炭鉱都市の様子を伝えたもので、窓ガラスの破壊行為にかんして、次のような興味深い言及がなされている。

³⁸⁶ *Ibid.* ; ADPdc, M1807, Télégramme du Lieutenant gendarmerie(Lens) au Préfet (Arras), au Commandant gendarmerie (Arras), au Sous-Préfet (Béthune), le jeudi 22 septembre 1892, 08h35 soir. 憲兵隊に抵抗した群衆の数について、憲兵隊は150名と見積もっているが、新聞によってはばらつきがあり、250名、400名あるいは500名との報道もある。Cf., *La Réveil du Nord* (24/09/1892), *L'Etoile Belge* (28/09/1892), *La Revue artésienne*, *La Gazette de Mons* (30/09/1892), etc.

³⁸⁷ そもそもクルセル=ランス市には旅客用の鉄道は開通しておらず、記事中に言及されているのは石炭運搬用の路線である。

³⁸⁸ 治安当局が住民たちに対して強硬な態度にでられない背景には、前年(1891年5月1日)に発生した「フルミ発砲事件」が影響していたと考えられる(註377を参照)。

³⁸⁹ PERROT (Michelle), *Les ouvriers..., op. cit., Tome II*, pp.547 et seq. なお、1892年の「ベルギー移民排斥事件」と暦上の祝祭日との関係については、本章第二節iiで指摘した。

『ル・パ＝ド＝カレ』紙、1892年11月13日（日）付³⁹⁰

窓ガラスの破壊 ベルギー人とフランス人との騒動以来、ガラス窓を破壊する行為は一種の流行となったようだ。数日前には、ロー・ザン・ゴエルの炭鉱夫たちが酒に酔って、1軒の空き家の窓ガラスを粉々にして面白がった。また今日は、クロヴィス・ルノワール（14歳）とアルフォンス・エルマン（13歳）の2人の子どもが気晴らしと称して、ランス在住の車大工アルマン・ペクール氏の自宅の窓ガラス26枚を破壊した。この2人の少年について調書が取られた。

この記事では、騒動以来炭鉱都市の住民たちの間で住宅の窓ガラスを破壊する行為が流行していると伝えている。注目したいのは、窓ガラスを割ることについて、「面白がって」、あるいは「気晴らし」と表現されている点である。このことを考慮にいれるなら、住民たちにとって窓ガラスを割るという行為は、ベルギー人に対する憎しみの感情表現という側面も勿論あったかもしれないが、むしろ純粋に破壊という行為を楽しみ、快感を得る、あるいは日々の生活の憂さ晴らしとしての性格もおびていたのではないだろうか。とりわけ、騒動が長期化するなかで、この傾向は顕著になってゆくと思われる。

それというのも、事件当初からベルギー人の住宅以外に間違っ「打ち壊し」の被害が出るがあったのだが、騒動が長期化するにしたがいベルギー人の住宅以外での被害が明らかに増加しているからである。例えば、すぐ上に引用した9月22日に発生したクルセル＝レ＝ランスでの騒動では、26戸の住宅の窓ガラス170枚が破壊されたとあるが、実はその多くが空き家であったと報告されている³⁹¹。さらに興味深い事実として、その後7名が実行犯として逮捕・起訴されるのだが、その公判において、被害をうけた住宅にはこの犯人らの自宅も含まれていたこと、また、「打ち壊し」の誘いにのってこなかった仲間（フランス人）の家にも執拗な攻撃を加えていたことなどが、明らかにされている³⁹²。そもそも炭鉱住宅は会社の所有物であり、窓ガラスの修理は炭鉱会社が負担している。とすると炭鉱都市における「打ち壊し」の行為には、炭鉱会社に対する報復という意味合いも見出すことができるのかもしれない。

*

ところで、北フランスの炭鉱都市に暮らすフランス人とベルギー人住民たちは、同じ方言を話すなど、外見的特徴から国籍を見分けることは困難であったろうと指摘した。その一方で、炭鉱都市は閉鎖的な空間であるがゆえに、日々の生活のなかで住民たちはそれぞれの国籍の違いについて認識する機会があったのではないかと述べてきた。はたして実際には、ベルギー人とフランス人住民たちはどれほど、お互いのことを識別できていたのだろうか。これ探るうえで見のがせないのが、上で指摘した事件当初からベルギー人

³⁹⁰ *Le Pas-de-Calais, le dimanche 13 novembre 1892. Bris de vitres.* – Depuis les récents incidents entre Belges et Français, la manie de briser des carreaux semble être entrée dans les mœurs. Il y a quelques jours, c'étaient des mineurs de Loos en Gohelle qui, étant sa un état d'ivresse, s'amusaient à faire voler en éclat les vitres d'une maison inhabitée ; aujourd'hui, ce sont deux gamins, les nommés Clovis Lenoir, 14 ans, et Alphonse Hermant 13 ans, qui, pour se distraire, ont brisé 26 carreaux à diverses fenêtres d'une maison occupée par M. Armand Pecqueur, charron à Lens. Procès verbal a été dressé contre ces deux gamins.

³⁹¹ 「90戸中60戸のみが入居済み」で「多くが空き家」であったのは、おそらく建設されたばかりの真新しい労働者都市であったからだと考えられる。

³⁹² *Le Courrier du Pas-de-Calais, le mardi 27 septembre 1892.*

の住宅以外に（すなわちフランス人の住宅にも）「打ち壊し」の被害がでていたという事実である。故意にフランス人の住宅を狙ったのではなく、本当にベルギー人の住宅と間違っ
て襲撃していたならば、住民たちは正確には識別できていなかったことを裏付けること
になる。残念ながらこの件については、故意であったのか間違いであったのか、それを示
す証拠は見だせなかった。だが、実はこれ以外にも、騒動の期間中には「ベルギー人と
勘違い」したことにより引き起こされた出来事が散見できた。以下の記事は、その一例で
ある。

『ラ・ガゼット・ド・ベチューヌ』紙、1892年9月11日（日）付³⁹³

(…) 上記の出来事は、リエヴァンの炭鉱夫ヴィクトール・ブフ（26歳）の
頭にも血を上らせた。この男はデュバル氏がベルギー人であると思ひ込み、出
会い頭に飛びかかり、殴りつけ、その頬に噛みついた。また、一緒にいたデュバ
ール夫人にも噛みついている。当夜この者は、いささか狂犬病気味であったよう
だ。

公判ではデュバル夫人の証言が法廷を沸かせた。夫人はフラマン語のなま
りが強いので、彼女の証言を聞き取るのは大変な困難を極めた。まるで口の中
にお粥をいれたままもぐもぐ話しているのではないかと思うほどであった。

「お役人様、本当でございますよ。あたくしは夫と散歩をしていたんでござ
います。そしたらなんと、この男（被告人を指差す）がすれ違いさまにこう言っ
たんでございますよ。「お前はベルギー人だろう！え！お前も仲間と一緒にくた
ばっちまえ。殺してやる。おい、聞いているのか、この汚いベルギー人が！…」
その上、ご存知でしょうお役人様。夫のことを殴りつけて地面にねじふせて、こ
こ、顔の顔面 [ママ] に噛みついたんでございますよ。ああ、あたくしは、ご存
知でしょう、お役人様。あたくしはこの男を夫から引きはなそうとしたんでござ
いますよ。そしたらこの男は急に力を盛り返して、あたくしのことを地面にねじ
ふせて、あたくしにも噛みついてきたんでございますよ。こんな訳でございます、
お役人様。この男があたくしたちにしたこととはもうご存知でございましょう」

ブフは起訴事実を否認したが、デュバル氏とその夫人の主張により、法廷
は禁固40日の有罪判決を言い渡した。

³⁹³ *La Gazette de Béthune*, le dimanche 11 septembre 1892. (...) Les scènes auxquelles nous faisons allusion ci-dessus, ont, paraît-il, chauffé la tête du sieur Bœuf Victor, 26 ans, également mineur à Liévin. Rencontrant le sieur Dubaërt, et croyant que ce dernier était belge, se jeta sur lui sans autre façon, le terrassa et le mordit à la joue ; la femme Dubaërt qui accompagnait son mari, fut également mordue par Bœuf qui devait être quelque peu enragé ce soir là. /A l'audience, la femme Dubaërt a déridé l'auditoire par sa déposition, que nous avons eu grand peine à saisir, tant elle a l'accent flamand, on eut pu croire qu'elle avait la bouche pleine de bouillie : «Figure-toi, Monsieur, que je promenais avec mon mari, v'là que ce Monsieur (désignant l'inculpé) qu'il passe et qu'il dit à mon mari : « Tu es belge ! Vous ! Tu vas y passer avec vos camarades, il faut que je te tue, entendez-vous, sale belge que tu es !... » Et là-dessus, tu sais bien, Monsieur, il empoigne mon mari, il le jette par terre et il l'a mordu là, à la figure du visage ! Alors, moi, tu sais bien, Monsieur, j'ai pris ce Monsieur pour le retirer de mon mari, alors il s'est restempé (sic) et bedale (sic), il m'a jeté à terre et il m'a mordu aussi, voilà, tu sais bien, Monsieur, ce qu'il nous a fait. » /Bœuf nie les faits qui lui sont reprochés, mais devant les affirmations de Dubaërt et de sa femme, le Tribunal l'a condamné à 40 jours de prison.

ブフがデュバル夫妻をベルギー人と勘違いした原因は、このふたりがフラマン語話者であったからだと考えられる。すでに指摘したように、フラマン語が話された範囲はベルギー・フランドル地方だけにとどまらず、北フランスの一部（フランス・フランドル地方）にまで広がっており、この夫婦は実際にはフランス人であった。この事例は、炭鉱都市の住民たちの間でベルギー人とフランス人の区別が必ずしも判然としていなかったことを物語っていると見えよう³⁹⁴。

*
* *

本章では、1892年の「ベルギー移民排斥事件」を、炭鉱都市のフランス人住民たちの側から照射することがめざされた。「事件」は一見すると、フランス人住民たちが感情的に、そして無差別にベルギー人住民を攻撃したかにも映るが、彼らの行動や態度を具体的に検証すると、かねてより炭鉱都市の住民たちの間でつちかわれてきた行動様式、行動論理にしたがい、日常生活の延長線上にある行為として実践されていたと見ることができよう。炭鉱都市の住民たちにとっては、空間内の同質性こそが重要であり、異質なものをそこから排除しようとの論理が読み取れる。おそらく生活空間の秩序が脅かされることへの危機感が、そこにはあったのではないだろうか。「事件」のさなか、炭鉱都市の男性たちは滞在歴や職種、あるいは組合加入の有無などに応じて「われわれ」と「彼ら」を区別し、女性たちは日々の生活のなかで差異を見出し、家族のために、さらには「調和」ある隣人関係をもとめて行動を起こしていた。炭鉱都市という地理的に孤立した閉鎖的な空間にあることが、住民たちをよりいっそう、差異に対して鋭敏にさせていたものと考えられる。その一方で、住民たちは炭鉱会社や治安当局にたいしても怒りの矛先を向けたり、ただ単に楽しみのためだけに破壊行為を行ったりするなど、ベルギー人以外に向けられた出来事も観察された。1892年の「ベルギー移民排斥事件」は、このような複数の方向性をもっていたからこそ、別な言い方をすれば、ベルギー人に対する刹那的な憎悪の発散に終わらなかったからこそ、2ヶ月近くも継続しえたのではないだろうか。

*

1892年の北フランスでの「ベルギー移民排斥事件」は、ベルギー移民という外国人を標的としたことに、ひとつの特徴がある。今日のフランス移民史研究——とりわけ「移民排斥事件」を分析対象とする研究——では、この点に重大な意義を見出し、そのメカニズムを説明しようところまで来た。だが、はなから外国人排斥事件«*Les affaires xénophobes*»であると位置づけ、それを絶対視すれば、議論はおのずと国民統合やナショナリズムの問題へと収斂してゆくのみで、住民たちを突き動かしたその他の諸要因を、結局において見落とすことになるまいか。1892年の北フランスでの事例では、上に指摘したように、ベルギー人以外に向けられた行為も観察された。この事実は、外国人排斥とい

³⁹⁴ この記事では、デュバル夫人の話し方について「まるで口の中にお粥をいれたままもぐもぐ話す」と表現するなど、フラマン語話者を嘲笑するような態度がうかがえる。国民国家としての言語統一を推進しようとする当時のフランス社会の風潮（フランス語の優位性）が、ここには映し出されているのではないだろうか。なお、この記事を掲載した『ラ・ガゼット・ド・ベチューヌ』は共和派の新聞である。

う特質だけでは「事件」を論じ尽くせないことを示している。1892年の「ベルギー移民排斥事件」を相対化する意味で、同じ時期、同じように炭鉱労働者によって引き起こされた騒動——「カルモー炭鉱のストライキ」——について、ここで言及しておきたい³⁹⁵。

カルモー炭鉱はフランス南東部のタルン県に位置し、18世紀末に地元カルモーの貴族ド・ソラージュ爵(Chevalier Gabriel de Solages)が創始し、代々この一族によって所有されてきた炭鉱である。1892年5月、統一地方選挙において、カルモー市では現職の市議会議員(炭鉱会社創業者一族を含む)を退け、カルモー炭鉱労働組合の活動家が多数当選を果たし、その結果として組合書記長のカルヴィニャック(Jean-Baptiste Calvignac)——彼は現職の炭鉱夫でもあった——が新市長に就任した(当時のフランスでは、市長は市議会議員の中から互選で選出される)。このような労働組合の台頭は炭鉱会社には許しがたく、カルヴィニャック以下、組合活動家たちを解雇するという措置を講じるが、炭鉱労働者たちはこれに抗議して、8月16日(火)——北フランスでの「ベルギー移民排斥事件」発生の翌日——から、ストライキに突入した。カルモー市には直ちに軍隊が派遣され、この騒動の様子は、北フランスでの騒動と同時進行で、新聞紙面をにぎわす事態となった。

5月の市議会選挙での組合活動家の勝利、炭鉱会社による活動家の解雇、そして軍隊の出動にいたるまで、カルモー炭鉱と北フランスの炭鉱の事例は、まったく同じ経緯をたどっている。ところが、騒動の期間中の炭鉱労働者たちの行動や態度に目を向けると、カルモーの労働者たちは、大規模なストを行ない、炭鉱会社役員の住宅を襲撃することで抗議の意思を示したのに対して、北フランスの労働者たちは、単発的なストを引き起こしはしたが、もっぱらベルギー人の住宅を襲撃した。きっかけは同じでも、異なる対象に矛先が向かい、異なる構図が立ち表れている。今日のフランス近代史の文脈においては、カルモーの事例は労働組合運動的一幕として³⁹⁶、北フランスの事例は外国人排斥事件の一例として、それぞれ位置づけられている。

では、このような構図の違いは、どこから生じたのだろうか。まず、パ=ド=カレ炭鉱労働組合の姿勢として、ストライキは最終的な手段であり、その実行には消極的であったことはすでに述べた(第二章四節 ii)。これに対して、カルモーの炭鉱労働組合はスト突入には積極的であったと言えよう。また、カルモー市には炭鉱会社の創始一族が在住していた一方で、外国人労働者の流入はこの頃はまだ始まっておらず、北フランスの炭鉱都市には会社役員は不在であったが、ベルギー人労働者の流入はすでにあった。このような人口構成の違いが、両者の騒動における構図の違いを生み出したものと説明できる。そもそもカルモーには、労働者都市といえるものが存在しなかったが³⁹⁷、北フランスには、炭鉱労働者とその家族が集住する労働者都市が建設されていた。労働者都市という空間の

³⁹⁵ 1892年8月の「カルモー炭鉱のストライキ(Grève de Carmaux)」については、TREMPE (Rolande), *Les mineurs de Carmaux...*, *op. cit.*, pp.562 et seq.を参照。

³⁹⁶ 1892年8月の「カルモー炭鉱のストライキ」は、ジョレス(Jean Jaurès)が支持を表明し、彼の社会主義への転向を決定づけた出来事として特に有名である。このストの翌年(1893年)、ジョレスはカルモーの炭鉱労働者たちからの支持を受け下院選挙に立候補し、当選を果たしている。

³⁹⁷ トロンペの研究によれば、1892年当時、カルモー炭鉱会社が建設した住宅に入居していたのは、労働者全体のわずか6%であった。カルモー炭鉱会社の住宅政策については、TREMPE (Rolande), *Les mineurs de Carmaux...*, *op. cit.*, pp.258-282.を参照。

あり方が、1892年の北フランスでの「事件」では騒動の方向性を条件づける重要な要因となっていたことを、ここでも確認することができるだろう。

もちろん、1892年の北フランス炭鉱都市での一連の出来事に、フランス人住民たちのナショナリズムが介在しなかったと主張するつもりはない。1892年の「事件」では、ナショナルな表象が随所に見られた。ここで言うナショナルな表象とは、例えば、街頭デモのさいに三色旗を掲げ、『ラ・マルセイエーズ』を歌い³⁹⁸、「共和国万歳！ フランス万歳！ ベルギー人を倒せ！」と大声を張り上げるといった行為のことである。炭鉱都市のフランス人住民たちは、フランスに所属しているとの自覚があり、それを意識した上でこれらの象徴的な行為におよんでいることは、疑いないだろう。しかし、繰り返しになるが、1892年の「事件」の原因を、現地フランス人住民たちの「外国人嫌い」や「排外主義」、あるいはその狭隘な「ナショナリズム」に帰することには、やはりためらいを感じる。「ナショナリズム」の意味がただされないうまま、言葉だけがひとり歩きしているように思われるからである。一概にナショナリズムと言っても、フランス人であることを自覚することから、フランス人であることに誇りをもつこと、フランス人であることに優位性を感じることに、さらにはフランスという国を盲目的に愛するがゆえに外国人を排斥することまでの間には、大きな幅がある。「排外主義」や「ナショナリズム」という言葉をあてがう前に、事象を観察し、その事柄が含みもつ意味合いを、様々な側面から検討してゆくことが、まずは必要となるであろう。この問題については、後章において再度立ち戻ることとする。

*

では、本章で分析したフランス人住民たちによる行動と態度は、「事件」のもう一方の当事者であるベルギー人住民たちに、どのように受けとめられたのだろうか。次章では、この点について検討してゆくことにしよう。

³⁹⁸1879年に、『ラ・マルセイエーズ』はフランス国歌に定められているが、19世紀の労働者にとって『ラ・マルセイエーズ』はなによりもまず、反体制運動を賛美する革命歌であり、一概にナショナルな表象と捉えることには問題があるかもしれない。なお、19世紀末まで、ベルギーにおいても労働組合の集会などで『ラ・マルセイエーズ』がしばしば歌われている。労働組合運動と『ラ・マルセイエーズ』の関係については、PERROT (Michelle), *Les ouvriers..., op. cit., Tome II, pp.562 et seq.*を参照。

次頁：図4-2 「ベルギー移民排斥事件」と「カルモー炭鉱のストライキ」

[出典] *Le Grelot*, le dimanche 4 septembre 1892.

[註記] 『ル・グルロ』紙（共和派・発行地パリ）、1892年9月4日（日）の第一面。北フランスと南フランスの炭鉱で同時発生した騒動についての風刺画で、記事の見出しには、「博愛（兄弟愛）」とある。「インターナショナリズム」と副題が付された左側の図は北仏炭鉱の「ベルギー移民排斥事件」を、「社会主義」との副題の右側の図は「カルモー炭鉱のストライキ」の様子を、それぞれあらわしている。左図の説明として「フランス人炭鉱夫が仕事道具を置き、家族を残して兵役をはたしている間に、ベルギー人がその仕事をとって代わり、なおかつ低賃金で働いている」とあり、右図の説明には「カルモーの炭鉱夫1500名は支配人の辞職を要求し、支配人は自発的に退職した」とある。北フランスの炭鉱労働者はインターナショナリズムを掲げているはずなのに、実際には「兄弟」で仕事の取り合いをし、南フランスの炭鉱労働者は社会主義標榜して、野蛮にも力づくで資本家を追放しようとしている。いずれにせよ炭鉱労働者には共和国の標語である「博愛」の精神が欠如していることを揶揄している。

BUREAUX
5, Cité Bergère, 5
PARIS

ABONNEMENTS
FRANCE

UN AN..... 8 fr.
SIX MOIS..... 4
TROIS MOIS..... 2
15 c. le numéro

PARAIT LE DIMANCHE

ADRESSER

Lettres et Mandats à M. J. MADRE
Administrateur.

LE GRELOT

BUREAUX
5, cité Bergère, 5
PARIS

ABONNEMENTS
ÉTRANGER

UN AN..... 10 fr.
SIX MOIS..... 5
TROIS MOIS..... 2 50
20 c. le numéro

PARAIT LE DIMANCHE

PUBLICITÉ

Les Annonces sont reçues
aux bureaux du Journal.

Voir en tête de la deuxième page les conditions auxquelles on peut recevoir gratuitement le GRELOT

FRATERNITÉ

INTERNATIONALISME

SOCIALISME



Pendant que l'ouvrier mineur Français laisse sa famille et ses outils pour accomplir son service militaire; le Belge lui prend sa place et travaille à vil prix.

1,500 mineurs de Carmaux sollicitent et obtiennent de leur Directeur sa démission spontanée.

第五章 帰還者が証言する事件

「検非違使に問われたる木樵りの物語 さようでございます。あの死骸を見つけたのは、わたしに違ございません。わたしは今朝何時もの通り、裏山の杉を伐りに参りました。すると山陰の藪の中に、あの死骸があったのでございます。(中略) 検非違使に問われたる旅法師の物語
あの死骸の男には、確かに昨日遇っております。昨日の、——さあ、午頃でございます」

芥川龍之介³⁹⁹

「ベルギー移民排斥事件」の発生は、北フランスの炭鉱都市のベルギー人住民たちに動揺をもたらし、ベルギーへと帰国してゆく者が続出した。事態を深刻に受け止めたベルギー政府は、自国民が受けた被害の状況について独自に調査を実施した。本章では、この政府調査の史料を用いながら、「事件」のもう一方の当事者であるベルギー人住民たち——とりわけベルギーへの帰還を選択した者たち——が、自らが体験した「事件」についていかに証言していたのか、検証する。

第一節 史料と方法

i. ベルギー政府による調査

1892年の「ベルギー移民排斥事件」の一連の騒動は8月15日(月・祝)から始まったが、その翌日の16日(火)には早くも、帰国のために給料の精算をし、労働手帳の返却を求めるベルギー人の姿が観察されている⁴⁰⁰。フランスの治安当局の調べによれば、騒動から1週間で、およそ180名分のベルギー人の労働者手帳が返却され⁴⁰¹、8月末までにリエヴァン炭鉱会社のベルギー人労働者325名、ランス炭鉱会社のベルギー人184名、合計して509名のベルギー人労働者とその家族がベルギーへ帰還していったとしている⁴⁰²。

³⁹⁹ 芥川龍之介『藪の中』岩波書店、1956年、196-197頁

⁴⁰⁰ ADPdC, 1Z224, Télégramme du Commandant gendarmerie (Liévin) au Commandant gendarmerie (Béthune), le mercredi 17 août 1892, 06h35 matin. なお、労働者手帳はベルギーでは1883年に任意制となり、フランスでは1890年に制度自体が撤廃されていたはずだが、1892年の時点で依然として炭鉱労働者たちは会社に手帳を預け、移動にさいして返却をもとめていたことが見てとれる(第三章二節参照)。

⁴⁰¹ ADPdC, M1802, Note du Commissaire spécial de police des chemins de fer (Lens), le lundi 22 août 1892.

⁴⁰² ADPdC, M1807, Bulletin du chef d'escadron gendarmerie (30/08/1892). ただし、新聞各紙は帰還者の数を、リエヴァン炭鉱会社350名、ランス炭鉱会社180名、合計530名と報じている。Cf., *Le Calais*, *Le Temps*, *L'Etoile Belge*,

またベルギーの新聞各紙も、8月18日（木）以降、ベルギー人労働者がフランスから帰国してきていることを報じている⁴⁰³。

一方ベルギー政府が「ベルギー移民排斥事件」の対応に動き出すのは、騒動の発生から半月以上も経過した9月以降のことであった⁴⁰⁴。その間に、北フランスでは騒動は周辺炭鉱都市へと波及し、ベルギー各地でも反仏デモが発生する事態となっている。9月9日（金）、パリ駐在のベルギー特命全権公使(le Baron Eugène-Léonard Beyens)はフランスの外務大臣(Alexandre Ribot)と会談をもち、北フランスでの一連の騒動について遺憾の意を表するとともに、これまでの経過について説明を求めている⁴⁰⁵。そして翌週の9月13日（火）、ベルギー外務省はフランス北部に駐在するベルギー領事たちに対して、それぞれの管轄地域内でベルギー人在留者に被害が出ていないか情報収集を命じ（以下、「在留者調査」とする）⁴⁰⁶、9月16日（金）には、ベルギー内務省が各自治体に向けて、フランスからの帰還者たちの被害状況について緊急に調査するよう通達を出している（以下、「帰還者調査」とする）⁴⁰⁷。ベルギー政府による「事件」にかんするこれらの調査は、およそ1ヶ月をかけて取りまとめられている。

ii. 史料と方法

本章では、ベルギー外務省文書館が保管する「在留者調査」と「帰還者調査」にかかわる文書を主な史料として使用する⁴⁰⁸。また補助的な史料として、前章と同様に「事件」について報じた新聞記事——本章では殊にベルギーで発行された新聞——も参照する。

La Gazette de Charleroi, La Meuse (01/09/1892), L'Indépendant de Boulogne-sur-Mer, L'Écho du Nord, Le Progrès du Nord, Le Réveil du Nord, Le Journal de Roubaix, L'Organe de Mons et du Hainaut, L'Hainaut (02/09/1892), etc.

⁴⁰³ *La Meuse (18/08/1892), La Chronique, La Patriote, Le Bien public (19/08/1892), La Réforme, L'Organe de Mons et du Hainaut (20/08/1892), La Gazette de Mons, L'Économie, Le Hainaut (21/08/1892), L'Etoile Belge, La Gazette de Charleroi (22/08/1892), etc.*

⁴⁰⁴ 当時ベルギーはカトリック党が政権を握っていた。首相はバルナールト(Auguste Beernaert) (1884-1894年)。事件発生時、首相はスイスで休暇中であった。なお、バルナールトは1892年8月中旬から10月下旬にかけて臨時の外務大臣も兼務している。これは外務大臣職にあったシメー大公の急死をうけての措置であった。

⁴⁰⁵ AMAE, 2312, Lettre du la Légation de Belgique (Paris) au Ministre des Affaires étrangères *ad intérim* (Bruxelles), le vendredi 09 septembre 1892; CAD, 13ADP/14, Lettre du Ministre des Affaires étrangères de France au Ministre de l'intérieur (Paris), le samedi 10 septembre 1892.

⁴⁰⁶ *Idem*, Lettre du Ministre des Affaires étrangères *ad intérim* (Bruxelles) aux Consuls de Belgique à Boulogne, Calais, Givet, Lille, Maubeuge, Nancy, Roubaix, Saint-Quentin, Tourcoing, Valenciennes, le mardi 13 septembre 1892.

⁴⁰⁷ *Idem*, Lettre du Ministre de l'Intérieur et de l'Instruction publique (Bruxelles) aux Gouverneurs de la Province, le vendredi 16 septembre 1892; Lettre du Gouverneur de la Province du Brabant (Bruxelles) aux Bourgmestres, le mardi 20 septembre 1892, etc. この「帰還者調査」は、元をたただせばベルギー外務省からの要請によるものであった。Cf., *Idem*, Lettre du Ministre des Affaires étrangères *ad intérim* (Bruxelles) au Ministre de l'Intérieur et de l'Instruction publique (Bruxelles), le mercredi 14 septembre 1892.

⁴⁰⁸ AMAE, c1B81/I, Liste des ouvriers belges qui ont été molestés en France, 1892; c1B81/II, Ouvriers belges en France, Incidents, 1892-1913; c1B164/II-1, Événements de Lens-Liévin, 1892; 2312, Incidents xénophobes français contre ouvriers mineurs belges Pas-de-Calais, 1892. ベルギー外務省文書館には、1892年の「ベルギー移民排斥事件」に関連した文書として、在仏ベルギー特命全権大使とベルギー外務大臣との書簡（主にフランス政府との交渉について）、在仏ベルギー人からの嘆願書、各種団体からの抗議文、新聞の切り抜き、国会での答弁書なども保管されている。本章ではこれらの史料も参照する。なお、ベルギー王立文書館およびベルギー各州の文書館においても史料調査を行なったが、1892年の「事件」に関連する文書は見つからなかった。

「帰還者調査」について、もうすこし補足して説明をしておこう。この調査はベルギー国内のすべての自治体で実施されており、帰還者の全容を明らかにする大変貴重な史料となる。ベルギー内務省が調査を要請したのは、次の4項目である⁴⁰⁹。1、帰還者の数 2、フランス人から暴力行為を受けたか否か 3、被害額 4、帰国までと帰国後の状況⁴¹⁰ ただし、回答の仕方は各自治体首長（州知事(Gouverneur de province)、市長(Bourgmestre)）の裁量にある程度任されたため、実際に集まった情報にはばらつきが見られた（表 5-1）⁴¹¹。とりわけ帰還者の人数については、帰還した労働者の人数のみを数えた事例と、家族を含む帰国したすべての人数を数え上げた事例が混在していた。また、当時すでに各自治体から回収した調査結果（生データ）をもとに集計表（統計データ）が作成されたのだが、これら生データと統計データの数値には誤差が認められた。単純な計算ミス、および統計処理を終えた後に遅れて到着した回答があったためと考えられる。このためもう一度すべての調査結果を点検しなおし、集計表に修正を加えている。

表 5-1 「帰還者調査」で得られた回答

	帰還者の数	帰還者の職業	フランスでの勤務先	フランスでの住所	暴行の有無	被害額	帰国前と帰国後の状況
アントワープ州	○**	○	△	○	○	○	○
東フランドル州	○**	△		○	○	○	○
西フランドル州	○**	○		○	○	○	
ブラバン州	○*	○	○	○	○	○	○
エノー州	○***	△	△	△	○	○	○
ナミュール州	○**	○	△	○	○	○	
リエージュ州	○**	○		○	○		

〔出典〕 AMAE, cIB81/I, cIB81/II, cIB164/II-1, 2312 より筆者作成。

〔註記〕 *帰還した労働者の人数のみ。 **帰還した労働者の人数。ただし、行動をともにした家族（妻と子ども）についての言及がある。 ***帰還した労働者の人数のみの場合と、家族を含む帰還者すべての人数を算出している事例が混在。なお、ランブール州とリュクサンブール州での帰還者の報告はなかった。

本章では「在留者調査」の史料を用いながら、まずは北フランスのベルギー移民の状況について確認する（第二節の i.）。次に「帰還者調査」の史料を用いながら、帰還者たちの具体的な被害の実態について分析する（第二節の ii.）。その上で、帰還者たちはフランスでの生活について、あるいは帰還後の生活についていかに証言していたのかを検証する（第三節）。

1892 年の「ベルギー移民排斥事件」の当事者はフランス人だけでなく、ベルギー人ももう一方の当事者として関わっている。本章での分析は、ベルギー政府が収集した当

⁴⁰⁹ AMAE, 2312, Lettre du Ministre de l'Intérieur et de l'Instruction publique (Bruxelles) aux Gouverneurs de la Province, le vendredi 16 septembre 1892.

⁴¹⁰ これらの調査内容から推測されることとして、おそらくベルギー政府には、損害賠償請求が可能かを精査しようとの意図があったのではないだろうか。

⁴¹¹ 東フランドル州、エノー州、ナミュール州では調査票をそれぞれ独自に作成している。また、一部の自治体では、行政当局ではなく警察が帰還者から聞き取りを行なうこともあった。

時の史料を用い、ベルギー人の側から「事件」を照射するものである⁴¹²。またそれと同時に、「事件」を通して浮かび上がるベルギー人の移動の実態についても、目を向けてゆきたい。移民と言えはとかく国外へと移出する動きばかりに目がゆきがちであるが、移出先から帰国する動きもまた、移民現象の一環である。本章では、ベルギー移民たちの行動（移動）パターンについても、検討を加えることとする。

第二節 帰還者とその被害

i. 在留者調査

ベルギーは 1892 年当時、パリのベルギー公使館以外にフランス本土の 35 カ所にベルギー領事を置いていた⁴¹³。ベルギー外務省は 9 月 13 日（火）、騒動が発生したパド＝カレ県を管轄する駐ブローニュ＝シュル＝メール領事をはじめとして、主にベルギーと国境を接する地域に駐在するベルギー領事 10 名に対して、管轄地域内でのベルギー労働者の状況について、とりわけ在留するベルギー人労働者の具体的な人数と、ベルギー人労働者が騒動をうけて解雇・追放(*renvoi*)された事実はないか確認を求めている⁴¹⁴。表 5-2 は、10 名の領事の駐在地および管轄地域、そして彼らが報告した管轄地域内のベルギー人在留者の数を表している。ただし表右列の在留者数については、いずれの領事たちも「管轄地域内のベルギー人労働者の人数を把握することは非常に困難」、あるいは「データはない」などと回答に難色を示し、結局 1891 年にフランスで実施された国勢調査のデータを報告している⁴¹⁵。ベルギーはフランス各地に領事を派遣しており、自国民の保護は彼らの業務のひとつであったはずだが、その人数（とりわけ労働者の人数）を把握していなかったことが明らかとなっている。この 1892 年の「事件」は、実はベルギーにおいて移民労働者に注意が向けられるきっかけとなったと考えられる。これ以後、ベルギーでは移民労働者の実態についての調査が実施され（逆に言えばこれ以前には移民に関する調査は存在し

⁴¹² 付言するならば、ベルギー外務省文書館が所蔵する史料を用いて、1892 年の「ベルギー移民排斥事件」を分析した研究は、今のところ筆者の次の論考のみである。Cf., HIRANO (Natsue), «Le retour des immigrés belges...», *art. cité*, pp.307-323. 本章の分析はこの論考を元に行っているが、データの再確認をおこない一部修正を加えている。

⁴¹³ *Annuaire diplomatique et consulaire de la République française pour 1892*, Paris, Berger-Levrault et Cie, 1893, pp.398-401. この他、フランスの植民地（海外県）の 11 都市にもベルギー領事が派遣されている。ベルギーがフランスに派遣した外交官の数は、他の列強諸国と比べれば抜けて多かった。

⁴¹⁴ AMAE, 2312, Lettre du Ministre des Affaires étrangères *ad intérim* (Bruxelles) aux Consuls de Belgique à Boulogne, Calais, Givet, Lille, Maubeuge, Nancy, Roubaix, Saint-Quentin, Tourcoing, Valenciennes, le mardi 13 septembre 1892.

⁴¹⁵ *Idem*, Lettre du Consul de Belgique à Boulogne-sur-Mer au Ministre des Affaires étrangères *ad intérim* (Bruxelles), le jeudi 15 septembre 1892, « En ce qui concerne, Monsieur le Ministre, nombre d'ouvriers belges travaillant dans ma circonscription il me serait très difficile, pour ne pas dire impossible, de vous renseigner même approximativement, en raison du nombre relativement considérable et souvent variable de ces ouvriers dans le département du Pas-de-Calais. »; Lettre du Consul de Belgique à Valenciennes au Ministre des Affaires étrangères *ad intérim* (Bruxelles), le vendredi 16 septembre 1892, « Il est difficile, Monsieur le Ministre, de préciser exactement le nombre d'ouvriers belges travaillant dans ma circonscription consulaire »; Lettre du Consul de Belgique à Lille au Ministre des Affaires étrangères *ad intérim* (Bruxelles), le jeudi 22 septembre 1892, « Les administrations compétentes de Lille ne possèdent pas de données suffisamment exactes à ce sujet. », etc. なお、1891 年度フランス国勢調査結果（県別のベルギー人口）は補遺の表 3 を参照。

ない)、政府としても積極的に介入をするようになってきている(例えば、労働法・社会保障法をめぐりフランスと二国間協定を結ぶなど。第三章参照)。

表5-2 駐北仏ベルギー領事と管轄地域内の在留ベルギー人

ベルギー領事駐在地	管轄地域	ベルギー人在留者
ブローニュ=シュル=メール	パ=ド=カレ県	15,000
カレ	カレ小郡	不明
リール	ノール県	289,528
ルベ	ルベ小郡	68,906
トゥルコワン	トゥルコワン小郡	49,795
モブージュ	アヴェーヌ郡	35,257
ヴァランシエンヌ	ヴァランシエンヌ郡	8,000
サン=カンタン	エーヌ県	不明
ジヴェ	アルデンヌ県	30,000
ナンシー	ムルト=エ=モゼル県	6,810
	ヴォージュ県	909
	オート=マルヌ県	505
	オート=ソーヌ県	153
	ドゥー県	171

[出典] AMAE, cIB164/II-1, 2312 より筆者作成。

他方で、ベルギー人労働者に被害が生じていないかとの質問に対しては、各領事たちは一様にパ=ド=カレ県以外でそのような事実は認められないとしている。特にヴァランシエンヌの領事(同じくベルギー移民が多く集まる炭鉱地帯を管轄)は「ベルギー人とフランス人労働者の関係は良好」であると報告しているほか、「ベルギー人労働者は歓迎されている」(駐トゥルコワン領事、駐サン=カンタン領事)、「わが同胞の仕事ぶりは非常に評価が高い」(駐リール領事)など、フランスにおけるベルギー人労働者の待遇は良いとの内容が目立つ⁴¹⁶。一方、駐ブローニュ=シュル=メール領事はパ=ド=カレ県内の炭鉱地帯の状況について、「フランス人炭鉱夫からの脅迫をうけ多くのベルギー人労働者が逃げ出す事態となっているが、フランス政府は断固たる対策を講じ秩序回復が見込まれる」と報告している⁴¹⁷。さらに騒動の原因について、「一部の代議士と社会主義扇動者たちが支持者獲得のため、フランス人炭鉱夫にベルギー人追放(*expulser*)を焚き付けた」と分

⁴¹⁶ *Idem*, Lettre du Consul à Valenciennes (16/09/1892), « Le mouvement hostile qui s'est produit à l'égard de nos nationaux ne s'est pas fait ressentir dans mon arrondissement consulaire, où il existe notamment des charbonnages et des établissements métallurgiques de grande importance. (...) Les ouvriers belges et français vivent en bonne intelligence et rien jusqu'à présent un fait prévoir le moindre dissentiment entre eux. » ; Lettre du Consul de Belgique à Tourcoing au Ministre des Affaires étrangères *ad intérim* (Bruxelles), le jeudi 15 septembre, « les ouvriers belges sont employés comme les ouvriers français, (...), ils sont même la préférence. » ; Lettre du Consul de Belgique à Saint-Quentin au Ministre des Affaires étrangères *ad intérim* (Bruxelles), le mardi 11 octobre 1892, « les ouvriers belges sont assez bien accueillis dans mon arrondissement consulaire. » ; Lettre du Consul à Lille (22/09/1892), « les bons sentiments de confraternité ne cessent pas de régner entre ouvriers belges et français. (...) les services de ces derniers [nos compatriotes ouvriers] sont généralement très appréciés. »

⁴¹⁷ *Idem*, Lettre du Consul à Boulogne-sur-Mer (15/09/1892), « Un grand nombre d'ouvriers belges ont dû se soustraire par la suite aux menaces des mineurs français mais le gouvernement a pris des mesures énergiques qui permettent d'espérer qu'on arrivera promptement à établir l'ordre (...) »

析している⁴¹⁸。また、駐ルベ領事も「フランス各地で発生している外国人労働者に対する排斥運動(mouvement d'hostilité)は、勢力を拡大する社会主義者の働きかけによるもの」とし、特にランス市では「排外的(exclusives)な愛国主義の思想が流布されている」と書き送っている⁴¹⁹。このような「事件」の原因を社会主義者の扇動によるものとする説は、次の第六章で改めて論じることとするが、当時のフランス=ベルギー両国の新聞紙上で広く共有されていた見方であった。いずれにせよベルギー領事たちの報告からは、フランス人とベルギー人労働者の騒動はパ=ド=カレ県の炭鉱都市に限定されるもので、他の地域では両者の関係は（表面的であるかもしれないが）良好であったことが確認されるだろう。

ii. 帰還者調査

下の表 5-3 は、「帰還者調査」で確認された帰還者の内訳を示したものである。先に史料の問題点として指摘したように「帰還者」の数え上げ方が統一されていないのだが、おおむねベルギーの自治体首長たちは、「帰還者」として、帰還した労働者の数を勘定している。このことから、当時のベルギー行政官の間では「事件」は先ずもって移民労働者の問題として認識されていたのだと、看取することができるのではなかろうか。ただし、これらの移民労働者と行動を共にした家族の存在が完全に無視されていたわけではなく、調査報告書には随所に言及がみられ、特にフランスから帰還者を多く迎え入れたエノー州の自治体の一部では、労働者だけでなくその家族も「帰還者」として数え上げている事例もあった。データを総合すると、1892 年の騒動による「帰還者」（原則労働者のみの数）は 915 名となる⁴²⁰。これに判明している帯同した妻と子どもたちの数を加算するならば、少なくとも 948 名以上のベルギー人労働者とその家族がフランスから帰還したことになる。また、家族を伴い移動した事例は、少なくとも 162 件以上あることが分かった。

ではなぜ、ベルギー移民労働者たちは家族連れで移動することを選択していたのだろうか。ひとつの理由としては、北フランス=ベルギー間の移動距離は最長でも 100 キロメートル程度であり、家族連れでの移動も比較的容易であったからだと考えられる。だがおそらく最大の要因は、北フランスの炭鉱にはそもそも家族を受け入れるための住宅が用意されていたことにあり、だからこそ、ベルギー移民労働者は家族を帯同させ、帰還するときも行動をともにしていたのではないだろうか。

⁴¹⁸ *Ibid.*, « Ces incidents, (...) ont été provoqués par des Députés et meneurs socialistes qui encouragent et excitent même les mineurs français à expulser les Belges dans un but de réclamer électorale afin de se procurer des électeurs. »

⁴¹⁹ AMAE, 2312, Lettre du Consul de Belgique à Roubaix au Ministre des Affaires étrangères *ad intérim* (Bruxelles), le vendredi 23 septembre 1892, « Le mouvement d'hostilité qui s'est produit dans certaines localités françaises envers les ouvriers étrangers est le résultat surtout de l'effort socialiste qui se propage un peu partout (...). », « (...) dans la circonscription de Lens, ce sont les idées nationalistes et exclusives que l'on sème (...) ». なお、ルベ市はフランスで最も多くのベルギー人労働者を抱える自治体であり、社会運動も盛んであるが、領事によれば、ルベの労働者たちには、ランスの労働者たちとは異なり、インターナショナリスムの思想が共有されているため、ベルギー人とフランス人労働者が対立する心配はないとしている。

⁴²⁰ 当時のベルギー政府がまとめた公式の調査結果では、「帰還者」の総計は 905 名とされているが、本論ではすべてのデータを再確認し、「帰還者」の総計は 915 名と修正する。 Cf., AMAE, clB164/II-1, Résumé de l'enquête des Gouverneurs de Province ; AMAE, clB81/II, Note sur les ouvriers belges en France, en vue d'une interpellation éventuelle à la Chambre des repris (1897).

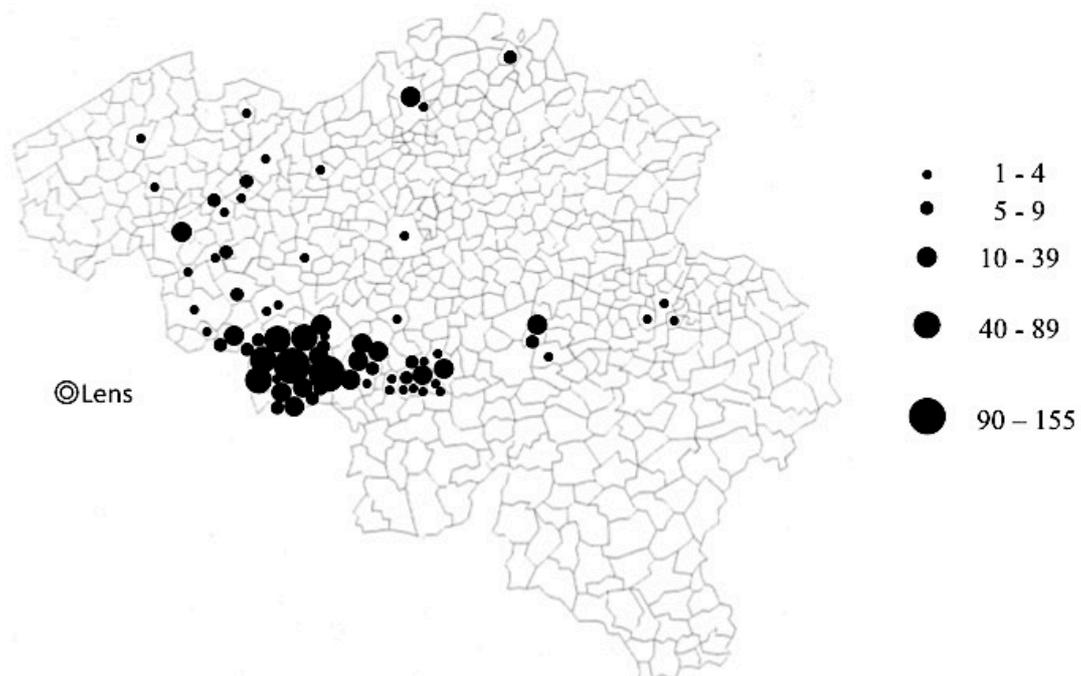
表 5-3 帰還者の内訳

	「帰還者」	帯同者	「帰還者」+帯同者	家族を帯同した事例
アントワープ州	15	13	28	6
東フランドル州	29	不明	29 \geq	4
西フランドル州	17	不明	17 \geq	1
ランブール州	0	0	0	0
ブラバン州	7	不明	7 \geq	不明
エノー州	839	不明	839 \geq	147 \geq
ナミュール州	4	15	19	3
リエージュ州	4	5	9	1
リュクサンブール州	0	0	0	0
合計	915	33 \geq	948 \geq	162 \geq

[出典] AMAE, cIB81/I, cIB164/II-1, 2312 より筆者作成。

[註記] 「帰還者」とは、原則として帰還した労働者を指す。ただし、エノー州だけは帯同した家族の人数を含む場合もある。帯同者とは、「帰還者」に帯同した家族（妻と子ども）を指す。

図 5-1 帰還地の分布



[出典] AMAE, cIB81/I, cIB164/II-1, 2312 より筆者作成。

上の図 5-1 は、これら 915 名分の帰還先の分布を表したものである。9 割以上がベルギー南部のエノー州（特にボリナーージュ地方）に帰還しているのだが⁴²¹、この図の最大の特徴は、第一章で確認したランス市ベルギー人の出生地の分布図と明らかな類似が認められる点であろう（図 1-8、図 1-10、補遺図 1 参照）。ひとつの可能性としては、北フランスの炭鉱都市で働いていたベルギー移民たちの多くが、騒動に直面して自らの出身地移民送り出し地——に立ち戻っていたのだと考えられる。その一方で、帰還先が工業地帯（エノー州はベルギー最大の工業地帯である）に集中していると捉えるならば、帰還者の多くは仕事を求め、これらの地域に移動したと見ることもできるだろう。おそらくは、この両方であったのではないだろうか。後に見てゆくことになるが、帰国して数日後には新しい就職先を見つけている者もいたからである。

帰還者たちの職業については断片的な情報しかないのだが、その多くが炭鉱労働者であったようだ。調査報告書では彼らの就労先として、ランス炭鉱、リエヴァン炭鉱、オストリクール炭鉱、ドロクール炭鉱が挙げられており、騒動が伝播した場所と重なっている（図 4-1 参照）。少々意外であったのは、フランドル地方に帰還した者のうちに、炭鉱労働者が少なからず含まれていたことである。第一章四節では、北フランスのベルギー人炭鉱のベルギー移民はワロニー地方の出身者であり、フランドル地方の出身者は季節移民が多いと分析した。19 世紀のベルギー国内では、フランドルの農村地帯からワロニーの工業地帯（とりわけ炭鉱地帯）への大規模な人の移動が見られており、フランドル地方からワロニーの炭鉱地帯を経由して、北フランスの炭鉱地帯へとたどり着き、この騒動で再度フランドルへ舞い戻る者がいたとしても、不自然ではない。炭鉱労働者以外では、農業従事者（季節移民）の姿も見られた。彼らは炭鉱都市周辺の農地で砂糖大根の収穫を請け負っていた折りに、「事件」に遭遇している。

では、帰還者たちが帰国を決意したきっかけは、どこにあったのだろうか。はたして、暴力をふるわれた者は、どれくらいいたのだろうか。表 5-4 は、帰還の主たる原因を暴力の有無と関連づけながら分類したものである。最も多かったのは、フランス人労働者から暴行をうけたために帰還した者が 443 名（48%）、続いてフランス人労働者から口頭での脅迫をうけたため帰還した者が 406 名（44%）、そしてベルギー人に対する騒動が始まったので（暴力も脅迫も受けなかったが）自発的に帰還した者が 54 名（6%）であった。また、雇用者から解雇を言い渡されたので帰還した者が 2 名いた。ただしこの 2 名は渦中の炭鉱労働者ではなく職人（馬具職人と植字工）で、どうやら騒動に乗じて雇用主から解雇されたようだ。前章で確認したように、フランス人労働者たちは炭鉱会社に対しベルギー人労働者の解雇を要求していたが（表 4-1 参照）、実際に炭鉱会社から解雇されたベルギー人はこの調査では析出されなかった。約半数のベルギー人は直接暴力をうける前に自主的に逃げ出している訳だが、状況に応じてこのように素早く行動できたのは、帰還する場所が比較的近くにあり、また、帰還するための移動手段があったことも大きいのではないか。

⁴²¹ エノー州へ帰還した 839 名の内訳は次の通り：モンス郡 560 名、トゥルネ郡 91 名、シャルルロワ郡 87 名、アト郡 65 名、ソワニ郡 33 名、チュアン郡 3 名。

調査で明らかにされたフランス人労働者の暴力行為とは、主に殴る・蹴るなどの行為であった。なかには棒やつるはしの柄、園芸用フォークで叩かれたり、投石により頭部に打撲を負ったり、ナイフで刺され怪我をしたとの訴えもあった。また、身体的な暴力ではないが自宅を襲撃されたという申告も多く、夜間に敷石や木片、あるいは砂糖大根を投げ込まれ、戸口や窓ガラス、家具類などが破壊されている。なかには住居内に侵入され、家具を窓から路上に投げ出されたり、家畜に危害を加えられたり、家畜小屋を破壊されたとの事例もあった。脅迫としては、職場に行くのを妨害されたり、集団で追いかけて回されたり、夜中に自宅の前で騒ぎ立てられたりして、「48時間以内にここから出てゆけ」、「立ち去らなければ殺す」、「ベルギー人の血を飲み干してやる」、「明日までに出てゆかなければ[斬首刑が執行された]ラヴァシヨルようになる」などと脅されている⁴²²。なかには、玄関口にダイナマイトが仕掛けられていた事例も報告されている（前章で言及した坑内監督長の事例だけではなかったことになる）。帰還者たちが浴びせられた罵声としては「ベルギー人を倒せ」のほか、「ベルギー人に死を(Mort aux Belges)」、「ベルギー人の怠け者を打ち倒せ(A bas les fainéants de Belges)」や「卑劣なベルギー人野郎(Les sales Belges)」、あるいは「国へ帰って二度とわれわれのパンを食べるな(Retournez dans votre pays et ne mangez plus notre pain)」や「張りぼての王のもとに戻れ(Va t'en retrouver ton roi de carton)」、さらには「ポポル [ベルギー王レオポルド2世] を倒せ(A bas Popol)」や「ベルギー王はバカで王妃は売女でその子どもたちは私生児だ(Popol est un connard, la reine une putain, et leurs enfants des bâtards)」というものまであった。また、「フランス人万歳(Vive les Français)」、「共和国万歳」という掛け声も聞かれたという。

表 5-4 帰還の直接原因

	騒動をうけ 自発的に帰 還	フランス人 労働者から の脅迫をう け帰還	フランス人 労働者から の暴行をう け帰還	雇用者から の解雇をう け帰還	その他	合計
アントワープ州	5	7	3	0	0	15
東フランドル州	13	16	0	0	0	29
西フランドル州	10	4	3	0	0	17
ブラバン州	0	0	4	2	1	7
エノー州	21	376	433	0	9	839
ナミュール州	1	3	0	0	0	4
リエージュ州	4	0	0	0	0	4
合計	54	406	443	2	10	915

[出典] AMAE, clB81/I, clB164/II-1, 2312 より筆者作成。

⁴²² 「血を飲み干す」と言えば、8月下旬にベルギー人労働者が居酒屋でワインをあおりながら「フランス人の血を飲み干してやった」と挑発したとの噂が流れたことを想起される（第四章三節参照）。また、ラヴァシヨルについては註 372 を参照。

フランスでの騒動で損害を負った者は 734 名 (81%) にのぼった (表 5-5)。彼らが申告した被害の総額は 1 万 4622 フラン以上と見積もられる。ただし、被害金額はあくまで自己申告にもとづき、なかには金額を示さなかった者も多かった。帰還者たちが実際どのような損害を申告していたのか、その具体的な内容を見てゆくと、1、破壊された家具類の代価、2、帰還のための費用 (交通費および荷物の運搬費)、そして3、失業期間の給料の3項目が主たる訴えであった。1の家具類については、破壊されただけでなく、盗まれたり、帰国するにあたり売却したり (多くが安く買い叩かれている) する例もあった。また、衣服、あるいは家庭菜園で収穫したジャガイモなどを売却して、帰還のための交通費にあてる者もいた。2の交通費だが、大半の者がランス駅から鉄道を使ってベルギーへと帰国しており、家族全員の費用となるとそれなりにかさんだようだ。さらに家財道具一式もベルギーにむけて搬送しており、人だけでなく荷物分の出費も少なくなかった。どうしても交通費が捻出できない者は徒歩で——ある家族は、9月26日にランスを出発して10月1日まで6日かけて——ベルギーに帰還している事例もあった。そして3の失業期間の損失として、多くの者が3日から2週間分くらいの賃金額を申告している。ただしこれは裏を返せば、3日後には新しい就職口を見つけていたとも理解できるのかもしれない。その一方で、フランスでの住まいは炭鉱会社が提供したもので、実質的には何ら損害は被っていないとする帰還者たちもいた。

表 5-5 帰還者が申告する被害総額

	被害総額	被害を申告した者	被害申告がなかった者
アントワープ州	1,125fr. ≥	7	8
東フランドル州	2,140fr. ≥	17	12
西フランドル州	56fr.	4	13
ブラバン州	638fr.	3	4
エノー州	10,303fr. ≥	700	139
ナミュール州	360fr.	3	1
合計	14,622fr. ≥	734	177

[出典] AMAE, clB81/I, clB164/II-1, 2312 より筆者作成。

[註記] リエージュ州の4名については被害について言及がない。なお、被害を申告したが具体的な被害金額を示さなかった者もいる。

なお、ベルギー人の帰還の様子は、フランス・ベルギーの新聞各紙が大々的に報じている。以下は、出発地のランス駅と、到着地のサン=ギラン駅の様子を報じる新聞記事である。

『ラ・ガゼット・ド・ベチューヌ』紙、1892年8月28日(日)付⁴²³

ベルギー人炭鉱夫たちが次々とフランスをあとにしている。(中略)引越し荷物を満載した馬車が頻繁に行き交う。ランス駅では家具類の発送のための有蓋貨車が不足し、駅構内にまで荷物があふれかえりとても奇妙な景色、言うなれば競売場のような様相を呈している。

*

『ラ・ガゼット』紙、1892年8月29日(月)付⁴²⁴

ボリナージュの人びと、フランスからの帰還 連日、フランスに出稼ぎへ行っていたベルギー人たちがボリナージュに帰着してきている。(中略)昨夜、ヴァランシエンヌ駅発モンズ駅7時39分着の列車は、フランスから追放されたボリナージュ人たちによる混雑のため30分以上の遅延がでた。およそ50家族が、大量の荷物とともにサン=ギラン駅に降り立っている。追って家具類も到着するとみられるが⁴²⁵、中には安い値で売却した者たちも多いとのこと。彼らにとっては厳しい冬を迎えることになりそうだ。

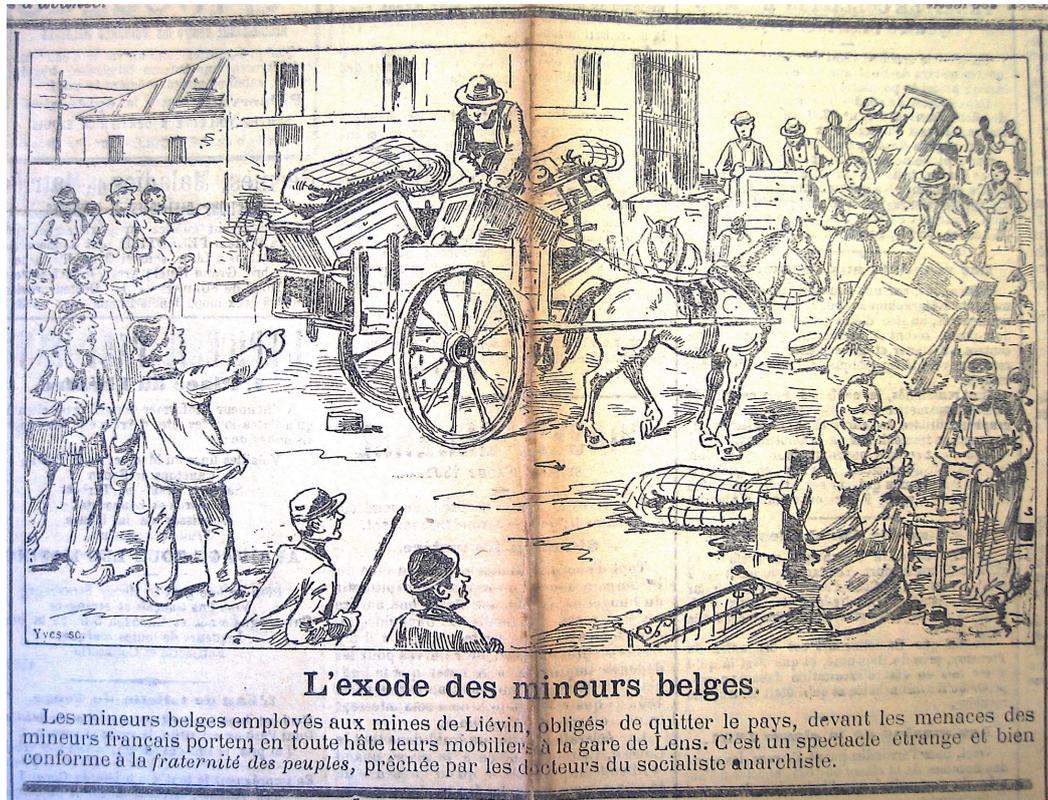
*

⁴²³ La Gazette de Béthune, le dimanche 28 août 1892. Les mineurs belges continuent à quitter le pays (...). On ne voit partout que des voitures de déménagement et la gare de Lens, ne pouvant fournir assez de wagons couverts pour l'expéditions des mobiliers qui lui parviennent, se voit dans l'obligation de faire déposer les meubles dans la cour de la petite vitesse qui présente un coup d'œil assez original ; l'on dirait un véritable bureau de vente.

⁴²⁴ La Gazette, le lundi 29 août 1892. Retour de France des Borains. Chaque jour ramène dans le Borinage des Belges qui étaient allés travailler en France. (...) Hier soir, le train n°872, qui doit arriver de Valenciennes en gare de Mons à 7h. 39, a subi plus d'une demi-heure de retard, tellement l'affluence des Borains chassés de France était considérable. Une cinquantaine de familles sont descendues à Saint-Ghislain avec quantité de paquets ; les meubles suivront, mais beaucoup les ont vendus sur place à vil prix. Tout cela promet un bien triste hiver.

⁴²⁵ 家具類が乗客と同時にベルギーに到着しなかったのは、前掲記事のように貨車が不足していたこともあるが、8月下旬より北フランスで流行していたコレラによりベルギー=フランス国境に防疫線がはられていたため、家具類が国境に留め置かれていたという事情もあった。「帰還者調査」には家財道具がなかなか届かず困窮する様子が多く報告されている。なお、1892年8月から9月にかけての国境の防疫線の状況については、ADN, M150/15, Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer, Gare d'Halluin (Halluin), le vendredi 2 septembre 1892 ; ADPdC, M1897, Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer (Lens), le lundi 19 septembre 1892. を参照。

図5-2 「ベルギー人炭鉱夫たちの大移動」 (1892年)



[出典] *Le Pas-de-Calais*, le dimanche 4 septembre 1892.

[註記] ベルギー人帰還者の家財道具がランス駅に運び込まれる様子が描かれている。

いずれの記事でも、ベルギー人炭鉱夫の家族たちが大量の荷物をもって移動していた様子が描かれている。帰還者たちが申告した損害品のリストは、別の見方をすれば、彼らの家財道具（財産）のリストにもなる。フランスで破壊された、盗難された、あるいは残してきた物として挙げられているのは、衣装棚、食器棚、テーブルや椅子などの家具類のほか、寝具（マットレス、枕、毛布）、衣類、リネン類（布巾、シーツ、テーブルクロス、カーテン）、そして未払分の給料、預けたままの貯金、現金、労働者手帳などであった。ベルギーと北フランスでは鉄道の敷設が進んでいたからこそ（石炭の輸送には鉄道の整備が不可欠であった）、また移動距離が比較的短かったからこそ、家具類などの家財道具とともに移動することが可能であったと考えられる。あるいは彼らの荷物の多さは、移動が一過性のものではなく、ある程度の期間フランスに定住しようとの意思があったことを示唆しているのかもしれない。

第三節 帰還者たちの証言

「在留者調査」や「帰還者調査」には、1892年の「ベルギー移民排斥事件」にかんするベルギー移民たちの証言のほかに、フランスでの生活の様子やベルギーに帰還後の状況、あるいはフランスに対する思いについて彼らが語ったことが記録として残されている。本節では、「事件」のもう一方の当事者であるベルギー人たちの言葉を、これらの史料の内から掬いにとってゆくこととする。

i. 「事件」について

フランソワ・ロベール他フランスから帰還した14名の労働者（エルージュ）からエルージュ市長宛嘆願書、1892年8月25日（木）付⁴²⁶

私はフランスにおいて日々の糧を得て、家族を養ってまいりましたが、去る8月15日に、フランス人労働者たちから24時間以内に退去するように言い渡されました。従わなければ私の命の保証はなく、家財道具も破壊し尽くされていたことでしょう。ベルギー人同僚たちも私と同じ状況に置かれております。うち一名は、職場で両足に怪我を負っていたにもかかわらず、同じように帰国するよう脅され、もう一名は、フランス人労働者たちからの暴行による怪我がもとで、先週の日曜日にランス市の病院で死亡いたしました。（中略）我々は皆、帰国を余儀なくされ、目下のところ職を失っております。

かの地では、バリとラマンダンなる者が率いる労働組合が組織されております。昨今の出来事もこの二人の企てによるものです。

リエヴァン市長はフランス人労働者たちの悪行に目をつむり、憲兵たちは任務を遂行せず、フランス人をかばい、不運にも抵抗したベルギー人を逮捕しております。

この市長は、「汚いベルギー人を追い払え。ただし殴っては行けない」などと発言しております。

⁴²⁶ AMAE, 2312, Requête de 14 ouvriers (Elouges, Province du Hainaut) au Bourgmestre d'Elouges, le jeudi 25 août 1892. « J'ai l'honneur de porter à votre connaissance que j'étais bien installé en France où je gagnais bien ma vie, de quoi élever ma famille convenablement, lorsque le 15 août dernier, je fus mis en demeure pour les ouvriers français d'avoir se déguerpir dans les 24 heures ; si non je serais tué et mes meubles mis en pièces. Tous mes camarades Belges se sont trouvés dans le même cas que moi ; un de ceux-ci a les deux jambes cassées au travail et menacé comme les autres ; un autre est mort dimanche dernier à l'hôpital de Lens, des suites des blessures reçues de la part des ouvriers Français (...). Nous sommes tous forcés de revenir et ne trouvons pas d'occupation. (...) /Un syndicat d'ouvrier est formé, et à la tête duquel se trouvent E. Basly, Lamendin, cette affaire fut soulevée par ces messieurs. /Le maire de Liévin a fermé les yeux sur ces méfaits, les gendarmes ont oublié leur devoir en protégeant les leurs et en arrêtant les Belges qui avaient le malheur de se défendre. /Chassez les, disait-il, le Maire, ces sales Belges surtout ne frappez pas. (...) »

フランソワ・ペール (ワングル) から駐ブローニュ=シュール=メール領事宛書簡、
1892年9月14日 (水) 付⁴²⁷

(前略) ご承知のことと存じますが、フランス人とベルギー人炭鉱夫たちの間で流血の惨事がランス市の周辺で発生しております。(中略)

騒動は私が暮らすワングル市(普段は大変静かな所です)にまでおよんできました。私はこの地で数年来肉屋を営んでおりますが、昨今の物騒な噂を耳にし、義理の兄(ワングルの炭鉱住宅に暮らす労働者)とともに所有する家具類を人目につかぬように隠さざるを得ない状況にあります。我々は目下、いつ暴徒の餌食となるやも知れず、堪え難い恐怖のなかで暮らしております。

現在まで鎮圧にむけた当局の介入は十分とは言えず、日々蛮行が繰り返されております。(中略)

ランスとリエヴァン炭鉱会社のフランス人炭鉱夫たちは、愚かにもベルギー人労働者を会社から一人残らず一掃することを公言しております。また、ベルギー人が一人でも当地にとどまる限り、暴力行為はなくなるとも主張しております。

上の引用は、リエヴァン市からベルギーへ帰還した労働者たちによる損害賠償を求める嘆願書と、なおも渦中のフランスに留まり続けるベルギー移民からひっ迫した状況を知らせる書簡の一部である。いずれも、ベルギー移民たちが体験した「事件」の様子が、自らの言葉で表現されている。フランス人労働者たちの行状については、これまで検証してきた事実と大きく違いはない。興味深い事柄としては、ベルギー移民から見たフランスの行政・治安当局の対応についての評価が記されている。一通目では、リエヴァン市長自らが率先してベルギー人を排斥する発言をしていたことが告発されている⁴²⁸。「帰還者調査」でも、このリエヴァン市長の「不適切な発言」について、度々言及が見られた⁴²⁹。また二通とも、憲兵をはじめとしたフランス治安当局からの適切な介入や保護が得られなかったことが訴えられている。上記の引用以外にも、リエヴァンの市長と憲兵の態度につ

⁴²⁷ *Idem, Lettre de Peers, François (Wingles, Pas-de-Calais) au Consul de Belgique à Boulogne-sur-Mer, le mercredi 14 septembre 1892.* « (...) Vous n'êtes pas sans avoir été mis au courant des rixes sanglantes entre mineurs français et belges, dont les communes du canton de Lens sont actuellement le théâtre. (...) / Les troubles ont gagné la commune de Wingles (assez paisibles d'habitude) où je suis établi marchand boucher depuis plusieurs années, et je me vois obligé, en raison des bruits alarmants qui courent de cacher mes meubles et ceux de mon beau frère, ouvrier à la fosse de Wingles. Nous vivons maintenant dans une mortelle inquiétude, ne sachant ce que la méchanceté de ces gredins nous réserve. / Les moyens de répression que l'on a employé jusqu'ici, sont loin d'être suffisants, et n'empêchent pas les pirateries de se commettre journellement. (...) / Les mineurs français des Compagnies de Lens et de Liévin émettent la sottise prétention de ne plus laisser un seul Belges travailler pour le compte des dites Compagnies, et ils ne cesseront pas, disent-ils, leurs violences, tant qu'il en restera un dans le canton. (...) »

⁴²⁸ リエヴァン市長は、1892年5月の選挙で交代したばかりであった。おそらく、パ=ド=カレ炭鉱労働者組合の関係者であると推測される。

⁴²⁹ 例えば、シャトレ市長(エノー州)の報告には、「リエヴァン市長はベルギー人を殴るようにはしかけていた。ただし殺してはならないと言い添えて(Le maire de Liévin excitât à frapper les Belges, sans toutefois les tuer, ajoutait-il.)との証言が報告されている。また、ラ・エストル市長(エノー州)は、リエヴァン市長と市議会議員たちが、ベルギー人に対して暴言を吐いていたことが報告している。Cf., AMAE, c1B81/I, Enquête du Bourgmestre de Châtelet (Province du Hainaut), le 22 septembre 1892; Enquête du Bourgmestre de la Estre (Province du Hainaut), le mercredi 21 septembre 1892.

いては、「彼らはただ笑って眺めているだけで、フランス人の悪行を鎮める代わりにむしろ焚き付けていた」などの証言もあった⁴³⁰。その一方で少数ではあるが、「(フランスの)憲兵はフランス人住民たちによる蛮行について直ちに捜査を開始し、騒動が起きぬよう夜通し警戒にあたっていた」とする肯定的な評価もあった⁴³¹。

ところで、一通目には 8 月 15 日の騒動でベルギー人に死者が出ていた事実が記されている。この他にも、騒動の期間中にランス市の病院に収容されたベルギー人(一説では 30 名)に関する断片的な情報はあるのだが、はたしてこの「事件」で総勢何人の死傷者が存在していたのか、具体的に数字を挙げた公の記録は今のところ見出だせず、真相は分からない。さらに、同じ一通目には、北フランスの炭鉱労働組合についても触れられている。騒動の扇動者としてバリとラマンダンを名指しする文面からは、この嘆願書をしたためた帰還者たちは、パ=ド=カレ炭鉱労働組合とは距離を置いていた(組合に加入していなかった)ことが、推測されるのではなかろうか。

ii. 帰還者たちの境遇

「帰還者調査」から浮かび上がるベルギー移民たちのフランスでの生活実態は千差万別である。単身で働きにきている者もいれば、家族で移民している者もいた。フランスでの収入にしても、日給 3 フラン 75 サンチームで働いていた者もいれば、7 フランを稼いでいた者までいた。フランスでの給料について、リエージュ市に帰還した労働者の一人は、ベルギーと比べて高かったと証言している⁴³²。また、トゥルネー市(Tournai)に帰還した炭鉱夫は、ランス炭鉱ではベルギー人はフランス人と同じ給与体制のもとで雇われていたとも述べている⁴³³。フランスに滞在した期間も幅があり、数週間から 10 年以上まで、なかには「事件」発生直前の 8 月 9 日にベルギーを出発した者や、「事件」発生直後の 8 月 16 日にリエヴァン市に到着した者もいた。フランスに移民した経緯については、先に移住していた親族や友人が紹介で仕事を得たり、炭鉱会社の技師や坑内監督などから誘いを受けていたりしていたようだ⁴³⁴。住まいについても、会社から炭鉱住宅を割り当てられ家族で暮らしていた事例もあれば、親戚・知人の家に間借りをしたり、居酒屋(当時の居酒屋は宿屋を兼ねることが多かった)に寝泊まりしたりする事例もあった。また季節移民の証言として、フランドル出身の 4 名の農民がフランスのリール駅近くで居酒屋と仲介業を営む男から砂糖大根の収穫の仕事を紹介され、ランス近郊の農場へと向かったものの、到着

⁴³⁰ AMAE, 2312, Lettre d'un ouvrier d'Elouge (Province du Hainaut) au Bourgmestre d'Elouges, le jeudi 25 août 1892.

⁴³¹ 例えば、AMAE, c1B81/I, Enquête du Bourgmestre de Sirault (Province du Hainaut), le mardi 20 septembre 1892. など。

⁴³² *Idem*, Enquête du Bourgmestre de Liège (Province de Liège), le mercredi 28 septembre 1892.

⁴³³ *Idem*, Enquête du Bourgmestre de Tournai (Province du Hainaut), le mercredi 28 septembre 1892.

⁴³⁴ ベルギーの『ラ・ガゼット』紙は、リエヴァン炭鉱会社は「事件」発生の前の月(7月)にベルギーにリクルーターを送り、求人活動を行っていたと報じている。なお、このリクルーターには 1 名の採用につき 5 フランの手数料が支払われていたとし、これにより 200 名のベルギー人炭鉱労働者が新規に雇用されたとも伝えている。Cf., *La Gazette*, le lundi 12 septembre 1892.

早々雇主から宿舎を用意できないと言われ、近隣の複数の居酒屋からも宿泊を断られ（いずれもフランス人炭鉱夫から襲撃を恐れたため）、やむなく帰国したとの報告もあった⁴³⁵。

フランスから家族と家財道具をとめない引き揚げる様子はすでに前節で引用したが、帰還者のなかには家族と別行動をとる者（とらざるを得ない者）もいた。例えば、カルニヨン市(Quaregnon)に帰還したワティエ父子——二人とも直前までクリエール炭鉱で炭鉱夫として働き、父のフランス在仏歴は 31 年にわたるとい——は、フランスに残してきた家族を呼び寄せるためにベルギー外務省に援助を求めている⁴³⁶。おそらく交通費が工面できず、より標的となりやすい炭鉱夫である二人だけが一足先にベルギーに帰還したと考えられる。このように、男性が先に帰還し、妻と子どもたちが家財道具をもって（あるいは売り払って）遅れて帰国する事例もいくつかあった。さらにベルギー人とフランス人の夫婦の場合は、ベルギー人である夫だけが帰還し、妻は子どもと共にフランスに残留する事例があったことも報告されている⁴³⁷。これに関連して『ル・フィガロ』紙では、北フランスの炭鉱都市でベルギー人妻たちを取材し、以下のような記事を掲載している。

『ル・フィガロ』紙、1892年9月12日(月)付⁴³⁸

(前略) 私 [『ル・フィガロ』紙の記者] の周りにいた女性たちは皆フランス人であったが、その多くがベルギー人男性と結婚をしていた。夫たちは善人であるというのに、当の彼女たちは非常に怯えている様子であった。ここから出てゆくには金が必要となるのだが、残念なことにこの夫婦たちには十分な蓄えがなかったのである。ある女性は、「悪いベルギー人もいれば、良いベルギー人もいる。悪い者のために良い者が出てゆかざるを得なくなっている」と口惜しんだ。また、「私の夫は何も言っていないし、何もしていないのに」とも。(中略)

私はプロテスタントの夫婦が暮らす住宅を訪れた。壁には聖書の言葉がいくつも掲げられている。フランス人の妻はベルギー人の夫に、「あなたは自分の好きなようにしてください。もし立ち去りたいのなら、そうして下さい。でも私は、ここに残ります」と言い含めている。私は壁に貼られた「私はあなたを見放すことも、見捨てることもしない」という聖書の言葉を指し示すと、妻は夫の首にし

⁴³⁵ AMAE, 2312, Lettre du Bourgmestre d'Aertrycke (en néerlandais Aatrijke) au Gouverneur de la Province de Flandre Occidentale (Bruges), le mercredi 21 septembre 1892.

⁴³⁶ *Idem*, Requête de Wattiez père et fils (Quaregnon, Province du Hainaut) au Consul général de Belgique (Paris), le samedi 10 septembre 1892 ; *idem*, Requête de Wattiez, Florimond, père et fils (Quaregnon) au Ministre des Affaires étrangères (Bruxelles), le samedi 24 septembre 1892.

⁴³⁷ 例えば、リエージュ市に帰還した炭鉱夫は、妻と4人の子どもはノール県の妻の生家に避難し、家具類はその場に残したままであると供述している。Cf., *Idem*, Procès-verbal du Commissaire de police, ville de Liège de la 4e division, le vendredi 30 septembre 1892.

⁴³⁸ *Le Figaro*, le lundi 12 septembre 1892. « (...) D'autres femmes m'entourent qui presque toutes sont Françaises mais mariées à des Belges. Si leurs maris sont braves, elles se montrent assez peureuses ; puis il va falloir pour s'en aller tant d'argent, et on n'en a pas de trop, hélas !... Une femme crie qu'il y a de mauvais Belges, mais il y en a de bons aussi et les bons vont pâtir pour les mauvais : --- Mon mari n'a rien dit, n'a rien fait. (...) /Je rentre dans un coron habité par des protestants ; il ont mis sur les murs des écriteaux portant des paroles de la Bible. La femme, qui est Française, dit à son mari qui est Belge : « tu feras bien ce que tu voudras, tu partiras si cela te plaît, quant à moi je resterai. » Je lui montre un écriteau sur lequel sont ces mots : « Je ne te laisserai point, je ne t'abandonnerai point. » Elle se jette en pleurant au cou de son mari : « Tu sais bien, lui dit-elle, que ce que j'en dis ça ne compte pas. »

がみつ、泣きながらこう告げた。「分かっているでしょう。私が言うことは重要ではないの」と。

記事はあまりにもメロドラマ調で（特に後半部分）、作り話かとの疑念も差し挟みたくなるが、ベルギー人夫婦が帰還問題にゆれうごく様子が描かれている。

ベルギーに帰還後の当座の住まいについては、親・兄弟・知人の家などに身を寄せることが多かった。そして事がうまく運べば、ベルギーの炭鉱会社で職を得て、炭鉱住宅に入居する事もできたようだ。その一方で、落ち着き先が見つからず、市当局が住宅を提供したり、やむを得ず野宿したりする者もいた。ベルニサール市の救貧局は、帰還者たちの当面の生活の立て直したために、緊急の義援金や物資を拠出している⁴³⁹。また、ランス炭鉱会社から傷害年金を受給していたが、帰国にともない受けとることができなくなったとして、今後の生活に不安をのぞかせる者もいた⁴⁴⁰。

帰還者の流入が相次いだエノー州のいくつかの市町村では、反仏デモが発生している。8月21日（日）のエルーージュ市(Elouges)とドゥー市(Dour)を皮切りに、翌週末にワム市(Wasmes)、ブスー市(Boussu)、ペルウェ市、バゼクル市(Basècles)で、30日（火）にはブラトン市とベルニサール市、そして9月10日（土）にはオルニュ市——いずれもポリナージュ地方の炭鉱都市——で、反仏デモや在仏フランス人に対する脅迫が相次いで報告されている⁴⁴¹。地元警察の報告書や新聞報道などを総合すると、一部の帰還者が中心となって、「フランス人を倒せ」や「ベルギー人万歳」と記されたベルギーの三色旗（一説には赤旗）を掲げ太鼓を打ち鳴らしながら市内を練り歩き、フランス人住民に対して「24時間以内にフランスへ戻れ」と脅したり、フランス人の住宅の窓ガラスを破壊したりしたこと⁴⁴²。要するに、フランスで自らがされたと同じことを、今度はベルギーで仕返ししようとしていた。このような不穏な動きに対処するために、ベルニサール市長は夜10時以降の外出禁止令を発したほか、ベルギー外務省も「帰還者調査」と同時に、ベルギー国内のフランス人労働者の動向について調査するよう、自治体首長に対して求めている⁴⁴³。

⁴³⁹ AMAE, c1B81/I, Enquête du Bourgmestre de Bemissart (Province du Hainaut), le lundi 19 septembre 1892.

⁴⁴⁰ *Idem*, Enquête du Bourgmestre de Lodelinsart (Province du Hainaut), le mardi 20 septembre 1892. 1892年時点でランス炭鉱会社の傷害年金は、受給者が会社の会計に出向き、支払いを受けていたことがわかる。炭鉱労働者に対する社会保障については、第三章一節を参照。

⁴⁴¹ AMAE, 2312, Lettre du Ministre de la Justice (Bruxelles) au Ministre des Affaires étrangères *ad intérim* (Bruxelles), le vendredi 2 septembre 1892 ; *idem*, le jeudi 22 septembre 1892.

⁴⁴² AMAE, 2312, Lettre du Gouverneur de la Province du Hainaut (Mons) au Ministre de l'Intérieur et de l'Instruction publique (Bruxelles), le vendredi 26 août 1892. なお、これらの反仏デモについてはベルギーの新聞だけでなく、フランスの新聞でも盛んに（誇張されて）報道されている。Cf., *La Gazette de Mons* (21/08/1892), *La Réforme*, *L'Impartial de Gand* (23/08/1892), *La Gazette de Charleroi*, *Hainaut* (24/08/1892), *La Chronique*, *L'Etoile Belges*, *La Gazette*, *La Meuse*, *L'Express du Nord et du Pas-de-Calais*, *Le Progrès du Nord*, *Le Réveil du Nord*, *La France*, *La République France* (25/08/1892), etc. なお、帰還者の一人は、このベルギーでの反仏デモの報道の影響で在仏ベルギー人の立場は悪化していると記している。Cf., AMAE, 2312, Lettre de Brochée Aug... (Elouges, Province du Hainaut) au Bourgmestre d'Elouges, le jeudi 25 août 1892.

⁴⁴³ *Ibid.*, le jeudi 1er septembre 1892 ; Lettre du Ministre des Affaires étrangères *ad intérim* (Bruxelles) au Ministre de l'Intérieur et de l'Instruction publique (Bruxelles), le mercredi 14 septembre 1892. なお、この時の調査で明らかにされたベルギー国内のフランス人労働者の数は5155名であった。調査結果の詳細については補遺の表12を参照。参考として1890年度のベルギー国勢調査のデータも示しておく（補遺表13）。

ベルギーの新聞では、フランスからの帰還者について、「仕事も、家も、お金も失い、食べることに事欠く」⁴⁴⁴悲惨な状況にあるとして、おおむね同情的な論調で報じている。ただし一部の報道では、帰還者たちを受け入れていたエルージュ市住民の証言として、「フランスへ行ったのは厄介者で、なおかつ怠け者で嫌なやつばかり（中略）ここ（エルージュ市）では、彼らが出て行ってくれてとてもせいせいしていたのに」という批判的な声があったことを伝えている⁴⁴⁵。帰還者のなかには、かつてベルギーの炭鉱会社に楯ついたことを理由に解雇されていた者もあり、帰国後に再就職を拒まれる事例がいくつか報告されている⁴⁴⁶。フランスの炭鉱地帯は、ベルギーの炭鉱ではもはや働くことができなくなった組合活動家の、逃げ場にもなっていたと考えられる。

iii. フランスへの思い

帰還者たちは、フランスでの生活について、あるいはフランス人について、どのような思いを抱いていたのだろうか。

騒動に巻き込まれ「もう二度と、フランスには働きに行きたくない」⁴⁴⁷という声が聞かれる一方、フランスでの生活に未練をのこす者も少なからずいた。『レトワール・ベルジュ』紙は、家族そろってランス市から帰還した主婦の証言として、「炭鉱夫である夫はフランスでは8時間の労働で6フランを稼いでおり、この職を失ったことは非常に残念」という話をとりあげている⁴⁴⁸。また、フランス人の暴力行為を非難する一方で、フランス人の親切な対応について語る者たちもいた。例えば、旅費が工面できず妻と4人の子ども（長男はまだわずか7歳）を連れて徒歩でベルギーに帰還せざるを得なかった炭鉱夫は、ランス駅で見ず知らずのフランス人たちから家財道具をベルギーに運送するための費用を出してもらったと述べている⁴⁴⁹。あるいはシャルルロワ出身の2名の炭鉱夫の証言として、暴徒と化した一団から追い回されたところをフランス人の肉屋にかくまってもらった——この肉屋は普仏戦争で重傷を負ったさいにベルギーで介抱してもらった恩を忘れていないとのこと——との逸話も披露されている⁴⁵⁰。

⁴⁴⁴ *L'Etoile Belge*, le vendredi 2 septembre 1892. なお、ベルギーの新聞では帰還者を表す語として、「des revenants」や「les émigrants」という単語がしばしば用いられている。

⁴⁴⁵ *La Gazette*, le jeudi 25 août 1892.

⁴⁴⁶ AMAE, 2312, Lettre du Ministre de la Justice (Bruxelles) au Ministre des Affaires étrangères *ad intérim* (Bruxelles), le vendredi 2 septembre 1892.

⁴⁴⁷ AMAE, c1B81/I, Enquête du Bourgmestre de Ressaix (Province du Hainaut), le samedi 24 septembre 1892.

⁴⁴⁸ *L'Etoile Belge*, le vendredi 2 septembre 1892. 『レトワール・ベルジュ』紙はボリナーージュに特派員を送り、帰還者たちに取材を行なっている。なお、この証言により、1892年時点でパド=ド=カレ県ではすでに8時間労働が実現していたことが裏付けられる。労働時間の詳細について、第三章一節を参照。

⁴⁴⁹ AMAE, 2312, Procès-verbal du Commissaire de police, Commune de Dampremy (Province du Hainaut), le mardi 20 septembre 1892.

⁴⁵⁰ これについては、*La Gazette de Mons*, le mardi 27 septembre 1892 ; *La Gazette de Charleroi*, Le mercredi 28 septembre ; *L'Économie*, le vendredi 30 septembre. などが報じている。

加えて、帰還したばかりだというのに、再びフランスに戻ろうとの意向をしめす者たちも少なくなかった。10年来パド＝カレ県で暮らしていたという炭鉱夫は、「フランスでの生活には非常に満足しており、できるだけ早く戻りたい」とフランスへの再移民の意欲をのぞかせている⁴⁵¹。フランスでの上役（炭鉱夫であれば坑内監督、季節移民であれば農場主など）に手紙を書き送り、再雇用の算段をつける者もいた。なかには、ベルギーに帰還する前に、すでに騒動が落ちついたあかつきには再雇用してもらう約束を取り付けていた（あるいはそのような誘いを受けていた）者もいた。ベルギー政府による「帰還者調査」が実施されている間にも（9月下旬から10月上旬にかけて）、実際にフランスにむけて再出立する事例が確認されている。前節で言及したカルニョン市から嘆願書を送ったワティエ父子も、帰還からちょうど1ヶ月後の10月8日に、家族の待つフランスへと再び旅立っている⁴⁵²。また、この「帰還者調査」では、フランスで帰化申請をするために必要書類を取りにベルギーに戻った一時帰国者の姿があったことも報告されている⁴⁵³（なお、この北フランス炭鉱都市のベルギー人住民たちによる帰化の申請については、第七章で改めて論じることとする）。いずれにせよ、1892年の「ベルギー移民排斥事件」は、ベルギー移民の帰還を引き起こしたばかりではなく、再移民という、あらたな人の移動をも呼び起こしていたことを、指摘することができるだろう⁴⁵⁴。

*
* *

本章では、1892年の「ベルギー移民排斥事件」を、北フランス炭鉱都市のベルギー人住民たちの視座から捉えることがめざされた。本章で帰還者たちが証言するフランス人住民による仕打ちの数々と、前章で検証したフランス人住民たちがとった行動と態度との間に、大きな矛盾点は認められなかったものの、フランス人住民たちの行為は（彼

⁴⁵¹ AMAE, c1B81/I, Enquête du Bourgmestre de Franc-Waret (Province de Namur), le vendredi 23 septembre 1892.

⁴⁵² AMAE, 2312, Lettre du Gouverneur de la Province du Hainaut (Mons) au Ministre des Affaires étrangères *ad intérim* (Bruxelles), le mercredi 19 octobre 1892. なお、親子の足跡を追うと、9月8日にクリエール炭鉱会社を辞職し、9月9日にベルギーのカルニョン市に到着、9月中旬にはオルニュー市に移動し（いずれも炭鉱都市なので仕事と住まいを求めて移動していたのではないだろうか）、最終的に10月8日にフランスの元の住まいがあったメリクール市へと再移民している。Cf., *Idem*, Lettre du Bourgmestre de Quaregnon au Gouverneur de la Province du Hainaut (Mons), le mardi 27 septembre 1892; *idem*, Lettre du Bourgmestre d'Hornu au Gouverneur de la Province du Hainaut (Mons), le vendredi 14 octobre 1892.

⁴⁵³ エルージュ市、ペルウェ市、モーブレ市、ワミュエル市（いずれもエノー州）などで、フランスへの帰化申請者の存在が確認できた。Cf., AMAE, c1B81/I, Enquête du Bourgmestre d'Elouges (Province du Hainaut), le mardi 20 septembre 1892; *idem*, Enquête du Bourgmestre de Wasnuél (Province du Hainaut), le mardi 20 septembre 1892; *idem*, Enquête du Bourgmestre de Maubray (Province du Hainaut), le mardi 20 septembre 1892; *idem*, Enquête du Bourgmestre de Péruwelz, le vendredi 23 septembre 1892.

⁴⁵⁴ なお一部の新聞では、北フランスで「事件」の被害にあったベルギー移民たちの一部に、アメリカ大陸（北アメリカの鉱山であろうか）へ再移民する動きがあったことが報じられている。Cf., *L'Écho du Nord, Le Progrès du Nord, Le Réveil du Nord, Le Journal des débats* (22/08/1892), *Le Journal de Roubaix* (23/08/1892), *L'Express du Nord et du Pas-de-Calais* (24/08/1892), etc.

らの行為にいかなる含意があったにせよ)、ベルギー人住民たちを恐れおののかせ、たちまちのうちに帰還を決意させるだけの衝撃をあたえたことは、まぎれもない事実である。帰還者の一部には、自らが受けた行為の意趣返しとして、ベルギー在住のフランス人に対して、デモや暴力行為をはたらく者もいた。しかしその一方で、再びフランスへ働きにゆくことを選択する者たちもいた。彼らはあくまでも、より有利な働き口を求めて、あるいは家族にとってより安定した生活を求めて、フランスへの移動を決意したものと考えられる。そしておそらく、「事件」が発生したさいにも、かららは同様の判断基準で、移動(帰還)を決意していたのだろう。

本論第一章では、ベルギーから北フランスへいたる一連の炭鉱地帯内部には国境という境界線が存在するが、この国境は、人びとの移動の阻害要因とはなっていなかったと指摘した。本章においても、フランスとベルギー間の国境をベルギー人炭鉱夫とその家族たちが活発に往き来をしていた様子が明らかにされた。ただし、移動する人びとにとり、国境は意味をなさない有名無実な存在であったわけではなく、ベルギー移民たちは、国境があるがために生じた差異——労働・生活条件の格差、治安状況の差など——を見極めながら、移動していたものと考えられる。

*

1892年に北フランス炭鉱都市で発生した「ベルギー移民排斥事件」は、当事者以外の人びとからはどのように見られていたのだろうか。当時の世間一般の人びとは、炭鉱都市の住民たちに対して、いかなるまなざしを向けていたのだろうか。次章ではこの点について検討してゆくことにする。

第六章 外部から見た事件

「炭鉱夫たちと織工たちはほかの労働者や職人たちとはいくらか違う別の種族だ。僕は彼らに大きな共感を覚える。いつの日か彼らを素描して、まだ未公開、もしくはほとんど未公開のこのタイプの連中が陽の目を見るということにでもなれば僕だって自分を果報者と思うだろう。(中略) これでもう僕は二年近く彼らの間で暮らして、彼ら特有の性格がいくらかわかるようになった。少なくとも主に炭鉱夫たちについてはね。そして、ますます僕はこの哀れな、闇に埋もれた労働者たち、いわば最下層の人々、普通の人がおそらく想像力たくましく、しかしひどく間違っ、不当にも、まるで犯罪者や悪党であるかのように思えがく、この最もさげすまれた人々のなかに感動的な何か、悲痛な思いをさせる何かすら見出すようになっている。犯罪者、のんだくれ、悪党はほかと同様ここにだっているが、しかし本物の坑夫のタイプはそんなのではない」
フィンセント・ファン・ゴッホ⁴⁵⁵

« Les infimes charbonniers ne sont plus des bêtes de somme, aptes seulement à cogner de la rivelaine et à traîner la berline, s'étoilant et crevant par familles entière : mari, femme, garçons et filles, au fond des souterrains. Ils ont un foyer, la ménagère à la maison et les enfants à l'école. Ils raisonnent de leur métier et savent discuter leurs intérêts. »

Émile Basly⁴⁵⁶

北フランスの炭鉱都市で起こった「ベルギー移民排斥事件」は、ベルギーとフランスの新聞紙上を連日にぎわせた。本章では、両国の新聞が、北フランスでの「ベルギー移民排斥事件」をどのように伝え、この「事件」のなかにどのような論点を見いだしていたのか、また、「事件」の当事者たち——炭鉱都市の住民たち、とりわけフランス人とベルギー人炭鉱労働者たち——に、いかなるまなざしを向けていたのか、検証する。

第一節 史料と方法

i. 19世紀の新聞のあらまし

19世紀後半は印刷メディア、とりわけ新聞の発展がめざましく、「新聞の黄金時代」ともいわれている。印刷技術が発達したことに加え、それまで紙の原材料として古布を再利用していたのが、木材チップから安価な紙が生産できるようになり、低価格で、し

⁴⁵⁵ 『ファン・ゴッホの手紙』(二見史郎、國府寺司訳) みすず書房、2001年、51-52頁。フィンセント・ファン・ゴッホ(1853-1890) オランダ出身の後期印象派の画家。引用文はゴッホが弟テオに宛てた手紙(1880年9月24日付)。ゴッホは当時ベルギー・ポリナージュ地方の炭鉱都市クエム(Cuesmes)に滞在中で、炭鉱労働者の家に間借りをしながら布教活動に従事していた。なお同年、ゴッホはポリナージュからパド=ド=カレ県のクリエール炭鉱まで徒歩で旅行をしたことも書き綴っている。

⁴⁵⁶ BASLY (Émile), le 17 septembre 1892.

かも大量部数の新聞を発行することが可能となった。一部 5 サンチームの大衆紙が登場したのはこの頃のこと、義務教育の導入により識字率が上昇したことと相まって、エリートから庶民にまで新聞読者の裾野は広がっている。特にフランスでは、1881 年の法律で新聞の発行が自由化されたことをうけ⁴⁵⁷、新聞の創刊が相次ぎ、1892 年（本論が取り扱う「ベルギー移民排斥事件」が発生した年）には、パリで 79 紙、地方では 257 紙の日刊紙が発行されていたとされる⁴⁵⁸。他方、ベルギーにかんしては、新聞をはじめとして出版にかんする規制はフランスと比較すれば格段にゆるく、言論の自由は保証されていたと言えよう⁴⁵⁹。

ii. 史料と方法

本章では、1892 年の「ベルギー移民排斥事件」について報じた、ベルギーとフランスの新聞記事を主な史料として使用する。すでに第四章において、両国の新聞記事を用いて事件の推移を分析したのだが、19 世紀の新聞は、事件など内外の情報を詳細に伝える報道新聞としての役割だけでなく、その時々、社会的な出来事から何らかの意見を発信し世論に訴える意見新聞（オピニオン・ジャーナリズム）としての特徴も併せもっていた。むしろ後者の傾向の方が顕著であったといった方が、適当かもしれない。1892 年の「事件」をめぐるのは、両国の新聞が現地からの様子について報道していたが、それ以上に、事件を通して各紙が独自に論陣を張り、新聞紙上で活発に議論を戦わせていた。先に 19 世紀の新聞記事は非常に饒舌であると評したが、各新聞、あるいは各記者の主張が色濃く出ていたからでもあった。

本章で実際に使用する史料は、前章までに集めたものと同じ、フランスで発行された 42 紙、ベルギーで発行された 21 紙の 1892 年 8 月 1 日から同年 12 月 31 日までに掲載された「ベルギー移民排斥事件」にかかわる記事である。各新聞のタイトル、発行地、日刊と週刊の別、政治的傾向、そして価格については、巻末の補遺 1 の表 9 と 10 に一覧を示した。なお、政治的傾向については常に一定ではなく、社主や主筆の交代などで随時変更もありえるのだが、先行研究を参照しながら、できうるかぎり 1892 年当時のものを選んだつもりである。価格については、原則として一部あたりの価格を示したが、年間購読の料金しか特定できなかった場合にはあえて換算せずにそのまま示した。大まかに分類すれば、価格が一部 5 サンチームの新聞は「大衆紙」、一部 10 サンチーム以上の料金を設

⁴⁵⁷ Loi du 29 juillet 1881 sur la liberté de la presse.

⁴⁵⁸ BELLANGER (Claude), GODECHOT (Jacques), GUIRAL (Pierre) et TERROU (Fernand)(dir.), *Histoire générale de la Presse Française*, tome III Paris, PUF, 1972, p.138. この他、19 世紀のフランスの新聞については、次の文献も参照。Cf., PERROT (Michelle), «La presse syndicale des ouvriers mineurs (1880-1914) : Note pour un inventaire», *Le Mouvement Social*, n°43, avril-juin 1963, pp.93-115 ; FOYEL (Gilles), *La Presse en France des origines à 1944, Histoire politique et matérielle*, Paris, Ellipses, 1999 ; VISSE (Jean-Paul), *La presse du Nord et du Pas-de-Calais au temps de l'Écho du Nord 1819-1944*, Villeneuve d'Ascq, Presses Universitaires du Septentrion, 2004.

⁴⁵⁹ フランス第二帝政期には、検閲を逃れる手段として、ベルギーで多くのフランス語の書物が出版された。なお、19 世紀後半のベルギーでは、今でいうところの「海賊版」の出版（フランスで出版された書物を、著作権者の許可なく印刷すること）も活発であった。19 世紀のベルギーの新聞については、次の文献を参照。Cf., CAMPE (René), DUMON (Marthe) et JESPER (Jean-Jacques), *Radioscopie de la presse belge*, Marabout, Verviers, 1975 ; GERIN (Paul), *Presse populaire catholique et presse démocrate chrétienne en Wallonie et à Bruxelles (1830-1914)*, Louvain, Éditions Nauwelaerts, 1975.

定している新聞は「高級紙」と分類できる。また、両国の首都であるパリやブリュッセルで発行された新聞は「全国紙」として内外に流通していたが、それ以外の「地方紙」は、その地方でのみ読まれることが多かった。

前項で指摘したように、19世紀後半、フランスおよびベルギーにおいて新聞は黄金期をむかえ、大衆化した。アメリカの歴史学者ウェバー(Eugen Weber)は、1976年の論考の中で、フランス(とりわけフランスの周縁に位置する農村部)の国民統合は、19世紀後半、とりわけ第三共和政政府がおしすすめた義務教育や徴兵制度の導入、そして新聞を含む通信や交通網の整備などによりようやく成しえたのだと分析している⁴⁶⁰。今日、近代ヨーロッパの国民統合の文脈において、新聞をはじめとした印刷物の果たした役割については多くの研究者が指摘することである。フランスの移民史研究者であるノワリエルもまた、2007年の論考のなかで、19世紀半ばまではフランスのいわゆるエリートと呼ばれる人びとの間でのみなされていた国民/外国人(移民)にかんする議論が、19世紀末になると新聞(なかでも三面記事)を媒介としてフランス社会の末端にまで広まったと指摘し、とりわけ1892年とその翌年に発生した「移民排斥事件」では、それまでエリートだけが用いていたナショナルな言説を、労働者たちみずからが使いこなした画期をなす出来事であったと位置づけている⁴⁶¹。

本章は、しかしながら、ジャーナリズムと国民統合について問いなおそうとするものでも、あるいは新聞の影響を受けて、はたして炭鉱労働者たちにもナショナリズムが浸透していたのか検証しようとするものでも、ない⁴⁶²。実は1892年の「ベルギー移民排斥事件」を題材とした唯一ともいえる先行研究として、ベルギーの歴史研究者ダントワン(Alain Dantoing)による修士論文がある⁴⁶³。事実誤認とみられる箇所もいくつか認められる

⁴⁶⁰ WEBER (Eugen), *La fin des terroirs, la modernisation de la France rurale 1870-1914*, traduit par BERMAN (Antoine), GENIES (Bernard), Paris, Fayard, 1983 (Titre original : *Peasants into Frenchmen. The Modernization of Rural France, 1880-1914*, Stanford, Stanford University Press, 1976).

⁴⁶¹ NOIRIEL (Gérard), *Immigration, antisémitisme et racisme en France (XIXe-XXe siècle), discours publics, humiliations privées*, Paris, Fayard, 2007, pp.83-205. ノワリエルがこの論考で例に引いた二つの「移民排斥事件」とは、ひとつは本論が取り上げる1892年に北フランスの炭鉱地帯で発生した「ベルギー移民排斥事件」であり、もうひとつは1893年に南フランスのエグ=モルト市で発生した「イタリア移民排斥事件」のことである。なお、ノワリエルは1892年の出来事を「ドロクール事件」と名づけているが、本論でもすでに指摘したように(第四章二節、および註338参照)、騒動はランス・リエヴァン鉱区からはじまり、ドロクール鉱区に波及するのは「事件」の終盤にさしかかった頃でしかなく、1892年の一連の出来事の名目として「ドロクール」の地名をとるのは、いささか代表性に欠けるように思われる。実は、当時ドロクール炭鉱会社にはベルギーからの資本も投入されており、「事件」発生直後からドロクール炭鉱がフランス人炭鉱夫たちの絶好の標的となるだろうとの「憶測」を呼んでいた。このような「憶測」(フランス人労働者が外国資本の進出に抵抗するという構図)を大々的に取りあげ記事にしていたのは、主にパリなどで発行された「高級紙」で、おそらくノワリエルはこれらの新聞史料を主として参照し、「ドロクール事件」と名づけたのではない。

⁴⁶² 新聞の大衆化により労働者たちにもナショナリズムが浸透し、それが「移民排斥事件」につながったというノワリエルの主張は非常に魅力的であり、一理あると思うのだが、これを実証することは難しいと思われる。まず、当時の労働者がどのような新聞を読んでいたか特定する必要があるのだが、1892年の「事件」にひきつけて考えれば、パド=カレ炭鉱労働組合にはすでに組合機関紙が存在しており、多くの炭鉱労働者はこの組合機関紙を読んでいたものと推測される。だが、これに対抗して一部の炭鉱会社は、カトリック系の新聞を炭鉱住宅の住民に無料配布していたとも言われている。炭鉱都市における新聞の購読数や、そもそも住民たちはどの程度文字が読めたのかを具体的に示すデータは、残念ながら見つからなかった。本論では、炭鉱都市の住民の識字度を知る手がかりとして、第四章において逮捕された者の識字度を、第七章において帰化した者の識字度について調査し、その結果を示してある(補遺1の表11、および註530参照)。

⁴⁶³ DANTOING (Alain), *Une manifestation de défense ouvrières contre le travail étranger dans les mines du Pas-de-Calais en 1892, approche de l'opinion publique belge et française*, Mémoire de licence, Université Catholique de Louvain, Louvain, 1973.

ものの、ベルギーで発行された新聞記事を主たる史料として読み込みながら、それまで顧みられることのなかった 1892 年の「事件」に光をあて、そのあらましをまとめた優れた論考である。筆者はそのなかで、フランスの一地方で起きた小さな事件であったにもかかわらず、ベルギーでの新聞報道は非常に過熱していたとの見解を示している。本章では、このダントワンの示唆をうけ、当時のベルギーと、フランスの新聞——1892 年の「事件」は、フランスとベルギー両国の国民が当事者としてかかわっており、それぞれの新聞に目を配る必要があるだろう——が、1892 年に北フランスで発生した「ベルギー移民排斥事件」をどのように伝え、この事件を通じて何を主張しようとしていたか、また、事件の当事者たち——炭鉱都市で暮らす住民たち、とりわけ炭鉱労働者たち——に対していかなるまなざしを向けていたのか、検証してゆくこととする。当時のフランスとベルギーの世論の動向を追うことは、そのような世論をつくりあげる両国の社会のあり方を見ることになり、逆に言えば、事件の当事者となった炭鉱都市の住民たちが、ベルギー・フランス社会の中でどのような位置にあったのかを、理解することにもつながるであろう。

実際の手順としては、まず、ベルギーで発行された新聞を分析したのち（第二節）、フランスで発行された新聞を分析する（第三節）。

iii. はたして「外国人排斥」なのか？

すでに指摘してきたように、1892 年の北フランスの炭鉱都市での一連の出来事は、今日のフランス移民史研究では、外国人排斥事件 «*les affaires xénophobes*» として位置づけられており、筆者もこれに倣い、本論では 1892 年の出来事の呼称として「排斥」という語を用い、「ベルギー移民排斥事件」としてきた。だが、正確を期すれば、フランス語の «*xénophobe*»（外国人排斥／外国人嫌い）という単語は、1892 年の「事件」当時にはまだ存在せず、使われてはいなかった。フランス語の辞書で «*xénophobe*» の初出年を確認すると、いずれも 1903 年とある⁴⁶⁴。もちろん、«*xénophobe*» という言葉が当時存在しなかったからといって、北フランス炭鉱都市のフランス人住民とベルギー人住民の間で起こった騒動——フランス人がベルギー人に暴力を向けたという事実——そのものが否定されるわけではない。だが、当時の両国での「事件」の位置づけを把握するうえでは、同時代の人びとがこの出来事をどのように呼称していたのかについて、きちんと確認しておく必要があるだろう。

まず手始めに、フランスとベルギー両国の関係省庁が、1892 年の出来事をどのように呼んでいたのか、省庁間で取り交わされた公文書のレターヘッドに記された件名 (*objet*) を確認してみよう。憲兵を統轄していたフランスの陸軍省 (*Ministère de la Guerre*) では、「炭鉱地帯における労働者の騒乱」 «*agitation ouvrière dans le bassin houiller*»、「フランス人とベルギー人労働者間の騒乱」 «*troubles entre ouvriers français et belges*» というタイトルを主

またこの修士論文の概要は、次の雑誌にも掲載されている。Cf., *Idem*, «Une manifestation de défense ouvrière contre le travail étranger dans les mines du Pas-de-Calais en 1892», *RBHC*, V, 1974, pp.427-445.

⁴⁶⁴ *Le Dictionnaire Historique de la langue française*, 2012. また、英語の主要な辞書でも «*xenophobe*» の初出は 1903 年である。Cf., *Random House Dictionary of the English Language*, 1987. なお、「*xénophobe*» という語は、ドレフュス事件のさい、アナートル・フランスが初めて使用したと言われている。Cf., DORNEL (Laurent), *op. cit.*, p. 21.

に使用している⁴⁶⁵。フランス法務省もほぼ同様に「パ＝ド＝カレ県における労働者の騒乱」《*agitation ouvrière dans le Pas-de-Calais*》を採用している。フランス外務省は、「フランス人とベルギー炭鉱夫」《*mineurs français et belges*》という無難なタイトルをつける一方で、おそらくベルギー外務省からの抗議を意識してのことだろうか、「ベルギー人炭鉱夫に対する暴力」《*violence contre mineurs belges*》という件名がついた書類もあった。内務省の文書にかんしては、特に件名は付されず「治安一般(*police générale*)」として扱われていた。また、史料の大半を占めている電報には件名欄はない。なお、フランス労働省の前身となる労働局（1892年当時は通産・植民地省の管轄）は、1892年のパ＝ド＝カレ県の炭鉱都市での出来事を労働争議と位置づけ、1892年度の『ストライキ統計』の巻末には騒動の経緯がまとめられている⁴⁶⁶。

一方、ベルギー外務省は「フランス在留のベルギー人労働者」《*ouvriers belges en France*》という件名で、フランス各地のベルギー領事と文書のやり取りをしている。また、ベルギー内務省は、「職を放棄しフランスから帰還せざるを得なくなったベルギー人労働者」《*ouvriers belges obligés d'abandonner leur travail et de quitter le territoire français*》という件名で、各自治体首長に帰還者の調査を実施するよう通達を出していた。

両政府の視点のあてかたに注目するならば、フランスは労働者が起こした騒ぎを問題とし、ベルギーは自国の労働者を中心に捉えていたと、ひとまずは言えるであろう。

では、両国の新聞紙上では、1892年の出来事をどのように呼称していたのだろうか。主に記事の見出しとして使用されていた表現を抜き出したのが、巻末の補遺1の表14である。「ランス・リエヴァンでの出来事」《*événements de Lens et de Liévin*》や「パ＝ド＝カレ事件」《*affaires du Pas-de-Calais*》といった中立的な呼び名もあれば、「デモ(*manifestations*)」や「ストライキ(*grèves*)」といった語を用い労働争議を想起させるもの、あるいは「虐殺(*tueries*)」や「戦争(*guerre*)」といった言葉で両国の緊張をあおり立てるような表現まで、実に様々であったことが分かる。では、このような呼び名をつけることにはどのような含意があったのか、記事の中で何が問題とされていたのか、以下に見てゆくことにしよう。

第二節 ベルギーの新聞紙上での反響

本節では、ベルギーの新聞が、1892年に北フランスで発生した「ベルギー移民排斥事件」をどのように伝え、この事件を通じて何を主張しようとしていたか、また、事件の当事者たち——ベルギー人とフランス人炭鉱労働者たち——に対していかなるまなざしを向けていたのか、検証してゆく。

⁴⁶⁵ この他、「フランス人とベルギー人労働者間の喧嘩」《*bagarre entre ouvriers français et belges*》、あるいは「フランス人とベルギー人炭鉱労働者間に満ちる敵意」《*animosité qui règne entre les ouvriers mineurs français et belges*》というものもあった。

⁴⁶⁶ 《*Conflits entre ouvriers français et ouvriers belges dans l'arrondissement de Béthune. Août à octobre 1892.*》, Ministère du commerce, de l'industrie et des colonies, *Statistique des grèves survenues en France pendant l'année 1892*, Paris, Imprimerie nationale, 1893, pp.87-92.

i. ベルギーの社会と分析枠組み

実際の分析に取りかかる前に、ベルギーの社会構造について手短かに説明するとともに、ベルギーの新聞についての分析枠組みを示しておこう。

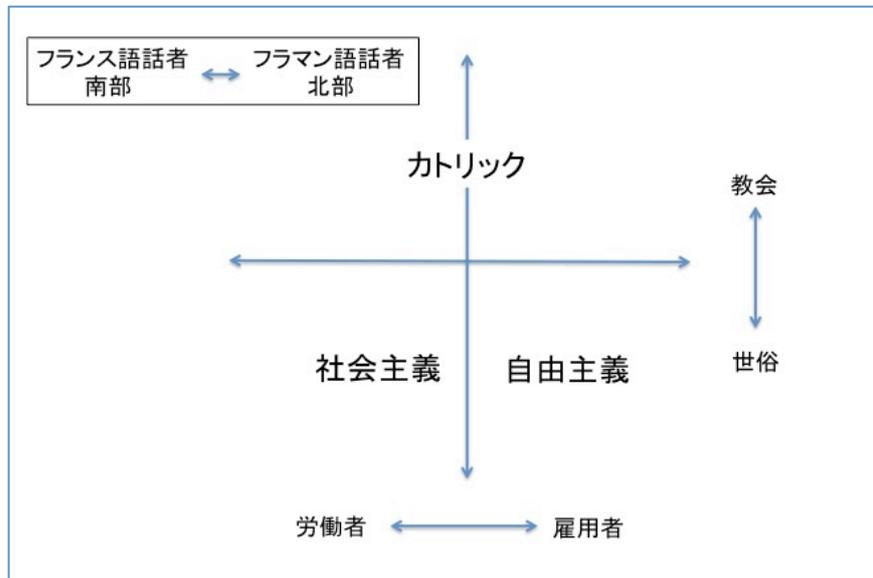
19世紀のベルギー社会には、3つの対立軸がある(図6-1参照)⁴⁶⁷。ひとつ目の対立軸は、「教会」対「世俗」である。1830年、プロテスタントであるオランダに対して、カトリック勢力と自由主義思想の影響を受けた世俗派が共に革命を起こし、ベルギーは独立を遂げた。だが、独立後1847年以降のベルギーでは両者の対立が表面化し、政界では、自由党とカトリック党が二大政党をなしていた。なお、1892年の「事件」が発生した時に政権を握っていたのは、カトリック党である。そして、二つ目の対立軸は、「雇用者」対「労働者」である。ベルギーは大陸でもっとも早く産業革命が興ったが、工業化が進むにつれ労働者の不満は募り、1885年にはベルギー労働党(POB)が結成され、労働条件の改善や普通選挙権などを求めている。このように、世俗派は、雇用者の立場を擁護する自由主義勢力と、労働者を擁護する社会主義勢力とに分裂していた。なお、1892年の「事件」発生当時、ベルギーではいまだ所得に応じた制限選挙が実施されており、労働者の多くは選挙権を持たなかったが、翌1893年には、ついに男性普通選挙制度が議会で可決されている(選挙が実際に行なわれるのは1895年で、複数投票制が取られた)。そして、三つ目の対立軸は、「フランス語話者」対「フラマン語話者」である。これまでに何度も指摘してきたように、ベルギーは、北部はフラマン語(オランダ語)圏、南部はフランス語圏に分かれていた。ただ、1830年の革命はフランス語話者を中心として成し遂げられ、フランス語圏である南部に工業地帯が集まっていたことなどから、19世紀のベルギー社会ではフランス語が圧倒的優位な位置にあった。フラマン語擁護運動のたかまりをうけ、オランダ語がベルギーの公用語となるのは、1898年のことである。

以上のように、19世紀のベルギー社会には、宗教的、経済的、そして言語的(地理的)対立軸があったわけだが、それぞれの勢力には、それに対応する新聞が発行されていた。本論で使用するベルギーの新聞一覧を再度見てみよう(補遺1表10参照)。各新聞には番号を付したが、14から19までがカトリック系、2から13までが自由主義系、そして1が社会主義系の新聞に分類できる。本章では、この三つを分析枠組みとして設定し、それぞれが主張するところを掬いにとってゆくこととする。なお、ベルギーの社会的分裂のひとつとして、南部のフランス語話者と北部のフラマン語話者の対立軸があり、本来であればオランダ語の新聞も参照リストに含めるべきところだが、1892年当時、ベルギーではオランダ語新聞の発行数は限られていたこと、唯一参照すべきものとしてはガン(Gand(仏)/Gent(蘭))で発行されていたベルギー労働党の機関紙である『ヴォルアイト(Vooruit)』紙があるのだが、その主張は、同じく労働党のフランス語版の機関紙である『ル・プップル(Le Peuple)』紙でも読む事ができるため、リストには含めなかった。ただ、

⁴⁶⁷ ベルギーの社会構造については、JAUMAIN (Serge), *La société et les institutions de la Belgique de 1830 à nos jours, Histoire politique contemporaine de la Belgique*, Bruxelles, Presses Universitaires de Bruxelles, 2005; PUISSANT (Jean), *Éléments d'histoire générale du XVIIe siècle à nos jours, Éléments d'histoire de la Belgique (1830-1997)*, Bruxelles, Presses Universitaires de Bruxelles, 2006、および日野愛郎「ベルギーにおける連邦制改革と政治変容」佐藤竺監修、金井利之・財団法人日本都市センター編著『オランダ・ベルギーの自治体改革』第一法規、2011年、113-135頁を参照した。

地理的に見れば、南部・北部で発行されたベルギー全土の新聞が、満遍なく参照されている。

図 6-1 19 世紀ベルギーの社会



[出典] 筆者作成

ii. 「事件」へのまなざしと主張

それでは、ベルギーのカトリック系、自由主義系、そして社会主義系新聞それぞれが、1892 年の「ベルギー移民排斥事件」において、何を論点としていたのか、具体例を示しながら見てゆくことにしよう。なお、引用文中の網かけおよび下線（点線）は、筆者によるものである。

a) 社会主義・インターナショナリズム

カトリック系、および自由主義系の新聞が、「事件」に関連して真っ先に、そして最も声高に主張していた事柄は、19 世紀に台頭した社会主義思想の批判であり、インターナショナリズムの機能不全についてであった。以下は、カトリック系と自由主義系新聞からの引用である。

『ル・ジュルナル・ド・ブリュッセル』紙 (カトリック、ブリュッセル) 1892 年 8 月 21 日 (日) 付⁴⁶⁸

⁴⁶⁸ Le Journal de Bruxelles (Catholique, Bruxelles), le dimanche 21 août 1892. Il ne fallait pas aller en France puisque vous y dérangez les amis de ces messieurs ! Restez chez vous, s'il vous plaît, sinon vous serez battus par solidarité internationale et chassés par fraternité universelle. Vous serez assommés : Vive la sociale !

あなた方 [ベルギー人炭鉱夫たち] はフランスへ行ってはならなかった。なぜならあなた方の友達 [フランス人炭鉱夫たち、あるいはフランスの社会主義者たち] に迷惑をかけることになるのだから。お願いだから故郷にとどまってくれ、さもなければあなた方はインターナショナルの連帯の名のもとに攻撃され、普遍的な兄弟愛の名のもとに追放されることになるだろう。あなた方は、その果てには殴り殺されることになるだろう。社会主義共和国、万歳！

『ラ・ガゼット・ド・シャルルロワ』紙 (自由主義、シャルルロワ) 1892年8月23日 (火) 付⁴⁶⁹

雇用者との戦いにおいては、ベルギー人炭鉱労働者はフランス人炭鉱労働者の兄弟である。だが、ひとたび彼らが仕事を求めて国境を越えると、兄弟たちは敵同士となり、石を投げつけ、銃を撃ち、国に追い返すのである。

『ロルガン・ド・モンズ』紙 (自由主義、モンズ) 1892年8月22日 (月) 付⁴⁷⁰

(前略) 我らがベルギー人労働者たちは、親友であるはずのフランス人労働者たちから駆け引きの材料にされたことに気づき、結局のところ、彼らの友情をはねのけることになるであろう。リエヴァンで起こった出来事は、ベルギー人労働者たちの目を覚ますことにつながるであろう。

いずれの記事も、社会主義者たちのインターナショナリズムについてのイデオロギ―と実践が一致していないことを、こぞって批判していることが見てとれる。この点においては、カトリック系新聞も自由主義系新聞も主張は同じである。再度、巻末の補遺1の表14に示した、「事件」の呼び名の一覧を見てみよう。「兄弟」や「兄弟愛」といった語句を含む表現がいくつかあるが、そのほとんどは、「労働者は皆兄弟」というスローガンをかかげる社会主義に対する批判が含意されていた (一部には、社会主義系新聞が自らの主張を擁護するために使用した場合もあったが)。なお、次の第三節で検討することになるが、このような社会主義批判はベルギーだけでなく、フランスにおいても、同様になされていたことも先に指摘しておく。

では、このカトリック系・自由主義系新聞からの批判を一身に集めることとなった社会主義系の新聞は、どのように反論したのだろうか。以下は、ベルギー労働党の機関紙である『ル・ププル』紙に掲載された記事からの抜粋である。

『ル・ププル』紙 (社会主義、ブリュッセル) 1892年9月12日 (月) 付⁴⁷¹

⁴⁶⁹ *La Gazette de Charleroi* (Libéral, Charleroi), le mardi 23 août 1892. Les mineurs belges sont des frères pour les mineurs français, dès qu'il s'agit de faire la guerre aux patrons. Mais dès qu'ils s'avisent de passer la frontière pour obtenir du travail, ces frères se transforment en ennemis que l'on renvoie chez eux à coups de pierre et de fusil.

⁴⁷⁰ *L'Organe de Mons* (Libéral, Mons), le lundi 22 août 1892. (...) nos ouvriers finiront par voir clair dans le jeu de leurs « amis » et par envoyer ceux-ci à tous les diables. Des faits comme ceux qui se passent à Liévin leur dessilleront les yeux.

⁴⁷¹ *Le Peuple* (Socialiste, Bruxelles), le lundi 12 septembre 1892. Des journaux prennent prétexte de ce conflit pour dénoncer le peu de valeur, le manque de solidité du socialisme international, de la solidarité ouvrière de tous pays. (...) / Pendant des siècles et des siècles, les peuples ont été divisés, ennemis. Les dirigeants ont suscité, entretenu les haines de races et de nationalités. (...)

新聞各紙は、社会主義の国際的団結や各国の労働者の連帯が機能不全を起こしていることを非難して、この「パド=カレ県での」紛争を取りあげている。(中略)

何世紀にもわたり、人びとは散り散りになり、敵同士であった。支配者たちは、民族や国民の憎しみを煽りたて、それを維持しようとし続けてきた。(中略) 1847年、カール・マルクスとフリードリヒ・エンゲルスという二人の共産主義者によるかの有名な宣言において、「万国の労働者よ、団結せよ！」とのかけ声が響き渡ったが、当時はまだ、その反響は薄かった。国際主義の基本方針が伝播し、この人道的な兄弟愛が擁護されるようになるには、労働者の国際組織結成〔第2インターナショナルのこと〕を待たねばならなかった。(中略) 聡明な労働者たちは、労働者はみな兄弟であり、経営者こそが敵であることは十分承知している。

マルクスとエンゲルスの名前を挙げ、これまでの社会主義運動の歩みを壮大に述べるものの、いかんせん歯切れが悪い。最後の「聡明な労働者たちは、労働者はみな兄弟であることは十分承知している」との一文は、裏を返せば、北フランスの「事件」の渦中にある労働者たちは、「例外的に聡明でない労働者」であったと、ほのめかしているのだろうか。

9月半ばを過ぎ、事件は長期化の様相を呈するとともに、ますます社会主義批判の論調が高まるなか、『ル・プップル』紙は批判をかわすため、パド=カレ炭鉱労働組合のリーダーであり、代議士でもあるバリに、すべての責任を押し付け、切り捨てるという苦肉の策にでる。以下がその声明である。

『ル・プップル』紙 (社会主義、ブリュッセル) 1892年9月21日 (水) 付⁴⁷²

『ル・プップル』紙は、パド=カレ事件におけるバリ代議士の態度にかんしてベルギーの社会主義者を批判する国内の新聞各紙にむけ以下のことを宣言する。バリ代議士はフランス社会主義グループには属していない。このことはフランス社会主義政党すべての派閥が公に認めることである。(中略)

パド=カレ県において、炭鉱労働者たちは「ベルギー人打倒！」と声を上げた。もしバリ代議士がこの発言を断固として許さなかったなら、彼の配下にある労働者たちは彼の言いつけに従ったのだ。そもそも世界各国の労働者のかけ声とは「インターナショナル万歳」とあるべきなのだ。

Certes, dès 1847, dans le fameux Manifestes des Communistes de Karl Marx et de Frédéric Engels, on faisait déjà entendre le cri : Proletaires de tous les pays, unissez-vous ! Mais ce cri a eu peu d'écho. Ce n'est guère qu'avec la fondation de l'Association internationale des travailleurs que les principes internationalistes ont été propagés et que cette idée vraiment humaine de la fraternité des peuples a été défendue. (...) Les ouvriers les plus intelligents savent fort bien et comprennent que les peuples sont frères et les exploiters des ennemis.

⁴⁷² *Le Peuple* (Socialiste, Bruxelles), le mercredi 21 septembre 1892. Le Peuple a dit aux journaux réactionnaires et capitalistes de Belgique, qui reprochaient aux socialistes belges l'attitude du député Basly dans les événements du Pas-de-Calais, que celui-ci n'appartenait point au socialisme français proprement dit, ce qui est publiquement établi par toutes les fractions du parti socialiste de France. (...) / On a crié : « A bas les Belges ! » dans le Pas-de-Calais et si Basly ne l'a pas toléré, ses lieutenants ne l'ont pas désapprouvé. Or le cri des ouvriers de tous les pays est celui-ci : « Vive l'Internationale. »

確かに、バリは、当時フランス社会主義の主要な潮流をなしていたゲード派にもブルス派などには属しておらず、いわゆる独立派と言われる社会主義者に分類される。一方、『ル・プップル』紙を広報窓口とするベルギー労働党(POB)は、ゲード派を中心としたフランス労働党(POF)と蜜月にあり、たとえ独立派のバリを切り捨てたとしても、フランスの労働党に泥を塗ることにはならない。悪いのはバリ代議士であり、ベルギーの労働党(とフランス労働党)は、あくまでも社会主義の理想に忠実であることをアピールし、保身をはかっていることが看取できる。

b) 普通選挙制度

ベルギーの新聞紙上では、北フランスでの「ベルギー移民排斥事件」と絡めながら、普通選挙制度についても盛んに議論されている。すでに述べたように、フランスでは1848年からすでに男子普通選挙法が成立していたが、ベルギーでは未だ制限選挙が施行されていた。とはいえ、ベルギー国会では、1870年、1883年、1887年、そして1890年に選挙法改正の法案が提出されており、1892年の時点では両院で特別委員会が設けられ、まさに改正に向け審議が重ねられていた。

ベルギーにおいて男子普通選挙が導入されれば、労働者層が選挙権を得ることになり、当然のことながら、それにより社会主義勢力の伸張が予想される。これに警戒感を示したのが、主にカトリック系の新聞であった。以下は、モンス——ベルギー最大の工業地帯であり、労働者人口を多く抱えている土地柄である——で発行されたカトリック系の『ル・エノー』紙の8月の記事である。

『ル・エノー』紙(カトリック、モンス) 1892年8月26日(金) 付⁴⁷³

我らが同胞の労働者たちは暴行と迫害を受けた。彼らは手ひどい仕打ちと虐待に苦しみ、このようなフランス人「同僚」たちの蛮行に、多くのベルギー人炭鉱夫たちは急遽ボリナージュへと帰還を余儀なくされている。普通選挙が実施されている国にとどまった者たちは、脅迫をうけ、殴りつけられるのだ。(中略) そうこうするうちに、普通選挙権を得て自由奔放に振る舞うフランス人炭鉱夫たちは、炭鉱会社の支配人に対して、採炭現場からベルギー人炭鉱夫を追放するよう要求している。

引用文中の「普通選挙が実施されている国」とは、もちろんフランスのことである。このカトリック系新聞によれば、労働者たちに選挙権を与えるのは好ましからざることではないことは、フランスでの事例を見れば明らかであろうと主張している。

普通選挙の議論は、北フランスでの騒動が終息に向かいつつあった10月になっても、一向に収まらない。以下は、同じく『ル・エノー』紙からの抜粋である。

⁴⁷³ Le Hainaut (Catholique, Mons), le vendredi 26 août 1892. Nos compatriotes-ouvriers ont été molestés, maltraités : ils ont eu à souffrir de rebuffades et de sévices, et les brutalités des “compagnons” français ont été telles que la plupart des houilleurs belges ont dû regagner à la hâte le Borinage. Ceux qui sont demeurés là-bas, au pays du soufflage, sont menacés ou battus. (...) Entretemps, les travailleurs émancipés par le suffrage universel font des démarches auprès des directeurs de charbonnages pour que ceux-ci chassent de leurs exploitations les charbonniers belges.

『ル・エノー』紙 (カトリック、モンズ) 1892年10月12日 (水) 付⁴⁷⁴

モンズの新聞 [『ロルガン・ド・モンズ』紙 (自由主義)] と社会主義系新聞との間で、普通選挙問題とその実施が、はたして労働者の幸福をもたらすのかについて大論争が展開されている。モンズの我々の同僚は、フランスの労働者階級は、扇動者たちが言いたてるこの政治システム [普通選挙] の恩恵にはまったく浴していないことを明確に指摘している。

南の隣国で多発しているストライキは、わが国とくらべてフランスの民衆たちが賃金面においてさして有利な状況にはないということを露呈している。特に、カルモー市でのストライキの事例からは、普通選挙が実施されている国において、労働者たちがいとも簡単に狡猾で横暴なペテン師の被害者となってしまうことを証明している。社会主義者たちは金銭目的のために議席をねらうようなほら吹き口八丁で、彼らが非難する雇用者や資本家たちよりも質が悪い。

引用では、「普通選挙の実施が労働者に幸福をもたらすかについての大論争」が、カトリック系、自由主義系、そして社会主義系新聞のあいだでなされていることが言及されている。またしてもフランスの事例——今回は特にカルモー炭鉱のストライキ (第四章参照) ——を引き合いに出し、労働者に選挙権を与えても、労働者たちからの抗議活動、すなわちストライキの数は減少しないこと、さらに労働者たちはいかに騙されやすく無知蒙昧であるかを説いている。また、諸悪の根源として、社会主義者に対する批判もなされている。

それでは、ここでも非難にさらされた社会主義系の新聞は、普通選挙制度についてどのような主張をしていたのだろうか。以下は『ル・プップル』紙からの一節である。

『ル・プップル』紙 (社会主義、ブリュッセル) 1892年8月29日 (月) 付⁴⁷⁵

もし、ベルギーの労働者たちに普通選挙権が認められ、フランスよりも優れた法整備がなされていたならば、パド=カレに移民などせず、このような出来事にも遭遇せずにすんだであろう。

いささか極論気味かもしれないが、ベルギー人労働者がフランスへ移民した原因のひとつは普通選挙権がないためであり、普通選挙さえ実施されていれば、フランスで不幸な事件に遭うことはなかったと主張している。

⁴⁷⁴ *L'Hainaut* (Catholique, Mons), le mercredi 12 octobre 1892. Le Journal de Mons discute actuellement avec une feuille socialiste la question du suffrage universel et de ses résultats pratiques au point de vue du bien-être des ouvriers. Notre confrère montois démontre d'une manière très concluante que la classe ouvrière n'a retirée en France aucun avantage pratique du système politique préconisé par les meneurs. / Les nombreuses grèves qui ont éclaté chez nos voisins du Midi ont surabondamment démontré que la condition matérielle des gens du peuple n'est pas meilleure chez les Français que chez nous ; plus spécialement, la grève actuelle de Carmaux prouve que dans un pays de suffrage universel les ouvriers peuvent très aisément devenir victimes de quelques faiseurs habiles, plus autoritaires que ces patrons et ces capitalistes décriés par les socialistes blagueurs et pérorateurs à la recherche d'une position politique lucrative.

⁴⁷⁵ *Le Peuple* (Socialiste, Bruxelles), le mercredi 24 août 1892. S'ils avaient le suffrage universel et des lois meilleures chez eux, ils ne songeraient pas à s'expatrier et à courir ainsi les aventures qui leur arrivent dans le Pas-de-Calais.

c) フランスの愛国主義

ベルギーのカトリック系新聞が主に普通選挙制度について、いわゆるネガティブ・キャンペーンを行なった一方で、ベルギーの自由主義系の新聞は、フランスの愛国主義(chauvinisme)について批判を展開している。

『ラ・レフォルム』紙(自由主義、ブリュッセル) 1892年9月18日(日)付⁴⁷⁶

しかし、社会主義者たちがこの外国人への憎しみをあおり立てた首謀者ということではできない(中略)。フランスにおいては社会主義者たちだけが、妄信的な愛国主義にあらがい、ドイツ人労働者と親交を深め、ロシアとの[軍事]協定⁴⁷⁷に抗議したのだ。(中略)

パド=カレ県での騒動は、すでに指摘したように、階級闘争から生じたものである(中略)。だがフランスにおいては、この経済的闘争は、愛国主義と保護貿易主義という思潮の影響を受けることで、政治問題へと変質した。愛国主義と保護貿易主義という保守反動的思潮は、我々の工業化され自由な文明を、野蛮な中世時代まで後戻りさせるものである。

フランスの新聞各紙、とりわけ1スーの新聞[5サンチームのいわゆる大衆紙]は絶え間なく、愛国主義と軍国主義をかきたて、フランスとドイツの対立を政治問題化し、近隣諸国のことをドイツへ寝返ったと報じている。ベルギーはとりわけ、政府が弱腰で、また、無知で偏見にみちた一部のフランスの新聞のあおりを受け、この攻撃の恰好の的となっている。

この記事では、これまでカトリック系新聞とともに散々にこき下ろしてきた社会主義者について、騒動の「首謀者ということではできない」とした上で、フランスの愛国主義について批判している。自由主義を標榜する『ラ・レフォルム』紙によれば、フランスの愛国主義とは、まずは「保護貿易主義」と結びつけて論じられる。折しも「ベルギー移民排斥事件」が起こったのと同様、1892年1月にフランスは、国内の農業(と工業)保護を目的とした「メリーヌ保護関税」を導入したばかりであった。もちろん、輸入品(ベルギーにとっては輸出品)に関税をかけ貿易の自由を奪うこの措置には、ベルギーの自由主義者は反対の立場をとる。

⁴⁷⁶ La Réforme (Libéral, Bruxelles), le dimanche 18 septembre 1892. Mais on ne peut accuser de bonne foi les socialistes français d'être les auteurs de ce mouvement de haine contre les étrangers (...); on le peut d'autant moins que, presque seuls, les socialistes en France ont eu le courage de résister à tous les emballements chauvins, de fraterniser avec les ouvriers Allemands, de protester contre l'alliance russe. (...)/ Les incidents du Pas-de-Calais sont d'une part, comme nous l'avons dit, le produit de la lutte des classes (...). Cette querelle économique a pris la forme d'une querelle politique sous l'influence de deux courants que l'on a eu le tort en France de laisser déborder : le chauvinisme et le protectionnisme, deux courants de réaction qui refluent de notre civilisation industrielle et libérale vers la barbarie du moyen-âge. / La presse française de tous les partis, surtout la presse à un sou ne cesse d'exciter les sentiments chauvins, militaristes, de tout ramener en politique à la question de la lutte entre la France et l'Allemagne et de signaler tous les États voisins comme vendus à l'Allemagne. La Belgique a été particulièrement en butte à ces attaques, un peu par la faute de son gouvernement, un peu par suite de l'ignorance et du parti pris d'une partie de la presse française.

⁴⁷⁷ 1892年8月17日に結ばれた露仏軍事協定のこと。

さらにベルギーにとっては、フランスの愛国主義は、その「軍国主義」とも結びつけられる。再び折しも、「ベルギー移民排斥事件」のさなかの 1892 年 8 月に、フランスはロシアと軍事協定を締結した（これは 1894 年には露仏同盟に、そして 1907 年には英仏露の三国協商に結実し、独墺伊の三国同盟との対立を深めることとなる）。ベルギーは地理的に、フランスとドイツに挟まれる位置にあるため、この軍事協定には警戒感を示すとともに、フランスの新聞がいわれのないドイツとベルギーの親密ぶりについて書き立てることに、神経をとがらせている様が見てとれる。

このような、ベルギーは敵であると書きたて、愛国心をあおるフランスの報道姿勢にたいする不満は、騒動の期間中、度々見られた。以下は『レコノミー』紙と『ラ・ガゼット』紙の記事である。

『レコノミー』紙（自由主義、トゥルネー）1892 年 8 月 28 日（日）付⁴⁷⁸

われわれ [ベルギー] について書きたてる、フランスの一部の新聞の耐え難いばかげた戯れ言は、全くもって許すことができない。

だが、いくら抗議しようとも、ベルギーの新聞はあまりに無力であり、これらの嘘と中傷の洪水を止めることはできない。

このような報道が続けば、いずれ近いうちに、大多数のフランス人はベルギー人のことを敵だとみなし、ドイツ人に向ける憎しみと一緒にたとされるであろう。

わが国の政府は、このことについて、なにか策を講じることはないのだろうか？

『ラ・ガゼット』紙（自由主義、ブリュッセル）1892 年 8 月 30 日（火）付⁴⁷⁹

少なくとも、リールやパリの良識ある新聞が、1 世紀も時代を逆戻りするようなこの悲しむべき風潮 [ベルギーを敵視する見方] を払拭してくれることを期待しよう。ただし、炭鉱組合から出資を受けている『ル・レヴェイユ・デュ・ノール』紙 [パ=ド=カレ炭鉱労働組合の機関紙、発行地はリール] だけは別である。この新聞はあらゆる手段を用いて、民族の憎しみを煽りたてている。

フランスの新聞紙上における不当な取り扱われかたについて、ベルギー側の激しいいきどおりを見ることができる。さらに言えば、ベルギーでは、フランスの高級紙から大衆紙、全国紙から地方紙にいたるまで目を通し、常にフランスの顔色をうかがっているというのに、当のフランスでは、弱小国ベルギーでの新聞報道など見向きもされないことへ

⁴⁷⁸ *L'Économie* (Libéral, Tournai), le dimanche 28 août 1892. Rien, absolument rien n'autorise les bruits absurdes et odieux qu'une partie de la presse française continue à répandre sur notre compte. / Mais les protestations des feuilles belges sont impuissantes à arrêter ce flot de mensonges et de calomnies. / Pour peu que cela dure cependant, l'immense majorité du peuple français considérera les Belges comme de véritables ennemis et les enveloppera dans la haine qu'elle a vouée à l'Allemagne. / Notre gouvernement ne pense-t-il pas qu'il y aurait quelque chose à faire pour empêcher qu'on en arrive-là ?

⁴⁷⁹ *La Gazette* (Libéral, Bruxelles), le mardi 30 août 1892. Néanmoins il est consolant de penser que les organes sérieux de la presse lilloise et de la presse parisienne cherchent à réagir contre ces déplorables tendances qui nous reportent à un siècle en arrière. J'en excepte le *Réveil du Nord*, subventionné par le Syndicat des mineurs, et qui a attisé de toutes ses forces ces déplorables haines de races.

の歯がゆさというものも、ここからは読み取ることができるのではないだろうか。なお、『ラ・ガゼット』紙は、ベルギーの最も近い隣人であるリールの地方新聞が、ベルギーについて公平な報道をすることを期待するとあるが、残念ながらこの期待は裏切られることになる（フランスの地方紙の論調については、次の第三節で説明する）。また、『ラ・レフォルム』紙と『レコノミー』紙の記事では、ベルギー政府の「事件」への対応について、あまりの弱腰であり無策であると批判していることも、注目しておきたい。

d) ベルギー・フランス両政府の対応

前項において、ベルギー政府の対応を非難する論調が自由主義系の新聞において見られたことに触れたが、ここで、それぞれの陣営の新聞が、「ベルギー移民排斥事件」についての、ベルギー政府およびフランス政府の対応をどのように評価していたのか、整理しておこう。

まず、先にも示したが、自由主義系の新聞各紙は、ベルギー政府の介入の遅さ——第五章で述べたように、ベルギー外務省が動き出すのは9月半ばになってからであった——を強く批判している。当時のベルギー議会議席の過半数をカトリック政党が占め、カトリック内閣が時の政権を握っていたことから、当然の動きではある。また、フランス政府の対応についても、ベルギー人労働者の保護を怠ったと非難している。

一方、カトリック系の新聞各紙は、ベルギー政府の対応については不問に付し、そのかわり、フランス政府の対応について、特にフランスの治安当局の迅速な介入がなかったから、ベルギー人炭鉱労働者に被害が広がったとの主張がくり返されている。やはり、「身内」であるカトリック政府を擁護するのは、当然の動きであろう。

そして、社会主義系の新聞だが、カトリック・自由主義陣営からの批判の対応に悩んでいたのか、あるいは、こちらも「身内」である労働者が起こしている騒動であったためか、ベルギー・フランス両政府の対応についての直接的な言及は、見当たらなかった。ただ、普通選挙制度にかんして主張されたと同様、すべての責任は労働者階級をないがしろにするベルギー政府にあるとの批判は、幾度となくくり返されている。以下はその一例である。

『ル・プップル』紙（社会主義、ブリュッセル）1892年9月1日（木）付⁴⁸⁰

パ=ド=カレで発生した事柄についての大半の責任はベルギー政府にある。政府は労働者、なかでも炭鉱夫の搾取を助長することしか行なってこなかった。政府はこれまで労働者階級のために何らかの対策を施行することなく、ベルギー人労働者たちが被害に遭い帰国を余儀なくされても、彼らを不幸な境遇のままに放置しているのだ。

⁴⁸⁰ *Le Peuple* (Socialiste, Bruxelles), le jeudi 1er septembre 1892. Le gouvernement, qui n'a jamais su que faciliter l'exploitation des ouvriers en général et des mineurs en particulier, est en grande partie responsable de ce qui s'est produit dans le Pas-de-Calais. Il n'a rien fait en faveur de la classe laborieuse et quand des prolétaires belges ont dû s'expatrier par misère, il les a abandonnés à leur malheureux sort.

iii. 炭鉱労働者へのまなざしと責任の所在

ベルギーの新聞は、「事件」の当事者であるベルギー人・フランス人炭鉱労働者をどのように見ていたのだろうか、また、この「事件」の責任の所在はどこにあると捉えていたのだろうか、検討を加えたい。

前項では、カトリック系・自由主義系ともに社会主義を批判していたことは述べた。だが、もうすこし微細に立ち入って検証すると、社会主義者は糾弾するものの、炭鉱労働者たちの行動の責任については、深く追求していないことが見てとれる。

『ル・ビアン・ピュブリック』紙 (カトリック、ガン) 1892年8月27日 (土) 付
⁴⁸¹

我らが同胞の労働者たちがフランスで犠牲となった蛮行は、社会主義者の扇動によるものであった。このことについては疑いようがない。

『ランパルシャル・ド・ガン』紙 (カトリック、ガン) 1892年9月17日付⁴⁸²

幻想を抱かせることで、社会主義扇動者たちは哀れな労働者たちをたぶらかしている。フランスと同様ベルギーでも、ある一部の労働者たちが普通選挙を要求する背景にはこのような理由があるのだ。

これらに代表されるように、「事件」の責任は社会主義扇動者にあり、炭鉱労働者はたぶらかされただけだと、むしろ擁護にまわっていると見てとれる。さらに言えば、判断能力がない炭鉱労働者たちを社会主義者たちからまもり、教化するのは我々の役目だという態度も、透かし見ることができるのではないだろうか。なお、ここではカトリック系新聞から引用したが、自由主義系の新聞でも論調は同じである。また、とりわけ被害に遇い帰国した自国のベルギー人炭鉱労働者については、その境遇に同情を寄せる傾向がみられた。

一方、社会主義系の新聞だが、前項までに「事件」の責任はベルギー政府にあると主張していること、また、「事件」が長期化するとパ=ド=カレ炭鉱組合のリーダーであるバリにも責任を負わせ切り捨てたことは、すでに指摘した。「社会主義者はイデオロギーと実践が乖離している」とのカトリック・自由主義陣営からの批判に反して、実際にはベルギー労働党の機関紙は社会主義思想の原則にあくまで忠実で、常套手段で資本主義体制を批判するとともに、国境を越えフランスで職を得、なおかつ低賃金を受入れたベルギー人炭鉱労働者にも非があることを、「事件」発生当初から認めていた。以下は『ル・プップル』紙の8月の記事からの抜粋である。

⁴⁸¹ Le Bien public (Catholique, Gand), le samedi 27 août 1892. En réalité, les brutalités dont nos compatriotes ont été victimes, en leur qualité d'ouvriers travaillant en France, sont le fait d'excitations socialistes. Pas de doute à cet égard.

⁴⁸² L'Impartial de Gand (Catholique, Gand), le samedi 17 septembre 1892. C'est avec de pareils mirages que les meneurs socialistes trompent les pauvres ouvriers. Il en est en Belgique comme en France, et c'est là le secret de l'insistance mise dans certains milieux ouvriers à réclamer le suffrage universel.

『ル・ププル』紙 (社会主義、ブリュッセル) 1892年8月26日 (金) 付⁴⁸³

我々は、高賃金を求めてフランスへ働きに出たベルギー人炭鉱労働者の態度を非難する。これは我々にとって大変に苦しい決断ではあるが、我々はこのことを潔く認めよう。しかしながら貧窮した彼らの経済状況が、ボリナージュの労働者たちをこのような悲しむべき極端な行動に走らせてしまったこともきちんと指摘せねばなるまい。つまり、この悲しい事件で本当にとがを負うべきは資本主義体制である。この体制こそが労働者間に競争を強要し、各国の労働者に亀裂を生じさせ、憎しみを芽生えさせているのだ。

さらに同紙の9月の記事では、資本家を断罪し、ベルギー人炭鉱労働の過ちを非難する一方で、フランス人炭鉱労働者の態度については理解を示す姿勢まで見せている。

『ル・ププル』紙 (社会主義、ブリュッセル) 1892年9月12日 (月) 付⁴⁸⁴

パ=ド=カレ騒動はそもそも経済問題が関わっている。

フランスへ働きに行ったベルギー人労働者は、フランス人労働者よりも低賃金で働くことを受け入れてしまった。このことは事実である。ベルギー人は、フランスにおいて非難されるべき行動をとってしまった。このことは素直に認めなくてはならない。

しかし彼らは、この悲しむべき事件の本当の犯人ではない。むしろ責めを負うべきは、ベルギー人労働者を雇い入れたフランス人産業家である。この産業家に抵抗して、フランス人炭鉱夫は怒りを爆発させざるを得なかった。なにも哀れな兄弟に怒りをむけたわけではなかったのだ。

フランス労働党との関係をおもんばかってのことであろうか、ベルギー労働党は自国の労働者には厳しく、フランスの労働者には寛容な態度を示している。だがそれにしても、労働者階級の利害を代表する政党からの、このベルギー人炭鉱労働者に対する扱いはいささか気の毒であり、それがことさら、先に触れたようにカトリック系と自由主義系新聞がフランスから帰還した炭鉱労働者に同情を寄せることにつながっていた。このような中、感情に流されることなく状況を分析しているのが、ベルギー移民の多くが組合に非加入であったという点を指摘し、労働争議という側面から「事件」を捉えた、自由主義系の『レトワール・ベルジュ』紙の以下の記事である。

⁴⁸³ *Le Peuple* (Socialiste, Bruxelles), le vendredi 26 août 1892. Nous avons blâmé l'attitude des mineurs belges qui sont allés travailler en France sous prix. C'était pour nous un pénible devoir mais nous n'avons pas hésité cependant à le remplir. Il faut cependant ajouter que ce sont les conditions économiques, la misère qui ont porté les Borains à cette douloureuse extrémité. Le grand coupable donc, dans cette triste affaire, c'est le régime capitaliste qui obligé les ouvriers à se faire concurrence et qui jette ainsi les divisions et les haines dans le monde des travailleurs.

⁴⁸⁴ *Le Peuple* (Socialiste, Bruxelles), le lundi 12 septembre 1892. Le conflit du Pas-de-Calais est avant tout économique. / Le fait est connu : des ouvriers belges sont allés en France travailler pour des salaires plus bas que ceux payés aux ouvriers du pays. Les Belges, il faut le dire sans détour, ont commis là une mauvaise action. / Mais ils ne sont pas les principaux coupables dans cette triste affaire. Ce sont les industriels français qui ont fait embaucher des ouvriers belges qui sont les premiers coupables. C'est contre leurs exploités que les mineurs français auraient dû tourner leur colère, non contre leurs malheureux frères de misère.

『レトワール・ベルジュ』紙（自由主義、ブリュッセル）1892年9月22日（木）
付⁴⁸⁵

パ＝ド＝カレ県における「ベルギー人狩り」は、炭鉱会社と労働組合とのあいだの闘争のひとつの局面にすぎない。ベルギー人が非難されるのは、炭鉱労働者の労働組合に加入するベルギー人があまり多くないからである。

第三節 フランスの新聞紙上での反響

本節では、フランスの新聞が、1892年に北フランスで発生した「ベルギー移民排斥事件」をどのように伝え、この事件を通じて何を主張しようとしていたか、また、事件の当事者たち——フランス人とベルギー人炭鉱労働者たち——に対していかなるまなざしを向けていたのか、検証してゆこう。

i. フランスの社会と分析枠組み

第二節と同様、実際の分析に取りかかる前に、19世紀後半のフランス社会について手短かに説明するとともに、フランスの新聞についての分析枠組みを示しておこう。

ベルギーは立憲君主制を選択したのに対し、フランスは大革命後、共和政、帝政、立憲君主政政体とを転変しながら、1870年以降、共和政体制へと落ち着いた。だが、第三共和政発足当初は、議会の過半数を王党派が占めるなどして混乱が続き、共和派が実権を握るようになるのは1879年のグレヴィ(Jules Grévy)大統領の就任以降のことであった。これ以後、初等教育の義務化・無償化・世俗化を定めたフェリー法(1881～82年)をはじめとして、様々な改革をつうじて国民統合が進められている。なお、1892年の「事件」が発生した時に大統領にあったのは、グレヴィを引き継いだカルノ(Sadi Carnot)であり、彼の在職中にはフランス革命100周年の一連の祝賀行事がとり行なわれている。また、第三共和政期前半には社会主義諸勢力の台頭もめざましく、労働組合運動も活発化している。本論が対象とする北フランスに限れば、1882年にゲードとラファルグ(Paul Lafargue)を中心として結成されたフランス労働党(POF)が、1891年にラファルグが下院議員補欠選挙(ノール県リール市第1選挙区)にて当選したことを皮切りに、92年の地方議会選挙ではノール県ルベ市において多数の議席を獲得し、93年の下院議会総選挙でゲードも議席を得るなど(リール市第7選挙区)、勢力を拡大していた。ただし、パ＝ド＝カレ県の炭鉱都市では、POFとは独立して、パ＝ド＝カレ炭鉱労働組合が絶大な支持を集めており、同組合委員長と書記長のバリとラマンダンが、1891年と92年の補欠選挙で相次いで下院議会に進出し、以降再選を続けていたことは、すでに何度も述べてきた通りである。

⁴⁸⁵ *L'Etoile belge (Libéral, Bruxelles), le jeudi 22 septembre 1892.* (...) on s'aperçoit que la « chasse aux belges » dans le Pas-de-Calais n'était qu'un épisode de la lutte entre les Compagnies et les syndicats. Ce qu'on reprochait aux Belges, c'était beaucoup moins d'être Belges que de ne pas faire partie du syndicat des mineurs.

さて、分析にさいしてフランスの新聞をいかに分類するかについてだが、本節では、「地方紙」、「全国紙」、そして「社会主義系新聞」とに分けて、検証してゆくこととする。もちろん前節のように、政治的傾向による分析枠組みを設定することも可能なのだが、ややもすると社会主義系とその他の新聞という対立軸しか浮かび上がらないため、そこに中央と周縁という対立軸を加える。補遺1表10のフランスの新聞一覧を見てほしい。1から30までが北フランスで発行された地方紙、31から39までがパリで発行された全国紙、そして40から42までが社会主義系新聞である。なお、地方紙のうち、1から26まではパ=ド=カレ県、27から30までがノール県で発行され、前者については第四章において、「事件」の現地での経過を知るために使用したのだが、本節では主に後者を見てゆくことにする。ノール県はフランス屈指の工業都市であるリール市を擁するとともに、ベルギーと国境を接し、フランスの周縁とも位置づけることができ、「事件」についての中央と周縁のまなざしの違いを、浮き彫りにしようとのねらいがある。また、社会主義系の新聞にかんしてだが、41はパ=ド=カレ炭鉱労働組合の機関誌⁴⁸⁶で、42と43はフランス労働党(POF)の機関誌である。

ii. 「事件」へのまなざしと主張

それでは、フランスの地方紙、全国紙、そして社会主義系新聞それぞれが、1892年の「ベルギー移民排斥事件」において、何を論点としていたのか、具体例を示しながら見てゆくことにしよう。なお、引用文中の網かけおよび下線(点線)は、筆者によるものである。

a) 社会主義・インターナショナリズム

前節において、ベルギーの新聞が「事件」に関連して、社会主義とインターナショナリズムについて批判をくり返していたことはすでに述べたが、フランスにおいても状況はまったく同じであった。ただし、フランスとベルギーの報道で違いがあるとすれば、フランス側は、フランス国内の社会主義者には多数の派閥があり、一枚岩ではないことを、全国紙も地方紙も、当初から認識していた点である。

まず、以下に、全国紙である『ル・タン』紙の記事を見る。引用文中にあるルベ市の社会主義者とは、ゲードとラファルグを中心としたフランス労働党の人びとのことであり、ベルギーの社会主義者とは、ガン市に拠点をおくベルギー労働党の人びとのことである。北仏のルベ市と北白のガン市は共に織物産業で栄える都市で、両市の社会主義者の結

⁴⁸⁶ パ=ド=カレ炭鉱労働組合は『ル・レヴェイユ・デュ・ノール』紙(1889年創刊)に対して組織的に出資を行っていたのだが、実は当時、フランスでは職能組合が政治新聞を持つ、あるいは新聞に出資することは法律では禁じられていた(ちなみに、1892年8月(つまり「事件」のさなか)に、法務省はパ=ド=カレ炭鉱労働組合に対して、『ル・レヴェイユ』紙との金銭の授受をやめるよう通達を出している)。よって、『ル・レヴェイユ』紙は、パ=ド=カレ炭鉱組合の「公式」の機関紙ではないが、紙面の内容は組合の主義・主張や活動の宣伝を中心としており、組合機関紙とみなして差し支えはないと考える。なお、従前のフランスの労働運動史研究でも、1890年代の『ル・レヴェイユ』紙は、パ=ド=カレ炭鉱労働組合の機関紙として位置づけられている。Cf., PERROT (Michelle), «La presse syndicale des ouvriers mineurs», *art. cité*, pp.93-115.

びつきは非常に強く⁴⁸⁷、パ=ド=カレ県の炭鉱での「事件」発生のちょうど前日、1892年8月14日（日）には、ベルギー労働党とフランス労働党の集会がルベ市で開催されていたことを念頭において、この『ル・タン』紙の記事は書かれている。

『ル・タン』紙（穏健右派、パリ）1892年8月27日（土）付⁴⁸⁸

ランス市とリエヴァン市の炭鉱での出来事、つまりベルギー人労働者に対するフランス人労働者の蜂起は、社会主義において理論は理論でしかなく、実際の利益はまた別にあることを露呈している。会議や祭典という晴れやかな場においては、人びとは兄弟愛をたたえ合う。国境を無くし、故国を廃し、最も純粋で寛容なコスモポリタンを自任する。ルベ市の社会主義者はベルギー [ガン市] の社会主義者を招き、騒々しく国際的連帯を強調している。グード氏とラファルグ氏は労働者の国際主義を熱烈に讃える演説をし、民族の争いに代わり万国の労働者が団結しブルジョワ階級の打倒を目標にすることを主張する。ああ、何たるうぬぼれであろうか！

昨日までこれに賛同していたと同じ労働者は、職場において外国人の脅威にさらされると感じるやいなや、盲目的で暴力的な怒りを爆発させる。ルベ市で皆は「ベルギー人万歳！」と声を上げていたのに、ベルギー人がパ=ド=カレ県の炭鉱で職を得ると、死の脅威をちらつかせて迎え入れるか、あるいはむしろ彼らのことを追放してしまう。昨日までは兄弟であったはずのフランス人労働者は、ベルギー人の住宅街にやって来て、ベルギー人の住宅を襲撃し、挙げ句の果てには、フランスのパンを食べに来たこの「侵入者」を国境の向こう側まで追放しなければストに突入すると、炭鉱会社を脅迫する。（中略）

バリ氏は労働者たちの興奮を静めるために非常に尽力している。しかし、なぜグード氏やラファルグ氏はこの機会にリエヴァン市とランス市に実際に赴き、お気に入りのテーマ「労働者は皆、兄弟である」と布教につとめないのだろうか？

⁴⁸⁷ そもそも、1860年代に、ガン市の社会主義活動家がルベ市に社会主義思想を持ち込んだとも指摘されている。Cf., STRIKWERDA (Carl), «France and the Belgian Immigration...», *art. cité*, pp.111-112.

⁴⁸⁸ *Le Temps* (Droite modérée, Paris), le samedi 27 août 1892. Ce qui se passe aux mines de Lens et de Liévin, ce soulèvement des ouvriers français contre les ouvriers belges qui viennent leur faire concurrence, montre clairement une fois de plus qu'en socialisme les théories sont une chose et les intérêts particuliers en sont une autre. Quand il s'agit de manifestations sentimentales dans les congrès et les fêtes, on fraternise avec entrain ; on supprime les frontières, on abolit la patrie, on professe le cosmopolitisme le plus pur et le plus généreux. Les socialistes de Roubaix invitent les socialistes belges et les reçoivent avec les démonstrations les plus bruyantes de solidarité internationale. MM. Guesde et Lafargue font des discours en flammes en faveur de l'Internationale des travailleurs, et parlent de substituer aux luttes des nationalités une seule guerre, celle de tous les prolétaires unis et soulevés dans tous les pays contre tous les bourgeois. O vanité de cette éloquence et de cette sagesse ! / Les mêmes ouvriers qui les applaudissaient hier entrent dans une aveugle et brutale colère dès qu'ils sentent leur travail menacé par la concurrence étrangère. A Roubaix on a crié beaucoup : « Vivent les Belges ! » Mais les Belges viennent-ils se faire embaucher dans les mines du Pas-de-Calais, c'est par des cris de mort qu'on les accueille, ou plutôt qu'on les chasse ; leurs frères de la veille envahissent leurs quartiers et saccagent leurs maisons, et, à la fin, menacent de se mettre en grève si les compagnies ne renvoient pas au delà des frontières ces « intrus » qui viennent manger le pain français. (...) / M. Basly se dépense d'une façon très méritoire pour calmer l'effervescence des ouvriers. Mais pourquoi M. Guesde et M. Lafargue ne profitent-ils pas de l'occasion pour aller faire à Liévin et à Lens quelques prédications qui seraient bien opportunes, sur leur thème favori : « Tous les ouvriers sont frères » ?

例のごとく、社会主義のイデオロギーと実践が一致していないことが揶揄されているのだが、興味深いのは、ベルギーでは社会主義系の新聞を含めて全面的に非難の対象とされてきたバリについて、ここでは好意的な評価が寄せられ、その代わりにゲードやラファルグに対して容赦ない非難を浴びせられていることである。全国的に見れば、労働党を結成し、社会主義勢力の主流となりつつあるゲードやラファルグこそが脅威であり、一介の労働組合のリーダーにすぎないバリは、彼らを批判するための出しにされただけと見るべきであろうか。

一方、ノール県で発行された地方紙では、やはり地元とあって、北フランスで活動する社会主義者について、詳しく述べられている。

『ル・プログレ・デュ・ノール』紙（共和主義、リール）1892年9月25日（日）付⁴⁸⁹

「バリ氏はフランス労働党に所属しない」と宣言したのは、ベルギー労働党の機関紙『ル・ププル』紙である。ベルギー労働党にとって労働党とは、ジュール・ゲード氏の権威のもとにある組織であり、カール・マルクスやリープネックの共産・集産主義者の教義を全面的に受け入れるものである。

バリ氏、ラマンダン氏、エヴラル氏、そしてパドカレ炭鉱労働組合の仲間たちは、裏切り者であり、日和見主義者である。（中略）

正真正銘の社会主義者とは、ジュール・ゲード氏の周りにあつまる幾人かの文筆家と政治家である。（中略）これが「労働者」を標榜するグループの幹部である。（中略）フランス労働党のメンバーの中で、実際に労働者であるのはティヴリエ氏一人のみで、他はすべてブルジョワ階級である。とりわけガブリエル・ドゥヴィル氏やラファルグ氏は莫大な金利収入があるが、きたる革命の折にはこれらを放出することを宣言している。

一方、ポシビリストたちの多くは、労働党幹部たちから軽蔑され嘲弄されているが、実際に労働者であり、今でもその多くが小さな作業場や工場で職を得ている。ところが、彼らが国会や市議会で議席を得ようとも、労働党の同僚たちからは、頭脳明晰で、労働者たちの利益擁護のために献身的に尽くす能力があるとは、認められないのである。

⁴⁸⁹ Le Progrès du Nord (Républicain, Lille), le dimanche 25 septembre 1892. « Basly n'appartient pas au parti socialiste français », a prononcé le Peuple, leur organe en Belgique. Car, pour ces messieurs, le seul parti socialiste est celui qui accepte l'autorité de M. Jules Guesde, et adhère sans restriction aux doctrines communistes-collectivistes de Karl Marx et de Liebknecht. / Basly, Lamendin, Evrard et leurs amis du syndicat des mineurs du Pas-de-Calais sont des vendus, des opportunistes. (...) / Seuls sont de vrais et bons socialistes, la demi-douzaine d'écrivains et de politiciens qui gravitent autour de Jules Guesde : (...) Voilà le groupe qui constitue l'état-major du parti dit ouvrier. (...) Comme ouvrier, nous ne voyons parmi eux que le blousard Thivrier. Tous les autres sont des bourgeois, et des bourgeois dont plusieurs, comme Gabriel Deville et Lafargue, possèdent d'excellentes rentes inscrites à ce Grand Livre de la dette publique, qu'ils se proposent de détruire, au jour de la prochaine révolution. / En revanche la plupart des possibilistes, tant méprisés et vilipendés par eux, sont des ouvriers, dont beaucoup travaillent encore à l'atelier ou à l'usine, et dont ceux qui sont arrivés à la Chambre ou au Conseil municipal de Paris, n'ont mérité la confiance de leurs camarades que parce que ceux-ci les ont reconnus les plus intelligents, les plus dévoués, les plus capables de défendre les intérêts des travailleurs.

上の『ル・プログレ・デュ・ノール』紙では、ゲード派とバリを中心としたパ=ド=カレ炭鉱労働組合の間には、決定的な断絶があること——とりわけ、社会主義活動家の間にも階級格差というものが存在していること——を指摘している。

それでは、社会主義グループ内部の亀裂について言明された両陣営は、どのようなことを主張していたのだろうか。まずは、フランス労働党の機関紙である『ル・トラヴァイユール』紙の記事から、見てゆこう。

『ル・トラヴァイユール』紙（フランス労働党、リール）1892年9月3日（土）付⁴⁹⁰

疑いようもなく、パ=ド=カレ県の炭鉱労働者たちは社会主義思想の知識が足りない（そもそも彼らの教育者は誰になるのだろうか？）だからこそ彼らは、国籍の異なる労働者を攻撃するという行動にでたのである。ベルギーの組合に働きかけ、低賃金で働くベルギー人労働者をフランスから引き揚げさせるよう要請することも、可能であったはずだ。

北フランスの炭鉱労働者たちは無知であり、その責任は「教育者」たるバリにあるという主張は、前節で見たベルギー労働党の機関紙の主張と同じである。ただし、ベルギーでは、フランス人炭鉱労働がとった行動に理解を示す姿勢が見られたが、このフランス労働党の機関紙は、ベルギー人を攻撃したことはまったくの過ちであったと、その行動を厳しく非難している。

これに対して、パ=ド=カレ炭鉱労働組合の機関紙は、以下のように弁明する。

『ル・レヴェイユ・デュ・ノール』（パ=ド=カレ炭鉱労働組合、リール）1892年9月23日（金）付⁴⁹¹

パ=ド=カレ県の炭鉱地帯は平穏さを取り戻しつつあるが、ベルギーの新聞紙上では騒動の責任をめぐり、フランスの炭鉱労働組合、とりわけ我らが同志バリ氏に対する誹謗中傷が後を絶たない。（中略）

⁴⁹⁰ *Le Travailleur* (POF, Lille), le samedi 3 septembre 1892. C'est probablement parce que les ouvriers mineurs du Pas-de-Calais ne sont pas assez éduqués socialistement (Et quels seraient leurs éducateurs ?), qu'ils maltraitent des ouvriers d'une autre nation, au lieu de s'adresser aux syndicats belges et de leur demander de faire rentrer leur ouvriers qui travaillent au rabais en France.

⁴⁹¹ *Le Réveil du Nord* (SMPdC, Lille), le vendredi 23 septembre 1892. Depuis que l'apaisement se fait bassin houiller du Pas-de-Calais la presse belge, sous le prétexte de répartir les responsabilités, semble avoir pris à tâche d'attaquer le Syndicat des mineurs français et plus particulièrement son président, notre ami Basly. (...) / (...) les mineurs français, chassés par les Compagnies, condamnés eux, leurs femmes et leurs enfants à la misère noire, criaient : A bas les Belges ! Basly aurait dû crier, lui : Vive l'Internationale ! (...) / Or, c'est là précisément ce que les mineurs belges ont négligé de faire. Non seulement ils ont été embauchés par les compagnies houillères françaises — ce qui est une circonstance particulière et utile à retenir dans la discussion présente — mais encore ils ont consenti à venir chez nous travailler à bas prix, faire des journées plus longues que celle acceptée par les houilleurs français, et remplacer des « frères de misère » congédiés sans raisons valables par les ingénieurs parce qu'ils étaient syndiqués ou qu'ils avaient été élus conseillers municipaux. (...) / Nos mineurs se sont révoltés, et ils ont bien fait. Pour internationaliste que l'on soit, il faut vivre d'abord. La fraternité ne va bien aux individus comme aux peuples que quand le ventre ne crie plus famine.

(前略) フランス人炭鉱夫は炭鉱会社から解雇され、その妻や子どもたちまでもが暗黒の貧窮の淵にあるなかで、「ベルギー人を倒せ！」と叫び声をあげたのだ。バリ氏はこれに対して「インターナショナル万歳！」と呼応すべきだったのだろうか。(中略)

明白なこととして、ベルギー人炭鉱夫はしてはならないことをしてしまったのだ。彼らはフランスの炭鉱会社から雇用されただけでなく(中略)、フランス人労働者であれば当然拒否するであろう低賃金と残業を受け入れ、組合への加入や市議への当選を理由に技師から不当に解雇された「哀れな兄弟たち」の代わりに職をえたのである。(中略)

我らが炭鉱夫たちは蜂起した。彼らの行動は正しい。インターナショナルに賛同しようとも、まずは生きてゆかねばならない。食うに事欠く時に、民衆たちは兄弟愛など育むことはできないのだ。

あくまでフランスにやって来て、炭鉱都市の秩序を乱したベルギー人労働者に誤りがあると主張し、フランス人労働者の行為を正当化している。さらにイデオロギーと実践がともなわないと言う批判に対しては、「食うに事欠く時に、兄弟愛など育むことはできない」と反論する。この開き直ったような率直な言い回しは、爽快ですらある(ただし、北フランスの炭鉱一帯でゼネ・ストにでも突入していれば、収入が途絶え「食うに事欠く」事態におちいる可能性もあるが、この時、ストは実行されておらず、実際にはフランス人炭鉱労働者はさほど「食うに事欠く」てはいなかったと思われる)。

以上の記事からは、これまで度々指摘してきたことではあるが、パ=ド=カレ炭鉱労働組合の孤立性——味方もなく、独自路線をとる姿勢——というものが、浮き彫りとなったのではなかろうか。

b) ベルギーの報復と国境の安全

第五章三節において、ベルギー人炭鉱夫がフランスからベルギーへ帰還すると、今度はベルギーのエノー州において、フランス人労働者に対する排斥デモが起こったことについて触れた。この出来事に強い反応を示したのが、北フランスの地方紙である。国境のすぐ向こう側の出来事であり、特にノール県からはフランス人労働者を送り出していたからであろうか。以下の記事では、ベルギーで暮らすフランス人が報復の危険にさらされていることを伝えている。

『ル・プログレ・デュ・ノール』紙(共和主義、リール) 1892年8月25日(木) 付⁴⁹²

⁴⁹² *Le Progrès du Nord* (Républicain, Lille), le jeudi 25 août 1892. L'attitude des mineurs de Liévin et de Lens, à l'égard des mineurs borains, menace de provoquer des représailles dans les localités belges de la frontière. A Elonges (sic), une bande de mineurs a promené un drapeau rouge portant cette inscription : « Mort aux Français ! » Les nombreux Français établis dans la région ont été menacés.

ボリナージュの炭鉱夫に対する、リエヴァンとランスの炭鉱夫の態度が、ベルギーの国境地帯において報復を引き起こす危険にさらされている。エルージュ市では炭鉱夫の一団が「フランス人に死を！」と記された赤い旗を掲げて練り歩いた。この地方で暮らす多数のフランス人が脅迫を受けた。

ベルギーで反仏デモが発生したのは事実であるが、北フランスの新聞各紙はやや感情的に、そして事実を誇張して報道する傾向があった。このようなベルギーでの報復についての報道が、さらに跳ね返って、北フランスの炭鉱都市において一旦おさまったかに見えたベルギー人労働者に対する憎悪を、再び呼び起こす要因ともなっていた。また、このベルギーでの報復行為にかかわらせて、国境の安全について懸念する論調が見られたのも、北フランスの地方新聞の特徴である。

『ランパルシヤル』紙 (ボナパルティスト、ブローニュ=シュル=メール) 1892年9月14日 (水) 付⁴⁹³

この出来事 [ベルギー移民排斥事件] は国際法に反するばかりか、ベルギーで働く我が国の国民が報復の犠牲ともなり、非常に嘆かわしい。(中略)

このような事態において、当局はさらなる警戒を払わなくてはならない。我々は国境地帯で暮らしている。この国境には地理的障害はなく、田園地帯のただ中に、あるいは幹線道路の要衝に、標石が置かれているだけである。一方の国からもう一方の国への侵攻は、不可避的に起こりうる事態なのだ。

『レコー・デュ・ノール』紙 (共和主義、リール) 1892年9月8日 (火) 付⁴⁹⁴

数週間前に、フランドルの社会主義者たちはルベ市でフランスの社会主義者たちと会合をもち、国籍の違いはもはや存在しないことを宣言した。以来、国境で隔てられてもお互いは社会革命の戦士であり、団結した兄弟であると主張している。

ところが、しばらく前から国境沿いのフランドル地方では、「フランス人に死を！」の叫び声が響き渡り、ボリナージュ地方でも、フランス人が住むと目された住宅が襲撃された。

⁴⁹³ L'Impartial (Bonapartiste, Boulogne-sur-Mer), le mercredi 14 septembre 1892. Ces procédés sont d'autant plus regrettables qu'ils sont contraires au droit international et qu'ils ont provoqué des représailles dont nos nationaux qui travaillent en Belgique ont été les victimes. (...) / Cette situation mérite d'autant plus l'attention des pouvoirs publics que nous vivons dans un pays frontière, sans frontières naturelles autres qu'une borne au milieu d'un champ ou l'axe conventionnelle d'une route, et que nécessairement une pénétration doit se faire d'un pays dans un autre.

⁴⁹⁴ L'Écho du Nord (Républicain, Lille), le mardi 8 septembre 1892. Il y a quelques semaines, les socialistes flamands se réunissaient à Roubaix aux socialistes français et déclaraient que pour eux les différences de nationalité n'existaient plus : il n'y avait désormais de l'un et de l'autre côté de la frontière que des soldats de la Révolution sociale et des frères absolument unis. / Or, on a vu que depuis, tout le long de la frontière, sur le territoire flamand, le cri de : « Mort aux Français ! » avait couru et que, dans le Borinage même, une maison que l'on croyait habitée par des français avait été pillée. / D'autre part, ce n'est un secret pour personne qu'en Belgique la cour, soucieuse surtout de l'intérêt dynastique, est animée des sentiments les plus sympathiques pour l'Allemagne. (...) Il semble que ce soit désormais de l'Allemagne que la Belgique reçoive la lumière, la vie. Par contre, elle fortifie ses rives de la Meuse, sous la prétexte de protéger sa neutralité.

他方で、もはやこれは公然の秘密であるが、ベルギー王室は王権存続のために、ドイツと親密な関係を築いている。(中略)ドイツは今や、ベルギーの精神的かつ経済的後ろ盾となっているようだ。また、ベルギーは中立を保つためと称して、ムーズ河沿い〔フランスとの国境沿い〕に要塞を築いているのだ。

『ランパルシャル』紙の記事では、ベルギーとフランスの国境は、河川や森林、あるいは山脈といった地理的な障害物がなく、田園が広がるだけで軍事的に実に無防備であること、また、他国からの侵略の可能性にも触れている。確かに、1914年、ドイツ軍はこの仏白国境を通過してフランスに侵攻しており、この示唆の正しさは証明されている。

一方、『レコー・デュ・ノール』紙の記事では、ベルギーは中立性を放棄して、あたかもドイツと同盟を組んだかの書き立てぶりである。本章第二節のフランスの愛国主義の項において、フランスの新聞紙上でベルギーを敵視する論調が高まるなか、ベルギーの『ラ・ガゼット』紙は、北仏ノール県の地方新聞こそは隣人としてベルギーのことを良く理解しており、ベルギーを弁護してくれるものと期待していたが、逆に、その北仏の地方紙が最も声高に、ベルギーとその国境の危険性について説いていたことになる。前者の引用文中にあるように、「国境地帯に暮らしている」からこそ、このような疑心暗鬼にかられていたのだろうか。

なお、後者の引用文中にあるムーズ河沿いの要塞についてだが、当時、ベルギーのムーズ河流域はフランスとドイツ両国にとり侵攻の要衝と目されており、ベルギー政府は国内の、とりわけ軍当局からの圧力もあり、1887年からナミュール＝リエージュ間に防衛のための要塞を建設していた。これはあくまで、フランス・ドイツという大国の狭間にあり、両者からの中立維持のため、自国の独立維持のためであったのだが、フランスからだけでなく、ドイツからの批判にさらされることとなった。

また、後者の記事にはベルギー王室についての言及もある。フランス人にとり、王が君臨するベルギーは時代遅れと見なしているのか、あるいは逆に君主制にノスタルジーをおぼえるのか、さてまた、次項で触れることになるがベルギー王レオポルド2世のアフリカでの植民地獲得が気になるのか、フランスの新聞がベルギーについて言及するさいには、必ずと言ってよいほど枕詞のように、「王」や「レオポルド」といった語句が重ねられている。例えば、フランスの新聞紙上ではベルギー人のことを「レオポルドの臣民(sujets de Léopold)」と度々表現しているほか、「帰還者調査」(第五章二節参照)では、ベルギー人炭鉱夫が北フランスから追い返されるさい、「張りぼての王のもとに戻れ」、「ポボルを倒せ」、「ベルギー王はバカで王妃は売女でその子どもたちは私生児だ」などとフランス人住民から罵られたとの証言があったことは指摘した。

c) 保護貿易、移民、植民地

フランスの地方紙が、北フランスでの「事件」にかこつけて、主に軍事面に論点をのこしたとすれば、全国紙は、移民労働者に問題点を見いだしていた。以下は、『ラ・フランス』紙からの抜粋である。

『ラ・フランス』紙 (中道左派、パリ) 1892年9月12日 (月) 付⁴⁹⁵

外国から最大の輸入品目は、**外国人**である。筋を通すのであれば、**メリーヌ・システム [保護関税]**をフランス人炭鉱夫にも適用するべきである。ベルギー農民からフランス農民を守るように、ベルギー炭鉱夫からフランス炭鉱夫を保護すべきであろう。

第二節において、フランスは 1892 年に、国内の農業保護を目的とした、いわゆる「メリーヌ保護関税」を導入したことはすでに述べた。上の記事では、輸入農作物に関税をかけるのと同じように、移民労働者にも課税すべきだと主張している。

1885 年以降フランス国会では、フランス人労働者の保護を目的として、外国人労働者に滞在税を、あるいは外国人労働者を雇い入れた雇用主に税金を課そうとの法案が再三提出されていた。これらの法案は、国際協約に抵触するとして実現にはいたらなかったが、1892 年にまたしても、外国人労働者への課税法案が提出され、同年 4 月には特別委員会が設置されていた。『ラ・フランス』紙の記事にもあるように、1892 年 8 月から 10 月にかけて発生した「ベルギー移民排斥事件」により移民税への関心が高まり、同年 10 月に開幕した国会では直ちにこの法案は審議入りし、第三章二節で言及した 1893 年の「フランスにおける外国人の滞在と国民労働の保護にかんする法律」へと実を結んでいる。ただし、これもすでに指摘したように、外国人労働者に対して税金を課すという当初のもくろみは骨抜きにされ、外国人労働者に市役所での登録を義務づけるにとどまっている。

とは言っても、フランスのすべての新聞が一樣に、この移民税に賛成していたわけではない。以下は、『レコノミスト・フランセ』紙に掲載された、フランスの経済学者ルロワ=ボーリュウ(Paul Leroy-Beaulieu)による署名記事からの抜粋である。

『レコノミスト・フランセ』紙 (自由主義、パリ) 1892年9月24日 (土) 付⁴⁹⁶

リエヴァン、ランス、そしてカルモーにおいて、労働者たちは、自己利益ばかりをもとめる悪い政治家たちにおどらされ、文明化や、平等と自由の原則を否定する行動にでている。フランス政府に少しでも先見の明があるならば、**労働の自由を全力あげて保護するよう、役人たちに命令しなくてはならない。特に北フランスの炭鉱地帯において、移民の権利や、外国人が国内で就労する権利が問題視されていることは、看過できない。公権力が行なうべきは、帰化の促進である。有能で勤勉な新しい労働者を迎え入れることで、フランスはますます豊かに発展を遂げることになるであろう。**

⁴⁹⁵ *La France* (Centre gauche, Paris), le lundi 12 septembre 1892. La plus lourde des importations étrangères, c'est l'étranger lui-même, et puisque vous vous piquez de logique, appliquez donc le système Méline aux mineurs français. Vous protégez le cultivateur français contre le cultivateur belge, faites-en autant pour le mineur français contre le mineur belge.

⁴⁹⁶ *L'Économiste français* (Libérale, Paris), le samedi 24 septembre 1892. A Liévin, à Lens, comme à Carmaux, les ouvriers, soulevés par cette écume de politiciens qui ne cherchent que leurs avantages personnels, se mettent donc en lutte contre toutes les idées civilisatrices, tous les principes d'égalité et de liberté. Le gouvernement, s'il a un peu de prévoyance, ne peut qu'ordonner à ses fonctionnaires de protéger énergiquement la liberté du travail. Dans les houillères du Nord, notamment, il ne saurait laisser mettre en question le droit d'immigration, le droit pour l'étranger de travailler sur notre sol. Que les pouvoirs publics usent, de leur côté, du droit de naturalisation, et la France s'enrichira de ces nouveaux arrivants qui sont de bons et utiles travailleurs.

この記事におけるルロワ=ポーリユーの主張は明快である。フランス人であれ外国人であれ、労働の自由は守られるべきであり、フランスの発展のためには、移民の自由を認め、フランスへの帰化を積極的に進めるべきだとの立場である。この『レコノミスト・フランセ』の記事について、フランス国内での反応はまったく見られなかったが、ベルギーでは、自由主義系ばかりでなくカトリック系の新聞までもが言及し、その趣旨（とりわけ、「移民する権利」について）に賛同の立場を表明している⁴⁹⁷。このことから、ベルギーにおいては、自国民が国外へ移民すること——ベルギーにとっての移民は、フランスに働きにゆくことが大半を占める——について、容認していたことが見てとれるだろう。ただし、ベルギーの社会主義者たちだけは少々含みをもたせ、ベルギー国内の労働環境が劣悪であるため、不本意ながら、移民を余儀なくされたとの立場であったと、捉えることができる。

ところで、先に、ベルギー王レオポルド2世によるアフリカでの植民地獲得について触れたが、フランスの全国紙、とりわけ「フランス外務省の広報部」とも揶揄される『ル・タン』紙では、「ベルギー移民排斥事件」が発生する直前まで、「コンゴ自由国」⁴⁹⁸領内においてフランス人官吏が殺害された事件が大々的に報じられ、さらにはそれに乘じてコンゴの国境線の策定をめぐる論争が巻き起こり、連日、紙面上を賑わせていた⁴⁹⁹。そもそも、フランスの一部の軍人や代議士、あるいはジャーナリストなどの中には、ベルギー国王がアフリカに広大な領地を獲得したことについて、いまいましく見る向きがあった。そのような時に、「ベルギー移民排斥事件」が起こるのだが、主としてフランスの全国紙、特に『ル・タン』紙のような高級紙では、北フランスの「事件」について報じるさい、中央アフリカでの事件をほのめかす言い回し——ベルギーの新聞各紙は、この点についても愛国主義的であると、フランスの報道姿勢を批判していた——が数多く見られた。

d) 普通選挙権、団結権

フランスの全国紙において労働権が議論されたとすれば、社会主義系の新聞がひときわ喧伝したのは、普通選挙権と団結権の侵害についてである。フランスの社会主義系の新聞は折につけ分裂していることを露呈してきたが、これらの権利侵害の訴えでは始終一致している。

『ル・レヴェイユ・デュ・ノール』 (パ=ド=カレ炭鉱労働組合、リール) 1892年
8月28日(日)付⁵⁰⁰

⁴⁹⁷ *L'Etoile belge, Le Bien Public* (28/09/1892), *L'impartial de Gand, L'Hainaut* (29/09/1892), *La Gazette de Mons, L'Organe de Mons et du Hainaut* (30/09/1892), etc.

⁴⁹⁸ 1892年当時は、ベルリン会議(1884年11月～1885年2月)により承認されたレオポルド2世の私有地として扱われた。なお、コンゴがベルギーの正式な植民地となるのは、1908年のことである。

⁴⁹⁹ CAD, 18CP/88, Légation de France en Belgique, juillet-décembre 1892.

⁵⁰⁰ *Le Réveil du Nord* (SMPdC, Lille), le dimanche 28 août 1892. Sous la République il est impossible d'admettre que des travailleurs puissent être renvoyés d'une Compagnie et mis à l'index dans toute une région houillère, simplement parce qu'ils ont été élus conseillers municipaux ou parce qu'ils se dévouent à une association syndicale autorisée par la loi.

共和制国家において、労働者が市議会に議席を得たとの理由で、あるいは憲法で保証されている騒動組合活動に従事しているとの理由で、解雇され、炭鉱地帯から危険人物として閉め出されることを、断固として許すことはできない。

上のパドカレ炭鉱労働組合の機関紙によれば、炭鉱会社が市議会に当選した労働者を解雇することは、共和国憲法が保証する普通選挙権の侵害であり、組合活動家を解雇することは、団結権の侵害にあたることの趣旨のことを述べている（普通選挙権については第三章三節、団結権について第二章四節を参照）。なお、8月の時点ではまだ普通選挙権や団結権の侵害という表現は使用されていないが、9月以降になると頻出することとなる。また、引用文中には「炭鉱地帯から危険人物として閉め出される」とあるが、北フランスの炭鉱会社はお互いに解雇者の情報を共有しており、一度職歴に汚点がつくと北フランスの炭鉱会社での再雇用はほぼ絶望的となることを示唆している（こうした場合、ベルギーの炭鉱へゆくか、炭鉱での仕事に見切りをつけ他の職を探すか、あるいは、かつてのバリがそうしたように、居酒屋の店主として生計をたてながら組合活動に専念することとなる）。

この記事が掲載されたのち、パドカレ炭鉱労働組合はこれまでに炭鉱会社から不当解雇された者は申し出るように呼びかけ、長大なリストを作り上げる。以下は、同じく『ル・レヴェイユ』紙に掲載された、不当解雇者の一覧からの一節である。

『ル・レヴェイユ・デュ・ノール』（パドカレ炭鉱労働組合、リール）1892年9月13日（火）付⁵⁰¹

ベチューヌ炭鉱会社では、4名の市議（2名は鉱夫保安委員、2名は組合の集金人）が解雇された。

クリエール炭鉱会社では、（中略）

普通選挙制度に反して解雇されたフランス人炭鉱労働者の氏名は枚挙にいとまがない。

組合側はこれらのリストを提示しながら炭鉱会社それぞれと交渉を重ね、その甲斐あって、一部の者は炭鉱会社への復職をはたしている。

iii. 炭鉱労働者へのまなざしと責任の所在

フランスの新聞各紙は、「事件」の当事者であるベルギー人・フランス人炭鉱労働者をどのように見ていたのだろうか、また、この「事件」の責任の所在はどこにあると捉えていたのだろうか、検討を加えたい。

第二節では、ベルギーの新聞は、カトリック系・自由主義系ともに、あくまで「事件」の責任は社会主義扇動者にあり、その口車にのった炭鉱労働者たちにはむしろ同情的

⁵⁰¹ Le Réveil du Nord (SMPdC, Lille), le mardi 13 septembre 1892. A la Compagnie de Béthune, quatre conseillers municipaux dont deux délégués mineurs et des collecteurs du syndicat, ont aussi été renvoyés. / A Courrières, (...) / Ce serait trop long d'énumérer ici les noms des houilleurs français congédiés en haine du suffrage.

であったと指摘した。翻ってフランスの新聞（社会主義系以外）は、全国紙も地方紙も、社会主義者を糾弾するとともに、行動を共にした炭鉱労働者たちもそれと同罪とみなし、「兄弟」同士のみにくい争いであるとの冷ややかな姿勢がみてとれる。このような、両国の新聞紙上において炭鉱労働者へのまなざしの違いが生じた理由は、ベルギーでは労働者はまだ社会主義に完全に染まりきっておらず、「回心」の余地があると捉えられていたのに対し、フランスでは労働者は完全に社会主義に染まり、転向は望めないとの諦観が大勢を占めていたことによるものと理解される。さらに言えば、ベルギーにおける炭鉱労働者の組織化は発展途上であったのに対し、フランスでの炭鉱労働者の組織化は完成しつつあったことが、ここでは示唆されているのではなかろうか。

それでは、犬猿の仲にあったフランス労働党とパド=カレ炭鉱労働組合の機関紙は、「事件」の責任の所在をどこに求めているのだろうか。以下は、フランス労働党がベルギー労働党とともに『ル・ソシアリスト』紙に発表した声明である。

『ル・ソシアリスト』紙（フランス労働党、パリ）1892年9月19日（月）付⁵⁰²

フランス労働党とベルギー労働党は、労働者解放にむけた唯一の手段である労働者の連帯の名のもとに、兄弟が殺し合う争いに終止符を打つことを、呼びかける。この争いで得をするのは、両国の炭鉱会社だけである。

パド=カレ県の炭鉱夫よ、諸君の仲間の解雇の責任は、ベルギー人炭鉱夫にはない。責任があるのは、あくまでも責任があるのは炭鉱会社であり、それと共謀した我が国の政府である。彼らは1883年法[1884年法?]で保証された、パンと尊厳のために集まり、組合を結成する権利を、ないがしろにしたのである。

上の記事では、ベルギー人炭鉱夫に責任はないとし、炭鉱会社とフランス政府にすべての責任があると主張している。フランス労働党が炭鉱会社と政府に罪を負わせるのは妥当なところであろうが、その一方で、ベルギー人炭鉱夫には責任がないとしている点は興味深い。前節では、ベルギー労働党は、自国ベルギーの炭鉱夫が過ちをおかしたことを認めていたと指摘したが、上の記事（仏白労働党の共同声明というかたちをとっているものの、あくまでも声明を発表した媒体はフランス労働党の機関紙であり、フランス人炭鉱夫にあてた声明となっている）では、その逆のことが述べられている。先にも指摘したことであるが、フランスとベルギーの労働党はお互いを尊重し、自国の労働者には厳しく、相手国の労働者には寛容な態度をとっていたことが、ここからも読み取れるだろう。それだけ、両者の関係は親密であったということだろうか。なお、先にフランス社会主義系新聞の主張として、普通選挙権と団結権の侵害があったことを指摘したさい、フランス労働党機関紙からは例示しなかったが、上の引用文中には、団結権の侵害についての言及も見ることができる。

⁵⁰² Le Socialiste (POF, Paris), le lundi 19 septembre 1892. Au nom de la solidarité ouvrière qui peut seule permettre l'affranchissement ouvrier, le Parti ouvrier français et le Parti ouvrier belge vous demandent de mettre fin à une lutte fratricide (sic), qui ne peut bénéficier qu'à vos exploités des deux côtés de la frontière. / Mineurs du Pas-de-Calais, ce ne sont pas les mineurs belges qui sont responsables du renvoi de vos camarades des syndicats. Les coupables, les seuls coupables sont les compagnies qui, avec la complicité de nos gouvernants, jettent hors des puits tous ceux qui, confiants dans la loi de 1883(sic), se sont groupés, syndiqués pour défendre leur pain et leur dignité.

一方、あくまで独自路線をゆくパ=ド=カレ炭鉱労働組合の主張は、以下の通りである。

『ル・レヴェイユ・デュ・ノール』 (パ=ド=カレ炭鉱労働組合、リール) 1892年10月2日(日)付⁵⁰³

騒動の原因は調査によって解明された。要約すると次の通りである。フランス炭鉱会社は組合指導者と組合員の雇用を拒否することで、組合活動の妨害を試みた。また同時に、炭鉱会社は給料の引き下げと労働時間の延長を画策した。この二点の目的を達成するために、フランス人経営者は社会主義思想に染まっていない(あるいは反社会主義の)無自覚な外国人を利用した。フランス人経営者は、ベルギーではカトリック経営者が無知で従順な労働者を囲い込んでいることを承知しており、目的を明かさず彼らを雇い、兄弟を裏切るようにしむけたのである。

この記事は、北フランスでの騒動が終息をむかえつつある10月2日付のもので、パ=ド=カレ炭鉱労働組合としての「事件」の総括が提示されている。まずは、組合活動の妨害や不当な賃金引き下げなどをはかったとして、炭鉱会社を非難する。さらに、ベルギー人炭鉱夫も、炭鉱会社に「利用」されたとして責任を追及している。前項(社会主義・インターナショナルの項)でも指摘したように、ベルギー人炭鉱夫が悪いとの主張は始終一貫している。注目すべきは、ベルギー人炭鉱夫のことを「社会主義思想に染まっていない」、あるいは「無知で従順」と評していることで、先と同じ項で紹介したが、フランス労働党の『ル・トラヴァイユール』紙において「パ=ド=カレ県の炭鉱労働者たちは社会主義思想の知識が足りない」と批判されたのを、そのままベルギー人炭鉱労働者に当てはめて言い返したことになり、パ=ド=カレ炭鉱労働組合とフランス労働党の泥仕合ぶりが垣間見えて、興味深い。

*

* *

⁵⁰³ Le Réveil du Nord (SMPdC, Lille), le dimanche 2 octobre 1892. Les causes sont parfaitement élucidées par l'enquête, elle peuvent se résumer ainsi : Tentative des compagnies minières françaises de détruire les Syndicats de mineurs en refusant du travail aux chefs et aux membres des dits Syndicats. Tentative des même compagnies d'opérer en même temps une réduction des salaires et une augmentation de la durée du travail. / Pour atteindre ce double but, les patrons français ne pouvaient compter que sur la complicité inconsciente d'ouvriers étrangers non socialistes ou anti-socialistes. Ils savaient qu'en Belgique les catholiques enrôlent dans des Patronages des ouvriers ignorants et dociles, que l'on trompe sur leurs véritables intérêts et que l'on fait travailler contre leurs frères.

本章では、ベルギーとフランスの新聞が、1892年に北フランスで発生した「ベルギー移民排斥事件」をどのように伝えたのか、検証することがめざされた。

おなじ出来事を視点の先におきながら、フランスとベルギー両国の新聞がそこに見いだした論点は、社会主義・インターナショナリズムの批判／擁護、普通選挙制度の弊害／推進／侵害、労働者・移民の権利、愛国主義、軍国主義／中立主義、保護貿易主義／自由貿易主義、あるいは植民地主義、など、実にさまざまであった。これは炭鉱労働者に向けられるまなざしにおいても同じことで、フランス人・ベルギー人炭鉱労働者は、かたや庇護すべき人びとであり、かたや危険分子であり、かたや仲間であり、かたや裏切り者とされた。また「事件」の責任の所在も、それぞれ、扇動した社会主義指導者、暴挙にでたフランス人労働者、国境を越えたベルギー人労働者、ベルギー政府、フランス政府、はたまたベルギーあるいはフランスの炭鉱会社にあるとされた。これらの齟齬は、ひとえに新聞の政治的立ち位置と地理的条件によるもので、「事件」はそれぞれに解釈され、意味が与えられたからである。

本章が分析の対象としたのは、1892年の「ベルギー移民排斥事件」にかんする新聞の言説、特に意見新聞としての特色が表れている箇所であり、1890年代のフランスとベルギーにおけるさまざまな主張を掬いとり、当時の世相を映しとることは、ある程度できたのではないだろうか⁵⁰⁴。だが、はたして「事件」の当事者である炭鉱都市の住民たちの声を掬いあげていたかと言えば、まったく別の問題であり、この点が本章の分析の限界でもある。なお、本論ではこれまで、1892年の「事件」をナショナリズムの側面からのみ照射することについて、疑念をさしはさんできた。しかしながらその前言を少し保留し、くだんのナショナリズムに注目するならば、ナショナリズム、あるいは愛国主義を声高に主張し、議論し、増殖させたのは、「事件」が起きた炭鉱都市の内部ではなく、むしろその外部にあったベルギーとフランスの新聞の紙面上のことであったと、本章の分析からは指摘することができるのではなかろうか。

*

さて、以上に見てきたようなフランスとベルギーにおいて展開された「事件」にかんする報道合戦をうけて、両政府は最終的にどのような結着をみいだしたのか、手短かに説明しておこう。

炭鉱都市における騒動が一段落つきつつある10月8日（土）、共和制樹立100周年にかかわる記念式典出席のためにリール市を訪問した共和国大統領カルノーは、炭鉱地帯における一連の騒動で有罪判決を受けた労働者に恩赦を認める大統領令を出した⁵⁰⁵。す

⁵⁰⁴ 本論では分析枠組みを単純化しすぎたあまり、言及しきれなかったが、実際にはさまざまな団体——例えば、フランドル主義団体、カトリック系労働組合、フリー・メイソン、商工会議所、労働取引所など——が「事件」にかんする声明を紙面上に発表し、議論を呼んでいた。また、記者が現地に赴き、現地の様子や人びとの声を取材した、いわゆるルポルタージュ記事も多かったのだが、本章では生かすことができなかった。

⁵⁰⁵ リール市でカルノー大統領が臨席した式典は、1792年10月8日のリール包圍戦(Siège de Lille)での勝利を祝う記念式典であった。リール包圍戦とは、1792年9月から10月にかけてリールの要塞を包圍したオーストリア軍に対して、フランス軍が徹底抗戦をしそれを保守した——敵軍の侵攻から祖国を守りぬいた——戦いであり、このリールでの勝利がはずみとなり、フランス軍はその後ハプスブルク領ネーデルラント（ベルギー）への侵攻を開始している。第三共和政期のフランスにとっては、祖国防衛を祝う愛国的な式典であるのだが、ベルギーにとって事はそう単純ではなく（式典への招待を受けたベルギー政府は、誰を臨席させるか慎重に協議したのち、ベルギー国王の特使をリールへ派遣している）、とりわけその記念式典にあわせて、

で指摘したように、労働争議での逮捕者に恩赦が出されることは当時としては珍しくはなかったものの（第四章三節 iii 参照）、あえて、はれやかな記念式典というタイミングで恩赦を発表するというのは、炭鉱都市の住民たちの心証を良くしようとの意図も読み取れるのではなかろうか。拘禁を解かれた者たちは家族のもとへ帰り、炭鉱会社への復職も認められ、炭鉱都市は日常を取り戻している。10月27日（木）、炭鉱夫議員のバリは、炭鉱都市の住民たちに約束したとおり、下院議会にて「事件」にかんする大臣質疑を行なっている⁵⁰⁶。バリの発言内容を要約すると、1、組合の権利が侵害されていること、2、普通選挙の独立性も侵害されていること、3、フランス人をさしおいて外国人労働者が優先的に雇用されていることを主張し、4、1892年の8月から10月まで続いた「事件」が再び起こらないようにするためには、政府が対策を講じることを切に望むと述べている。これに対して、公共事業大臣は、政府の調査によれば1892年5月の地方議会選挙後、北フランスの炭鉱地帯で議席をもつ労働者はおよそ100名にのぼり、そのうちわずか7名のみが炭鉱会社から解雇されたが、いずれも政治的な理由からではなかったと返答している。また、外国人の雇用を制限するよう炭鉱会社に命じる権限は政府にはないと立場も示している。議会ではこのあと、フランス労働党のラファルグをはじめとして複数の議員が質問に立ち、最終的に、先にも触れた「フランスにおける外国人の滞在と国民労働の保護にかんする法案」の審議が急がれることとなった。

一方ベルギー政府は、第五章で説明したように、フランスからの帰還者が相次いだことを受け、9月13日（火）からフランス国内のベルギー人在留者調査についての調査を、9月16日（金）にはフランスからの帰還者についての調査を実施するよう、関係機関に指示を出している。ベルギー政府がこれらの調査を実施した内情には、おそらく、結果次第ではフランス政府に対して損害賠償を請求しようとの意図があったものと考えられる。12月1日（木）のベルギー国会において、フランスの炭鉱都市での「事件」にかんする政府（特に外務省）の対応についての質疑が出されたさい、「事件」当時臨時外務大臣をつとめていたベルナルト首相が答弁に立ち、最終的に、ベルギー政府としてはフランス政府に対して損害賠償は行なわないとの判断に達したと説明している⁵⁰⁷。ただし、もし、帰還者がなんらかの補償を求めたければ、個別にフランスの裁判所に申したてることができるし、その場合には在仏のベルギー領事館が手助けする用意があるとも述べている。本論第五章では、ベルギー政府がとりまとめた調査の詳細について分析を行ない、少なくとも被害があったことを明らかにしたわけだが、興味深いことに、ベルギー政府はこれらの調査結果を一切（フランス政府に対しても）公表することはなかった（若干の情報がベルギーの新聞にリークされることはあったが）⁵⁰⁸。このことから、ベルギー政府としては事を荒立てず穏便に「事件」を処理しようとの姿勢がうかがえるのではないだろうか。また、これはフランス側にも言えることで、両国の間でとり交わされた外交文書を読

ベルギー人を追い返したフランス人労働者に恩赦を認める大統領令が出されたことについて、ベルギーの新聞各紙は冷やかに報じている。

⁵⁰⁶ *Journal Officiel de la République française*, Chambre des députés, séance du jeudi 27 octobre, pp.1347-1362.

⁵⁰⁷ *Annales parlementaires de Belgique/Parlementaires handelingen*, séance du 1er décembre 1892, pp.162 et seq.

⁵⁰⁸ カトリック党の議員が再三にわたり調査結果の開示請求を出しているが、外務省はこれを拒否している。

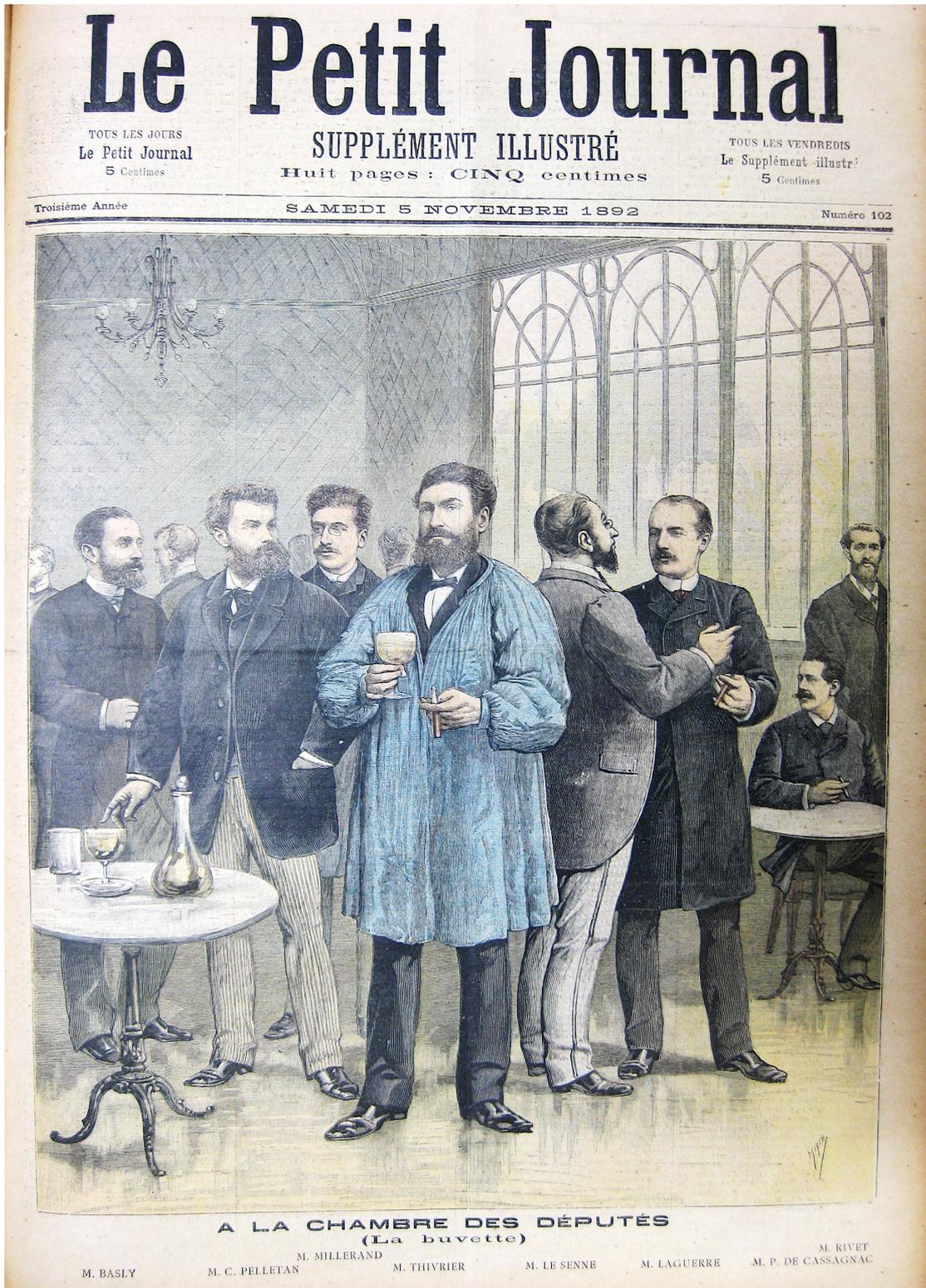
むと、ベルギー政府が説明を求めると、フランス政府は適切な情報を提示しながら真摯に回答しているとの印象をおぼえた。なお、1892年の「ベルギー移民排斥事件」をうけ、フランス国会では外国人の滞在にかんする法律の審議が急がれたことは指摘したが、ベルギーでは、この「事件」をきっかけとしてフランスへ働きに出るベルギー人労働者に目が向けられるようになり、以後、外務省の主導により移民にかんする実態調査が実施されたほか、移民のための手引書が発行されたり、フランスへ季節労働にゆく農業労働者（フランマン語話者の季節移民）に対して、冬期にフランス語教室を開講したりと、さまざまな対策が講じられることとなった⁵⁰⁹。

*

本章では、炭鉱都市の外部でなされた第三者による議論に注目したが、次章では、ふたたび当事者のもとへと視点を戻し、「ベルギー移民排斥事件」が発生してもなお、北フランスの炭鉱都市にとどまり続けたベルギー人たちについて、検討を加える。また、「事件」の渦中にあった炭鉱都市の住民たちは、いかにして折り合いをつけたのか、見てゆくことにしよう。

⁵⁰⁹ AMAE, 3286/1-111, Ouvriers belges en France, 1894-1902 ; 3290/I-IX, Accidents du travail en France, 1887-1914 ; 3291, Ouvriers belges en France, 1899-1914 ; 3292, Questions ouvrières, France, ouvriers belges, 1894-1912 ; 3293/A-S, Question ouvrières, France, divers, 1876-1914, etc.

図6-2 フランス臨時国会の招集（1892年）



[出典] *Le Petit Journal supplément illustré*, le samedi 5 novembre 1892.

[註記] 1892年のフランス臨時国会の招集を報じる『ル・プチ・ジュール』紙の第一面。「ベルギー移民排斥事件」について質疑したパド=カレ県選出の炭鉱夫議員バリの姿も描かれている（左端の人物）。

第七章 ベルギー移民のもうひとつの選択をめぐって

« Partir c'est mourir un peu »

Edmond Haraucourt⁵¹⁰

「ベルギー移民排斥事件」の発生は、北フランス炭鉱都市のベルギー人住民たちに動揺をもたらし、ベルギーへの帰還者が続出した。ところがその一方で、ベルギーへ帰還せずフランスにとどまり続けたばかりか、フランスへ帰化する動きがあったことは、今日、ほとんど知られていない。本章では、「事件」直後の北フランス炭鉱都市においてフランス国籍を取得した人たち——ベルギー出身の帰化者たち——に注目し、彼らが提出した帰化申請書類から、どのような人びとがフランスに帰化することを選択したのか、検証する。また、炭鉱都市のフランス人住民たちは、このベルギー人住民の帰化をどのように見ていたのか、考察をこころみる。

第一節 史料と方法

i. 「ベルギー移民排斥事件」と帰化申請

ベルギー政府の「帰還者調査」によれば、「事件」発生を受けて、少なくとも 948 名のベルギー移民労働者とその家族が、フランス・パド=カレ県の炭鉱都市からベルギーへと帰還していることが明らかとなった（第五章二節参照）。だが、フランスの国勢調査によれば、パド=カレ県のベルギー人は 1891 年に 1 万 9148 名を数えている（補遺表 4 参照）⁵¹¹。県内すべてのベルギー人が炭鉱都市に在住していたわけではないが、それでも、「事件」発生後も、ベルギーへ帰還せずにフランスにとどまり続けたベルギー人は相当数にのぼったものと推測される。1892 年の「ベルギー移民排斥事件」については、そもそもまとまった研究がなされていないこともあるのだが、事件の余波でベルギーへの帰還があったことについて言及があっても、フランスに残留したベルギー移民については、これまで全く注意が払われてこなかった。

⁵¹⁰ HARAUCOURT (Edmond), « Rondel de l'adieu », *Seul*, Paris, Bibliothèque-Charpentier, 1891, p. 12.

⁵¹¹ 1886 年の国勢調査（残念ながら直近の 1891 年の原簿は現存しない）によれば、ランス市だけでも 1598 名のベルギー人がいた（第一章、図 1-7 参照）。

第五章三節では、ワングル市に残留するベルギー人が、駐ブローニュ=シュル=メール領事にあてた書簡を紹介した。おそらく大多数の残留者たちは、この手紙の送り主のように、戦々恐々と「事件」の終息を待っていたものと考えられる。この書簡の他に、残留者たちの動向を知る手がかりはないものか探していたところ、「事件」を報じる新聞記事の中に、興味深い一節を見つけた。以下が、その引用である（下線（点線）は筆者による）。

『ル・ジュルナル・ド・ベチューヌ』紙、1892年8月28日（日）付⁵¹²

（前略）雇用されて日の浅いベルギー人は、[帰国のため]労働者手帳の返却をもとめて炭鉱会社の事務所に押し寄せている。

ランスの街は一日中、この嘆かわしい威嚇行為にさらされた哀れな人びとの家財道具を満載した荷車が行き交い、ランス駅は家具、衣類や寝具があふれかえり、さながら巨大な古物市の様相を呈している。

フランス滞在歴が長いベルギー人たちは、帰化申請のために、ランスとリエヴァン市役所前に長蛇の列をなしている。

記事の前半部のベルギー移民の帰還はすでに周知の事実であるが、最後にあるベルギー移民による帰化申請、しかもランスとリエヴァン市役所の前に長蛇の列というのはまったく新しい事柄であった⁵¹³。はたしてこのような事が実際にあったのか、確認のために、パド=カレ県およびランスとリエヴァン市におけるベルギー人による帰化件数の推移を示したのが、図 7-1 である。確かに、「ベルギー移民排斥事件」が発生した 1892 年、および翌 93 年に、突如ベルギー人による帰化が増加していることが認められた。

本章では、1892 年の「ベルギー移民排斥事件」直後にランス市とリエヴァン市で帰化の申請をした、これらベルギー人たちを分析対象とする。ただし、これらフランスへの帰化を選択した人びとは、「事件」が発生してもなおフランスに残留し続けたベルギー移民のなかではあくまで一握りに過ぎなかったことを、まずはあらかじめ指摘しておく⁵¹⁴。

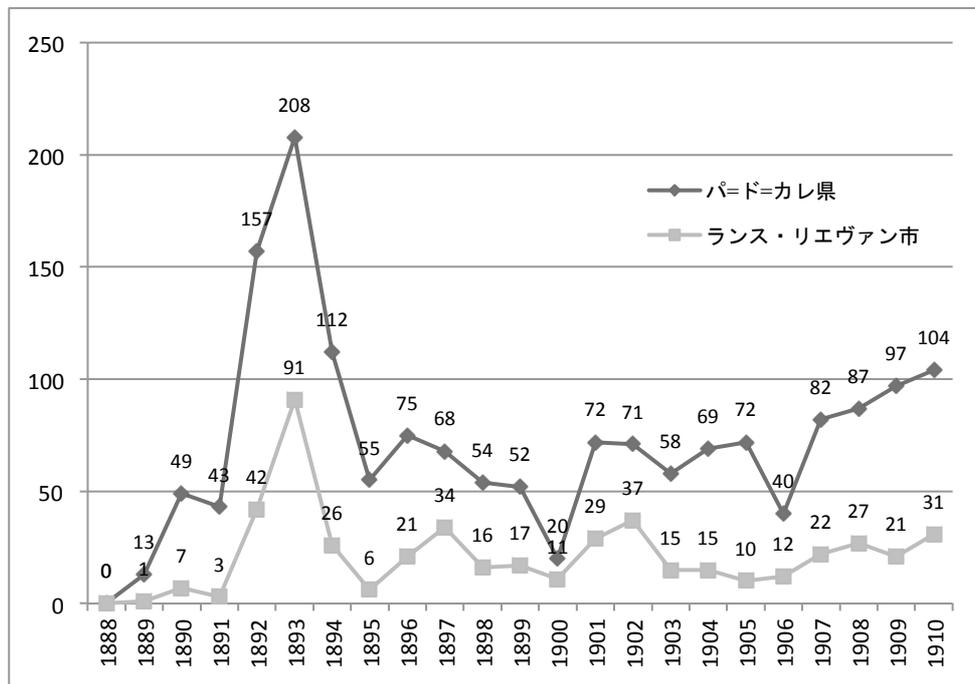
⁵¹² Le Journal de Béthune, le dimanche 28 août 1892. (...) Le lendemain matin, ceux récemment embauchés, se précipitaient dans les bureaux de leurs Compagnies pour retirer leurs livrets. / Pendant toute la journée, les rues de Lens furent sillonnées de voitures bondées du mobilier de ces pauvres gens qui fuient en proie à un terrorisme navrant. La gare de Lens est encombrée de meubles, linge, literie. Elle a l'aspect d'une friperie monstre. / Les Belges qui sont dans le pays depuis plusieurs années stationnent en masse aux portes des mairies de Lens et de Liévin pour se faire naturaliser.

⁵¹³ 正確に言えば、「帰還者調査」において、フランスでの帰化申請に向けて各種証明書類を取得するために帰還したとの証言が、4 件だけだが存在していた。詳細は第五章三節(註 453)を参照。

⁵¹⁴ 1892 年の「事件」発生直後のベルギー人残留者の数については、正確なデータの把握ができない。本文中にも記したが、国勢調査によれば、1891 年のパド=カレ県のベルギー人口は 1 万 9148 にのぼった。一方、ベルギー政府の調査によれば、1892 年の「事件」による帰還者は、少なくとも 948 名抽出された。その一方で、1892 年と翌 93 年のパド=カレ県の帰化者は、それぞれ 157 名と 208 名であった（図 7-1 参照）。また、ランス市とリエヴァン市に限った場合、1886 年の国勢調査（残念ながら直近の 1891 年の原簿は現存しない）によれば、両市のベルギー人口は、それぞれ 1598 名と 2643 名であった。また、両市からの帰還者の数は特定できないが、1892 年と翌 93 年の両市における帰化者の合計は、それぞれ 42 名と 91 名であった。いずれにせよ、帰還もせず、帰化もせず、その場に留まり続けたベルギー人が相当数いた事は明らかであろう。

（1886 年のランス市のベルギー人口については図 1-7 を、リエヴァン市のベルギー人口については、ADPdc, M4203, Recensement de la population, listes nominatives, Liévin, 1886. を参照）

図 7-1 パド=カレ県およびランス・リエヴァン市における
ベルギー人による帰化件数の推移 (1888-1910 年)



[出典] ADPdC, M3222, Admission, naturalisations, réintégration, instructions et états récapitulatifs, 1815-1924.
より筆者作成。

[註記] 両親の帰化に付随した未成年の子どもの国籍変更は含まず。

ii. 史料と方法

本章では、1892 年の「ベルギー移民排斥事件」直後にランス市とリエヴァン市で帰化の申請をしたベルギー人家族を分析する。史料としては、彼らが提出した帰化申請書類を使用する。現在、これらの帰化申請書類は、フランス国立文書館の法務省関連文書 (BB11 系列) に所蔵されている⁵¹⁵。

分析する帰化申請書類の抽出にあたっては、次のような手順を踏んだ。まずは『フランス共和国官報』を参照し、1892 年と 1893 年に公布された帰化法令 (décret de naturalisation) のなかから、ランス・リエヴァン市に住所がある帰化者および国籍回復者をすべて抽出した⁵¹⁶。次に、この抽出した帰化者の帰化登録番号を調べ⁵¹⁷、実際の帰化書類

⁵¹⁵ AN, BB11, Naturalisations, changements de noms, dispensés pour mariages, autorisations d'entrer ou de rester au service de puissance étrangère (désormais AN, BB11, Dossiers de naturalisation).

⁵¹⁶ *JORF, Bulletin des lois, partie supplémentaire*, Paris, Imprimerie nationales, 1891-1893. なお、パド=カレ県文書館が所蔵する帰化者に関する史料もあわせて参照した。Cf., ADPdC, M3222, Admission, naturalisations réintégration, instructions et états récapitulatifs.

⁵¹⁷ 1814 年以降の全ての帰化については、個別に登録番号が付されており、帰化申請書類の閲覧にはこの登録番号が必要となる。なお、それぞれの帰化の登録番号は、フランス国立文書館で確認できる。Cf., AN, BB27, 1260-1403, Répertoires sur fiches du ministère de la Justice ; AN, NATNUM.

を閲覧し、事件後に帰化の申請を行なっている事例を選び出した。このような手続きを経た上で抽出できたのは、1892年11月2日から1893年12月31日の期間中に帰化（国籍回復）が認められた、ランス市とリエヴァン市在住のベルギー出身の家族、65世帯の史料である。この65世帯は、成人男性（世帯主）65名、成人女性（その妻）59名、そして両親の帰化にともないフランス国籍を自動取得した未成年の子ども159名、合計283名で構成されている。なお、これらの帰化は、1889年の国籍法の適用を受けている（1889年国籍法については第三章三節参照）。

実際の帰化申請手続きについて説明しながら、申請にはどのような書類が必要であったのか（帰化申請書類にはどのような書類が含まれていたのか）を明らかにしよう。申請者はまず、フランスへの帰化申請の意思を示すために、法務大臣あてに書状を作成する。この書状には収入印紙（50サンチーム）を貼り、申請者の氏名、職業、出生地、生年月日などの個人情報のほか、帰化が認められた場合には手数料として175フラン25サンチームを納付するとの誓約の文言（納付が不可能な場合はその理由）を書き添える必要がある。また、申請者に妻がいる場合は、その妻の情報も書状に明記する。ただし、妻が元フランス人であった場合は、別紙にて、国籍回復を申請する旨の書状を作成する必要がある。これら書状は、申請者の住所があるランス・リエヴァン市役所から、パ＝ド＝カレ県庁（アラス市）に送られたのち、パリの法務省へと届けられている。そして法務省への書状の到着をもって、申請者の氏名が正式に帰化（国籍回復）申請者として登録され、申請者ごとに登録番号が交付されることとなる。次に、申請者は再度、市役所に出頭し、身上調査(enquête sur la moralité)を受けることになる。この身上調査は主に世帯主に対して行なわれ、質問項目は30以上にのぼるが、大きく分けて次の6つに分類することができる。1、申請者の氏名、生年月日、職業、住所等の基本情報、2、フランスでの滞在歴について、3、徴兵歴、犯罪歴について、4、家族構成について、5、収入、支出、財産状況について、6、帰化を申請する理由、である。この身上調査で得られた情報は、市役所の係官により所定の用紙に記入される。またこのさい、申請者は各種証明書類（申請者の出生証明書、申請者の婚姻証明書、申請者の両親の出生証明書あるいは婚姻証明書（死亡の場合には死亡証明書）、申請者の兵役証明書、申請者のフランスにおける犯罪記録証明書、申請者の子ども（未成年）の出生証明書、10年間フランスに居住していたことを証明する書類）の提出も求められる。市役所係官により作成された身上調査書と申請者から提出された各種証明書類は、再度パ＝ド＝カレ県庁に送られ、県知事による所見が書き加えられたのち、書類一式はパリの法務省へと送られる。法務省では、3名の係官がこれらの書類を吟味し、最終的な決定を下すこととなる。無事に帰化が認められた場合には、帰化法令が公布され、申請者はただちに帰化手数料を支払う（支払い手続きには25サンチームの収入印紙が必要）。この支払いをもって、一連の帰化申請手続きは完了することとなる。なお、本章で分析した1892年から93年にかけてのランス市とリエヴァン市の帰化は、すべてベルギー出身者によって申請され、すべてが承認されている（換言すれば、身上調査で棄却された事例はなかった）。

手続き開始から完了までにかかる期間は、事例により様々である。書類に不備があった場合などは、書類がそろうまで審査が中断されるため、おのずと手続きが長期化する。また、犯罪歴があった場合には、罪状の照会など追加審査が行なわれ、決定までには時間

を要している。今回分析した帰化申請の中では、手続き開始から完了まで最短が2ヶ月、最長が15ヶ月であった⁵¹⁸。また、上述した175フラン25サンチームの帰化手数料についてだが、実は必ずしも全額の支払い義務を負わされたわけではない。申請者の経済状況によっては、手数料の免除が認められており、帰化の可否とともに、審査最終段階の法務省において検討され、申請者に通知されている。なお、帰化手数料は世帯ごとに課され、夫とともに帰化（国籍回復）を申請した妻、およびその子どもたちには手数料は発生しない。

以上のように、帰化申請書類は、主に申請者の身上調査書、それに添付された証明書書類や書簡などからなり、世帯ごとにひとつのファイルにまとめられている。これらの史料からは、申請者の両親、配偶者、子ども、場合によっては兄弟姉妹にいたる家系にまつわる情報や、職業、収入、家賃などの生活状況にかんする情報を読み取ることができ、家族のそれまでの歩みを再構築することが可能となる。また、身上調査書には申請者が帰化を申請する理由が明記されたほか、市役所、県庁、法務省など当局による見解も記入されており、申請者だけでなく、それを審査した行政官たちの帰化に対する考え方（誰をフランスに帰化させるのか）についても、推し量ることができる史料である。

本章では、まず19世紀後半のフランスおよびパド=カレ県における帰化動向を概観した上で（第二節）、炭鉱都市における帰化者について、抽出した史料から分析する（第三節）。そして、これらの帰化について、炭鉱都市の住民たちはどのような態度を示していたのか、検討してゆこう（第四節）。なお、1892年の北フランスでの「ベルギー移民排斥事件」に連動して帰化への動きがあったことを指摘した研究、あるいはフランスにおける「移民排斥事件」と帰化とを結びつけて論じた研究はこれまで存在せず、本章の分析は意義があるものと考えられる。

第二節 フランスへの帰化

フランスへの帰化はどのように推移していたのだろうか。1889年の国籍法の改正は、フランス在住の外国人の帰化にはたして影響を与えたのだろうか。1892年の「ベルギー移民排斥事件」後の炭鉱都市における帰化の分析にすすむまえに、19世紀フランスにおける帰化動向についての概観を示しておこう。

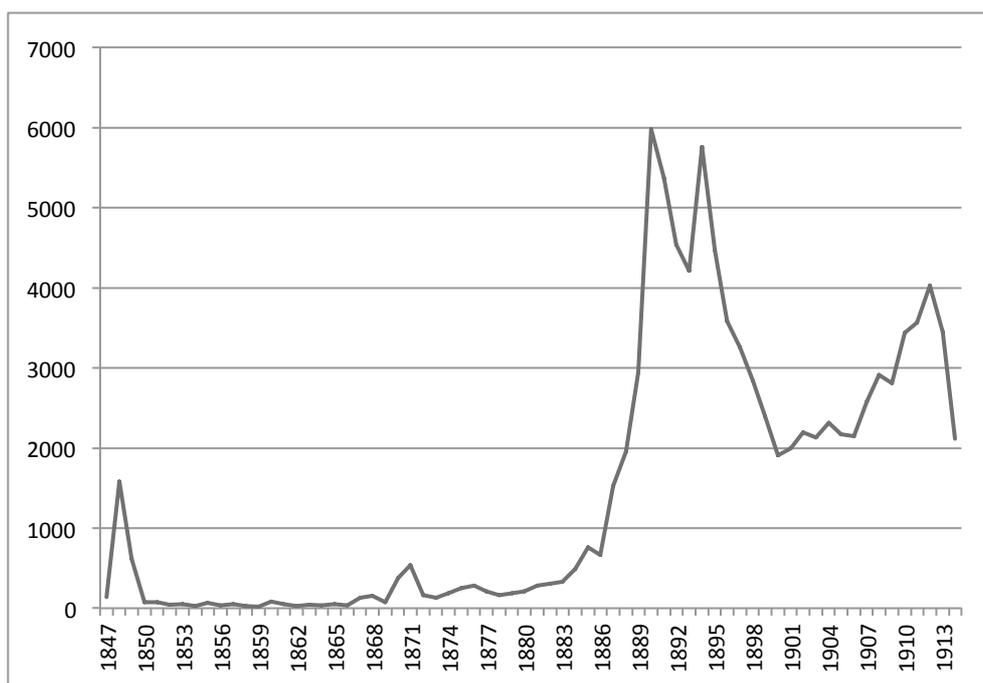
i. フランスにおける帰化動向

下の図7-2は、第二共和政期から第三共和政期前半にかけての帰化数の推移である。最大の特徴は、19世紀末に帰化数が突如増加している点である。1889年6月26日付の国籍法で帰化の申請が簡略化されたことは繰り返し指摘してきたが、その効果はてきめんにあられ、翌1890年の年間帰化数は5984件にまで跳ね上がっている。そしてその後は減少を続け、1900年には年間2000件を下回るが、第一次大戦前夜まで再び増加傾向に転じている。いずれにせよ、1889年の国籍法改正前と後では、帰化の件数に劇的な変化があ

⁵¹⁸ データの詳細については、巻末の補遺1の表15を参照。

ったことは明らかであり、第二帝政期には、フランス国籍の取得はごく一部の外国人に限られた行為であったのが、1889年法により、それまで二の足を踏んでいた外国人についても帰化の門戸を開いたと、捉えることができるだろう。なお、第二共和政期と第二帝政末期にみられる帰化件数の若干の増加は、それぞれ1848年3月28日政令（5年間の居住歴があれば帰化を可能とした）と、1867年6月17日法（居住許可取得後、3年後から帰化を可能とした）の影響によるものと考えられる⁵¹⁹。また、1892年から93年にかけての帰化件数の減少は、母親がフランスで出生し、子どももフランスで出生していれば生まれながらにフランス国籍を与えるとの1891年12月7日の破棄院での判決（この判例により、一部の移民第2世代の帰化申請が不必要となった）が影響していると考えられる⁵²⁰。前掲の図7-1で確認したように、パ＝ド＝カレ県およびランス・リエヴァン市では、まさにこの1892年から93年にかけて、「ベルギー移民排斥事件」が原因と見られる帰化が急激に増加したわけだが、このような「事件」に連動した帰化は、フランス全般の帰化動向に影響を与えるほどのものではなく、あくまでも局地的な現象であったことが、この図7-2からは確認できるだろう。

図7-2 フランスにおける帰化件数の推移（1847-1914年）



〔出典〕 DEPOID (Pierre), *Les naturalisations en France (1870-1940)*, Direction de la statistique générale, Études démographiques, n°3, Paris, Imprimerie Nationale, 1942, pp.21-26.より作成。

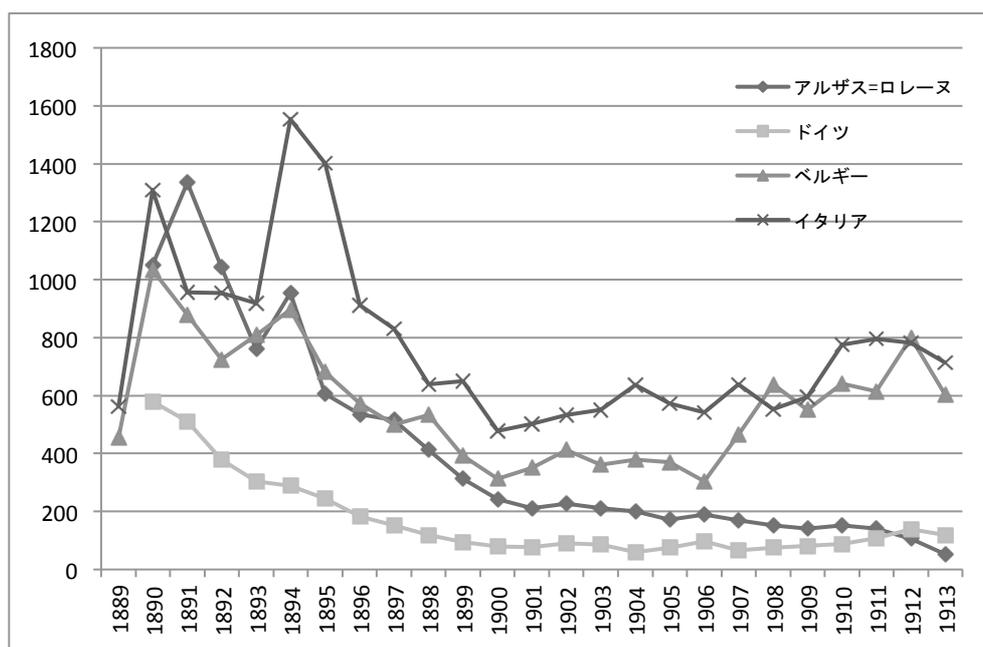
〔註記〕 国籍回復と両親の帰化に付随した未成年の子どもの国籍変更は含まず。

⁵¹⁹ Décret du 28 mars 1848 relatif à la naturalisation des étrangers. Art. 1^{er}, Le ministre de la Justice est provisoirement autorisé à accorder la naturalisation à tous les étrangers qui la demanderont et qui justifieront par actes officiels ou authentiques qu'ils résident en France depuis cinq ans au moins (...). なお、1867年6月17日法については、註285を参照。

⁵²⁰ 1891年の12月7日破棄院判決については、註289を参照。

では、1889年の国籍法改正を受け、帰化申請に動いたのは、どこの出身者が多かったのだろうか。図7-3は1889年から1914年までの男性帰化者の推移を、出身別に示したものである。法改正直後の1890年に最も帰化が多かったのは、少々意外かもしれないが、普仏戦争でドイツへ割譲された地域の出身者であった。統計上、1871年5月20日以前にアルザス=ロレーヌで出生した者（なおかつ、フランクフルト条約でフランス国籍の保持を申請しなかった者）はアルザス=ロレーヌ出身者とし、それ以後、同地方で出生した者はドイツ出身者として処理されているのだが、これらのドイツ割譲地域の出身者は、1890年の男性帰化者全体の34%にのぼっている⁵²¹。そして、これに続いて多かったのが、イタリア出身者（男性帰化者全体の27%）とベルギー出身者（同22%）であった。また、1889年から1913年までの帰化総数で見れば、イタリア出身者が全体の31%を占め最も多く、ベルギーとドイツ割譲地域出身者がともに23%でこれに続いていた。この他、スペイン、スイス、ルクセンブルク、ロシア、オーストリア=ハンガリー出身者の帰化も若干数だがみとめられた。

図7-3 フランスにおける男性帰化者の出身別推移（1889-1913年）



[出典] DEPOID (Pierre), *op. cit.*, pp.28-30.より作成。

[註記] 成年男性のみ。なお、1871年5月20日以前にアルザス=ロレーヌ地方で出生した者をアルザス=ロレーヌ出身者とし、それ以後、同地方およびドイツ領内で出生した者はドイツ人とする。

⁵²¹ フランクフルト条約については、註85を参照。なお、ドイツ出身者には、アルザス=ロレーヌ地方以外の出身者も含まれる。

ii. パド=カレ県における帰化動向

19世紀後半から20世紀初頭にかけて、パド=カレ県内の外国人の大半はベルギー人であったことはすでに確認したが（補遺1の表4参照）、同県内で帰化を申請していたのもベルギー出身者が大多数を占めていた（表7-1参照）。1887年から1914年までのパド=カレ県内の帰化者の87%がベルギー出身者であり、割譲地域出身者（ドイツおよびアルザス=ロレーヌ出身者）は4%、イタリアとイギリス出身者がそれぞれ3%であった⁵²²。

国籍法改正後に帰化数が増加したことは前項で明らかとなったが、はたして帰化申請をすれば、どの程度の割合でフランス国籍を取得できたのだろうか。フランスの帰化申請の承認率にかんする公式な統計は見当たらないのだが、パド=カレ県文書館には19世紀末から20世紀中頃までの県内の帰化申請者の名簿（最終的に申請が棄却された者も含む）が完全な状態で残されており、さしあたり、このデータを整理したのが図7-4である。1887年から1914年までのパド=カレ県内の帰化申請者2432名のうち、申請が認められたのは94%、認められなかったのは6%であった。申請が認められなかった事例のうち、身上調査でフランスへの帰化が適切ではないと棄却されたのが約6割、滞在年数など帰化の条件に適合しないとして申請見送りの判断を下されたのが約4割であった。なお、1889年の法改正により帰化申請には居住許可取得が必要なくなったのだが、1889年以後も居住許可を申請する者がいた。これはおそらく、帰化に必要な10年の滞在期間に満たない者が、帰化申請を早める手段としてまずは滞在許可を取得していたと考えられる（滞在許可取得3年後には帰化申請が可能となる）。また、1888年から1910年までのパド=カレ県内の帰化のうち約4割は、外国人との婚姻によりフランス国籍を失った女性による国籍回復であった。

表7-1 パド=カレ県における帰化者の出身国（1887-1914年）

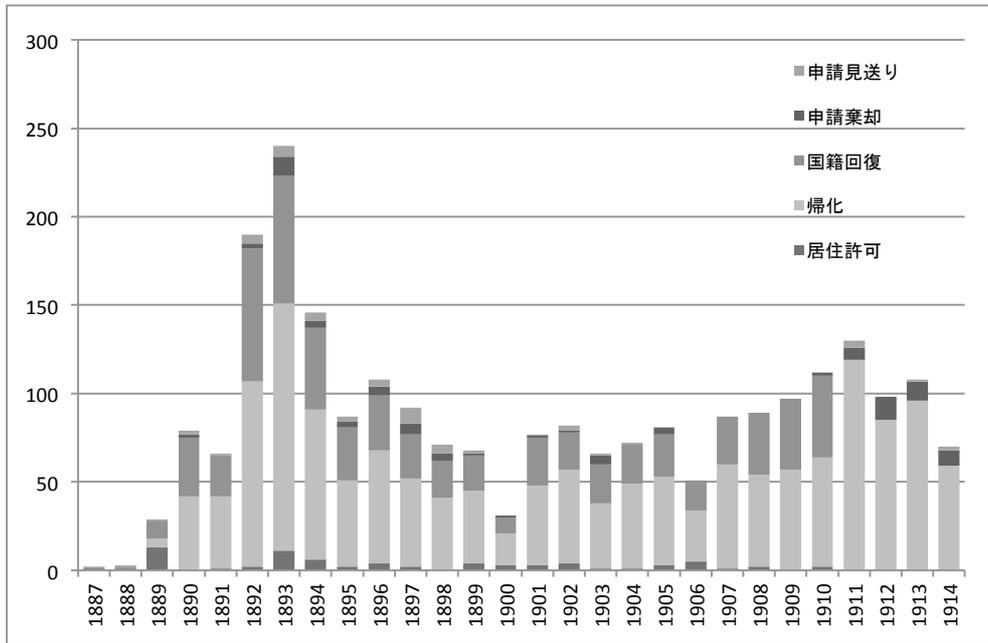
出身国	人数
ベルギー	1658
ドイツ	82
イタリア	53
イギリス	48
アルザス=ロレーヌ	25
オランダ	11
スイス	9
デンマーク	6
ノルウェー	4
ルクセンブルク	3
スペイン	2
オーストリア=ハンガリー	2
チュニジア	2
ムスリム	1
ルーマニア	1
不明	10
合計	1917

【出典】 ADPdc, M3222, Admission, naturalisations, réintégration, instructions et états récapitulatifs, 1815-1924. より筆者作成。

⁵²² パド=カレ県における帰化者のデータの詳細については、巻末の補遺1の表15と16を参照。

[註記] 国籍回復と両親の帰化に付随した未成年の子どもの国籍変更は含まず。

図 7-4 パド=カレ県における帰化申請件数の推移 (1887-1914 年)



[出典] ADPdC, M3222, Admission, naturalisations, réintégration, instructions et états récapitulatifs, 1815-1924. より筆者作成。

[註記] 両親の帰化に付随した未成年の子どもの国籍変更は含まず。なお、1911～1914 年の帰化件数は居住許可と国籍回復の数を含む。

第三節 炭鉱都市の帰化者たち

本節では、「ベルギー移民排斥事件」の後 1892 年から 1893 年にかけて、北フランスの炭鉱都市（ランス・リエヴァン市）においてフランス国籍を取得した人びとについて、その帰化申請書類から分析をする。また、ベルギーへの帰還者とフランスへの帰化者には、どのような違いがあったのかについても、考察してゆこう。

なお、繰り返しになるが、当該期間中にランス・リエヴァン両市で帰化を申請したのは、ベルギー人家族 65 世帯である。これら 65 件の申請は厳正な審査を経て、すべての申請者とその子どもたちにフランス国籍が付与されている（すなわち、帰化申請の棄却、ないし見送られた事例はなかった）。帰化者の内訳は、成人男性 65 名、成人女性 59 名、両親の帰化にともないフランス国籍を自動取得した未成年の子ども 159 名、合計 283 名である。なお、この帰化申請に先立って居住許可を取得していた世帯は（換言すれば、「事件」発生前から帰化にむけてすでに動き出していた世帯は）、65 件中 5 家族のみであった。

i. 年齢

表 7-2 は、ランス・リエヴァン市の帰化者（成人のみ）の年齢構成を示している。帰化申請者の平均年齢は男性 41 歳、女性 38,5 歳であり、30 歳から 40 歳代を中心とした、いわゆる働き盛りの年代が大半を占めていた。

近年の 1889 年の国籍法にかんする研究では、移民第 2、第 3 世代を徴兵対象としたことばかりが注目されているが⁵²³、実はフランスへ帰化すると、場合によっては移民第 1 世代であろうともフランスでの兵役が課されることについてはほとんど言及がなされていない。だが、1889 年の国籍法とともに改正された徴兵法（1889 年 7 月 15 日法）では、兵役期間が 25 年まで延長された結果、21 歳から 45 歳までのフランス人男性は兵役期間中とされ、有事のさいには兵士としてフランスのために戦うことになるが、これは帰化者も例外ではなかった（第三章三節参照。なお、第一次大戦の勃発で、1887 年(Classe 1887)以降に招集された者は実際に徴用されている）。ランス・リエヴァン市の男性帰化者 65 名のうち 45 歳以下は 50 名にのぼり、これらの者たちは直ちにベチューヌ徴兵局の新兵登録簿に登録されていることが確認できた⁵²⁴。さらにこれら新兵として登録された帰化者たちの兵役記録にひととおり目を通したところ、単に予備役兵として登録されるだけでなく、実際に入営義務を果たしている事例もいくつか見られた。このように、帰化すると年齢によってはフランスでの兵役が生じること、また、「負担」が課せられるにもかかわらず、帰化を申請していることは注目に値するだろう。

表 7-2 ランス・リエヴァン市の帰化者の年齢構成（1892-1893 年）

年齢	男性	女性	合計
21～29 歳	4	9	13
30～39 歳	26	24	50
40～49 歳	25	20	45
50～59 歳	7	4	11
60 歳～	3	2	5
合計	65	59	124

〔出典〕 AN, BB11, Dossiers de naturalisation. より筆者作成。

〔註記〕 両親の帰化に付随した未成年の子ども国籍変更は含まず。

⁵²³ 1889 年の国籍法と徴兵法について論じた研究としては、BRUBAKER (Roger), «De l'immigré au citoyen...», *art. cité*, pp.3-25; MONDONICO-TORRI (Cécile), «Aux origines du Code de la nationalité en France», *art. cité*, pp.31-46; 山田敬子, 前掲論文, 90-105 頁; WEIL (Patrick), *op. cit.*, pp.15-93; CREPIN (Annie), «Service militaire et citoyenneté : les étrangers installés dans le Nord deviennent français», JESSENNE (Jean-Pierre)(dir.), *L'image de l'autre dans l'Europe du nord-ouest à travers l'histoire*, Villeneuve d'Ascq, Université Charles de Gaulle - Lille III, 1996, pp.97-111; *idem*, *La conscription en débat ou le triple apprentissage de la Nation, de la citoyenneté, de la république (1798-1889)*, Arras, Artois Presses Université, 1998; *idem*, «Elargissement de la citoyenneté, limitation de la naturalisation : la conscription, pierre de touche du débat», *Revue d'histoire du XIX^e siècle*, n°11, 1999, pp.13-26. を参照。

⁵²⁴ ADPdc, 1R/8101 *et seq.*, Bureau de Béthune. Recrutement militaire : feuillets matricules des conscrits des arrondissements de Béthune.

ii. 出生地

ランス・リエヴァン市の帰化者はどこからやって来ていたのだろうか。彼らの出生地を分析すると、男性の場合 9 割以上がベルギーで出生し、その大半がエノー州に集中していたことが分かる（表 7-3）。また、エノー州のなかでも、特にベルニサル市やペルウェ市など、ポリナージュ地方の出身者が多かった⁵²⁵。なお、フランスで出生した者が 6 名析出されたが、これは移民第 2 世代であり（親世代がベルギーからフランスへ移動し、本人は国境を越える移動は経験していない）、1889 年以降にフランスで成人を迎えれば自動的にフランス国籍が付与されたのだが、この者たちはそれ以前に成人年齢に達していたため、独自に帰化申請が必要となったものと考えられる。

一方、女性の出生地にかんしては、大きく二つの傾向に分かれる。およそ 4 割にあたる 25 名の女性帰化者はベルギーで生まれ、6 割の 34 名がフランスで生まれている。フランスで出生した女性のうち、およそ 3 分の 1 はランス・リエヴァン市の出身で、残りのそれぞれ 3 分の 1 ずつがランス・リエヴァン市以外のパド＝カレ県とノール県の出身であった。また、ベルギーで出生した女性については、全員がエノー州ポリナージュ地方の出身であった⁵²⁶。なお、繰り返しになるが、女性は婚姻時に夫の国籍に従うとの原則があり、婚姻以前はフランス国籍であった「元フランス人」は 35 名、婚姻以前からベルギー国籍であった「生粋のベルギー人」は 24 名であった⁵²⁷。手続きの上では、前者はベルギー人の夫の帰化に伴い、再度フランス国籍を取得すべく国籍回復を申請し、後者については、夫の帰化申請と同時に帰化の手続きがとられている。

男性・女性帰化者に共通して指摘できることは、ベルギー南部から北フランスに跨がる炭鉱地域の出身者が大半を占めていたことで、これは第一章で確認したランス市在住のベルギー人の出生地の分布と完全に一致している。また、ベルギーのエノー州、特にポリナージュ地方は、第五章で確認した「事件」後の帰還先でもあり、さらには反仏デモの発生地でもあったことも付け加えておこう。

⁵²⁵ ポリナージュ地方で多かったのは、ベルニサル市(11名)、ペルウェ市(12名)、オルニュ市(6名)などであった。

⁵²⁶ ポリナージュ地方で多かったのは、ベルニサル市(7名)、ペルウェ市(3名)、オルニュ市(3名)などであった。

⁵²⁷ フランスで出生した女性帰化者 34 名中 33 名は、ベルギー人との婚姻によりベルギー国籍となった「元フランス人」で、1 名はベルギー国籍の両親のもとフランスで出生した「生粋のベルギー人(移民第二世代)」であった。また、ベルギーで出生した女性帰化者 25 名中 2 名は、フランス国籍の両親のもとベルギーで出生し、婚姻によりベルギー国籍となった「元フランス人」で、23 名は婚姻以前からベルギー国籍の「生粋のベルギー人」であった。なお、ベルギーで出生した「元フランス人」2 名の存在は、第五章三節 ii においても言及したように、ベルギー人によるフランスへの移動だけでなく、フランス人によるベルギーへの移動もあったことを裏付けていると言えよう。

表 7-3 ランス・リエヴァン市の帰化者の出生地（1892-1893 年）

	男性	女性	合計
アントワープ州	1	0	1
西フランドル州	1	0	1
ブラバン州	1	0	1
エノー州	53	25	78
ナミュール州	1	0	1
リュクサンブール州	2	0	2
ノール県	3	13	16
パド=カレ県	3	21	24
合計	65	59	124

[出典] AN, BB11, Dossiers de naturalisation. より筆者作成。

[註記] 両親の帰化に付随した未成年の子ども国籍変更は含まず。

iii. 移動

1892 年から 93 年にランス・リエヴァン市で帰化した男性のうち、1850 年代（パド=カレ県で炭鉱開発が始動した頃）からフランスに移住していた者もいたが、多くは 1860 年から 70 年代にかけてフランスへ移動してきていた（表 7-4）。また、フランスで出生した 6 名を除いた男性帰化者 59 名のうち 39 名は、他の経由地をもたずに、ベルギーからランス・リエヴァン市へ直接移住し、残りの 20 名は北フランスの炭鉱都市を經由したのち、ランス・リエヴァン市へたどり着いている。すでに指摘したように、帰化申請のための要件として 10 年以上の滞在歴（この事例の場合、1882 年以前からフランスで生活していること）がもとめられるのだが、今回析出された「事件」直後に帰化した者の特徴として、20 年以上前（最長では 42 年前）からフランスで暮らしていた者が、比較的多く帰化を申請していたことが指摘できるだろう。

また、同じ男性帰化者のフランスに移住した時点での年齢を算出すると、およそ 9 割近く（56 名）は 20 代までに移動していることが分かる（表 7-5）。なかでも 20 代が 25 名と多いが、この者たちはベルギーでひと通りの見習い期間を経て、一人前（炭鉱夫であれば先山）となった後に、フランスに移動してきたと考えられる。その一方で、14 歳以下で移動を経験した者も 23 名いるが、この者たちは両親に伴われてフランスへ移住したものと推測される。

表 7-4 ランス・リエヴァン市の男性帰化者の移住時期（1892-1893 年）

移住時期	滞在年数	人数
1850～1859 年	33～42 年	4
1860～1869 年	23～32 年	18
1870～1879 年	13～22 年	26
1880～1882 年	10～12 年	8
フランスで出生		6
不明		3
合計		65

[出典] AN, BB11, Dossiers de naturalisation. より筆者作成。

[註記] 両親の帰化に付随した未成年の子ども国籍変更は含まず。

1892 年時点での滞在年数。

表 7-5 ランス・リエヴァン市の男性帰化者の移住時の年齢（1892-1893 年）

フランス移住時の年齢	人数
フランスで出生	6
0～4 歳	5
5～9 歳	6
10～14 歳	6
15～19 歳	8
20～24 歳	13
25～29 歳	12
30～34 歳	4
35～39 歳	1
40～44 歳	1
不明	3
合計	65

[出典] AN, BB11, Dossiers de naturalisation. より筆者作成。

[註記] 両親の帰化に付随した未成年の子ども国籍変更は含まず。

iv. 結婚

表 7-6 は、ランス・リエヴァン市の帰化者の婚姻状況を示している。大多数が結婚を経験しており、とりわけ女性については 59 名全員が既婚者で、夫の帰化と同時に、妻も帰化あるいは国籍回復の手続きをとっている。この 59 組のうち、24 組がベルギー人同士の夫婦で、残る 35 組がベルギー人男性とフランス人女性の夫婦であった。またこれらの夫婦について、判明しているだけで 32 組がフランス国内（うち 27 組についてはランス・リエヴァン市）で婚姻が執り行なわれ、8 組のみがベルギー在住時に結婚していたことが、帰化申請時に提出した婚姻証明書から確認できた（残る 19 組については不明）。前項で指摘したように、帰化男性の多くが若くしてベルギーからフランスに移動しており、移動先であるフランスにおいて結婚相手をみついていたものと考えられる。なお、女性の移動歴については特定が難しいのだが、ベルギーで出生した女性帰化者 25 名中、結婚後に夫とともに（場合によっては子どもを伴って）フランスに移住してきたと確認できたのは上述の 8 組の花嫁だけであり、男性と同様に、結婚以前に両親に伴われてフランスへ移住してきていた女性も比較的多かったものと推測される。

表 7-6 ランス・リエヴァン市の帰化者の婚姻状態（1892-1893 年）

婚姻状態	男性	女性
独身	3	0
既婚	59	59
妻がベルギー人		24
妻が元フランス人		35
寡夫/寡婦	1	0
離婚	2	0
合計	65	59

[出典] AN, BB11, Dossiers de naturalisation. より筆者作成。

[註記] 両親の帰化に付随した未成年の子ども国籍変更は含まず。

v. 子ども

1889年法では、両親の帰化に伴い、未成年の子どもには自動的にフランス国籍が付与される（なお、21歳から22歳になった時点で希望すればフランス国籍を放棄することができるとの付帯条件がある）。1892年から93年にランス・リエヴァン市で両親の帰化に付随して国籍を変更した未成年の子どもは159名確認されたが、このうちベルギーで出生したのはわずか9名のみで、大多数の150名がフランスで生まれていた。なかでもランス・リエヴァン市生まれの数は多く、124名にのぼった⁵²⁸。

表7-7は、1892年から93年にかけてランス・リエヴァン市で帰化した65世帯の世帯あたりの子どもの数を示している。11人の子どもをもつ多子世帯もあったが、平均すると世帯あたりの未成年の子どもの数は2.93人であり、これに両親を加算すれば、世帯あたりの人員は4.93人となる。第二章二節において炭鉱住宅の世帯あたりの平均人員は5.14人であったので、帰化者世帯の方が若干少ないが、これは成人した子どもや間借り人の数を含まないためと考えられ、炭鉱住宅街のごく平均的な世帯がフランスへの帰化を申請していたと見ることはできるのではないだろうか。なお、成人した子どもについては断片的な情報しか得られないのだが、帰化申請書類から確認できたのは、成人男女23名で、その多くはフランスで出生しており、フランス国籍を自動取得している。また、ベルギーで出生していても、目下帰化申請中であるか、女性については結婚によりフランス国籍をすでに得ていた。さらに申請者の成人の息子7名は、両親が帰化する前にすでにフランス人として兵役に服していたことも確認できた。

表7-7 ランス・リエヴァン市の帰化世帯あたりの未成年の子どもの数（1892-1893年）

子どもの数	無し	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	不明
世帯数	6	10	10	15	10	6	3	0	1	0	0	1	3

【出典】AN, BB11, Dossiers de naturalisation.より筆者作成。

vi. 職業

ランス・リエヴァン市の男性帰化者の職業に目をむけると、炭鉱労働者が47名と最も多く、続いて炭鉱会社の職員が8名で、大半が炭鉱会社の従業員で占められていたことが分かる（表7-8）。ランス・リエヴァン市は炭鉱を中心として成り立っており、この結果は至極当然であろう。また、おそらくその他の職業として挙げられている、日雇労働者、蹄鉄職人、錠前金物製造工、石工、漆喰工なども、あくまで推測ではあるが、炭鉱設備の設営や修繕のために、炭鉱会社から雇われていた可能性が高いと思われる。

では、これらの男性帰化者たちは、どれほどの収入を得ていたのだろうか。表7-9に示したように、無収入の失業者や日当2フランの年金を受給する元炭鉱夫から、日給6

⁵²⁸ フランスで出生した150名のうち、ランス・リエヴァン市生まれが124名、ランス・リエヴァン市以外のパド＝カレ県内生まれが19名、ノール県生まれが4名、不明が3名であった。

フランを稼ぐ炭鉱職員まで、収入には大きな開きがあった。男性帰化者の賃金を平均すると、日給にして4フラン20サンチーム（年収にしておよそ1260フラン）となる。第二章三節（表2-11）でパド＝カレ県の炭鉱労働者の賃金の概要を示したが、これと照らし合わせると、帰化者たちの賃金は決して高水準とは言えず、むしろ低い水準にあると言ってよいかもしれない。当時のパド＝カレ県の熟練炭鉱夫であれば年収2000フランを越えるとも言われており、ランス・リエヴァン市の帰化者の年収最高額の1800フランも、抜きん出て高収入であったわけではなかった。また、フランスとベルギーでは賃金の格差があったと指摘されているが、おそらくこの程度の賃金であればベルギーにいても稼ぐことができたものと考えられる。事前の予想では、フランスへの帰化を希望する者は、フランスで高収入を得ている者か、すくなくともベルギーよりも好待遇にある者が多いのではないかと考えていたが、これは見事に裏切られたことになる。逆に言えば、帰化を望んだ理由は収入のためだけではなく、他にも理由があったものと考えられる。なお、申請者には失業者や年金受給者など経済的に保証のない者も含まれたが、これらの者も帰化申請することができ、なおかつ審査する側もその申請を承認したという事実は、大変興味深い。

一方、女性帰化者の職業はそのほとんど（59名中56名）が主婦であった。残る3名は、自宅で商店や居酒屋を営んでいたようで、それぞれ一日あたり50サンチームから1フランの副収入があったことが申告されている⁵²⁹。炭鉱都市に暮らす女性は専業主婦が多く、まれに小商いをする事例があったことは、第一部において繰り返し指摘してきたが、帰化書類から読み取れる女性帰化者たちの姿も、これと一致していると言えるだろう。なお、両親の帰化に付随してフランス国籍を得た未成年の子どもたちにかんしては、氏名、生年月日、出生地情報が帰化書類に記されているのみで、労働実態（13歳以上の特に男の子であれば、世帯に収入をもたらしている可能性がある）などについては、残念ながら情報を得ることはできなかった。

表7-8 ランス・リエヴァン市の男性帰化者の職業（1892-1893年）

職業	人数
炭鉱労働者	47
炭鉱会社職員	8
日雇労働者	1
蹄鉄職人	1
錠前金物製造工	1
石工	1
漆喰工	1
肉屋	1
年金受給者（元炭鉱夫）	1
不明	3
合計	65

〔出典〕 AN, BB11, Dossiers de naturalisation.より筆者作成。

〔註記〕 両親の帰化に付随した未成年の子ども国籍変更は含まず。

⁵²⁹ 第四章三節で言及した、女性たちによる「打ち壊し」の被害にあったロリオ夫婦の商店もこれに含まれる。

表 7-9 ランス・リエヴァン市の男性帰化者の給料（1892-1893 年）

日給（年収）	人数
失業中	1
2.00 Fr.	1
2.50Fr.	1
3.00 Fr.	4
3.50 Fr.	12
3.75 Fr.	1
4.00 Fr.	13
4.25 Fr.	2
4.50 Fr.	7
4.75Fr.	6
5.00Fr.	5
5.00Fr. (1500Fr.)	1
5.33Fr. (1600Fr.)	1
6.00Fr. (1800Fr.)	5
不明	5
合計	65

[出典] AN, BB11, Dossiers de naturalisation.より筆者作成。

[註記] 年間労働日数を 300 日として年収と日給を変換した。

vii. 申請理由

帰化申請書類（身上調査書）には、申請の理由を記入する欄がもうけられている。本章で分析対象としたのは、1892 年の「ベルギー移民排斥事件」後のランス・リエヴァン市での帰化申請であり、「事件」について何かしら示唆することがあるかと期待していたのだが、残念ながらそのような言及は一切なかった。実際に身上調査書に記入するのは申請者本人ではなく、市役所の係官であり、申請理由はお役所的な紋切り型の言い回しが多かった⁵³⁰。頻繁に見られたのは「フランス滞在が長いから」、「フランスに永住したいから」、「身分を正常化するため」という理由であった。その他にも、「妻がフランス出身であるから」、「フランスで生まれた子どもたちの将来のため」、「（親、兄弟姉妹などの）家族がフランスで暮らしているから」との文言も度々見られた。また、「息子が兵役に服し、自分も市民権を得たいから」、「フランスで生まれ、フランスが故郷だから」というものもあった。要約すると、申請者には今後もフランスで安定した生活を継続したいとの希望が大前提としてあり、それを後押しするものとして、フランスへの滞在歴の長さや、家族（妻や子ども、そして親や兄弟姉妹）の存在が大きく影響していたと、ひとまず、捉えることができるのではなかろうか。

⁵³⁰ 身上調査書および各種証明書など、ほぼすべての帰化申請書類は行政官の手により（手書きで）作成された書類であった。ただし、帰化申請手続きの第一段階で作成する法務大臣あての書状には、申請者本人の署名が見られたため、ためしに識字度を調べてみたところ、男性 65 名中 61 名が自分の名前を書き記し、4 名が×印で代用、女性 59 名中 39 名は自署、20 名が×印で代用しており、男性より女性の識字率が低いという結果になった。

なお、申請者の両親や兄弟姉妹の所在についてだが、ベルギーだけでなく、フランスにも多く在住しており、中にはすでにフランスに帰化している者もいた。親族間でフランスへの移民が連鎖していたことが見てとれる。ただし、いずれにせよ、ほぼすべての親族が、ベルギーから北フランスにかけての炭鉱地帯に暮らしていることには変わりはないとも言えるだろう。

viii. 帰化手数料

帰化の手数料は、申請世帯の経済状況などに応じて設定され、場合によって免除が認められたことはすでに指摘した。表 7-10 は、帰化者が納付した手数料の内訳である。9割以上の世帯に手数料の減額が認められ、うち5世帯は全額免除となっている。逆に手数料を満額納付したのは1世帯のみで、ランス市で肉屋を営む家族がこれにあたる。

では、帰化者にとり、帰化手数料はどれほどの負担となっていたのだろうか。前項で示した帰化者の収入（表 7-9 参照）と比較すると、おおよそ数日分の日給に相当する額が割り当てられているとの傾向が見出させた。また、手数料を納入した日付に注目すると、帰化法令の発布の数日後には、すべての申請者が指定された手数料をきちんと納めていたことも確認された。おそらく帰化手数料はさほど帰化者の負担とはならず、比較的容易に納入することができたものと考えてよいだろう。

表 7-10 ランス・リエヴァン市の帰化者が納付した帰化手数料（1892-1893 年）

帰化手数料	件数
全額免除	5
6.25 Fr.	3
12.75 Fr.	15
19.00 Fr.	3
25.25 Fr.	22
37.75 Fr.	9
44.00 Fr.	1
50.25 Fr.	1
62.75 Fr.	1
満額 (175.25 Fr.)	1
不明	4
合計	65

[出典] AN, BB11, Dossiers de naturalisation. より筆者作成。

ただし、この結果から、当時の労働者にとり帰化は容易になしえるものであったと結論づけるのは、あまりにも早計である。1889 年に国籍法が改正されたことは周知されていたにせよ、申請料の免除が認められることについてはほとんど知られておらず、当時の新聞の論説などを見る限り、帰化には高額な費用と煩雑な手続きが必要となり、労働者は高嶺の花であるとの認識が、一般には広がっていたようだ⁵³¹。炭鉱都市ではないものの、同じ北フランスのルール市で結成されたシャンソン同好会のレパトリーには、帰化を申

⁵³¹ 1889 年の国籍法改正にともない、ベルギー移民を多く抱える北フランスを拠点とする地方新聞は相次いで、新法における帰化手続きの方法について報じたが、手数料の免除については一切言及されていない。Cf., « Les Belges Français », *L'Écho du Nord*, le 4 novembre 1888.

請したくとも手数料が高額であることを嘆く——土地柄ベルギー出身の会員も多かったものと想像できる——その名も『帰化』と題する歌もあった（図 7-5 参照）⁵³²。また、先にも説明した通り、実際の帰化手続きには多くの書類を用意しなければならず、一介の労働者にすぎないベルギー移民が、高額とうわさされ、煩雑な手続きをとまなう帰化に踏み出すには、それ相当の覚悟が必要とされたと考えられる。本章冒頭の図 7-1 で示したように、1892 年から 93 年にかけて、北フランスの炭鉱都市で帰化が明らかに増加しており、1892 年の「ベルギー移民排斥事件」が、ベルギー移民家族たちに帰化を促すきっかけとなったことは明らかである。だが、それはあくまできっかけに過ぎず、あれ程の急激に帰化数を押し上げた背景には、実は、地元選出の代議士や労働組合が組織的にベルギー人住民たちの帰化を支援したという事実があった。これは非常に意味深く、看過できない事柄なのだが、ここでは指摘するにとどめ、次節において改めて論じることにしたい。

*

ところで、帰化申請者を審査し、納付する帰化手数料を決定したのは、パド=カレ県庁およびフランス法務省の行政官たちである。彼らの目には、ランス・リエヴァン市の帰化者たちは何も財産を持たず、収入も極めて低いと映ったようで、身上調査書には申請者のことを「貧窮者(indigent)」と評する所見が度々みられた。先にも指摘したが、このような「貧窮者」であろうとも帰化を認めたことは興味深いと思われる。また、行政官たちは、多子家庭に対して、帰化手数料の全額免除を認めていたことを指摘しておきたい。この多子家庭への優遇措置からは、より多くの若い兵士を確保したいとの、行政当局側の意図が多少なりとも読み取れるのではないだろうか。身上調査書では、申請者自身がこれまでどのような兵役に服したかを確認するだけでなく、もし申請者にフランスで出生した成人の息子がいる場合には、この子どもがフランスでの兵役に服しているか、服していないのならどのような理由があるのかなど、兵役にかんする事細かな設問が多く、同じ 1889 年に改正された国籍法と徴兵法が表裏一体なしていたかが、ここからもうかがえる。

なお、帰化の審査では、申請者の素行や政治思想についても調査が行なわれている。本章で分析した帰化者の中には、1 名だけ前科（傷害罪）がある者がいた（それでも帰化は認められている）。また、政治思想については、全員が「良好」、あるいは「申し分ない」との結果が記入されていた。第六章で示したように、フランスの新聞紙上では、炭鉱労働者は社会主義思想に染まった危険分子と見なす傾向があったが、帰化審査の政治姿勢に関する所見では、そのような社会主義思想にまつわる言及は一切なかった。言及がない以上、彼らがどのような政治思想をもっていたのか、労働組合に加入していたか判断は下せないのだが、もし仮に組合に加入していたとしても（おそらく多くは加入していたと考えられるのだが）、審査をする行政官たちの心証を害する程の目立った活動歴ではなかったであろう。

⁵³² BML, 44186/1894/14, VERSTRAETE (Pierre), *La Naturalisation, chanson nouvelle en patois de Lille*, Lille, Imp. Ouvrière G. Delorg, 1894.

以上に、「ベルギー移民排斥事件」後の 1892 年から 93 年にかけて帰化を申請したベルギー人家族について分析した。ここで、本節の冒頭に挙げたもうひとつの課題である、ベルギーへの帰還者とフランスへの帰化者との違いについて、検討を加えたい。

第五章の帰還者の分析で使用した史料と、本章の帰化者の分析で使用した史料とはそもそもの調査の目的、そして調査の方法も違うため、それぞれのデータをつき合わせて逐一比較することはできないのだが、帰還者と帰化者はともに、ベルギーから北フランスに延びる炭鉱地帯の出身で、炭鉱地帯の中で家族を形成し、炭鉱関連の職業に従事している点では共通し、逆に、両者の間で異なる属性を見いだすことは困難なくらいであった。それでは、一方は帰還し、もう一方は帰化するという行動の違いは、はたしてどこから生じたのだろうか。すぐに思い浮かぶのは、帰化の要件としてフランスでの 10 年間の居住実績が必要となることで、滞在歴の長短が分け目となったのではないかという仮説である。これは一面では正しく、他面では正しくない。帰化申請書には、フランス滞在歴の長さが帰化申請の理由として挙げられていたことは、先に指摘した。だが、第五章で分析した「帰還者調査」では、エノー州のウィール市(Wiers)に帰還した 2 つの家族（5 人世帯と 3 人世帯）が、フランスの滞在歴が長いものの「帰化をしたくないから帰還した」との証言をしたとの事実もあった⁵³³（第五章三節 iii 参照）。帰還者と帰化者、ともに炭鉱地帯の中を移動しながら家庭を築きあげ、それぞれ家族の安寧を願うという思いは、変わりはないと推測される。詮ずるところ、彼らの行動を分けたのは、この家族での生活をどのように守ってゆくかという、各自の価値観にかかわる問題に収斂されるのではなかろうか。

なお、移動という運動に着目すれば、帰化を選択した者には、この先もベルギーとフランスの往還を続ける可能性が残されるが、帰化を選択した者は、両国の往還にひとまず区切りをつけたことを意味する。

⁵³³ AMAE, clB81/I, Enquête du Bourgmestre de Wiers (Province du Hainaut), le 21 septembre 1892.

図7-5 「帰化」 (1894年)

1894

LA NATURALISATION

CHANSON NOUVELLE EN PATOIS DE LILLE

*Chantée par la Société des Contrariants, établie chez Jules DESOUBRY, rue
Lallemand (Section d'Esquermes-Canteleu)*

AIR CONNU

REFRAIN

Mi j' cros bien qu' la France
N' va pas le r'fuser
D' faire eun' tolérance
Pour dev'nir français. } Bis.

Premier Couplet

Intre nous les étringers
Y faut faire un arrangement
Pou pouvoir pétitionner
Chétot à ch' gouvernement
Pour nous rester dins les villes
Et pour nous pu d'voir payer
On aura sin cœur tranquille
Quand on sera devenu français.

Deuxième Couplet

On vot ach'teur nos infants
Comme y étott' dévoué
Même on veyot tous les ans
L' tirage au sort augminté
J' cros bien que l' gouvernement
Qui veyot bien cha aussi
Que tous les infants d' flaminds
Qui veuttent servir l' pays.

Troisième Couplet

On vot ach'teur les fillettes
Même aussi les jeunes garchons
Y sont tellemint venus hoanêtes
Qui mélangent tous les nations
Infin si cha s'rot pour mi
On finirot avec cha
In nous fajant tertous unis
Même on nous fr'ot tous soldats.

Quatrième Couplet

Chés pour les pères de famille
Qu'auront point moyen d' payer
J' cros qu'aura eun' maison in ville
Uch' qu'on pourra s' présinter
J' cros même que l' gouvernement
Qui va même sin occuper
Pour intreprinte chés bonnes gins
Qui vourottent devenir français.

Cinquième Couplet

J' cros qu'on l'ra payer les riches
Tous cheux qui avott'nt de l' monnaie
Ch'est pour faire un sacrifice
A tous chés pauvs étringers
Pour mi, j' trouv' que cha s'rot bien
Si on d'viendrot tous unis
Pour nous définte l' drapeau
Cha s'rot l'honneur du pays.

Sixième Couplet

J' cros bien que l' gouvernement
Qui dot s' mett' cha dins l'idée
Si on avot les moyens
Tout d' suite on irot payer.
Si on a cheull' tolérance
D'écapper chou' gross' somm'-là
On ira servir la France
Vraimint comme des bons soldats

P. Verstracte.

Imp. ouvrière, G. DELORG, rue de Fives, 28, Lille

[出典] BML, 44186/1894/14, VERSTRAETE (Pierre), *La Naturalisation, chanson nouvelle en patois de Lille*, Lille, Imp. Ouvrière G. Delorg, 1894.

[註記] 北フランス（リール市）のベルギー移民家族の心情をリール方言（ピカルディ語）で歌っている。外国人は帰化したくとも高額の帰化手数料を支払えないとし、政府に救済を求めている。

VI. Je crois bien que le gouvernement / Qui doit se mettre ça dans la tête / Si on avait les moyens / Tout de suite on irait payer. / Si on a cette tolérance / D'échapper à cette grosse somme-là / On ira servir la France / Vraiment comme de bons soldats.

第四節 炭鉱都市における帰化をめぐる

本節では、炭鉱都市におけるベルギー人住民たちによるフランスへの帰化について、現地の住民たちはどのような態度を示したのか、あるいは、外部からはどのような反応が見られたのか、検証する。また、保留したままであった「ベルギー移民排斥事件」における炭鉱都市住民たちのナショナリズムの問題について、ここで改めて考察をこころみる。

i. 現地住民たちの態度

北フランスの炭鉱都市においてベルギー人の帰化申請を支援する動きがあったことについては前節（本章第三節 viii 参照）で簡単に紹介したが、ここでもう一度、取り上げることとする。

まずは、「事件」の取材に訪れたパリの高級紙『ル・フィガロ』の特派員が、炭鉱夫議員であり、パド=カレ炭鉱労働組合委員長でもあるバリにインタビューした以下の記事から見てゆこう。引用文中の発言は、バリによるものである（点線による強調は筆者）。

『ル・フィガロ』紙、1892年9月11日（日）付⁵³⁴

「組合は、ベルギー人に対して敵意は持っていません。組合の門戸はベルギー人にも開けているし、実際に多くのベルギー人が組合に加入しているのです。

目下の騒動は、ベルギー人たちを激しい不安に陥れています。ただ、そのような中でも、500名ものベルギー人が帰化しようとしているのです。少しばかり手間取っているのは、申請書類の多さからです。帰化の申請には、少なくとも11種類の書類を用意しなければならないのです。もし政府が手を尽くして処理を急いでくれるなら、年明け前には、北フランスの炭鉱地帯で働く4000名のベルギー人のうちの3分の2が、フランスに帰化することもありえるのです」

『ル・フィガロ』紙の取材に対してバリは、帰化申請の煩雑さ、特に書類の多さについて語っている。これについては、先に指摘したことでもある。また、炭鉱都市の「500名ものベルギー人が帰化しようとしている」こと、年明けまでには北フランス炭鉱地帯で働くベルギー人の3分の2が帰化することもありえるのだとも話している⁵³⁵。

翌日の同じく『ル・フィガロ』紙は、帰化申請書類の問題に関連して、パド=カレ炭鉱労働組合が支援に乗り出していることを伝えている。

⁵³⁴ Le Figaro, le dimanche 11 septembre 1892. » Le syndicat est si peu hostile aux Belges qu'il leur est ouvert et que beaucoup d'entre eux en font partie. / » Toutefois, le mouvement actuel épouvante les Belges à un tel point, qu'avant huit jours, cinq cents auront fait leur demande de naturalisation. Le retard provient uniquement du nombre de formalités à remplir ; pour être naturalisé, il ne faut pas moins de onze pièces. Si le gouvernement s'y prêtait, s'il allait plus vite en besogne, les deux tiers des quatre mille Belges qui travaillent dans nos mines se seraient fait naturaliser avant le 1er janvier. »

⁵³⁵ なお、パド=カレ県内の1892年と93年の実際の帰化総数は365名であり（図7-1参照）、北フランス炭鉱地帯で働くベルギー人の3分の2（およそ2666名か？）というのは随分と大げさである。ただし、発言中にある、帰化申請には「11種類の書類」を用意する必要があるという点については、正確である。

『ル・フィガロ』紙、1892年9月12日（月）付⁵³⁶

労働組合の活動は正当に評価しなくてはならない。帰化を申請するベルギー人に対して、組合は、書類の記入の仕方を指南しているのだ。さらには、帰化に必要な諸費用の一切についても肩代わりしている。今回の騒動の肯定的な側面として、フランスは市民の数を増加させることになるだと指摘できよう。

社会主義議員たち [バリとラマンダンのこと] は、今朝、身支度を整えている間だけで、およそ 40 通もの申請書類を受け取っていた。炭鉱夫たちは非常に子どくさんだと言われているから、われわれは、相当数の兵士を獲得することにもなるだろう。

上の記事では、組合が「書類の記入の仕方を指南」し、なおかつ帰化手数料まで肩代わりしていることを報じている。また、下院議員であるバリとラマンダンが、帰化を希望するベルギー人から申請書類を受け取り、取りまとめていることも明らかにされている。事実、本章で史料として使用した帰化申請書類の中には、議員の肩書きの入った名刺や、「この申請者についてできるだけ便宜をはかってほしい」との議員自筆による申し送りなどが、数多く残されていた⁵³⁷。

以上の記事からは、北フランス炭鉱都市の労働組合と地元選出の国会議員が、ベルギー人の帰化を積極的に後押ししていたことが浮かび上がる。だが、はたしてこれは組合と議員だけによる動きであったのだろうか。その他大勢の炭鉱都市の住民たちは、ベルギー人の帰化について、どのような態度を示していたのだろうか。これについて示唆を与えてくれるのが、以下のベルギー・ブリュッセルの日刊紙『ラ・ガゼット』の記事である。同紙も北フランスの炭鉱都市に特派員を送り、「事件」についての取材を行なっている。引用したのは、『ラ・ガゼット』紙の記者がバリにインタビューしたさいの会話である。なお、先に挙げた『ル・フィガロ』紙とこの『ラ・ガゼット』紙の特派員は、9月10（土）に地元入りしたバリに、それぞれ単独取材を行なっている。

『ラ・ガゼット』紙、1892年9月12日（月）付⁵³⁸

⁵³⁶ *Le Figaro*, le lundi 12 septembre 1892. Il faut rendre justice au syndicat. Il renseigne volontiers les Belges sur les formalités à remplir pour la naturalisation. Il prend tous les frais à sa charge, et l'agitation aura cet avantage que la France y gagnera des citoyens. / Ce matin, rien qu'en s'habillant, les députés socialistes ont reçu une quarantaine de demandes accompagnées de dossiers. Comme ces mineurs sont très prolifiques, ils nous vaudront un assez grand nombre de soldats.

⁵³⁷ 本章で使用した帰化史料の中からはバリの痕跡しか見いだせなかったが、これは、バリの選挙区であるランス・リエヴァン市の帰化申請を分析対象としたためだと考えられる。おそらく、ラマンダンの選挙区であるベチューニュー市などで提出された申請書類を抽出すれば、彼が便宜を図っていた痕跡も見つかるのではないだろうか。

⁵³⁸ *La Gazette*, le lundi 12 septembre 1892. « (...) Devant cette situation, les Belges qui sont ici depuis longtemps et travaillent au tarif du Syndicat, ont protesté comme nous. / « --- Ces Belges-là, les laisse-t-on tranquilles ? / « --- Malheureusement, non. On les a tous un peu confondus. Mais la plupart s'empresse de me remettre une demande de naturalisation, dont je leur donne un récépissé qui les met à l'abri. J'en reçois tellement que j'ai dû faire confectionner des formules imprimées. Depuis trois semaines j'en ai reçu deux cents ; aujourd'hui j'en ai déjà dix. / (...) / Mais il n'y a aucun parti-pris contre les Belges, et tous les jours on m'en amène en me disant : « Ça c'est un bon Belge, il faut le naturaliser. »

[バリ] 「(前略) このような状況下、この地に長く住み、組合賃金で働いているベルギー人は、我々と同じように抗議しています」

[記者] 「そのようなベルギー人たちは、フランス人住民たちからの攻撃の対象にはなっていないのですか？」

[バリ] 「いいえ、残念ながら。みな、ベルギー人を一緒にたにしてしまっています。ただし私のもとには、帰化申請書類を届けに、多くのベルギー人が来てくれています。彼らには受領証を渡すことにしているので、身の安全を確保するのに役立っていると思います。帰化の申請数は非常に多くて、受領証を印刷したくらいです。この三週間でざっと 200 通は受け取りました。今日だけでも 10 通です。

(中略)

住民たちは、ベルギー人に対して偏見はありません。連日、「こいつは良いベルギー人だから、帰化させてやってくれ」と言って、私のところにベルギー人を連れて来るくらいなのです」

記事の前半は、先に引用した『ル・フィガロ』紙が報じた内容とほぼ同じだが、追加の情報として、バリが帰化申請者に対して受領証を発行していたことが明らかにされている。ここまでするとは、まるで帰化申請の斡旋業者とみまごうほどの活躍ぶりである。そして、この記事の中でとりわけ注目したいのは、後半の一節、住民たちが帰化させたい「良いベルギー人」を連れてバリのもとを訪れている、との箇所である。ここからは、炭鉱都市の住民たちがベルギー人の帰化を歓迎していたことが、もうすこし踏み込んでいえば、ベルギー人の帰化を積極的に望んでいたことが、読み取れるのではなからうか。

ii. 祖国を愛する炭鉱労働者

では、炭鉱都市の住民たちがベルギー人の帰化を望む理由は、いったいどこにあったのだろうか。パ=ド=カレ炭鉱組合は、なぜ、ベルギー人の帰化申請の手続きを支援したのだろうか。何のために、炭鉱夫議員は帰化申請の書類を取りまとめ、審査が迅速に進むよう一筆したためたのだろうか。そもそも、「ベルギー移民排斥事件」のさなかに、ベルギー人の帰化を促すことは、炭鉱都市の住民たちにとって、矛盾はなかったのだろうか。

これらの問いについて考える手がかりとして、『ル・レヴェイユ・ドュ・ノール』紙に掲載された一通の投書に注目したい。投書の送り主は、「祖国を愛する炭鉱労働者の会(groupe important d'ouvriers mineurs patriotes)」という、いささか身構えたくなるような名称の団体である。『ル・レヴェイユ』紙はパ=ド=カレ炭鉱労働組合の機関紙であることから、この「祖国を愛する炭鉱労働者の会」なるものは、パ=ド=カレ炭鉱労働組合の組合員たちか、あるいは組合に近い立場にあったものから構成されていたと推測される。

『ル・レヴェイユ・デュ・ノール』紙、1892年9月2日（金）付⁵³⁹

拝啓

祖国を愛する炭鉱労働者の会の名において、貴社の紙面に次の提案を掲載して頂きたくお願い申し上げます。

リエヴァン、ランス、そしてヴァンダンでの嘆かわしい出来事（正当な苦情を申し立てたまでのことだったのだが）をくり返さないためにも、（中略）、我らがバリ代議員におかれましては、国籍法に以下の三条項が付加されるよう、次期国会にて緊急法案を提出いただけましたら誠に幸甚に存じます。

1、フランスで出生したすべての者はフランス人とする。

2、フランスでの滞在が2年～5年（より短期間となることが好ましい）になる者も、すべてフランス人とする。ただし、出身国で体刑ないし加辱刑を科された者は除くこととする。

3、上記の二つの条項が適用された者は、いかなる理由であっても、フランス国籍を拒否することはできない。これらの者は、兵役および「フランス人」に課されるすべての義務をはたさなくてはならない。これらの者はまた、フランス人に与えられたすべての権利を享受することができる。ただし、被選挙権は10年以上の滞在歴を必要とする。

（中略）

なによりも重要なことは、フランス人と外国人との間にある、不快きあまりない格差を是正する法制度が策定されなくてはならないのです。これは、国民労働保護の問題の解決にもつながることでしょう。この法律の適用を拒みたくば、帰国するほか外国人には選択肢はないのです。

敬具

祖国を愛する炭鉱労働者の会より

この投書の主旨は、下院議員であるバリに、国籍改正法案の提出を請うものである。そして、その改正案とは、「フランスで出生した者」、およびフランスに数年来暮らす者は「すべてフランス人」とし、「いかなる理由があっても、フランス国籍を放棄すること

⁵³⁹ *Le Réveil du Nord*, le vendredi 2 septembre 1892. Monsieur, / Permettez-moi, au nom d'un groupe très important d'ouvriers mineurs patriotes, de venir réclamer l'hospitalité des colonnes de votre estimable journal pour émettre l'idée suivante ; / Afin de prévenir le retour des trop justes plaintes et des incidents regrettables qui se sont produits à Liévin, à Lens et à Vendin, (...), le citoyen Basly, notre vaillant député, ne pourrait-il pas, à la rentrée des Chambres, réclamer d'urgence l'addition à la loi sur la nationalité des articles ci-dessous : / 1. Tout individu né sur le sol français est français. / 2. Tout individu ayant un, deux, trois, quatre, cinq ans au plus (le plus court délai possible) de résidence en France est également français, s'il n'a subi, dans son pays d'origine, aucune condamnation à une peine afflictive ou infamante. / 3. Les individus visés dans les deux articles ci-dessus ne pourront jamais, sous aucun motif, répudier la qualité de français et seront soumis à toutes charges militaires et autres incombant à tous les Français. Ils jouiront aussi de tous les droits attachés à cette qualité, moins l'éligibilité, pour laquelle le délai de résidence devra être d'au moins 10 ans. / (...) / L'essentiel, c'est, à notre avis, que ces mesures mettraient fin à toutes les inégalités choquantes qui existent depuis toujours entre français étrangers. Ce serait sans doute aussi le meilleur moyen de résoudre la question de la protection du travail national. Les étrangers qui ne voudraient pas se soumettre à cette loi, n'auraient qu'à retourner dans leur pays d'origine. / Dans l'espoir que vous voudrez bien publier la présente lettre dans l'un de vos plus prochains numéros, nous vous prions d'agréer, ... / Pour un groupe important d'ouvriers mineurs patriotes.

はできない」とするものであった。当時施行されていた 1889 年の国籍法（第三章三節参照）よりも、極端なまでにフランス国籍の適用範囲を広げたものとなっている。意図してのことか、あるいはまったくの偶然か、この投書記事で示された素案は、フランス革命期に発布された 1791 年憲法が規定する「フランス市民」の定義との類似が認められる⁵⁴⁰。だがここで、法文解釈について議論したいわけではなく、もっと単純に、これを提案した「祖国を愛する炭鉱労働者」たちの視点に立って考えをめぐらせてみるならば、彼らの法案からは、自分たちと同じようにフランスで生まれた者、あるいは、自分たちと一緒に数年間フランスで暮らした者は、自分たちと同じフランス人であると見なすという、彼ら独自の「フランス人意識」のあり方というものを、読み取ることができるのではなかろうか。投書の最後には、このような法改正を求める理由として、「フランス人と外国人との間にある、不快きあまりない格差を是正する」ためだとも説明されている。そして、フランス人と外国人の格差として彼らの念頭にあったのは、投書にも言及のある、兵役の格差——フランス人は兵役を課されるのに、外国人（ベルギー人）にはそれが課されない——が最たるものであったのだと、推測される⁵⁴¹。

このように考えると、炭鉱都市の住民たちがベルギー人の帰化を望む理由は、ベルギー人が有利となり、フランス人が不利となる格差を是正したかったからだ、理解されよう。また、パ=ド=カレ炭鉱労働組合は、ベルギー人労働者がフランス人労働者と同等となるよう、ベルギー人の帰化申請の手続きの支援をしたのではなかったか。炭鉱夫議員たちは、すべての労働者が法のもとで平等であるよう、ベルギー人の帰化申請の書類を取りまとめ、審査が迅速に進むよう便宜を図ったのではなかろうか。そして、投書の末尾には、「フランスへの帰化に応じられないならば、帰国するしかない」と明言しているように、「ベルギー移民排斥事件」のさなかに、ベルギー人の帰化を促すことは、炭鉱都市の住民たちにとって何ら矛盾はなかったのだと、理解されよう。

そもそも「ベルギー移民排斥事件」という名称は、1892 年に北フランスの炭鉱都市で起こった出来事のひとつの側面だけしか捉えていないことは、これまで何度も繰り返し述べてきた。だがそれにしても、炭鉱都市の住民たちがベルギー移民の帰化を望んでいたという事実は、「事件」に新たな——ややもすれば根本を覆すような——意味を与えることになるだろう。「排斥」という語感からは、異質なものを集団内から排除するというイメージが思い浮かぶ。本論でもこのイメージに引きずられ、炭鉱都市の住民たちは異質性をおびたベルギー人を排除したと、第四章の結論部ではひとまず理解した。しかし、そ

⁵⁴⁰ Constitution des 3-14 septembre 1791, Titre II. 「フランス市民 (citoyens français)」とは、「フランス人を父としてフランスで生まれたもの」、および「外国人を父としてフランスで生まれたもの」と定義し（第 2 章 2 条）、フランスに 5 年間居住すれば宣誓によりフランス市民となると定めている（第 2 章 3 条）。この 1791 年の国籍規定は、近代以降のフランスの国籍法のなかで、最も「寛容」であったと評されている。そして、1791 年法と、「祖国を愛する炭鉱労働者の会」が提案する国籍条項の最大の違いを挙げるならば、前者は、フランス市民となることを望むものに国籍を与えたのに対し、後者では、望むと望まないに国籍を与え、拒否することができないとした点である。

⁵⁴¹ 第四章および第六章で示したように、パ=ド=カレ炭鉱労働組合は、ベルギー人の方が炭鉱会社から優先的に雇用されていると（真偽のほどは分からないが）主張しており、労働市場におけるベルギー人の優遇も、格差のひとつとして捉えられていたとも考えられる。

のまさに第四章で示した炭鉱都市の住民たちの行動と態度は、ベルギー人がもつ差異を是正し、包摂しようとしたものだったとも、理解されはしないだろうか⁵⁴²。

19世紀末の「移民排斥事件」を分析対象とした従前の研究では、これとはまったく逆に、フランス人は外国人との差異をつくりだすために、外国人に対して暴力を行使したのだと説明されてきた。1870～1914年にかけてフランス各地で発生した「移民排斥事件」を分析したドルネルの研究では、フランス人労働者と外国人労働者はともに社会の底辺で辛酸をなめていたとしたうえで、フランス人労働者にとって外国人労働者を排斥することは、外国人と「同じであることへの拒否(*refus de la ressemblance / négation d'une égalité*)」であり、暴力をふるうことで差異をつくりだし、外国人よりも優位に立とうとしたのだと、また、フランス人労働者たちは外国人を排除することをあくまでも希求していたのだと、指摘している⁵⁴³。1893年に南仏エグ=モルト市の塩田で起きたイタリア移民排斥事件を分析したノワリエルも同様に、エグモルトに集まった労働者たちはデュルクムが規定する「アノミー」状態にあったと位置づけ、この状態から抜け出すために、フランス人労働者はイタリア人労働者に暴力を行使したのだと主張している⁵⁴⁴。しかし、本論が分析対象とした北フランス炭鉱都市のフランス人とベルギー人では、少なくとも兵役義務にかんしてはベルギー人の方が優位な立場にあり、フランス人住民たちはそのようなベルギー人をはなから排除するのではなく、両者の「差異を拒否」し、ベルギー人をフランス人化させることで「平等となることを希求」していたのだと、理解されよう。

また加えてノワリエルは、先の論考の中で、社会の底辺にいる者ほど、排外的な愛国主義(*chauvinisme*)に傾倒していたのだ、とも指摘している⁵⁴⁵。フランス人であることに誇りをもつことが、底辺におかれた者にとって自尊心を守るための唯一の方策だったからだとの主張である。だがはたして、19世紀末の北フランスの炭鉱都市のフランス人住民たちに、この指摘はあてはまるだろうか。彼らははたして、排外的な愛国主義者であったと言えるのであろうか。

本論第六章では、ベルギーとフランスの新聞紙上において、1892年に北フランス炭鉱都市で起きた「ベルギー移民排斥事件」は、時として愛国主義(*chauvinisme*)と結びつけて——フランスの国益や国境の安全というテーマとともに——語られていたことを指摘した。翻って、炭鉱都市の住民たちの愛国心が、ここでは問題となるわけだが、再度、上に引用した投書にもどり、とりわけこの投書の差出人が「祖国を愛する炭鉱労働者

⁵⁴² 本論ではすでに、第二章四節のまとめにおいて、炭鉱都市は同調圧力が高い空間であり、住民たちは互いに結束を確かめあい、内部での差異を否定し皆が同質であることを指向しているのではないかと、との見解を示唆していた。また、第四章においては、「事件」におけるフランス人労働者たちの行動パターンが、ストライキにおける行動様式——とりわけストライキ破りに対する仕打ち——と似通っていると指摘し、フランス人労働者たちの行為は表面的にはベルギー人労働者たちに対して敵対的ではあるが、その心理の奥底では、スト破りに対してもそうであったように、ベルギー人労働者たちに「自分たちと同じであること」を求めているのではないかと示唆していた（第四章三節 i 参照）。本章で明らかにされた帰化についての炭鉱住民たちの行動や態度は、これを裏付けることになるだろう。

⁵⁴³ DORNEL (Laurent), *op. cit.*, pp.108-109. ドルネルはまた、「外国人排斥は、社会からの脱落への恐怖(*peur du déclassement*)のあらわれであった」とも表現している。Cf., *Ibid.*, p.323.

⁵⁴⁴ NOIRIEL (Gérard), *Le massacre des Italiens...*, *op. cit.* pp. 64-69.

⁵⁴⁵ *Ibid.*, pp.257-259.

(ouvriers mineurs patriotes)の会」と名乗っていたことに注目したい。この手紙を送った炭鉱労働者たちは、自らを形容するさい、パトリオットという言葉を用いていた。日本語では「愛国的な」とも訳せるが、この語がパトリ (patrie / 祖国) から派生していることを考慮して「祖国を愛する」とする訳語を採用した。要するに、彼らは祖国愛／愛国心 (patriotisme)があることを自認していたのは明白なのだが、では、彼らが愛する祖国とは何を意味したのだろうか。別の言い方をすれば、彼らの帰属意識は、どこにおかれていたのだろうか。むろん、彼らの投書にはフランスの国籍問題について触れられているのだから、フランス国家に所属する意識は当然あったことになる。しかしながら、北フランス炭鉱都市の住民たちは国家という枠組みだけでなく、いや、むしろそれ以上に、自分たちが生活する空間の中で自らを捉える傾向が強く、住民たちの行動や態度は、その空間内の独自の価値観、独自の思考にもとづいていたのだと、本論の第一部では読み解いてきた。そうであるならば、おそらく、彼らはナショナルとローカルなレベルでのアイデンティティを同時に持ち合わせており、彼らが愛する祖国には、炭鉱都市というローカルな意味合いも多分に含まれていたと、理解されるではなかろうか。また、本節で新たに指摘したように、彼らは自己の優越性を示すために排除したわけではなく、自己の劣等性を認め内に取り込もうとする態度を見せていたことを考えあわせるならば、19世紀末の炭鉱都市のフランス人住民たちの愛国心とは、排外的な愛国心(chauvinisme d'exclusion)では決してなく、さしずめ、包摂的な祖国愛(patriotisme d'inclusion)とでも呼べるものであったと、解釈できるのではなかろうか。

iii. 外部からの反応

北フランスの炭鉱都市におけるベルギー人住民たちによる帰化について、フランスとベルギーの新聞紙上ではどのような反応があったのかについても、検討を加えておこう。

フランスの経済専門紙である『レコノミスト・フランセ』の1892年9月24日(土)付の紙面には、フランス政府は外国人の帰化を促進すべきとの、同紙編集主幹であるルロワ=ボーリユーの記事が掲載されている。この記事はすでに本論で引用していたのだが(第六章三節iiのc参照)、再度、読みなおせば、あくまでも経済自由主義の立場から、フランスの経済発展のためには外国人移民を積極的に受入れるべきとの主張であり、炭鉱都市の住民たちが意図したベルギー人の帰化とは、若干ニュアンスを異にする。とくに、『レコノミスト』紙は、フランス人であれ外国人であれ、労働の自由は守られるべきとの、労働市場の自由化に賛成する立場であったが、炭鉱夫議員やパ=ド=カレ炭鉱労働組合は、逆に、国民労働の保護を求めている。だが、いずれにせよ、本論で史料としたベルギー・フランスの新聞各紙を読んだ限りにおいて、ベルギー人の帰化について肯定的に捉えていたのは、この記事のみであった。

では、他ではどのような反応があったのだろうか。実は「ベルギー移民排斥事件」のさなかに、ベルギー人がフランスへ帰化していたことを伝える記事自体が小さな扱いであったせいか、反響もさして多くはなかった。そのような中、北フランス炭鉱都市での帰化問題に関心を向け、精力的に取材を続けたのが、先ほどから引用している『ル・フィガ

口』紙である。同紙は、とある（匿名を条件として取材したとのこと）炭鉱会社の支配人の談話として、以下のような言葉を伝えている。

『ル・フィガロ』紙、1892年9月13日（火）付⁵⁴⁶

「（前略）社会主義議員たちがベルギー人を帰化させて何を企んでいるのか、あるいは、ベルギー人のかわりにフランス人を雇うよう強硬姿勢をとる裏に何かあるのか、分かりきっています。彼らは、次の選挙で得票数を増やすことを狙っているのです。」

この一節からは、炭鉱会社としては、炭鉱夫議員たちがベルギー人に帰化を勧めることについて、翌年にひかえた選挙（下院議会選挙）で有権者を増やすためだと（帰化すると被選挙権は10年間認められないものの、選挙権はただちに得られる）、批判的に見ていたことが読み取れる。この『ル・フィガロ』紙に掲載された炭鉱会社支配人へのインタビュー記事は、フランス・ベルギー両国の複数の新聞に転載され、炭鉱夫議員たちがさも有権者の気を引こうと躍起になっているとの印象を広めることに一役かったのだが、ベルギー人による帰化という行為については、各紙とも特段反応は示していない。北フランス炭鉱都市でのベルギー人の帰化は取るに足らないトピックであったのか、あるいは、対応に苦慮していたのか、判断する手だてはない。

もっとも、ベルギー人の帰化について、両国の新聞の反応が小さかったとはいえ、はっきりと、この北フランスの炭鉱都市における帰化の動きに拒絶反応を示した人びとが存在した。またもや、『ル・フィガロ』紙からの引用である。同紙の記者は、今度はブリュッセルに赴き、在白フランス商工会議所の会頭であるロランド(Charles Rolland)に取材を行なっている。以下は、北フランス炭鉱都市での騒動について問われたさいの、会頭のコメントである。

『ル・フィガロ』紙、1892年10月5日（水）付⁵⁴⁷

「職を失いたくなくばベルギー国籍を棄て、フランス国籍を取得するよう、ベルギー人労働者に強要しているとは、まったく忌まわしく、恥ずべきことです。ベルギー人労働者は、国家間の条約にもとづき、フランスに滞在しているのですから。これはベルギーで暮らす私たちフランス人同胞とて同じことです。」

（中略）フランス国籍を放棄するくらいなら、私たち[在白フランス人]は破産を選びます。私たちにとって、ランスやリエヴァンのベルギー人労働者は他人

⁵⁴⁶ Le Figaro, le mercredi 13 septembre 1892. » Il n'est pas difficile de se rendre compte de l'intérêt qu'ont les députés socialistes à faire naturaliser les Belges ou à nous contraindre à les remplacer par des Français. Ils veulent s'assurer des voix pour les prochaines élections. »

⁵⁴⁷ Le Figaro, le mercredi 5 octobre 1892 Il est odieux, il est indigne, de la part de Français, de vouloir contraindre des ouvriers belges à abdiquer leur nationalité en optant pour la France, ou à perdre leur pain. C'est sur la foi des traités que ces ouvriers belges sont allés en France, comme nos compatriotes sont eux-mêmes venus en Belgique. / (...) Aujourd'hui encore, nous consommerions nous-mêmes notre ruine plutôt que d'abdiquer notre qualité de Français. C'est pourquoi, nous mettant à la place des ouvriers belges de Lens et de Liévin, nous éprouvons un serrement de cœur quand nous voyons de pareils faits se produire dans notre pays de France.

事ではありません。我がフランスで帰化の強要が行なわれているとは、胸が塞がれる思いです。」

在白フランス商工会議所会頭は、同じく異国で暮らす者として、北フランスのベルギー人労働者に同情を寄せつつも、ベルギー人の帰化をめぐる動きについては、断固として反対の姿勢を示している。このロランドをはじめ商工会議所の会員たちは、ベルギーに長期にわたり滞在しており、もし、ベルギーで同じような事が起こったならばとの、危機感があったのではなかろうか。だがそれにしても、「フランス人であることを放棄するくらいなら、破産を選ぶ」とは、当時の在外フランス人のフランス国籍にたいする執着の強さというものを、かいま見ることもできるだろう⁵⁴⁸。

さらに、フランドル主義団体主催による「ベルギー移民排斥事件」についての抗議集会が、10月、ブリュッセルにおいて開催されたのだが、そのさい、フランスにおいてベルギー人労働者が帰化を迫られていることについて抗議する旨の声明が、決議されている⁵⁴⁹。なお、付言すると、当時のフランドル主義者(flamingant)は、ベルギー国内でのフラマン語の擁護推進運動を展開していたのだが、今日のフランドル主義とは異なり、ベルギーの分裂をめざすものではなかった。むしろ逆に、19世紀末頃には、ベルギー南部のワロニー地方（ベルギー経済の中心）がフランスに併合されるとのうわさがまことしやかに囁かれており⁵⁵⁰、フランドル主義者たちはベルギーの独立性を固守すべく、反仏キャンペーンを実施していた⁵⁵¹。フランドル主義団体がフランスでへの帰化を反対する背景には、この様な状況も関係していたものと考えられる。

在白フランス商工会議所にしろ、フランドル主義団体にしろ、それぞれ（ベルギー）社会におけるマイノリティとして、先のノワリエルの言葉に倣うなら、「自らの尊厳を守る」がゆえに、帰化について拒絶反応を示したのだと、理解されるのではなかろうか。

*
* *

⁵⁴⁸ 今日、財をなしたフランス人大企業家が、税金対策のためにこぞってベルギー国籍を取得したがるのとは、大きな違いである。

⁵⁴⁹ *La Réforme, La Gazette, Le Patriote, Le Calais, Le Figaro* (24/10/1892), *Le Peuple, La Gazette de Mons, Le Courrier du Pas-de-Calais, L'Écho du Nord, Le Réveil du Nord* (25/10/1892), *L'Avenir d'Arras et du Pas-de-Calais, L'Indépendant du Pas-de-Calais* (27/10/1892).

⁵⁵⁰ フランスとベルギー・ワロニー地方の併合問題については、LENTACKER (Firmin), MACHU (L.), «Un rapport sur les relations diplomatiques franco-belges de 1871-1898», *Revue du Nord*, tome XLIX, n°173, janvier-mars 1962, p.100.を参照。

⁵⁵¹ なお、フランスの新聞各紙は、このフランドル主義団体のことを「ガリア人嫌い(gallophobie)」だと批判している。

「ベルギー移民排斥事件」の渦中にあった炭鉱都市の住民たち——フランス人住民たち、ベルギー人住民たち——は互いに、いかに向き合い、どのように折り合いをつけたのか。最後に、この点について考察を加えることで、本章、および本論第二部のまとめとしたい。

まずは、炭鉱都市のフランス人住民たちのとった行動と態度を、振りかえってみよう。第四章では、フランス人住民たちはベルギー人住民のなかに異質性を見だし、それを排除しよう（炭鉱都市から追い出そう）と試みたのだと、読み解いた。だが同時に、第七章では、フランス人住民たちがとった行動と態度には、ベルギー人がもつ差異を是正し、自らの内に取り込もうとする（フランスに帰化させようとする）意味も含まれていたのだと、指摘した。さらに、パド=カレ炭鉱労働組合の活動に目をむけると、労働者たちの要望をとりまとめ、炭鉱会社と交渉を重ねるとともに、ベルギー人たちの帰化を支援していたことが明らかとなった。炭鉱夫議員たちも、炭鉱都市の住民たちの不満に耳を傾け、受刑者に恩赦が認められるよう法務大臣と掛け合うとともに、ベルギー人の帰化が迅速に処理されるよう、これもまた法務省にはたらきかけをしていた。

炭鉱都市の現地住民たちの望みのひとつは、ベルギー人との不平等感の解消にあったと考えられ、ベルギー人の帰還と帰化がすすむにつれ、「事件」は終息に向かっている。さらに、兵役義務（28 日間の義務）をおえた者たち、あるいは受刑者たちに恩赦が認められ、それぞれが家族のもとに帰り着き、解雇者にお再雇用が認められると、炭鉱都市はすっかり平穏な日常を取り戻している。住民たちが一丸となり内部の差異=不平等を否定し、同質=平等であることを求めるのは、言わば同調性が高い北フランスの炭鉱都市ならではの発想であったと、理解されるであろう。また、その平等を確保するために、帰化という法的手段に訴えるというのは、中央政界にまで議員を送りだし、他業種と比較して先進的な法的優遇措置を享受していた、これもいかにも北フランスの炭鉱労働者らしい対処方法であったと、頷けるのではなかろうか⁵⁵²。

一方、ベルギー人たちの行動に目を向けると、ベルギーへと家族で帰還する者たちがいる一方で、フランスへと家族で帰化をする者たちもいた。帰化の要件として、最低でも 10 年の滞在歴が必要なことから、短期滞在者と長期滞在者とで、帰還と帰化の選択が分かれたとも理解されるが、長期滞在者でありながらフランスに帰化したくないと帰還した事例もあり、ベルギー移民たちはそれぞれが、国境を越えることで生じる損益を勘案しつつ、主体的に自らの国籍——フランス人となるか、ベルギー人のままでいるか——を選択し、自らを所属させていたものと考えられる。また、一度ベルギーに帰還しても、再びフランスに舞い戻る動きも観察できた。これもまた、ベルギー移民たちによる主体的な選択の結果であったと、捉えることができるだろう。

ところで、北フランスの炭鉱都市で「ベルギー移民排斥事件」が発生してからちょうど一年と二日後の 1893 年 8 月 17 日、今度は、南フランスのエグ=モルト市で「イタリア移民排斥事件」が発生した。この南仏での「事件」をうけて、フランス内務省は急遽各

⁵⁵²兵役中に家族の収入が途絶えることも、フランス人住民（とりわけ女性）たちの不満のたねとなったのではないかと指摘したが、「事件」後、兵役期間中の家族への手当てとして、共済組合基金から補償金が新たに支給されることとなった（第三章一節 ii 参照）。この点においても、炭鉱都市の住民たちは法制度的な解決を図っていたことが見てとれるだろう。

県の知事に対して、県内の外国人労働者の数を報告するよう、通達を出している⁵⁵³。下の表 7-11 は、この通達にもとづいて作成されたパ=ド=カレ県内の炭鉱会社——なかでも、1892 年に「ベルギー移民排斥事件」が波及した炭鉱会社——における外国人労働者数の内訳である。1892 年の「事件」のさなか、北フランス炭鉱都市の住民たちのなかで、排除（帰還）と包摂（帰化）が遂行されたわけだが、ベルギー移民が完全に排除／包摂されたわけではなく、なおも異質性をおびたベルギー人を内包し続けていたことが、この表からは見てとれる。

表 7-1 1 パ=ド=カレ県の主要炭鉱会社における外国人労働者数（1893 年）

	フランス人労働者	外国人労働者	外国人比率
クリエール炭鉱	4883	238	4.6%
リエヴァン炭鉱	3072	191	5.9%
ランス炭鉱	7606	701	8.4%
オストリクール炭鉱	589	106	15.3%
ドロクール炭鉱	1076	429	28.5%
合計	17226	1665	8.8%

〔出典〕 ADPdc, M4422, *Conflits entre ouvriers de nationalités étrangères et français*, 1893 ;

M1815, *Compagnies houillères de Pas-de-Calais*, 1893.より筆者作成。

以上のように、1892 年の「ベルギー移民排斥事件」のあと、北フランスの炭鉱都市のベルギー人とフランス人は、あたかも何事もなかったかのように、日常生活を再開させている。では、「事件」の前と後とでは、はたして何も変わらなかったのだろうか。いや、一見すると何も変わっていないようだが、少なくとも「事件」を契機として、大がかりな人の入れ替わりが——一部のベルギー人はフランスから去り、一部のベルギー人はフランスへと帰化し、そして新たなベルギー人の到着が——起こっている。人は移動する事で、多様性、あるいは異質性を発見し、また新たな関係が結ばれる。北フランス炭鉱都市では、フランス人とベルギー人が出会うことで差異が見いだされ、それがひとつの引き金となり衝突が起き、その渦中で各々が取捨選択（例えば帰還や帰化）を迫られ、各々が自分自身と、あるいは家族や隣人や職場の仲間といったさまざま人びととの間で折り合いをつけることで、また新たな関係が——「われわれ」と「彼ら」とを分ける新たな境界が——創られたのではなかろうか。

なお、第一次大戦勃発前夜まで、北フランスの炭鉱都市では相変わらずフランス人とベルギー人とが共に肩を並べて生活してゆくのだが、ベルギー移民に対する「排斥事件」が再び発生することはなかったことを、最後に言い添えておこう。

⁵⁵³ 1893 年 8 月 8-9 日には、ちょうど「フランスにおける外国人の滞在と国民労働の保護にかんする法律」が制定されたばかりであった（第三章二節 ii 参照）。内務省が外国労働者数の把握に乗り出した背景には、この法律の導入も少なからず関係していたものと考えられる。

終章 差異の所在

« Il faut savoir terminer une grève dès que satisfaction a été obtenue. »

Maurice Thorez⁵⁵⁴

本論「19 世紀フランスにおけるベルギー移民と差異の所在」では、19 世紀北フランスの炭鉱都市に労働と生活の場を見出だしたベルギー移民と、共に暮らしていたフランス人との関係について検討してきた。最後に、本論で析出されたフランス人とベルギー移民との差異の所在について総括したうえで、1892 年の「ベルギー移民排斥事件」を歴史的文脈のなかに位置づけるとともに、本論で得られた知見を整理し今後の課題と展望を探ることで、全体の結びとしたい。

i. ベルギー移民とフランス人との差異の所在

19 世紀の北フランス炭鉱都市に暮らしたフランス人とベルギー移民は、お互いをどのように認識していたのだろうか。一見すると同じに見える彼らに、はたしていかなる違いがあったのか。本論では、差異の所在をひとつの指標としながら、両者の関係性について検討を重ねてきた。

北フランスの炭鉱地帯には労働者都市と呼ばれる、炭鉱会社により計画的に建設された都市が田園地帯に出現し、フランス国内からだけでなく、国境を越えたベルギーからも、労働と生活の場をもとめ多くの人びとが移住してきていた。これらの新しい都市へと流入したフランス人とベルギー人の移動は、それぞれ国内移動と国家間移動とに分類されるが、多くはベルギーとフランスに跨がる炭鉱地帯の同じ風景の中を移動し、同じ言葉を話し、同じ炭鉱にまつわる生活文化や時間を共有していたこと、それはつまり、北フランス炭鉱都市の日々の暮らしにおいて、フランス人とベルギー移民の間に表立った差異はなかったことが、第一章および第二章において確認された。続く第三章では、1880 年代よりフランスでは労働法、社会保障制度、徴兵法、そして国籍法の整備・改正が相次いだこと、そして、そのうちのいくつかの法制度は、国民と外国人を差異化する方向性を有していたことが指摘された。ただし、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて、北フランスの炭鉱都市のフランス人住民とベルギー移民との間で、それらが生み出す差異が実際にどの程度認識されていたのかについては、法令文の分析からだけでは限界があり、具体的に把握す

⁵⁵⁴ THOREZ (Maurice), le 11 juin 1936.

ることはできなかった。そしてまた、第一部で行なってきた 19 世紀北フランス炭鉱都市の「日常」の分析も、ここまでが限界であった。

そこで第二部では、炭鉱都市の「非日常」として、1892 年 8 月に発生した「ベルギー移民排斥事件」に着目し、そこから——「事件」で表出された彼らの感情を読みとることで——ベルギー移民とフランス人住民の差異についての認識を探ろうとこころみた。

「事件」にかかわった炭鉱都市のフランス人住民たちの言い分によれば、ベルギー人は炭鉱会社の雇用において優先され、兵役も免除されていると主張しており、職場において、あるいは法律や制度の上での不平等な扱いについて不満を抱いていたことが明らかとなった（第四章）。前章では、法制度による差異が炭鉱都市での生活にどれほど顕在化していたかについては踏み込むことができなかったが、これでフランス人住民たちが感じとっていたベルギー移民との差異のあり様が具体的に解明されることとなった。さらに第一部での分析結果にもとづけば、炭鉱都市という閉ざされた空間にあったからこそ、住民たちは差異に対してより鋭敏な感覚を持ちえたのだと、指摘することもできるだろう。

他方、同じ「事件」の渦中にあったベルギー人住民たちの行動は、主にふた手に分かれた。一方では、ただちに家財道具をまとめ、家族とともにベルギーへ帰還することを選び、もう一方では、フランスに踏み留まり、なかには家族そろってフランスへの帰化を選択する者たちもいた（第五章および第七章）。ただ、いずれにせよ、ベルギー人たちはもっぱら家族との安定した生活をもとめて、それまで築きあげてきた人間関係（家族や隣人関係）を斟酌するとともに、フランス＝ベルギー間の国境が生み出す差異——労働・生活条件の格差、治安状況の差など——を総合的に見極めながら、帰還、あるいは帰化の選択を自覚的に行っていたのだと理解された。

また、ベルギー人の帰化をめぐるのは、炭鉱都市から選出された下院議員をはじめとして、パ＝ド＝カレ炭鉱労働組合、そして地元フランス人住民たちまでもが、積極的にこれを後押ししていたことが判明した。19 世紀のフランスで発生した移民排斥事件を分析した従来の研究では、フランス人労働者が外国人労働者に暴力を向けたのは、外国人よりも優位に立とうとする行為——フランス人が外国人との間に差異を生み出そうとした行為——であったのだと、捉えられてきた。だが、北フランス炭鉱都市の事例からは、それとはまったく逆に、フランス人住民たちはベルギー移民との差異を否定し、皆が同質であろうと指向していたのだと理解された。このような逆転現象が観察された背景には、やはり炭鉱都市という、同調をうながす空間のあり方が、少なからず住民たちの行動や態度に影響していたものと考えられよう。

なお、第六章では、1892 年の「ベルギー移民排斥事件」を報じたベルギーとフランスの新聞の言説分析を行ない、地理的・政治的立ち位置などにより、両国の新聞が論点とするところ、あるいは「事件」の解釈には差異があったことも指摘した。

ii. 「ベルギー移民排斥事件」をめぐる時間性

以上に示唆したフランス人とベルギー移民との差異の所在をふまえた上で、1892 年に北フランス炭鉱都市で発生した「ベルギー移民排斥事件」を、近現代史の文脈のなかで捉えると、どのようなことが指摘できるだろうか。

フランス革命で生まれた国民国家は、出身階層が何であれ、出身地がどこであれ、共和国の理念に賛同し、それを担う意思があるすべてが、法的に平等な国民となりうる国家であると了解される。少なくとも、革命家たちはそうであることを希求していた。しかし現実には、革命後すぐにすべての人びとが政治的当事者能力をもてたわけではなく、選挙権が認められた能動的市民(citoyen actif)と、それが与えられない受動的市民(citoyen passif)とに区別された。19世紀のフランスは、紆余曲折をへながらも、革命家たちが切望したような、すべての市民が意思を表示することができ、すべての市民が国のゆくすえを担う、つまりは、すべての市民が「国民」となりうる、そういった社会の実現をめざして進んでいたと見ることができるだろう。そしてそれは、第三章で検証した度重なる国籍法の改正や、選挙制度、あるいは労働、徴兵をめぐる法制度の変遷——男子普通選挙制、職業組合法、一般兵役制などの実現——からも読み取ることができる。ところが19世紀末になると、福祉国家への萌芽があらわれてくるなかで、逆の現象が生まれることになった。すなわち、国民は受益者であるとの、新たな位置づけがあたえられるようになったのだ。これも、同じく第三章で扱った社会保障をめぐる法制度の変遷——共済組合や退職・老齢年金の設置など——から読み取ることができるだろう。特に炭鉱労働者たちは、他の業種に先駆けて特別な優遇措置——鉱山における労働基準、鉱夫保安委員制度、鉱山労働者の強制加入制度など——が講じられており、受益者であるとの自覚は早くから芽生えていたものと考えられる。そして、本論が分析対象とした1892年の北フランス炭鉱都市での「ベルギー移民排斥事件」は、さしずめ、こうした国民国家から福祉国家へ重心を移そうとする過渡期に起きた出来事だと、位置づけることができるのではあるまいか。

19世紀半ばより北フランスの炭鉱都市は、ベルギー=フランスを東西に横切る石炭鉱脈地帯内を人びとが移動することで、驚異的な発展をとげてきた。日常生活を営む上で、当初、炭鉱都市のフランス人とベルギー移民との間に、特段、差異は知覚されずにいたものと考えられる。だが、19世紀末、国民国家から福祉国家へと移行してゆくはざまにあって、両者の差異が、とりわけ国境を越えることで生みだされる差異が、少しずつ露見しはじめることとなった。1892年の「ベルギー移民排斥事件」は、炭鉱都市の住民たちがこの差異をいち早く直感的に感じ取り、常日ごろの行動様式にのっとり、補正をこころみたのだと理解される。「事件」をきっかけとして、炭鉱都市では、ベルギー人の帰還と帰化——排除と包摂——がうながされ、また新たな、ベルギーからの人の移動を呼び起こした。「事件」は、炭鉱都市の住民相互の関係性に再考をうながし、また新たな、人と人の結びつきが生まれる契機をも孕んでいた。それはつまり、「われわれ」と「彼ら」の境界は固定されたものではなく、人びとが移動することで、また新たな境界が創られてゆくことを意味しているのだとも指摘されよう。

iii. 相互補完的な帰属意識のあり方

では、本論は、これまでの移民史研究に何をもたらすことができたのだろうか。

国境を越えフランスへ移動したベルギー移民は、国民国家の枠組みを相対化しうる分析対象となるのではないか。国民統合が進む19世紀フランスにおける「最初」の外国人移民であったベルギー移民と、それを受入れた地域住民との関係に焦点を据えることで、

近代社会における、移民と地域の人びととの相互補完的な帰属意識のあり方というものを、観察することができるのではないか。これは、本論の序章で示したベルギー移民の歴史を研究することについての意義である。ベルギー移民を研究対象とすることで、本論ではどのような知見が得られたのであろうか。この点から、再度、これまでの分析結果をふりかえってゆくことにしよう。

本論では、炭鉱都市に流入した人びとに着目し、かれらの移動の過程を具体的に明らかにした。炭鉱都市の住民たちの多くは、ベルギー=フランスに跨がる炭鉱地帯のなかを国境に関係なく移動しており（第一章）、炭鉱を核とした独自の生活文化、炭鉱都市という空間において形成される独自の物事の考え方というものが、住民たちの間で共有されていたこと（第二章）、また、とりわけベルギー移民たちは、ただ単に国境を越えて移動するだけではなく、ときに帰化という手段をもちいて自らの国籍まで変更するという、実に軽やかな越境ぶりをも見せていたことが確認された（第五章および第七章）。そしてこのような、ベルギー移民たちがある意味、いとも簡単に国家の枠組みをすり抜ける姿は（また、それを受容するフランス人住民たちの姿も然り）、国民国家の枠組みだけでは捉えきれない、それはつまり国民国家を相対化するような、ローカルなレベルでの人と人との結びつきというものが存在していたことを、明確に示唆しているのだと指摘できる⁵⁵⁵。

さらに本論第二部では、「ベルギー移民排斥事件」に着目し、当事者たちの行動と態度を具体的に読み解きながら、北フランス炭鉱都市の住民たちの帰属意識のあり方についても明らかにした。従来のフランスの移民史研究では、移民排斥は国民統合のプロセスであると位置づけ、フランス人としての帰属意識——ナショナリズム／愛国心——が外国人（移民）に対する暴力を発動させたのだと、逆に言えば、国民と外国人という二項対立的な構図のなかから、フランス人のアイデンティティは形成されたのだと、説明されてきた。だが、本論では、炭鉱都市におけるベルギー移民の帰化をめぐるフランス人住民たちの態度から、かれらの愛国心とは、排外的な——二項対立的なとも表現できよう——愛国心(chauvinisme d'exclusion)ではなく、包摂的な祖国愛(patriotisme d'inclusion)と呼べるようなものであったのだと、言葉を換えれば、炭鉱都市というローカルな空間を拠り所として、ベルギー移民とフランス人との間で相互補完的な帰属意識が形成されていたのだと指摘した。

また本論では、1892年の出来事はフランス人がベルギー移民に暴力を向けるという構図から、一般に「移民排斥事件」と位置づけられているが、それは事象のひとつの側面にすぎず、そこにはさまざまな意味合いが含まれていたこと——ベルギー移民に対する不満や妬みの感情、それと同時に、そういったベルギー移民との差異を否定して平等でありたいとの思いがあったこと、また、祝祭や娯楽としての要素があったこと、あるいは、炭鉱会社（資本家/資本主義）に対する抗議や公権力に対する抵抗という社会運動としての側面もあったことなど——も指摘した。このように、1892年に北フランスで発生した

⁵⁵⁵ 本論ではこの先へは議論を進めることはなかったが、おそらくは、こうした近代社会において見いだされる（ともすれば、それ以前から存在したのかもしれない）ローカルなレベルでの人と人との結びつきというものは、やがて来るべき現代社会において完全にかき消されてしまうわけではなく、ひっそりと潜在しつつ、時折ひょっこりとその姿を現わすのではなからうか。これは今日、世界各地で見られる、自治権を求める住民運動や、あるいは国境線を画定しなおそうとするきな臭い動きと、まったく無関係ではないように思われる。

「ベルギー移民排斥事件」について新たに側面を見いだしたことも、本論の成果のひとつとして加えることができるだろう。

以上に指摘したことは、19世紀の北フランス炭鉱都市におけるベルギー移民を分析対象としたからこそ、析出することができた。だが、はたしてこれは、ベルギー移民だけに指摘できる事柄なのだろうか、また、北フランスの炭鉱都市だからこそ起こりえた事柄なのだろうか、さてまた、この時期にのみに顕れた事柄なのだろうか。これらの点については、本論では検討しておらず、今後の課題となるであろう。また本論は、炭鉱都市のフランス人・ベルギー人住民たちにもっぱらその視座を置き、かれらの行動と態度を手がかりに、1892年の「ベルギー移民排斥事件」を読み解いた。しかし事件当時、それ以外にも、例えば、行政官や司法官たち、あるいは炭鉱会社の幹部職員らが現地で対応にあたっていた。かれらは、炭鉱都市の住民たちとは異なる役職、言うなれば異なる社会階層にあり、また異なる独自の思惑にもとづいてそれぞれが行動していたものと考えられる。

「事件」の全体像をより立体的に把握するためには、こうした人びとも当事者として検証することが求められるであろうし、さらには、「事件」にかかわった——「事件」について聞き及んだ——すべての人びとにまで分析を広げる必要もあるだろう（本論では第六章において、当時の新聞記事から、ベルギーとフランスの世論の動向の把握を一応はこころみただが、分析枠組みを単純化しすぎたあまり、この枠にあてはまらないさまざまな立場の人びとから発せられた多くの言葉を取りこぼす結果となり、悔いが残る）。このようにして、当時の社会を構成したあらゆる人びとの行動や態度、そしてそこに込められたさまざまな思いを掬いとり積み重ねるという作業を通して、その当時の社会全体を映し出すことができるのだと思われる。

iv. 残る疑問 ——なぜ、「ベルギー移民排斥事件」は起きたのか

最後に、なぜ、「ベルギー移民排斥事件」は起きたのか、という疑問について触れておこう。

本論は、北フランスの炭鉱都市におけるベルギー移民とフランス人の結びつきをさぐることを主眼としており、言わばそのための道具として、1892年の「ベルギー移民排斥事件」をとりあげた。言葉を換えれば、1892年の「ベルギー移民排斥事件」の発生原因を解明することは、本論の本来の目的ではなかった。だがそれでも、折りにふれ、「事件」はなぜ起きたのか、その要因についていくつか考察をしてきた。

具体的には、1892年の「事件」は、炭鉱都市が新たな流入人口を迎えようとした矢先に、また新たな婚姻ラッシュとベビー・ブームがまきおころうとする矢先に発生しており、このような急激な人口変動が事件を引き起こすひとつの要因となった可能性がある（人口要因）。あるいは、炭鉱都市という斉一性への圧力の高い空間のあり方（環境要因）や当時の労使間の関係のあり方——1890年代は労働関連の法整備が進み、労働者の発言力が高まるとともに、労働争議の件数も急激に上昇していた——（政治・経済的要因）も、「事件」の方向性に大きな影響を与えていたと考えられる。また、1889年以来、フランス革命に関わる記念行事（ナショナリズムが高揚する機会でもある）がくりかえし開催されていたこと、「事件」発生の直前には市議会議員選挙が実施されていた

こと、さらに「事件」発生の前夜には、ベルギー人労働者とフランス人労働者との間で殴り合いの喧嘩があったことなども指摘した。そしてなによりも、ベルギー人が国境を越えて移動することで見いだされた差異が、「事件」を引き起こす大きな要因となりえたのだとして、異論はないだろう。さしあたり、これらの要素が複合的に重なりあい、「事件」が誘発されたと捉えることができるのではなかろうか。

しかしながら、この 1892 年の「ベルギー移民排斥事件」をめぐっては、まだ、上に挙げた諸要因だけでは説明できない部分が残されている。繰り返し述べてきたが、本論は、炭鉱都市の住民たちの行動や態度にはかれらの感情が体現されているものとして、そこからかれらのこころの内を理解しようところみた。そして 1892 年の「事件」の最中、フランス人住民たちの中には、ベルギー移民に対する不満や妬みの感情が渦巻いていたことを示唆したわけだが、それだけではなく、フランス人たちには、一瞬ではあるが、ベルギー移民に対する激しい「憎しみ」の感情も沸き上がっていたように思える。本論では、1892 年の「事件」には多様な側面があることをことさら強調してきたが、やはりそこには、ベルギー移民への嫌悪感を剥き出しにする「排斥事件」としての側面が、確かにあったのだと思えるのだ。本論中で紹介した例を再度挙げるなら、ベルギー人を追い回したあげく、棒切れでその頭を執拗に殴りつけたとして逮捕・起訴されたフランス人炭鉱夫は、「ベルギー人だから殺さなければならない、との叫び声が聞こえたから殴り掛かった」と、取り調べのなかで供述していた（第四章三節 ii 参照）⁵⁵⁶。また、別の裁判記録には、「お前はベルギー人だろう！え！お前も仲間と一緒にくたばっちまえ。殺してやる」と怒鳴られ、暴行を受けたとの被害者の証言もあった（同章同節 vi 参照）⁵⁵⁷。このような、「ベルギー人だから殺さなくてはならない」、「ベルギー人だから殺してやる」との言葉は、いったいいかなる思考の回路をたどって、人びとの口から発せられたのだろうか。このようなベルギー人に対する嫌悪・憎悪の感情は、いったいどのようにして醸成されていたのだろうか。さらにこの問いをつきつめれば、そもそも、なぜ、移民（外国人）排斥は起こるのか、とのきわめて今日的な問題に、最終的にはゆきつくことになるだろう。

ここでは、こういった問題がなおも残されていることを指摘するにとどめるが、この先に広がるであろう展望について手短かに示しておくならば、まずは、ベルギー人についてのイメージが、大きな時間の流れのなかで、どのように生成され、変容していったのか、明らかにされなくてはならないだろう。また同じように、移民や外国人、そして植民地との関係を考慮にいれるならば現地人(indigène)をめぐって、どのような表象が形作られていたかについても、検証することが求められるであろう。そうした上で、移民・外国人を嫌悪する、排斥しようとする思考の回路が、また、そういった行動へと人びとを駆り立てる仕組みというもの、が、解き明かされるのだと思われる。

⁵⁵⁶ AN, BB24/905/12460/S92, Lettre du Procureur général (Douai) au Garde des Sceaux (Paris), le 8 décembre 1892.

⁵⁵⁷ *La Gazette de Béthune* (11/09/1892).

序章において、筆者は以下のように述べた。

本論で俎上にのせるのは、19世紀に北フランスの炭鉱都市という限られた空間内における、ベルギー移民と現地住民との間でおこなされた事象である。よって、本論の分析をもって、19世紀のフランス・ベルギー社会全体を語りつくすことはできない。また、今日、世界各地でとり沙汰される「移民問題」とは、さまざまな点で異なる要素が多く、19世紀のベルギー移民の経験をモデルとしてそのまま適用することはできないであろう。だが、本論があくまでも固執するのは、当事者たちの視点であり、かれらが生きた具体的な経験の詳細を積み重ねてゆくことで、かれらの生活に直接作用した当時の社会のありようというものを、いくらかでも浮き彫りにすることができるものとする。また、本論の分析は、当事者のこころの内奥に入り込もうとするものであり、人間の内面にかかわる問題として、共感しうるものを見いだすことができるのではなかろうか。本論は、以上のような志向性をもち、それをこころみるものである。

本論は、自らの記録を書き残すことがなかった19世紀北フランス炭鉱都市の住民たちについて、公文書館に保存された史料から、その日常生活の実態を明らかにするとともに、かれらの喜びや怒り、妬みや憎しみといった感情を掬いとった。確かに、当時の社会の全体像を明確に映し出すことも、今日の「移民問題」に提言を行うこともできなかったが、少なくとも、そこへとつながる道筋は示すことができたと思う。

表1 ベルギー総人口の推移

年	総人口	ベルギー人	外国人	うち、 フランス	オランダ	ドイツ	イギリス	ルクセンブルク
1831	3785814							
1846	4,337,196							
1856	4,529,460							
1866	4,829,320							
1880	5,509,331							
1890	6,052,013	5,880,585	171,428	45,430	56,306	47,338	4,523	9,716
1900	6,694,270	6,488,209	206,061	56,576	63,923	53,758	5,748	10,417
1910	7,423,784	7,169,237	254,547	80,765	70,950	57,010	6,974	10,367

[出典] *Recensement de la Belgique 1831-1910* より筆者作成。

表2 フランス総人口の推移

年	総人口	フランス人	うち、 帰化者	外国人	うち、 ベルギー	イタリア	ドイツ	スペイン	スイス	イギリス
1801	27,349,003									
1806	29,107,425									
1811	29,092,734									
1821	30,461,875									
1826	31,858,937									
1831	32,569,223									
1836	33,540,910									
1841	34,230,178									
1846	35,401,761									
1851	35,783,170	35,403,881	13,525	379,289	128,103	63,307	57,061	29,736	25,485	20,357
1856	36,039,364									
1861	37,386,313	35,532,983	15,259	506,381	204,739	76,539	84,958	35,028	34,749	25,711
1866	38,067,064	36,731,277	16,286	655,036	275,888	99,624	106,606	32,650	42,270	29,856
1872	36,102,921	37,326,396	15,503	740,668	347,558	112,579	104,169	52,954	42,834	26,003
1876	36,905,788	35,301,167	34,510	801,754	374,498	165,313	59,028	62,437	50,203	30,077
1881	37,672,048	35,904,698	77,046	1,001,090	432,265	240,733	81,986	73,781	66,281	37,006
1886	38,218,903	36,545,517	103,886	1,126,531	482,261	264,568	100,114	79,550	78,584	36,134
1891	38,342,948	37,088,692	170,704	1,130,211	465,860	286,042	83,333	77,736	83,117	39,687
1896	38,517,975	37,315,527	202,715	1,027,421	395,498	291,886	90,746	76,819	74,735	36,249
1901	38,961,945	37,480,197	221,784	1,037,778	323,390	330,465	89,772	80,425	72,042	36,948
1906	39,252,245	37,915,040	222,162	1,046,905	310,433	377,638	87,836	80,914	68,892	35,990
1911	39,604,992	38,092,410	252,790	1,159,835	287,126	419,234	102,271	105,760	73,422	40,378

[出典] *Recensement de la France 1801-1911* より筆者作成。

[註記] 1851-1866年のドイツの数値にはオーストリア・ハンガリーを含む。

1851-1872年のスペインの数値にはポルトガルを含む。

表3 ベルギー人居住者が多い県におけるベルギー人口の推移（1851-1911年）

	1851	1861	1872	1881	1886	1891	1901	1911
ベルギー人総計	128,103	204,739	347,558	432,265	482,261	465,860	323,390	287,126
うち、								
ノール県	77,674	126,440	229,854	270,351	298,991	289,528	202,543	169,083
セーヌ県	12,156	25,651	38,700	55,938	57,649	58,453	37,878	33,697
アルデンヌ県	16,492	18,688			32,871	29,265	17,848	17,349
パ＝ド＝カレ県	1,190	3,396	7,596	12,198	18,543	19,148	15,064	19,584
ムルト＝エ＝モゼル県	2,918	2,498	3,854	6,120	6,728	6,810	7,886	8,675
ムーズ県	3,167	2,291	2,566	3,060	3,325	2,830	1,757	1,682
オワーズ県	1,539	4,432	7,429	11,197	12,731	11,286	7,463	7,281
セーヌ＝エ＝オワーズ県	990	2,719	5,319	7,309	9,993	8,940	6,023	5,699
エーヌ県	3,166	4,688			9,313	9,206	5,530	4,801
マルヌ県	2,971	3,253	4,726	8,285	6,137	6,925	4,541	3,151
セーヌ＝エ＝マルヌ県	788	2,438	3,459	4,345	8,248	5,061	3,141	2,890

〔出典〕 *Recensement de la France 1851-1911* より筆者作成。

〔註記〕 1851年と1861年のムルト＝エ＝モゼル県の数値にはモゼル県のみでムルト県は含まない。

表4 パ＝ド＝カレ県人口の推移（1801-1911年）

年	総人口	フランス人	うち、 帰化者	外国人	うち、 ベルギー	イギリス	ドイツ	イタリア	スイス	オランダ
1801	536,294									
1806	570,338									
1811	584,454									
1821	626,584									
1826	642,969									
1831	655,095									
1836	664,654									
1841	685,021									
1846	695,756									
1851	692,994	685,983	98	7,011	1,190	5,213	124	141	70	
1856	712,348									
1861	724,338	714,968	157	9,370	3,396	5,460	189	84	81	55
1866	749,777	731,455	68	10,980	4,902	5,470	240	88	82	57
1872	761,158	748,249	195	12,909	7,596	4,200	383	155	88	80
1876	793,140	777,285	364	15,855	10,210	4,457	334	227	105	93
1881	819,022	798,851	597	20,171	12,198	5,754	381	1,284	156	111
1886	853,526	827,607	1,390	25,919	18,545	3,806	685	1,451	169	118
1891	874,364	845,556	1,369	24,466	19,148	3,233	503	541	175	101
1896	906,249	879,699	1,816	20,685	16,320	2,698	470	441	227	129
1901	955,391	936,451	3,024	18,940	15,064	1,768	535	582	199	100
1906	1,012,466	989,494	3,578	19,877	16,071	1,766	474	632	210	
1911	1,068,155	1,041,773	3,766	26,382	19,584	1,528	1,069	938	241	144

〔出典〕 *Recensement de la France 1801-1911* より筆者作成。

〔註記〕 1851-1866年のドイツの数値にはオーストリア・ハンガリーを含む。

1886-1891年のオランダの数値にはルクセンブルクを含む。

表5 ランス市人口の推移 (1801-1911年)

年	総人口	フランス人	うち、 帰化者	外国人	うち、 ベルギー	イギリス	ドイツ	イタリア	オランダ	スペイン	その他
1801	2,436										
1806	2,316										
1815	2,314										
1820	2,381										
1826	2,580										
1831	2,551										
1836	2,645										
1841	2,673										
1846	2,408										
1851	2,747	2,738	1	9	9	0	0	0	0	0	0
1856	3,324										
1861	4,506	4,224	0	284	279	1	2	0	2	0	0
1866	5,738										
1872	7,298	6,320	0	955	951	2	0	1	1	0	0
1876	9,383	8,076	1	1307	1304	0	0	3	0	0	0
1881	10,515										
1886	11,703	10,075		1628	1598	4	13	11	0	0	2
1891	13,674	12,055		1807							
1896	17,227										
1901	24,370										
1906	27,744	25,290		2454							
1911	31,812	29,108	8	2704	2599	6	37	17	8	22	15

[出典] *Annuaire statistique et administratif du Pas-de-Calais*, Arras, 1802-1912 ;

ADPdC, M3654-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1820-1911 より筆者作成。

[註記] アルジェリア出身者はフランス人として人数を数えている。

表6 ランス市の出生数・死亡数・婚姻数の推移 (1801-1911年)

年	総人口	出生数	死亡数	婚姻数	出生率	死亡率	婚姻率
1801	2,436	60	48	13	24.6	19.7	10.7
1806	2,316	92	47	18	39.7	20.3	15.5
1815	2,314	78	63	18	33.7	27.2	15.6
1820	2,381	90	58	21	37.8	24.4	17.6
1826	2,580	78	68	10	30.2	26.4	7.8
1831	2,551	80	108	16	31.4	42.3	12.5
1836	2,645	72	59	15	27.2	22.3	11.3
1841	2,673	82	81	22	30.7	30.3	16.5
1846	2,408	76	73	16	31.6	30.3	13.3
1851	2,747	92	73	19	33.5	26.6	13.8
1856	3,324	136	80	16	40.9	24.1	9.6
1861	4,506	215	126	47	47.7	28.0	20.9
1866	5,738	257	151	42	44.8	26.3	14.6
1872	7,298	330	238	67	45.2	32.6	18.4
1876	9,383	397	221	67	42.3	23.6	14.3
1881	10,515	404	345	76	38.4	32.8	14.5
1886	11,703	405	306	84	34.6	26.1	14.4
1891	13,674	536	313	134	39.2	22.9	19.6
1896	17,227	616	406	243	35.8	23.6	28.2
1901	24,370	1004	538	450	41.2	22.1	36.9
1906	27,744	950	573	422	34.2	20.7	30.4
1911	31,812	941	568	548	29.6	17.9	34.5

[出典] ADPdC, M3654-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1820-1911 ;

ADPdC, 3E292-349, Répertoire des tables décennales de l'État civil, Lens, 1792-1912 ;

ADPdC, 5MIR498/3-11, Registres d'état-civil, Lens, 1801-1891 より筆者作成。

表7 ランス市の純移動の推移（1820-1911年）

	増加数(P1-P0)	出生数(N)	死亡数(D)	自然増(N-D)	純移動(M)
1820-1831	170	1,023	816	207	-37
1831-1841	122	899	952	-53	175
1841-1851	74	1,012	965	47	27
1851-1861	1,759	1,488	1,115	373	1,386
1861-1872	2,792	3,137	2,103	1,034	1,758
1872-1881	3,217	3,618	2,191	1,427	1,790
1881-1891	3,159	4,921	3,128	1,793	1,366
1891-1901	10,696	7,800	4,429	3,371	7,325
1901-1911	7,442	10,598	5,838	4,760	2,682

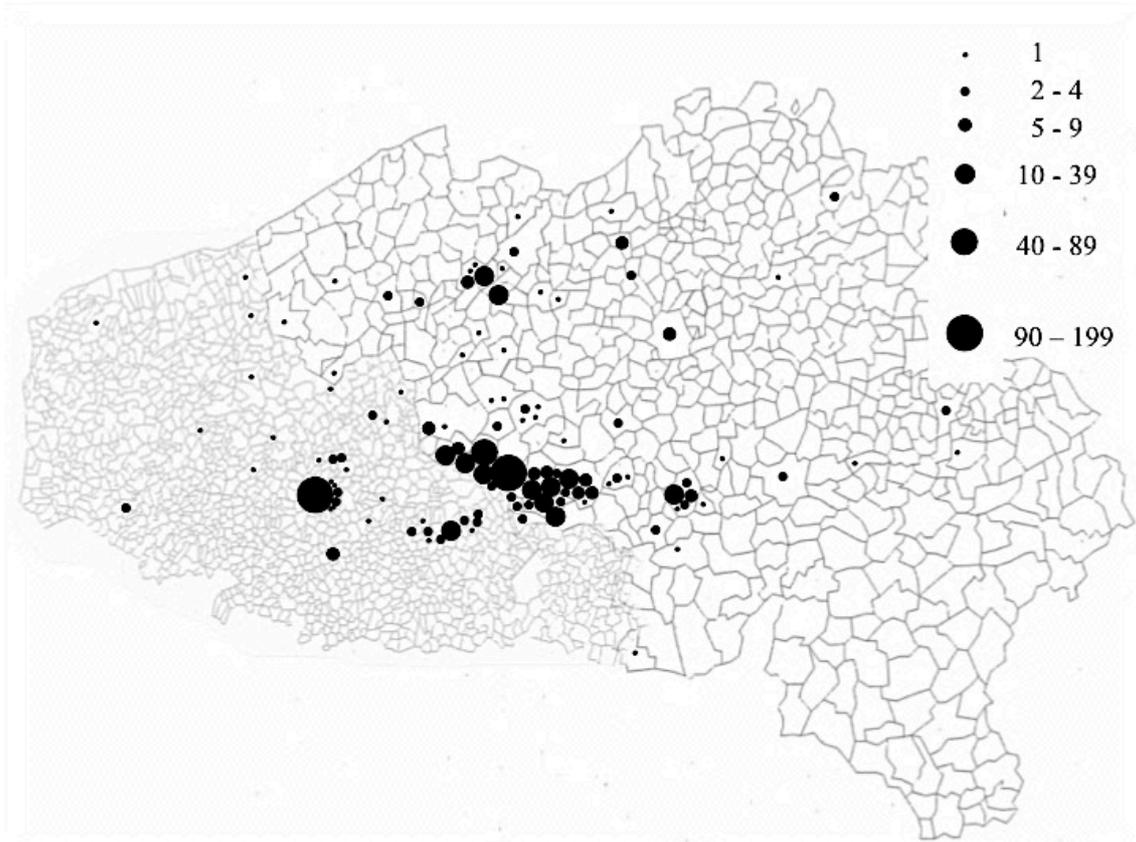
[出典] ADPdc, M3654-4202, Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1820-1911 ;
ADPdc, 3E292-349, Répertoire des tables décennales de l'État civil, Lens, 1792-1912 ;
ADPdc, 5MIR498/3-11, Registres d'état-civil, Lens, 1801-1891 より筆者作成。

表8 死亡記録簿にみるランス住民の出生地の分布（1880-1891年）

年	ランス市以外の					死産
	ランス市	パド=カレ県	ノール県	ベルギー	その他	
1880	132	40	11	12	5	18
1881	195	68	30	21	11	20
1882	142	53	16	14	11	25
1883	131	52	30	16	9	16
1884	175	57	29	14	9	29
1885	145	44	24	14	10	47
1886	93	32	17	4	6	16
1887	124	47	33	7	9	24
1888	122	58	22	4	13	23
1889	133	70	28	11	8	33
1890	135	53	38	14	13	30
1891	157	57	38	15	15	31
合計	1684	631	316	146	119	312

[出典] ADPdc, 5MIR498/10-11, Registres d'état-civil, Lens, 1880-1891 より筆者作成。

図1 ランス市ベルギー人の出生地の分布（1872年）



[出典] ADPdC, M4093, Recensement de la population, listes nominatives, Lens, 1872.より筆者作成。

[註記] 地図はノール=パ=ド=カレ県およびベルギーの市町村を示している。なお、地図外の出身地としては次のものがあつた；Amiens(3), Paris(1), Donchery(1), Aix-la-Chapelle(1)（ ）内は出身者の人数。

表9 参照新聞一覧 (フランス)

タイトル	発行地	日刊(Q)/週刊(H)	政治的傾向	価格
1, Journal de Béthune et de son arrondissement (Le)	Béthune	H (samedi)	Catholique	6f/a
2, Petit Béthunois (Le)	Béthune	H (dimanche)	Républicain progressiste	5c/j
3, Écho de Béthune et son arrondissement (L')	Béthune	H (dimanche)	Républicain	5c/j
4, Gazette de Béthune (La)	Béthune	H (dimanche)	Républicain	5f/a
5, Revue artésienne, journal de Béthune et de l'arrondissement (La)	Béthune	H (vendredi)	Républicain	6f/a
6, Croix d'Arras (La)	Arras	H (dimanche)	Catholique	3f/a
7, Courrier du Pas-de-Calais (Le)	Arras	Q (excepté le lundi)	Bonapartiste	24f/a
8, Pas-de-Calais (Le)	Arras	H (dimanche)	Bonapartiste	5c/j
9, Avenir d'Arras et du Pas-de-Calais (L')	Arras	Q (excepté le lundi)	Républicain modéré	10c/j
10, Artésien (L')	Arras	H (dimanche)	Non politique	5c/j
11, Gazette de Lillers (La)	Lillers	H (samedi)	Républicain	5c/j
12, Journal de Lillers (Le)	Lillers	H (samedi)	Républicain	5c/j
13, Cantonal, Journal de Bapaume et de l'arrondissement d'Arras (Le)	Bapaume	H (dimanche)		5f/a
14, Expresse du Nord et du Pas-de-Calais (L')	Boulogne-sur-Mer	Q (excepté le lundi)	Catholique	18f/a
15, Croix du Pas-de-Calais (La)	Boulogne-sur-Mer	H (dimanche)	Catholique	
16, Impartial (L')	Boulogne-sur-Mer	2/S (mercredi/samedi)	Bonapartiste	10c/j
17, Farceur, Écho du pays d'Artois du Boulonnais et du Calais (Le)	Boulogne-sur-Mer	H (samedi)	Républicain	10c/j
18, Indépendant de Boulogne-sur-Mer (L')	Boulogne-sur-Mer	Q (excepté le dimanche)	Républicain	5c/j
19, France du Nord (La)	Boulogne-sur-Mer	Q (excepté le dimanche)	Républicain modéré	5c/j
20, Ralliement de Boulogne-sur-Mer et de Pas-de-Calais (Le)	Boulogne-sur-Mer	H (samedi)		5c/j
21, Calais (Le)	Calais	Q	Républicain	5c/j
22, Journal de Montreuil et de l'arrondissement (Le)	Montreuil	2/S (dimanche/jeudi)		10c/j
23, Montreuilloise (La)	Montreuil	2/S (mercredi/samedi)		7f/a
24, Indépendant du Pas-de-Calais (L')	St-Omer	Q (excepté le lundi)		5c/j
25, Écho de la Lys (L')	Aire	H (jeudi)		10c/j
26, Abeille de la Ternoise (L')	St-Pol	H (samedi)	Républicain	5f/a
27, Écho du Nord (L')	Lille	Q	Républicain	5c/j
28, Progrès du Nord (Le)	Lille	Q	Républicain	5c/j
29, Nouvelliste du Nord et du Pas-de-Calais (Le)	Lille	Q		5c/j
30, Journal de Roubaix (Le)	Roubaix	Q	Catholique	
31, Intransigeant (L')	Paris	Q	Droite	
32, Petit Journal supplément illustré (Le)	Paris	H (samedi)	Droite	5c/j
33, Figaro (Le)	Paris	Q	Droite modérée	15c/j
34, Journal des Débats (Le)	Paris	Q	Droite modérée	20c/j
35, Temps (Le)	Paris	Q	Droite modérée	20c/j
36, Grelot (Le)	Paris	H (dimanche)	Républicain	15c/j
37, France (La)	Paris		Centre gauche	10c/j
38, République Française (La)	Paris		Centre gauche	
39, Économiste Français (L')	Paris	H (samedi)	Neutre (libéralisme économique)	90c/j
40, Réveil du Nord (Le)	Lille	Q	Socialiste (organe du syndicat des mineurs du PdC)	5c/j
41, Travailleur (Le)	Lille	H (samedi)	Socialiste (organe du POF de la région du Nord)	5c/j
42, Socialiste (Le)	Paris	H (samedi)	Socialiste (organe central du POF)	10c/j

[出典] 筆者作成

[註記] c=フランス・サンチーム、f=フランス・フラン、2/S=週2回、/j=1部あたりの価格、/a=年間購読料

表 1 0 参照新聞一覧 (ベルギー)

タイトル	発行地	日刊(Q)/週刊(H)	政治的傾向	価格
1, Peuple (Le)	Bruxelles	Q	Socialiste (organe officiel du POB)	12f/a
2, Chronique (La)	Bruxelles	Q	Libéral progressiste	12f/a
3, Réforme (La)	Bruxelles	Q	Libéral progressiste	5c/j
4, Gazette de Mons (La)	Mons	Q	Libéral progressiste	5c/j
5, Etoile Belge (L')	Bruxelles	Q	Libéral	5c/j
6, Gazette (La)	Bruxelles	Q	Libéral	5c/j
7, Flandre Libérale (La)	Gand	Q	Libéral	
8, Opinion (L')	Anvers		Libéral	
9, Précurseur (Le)	Anvers	Q	Libéral	
10, Vérité (La)	Tournai	Q	Libéral	6f/a
11, Économie (L')	Tournai	3/S (dim., mer., ven.)	Libéral	
12, Gazette de Charleroi (La)	Charleroi	Q	Libéral	5c/j
13, Organe de Mons et du Hainaut (L')	Mons	Q	Libéral	5c/j
14, Patriote (Le)	Bruxelles	Q	Catholique	12f/a
15, Journal de Bruxelles (Le)	Bruxelles	Q	Catholique	
16, Bien Public (Le)	Gand	Q	Catholique	10c/j, 24f/a
17, Impartial de Gand (L')	Gand	Q	Catholique ultramontaine	10c/j
18, Patrie (La)	Bruges	Q	Catholique	
19, Hainaut (Le)	Mons	Q	Catholique conservateur	15f/a
20, Meuse (La)	Liège	Q	Neutre	15c/j
21, Courrier de Bruxelles (Le)	Bruxelles	Q		

[出典] 筆者作成

[註記] c=ベルギー・サンチーム、f=ベルギー・フラン、3/S=週3回、/j=一部あたりの価格、/a=年間購読料

表 1 1 逮捕・起訴者一覧 (1892年8月-12月)

	姓	名	あだ名	年齢	国籍	出生地	職業
1	Thiébaut	Philibert		33	ベルギー	Wiers (Hainaut)	炭鉱夫
2	Richez	André		36	フランス		炭鉱夫
3	Lanoy	Donat		34	フランス	Denain (Nord)	炭鉱夫
4	Desticourt	Henri		19	フランス	Trith-Saint-Léger (Nord)	炭鉱夫
5	Luzy	Émile Florent Jean Baptiste		26	フランス	Menneville (PdC)	炭鉱夫
6	Broux	Gustave	Ravachol	20	フランス	Saint-Aubert (Nord)	炭鉱夫
7	Lenne	Édouard		20	フランス	Vermelles (PdC)	炭鉱夫
8	Darigny	Ferdinand		23	フランス	Escaudain (Nord)	炭鉱夫
9	Boeuf	Victor		25	フランス		炭鉱夫
10	Dictus	Arthur Gustave	Capucin	21	フランス	Lens	炭鉱夫
11	Ducatez	François Augustin Jean-Baptiste		19	フランス	Agnez-lèz-Duisans (PdC)	炭鉱夫
12	Vanhoeye	Victor Louis Jean-Baptiste		17	フランス	Hazebrouck (Nord)	炭鉱夫
13	Carpentier	Louis Alfred Joseph		21	フランス	Lens	炭鉱夫
14	Couteau	Dieudonné		20	フランス	Lens	炭鉱夫
15	Sion	Pierre Joseph		41	フランス	Douvrin (PdC)	炭鉱夫
16	Delhayé	Adolphe	Bodel/Grand Baudet	39	フランス		炭鉱夫
17	Laine	Désiré		19	フランス	Hénin-Liétard (PdC)	炭鉱夫
18	Laurent	François		19	フランス	Lens	炭鉱夫
19	Laurent	Jean-Baptiste		41	フランス		炭鉱夫
20	Ducatez	Maximilien Hippolyte		44	フランス		炭鉱夫
21	Singez	Émile Augustin		35	フランス	Lorgies (PdC)	炭鉱夫
22	Rembert	Nicolas		27	フランス	Doignies (Nord)	炭鉱夫
23	Lanoy	Donat		34	フランス	Derain (Nord)	炭鉱夫
24	Liétard	Emmanuel		25	不明	Liévin	炭鉱夫
25	Bruhin	Clovis Alexandre		28	フランス	Nemours (Seine et Marne)	炭鉱夫
26	Ledent	Louis		31	フランス	Lourches (Nord)	炭鉱夫
27	Lemaire	Charles Louis Joseph		22	フランス	Vieille-Chapelle (PdC)	炭鉱夫
28	Duez	François Joseph		22	フランス	Lewardes (Nord)	炭鉱夫
29	Vanesse/Van Hessche	Cornélien		35	ベルギー		炭鉱夫
30	Strobbe	François		24	ベルギー		炭鉱夫
31	Boutillier	Eugène		21	フランス	Wahagnies (Nord)	炭鉱夫
32	Causiaux	Alexis		33	フランス		炭鉱夫
33	Bernard	Alexandre		16	フランス	Carvin (PdC)	炭鉱夫
34	Deloffre	Ernest Liévin Louis		49	フランス		炭鉱夫
35	Dutrannoy	Albéric		18	フランス	Carvin (PdC)	炭鉱夫
36	Coget	Euryale Augustin		18	フランス	Courrières (PdC)	炭鉱夫
37	Fenzy	Adolphe		46	フランス		炭鉱夫
38	Chevalier	Gustave	Potache	15	フランス	Oignies (PdC)	炭鉱夫
39	Chevalier	François		24	フランス	Carvin (PdC)	炭鉱夫
40	Gourlet	Auguste	Mongros	17	フランス	Carvin (PdC)	炭鉱夫
41	Plichard	Lucien		27	フランス		炭鉱夫
42	Pantigny	Léon Joseph		24	フランス	Oignies (PdC)	炭鉱夫
43	Provotal	Jean Baptiste	Monvalet	25	フランス	Oignies (PdC)	炭鉱夫
44	Ségard	Augustin		18	フランス	Avesnes-les-Aubert (Nord)	炭鉱夫
45	Lamant	Omer Jean-Baptiste		20	フランス	Carvin (PdC)	炭鉱夫
46	Geeraert	Donat		49	ベルギー		労働者
47	Passe	Louis Joseph		33	フランス		炭鉱夫
48	Lemaire	Henri		43	フランス	Hinges (PdC)	炭鉱夫
49	Lefebvre	Julien		31	フランス	Meurchin (PdC)	炭鉱夫
50	Ledieu	Émile Joseph		21	フランス	Sains (PdC)	炭鉱夫
51	Chavaudra	Henri		28	フランス	Sains-en-Ghohelle (PdC)	炭鉱夫
52	Uson	Henri		20	フランス	Saint-Amand (PdC)	炭鉱夫
53	Scalbert	Jean-Baptiste		29	フランス	Ostricourt (Nord)	炭鉱夫
54	Procureur	Edmond Ferdinand		35	フランス	Nivelles (Nord)	炭鉱夫
55	Ledin	Auguste		46	フランス	Valenciennes (Nord)	炭鉱夫
56	Duez	Antoine		18	フランス	Noeux (PdC)	炭鉱夫
57	Autam	Louis		20	フランス	Lens	炭鉱夫
58	Cresson	Henri Valeri	Complet/Couplet	19	フランス	Lens	炭鉱夫
59	Lagadec	Charles Jean		17	フランス	Lens	炭鉱夫
60	Grandamme	Cyrille		19	フランス	Méricourt (PdC)	炭鉱夫
61	Lenoir	Jean-Pierre		28	ベルギー	Roux (Hainaut)	炭鉱夫
62	Brissy	Aimable		18	フランス	Bouchain (Nord)	炭鉱夫
63	Marouzet	Célestin		24	フランス	Annay (PdC)	炭鉱夫
64	Masson	Gustave		34	フランス	Carvin (PdC)	炭鉱夫
65	Fontaine	Alfred Jean-Baptiste		20	フランス	Douvin (PdC)	炭鉱夫
66	Brissy	Arthur		29	フランス		炭鉱夫
67	Delvallez	Florimond François Joseph	Basses-Pattes	28	フランス		炭鉱夫
68	Décatoire	Charles Louis		25	フランス	Aniches (Nord)	炭鉱夫

69	Delbarre	Alexandre	29	フランス	Liévin	炭鉱夫
70	Batteau	François	28	フランス	Bruille (Nord)	炭鉱夫
71	Roussel	Louis	18	フランス	Belgique	炭鉱夫
72	Lemal	Antoine	28	フランス	Hénin-Liétard (PdC)	炭鉱夫
73	Sénéchal	Charles Auguste Louis	30	フランス	Laventie (PdC)	炭鉱夫
74	Béchercaux	Léon	23	フランス		炭鉱夫
75	Lenglet	Alfred Jules	24	フランス	Lourches (Nord)	炭鉱夫
76	Liévin	Amand Louis	21	ベルギー	Lille (Nord)	炭鉱夫
77	Playez	Émile Victor Joseph	35	フランス	Caucourt (PdC)	日雇労働者
78	Laine	Clomire		フランス		主婦
79	Souplet	Hyainthe		フランス		主婦
80	Milville	François	28	フランス	Sin-le-Noble (Nord)	炭鉱夫
81	Lamant	Omer Jean-Baptiste	20	フランス	Carvin (PdC)	炭鉱夫

[出典] ADPdC, 3U2/691, Tribunal de grande instance de Béthune, Registre d'audience correctionnelle, 1892 ;
CAD, 13ADP/14, Tribunal Civil de Béthune. Parquet du Procureur de la République (16/09/1892) ;
AN, BB/18/1883/634A92, Cour d'appel de Douai, Parquet du procureur général ;
AN, BB/24/905/12460/S92, Grève des ouvriers mineurs français de Lens et de Liévin, Rixes entre ouvrier français et étranger ;
ADPdC, 1R/8001-8146, Registres matricules du recrutement militaire および当該期間の新聞各紙の裁判記事より筆者作成。

[註記] 3 と 23、45 と 81 は同一人物。犯歴と識字度は兵役簿で照会した。識字度の分類は次の通り ;

- 0 読み書き不能、1 読みのみ可能、2 読み書き可能、3 読み書き計算可能、4 初等教育修了証書、
- 5 大学入学資格者・学士。

住所	罪状	判決	前科	再犯	識字
Liévin	傷害	禁固 20 日			
住所不定	無銭宿泊、放浪	禁固 6 ヶ月、罰金 5 フラン	30 犯	有	
Liévin	不法侵入 (器物破損)	禁固 6 ヶ月	有	有	2
Liévin	不法侵入 (器物破損)	禁固 5 ヶ月			
Liévin	不法侵入 (器物破損)	禁固 5 ヶ月		無	3
Liévin	不法侵入 (器物破損)	禁固 4 ヶ月		11 犯	
Liévin	不法侵入 (器物破損)	禁固 4 ヶ月		無	3
Liévin	不法侵入 (器物破損)	禁固 4 ヶ月		無	0
Liévin	傷害	禁固 40 日			
Lens	不法侵入 (器物破損)	禁固 1 ヶ月		無	0
Lens	不法侵入 (器物破損)、傷害	禁固 6 ヶ月			
Lens	不法侵入 (器物破損)、傷害	禁固 4 ヶ月		有	
Lens	不法侵入 (器物破損)	禁固 3 ヶ月		無	3
Lens	不法侵入 (器物破損)、傷害	禁固 4 ヶ月		無	
Lens	不法侵入 (器物破損)	禁固 2 ヶ月		無	
Lens	不法侵入 (器物破損)、傷害	禁固 6 ヶ月			
Lens	不法侵入 (器物破損)	禁固 1 ヶ月		7 犯	0
Lens	不法侵入 (器物破損)	禁固 1 ヶ月		有	1
Lens	不法侵入 (器物破損)	禁固 2 ヶ月			
Lens	不法侵入 (器物破損)	禁固 3 ヶ月			
Mazingarbe	官吏侮辱、酩酊	禁固 10 日、罰金 5 フラン			0
Liévin	不法侵入 (器物破損)、酩酊	禁固 4 ヶ月、罰金 16、11、5 フラン		無	2
Liévin	官吏侮辱・暴行、酩酊	禁固 6 ヶ月、罰金 16、5 フラン	有		
Liévin	不法侵入 (器物破損)	禁固 1 ヶ月			
Liévin	不法侵入 (器物破損)	禁固 40 日		無	0
Liévin	不法侵入 (器物破損)	禁固 4 ヶ月			
Liévin	不法侵入 (器物破損)	禁固 40 日		無	2
Liévin	官吏侮辱、酩酊	禁固 20 日、罰金 5 フラン			
Liévin	銃砲類不法所持	罰金 16 フラン、銃器没収			
Liévin	傷害	禁固 6 ヶ月			
Carvin	不法侵入 (器物破損)	禁固 1 ヶ月		有	
Carvin	不法侵入 (器物破損)	禁固 40 日			
Carvin	不法侵入 (器物破損)	禁固 15 日		無	3
Carvin	不法侵入 (器物破損)	禁固 6 日			
Carvin	不法侵入 (器物破損)	禁固 1 ヶ月		無	3
Oignies	不法侵入、官吏侮辱・暴行、酩酊	禁固 1 ヶ月、罰金 5 フラン		有	3
Oignies	不法侵入、官吏侮辱・暴行、酩酊	禁固 40 日、罰金 5 フラン			
Oignies	不法侵入 (器物破損)	保護観察処分		有	2
Oignies	不法侵入 (器物破損)	禁固 20 日		無	0
Oignies	不法侵入 (器物破損)	禁固 20 日		無	2
Oignies	不法侵入 (器物破損)	禁固 15 日			
Oignies	不法侵入 (器物破損)	禁固 8 日		無	0
Oignies	不法侵入 (器物破損)	禁固 8 日		有	2
Liévin	不法侵入 (器物破損)	禁固 6 日			
Liévin	不法侵入 (器物破損)、傷害	禁固 4 ヶ月		有	3
Sallau	官吏暴行	禁固 20 日			
Oignies	官吏侮辱・暴行、酩酊	禁固 20 日、罰金 5 フラン			
Oignies	官吏侮辱・暴行、酩酊	禁固 20 日、罰金 5 フラン			2
Courcelles-lez-Lens	不法侵入 (器物破損)	禁固 4 ヶ月			
Courcelles-lez-Lens	不法侵入 (器物破損)	禁固 4 ヶ月		有	3
Courcelles-lez-Lens	不法侵入 (器物破損)	禁固 4 ヶ月			
Courcelles-lez-Lens	不法侵入 (器物破損)	禁固 4 ヶ月			
Courcelles-lez-Lens	不法侵入 (器物破損)	禁固 4 ヶ月		有	0
Courcelles-lez-Lens	不法侵入 (器物損壊)、官吏侮辱	禁固 6 ヶ月			
Courcelles-lez-Lens	官吏侮辱	禁固 3 ヶ月、罰金 16 フラン			
Méricourt	不法侵入 (器物破損)	禁固 2 ヶ月			
Méricourt	不法侵入 (器物破損)	禁固 2 ヶ月			
Méricourt	不法侵入 (器物破損)	禁固 2 ヶ月			
Méricourt	不法侵入 (器物破損)	禁固 2 ヶ月			
Méricourt	不法侵入 (器物破損)	禁固 2 ヶ月			
Carvin	暴行	禁固 4 ヶ月			
Wingles	不法侵入 (器物破損)	禁固 2 ヶ月		有	0
Wingles	不法侵入 (器物破損)	禁固 2 ヶ月			
Wingles	不法侵入 (器物破損)	禁固 2 ヶ月		無	3
Wingles	不法侵入 (器物破損)	禁固 2 ヶ月		無	0
Wingles	不法侵入 (器物破損)	禁固 2 ヶ月			
Noyelles-sous-Lens	脅迫	禁固 40 日			
Billy-Montigny	不法侵入 (器物破損)	禁固 40 日		無	2

Liévin	不法侵入（器物破損）	禁固 40 日		無	1
Billy-Montigny	不法侵入（器物破損）、傷害	禁固 2 ヶ月	4 犯	有	
Billy-Montigny	不法侵入（器物破損）	禁固 40 日			
Courcelles-les-Lens	不法侵入（器物破損）	禁固 5 ヶ月	2 犯	有	2
Courcelles-les-Lens	不法侵入（器物破損）	禁固 5 ヶ月	7 犯	有	3
Liévin	官吏侮辱	禁固 10 日			
Liévin	官吏侮辱	禁固 10 日		無	2
Lens	傷害	罰金 25 フラン		有	3
Lens	傷害	罰金 16 フラン	初犯	無	0
Lens		禁固 6 日			
Lens		罰金 25 フラン			
Liévin	傷害	禁固 1 ヶ月		無	1
Liévin	傷害	禁固 2 ヶ月	有	有	

表 1 2 在白フランス人労働者 (1892 年)

フランス人労働者	
アントワープ州	264
東フランドル州	63
西フランドル州	437
ランブール州	4
ブラバン州	1396
エノー州	2051
ナミュール州	332
リエージュ州	423
リュクサンブール州	185
合計	5155

[出典] AMAE, c1B164/II-1, Relevé des ouvriers français habitant la Belgique, d'après l'enquête fait par les Gouverneurs de province.より筆者作成。

[註記] 1892 年に自治体首長が報告したフランス人労働者の数。

表 1 3 在白フランス人 (1890 年)

	フランス人男性	フランス人女性	合計
アントワープ州	814	919	1733
東フランドル州	563	718	1281
西フランドル州	2423	2593	5016
ランブール州	34	56	90
ブラバン州	5600	6206	11806
エノー州	8722	8315	17037
ナミュール州	1122	978	2100
リエージュ州	1952	2036	3988
リュクサンブール州	1018	913	1931
合計	22248	22734	44982

[出典] *Recensement de la Belgique 1890* より筆者作成。

[註記] 1890 年に実施されたベルギー国勢調査で抽出されたフランス人の数。

表 1 4 ベルギーとフランス新聞紙上における「ベルギー移民排斥事件」の呼び方

呼称	行為者/対象	場所	媒体	
出来事	Les Évènements	de Lens et de Liévin du Pas-de-Calais dans le Pas-de-Calais	F/B	
事件	Les Affaires	des mineurs belges de Lens du Pas-de-Calais	F/B	
事故	Les Accidents	dans le bassin houiller de Lens	F	
騒動	Les Incidents - déplorables incidents - scandaleux incidents - regrettables incidents - incidents édifiants - incidents touchants	franco-belges entre mineurs français et belges dont un grand nombre de nos compatriotes ont été victimes des « frères » « fraternels »	de Liévin et de Lens du Pas-de-Calais dans le Pas-de-Calais dans les charbonnages dans le bassin houiller du Pas-de-Calais	F/B
騒乱	Les Troubles - troubles ouvriers	anti-belges de Liévin et de Lens aux mines de Liévin du Pas-de-Calais dans le Pas-de-Calais	F/B	
動乱	L'Agitation - agitation ouvrière	franco-belges anti-belges contre les Belges contre les ouvriers belges	à Lens et à Liévin du Pas-de-Calais dans le Pas-de-Calais dans le Nord dans le bassin du Pas-de-Calais	F/B
混乱	Les Désordres - graves désordres	entre les ouvriers mineurs français et belges	de Lens dans le Pas-de-Calais dans le bassin houiller	F/B
混乱	Le Désarroi		dans le Pas-de-Calais	B
暴動	L'Émeute		de Lens	F/B
興奮	La Surexcitation	des ouvriers		F
興奮	L'Effervescence	parmi les ouvriers entre les ouvriers mineurs français et belges des mineurs français contre les Belges		F
喧嘩	La Bagarre -bagarre sanglante	entre ouvriers entre des ouvriers français et belges entre mineurs français et belges	à Lens de Liévin	F/B
乱闘	Les Rixes -rixes sanglantes	entre les ouvriers français et belges entre mineurs français et belges avec les mineurs belges	de Liévin dans les mines de l'arrondissement de Béthune dans les communes du canton de Lens	F/B
衝突	Les Conflits - conflits regrettables - violents conflits	des mineurs belges et français entre les mineurs français et belges entre les ouvriers français et belges entre mineurs des deux pays	dans le Pas-de-Calais dans l'arrondissement de Béthune dans certaines régions du Pas-de-Calais et du Nord	F/B
小競り合い	L'Échauffourée			B
対立	La Discorde	entre les ouvriers français et belges		B
軋轢	La Mésintelligence	entre les ouvriers des deux nationalités		B

蜂起	Le Soulèvement	des ouvriers français contre les ouvriers belges		F
反乱	La Révolte	des ouvriers mineurs contre les ouvriers belges		F
蜂起	Les Mouvements séditieux			B
労働運動	Le Mouvement - mouvement gréviste -mouvement des ouvriers français -mouvement d'hostilité	contre les Belges contre leurs camarades belges envers les ouvriers étrangers		F/B
デモ	Les Manifestations - manifestations hostiles	anti-belges contre les Belges contre les ouvriers belges	à Lens et à Liévin dans le Pas-de-Calais	F/B
抗議	Les Protestations	d'amitié « fraternelles »		B
ストライキ	Les Grèves	des mineurs	à Lens et à Liévin dans l'arrondissement de Béthune	F
暴力	Les Violences	contre les Belges contre mineurs belges contre nos patriotes dont les Belges sont l'objet	à Lens et à Liévin dans les bassins houillers du Pas-de-Calais	F/B
乱暴	Les Brutalités	contre les ouvriers belges		(F)/B
蛮行	La Barbarie	française		B
野蛮行為	Les Actes de barbarie	contre des ouvriers belges		B
残虐	La Sauvagerie	contre nos compatriotes		B
虐待	Les Sévices	dont nos nationaux ont été l'objet de la part des ouvriers français sur des ouvriers belges		(F)/B
虐殺	Les Tueries			F
殺人行為	Les spéculations Homicides	contre le patronat qui tue –ou fait tuer– pour voler		F
待遇	Les Traitements - mauvais traitements - traitement infligé	aux ouvriers belges à nos compatriotes	dans le Pas-de-Calais en France	F/B
災難	La Méaventure	des houilleurs borains		B
不正	Les Injustices flagrantes	contre nos patriotes		B
醜聞	Les Scandales		du Pas-de-Calais	B
怒り	L'Indignation	contre les étrangers		F
憎悪	L'Hostilité	aux Belges		B
不寛容	L'Intolérance	des ouvriers		B
追放	Les Expulsions - expulsion violente	des Belges des ouvriers belges des mineurs belges	du bassin houiller du Nord-Pas-de-Calais de la France aux mines de Lens et de Liévin	F/B
迫害	Les Persécutions -lâches persécutions	dont des ouvriers belges sans défense ont été les victimes	dans le Nord de la France	B
狩り	La Chasse - odieuse chasse	aux Belges	en France	(F)/B
襲撃	Les Agressions - scandaleuses et lâches agressions	dont les houilleurs borains sont victimes	chez nos voisins	B
襲撃	Les Attentats	contre les ouvriers belges à l'égard des Belges	dans le Nord	B

戦い	Les Batailles			F
戦闘	Le Combat			F
闘争	Les Luittes	fraticide (<i>sic</i>) entre frères de travail entre les ouvriers belges et les ouvriers français		F
戦争	La Guerre	des mineurs aux Belges	dans le bassin houiller	F/B
大演習	Les grandes Manoeuvres		du bassin houiller	F
宣伝活動	La Croisade utilitaire	contre les ouvriers belges	dans le nord de la France	B
陰謀	Les Agissements	des syndicats français vis-à-vis des ouvriers belges des syndicats socialistes français envers les mineurs belges	dans le Pas-de-Calais	B

[出典] 筆者作成

[註記] 媒体欄の F はフランスの新聞で言及があること、B はベルギーの新聞で言及があること、F/B は両国の新聞で言及があることを示す。また、(F)としたのはベルギーの記事を引用したことで結果的に紙面に当該語が記載されたことを示す。

表15 ランス・リエヴァン市の帰化手続き完了までに要した期間（1892-1893年）

手続き完了までの期間	1ケ月	2ケ月	3ケ月	4ケ月	5ケ月	6ケ月	7ケ月	8ケ月	9ケ月	10ケ月	11ケ月	12ケ月	13ケ月	14ケ月	15ケ月	不明
件数	0	1	4	8	4	8	1	1	9	4	4	1	1	2	2	15

[出典] AN, BB11, Dossiers de naturalisation. より筆者作成。

表16 パ=ド=カレ県における帰化申請数の出身国別推移（1887-1914年）

	ベルギー	ドイツ	イタリア	イギリス	アルザス・ロレーヌ	オランダ	スイス	デンマーク	ノルウェー	ルクセンブルク	スペイン	オーストリア・ハンガリー	チュニジア	ムスリム	ルーマニア	不明
1888	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1889	13	8	0	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
1890	49	4	4	3	2	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	4
1891	43	6	6	7	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
1892	157	11	4	0	6	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0
1893	208	3	4	4	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
1894	112	5	10	3	3	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
1895	55	3	9	8	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1
1896	75	5	8	7	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1897	68	5	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0
1898	54	2	0	2	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
1899	52	2	1	5	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1900	20	6	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1901	72	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
1902	71	2	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1903	58	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1904	69	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1905	72	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1906	40	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1	1	0
1907	82	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1
1908	87	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
1909	97	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1910	104	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1658	82	53	48	25	11	9	6	4	3	2	2	2	1	1	10

[出典] ADPdC, M3222, Admission, naturalisations, réintégration, instructions et états récapitulatifs, 1815-1924. より筆者作成。

[註記] 未成年の子どもの帰化数は含まず。

表 1 7 パド=カレ県における帰化申請数の郡別推移 (1887-1914 年)

	アラス	ベチューヌ	ブローニュ	モントルイユ	サン=トメール	サン=ボル
1887	0	1	0	1	0	0
1888	1	0	1	0	0	1
1889	4	7	16	0	0	2
1890	19	24	22	5	3	6
1891	6	23	22	3	12	0
1892	13	144	27	2	2	2
1893	20	197	23	0	0	0
1894	4	94	40	4	4	0
1895	6	49	28	1	1	2
1896	14	64	28	1	1	0
1897	7	68	13	1	0	2
1898	5	49	13	2	2	0
1899	9	44	8	4	2	1
1900	2	22	5	2	0	0
1901	2	66	6	3	0	0
1902	0	66	8	0	4	4
1903	9	43	13	0	1	0
1904	10	57	2	2	0	1
1905	7	66	6	2	0	0
1906	7	35	9	0	0	0
1907	15	59	7	0	6	0
1908	3	72	7	2	4	0
1909	20	74	1	0	2	0
1910	13	89	8	0	1	1
1911	12	92	15	0	5	6
1912	26	57	8	3	3	1
1913	9	71	23	2	0	3
1914	14	37	17	0	0	2
合計	257	1670	376	40	53	34

[出典] ADPdC, M3222, Admission, naturalisations, réintégration, instructions et états récapitulatifs, 1815-1924.より筆者作成。

[註記] 未成年の子どもの帰化数は含まず。

補遺 2 事件の経緯

8月、騒動のはじまりとその伝播

騒動の発端は、8月14日(日)の夜の出来事にさかのぼる。翌日15日は聖母被昇天祭の祝日で仕事は休みとなるため、通常よりも多くの炭鉱夫達が居酒屋にくり出し、深酒をしていたと考えられる。23時頃、リエヴァン炭鉱会社の第3坑労働者都市にある居酒屋において「ベルギー人打倒(A bas les Belges)」との叫び声が発せられ、これをきっかけにフランス人労働者とベルギー人労働者の間で口論が始まる。これまでもフランス人とベルギー人炭鉱夫の間での喧嘩はさして珍しい事ではなかったが、鉄道特別警視(Rodière)によれば、近時に炭鉱会社がベルギー人を大量に雇用しており、その不満がフランス人の間で高まっていたという。口論はいつしか取っ組み合いにあり、そのさなかベルギー人炭鉱夫(Philibert Thiébaud)がフランス人1名(Grattepanche)の頭部に2カ所の傷を負わせる⁵⁵⁸。

翌8月15日(月・祝)、朝から第3坑労働者都市では、昨夜のフランス人とベルギー人と間の喧嘩の話題がまたたく間に広がり、60から70名のフランス人労働者が集まり、怪我を負った仲間の仕返しをするために「ベルギー人達を倒せ」と叫びながら住宅街を練り歩きはじめ、徐々にその集団の規模を拡大し行く⁵⁵⁹。この集団の一部は、第4番住宅のベルギー人の住居に侵入、窓ガラスなどを破壊し、つるはしの柄で2名のベルギー人に暴行を加える。第8番住宅でもベルギー人炭鉱夫が自宅前で襲撃され、つるはしの柄で頭部を殴られ重傷を負う。また、別の集団はベルギー人を追いかけて回したのち、フランス人2名(François Milville, Omer Lamant)がベルギー人1名(Delattre)に棍棒で殴りつけ重傷を負わせる⁵⁶⁰。さらに、第14番住宅のベルギー人の住宅も戸口が壊され室内にあった家具類やミシンなどが破壊、外からは石が投げ込まれガラス窓も破られ、屋根裏部屋に身を潜めていたベルギー人(Adam)は威嚇のために空中に向けピストルを一発発砲する。11時半、リエヴァン市駐屯の憲兵班長(Wattelez)とその部下2名が駆けつけ⁵⁶¹、秩序回復を試みるが興奮は高まるばかりで効果はなく、直ちに関係各所に連絡を取る。ランス市の憲兵班から4名が応援に到着⁵⁶²。さらに連絡を受けたリエヴァン市長(Édouard Deférnez)、続いて郡庁所在地のベチューヌ市から副知事(Mercier)、共和国検事(Siben)、そして

⁵⁵⁸ ADPdC, M1804, Rapport du Lieutenant gendarmerie (15/08/1892); ADPdC, M2774, Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer (16/08/1892); AN, BB24/905/12460/S92, Lettre du Procureur général (17/08/1892). 特別警視の報告では、被害者は居酒屋から帰宅したところを、複数のベルギー人に襲撃され傷を負ったとある。一方、主席検察官の書簡では、被害者は帰宅した後に、頭部に傷を負ったことに気づいたとある。

⁵⁵⁹ ADPdC, M2774, Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer (16/08/1892).

⁵⁶⁰ AN, BB24/905/12460/S92, Lettre du Procureur général (08/12/1892), Rapport du Procureur de la République (14/12/1892).

⁵⁶¹ リエヴァン市には、第1軍管区第1憲兵部隊に属する騎兵隊1班(5名)が駐屯している。

⁵⁶² ランス市には、同じく第1軍管区第1憲兵部隊に属する騎兵隊と歩兵隊がそれぞれ1班(計10名)が駐屯している。

憲兵隊中尉（Gest）が現地に到着する。共和国検事によると、到着時「第3坑労働者都市の住民達は興奮状態で、およそ1500人の群衆（その中には多くの女性や子どもも含む）が路上に出て歌を歌い、「ベルギー人達を打ち負かせ」とロ々に叫んでいた」という⁵⁶³。リエヴァン市長は住民達を前に冷静を取り戻すように演説を行ない、徐々に事態は鎮静へとむかう。当日中に、憲兵と共和国検事による捜査と事情聴取が行なわれ、昨晚の傷害事件の犯人としてベルギー人チボーを逮捕、ベチューヌ市に移送する。司法当局はこの日、複数のベルギー人が深刻な怪我を負ったとの証言をえるものの、実際の負傷者の数は把握しきれなかったとしている。一方、新聞各紙は、15日の騒動で5人が負傷、うち1人が重傷を負ったと報じている⁵⁶⁴。リエヴァン市憲兵班とランス市憲兵班の2班が第3坑労働者都市にとどまり夜間のパトロールにあたるが、興奮は完全には冷めきらず、酒を飲んだものが大声を発するなど小規模な騒動が続く。

8月16日（火）、早朝、騒動のあったリエヴァン炭鉱会社の第3坑では、大した混乱もなく炭鉱労働者たちは朝番の入坑をはたすものの、坑内で何らかの問題が発生し20名のベルギー人炭鉱夫が途中で仕事を切り上げ地上にあがってくる。また、この日30名のベルギー人労働者が家族を伴いベルギーへ帰国するために、リエヴァン炭鉱会社に労働者手帳の返却を求めている⁵⁶⁵。鉄道特別警視はこの日の状況を、「依然として炭鉱夫達はある種の興奮状態に包まれている」と報告する⁵⁶⁶。

8月17日（水）、15日に傷害罪で逮捕され連行されたベルギー人炭鉱夫チボーの裁判がベチューヌ市の軽罪裁判所で開かれ、20日の禁固刑が言い渡される⁵⁶⁷。司法当局は14日と15日の騒動について捜査を続けるものの情報が錯綜しているとして、この時点での容疑者逮捕はベルギー人1名のみにとどまっている⁵⁶⁸。この日も、ベルギー人労働者から帰国のための労働者手帳の返却要求が相次ぎ、ランス駅には帰国するベルギー人家族の家財道具が次々に運び込まれる⁵⁶⁹。

8月18日（木）、ベルギー人とフランス人炭鉱夫の間の紛争解決にむけて、パド＝カレ炭鉱労働者組合（Syndicat des mineurs du bassin houiller du Pas-de-Calais）の呼びかけに

⁵⁶³ *Idem*, Lettre du Procureur général (17/08/1892). なお、現地に駆けつけた当局者からの報告ではいずれも住民達のかけ声として「ベルギー人を倒せ」のみが言及されているが、翌日以降の新聞各紙は「共和国万歳（Vive la République）」「フランス万歳（Vive la France）」「フランス人万歳（Vivent les Français）」、あるいは「フラマン人を倒せ（A bas les Flamands）」、「市長万歳（Vive Mr le Maire）」といった喚声が住民達の間からあがっていたことを報じている。

⁵⁶⁴ *L'Avenir d'Arras et du Pas-de-Calais, L'Écho du Nord, Le Journal de Roubaix* (17/08/1892), *L'Express du Nord et du Pas-de-Calais, Le Hainaut* (18/08/1892), *La Gazette de Béthune, Le Petit Béthunois, La Croix d'Arras* (21/08/1892). また、ベルギーの新聞では「負傷者多数」と報じているところが多い。Cf., *La Réforme, La Meuse* (16/08/1892), *La Chronique, L'Etoile Belge, La Gazette* (17/08/1892), *La Gazette de Mons, La Vérité* (18/08/1892). さらに、ベルギーの3紙は、オルニュ（Hornu）出身者（Louis Blin）が胸に怪我を負い病院に運ばれたが重篤な状態と実名を挙げて報じている。Cf., *La Chronique* (19/08/1892), *La Réforme* (20/08/1892), *Le Hainaut* (21/08/1892).

⁵⁶⁵ ADPdC, 1Z224, Télégramme du Commandant gendarmerie (17/08/1892).

⁵⁶⁶ ADPdC, M2774, Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer (16/08/1892).

⁵⁶⁷ AN, BB24/905/12460/S92, Lettre du Procureur général (22/08/1892).

⁵⁶⁸ *Ibid.* (17/08/1892).

⁵⁶⁹ *L'Écho du Nord* (20/08/1892).

より、リエヴァン市で集会が開かれ 1000 名の労働者が出席する⁵⁷⁰。リエヴァン炭鉱会社およびランス炭鉱会社によるベルギー人の雇用について話し合われる。組合副書記のエヴラール (Florent Evrard) が壇上に立ち、「フランス政府から採掘権を得て独占的に操業している炭鉱会社は、われわれ国民を失業させたまま、外国人を雇い入れるのは恥ずべき行ないだ」と主張し、この問題の解決には国会での議論が必須であると述べる。また、現時点でストライキを行なうのは労働者にのみ不利に働く事になるため、対話により会社側から譲歩を引き出す事を提案。聴衆はこの指示に従い、ストの回避とリエヴァンとランスの両炭鉱会社に代表団を送る事が決議され、「組合万歳 (Vive le syndicat)」の喚声が響き渡るなか集会は閉幕する。この日までに 100 名のベルギー人労働者が帰国する⁵⁷¹。

8 月 19 日 (金)、組合副書記エヴラールは、リエヴァン炭鉱会社主任技師 (Léon Desailly) とランス炭鉱会社主任技師 (E. Reumaux) に宛て、それぞれの炭鉱会社に属する労働者 5 名から構成される代表団を送る事を書簡にて知らせる。また、代表団の要求として外国人の雇用の抑制を求めることを伝える⁵⁷²。この書簡に対して、翌日の 8 月 20 日 (土) には、両会社ともに月曜日に代表団を受け入れるとの返信がある⁵⁷³。また同日、パド=カレ炭鉱労働者組合の集会がエナン=リエタル市 (Hénin-Liétard) で開催され、組合代表で下院議員のバリ (Émile Basly) が壇上に立ち、1200 名の労働者を集めている⁵⁷⁴。

8 月 21 日 (日)、騒動から 1 週間が経過したが事態は収束に向かうどころか、労働者たちの興奮は週末になり再燃、隣接するランス市をはじめとしてパド=カレ県炭鉱地帯にも広がりを見せる。ランス炭鉱会社の第 1 坑、第 2 坑、第 9 坑では昼過ぎより、フランス人労働者の間に不穏な動きがあることが報告される⁵⁷⁵。日が暮れるにしたがい、ランス市内に炭鉱労働者が溢れ出し、「ベルギー人打倒！ 奴らなんて必要ない！ (A bas les Belges! Il n'en faut plus!)」との叫び声が夜通し繰り返される⁵⁷⁶。ランス炭鉱会社の技師長はこの日、ランス鉱区の労働者都市での住民達の興奮が高まっており、外国人労働者への執拗な嫌がらせについて懸念を示すとともに、もし、このまま当局が事態に真剣に介入しないのであれば、技師や職員にも暴力行為が及ぶ可能性があることを深刻に危惧し、治安当局に対して警備の強化をもとめている⁵⁷⁷。騒動はオストリクール鉱区にも飛び火する。23 時、オワニー市 (Oignies) のオストリクール炭鉱会社の労働者住宅でベルギー人とフランス人の間で殴り合いの喧嘩が発生し、フランス人炭鉱夫がベルギー人の手にした火か

⁵⁷⁰ ADPdc, M2774, Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer (19/08/1892). パド=カレ炭坑労働者組合から出資金を受け、組合機関紙としての役割をはたしている『ル・レヴェイユ・デュ・ノール』紙をはじめとして北フランスの新聞各紙は、この集会の参加者を 1500 人と報じている。 Cf., *Le Réveil du Nord*, *Le Progrès du Nord*, *La Gazette de Béthune* (21/08/1892), *L'Écho du Nord*, *L'Avenir d'Arras et du Pas-de-Calais* (22/08/1892).

⁵⁷¹ *Idem*, Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer (19/08/1892). 一方アヴァス通信社は、15 日から 18 日までに 150 名のベルギー人が帰国したと配信し、フランス・ベルギー各紙はこれを一斉に伝えている。

⁵⁷² CAMT, 1994/055/0080, Lettre de F. Evrard, Secrétaire général adjoint du syndicat de mineurs du Pas-de-Calais (19/08/1892).

⁵⁷³ *Idem*, Note de l'Ingénieur en chef de la Société des Mines de Lens (20/08/1892).

⁵⁷⁴ *Le Réveil du Nord* (19/08/1892), *Le Progrès du Nord* (24/08/1892).

⁵⁷⁵ ADPdc, 1Z224, Télégramme du Commissaire de police de Lens (21/08/1892).

⁵⁷⁶ *Idem*, Télégramme du Maire de Lens (22/08/1892).

⁵⁷⁷ CAMT, 1994/055/0080, Note de l'Ingénieur en chef de la Société des Mines de Lens (21/08/1892).

き棒で軽い傷を負う事件が発生する⁵⁷⁸。さらに、国境を越えたベルギーでも騒動は波及。フランスからの相次ぐ帰還者が到着したことより、エルーージュ市 (Elouges) ではこの日、小規模な反仏デモが発生している⁵⁷⁹。

8月22日(月)、オストリクール炭鉱での騒動を受け、未明よりカルヴァン市駐屯の憲兵班がオワニー市に出動する⁵⁸⁰。朝4時30分、朝番の炭鉱夫達の入坑が始まる時間となるが、昨晚の喧嘩騒動の話が広がり、入坑を拒否する者が続出。人だかりができ、ベルギー人をののしる言葉が叫ばれる。9時30分、憲兵隊の介入によりようやく集まっていた人々は散ってゆくが、労働者都市は終日興奮状態に包まれる。オストリクール炭鉱会社からの連絡によれば、当該鉱区で働く労働者640名中230名がベルギー人とのことで、治安当局は騒動の再発を警戒する⁵⁸¹。一方、リエヴァン市とランス市は、この日が予備役兵の召集日にあたり、朝から召集令状を受けとった男性たちが28日間の予備兵を果たすために出発してゆく。炭鉱住宅街では、とりわけ兵役にとられた夫のいる妻たちが、徴兵義務のないベルギー人夫をもつ妻たちに対して反感をあらわにし、罵詈雑言を浴びせ一時的に興奮が高まる⁵⁸²。さらに、この月曜日と翌火曜日はランス炭鉱会社の2週間に1度の給料日でもあり、共和国検事、パド=カレ県事務局長、憲兵隊中尉が午後ランスに視察に現れ、新たな混乱防止のために、ランスとリエヴァン市に更なる分遣隊の投入を決定する⁵⁸³。18時と19時30分に、先週金曜日の決定に従いリエヴァン、次いでランス炭鉱会社と労働者代表団が会談をもち、労働者側は、新たに雇用された外国人労働者を解雇と、これまでに解雇されたフランス人労働者の復職を求める。両会社とも木曜日までに書面にて回答を示すこととする⁵⁸⁴。鉄道特別警視はこの日の午後の状況として、給料日のためランス市の居酒屋が賑わいを見せているものの比較的労働者たちは落ち着きをみせていること、一方で300人ほどの若者の一団が、旗を先頭にベルギー人に見立てた藁人形をかつぎ「ベルギー人を倒せ！」と叫びながら労働者住宅を練り歩き、まだ来て日の浅いベルギー人の家の前で爆竹をならしたことを報告している⁵⁸⁵。また、同じく鉄道特別警視の覚書に

⁵⁷⁸ ADPdc, M1807, Rapport de Commissaire de police de Carvin (23/08/1892).

⁵⁷⁹ AN, BB24/905/12460/S92, Lettre du Procureur général (23/08/1892), AMAE, 2312, Lettre du Gouverneur de la Province du Hainaut (26/08/1892).

⁵⁸⁰カルヴァン市には、第1軍管区第1憲兵部隊に属する憲兵班1班(5名)が駐屯。

⁵⁸¹ ADPdc, M1807, Rapport du Commissaire de police de Carvin (23/08/1892).

⁵⁸² *L'Indépendant de Boulogne-sur-Mer*, *L'Écho du Nord*, *Le Progrès du Nord*, *Le Réveil du Nord* (25/08/1892), *La France* (26/08/1892), *Gazette du Béthune* (28/08/1892).

⁵⁸³ AN, BB24/905/12460/S92, Lettre du Procureur général (23/08/1892).

⁵⁸⁴ ADPdc, M1802, Télégramme du Commissaire spécial de police des chemins de fer (22/08/1892)

⁵⁸⁵ *Idem*, Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer (23/08/1892). ただし、この藁人形の騒動については、鉄道特別警視の報告と新聞各紙の報道には若干の食い違いが見られる。フランスの新聞各紙は、「300名」が「太鼓とラッパ」を先頭に、「三色旗と黒旗」をそれぞれ一本ずつ、隊列の中程にはベルギー人をかたどった「藁人形」一体をかかげながら、ランス炭鉱会社の労働者都市内を練り歩き、ベルギー人の住宅の前で藁人形に火をつけら、さらに爆竹や花火がベルギー人の住宅にむけて放たれたと報じている。Cf., *L'Avenir d'Arras et du Pas-de-Calais* (24/08/1892), *L'Indépendant de Boulogne-sur-Mer*, *L'Écho du Nord*, *Le Progrès du Nord*, *Le Réveil du Nord* (25/08/1892), etc. 一方ベルギーの新聞各紙はこの騒動について、「150名」の集団が「三色旗」とベルギー人を見立てた「人形」を掲げ、「ベルギー人を倒せ！」と叫びながら練りあるいたことのみ簡潔に報道している。Cf., *L'Etoile Belge*, *La Gazette*, *Le Bien Public*, *L'Impartial de Gand* (24/08/1892), *La Gazette de Mons*, *L'Organe de Mons et du Hainaut* (25/08/1892), etc. また、25日よりランスに特派員を派遣した『ル・タン』

よれば、この日までにランスとリエヴァン炭鉱会社のベルギー人労働者およそ 180 名が労働者手帳の返却をもとめ、帰還して行ったとしている⁵⁸⁶。

8 月 23 日 (火) 未明、県知事(Alapetite)の要請を受け、ランスとリエヴァン市に憲兵の分遣隊が到着するが、リエヴァン市長は宿舎が用意できないとして受け入れを拒否する態度を示す⁵⁸⁷。この日はランス炭鉱会社の第 3 坑と第 8 坑が給料日であり、夜にはランス炭鉱会社の第 3 坑の労働者住宅で「ベルギー人を倒せ！」と叫びながら複数の集団が練り歩いている⁵⁸⁸。

8 月 24 日 (水)、騒動はさらに伝播し、これまで兆候を全く見せなかったヴァンダン=ル=ヴィエイユ市(Vendin-le-Veil)に設置されたランス炭鉱会社第 8 坑で、労働者たちがストライキに突入する。このストは事前に計画されたものではなく自然発生的に開始している。朝 5 時、入坑のために集まった労働者たちに対して、数人の扇動者たちがベルギー人雇用に抗議するストを呼びかけ、この坑で働く労働者 400 名中の 250 人がこれに応じる⁵⁸⁹。スト参加者は街頭に繰り出し「ベルギー人を倒せ！」と叫び声をあげ、第 8 坑労働者都市は一時騒然とする。11 時、騒動を聞きつけ炭鉱労働者組合代表で代議士のバリと同じく副書記のエヴラールが現地に駆けつけ、第 8 坑近くの居酒屋でスト者たちから事情を聞くために集会を開く⁵⁹⁰。この集会でエヴラールは、「ベルギー人労働者も家庭の父親」であり暴力に訴えることはしないよう呼びかけ、バリも、ベルギー人に暴行を加えると、ベルギーにいる我々の同国人たちに危害が及ぶ恐れがあると指摘し、暴力の自粛を求める。14 時、第 8 坑の労働者代表 5 名がバリとエヴラールに伴われランス炭鉱会社の技師長のもとに赴き、外国人労働者の雇用抑制と、フランス人解雇者の再雇用を求める要望を伝える。17 時、居酒屋で再度集会が開かれ、技師長との会談の様子が報告される⁵⁹¹。エヴラールとバリは会社側から譲歩を引き出すためにもスト解除をも呼びかける演説をおこない、賛成多数で議決される。一方県知事は、第 8 坑でのストの発生を受け直ちに治安維持のため第一軍管区司令官に更なる部隊の徴用を要請するとともに、軍隊の派遣で労働

紙は、このデモ隊はランスだけではなくリエヴァンの労働者都市も練り歩いたと報じている。Cf., *Le Temps* (25/08/1892).

⁵⁸⁶ ADPdC, M1802, Note du Commissaire spécial de police des chemins de fer (22/08/1892).

⁵⁸⁷ ADPdC, 1Z224, Télégramme du Maire de Liévin (23/08/1892).

⁵⁸⁸ *Idem*, Télégramme du Lieutenant gendarmerie (24/08/1892).

⁵⁸⁹ ADPdC, M1802, Télégramme du Commissaire spécial de police des chemins de fer (24/08/1892, 8h28). このストへの参加人数については、史料によりばらつきがあり、ランス炭鉱会社の報告によれば、およそ 160 名の労働者が、扇動者の一団により威嚇され、入坑する事ができなかったとしているほか、1892 年度スト統計では 180 の入坑が妨げられたと報告されている。Cf., ADPdC, M1802, Télégramme de Mines de Lens (24/08/1892), *Statistique des grèves survenues en France pendant l'année 1892*, Paris, Imprimerie nationale, 1893, pp.88. 一方、フランスとベルギーの新聞各紙は、第 8 坑の労働者 600 人中 100 名のみが入坑し（換言すれば 400 名がストに参加）、スト破り者のほとんどが外国人であったと報じている。Cf., *L'Écho du Nord*, *L'Etoile Belge*, *La Gazette de Mons* (25/08/1892), *Le Progrès du Nord*, *Le Réveil du Nord*, *Le Temps*, *Le Hainaut* (26/08/1892), etc.

⁵⁹⁰ ADPdC, M1802, Télégramme du Commissaire spécial de police des chemins de fer (24/08/1892, 12h30). 新聞各紙はこの集会の参加者数を 300 名あるいは 400 名と報じている。Cf., *Le Figaro* (24/08/1892), *La Gazette* (25/08/1892), *L'Écho du Nord*, *Le Réveil du Nord*, *Le Temps* (26/08/1892), etc. ただし、『ラ・ガゼット・ドゥ・ベチューヌ』紙だけは 850 名と報じている。Cf., *La Gazette de Béthune* (28/08/1892).

⁵⁹¹ ADPdC, M1802, Télégramme du Commissaire spécial de police des chemins de fer (24/08/1892, 19h). 新聞各紙ともこの 2 度目の集会の参加者数は 400 名と報じている。

者たちを刺激する事を極力さけるために、部隊は市内を通過することを回避して現地に向かうよう指示を出す⁵⁹²。この日は隣接するリエヴァン炭鉱会社の給料日でもあり、リエヴァン炭鉱会社の第3坑の一部の労働者がストを行なっているほか、夜になるとフランス人労働者の集団が労働者都市を練り歩き、石や棒を使って複数のベルギー人住居を襲撃している⁵⁹³。さらに、現地の特派員からの記事として、リエヴァン市の居酒屋で4名のベルギー人によるフランス人にむけた挑発行為（ワインを飲み干しながら「フランス人の血を飲み干してやった」と発言）があった事、フランス人炭鉱夫（Omer Lamant）が「ほら、汚いフランス人、お前にだ」と言ってナイフで刺された事などを伝えている⁵⁹⁴。

8月25日（木）、引き続きリエヴァン市の労働者都市では騒動が続く。深夜2時、憲兵隊がパトロールを終えた直後に、68軒のベルギー人住居が襲撃され窓ガラスなどが破壊されたほか、リネン類なども盗まれる⁵⁹⁵。そのうち数軒はフランス人の住居であったが、おそらく誤って襲われたものと思われる。夜があけると、憲兵隊中尉と共和国検事が現地入りして捜査にあたるが、襲撃犯はベルギーで反仏デモの被害にあったフランス人だとのうわさや⁵⁹⁶、正体を隠すために袋をかぶっていたとの目撃情報はあるものの、被害者のベルギー人たちは恐怖で身を隠していたため犯人を目撃しておらず、フランス人たちも曖昧な情報を提供するのみで決定的な手がかりを得られず犯人の逮捕にはいたらない⁵⁹⁷。この騒動でベルギー人たちの間にはさらなる恐怖がひろがり、多くベルギー人家族が引越しの準備をはじめている⁵⁹⁸。現地で指揮にあたる憲兵隊中尉の要請で、夜間の炭鉱住宅街の警備を強化するために、県知事は騎兵隊に出動を命じる⁵⁹⁹。19時、リエヴァン市の講堂（Salle Marteau）で組合集会が開催され2000人が参加する。22日の会談にもとづきリエヴァン炭鉱会社、ランス炭鉱会社から出された回答が読み上げられる。両会社とも、ベルギー人労働者を好んで積極的に雇用した事実はなく、常にフランス人労働者を優先的に雇用していることを強調し、要求事項であるベルギー人の解雇については、あえて会社側が解雇せずともすでにその多くが帰国したことで解決しているとし、また、フランス人解

⁵⁹² *Idem*, Télégramme du Préfet de Pas-de-Calais (24/08/1892).

⁵⁹³ AN, BB24/905/12460/S92, Lettres du Procureur général (25, 26/08/1892).

⁵⁹⁴ *Le Réveil du Nord, Le Temps* (27/08/1892). さらに複数の新聞がこの記事を引用するかたちで報道している。なお、刃物で刺されたオメル・ラマンは、8月15日にベルギー人（Delattre）を棍棒で殴りつけ重傷を負わせ、9月7日にもベルギー人（Vanderode）に暴行を加え重傷を負わせている。ラマンはのちにこれらの傷害罪で逮捕されそれぞれ2ヶ月と4ヶ月の禁固刑が言い渡されたが、大統領恩赦により最終的に禁固2週間に減刑されている。Cf, AN, BB24/905/12460/S92, Demande en grâce, Omer Lamant (10/12/1892).

⁵⁹⁵ ADPdc, M1802, 1807, Télégrammes du Commissaire spécial de police des chemins de fer (25/08/1892).

⁵⁹⁶ この噂の出所は、フランス人炭鉱夫アンドレ・リシエの狂言によるものと後に判明する。

⁵⁹⁷ AN, BB24/905/12460/S92, Lettre du Procureur général (26/08/1892). 後にこの件で6名が逮捕され、9月7日にベチューヌの軽罪裁判所で禁固4ヶ月から6ヶ月の有罪判決が言い渡されている。Cf, *La Gazette de Béthune* (11/09/1892), etc.

⁵⁹⁸ 複数の新聞が、「水曜日から木曜日にかけて、リエヴァン炭鉱会社で57通、ランス炭鉱会社で49通の労働者手帳が返却され、（中略）ランス駅にはベルギー人家族の引越し荷物が集まり、さながら競売場の様相を呈している」と報じている。Cf, *Le Figaro* (26/08/1892), *L'Écho du Nord, Le Progrès du Nord, Le Réveil du Nord, La Gazette de Mons* (27/08/1892), etc.

⁵⁹⁹ ADPdc, M1807, Télégramme du Lieutenant gendarmerie (25/08/1892). 25日午後の時点では、リエヴァン市に15名、ランス市に20名、ヴァンダン＝ル＝ヴィエイユに10名の憲兵が配置されている。

雇者の復職については前向きに検討するとの姿勢を示す⁶⁰⁰。続いて、エヴラールが演説を行ない、当面は会社側の出方を注意深く見守ることを提案。また、バリも壇上に立ち、次期国会において内務大臣と公共事業大臣(Jules Viette)に対して質疑を行なうことを約束⁶⁰¹。21 時、ランス炭鉱会社の第 3 坑労働者都市（所在地：リエヴァン市）において、ベルギー人の住居 12 軒の窓ガラスが破壊される⁶⁰²。憲兵隊が駆けつけ、22 時には騒動は収まり直ちに調書が取られるが、この件での逮捕者はでていない⁶⁰³。ベルギー人とその住居の警護のため、憲兵隊が夜通しパトロールにあたる。なお、前日ストが発生したヴァンダン=ル=ヴィエイユ市のランス炭鉱会社第 8 坑の労働者たちは、集会での決議に従い朝から仕事を再開している。

8 月 26 日（金）、リエヴァン炭鉱会社、ランス炭鉱会社ともに朝番の入坑は混乱なく行なわれる。13 時、エナン=リエタール市の憲兵班長からの電報で、今晚、リエヴァンとランス炭鉱会社の労働者たちがドロクール鉱区(Drocourt)に集結し、デモを行なうとのうわさがある事が関係各所に伝えられる⁶⁰⁴。これに対して鉄道特別警視は、ドロクール炭鉱会社では労働者の 8 割をベルギー人が占めている事に注意を喚起した上で、ランス・リエヴァン市からドロクール炭鉱会社があるエナン=リエタール市までの距離は 11 キロメートルあり、ランスとリエヴァンの炭鉱夫たちが集結するとは考えがたいこと、ただし、同じくエナン=リエタール市に拠点を置くドゥルジュ炭鉱会社(Dourges)の労働者たちが行動に出る可能性があるため、知事に対して警戒体制をしくよう要請する⁶⁰⁵。16 時 30 分、代議士のバリが様子をうかがうためにエナン=リエタール市に出向くが、結局この晩は懸念された騒動は発生していない⁶⁰⁶。一方、ランス炭鉱会社の第 3 坑では昨晚に引き続き、複数の集団がベルギー人の住居を襲撃、憲兵隊が駆けつけるものの犯人は取り逃がしている⁶⁰⁷。

8 月 27 日（土）、ドロクール炭鉱会社の支配人から、今晚と明晩、自社のフランス人労働者がベルギー人労働者を襲撃する可能性があるとして、軍隊の介入要請が出される⁶⁰⁸。憲兵隊は 8 月 31 日（水）までエナン=リエタール市の警備を強化するが、最終的に

⁶⁰⁰ リエヴァン炭鉱会社とランス炭鉱会社からの回答については、フランスとベルギーの新聞数紙が全文を掲載している。Cf., *L'Écho du Nord*, *Le Réveil du Nord*, *Le Progrès du Nord*, *Le Temps*, *La Réforme* (28/08/1892).

⁶⁰¹ エヴラールとバリの演説内容の詳細については『ル・レヴェイユ・デュ・ノール』紙に掲載されている。Cf., *Le Réveil du Nord* (28/08/1892).

⁶⁰² ADPdC, M1804, Télégramme du Commissaire spécial de police des chemins de fer (25/08/1892).

⁶⁰³ AN, BB24/905/12460/S92, Télégramme du Procureur général (26/08/1829).

⁶⁰⁴ エナン=リエタール市には、第 1 軍管区第 1 憲兵部隊に属する憲兵班 1 班（5 名）が駐屯。

⁶⁰⁵ ADPdC, M1807, Télégramme du Commissaire spécial de police des chemins de fer (26/08/1892). ドロクール炭鉱会社のベルギー人の割合には諸説あり、『ル・タン』紙などは 75%と報じているが、後に『レクスプレス・デュ・ノール』紙などは 75%というのは間違いであり、多く見積もっても 20%であると訂正をしている。Cf., *Le Temps*, *Le Progrès du Nord* (28/08/1892), *L'Express du Nord et du Pas-de-Calais* (01/09/1892). また、同じく『ル・レヴェイユ・デュ・ノール』紙など一部は、ドロクール炭鉱では、人数が多いベルギー人が逆にフランス人を襲撃する危険があるとの見解を報じている。Cf., *Le Réveil du Nord* (27, 28/08/1892), *Le Progrès du Nord* (28/08/1892). なお、このドロクール炭鉱会社の騒動に関する噂については、参照。

⁶⁰⁶ ADPdC, M1807, Télégramme du Commissaire spécial de police des chemins de fer (26/08/1892).

⁶⁰⁷ ADPdC, 1Z224, Télégramme du Lieutenant gendarmerie (27/08/1892).

⁶⁰⁸ ADPdC, M1807, Télégramme du Brigadier gendarmerie de Vimy (27/08/1892).

騒動は発生しない⁶⁰⁹。リエヴァン市、ランス市、そしてヴァンダン＝ル＝ヴィエイユ市では、夜間に「ベルギー人を倒せ」の喚声が時おりあがるが、おおむね労働者たちは落ち着きを取り戻す。8月15日から月末までに、リエヴァン炭鉱会社を辞職したベルギー人は325名、ランス炭鉱会社を辞職したベルギー人は184名、合計して509名とその家族がベルギーに帰国する⁶¹⁰。一方8月21日以降、帰還者の受け入れ地となったブラトン市(Blaton)やベルニサル市(Bernissart)などベルギー・エノー州の各地で反仏デモが発生しているほか⁶¹¹、逆にベルギーの炭鉱会社で働くフランス人労働者が手帳の返却を求め帰還する動きもでている⁶¹²。

9月、騒動の再発とベルギーからの反響

9月1日(木)、騒動の沈静化をうけ、各市で警戒にあたっていた分遣隊がそれぞれの持場に帰還してゆく⁶¹³。ただし、次の給料日に騒動が懸念されるため、リエヴァン市に12名の憲兵が残留する。また、事件発生以来、陣頭指揮をとっていたゲスト中尉もベチューヌに戻る。パリに上京した代議士バリは、9月2日(金)、内務大臣のルベ(Émile Loubet)と面会し、ランス・リエヴァンの状況について伝える。9月3日(土)、ランス市長のフレミクール(August Frémicourt)が市長の職を辞する意向を表明し辞職届を県知事に提出する⁶¹⁴。5月の市議会議員選挙以降、組合系の議員が議席の過半数を占めており、今回の騒動でもはや職にとどまる事は不可能と判断したと思われる。9月4日(日)、エナン＝リエタール市においてドロクール炭鉱の鉱夫保安委員の呼びかけにより労働者300名が集まり、ベルギー人坑内監督の解雇など会社への要求事項が討議される⁶¹⁵。

労働者たちによる騒動は8月末より沈静化していたかに見えたが、再び勢いを盛り返す。9月6日(火)、22時、オワニー市とリベルクール市にあるオストリクール炭鉱会社の炭鉱住宅街において、仕事着の炭鉱夫60名が「ベルギー人を倒せ！」叫びながら、石や棒などでベルギー人の住宅11軒の窓ガラスなどを破壊する⁶¹⁶。カルヴァン市の警視

⁶⁰⁹ *Idem*, Télégramme du Lieutenant gendarmerie (31/08/1892).

⁶¹⁰ ADPdC, M1807, Bulletin du chef d'escadron gendarmerie (30/08/1892). ただし、新聞各紙は帰還者の数を、リエヴァン炭鉱会社350名、ランス炭鉱会社180名、合計530名と報じている。Cf., *Le Calais*, *Le Temps*, *L'Etoile Belge*, *La Gazette de Charleroi*, *La Meuse* (01/09/1892), *L'Indépendant de Boulogne-sur-Mer*, *L'Écho du Nord*, *Le Progrès du Nord*, *Le Réveil du Nord*, *Le Journal de Roubaix*, *L'Organe de Mons et du Hainaut*, *L'Hainaut* (02/09/1892), etc.

⁶¹¹ AMAE, 2312, Lettre du Ministre de la Justice de Belgique (02/09/1892), *Le Peuple*, *La Gazette de Charleroi*, *Patriote* (01/09/1892), etc.

⁶¹² *L'Etoile Belge* (02/09/1892), *La Gazette de Charleroi* (03/09/1892), *L'Organe de Mons et du Hainaut* (04/09/1892), *Le Journal de Roubaix* (05, 06/09/1892), etc.

⁶¹³ ADPdC, M1807, Bulletin de renseignements du chef d'escadron (02/09/1892).

⁶¹⁴ *Idem*, Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer (03/09/1892).

⁶¹⁵ *Idem*, Télégramme du Commissaire spécial de police des chemins de fer (04/09/1892).

⁶¹⁶ *Idem*, Télégramme du Commissaire de police de Libercourt (07/09/1892) ; Rapport du Lieutenant gendarmerie (08/09/1892). なお、オストリクール炭鉱会社の労働者741名中225名がベルギー人とのこと。また、騒動の主犯格13名はのちに逮捕され、9月10日にベチューヌ軽罪裁判所で禁固1週間から40日の有罪判決を受けている。Cf., *La Gazette de Béthune* (18/09/1892), etc.

の報告によれば、この夜の騒動の発端は、同日昼過ぎに 20 歳の女性(Elise Delporte)がリベルクール市からカルヴァン市に向かう道すがら、ベルギー人炭鉱夫ルノワール(Jean-Pierre Lenoir)から暴行未遂をうけたことにあるとのこと⁶¹⁷。また、ランス市では夜半に、ランス炭鉱会社第 2 坑の労働者都市において、この坑の坑内監督長ローラン(Auguste Laurent)の自宅にダイナマイトが仕掛けられる事件が発生する⁶¹⁸。ランプ係が偶然通りかかり不審者 2 名は逃げ出したため未遂に終わるが、仕掛けられたダイナマイト管は 3 本で家の一部を破壊する威力は十分にあった。一方、この日ブリュッセルでは、在ベルギー・フランス商工会議所の会合が開かれ、パド=カレ県での炭坑労働者の騒動について遺憾の意を表する⁶¹⁹。

9 月 7 日(水)、20 時、エナン=リエタール市において日曜日に引き続き組合集會が開催され、およそ 400 名が参加する⁶²⁰。この日は炭鉱労働者組合副書記のエヴラルも駆けつけ、ドロクール炭鉱会社に対して 1 週間以内のベルギー人の解雇求めることなどが盛り込まれた要求事項が決議される。5 名の労働者代表を選出し会社との交渉にあたることに取り決められる。これまで騒動を免れていたクリエール炭鉱区にもついに騒動が飛び火する。日が暮れてから、ランスとリエヴァン市から 20 名ほどの労働者たちがメリクール市にあるクリエール炭鉱会社第 3 坑にやってきて、ベルギー人に対するデモを行ないベルギー人の住宅の窓ガラスや戸口を破壊してゆく⁶²¹。またランス炭鉱会社第 4 坑はこの日が給料日であり、夜半にはバタイユ炭鉱住宅街(Coron de la Bataille)とムーラン労働者都市(Cité du Moulin)など複数の住宅街を、50 から 60 名ほどの集団が「ベルギー人を倒せ！」「ベルギー人に死を！」と叫びながら練り歩き、28 軒のベルギー人住居の窓ガラスなどを棒や石などで破壊している⁶²²。この騒動のさなか、自宅を襲撃されたベルギー人炭鉱夫(Vandennoode)が、それ阻止しようとして家の外に出たところを複数から棒で殴られ意識不明の重態となる⁶²³。また、その妻も負傷する。一方、同じくランス炭鉱会社のボワ炭鉱住宅街(Coron du Bois)では、フランス人炭鉱夫(Descaudin)が 4 名から襲撃をうけ、ナイフで

⁶¹⁷ *Idem*, Télégramme du Commissaire de police de Carvin (08/09/1892), AN, BB18/1883/634A92, Lettre du Procureur général (09/09/1892). なお、ルノワールは後日逮捕され、9 月 24 日にベチューヌ軽罪裁判所で禁固 4 ヶ月の有罪判決を受けている。Cf., *La Revue artésienne* (30/09/1892), etc.

⁶¹⁸ CAMT, 1994/055/0080, Note de l'Ingénieur en chef de la Société des Mines de Lens (07/09/1892).

⁶¹⁹ *Le Temps*, *La Gazette de Charleroi* (09/09/1892), *La Gazette* (10/09/1892), etc.

⁶²⁰ ADPdC, M1807, Télégramme du Commissaire spécial de police des chemins de fer (07/09/1892). 一方、組合の機関紙『ル・レヴェイユ・デュ・ノール』は、この日の集會の参加者数を 1000 名としている。Cf., *Le Progrès du Nord* (10/09/1892).

⁶²¹ *Idem*, Lettre de l'Ingénieur de la Compagnies des Mines de Houille de Courrière (08/09/1892).

⁶²² CAMT, 1994/055/0080, Note de l'Ingénieur en chef de la Société des Mines de Lens (08/09/1892). なお、この騒動の主犯格 11 名に対して、ベチューヌ軽罪裁判所は 9 月 9 日に禁固 1 ヶ月から 6 ヶ月の有罪判決を言い渡している。Cf. CAD, 13ADP/14, Lettre du Ministre de la Justice (26/09/1892), *La Gazette de Béthune*, *Le Journal de Béthune* (11/09/1892), etc. また、いくつかの新聞では、襲撃された 28 軒のうち 4 軒はフランス人が居住する家だった事を伝えている。Cf., *L'Écho du Nord*, *Le Réveil du Nord* (10/09/1892), etc. ただし、ベルギーの『ル・プッブル』紙だけは、4 軒はフラマン人の住居であったとしている。Cf., *Le Peuple* (09/09/1892).

⁶²³ 被害者のベルギー人はすでに 9 月 4 日に住宅の窓を破壊されていた。また、この事件で暴行を加えた主犯格はのちに逮捕され 9 月 15 日にベチューヌ軽罪裁判所で禁固 4 ヶ月の判決を受けている。

脇腹を刺され軽傷を負う⁶²⁴。このフランス人被害者の証言によれば、犯人の正体は分からないものの、刺されたときに「ほらお前にだ、汚いフランス人め！」と言われたため、ベルギー人であると述べている。

9月8日(木)、前日の騒動をうけ炭鉱会社からの要請もあり、ランス炭鉱区とドロクール炭鉱区に再び憲兵の補充部隊が配置される⁶²⁵。共和国検事がベチューヌから到着し、憲兵隊中尉とともにランスにて昨晚の事件についての現場検証と容疑者の逮捕が行なわれる。鉄道特別警視は、フランス人炭鉱夫の逮捕と厳しい判決が相次いでいることにより、労働者たちの間にさらなる興奮を呼び起こし騒動が深刻化すること、ベルギー人だけではなく炭鉱会社の重役にもその矛先が向けられる可能性があることに懸念を示している⁶²⁶。昨夜に引き続きクリエール炭鉱会社の複数の炭鉱住宅街において、ベルギー人の住居13軒の窓ガラスなどが破壊されたほか、「ベルギー人を倒せ！」とはやし立てながらベルギー人に見立てた人形に火をつけている⁶²⁷。この日はランス炭鉱会社の複数の坑の給料日でもあり飲酒による騒動が多発する。ランス第2坑では労働者たちはグラン=コンデ炭鉱住宅街(Coron du Grand-Condé)を練り歩き、ランス第7坑の炭鉱住宅でも複数の集団が「ベルギー人を倒せ！」と叫びながら練り歩いている⁶²⁸。リエヴァン市にあるランス炭鉱会社第3坑では、ベルギー人炭鉱夫(Armand Bazilt)が下宿先の居酒屋の前で「フランス人を倒せ！ベルギー万歳！」との叫び声をあげ、これに対してフランス人たちが「共和国万歳！フランス万歳！ベルギー人を倒せ！」と応戦して辺りは騒然となる⁶²⁹。

9月9日(金)、このランス第3坑の騒動は自然消滅したかに見えたが、日付が変わり深夜1時頃、再び先の居酒屋の前に人が集まり、棒や石などを使って店内が手当たり次第に破壊され酒類が略奪される⁶³⁰。この居酒屋はベルギー人(Auguste Van de Mortelee)が営んでおり、2階にはバズィル以外にも6名のベルギー人を寝泊まりさせていたが、身を隠していたため危害はくわえられていない⁶³¹。しかし午前2時には、同じく第3坑で夜間勤務を終え帰宅途中のベルギー人(Rueul)が何者かに襲われ重傷を負っている⁶³²。夜が明けて午前9時、またしても第3坑でフランス人とベルギー人との間で喧嘩がはじまり、その

⁶²⁴ *L'Avenir d'Arras et du Pas-de-Calais, Le Journal des Débats, L'Etoile Belge* (09/09/1892), *Le Progrès du Nord* (10/09/1892), etc.

⁶²⁵ ADPdC, M1807, Bulletin de renseignements du chef d'escadron (08/09/1892).

⁶²⁶ *Idem*, Télégramme du Commissaire spécial de police des chemins de fer (08/09/1892).

⁶²⁷ ADPdC, M1807, Télégramme du Commissaire spécial de police des chemins de fer (09/09/1892). この件で5名が逮捕され、9月24日のベチューヌ軽罪裁判所の判決で禁固2ヶ月の刑が言い渡されている。

⁶²⁸ ADPdC, 1Z224, Télégramme du Lieutenant gendarmerie (09/09/1892).

⁶²⁹ *Idem*, Télégramme du Commandant détachement gendarmerie de Liévin (09/09/1892).

⁶³⁰ *Etoile Belge* (10/09/1892), *La France du Nord, La Gazette de Mons* (11/09/1892), etc. 居酒屋を襲撃したとして4名に対して、9月10日ベチューヌ軽罪裁判所は1ヶ月から4ヶ月の禁固刑の判決を言い渡している。Cf., *La gazette de Béthune* (18/09/1892), etc.

⁶³¹ 一部の新聞は、この居酒屋を営むのはフラマン系ベルギー人であると伝えているが、一方ではベルギーからの帰化者であるとの報道もある。Cf., *L'Écho du Nord, La Réveil du Nord* (11/09/1892).

⁶³² *Le Figaro* (10/09/1892), *L'Écho du Nord, Le Temps* (11/09/1892), etc. なお、一部の新聞では襲撃されたのはベルギー人2名で、うち1名が重傷と報道されている。Cf., *La France du Nord, Le Journal des Débats, La Gazette de Mons* (11/09/1892), etc.

さなかフランス人(Ferdinand Latour)が背中に刃物で刺され重傷を負う。加害者はベルギー人(François Strobbe)で直ちに逮捕される⁶³³。パド=カレ県事務局長がアラス市から状況の視察のため到着。鉄道特別警視と今後の対策について協議をおこない、憲兵班の5班の追加配備が決まる。共和国検事と憲兵隊は昨日に引き続き事件の捜査を行なう。この日もリエヴァン炭鉱会社は給料日で、日が暮れるとともに市内では「ベルギー人を倒せ！」の掛け声があがる。ベルギー人の住宅2軒とリエヴァン炭鉱会社の音楽ホールの窓ガラスに石が投げ込まれ破壊されたほか、ベルギー人(Cornélien Vanesse)が装填された銃を所持していたとして逮捕されている⁶³⁴。憲兵隊の介入により午前0時頃には騒動は落ちつく。一方ランス市では、20時頃、ボワ炭鉱住宅街を女性たちが「ベルギー人を倒せ！」と叫びながら練り歩き、食料品店を営むベルギー人(Alexandre Loriaux)宅に押し入り商品を破壊している⁶³⁵。また、ムーラン労働者都市でも、ベルギー人(Blandiaux)宅が襲撃されている⁶³⁶。さらに同夜には、ランス市の球技場において200名が集まる集会が開かれたほか⁶³⁷、エナン=リエタール市でも水曜日に引き続き組合集会が開催され、500名(ベルギー人を含む)が参加している⁶³⁸。一方、首都パリでは、ベルギー全権公使(le Baron Eugène-Léonard Beyens)がフランス外務大臣リボ(Alexandre Ribot)と事件発生後初となる会談をもち、事件についての説明を求めている⁶³⁹。

9月10日(土)、未明よりランス炭鉱会社第4坑のムーラン労働者都市では「仕事は休みだ、ストライキ万歳！」「ベルギー人を倒せ！」と叫ぶ一団があらわれるが、会社が憲兵隊の介入を要請して朝の入坑は無事に終了⁶⁴⁰。16時、ランス市において代議士バリとラマンダン(Arthur Lamendin)がランス炭鉱会社代表取締役ダネル(Léonard Danel)と会談をもち、フランス人解雇者の再雇用を求める⁶⁴¹。続いて18時には、同じくランス市内で集会が開かれ900名が集まる。この集会で先の代議士2人が演説を行なっている⁶⁴²。20時頃、ランス炭鉱会社のボワ炭鉱住宅街では子どもたちの一団が「ベルギー人を倒せ！脱走兵をこらしめろ！」と声をあげながら、ベルギー人に見立てた人形に火をつけ燃やす⁶⁴³。

⁶³³ AN, BB18/1883/634A92, Lettre du Procureur général (10/09/1892). 加害者のベルギー人は翌日にはベニユヌで裁判にかけられ、禁固6ヶ月の有罪判決を受けている。

⁶³⁴ ADPdc, 1Z224, Télégramme du Lieutenant gendarmerie (10/09/1892). このヴァネスの銃の不法所持についてベチューヌ軽罪裁判所は16フランの罰金と銃の没収を言い渡している。

⁶³⁵ *Le Temps* (11/09/1892), *Le Écho du Nord*, *Le Progrès du Nord*, *Le Journal de Roubaix* (12/09/1892), etc. なお、このベルギー人のロリオ宅は9月7日の騒動ですでに被害を被っている。

⁶³⁶ *Le Courrier du Pas-de-Calais* (11/09/1892), *La Croix d'Arras* (18/09/1892).

⁶³⁷ CAMT, 1994/055/0080, Note de l'Ingénieur en chef de la Société des Mines de Lens (10/09/1892).

⁶³⁸ ADPdc, M1807, Télégramme du Commissaire spécial de police des chemins de fer (10/09/1892). なお、新聞各紙はこの集会への参加人数を600名と報道している。

⁶³⁹ AMAE, 2312, Lettre du la Légation de Belgique (09/09/1892), CAD, 13ADP/14, Lettre du Ministre des Affaires étrangères de France (10/09/1892).

⁶⁴⁰ CAMT, 1994/055/0080, Note de l'Ingénieur en chef de la Société des Mines de Lens (10/09/1892).

⁶⁴¹ ADPdc, M1807, Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer (10/09/1892).

⁶⁴² 集会への参加人数については1500名あるいは2000名との報道もある。Cf. *Le Progrès du Nord*, *Le Réveil du Nord*, *Le Journal de Roubaix*, *Le Figaro*, *Le journal des Débats* (12/09/1892), etc.

一方ベルギー・エノー州のオルニュー市(Hornu)では、パド=カレから帰還した炭鉱夫の一人(Désiré Drapier)が酩酊状態で同市の炭鉱会社に働くフランス人(Jules Huart)宅を訪ね、暴行事件を起こしている⁶⁴⁴。

9月11日(日)、午前11時、ブルエ市(Bruay)にて集会が開かれ300名が参加、ラマンダンが演説を行なう⁶⁴⁵。さらに16時からワングル市(Wingles)で集会が開かれ、バリとワングル市長(Marquilly)が演説を行なう⁶⁴⁶。両代議士とも到着するとラ・マルセイエーズと三色旗、そして市長や市議会議員、組合員たちの行列による出迎えをうけている⁶⁴⁷。ワングル市にはランス炭鉱会社の第7坑があり、その炭鉱住宅街では日が暮れると複数の集団が「ベルギー人を倒せ！」と練り歩き興奮状態につつまれる。ベルギー人の住宅1軒が襲撃され窓ガラスなどが破壊される。一方ランス市では、ベルギー人(Édouard Deboot)が営む居酒屋で土木工事人たちの間で喧嘩があり3名が刃物で刺され負傷、店主は威嚇のため銃を2発発砲している⁶⁴⁸。ここ数日来、騒動の勢いが盛り返していることで、ベルギー人の帰還が再び増え、とりわけランス炭鉱会社の第3坑(リエヴァン市)と第7坑(ワングル市)のベルギー人の帰還が相次いでいる⁶⁴⁹。この日よりデュカス(Ducasse)と呼ばれる祭りがはじまり、リエヴァン市では4日間、オストリクール炭鉱会社のあるオワニーとリベルクール市では3日間にわたり祭りが続くこととなる。

9月12日(月)、早朝4時、ワングル市のランス炭鉱第7坑の入坑時、一部の労働者がストライキを呼びかけ、407名中230名がこれに応じる⁶⁵⁰。ただしこの欠勤者のうちの130名はベルギー人であり、怯えて入坑しなかったとも報告されている⁶⁵¹。1日中市内は興奮状態につつまれ、警備にあたる憲兵が新たに増員される。午後、このストを受けて集会が開かれ400名が参加、勤続10年未満のベルギー人の解雇などを求める要望書を

⁶⁴³ *Le Journal des Débats, La Réforme* (12/09/1892), *Le Courrier du Pas-de-Calais, L'Avenir d'Arras et du Pas-de-Calais* (13/09/1892), etc.

⁶⁴⁴ AMAE, 2312, *Lettre du Ministre de la Justice de Belgique* (22/09/1892), *La Gazette, Le Patriote, Le Bien Public* (13/09/1892), *La Réforme, La Gazette de Mons, La Gazette de Charleroi* (14/09/1892), etc.

⁶⁴⁵ ADPdC, M1807, *Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer* (11/09/1892).

⁶⁴⁶ *Idem*, *Télégramme du Commissaire spécial de police des chemins de fer* (12/09/1892).

⁶⁴⁷ ワングル市でこの「儀礼」を目にした『ル・フィガロ』紙の特派員(Charles Chincholle)は、まるで共和国大統領の歓迎式典のようだと言っている。Cf., *Le Figaro* (12/09/1892).

⁶⁴⁸ この喧嘩については情報が錯綜している。大半の新聞はベルギー人とフランス人土木工事人同士の喧嘩で、フランス人3名が負傷したと伝えている。しかし現地で取材を行なっている『ル・フィガロ』紙は、フランス人2名とベルギー人1名が負傷と報道しているほか、『ル・プチ・ベチュノワ』紙は、ベルギー人とフランス人の喧嘩というのは誤報で、フラマン系ベルギー人同士の喧嘩であると報じている。Cf., *Le Figaro* (13/09/1892), *Le Petit Béthunois* (18/09/1892).

⁶⁴⁹ CAMT, 1994/055/0080, *Note de l'Ingénieur en chef de la Société des Mines de Lens* (11/09/1892).

⁶⁵⁰ ADPdC, 1Z224, *Télégramme du Lieutenant gendarmerie* (12/09/1892)。なお、スト統計では200名が入坑を拒否したと報告されている。Cf., *Statistique des grèves survenues en France pendant l'année 1892*, Paris, Imprimerie nationale, 1893, pp.88。更に、このストへの参加人数については新聞各紙の報道でもゆらぎがあり、407名中330名、470名中330名、あるいは357名中300名、457名中300名が入坑を拒否したと報じられている。Cf., *Le Calais* (13/09/1892), *Le Progrès du Nord* (14/09/1892), *Le Journal des débats* (13/09/1892), *L'Indépendant du Pas-de-Calais* (13, 14/09/1892), etc.

⁶⁵¹ AN, BB24/905/12460/S92, *Lettre du Procureur général* (12/09/1892).

ランス炭鉱会社技師長宛て送ることが決議される⁶⁵²。また、翌日からの仕事再開も決められる。この日の夜は、ランス第 2 坑の炭鉱住宅街でフランス人兄弟(Émile Playez, Oscar Playez)とベルギー人親子(Armand Liéven, Louis Liéven)の間で喧嘩が発生したほか、リエヴァン炭鉱会社第 3 坑では酒に酔ったフランス人炭鉱夫(Augustin Ségard)がベルギーからの帰化者の住居 2 軒の窓ガラス 12 枚を破壊して逮捕されている⁶⁵³。ベルギー人の帰還は続き、ランスとリエヴァン炭鉱会社の労働者だけではなく、オストリクールとドロクール炭鉱会社からも荷物をまとめるベルギー人の姿が報告されている⁶⁵⁴。一方、この日ベルギーのブリュッセル郊外の居酒屋では、北フランスでの騒動の話題が発端となり、土木工事人たちの間で喧嘩となりフランス人 1 名が負傷したことが伝えられる⁶⁵⁵。

9 月 13 日 (火)、ランス炭鉱会社第 7 坑は昨日の集会での取り決め通り、朝の入坑から通常通り仕事を始める⁶⁵⁶。午前中にアラスから憲兵隊少佐モロー(Moreau)がランス市に視察のため到着。現地で陣頭指揮にあたる中尉と今後の対策について協議し、21 日の給料日に備え憲兵の増員を決定する。また、先週土曜日に行なわれた会談で、代議士バリとラマンダンから要請のあった再雇用問題について、炭鉱会社代表取締役ダネルは過去に解雇された 2 名の再受け入れを決めたことを両代議士に伝えている⁶⁵⁷。日曜日からのデュカス祭りの期間中騒動が懸念されていたが問題なく終了する⁶⁵⁸。一方ベルギー政府も事件の状況把握に自ら乗り出し始める。臨時外務大臣ベルナールト(Auguste Beernaert)はフランス北部に駐在する領事たちに対して各管轄地域でのベルギー人労働者の状況について報告を求めるとともに、内務大臣を通じて各州知事に対してもフランスからの帰還者に被害状況の調書をとるように要請している⁶⁵⁹。また、ブリュッセルではカトリック系労働者団体による集会が開かれ、北フランスでの事件についての抗議声明が出されたほか、アントワープのカトリック系労働者団体からも北フランスで被害にあったベルギー労働者の保護を求める嘆願書が出されている⁶⁶⁰。

9 月 14 日 (水)、日中は平穏に過ぎるが、日が暮れるとランス炭鉱のバタイユとボワ炭鉱住宅街で若者たちが「脱走兵をこらしめろ！」と叫びながら練り歩き、2 体のベルギー人夫婦をかたどった人形に火をつけ燃やしているほか、リエヴァン炭鉱の第 3 坑で

⁶⁵² ADPdc, M1807, Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer (13/09/1892).

⁶⁵³ *Idem*, Télégramme du Commissaire spécial de police des chemins de fer (13/09/1892). ランスでの喧嘩についてはフランス人(Émile Playez)とベルギー人(Armand Liéven)各 1 名にたいして傷害罪で罰金刑が言い渡され、リエヴァンでの器物破損については禁固 6 日の判決が出ている。

⁶⁵⁴ ADPdc, 1Z224, Télégramme du Lieutenant gendarmerie (13/09/1892).

⁶⁵⁵ *Le Patriote* (14/09/1892), *L'Avenir d'Arras et du Pas-de-Calais*, *L'Écho du Nord*, *Le Temps* (15/09/1892), etc. ただしベルギー外務省は、ブリュッセル郊外でこのような発生した事実はなく、記事は誤報であるとフランス政府に伝えている。Cf., AMAE, 2312, Lettre de la Légation de Belgique (12/09/1892).

⁶⁵⁶ ADPdc, M1807, Télégramme du Commissaire spécial de police des chemins de fer (13/09/1892).

⁶⁵⁷ CAMT, 1994/055/0080, Lettre du Président de la Société des Mines de Lens (13/09/1892).

⁶⁵⁸ ADPdc, 1Z224, Télégramme du Commissaire de police de Carvin (13/09/1892).

⁶⁵⁹ AMAE, 2312, Lettre du Ministre des Affaires étrangères *ad intérim* de Belgique (13, 14/09/1892)

⁶⁶⁰ AMAE, 2312, Lettre de la Société ouvrière catholique « Verde (la Paix) » d'Anvers (14/09/1892), Lettre de la Secrétaire général de « Maison des Ouvriers » de Bruxelles (15/09/1892). *La Patriote* (14/09/1892).

も「ベルギー人を倒せ！」と一団が練り歩き、ベルギー人住居の窓ガラスを破壊している⁶⁶¹。また、騎兵中隊長によれば、この日ワングル市において炭鉱夫たちの集会が秘密裏に執り行なわれ、土曜日までにベルギー人労働者が解雇されなければ暴力に訴えることが決められたと報告を上げている⁶⁶²。他方、フランスとベルギー各地では目下コレラの感染が広まっている。このあおりをうけて、ベルギー人の帰還が相次ぐ中、帰還者の家財道具だけが国境の検疫警戒線を越えられず、2週間前に発送した荷物がランスに送り返される事態が起きている⁶⁶³。

9月15日(木)、16時ドロクール炭鉱会社の炭鉱夫代表が会社支配人(Delmiche)と会談をもち、9日の集会で決議された要求事項を伝える。この会談終了後、ただちに組合集会が開かれ会談の様子が報告される。鉄道特別警視によれば、この集会の参加者は500名と見積もられベルギー人も参加していたと報告している⁶⁶⁴。また、クリエール炭鉱会社のメリクール炭鉱住宅街では、19時より三色旗を先頭に掲げた炭鉱夫たちの集団が「ベルギー人を倒せ！」「脱走兵をこらしめろ！」と叫びながら練り歩いている。20時頃に炭鉱会社の警備員と憲兵が駆けつけ騒動は収まる⁶⁶⁵。

9月16日(金)、ランス、リエヴァン、ドロクール炭鉱会社は、組合活動などに従事したとして以前解雇した炭鉱夫の再雇用を始める。19時、ランス炭鉱会社のバタイユ住宅街でまたしても「ベルギー人を倒せ！」「脱走兵をこらしめろ！」と掛け声があがり人だかりができ、ベルギー人の住宅の前で複数の藁人形が燃やされ、数件の住宅の窓ガラスが破壊される⁶⁶⁶。憲兵隊が駆けつけ22時頃にこの騒ぎは鎮められる。これまでの騒動はすべて炭鉱都市の内部で発生していたが、この夜初めて騒動が外部の田園地帯にまで波及する。バリユール=シール=ベルトゥ市(Bailleul-sir-Berthould)において、砂糖大根の収穫のためにベルギーから来ていた季節農業労働者の宿泊所が炭鉱夫と見られる40名ほどの一団により襲撃され、内部まで荒らされ、ベルギー人が負傷するという事件が発生する⁶⁶⁷。一方ベルギーのシャルルロワでは、ベルギー炭鉱労働者全国連盟(Fédération Nationale des Mineurs Belges)の代表者会議が開かれ、北フランスでの騒動の解決にむけてパ=ド=カレ

⁶⁶¹ ADPdC, M1807, Télégramme du Lieutenant gendarmerie (15/09/1892).

⁶⁶² *Idem*, Bulletin de renseignements du chef d'escadron (15/09/1892). ただしこの集会が実際に行なわれたのかについての真偽のほどは分からない。この秘密集会の件については新聞各紙も報じているが、一部報道では会社側が炭鉱夫に批判を集めようこのような情報操作をしているとの噂があることも伝えている。Cf., *Le Temps*, *L'Étoile Belge* (17/09/1892), *La Gazette de Béthune* (18/09/1892), etc.

⁶⁶³ ADN, M150/15, Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer d'Halluin (02/09/1892); *La Gazette* (02/09/1892). 『ル・レヴェイユ・デュ・ノール』紙はこの件について、荷物が国境を越えられないことで一部には舞い戻ってくるベルギー人がいること、あるいは労働者手帳だけを受け取り、家財道具を炭鉱住宅に残したまま帰還するベルギー人家族があることを報じている。Cf., *Le Réveil du Nord* (19/09/1892).

⁶⁶⁴ ADPdC, M1807, Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer (16/09/1892).

⁶⁶⁵ *L'Avenir d'Arras et du Pas-de-Calais*, *Le Journal des débats*, *Le Peuple* (17/09/1892), *L'Écho du Nord* (18/09/1892), etc.

⁶⁶⁶ AN, BB24/905/12460/S92, Lettre du Procureur général (17/09/1892).

⁶⁶⁷ AMAE, c1B81/I, Rapport du Bourgmestre de Saint-Sauveur (19/09/1892). Cf., *Le Figaro*, *L'Avenir d'Arras et du Pas-de-Calais* (18/09/1892), *Le Réveil du Nord*, *La Gazette* (19/09/1892), etc.

炭鉱労働者組合の指導者と話し合いをもつために、来週月曜日に現地に3名の代表を送ることを決める⁶⁶⁸。

9月17日(土)午後、メリクール市で組合集会が開かれる⁶⁶⁹。この集会ではクリエール炭鉱会社への要求事項がまとめられ、直ちに労働者の代表が主任技師のもとに赴き会談をおこなっている。翌9月18日(日)午前にはワングル市でも組合集会が開かれ、ランス炭鉱会社に対してベルギー人全ての解雇を求めることが決議される。また午後にはランス市においてパド=カレ炭鉱労働者組合の執行部会が召集され、翌日からベルギーからの代表団との会談に備えた話し合いが行なわれている⁶⁷⁰。この週末は、集会が行なわれたクリエール炭鉱会社の住宅街とワングル市のランス第7坑炭鉱住宅街で「ベルギー人を倒せ！」の叫び声があがったほかには、騒動は報告されていない⁶⁷¹。

9月19日(月)16時、ベルギー炭坑労働者全国連盟からの代表として、ソントル炭鉱組合代表のカヴロ(F. Cavrot)、シャルルロワ炭鉱組合代表のカルワールト(J. Callewaert)、そしてボリナージュ炭鉱組合代表のマロワル(D. Maroille)がベチューヌ駅に到着する⁶⁷²。フランス側の代表として、パド=カレ炭鉱組合の書記長であり代議士ラマンダンの自宅において、同じく副書記長のエヴラールも同席して両国代表会談が行なわれる。パド=カレ炭鉱組合代表で代議士のバリは、前日ベルギーの新聞に掲載されたバリについての批判記事に抗議して会談への参加を拒否⁶⁷³。この日の会談では、ベルギー代表が記事について釈明を行なったのみで踏み込んだ話し合いはなく、明朝より、改めてバリも交え会談をもつことが決められる。この日は炭鉱住宅街での騒動は報告されていないが、近隣の田園地帯で騒動が発生している。19時頃、クリエール炭鉱区内に位置するノワイエル=ス=ランス市(Noyelles-sous-Lens)で農業を営むベルギー人(Hamorlink)が畑から自宅に戻るころを、炭鉱夫の一団に「ベルギー人を倒せ！」「48時間以内にノワイエルを出てゆかなければ、おまえの農場に火をつけてやる」と追いかけて回される事件が報じられている⁶⁷⁴。

9月20日(火)7時より、ランス市のバリの自宅にて、ベルギー炭鉱組合の代表3名とパド=カレ炭鉱組合の代表3名が一堂に会し、第2回目の話し合いを行なう。10時には、一連の騒動が最初に始まったリエヴァン市に移動して視察する⁶⁷⁵。17時、再度ラ

⁶⁶⁸ *La Peuple* (17/09/1892), *La Réforme*, *La Gazette de Charleroi* (18/09/1892), etc.

⁶⁶⁹ ADPdC, M1807, Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer (19/09/1892).

⁶⁷⁰ *Ibid.*, (18/09/1892).

⁶⁷¹ ADPdC, M1807, Télégramme du Lieutenant gendarmerie (19/09/1892).

⁶⁷² *Idem*, Rapport du Commissaire spécial de police des chemins de fer (19/09/1892).

⁶⁷³ この記事を掲載したのはベルギー社会党の機関紙である『ル・ブッブル』紙(9月19日付)。批判内容については、を参照。

⁶⁷⁴ *La Revue artésienne* (30/09/1892)。この件でフランス人炭鉱夫1名(Florimond Delvallez)が脅迫罪で禁固40日の有罪判決を受けている。Cf., ADPdC, 3U2/691, Tribunal de grande instance de Béthune, Registre d'audience correctionnelle, 1892.

⁶⁷⁵ ADPdC, M1807, Télégrammes du Commissaire spécial de police des chemins de fer (19/09/1892).

ンス市に戻り、ベルギー人とフランス人炭坑夫からも聞き取りを行なったのち、第3回目の会談で両国の炭鉱夫の和解にむけた共同声明を練り上げている⁶⁷⁶。

9月21日(水)、ベルギー代表団はランス駅の一列車にて帰国する。この日の午後はオストリクール炭鉱会社の給料日で、オワニー市のムーラン炭鉱住宅街では3名の炭鉱夫が泥酔状態で「ベルギー人を倒せ!」と叫び、駆けつけた炭鉱会社の警備員にむけ暴力を振るっている⁶⁷⁷。また、ビリー=モンティニ市(Billy-Montigny)では、クリエール炭鉱会社の住宅街で複数の窓ガラスが破壊されている⁶⁷⁸。さらに夜半には、これまで騒動の報告がなかったクルセル=レ=ランス市(Courcelles-lès-Lens)のエスカルペル炭鉱会社(Escarpelle)の炭鉱住宅街で、26戸の住宅の窓ガラス170枚が破壊されている⁶⁷⁹。この住宅街には90戸の住宅で構成されるが、60戸のみが入居済みであり被害を受けた住宅の多くが空き家であった。

9月22日(木・祝)、この日は共和制が布告されてちょうど100周年の記念日であり、政府はこの年だけ特別に祝日と定め首都パリをはじめとしてフランス各地で様々な記念行事が催されている。これは北フランスの炭鉱地帯でも例外ではなく、特にランス市では市議会がこの日のために1000フランの特別予算を計上している⁶⁸⁰。そのようななか、クルセル=レ=ランス市では、憲兵隊が昨夜の騒動の容疑者逮捕を執り行なおうとしたところ炭鉱住宅街の住民たちの抵抗にあう⁶⁸¹。憲兵隊中尉の報告によれば、午前11時頃より150名の群衆(その多くが女性と子ども)がレンガや敷石を手に憲兵に立ち向かって来たため、3名の容疑者を拘束したところで逮捕の継続を断念し、エスカルペル炭鉱会社の提供した列車でこの身柄移送しようとしたところ、抵抗はますます激しくなり鉄道のレールに身を横たえ汽車の運行を阻害しようとする者まで出て来る⁶⁸²。憲兵隊は住民たちとのこれ以上衝突を回避するために、結局この日は3名の容疑者解放し、後日十分な人員確保したうえで出直す判断を下している。夜になると、クルセル市では4軒の住宅が襲撃されているほか、ワングル市のランス炭鉱会社の住宅街やリベルクール市とオワニー市のオストリクール炭鉱会社の住宅街、そしてメリクール市クリール炭鉱会社の住宅街で「ベルギー人を倒せ!」と人々が練り歩き、藁を積み上げ火をつけたりしている⁶⁸³。

⁶⁷⁶ この共同声明の全文は21日以降のベルギー・フランス両国の新聞各紙で報じられる。Cf., *L'impartial de Gand* (21/09/1892), *L'Avenir d'Arras et du Pas-de-Calais*, *Le Courrier du Pas-de-Calais*, *Le Calais*, *L'Écho du Nord*, *Le Progrès du Nord*, *La Réveil du Nord*, *Le Journal de Roubaix*, *Le Journal des débats*, *Le Temps*, *Le Peuple*, *La Réforme*, *L'Etoile Belge*, *La Gazette de Charleroi*, *Le Bien Public* (22/09/1892), *La Revue artésienne*, *La Gazette de Mons* (23/09/1892), *La Gazette de Béthune*, *Le Journal de Béthune* (25/09/1892), etc.

⁶⁷⁷ ADPdC, 1Z224, Télégramme du Commissaire de police de Carvin (22/09/1892). なお、この騒動を起こした3名のうち2名に対して、暴行・酩酊罪で禁固20と罰金5フランの刑が科されている。

⁶⁷⁸ *La Revue artésienne* (30/09/1892). この件で炭鉱夫4名が禁固40日から2ヶ月の刑を科されている。

⁶⁷⁹ ADPdC, 1Z224, Télégramme du Lieutenant gendarmerie (22/09/1892).

⁶⁸⁰ *La Gazette de Béthune* (18/09/1892).

⁶⁸¹ ADPdC, M1807, Télégramme du Lieutenant gendarmerie (22/09/1892).

⁶⁸² *Ibid.* この日憲兵隊に抵抗した群衆の数を憲兵隊は150名と見積もっているが、この数は新聞によりばらつきがあり、250名、400名あるいは500名との報道もある。Cf., *La Réveil du Nord* (24/09/1892), *L'Etoile Belge* (28/09/1892), *La Revue artésienne*, *La Gazette de Mons* (30/09/1892), etc.

⁶⁸³ ADPdC, M1807, Télégramme du Lieutenant gendarmerie (23/09/1892); ADPdC, 1Z224, Télégramme du Commissaire de police de Carvin (23/09/1892).

9月23日(金)、クルセル=レ=ランス市のエスカルペル炭鉱の住宅街では午前中より共和国検事と憲兵隊中尉が憲兵班を率い、21日の事件の容疑者逮捕を執り行ない、身柄をベチューヌ市まで移送している⁶⁸⁴。憲兵を増員して警戒にあたったため、この日混乱は起きていない。14時、エナン=リエタール市のドロクール炭鉱で坑内での仕事を終え地上に戻るさい、ベルギー人に対して悪態をつく者がいて混乱が起きている⁶⁸⁵。また、クリエール炭鉱会社の住宅街でも興奮状態が続いていて憲兵が増員されるものの、この日も炭鉱夫たちが「ベルギー人を倒せ！」と練り歩いているほか、ワングル市のランス炭鉱会社第7坑の住宅街でも炭鉱夫の団が「ベルギー人を倒せ！」「脱走兵を倒せ！」と練り歩きベルギー人の住居4軒を襲撃し、窓ガラスなどを破壊している⁶⁸⁶。

9月24日(土)、クリエール炭鉱会社の労働者25名が小規模なストライキを行なう⁶⁸⁷。9月25日(日)夜半、アヴィオン市のリエヴァン炭鉱会社第4坑の住宅街で居酒屋を営むベルギー人(Antoine Gaspart)の自宅兼店舗に「ベルギー人を倒せ！」という掛け声とともに石が投げ込まれ、窓ガラスが破壊される⁶⁸⁸。9月26日(月)から30日(金)、代議士のバリとラマンダンがそれぞれの選挙区である炭鉱住宅街をめぐる遊説を行なっているが、この期間中ベルギー人をめぐる騒動は報告されていない⁶⁸⁹。パド=カレ県事務局長がランス市に視察に現れ、憲兵隊中尉と鉄道特別警視とともに今後の警備体制について話し合いを行ない、派遣された憲兵の一部を引き上げさせることを決める。

10月、騒動の終息

10月1日(土)、8月半ばからの騒動にかかわった炭鉱夫たちに有罪判決が下されるなか、一度はベチューヌの軽罪裁判所においてベルギー人住居を襲撃(9月9日ロリオ宅襲撃)したとして3ヶ月の刑が言い渡されたものの再審により無罪となった炭鉱夫デュカテ(Maximilien Ducatez)が釈放される⁶⁹⁰。夕方ランス駅には、拘置されていたドゥエ市から戻るデュカテを迎えるために400名もの人々が集まる。10月6日(木)、オストリクール炭鉱会社の給料日に酒に酔った炭鉱夫たちが「ベルギー人を倒せ！」と声を上げ騒ぎ立てている⁶⁹¹。

⁶⁸⁴ この21日と22日のクルセル市での一連の騒動の件で、9名の炭鉱夫に対して3ヶ月から6ヶ月の禁固刑が言い渡されている。Cf., ADPdC, 3U2/691, Tribunal de grande instance de Béthune, Registre d'audience correctionnelle, 1892.

⁶⁸⁵ *Le Progrès du Nord, La Réveil du Nord* (26/09/1892).

⁶⁸⁶ ADPdC, 1Z224, Télégramme du Lieutenant gendarmerie (24/09/1892); ADPdC, M1807, Télégrammes du Commissaire spécial de police des chemins de fer (14/09/1892). なおワングル市の件では、炭鉱夫5名が逮捕され、禁固2ヶ月の有罪判決が言い渡されている。

⁶⁸⁷ *Le Progrès du Nord, La Réveil du Nord* (26/09/1892).

⁶⁸⁸ ADPdC, M1807, Procès-Verbal de la gendarmerie nationale (26/09/1892). この件の容疑者として16歳から20歳までの炭鉱夫7名に事情聴取が行なわれるが、最終的には証拠不十分のため罪には問われていない。

⁶⁸⁹ ADPdC, 1Z224, Télégrammes du Lieutenant gendarmerie (27-30/09/1892).

⁶⁹⁰ *Idem*, Note du Commissaire de police de Lens (02/10/1892).

⁶⁹¹ *Idem*, Télégramme du Lieutenant gendarmerie (07/10/1892).

10月8日(土)、カルノー大統領がリール攻囲奪回100周年(Centenaire de la levée du siège de Lille)の記念式典に出席するためにリール市を訪問。大統領はこの機会にあわせて、一連のベルギー人をめぐる騒動で有罪判決を受けた炭鉱夫41名に対して恩赦を認める大統領令を出す⁶⁹²。翌10月9日(日)には早くもこの恩赦が認められた者がベチューヌ市の刑務所から「カルノー万歳！」と歓喜しながら出所したことが伝えられ、さらに10月11日(火)には、ランス炭鉱会社の取締役会が、これらの出所者を再雇用するとの決定を下している⁶⁹³。

10月になるとパ＝ド＝カレ県の炭鉱地帯は落ち着きを取り戻したまま大きな騒動は発生しておらず、10月12日(水)、騒動は沈静化したとして炭鉱地帯の警備の任務についていた全ての憲兵班(総計68名)に対して、宿舎への帰還命令が発せられる⁶⁹⁴。

⁶⁹² ADPdC, M1807, Lettre du Ministre de l'Intérieur (27/09/1892). 新聞各紙はこの大統領リール訪問のさいに59名の炭鉱夫に恩赦をみとめたと報道しているがこれは41名の間違いである。

⁶⁹³ *L'Écho du Nord* (13/10/1892), *Le Journal des débats*, *Le Temps*, *La Réforme*, *La Gazette de Charleroi* (14/10/1892), *La Montreuilloise* (15/10/1892), etc.

⁶⁹⁴ ADPdC, M1807, Rapport du Lieutenant gendarmerie (13/10/1892).

I, ARCHIVES.

Archives nationales de France (AN, Pierrefitte-sur-Seine)

Série BB, Ministère de la justice.

- BB/11 Naturalisations, changements de noms, dispensés pour mariages, autorisations d'entrer ou rester au service de puissance étrangère.
- BB/18/1883/634A92 Cour d'appel de Douai, Parquet du procureur général.
- BB/18/1930/613A93 Rapport du procureur général de Douai, le 17 novembre 1893.
- BB/18/2190/846A01 Rixe entre ouvriers mineurs à fosse n°11 de Lens, 1901.
- BB/24/898/290/S91 Rapport du Procureur Général de Douai sur les faits de grève et les incidents survenus au cours des grèves des ouvriers mineurs, Nord-Pas-de-Calais.
- BB/24/905/12460/S92 Grève des ouvriers mineurs français de Lens et de Liévin (Pas-de-Calais), Rixes entre ouvrier français et étranger.
- BB/27/1260-1403 Répertoires sur fiches du ministère de la Justice.

Série C, Assemblées nationales.

- C/5309 Dossiers électoraux.

Série F7, Police générale.

- F/7/12769 Congrès de mineurs, régionaux, nationaux et internationaux, 1891-1892.
- F/7/27771 Renseignements généraux, syndicalisme, retraites, commission d'enquête de 1902, 1894-1910.
- F/7/12772 Caisses de retraites et de secours, loi du 29 juin 1894, délégués à la sécurité, 1886-1909.
- F/7/12838 Déclarations de résidence, contrôle des étrangers dans le département du Nord.
- F/7/12839 Proposition de lois relatives au texte sur les étrangers.

Série F12, commerce et industrie.

- F/12/4684 Grèves et coalitions, Pas-de-Calais à Yonne et Algérie, 1897.

Série F19, Cultes.

- F/19/2368 Les chapelles d'usines et de cités ouvrières, mines de Liévin.
- F/19/3123 Prêtres étrangers, Arras, 1884-1899.

Série F22, Travail et Sécurité sociale.

- F/22/333 Durée du travail, projets de lois, rapports, 1847-1895.

Centre des Archives du monde du travail (CAMT, Roubaix)

Série 40AS, Comité central des houillères de France.

- 40/AS/34/Dossier I Enquête parlementaire de 1903.
- 40/AS/40/Dossier I Main d'œuvre.
- 40/AS/260 Société des mines de Lens.
- 40/AS/261 Société houillère de Liévin.

Série 65AQ, Documentation imprimée concernant les sociétés.

- 65/AQ/L247 Mines de Lens.
- 65/AQ/L250 Mines de Liévin.

Série 1994/026, Mines de Béthune.

- 1994/026 Convention d'Arras, 1891.

Série 1994 055, Mines de Lens.

- 1994/055/0001 Obtentions de concessions, 1853-1854.
- 1994/055/0003 Statuts imprimés: brochures, 1855-1943.
- 1994/055/0006 Cartes et plans, 1883.
- 1994/055/0007 Brochures diverses, 1900-1925.
- 1994/055/0008 Assemblées générales, Registre de procès-verbaux, 1856-1882.
- 1994/055/0009 Assemblées générales, Registre de procès-verbaux, 1883-1893.
- 1994/055/0010 Assemblées générales, Registre de procès-verbaux, 1894-1900.
- 1994/055/0011 Assemblées générales, Registre de procès-verbaux, 1901-1905.
- 1994/055/0012 Assemblées générales, Registre de procès-verbaux, 1906-1911.
- 1994/055/0028 Registre des délibérations du bureau et comités d'administration, 1892-1893.
- 1994/055/0060 Divers.
- 1994/055/0061 Rétribution des administrateurs, 1889-1903.
- 1994/055/0062 Comité de surveillance, 1879-1911.
- 1994/055/0076 Mouvement du personnel, 1881-1935.

- 1994/055/0080 Revendications ouvrières, 1889-1893.
 1994/055/0084 Caisse de secours de Mines de Lens, 1870-1896.
 1994/055/0085 Accords donnés par la Société des mines de Lens à des demandes de subventions émanant de divers organismes et associations, 1877-1899.
 1994/055/0087 Communauté des sœurs du "Bon secours", 1892.
 1994/055/0088 Demandes d'aides financières et de subventions pour des causes diverses, 1898-1907.
Série 2006 001, Agence nationale pour la garantie des droits des mineurs (ANGDM).
 2006/001/001~475 Société des mines de Lens. Service du personnel, dossiers des mineurs nés avant 1900.
Série 2007 008, Charbonnages de France.
 2007/008/14417~15669 Archives photographiques du service communication.

Centre des Archives Diplomatiques de France (CAD, La Courneuve)

- 18CP/88 Légation de France en Belgique, juillet-décembre 1892.
 13ADP/14 Affaires diverses politiques, Belgique, 1892.

Archives départementales du Pas-de-Calais (ADPc, Arras, Dainville)

Série E : État civil.

- 3E/292 Répertoire des tables décennales de l'État civil, Lens, 1792-1852.
 3E/293 Répertoire des tables décennales de l'État civil, Lens, 1853-1882.
 3E/297 Répertoire des tables décennales de l'État civil, Liévin, 1792-1882.
 3E/347 Répertoire des tables décennales de l'État civil, Lens, 1883-1892.
 3E/348 Répertoire des tables décennales de l'État civil, Lens, 1893-1902.
 3E/349 Répertoire des tables décennales de l'État civil, Lens, 1903-1912.
 3E/350 Répertoire des tables décennales de l'État civil, Liévin, 1883-1892.
 3E/351 Répertoire des tables décennales de l'État civil, Liévin, 1893-1902.
 3E/352 Répertoire des tables décennales de l'État civil, Liévin, 1903-1912.
 3E/498/44-47 Extraits du registre aux actes de Mariages, Lens, 1892-1899.
 3E/498/108-115 Extraits du registre aux actes de Naissances, Lens, 1889-1899.

Série 4J : Correction Barbier.

- 4J/2743 Mines de Houille de Lens et de Douvrin, visite du congrès de l'industrie minière, le 10 juin 1876.
 4J/2747 Société des mines de Lens, exposition du Nord de la France, 1904.

Série 9 J : Archives de l'évêché d'Arras et des paroisses du diocèse.

- 9J/1979 Évêché d'Arras, Lens paroisse Saint Léger, Registres paroissiaux.
 9J/2050 Paroisse Saint Aimé, Mines de Liévin, décanat de Lens.
 9J/2060 Paroisse de Saint Martin de Liévin, décanat de Lens.

Série M : Administration générale, économie.

- M/1005 Statistiques communes, des étrangers dans le Pas-de-Calais au second trimestre, 1912-1913.
 M/1057 Mise à jour des carnets A et B de la gendarmerie concernant les étrangers et nationaux suspects au point de vue national, 1889-1909.
 M/1067 Police de la sureté, interdictions de séjour et expulsions d'étrangers dans le Pas-de-Calais, 1889-1895.
 M/1080 Situation numérique semestrielle des étrangers dans le département, 1911-1917.
 M/1249 Statistique internationale de l'agriculture, cantons de Lens, 1873.
 M/1401 Blé, farine, prix du pain, 1867-1912.
 M/1532 Étrangers, admission à domicile en France, 1888-1890.
 M/1533 Échanges d'actes d'état civil opérés en vertu de conventions internationales ou non, 1889-1914.
 M/1610 Liste nominatives des étrangers qui ont fait viser leur certificat d'immatriculation pour cause de changement de résidences dans les mairies du Pas-de-Calais en février 1911.
 M/1802 Grèves partielles dans les charbonnages Lens, 1888-1889.
 M/1804 Grève partielle dans les charbonnages, Liévin, Vendin, Ostricourt, 1892-1898.
 M/1805 Grève partielle des mineurs, mines de Lens, Noeux, 1883-1910.
 M/1807 Grève et agitations aux mines des Bruay, Lens, Ostricourt, 1878-1896.
 M/1811 Grèves générale des industries diverses sauf dans les charbonnages, A à S, 1892-1900.
 M/1814 Grèves, instructions générales, droit de réquisition de la force armée, Statistiques, 1886-1907.
 M/1815 Grève générale des mineurs, 1893-1894.
 M/1842 Étrangers, listes 1 et 2, communes L, 1913-1916.
 M/1843 Étrangers, listes 1 et 2, communes L, 1913-1916.
 M/1850 Surveillance des étrangers, correspondance générale, immatriculation, droit, 1902-1913.
 M/1860 Expulsion des Étrangers, répertoire des expulsés, 1869-1913.
 M/1861 Expulsion des étrangers, instruction, 1859-1912.
 M/2060 Extradés, dossiers individuelles.

M/2081	Relevé numérique des livrets d'ouvrières délivrés dans le département, 1894-1897.
M/2103	Procès-verbal de la première Convention d'Arras, 1891.
M/2284	Grèves, émeutes, manifestations, 1885-1914.
M/2439	Violence d'un chef porion belge sur des ouvriers français aux mines de Drocourt, 1897.
M/2440	Agitations diverses dans les mines, 1872-1914.
M/2483	Naturalisations.
M/2774	Main d'œuvre, recrutement, main d'œuvre étrangère, 1897-1913.
M/3137	Naturalisations des sujets des puissances en guerre avec la France, 1915-1917.
M/3171	Admission à domicilier, réintégrations, demandes admission de E à G.
M/3172	Répudiations de la nationalité française, 1902-1905.
M/3173	Étrangers, instructions pour les admissions à domicilier, 1867-1890.
M/3174	Naturalisation, Français de droit, dossiers antérieurs à 1914.
M/3217	Correspondance relative à la nationalisation étrangère, 1906-1923.
M/3220	Naturalisations, affaires en instance, 1814-1919.
M/3221	Dossiers de naturalisations, 1901-1920.
M/3222	Admission, naturalisations, réintégration, instructions et états récapitulatifs, 1815-1924.
M/3469	Mouvement de la population : états récapitulatifs, cantons de Laventie et Lens, 1892.
M/3497	Mouvement de la population : états récapitulatifs, cantons de Laventie et Lens, 1893.
M/3506	Mouvement de la population : états récapitulatifs, cantons de Laventie et Lens, 1894.
M/3536	Dénombrement de la population : instructions, correspondance, 1872-1892.
M/3537	Dénombrement de la population : instructions, correspondance, 1876.
M/3543	Dénombrement de la population en 1886, Dénombrement des Étrangers.
M/3545	Dénombrement 1891, model 7, nombre de maison, ménage, individu, Béthune.
M/3563	Dénombrement de 1891 arr. Béthune, étranger, classement par profession, Béthune.
M/3564	Dénombrement 1906 Béthune.
M/3566	Dénombrement 1911 Béthune, individu, Lens, Liévin.
M/3571	Dénombrement 1856, Lens, Liévin.
M/3580	Dénombrement 1872, Lens, Liévin.
M/3654	Recensement de la population, listes nominatives, Lens, 1911.
M/3655	Recensement de la population, listes nominatives, Lens, 1911.
M/3659	Recensement de la population, listes nominatives, Liévin, 1911.
M/3744	Recensement de la population, listes nominatives, Lens 1820.
M/3745	Recensement de la population, listes nominatives, Liévin, 1820.
M/3800	Recensement de la population, listes nominatives, Lens, 1831.
M/3802	Recensement de la population, listes nominatives, Liévin, 1831.
M/3845	Recensement de la population, listes nominatives, Lens, 1836.
M/3846	Recensement de la population, listes nominatives, Liévin, 1836.
M/3882	Recensement de la population, listes nominatives, Lens, 1841.
M/3882	Recensement de la population, listes nominatives, Liévin, 1841.
M/3911	Recensement de la population, listes nominatives, Lens, 1846.
M/3911	Recensement de la population, listes nominatives, Liévin, 1846.
M/3947	Recensement de la population, listes nominatives, Lens, 1851.
M/3948	Recensement de la population, listes nominatives, Liévin, 1851.
M/3985	Recensement de la population, listes nominatives, Lens, 1856.
M/3986	Recensement de la population, listes nominatives, Liévin, 1856.
M/4014	Recensement de la population, listes nominatives, Lens, 1861.
M/4015	Recensement de la population, listes nominatives, Liévin, 1861.
M/4032	Recensement de la population, tableau numérique, Lens, 1861.
M/4053	Recensement de la population, listes nominatives, Lens, 1866.
M/4054	Recensement de la population, listes nominatives, Liévin, 1866.
M/4093	Recensement de la population, listes nominatives, Lens, 1872.
M/4094	Recensement de la population, listes nominatives, Liévin, 1872.
M/4130	Recensement de la population, listes nominatives, Lens, 1876.
M/4131	Recensement de la population, listes nominatives, Liévin, 1876.
M/4202	Recensement de la population, listes nominatives, Lens, 1886.
M/4203	Recensement de la population, listes nominatives, Liévin, 1886.
M/4221	Recensement de la population, listes nominatives des étrangers, Arrondissement de Béthune, 1886.
M/4251	Recensement de la population, tableau numérique, Lens, 1891.
M/4422	Contrôle des étranger indésirables, exécution de la loi du 8 Août 1893 relative au séjour des étrangers t de la protection du travail national, 1893.
M/4422	Étrangers, contrôles, indésirables, exécution de la loi du 8 août 1893.

M/4554	Faits politiques locaux, Lens, 1878-1913.
M/4870	Grève, rapports de police de Lens, Carvin, 1891-1912.
M/4887	Rapports du préfet sur la situation générale du Pas-de-Calais, 1890-1896.
M/4888-4997	Rapports sur la situation générale du département 1906-1911.
M/5461	Ouvriers rapatriés. Mines de Drocourt.
M/5569	Enquête sur les entreprises industrielles agricoles et commerciales appartenant à des étrangers ou employant de la main d'œuvre étrangère, 1912-1913.
M/6846	Étrangers, instructions, 1874-1926.
M/7852	Liévin, Bagarres entre Français et Belges (Cité n°11), 1901-1902.
<i>Série MIR, Registres paroissiaux et d'état-civil.</i>	
5MIR/498/3-11	Extraits du registre aux actes de Naissance, de Mariage, de Décès, Lens, 1801-1891.
<i>Série N : Administration et comptabilité.</i>	
1N/52-110	Procès-verbaux des délibérations du conseil général, 1880-1905.
<i>Série R : Affaires militaires.</i>	
R/263	Recrutement, tableaux de répartition de la classe 1910, étrangers, enfants assistés, jeunes gens hors du département.
R/255	Affaires militaires 1800-1950.
R/310	Recrutement, notices individuelles, classe 1914.
R/505	Recrutement des fis étrangers, loi du 23 juillet 1917.
1R/8101-8146	Bureau de Béthune. Recrutement militaire : feuillets matricules des conscrits des arrondissements de Béthune et de Saint-Pol-sur-Ternoise.
10R/6/90	Documentation rétrospective et projets : plan général de la concession.
10R/6/167	Plans d'ensemble de concession.
120R/19	Rapatriement des ouvriers mineurs, moyens de transport, 1915-1917.
<i>Série S : Travaux publics.</i>	
S/1270	Rixe entre ouvriers belges et français, 1910.
S/1284	Délégués mineurs, élections, délimitations des circonscriptions, Liévin, 1892.
S/1361	Concessions affaire générales, états récapitulatifs numériques des ouvriers et employés de mines 1855-1930.
S/1407-1425	Caisse autonome de retraites des ouvriers mineurs, loi du 31 mars 1903, allocation viagère, dossiers A-W.
S/1427	Caisse autonome de retraites des ouvriers mineurs, loi du 31 mars 1903, demandes rejetés A-Y, 1914.
S/1429-1439	Caisse autonome de retraites des ouvriers mineurs, loi du 31 mars 1903, majorations de retraite, dossiers A-W.
S/1440	Caisse autonome de retraites des ouvriers mineurs, loi du 31 mars 1903, majoration, demandes rejetées, A-W.
S/1448	Ouvriers mineurs belges, emploi dans les mines du Pas-de-Calais, 1917.
S/1477	Mines de Courrières, Catastrophe de Courrières du 10 mars 1906, familles belges.
S/1491	Mines de Courrières, Catastrophe de Courrières du 10 mars 1906, questionnaires relatifs à la situation de famille des victimes, secours accordés, correspondance, classés par commune et par ordre alphabétique, Méricourt, P-W, plus étrangers.
S/1498	Mines de Courrières, Catastrophe de Courrières du 10 mars 1906, questionnaires relatifs à la situation de famille des victimes, secours accordés, correspondance, classés par commune et par ordre alphabétique, Sallaumines, Q-W, plus étrangers.
<i>Série T : Enseignement.</i>	
T/132	Écoles libres, ouvertures d'écoles. Déclarations correspondance, enquêtes, ex-congréganistes, 1868-1891.
T/134	Écoles libres, ouvertures d'écoles, 1901-1904.
T/135	Écoles libres, ouvertures d'écoles, 1904-1905.
T/136	Écoles libres, ouvertures d'écoles, 1905-1908.
T/137	Écoles libres, ouvertures d'écoles, 1908-1912.
T/238	Correspondance, situation, École des Filles, Arr. Béthune, 1853-1915.
T/239	État des écoles et des classes existantes au 1er Août 1894.
T/240	État des écoles primaires élémentaires et des cours complémentaires en 1901.
T/244	Fréquentation scolaire, 1905.
T/245	Nombre d'enfants étrangers en âge de scolarité fréquentant 1925.
T/279	Création d'un emploi à Lens et Liévin.
T/282	Ouverture d'écoles laïques et congrégations par les gouvernements belges, 1915-1916.

Série U : Justice.

3U2/667 Tribunal de grande instance de Béthune, Répertoire des actes correctionnels, 1876-1893.
3U2/691 Tribunal de grande instance de Béthune, Registre d'audience correctionnelle, 1892-1897.

Série V : Cultes.

14V/259 Don et legs, Lens, 1809-1892.
15V/1043 Compte-rendu du commissaire spécial de police au sujet de l'enseignement du catéchisme, 1904.

Série X : Assistantes et prévoyance sociales.

X/558 Assistance aux étrangers, 1883-1923.
X/1040 Caisse nationale de retraites pour vieillesse.

Série Z : Sous-préfectures.

1Z/10 Naturalisations, Répertoire, 1892-1913, Béthune.
1Z/179 Admissions à domicile de sujets anglais, espagnols et belges, 1812-1815.
1Z/224 Grèves, 1887-1893.
1Z/845 Mines de houille, carte des concessions en 1907.
1Z/1335 Affaire communales, Lens (1838-1891).

Archives départementales du Nord (ADN, Lille)

Série M : Administration générale, économie.

M/150/15 Correspondance du cabinet du Préfet, 1892.
M/495/1-9 Naturalisation, Instructions et collectifs.

Série R : Affaires militaires.

1R/47 Lois sur la Nationalité, 1888-1907.
1R/48 Convention franco-belge, 1892-1902.
2R/1028 Milice belge, retardataire, réfractaire, instructions correspondance, 1873-1892.

Archives municipales de Lens (AML, Lens)

M/1890-1894 Actes de Mariage, 1890-1894.
D/1890-1894 Actes de Décès, 1890-1894.
N/1890-1894 Actes de Naissance, 1890-1894.

Centre de ressources documentaires du Centre Historique minier du Nord-Pas-de-Calais (CHM, Lewarde)

n°31-40 Société Lens, Groupe Lens.

Bibliothèque municipale de Lille (BML, Lille)

26169 BERNARD (Héliane), *Note sur l'exemption du service militaire dont jouissent les fils d'étrangers nés en France et sur l'abus qui en résulte*, Lille, Lefebvre Ducrocq, 1863.
44186/1897/6 DELOBEL (J.), *Chanson chantée par les Flaminds d'Canleu dit la clique de l'Rue du Moulin établie Estaminet du Remplailleux, Chanson nouvelle en patois de Lille*, Lille, Imprimerie Ouvrière, P. Largrange, 1897.
25293 LEGRAND (Pierre), *De l'assimilation des étrangers aux nationaux, en matière de recrutement*, Lille, Lefebvre-Ducrocq, 1856.
44186/1879/11 LONGUET (Louis), *L'Égalité, chanson nouvelle en patois de Lille chantée par la Société des Jobrés réunie à l'Estaminet du Grand-Quinquin*, Lille, Imp. Jules Petit, 1879.
44186/1894/14 VERSTRAETE (Pierre), *La Naturalisation, chanson nouvelle en patois de Lille*, Lille, Imp. Ouvrière G. Delorg, 1894.

Médiathèque de Roubaix (MR, Roubaix)

Classeur/Chansons/CH11 CAPART (Victor), *L retour du naturalisé, chanson chantée par la Société des vrais zigues, établie au Pigeon voyageur, au coin de la rue de Lys et du Fontenoy, chez Dergnaucourt*, Lille, Imp. Ouvrière, 1891.
5

Archives du ministère des Affaires étrangères de Belgique (AMAE, Bruxelles)

clB81/I Liste des ouvriers belges qui ont été molestés en France, 1892.
clB81/II Ouvriers belges en France, Incidents, 1892-1913.
clB164/II-1 Événements de Lens-Liévin, 1892.
2312 Incidents xénophobes français contre ouvriers mineurs belges Pas-de-Calais, 1892.
3286/I-III Ouvriers belges en France, 1894-1902.
3290/I-IX Accidents du travail en France, 1887-1914.
3291 Ouvriers belges en France, 1899-1914.
3292 Questions ouvrières, France, ouvriers belges, 1894-1912.

II, SOURCES IMPRIMEES.**Recensements, statistiques.***France*

- Le ministre de l'agriculture du commerce et des travaux publics, *Statistique de la France*, Paris, Imprimerie Royale, 1837.
- Le ministre de l'agriculture du commerce et des travaux publics, *Statistique de la France*, Paris, Imprimerie Impériale, 1855.
- Statistique de la France, *Résultats du dénombrement de la population en 1856*, Strasbourg, Imprimerie administrative de veuve berger-levrault, 1859.
- Statistique de la France, *Résultats généraux du dénombrement de 1861*, Strasbourg, Imprimerie administrative de veuve berger-levrault, 1864.
- Statistique de la France, *Résultats généraux du dénombrement de 1866*, Strasbourg, Imprimerie administrative de veuve berger-levrault, 1869.
- Statistique de la France, *Résultats généraux du dénombrement de 1872*, Paris, Imprimerie nationale, 1873.
- Statistique de la France, *Résultats généraux du dénombrement de 1876*, Paris, Imprimerie nationale, 1878.
- Statistique générale de la France, *Résultats statistiques du dénombrement de 1881*, Paris, Imprimerie nationale, 1883.
- Statistique générale de la France, *Résultats statistiques du dénombrement de 1886*, Paris, Imprimerie berger-levrault et cie, 1888.
- Statistique générale de la France, *Résultats statistiques du dénombrement de 1891*, Paris, Imprimerie nationale, 1894.
- Statistique générale de la France, *Résultats statistiques du dénombrement de 1896*, Paris, Imprimerie nationale, 1899.
- Statistique générale de la France, *Résultats statistiques du recensement générale de la population de 1901, Tome I-V*, Paris, Imprimerie nationale, 1904-1907.
- Statistique générale de la France, *Résultats statistiques du recensement générale de la population de 1906*, Paris, Imprimerie nationale,
- Statistique générale de la France, *Résumé rétrospectif de l'annuaire statistique*, Paris, Imprimerie nationale, 1909.
- Statistique générale de la France, *Résultats statistiques du recensement générale de la population de 1911*, Paris, Imprimerie nationale, 1913.
- Statistique générale de la France, *Salaires et coût de l'existence à diverses époques jusqu'en 1910*, Paris, Imprimerie nationale, 1911.
- Ministère de l'agriculture, du commerce et des travaux publics, *Résumé des travaux statistiques de l'administration des mines, 1847-1852*, Paris, Imprimerie Impériale, 1854.
- Ministère de l'agriculture, du commerce et des travaux publics, *Résumé des travaux statistiques de l'administration des mines, 1853-1859*, Paris, Imprimerie Impériale, 1861.
- Ministère de l'agriculture, du commerce et des travaux publics, *Résumé des travaux statistiques de l'administration des mines, 1860-1864*, Paris, Imprimerie Impériale, 1867.
- Ministère de l'agriculture, du commerce et des travaux publics, *Résumé des travaux statistiques de l'administration des mines, 1865-1869*, Paris, Imprimerie Nationale, 1874.
- Ministère de l'agriculture, du commerce et des travaux publics, *Résumé des travaux statistiques de l'administration des mines, 1870-1872*, Paris, Imprimerie Nationale, 1877.
- Ministère des travaux publics, *Statistique de l'industrie minérale et des appareils à vapeur en France et en Algérie pour l'année 1892*, Paris, Imprimerie Nationale, 1893.
- Ministère des travaux publics, *Statistique de l'industrie minérale et des appareils à vapeur en France et en Algérie pour l'année 1900*, Paris, Imprimerie Nationale, 1901.
- Ministère des travaux publics, des postes et de télégraphes, *Statistique de l'industrie minérale et des appareils à vapeur en France et en Algérie pour l'année 1910*, Paris, Imprimerie Nationale, 1912.
- Ministère du commerce et de l'industrie, *Statistique des grèves survenues en France pendant l'année 1890-91*, Paris, Imprimerie nationale, 1892.
- Ministère du commerce, de l'industrie et des colonies, *Statistique des grèves survenues en France pendant l'année 1892*, Paris, Imprimerie nationale, 1893.
- Ministère du commerce, de l'industrie, des postes et des télégraphes, *Statistique des grèves survenues en France pendant l'année 1893-1904*, Paris, Imprimerie nationale, 1894-1905.
- Ministère du commerce, de l'industrie et des travail, *Statistique des grèves survenues en France pendant l'année 1905*, Paris, Imprimerie nationale, 1906.
- Ministère du travail et de la prévoyance social, *Statistique des grèves survenues en France pendant l'année 1906-1914*, Paris, Imprimerie nationale, 1907-1915.

Belgique

- Statistique de la Belgique, *Population, relevé décennal, 1831 à 1840, mouvement de l'état e 1840*, Bruxelles imprimerie de Vandoooren frères, 1842.
- Statistique de la Belgique, *Population, Mouvement de l'État civil*, Bruxelles, B. J. Vandoooren, 1842-1851.
- Statistique de la Belgique, *Population, Recensement Général (31 décembre 1856)*, Bruxelles, Imprimerie de Th. Lesigne, 1861.
- Statistique de la Belgique, *Population, Recensement Général (31 décembre 1866)*, Bruxelles, Imprimerie de Th. Lesigne, 1870.
- Statistique de la Belgique, *Population, Recensement Général (31 décembre 1890)*, Bruxelles, Imprimerie de A. Lesigne, 1893.
- Statistique de la Belgique, *Population, Recensement Général (31 décembre 1900)*, Bruxelles, Imprimerie de A. Lesigne, 1903.
- Statistique de la Belgique, *Population, Recensement Général (31 décembre 1910)*, Bruxelles, M. Weissenbruch, 1912-1916.
- Statistique générale de la Belgique, *Exposé de la situation du Royaume de 1876 à 1900*, Bruxelles, Imprimerie Becquart-Arien, 1976.
- Office central de statistique, *Population, Recensement Général*, Bruxelles, V. Ghiesbreght, 1933.
- Institut National de Statistique, *Recensement Général de la population*, Bruxelles, 1949-2000.

Annuaire, dictionnaires, guides, cartes.

- Annuaire statistique de la France. Vol.1-Vol.51*, Paris, Imprimerie nationale, 1878-1935.
- Almanach national, Annuaire officiel de la République française pour 1892*, Paris, Berger-Levrault et Cie, 1893.
- ANDREANI (Alphonse), *Guide pratique de l'administration française*, Paris, Librairie Guillaumin et Cie, 1895.
- ANDREANI (Alphonse), *La condition des étrangers en France et la législation sur la nationalité française (Loi des 26 juin 1889, 22 juillet et 8 août 1893)*, Paris, Librairie Guillaumin et Cie, 1896.
- Annales Parlementaires de Belgique, session législative extraordinaire de 1892 et session législative ordinaire de 1892-1893*, Bruxelles, Imprimerie de la régie du moniteur belge, 1893.
- Annuaire diplomatique et consulaire de la République française pour 1892*, Paris, Berger-Levrault et Cie, 1893.
- Annuaire statistique et administratif du Pas-de-Calais*, Arras, 1802-1912.
- BAEDEKER (Karl.), *Le Nord de la France jusqu'au jura et à la Loire excepté paris, Manuel du voyageur, 4ème édition*, Leipzig/Paris, Karl Baedeker, 1893.
- Bulletin de la Société de l'Industrie minérale, 2e série, Tome I*, 1872.
- Bulletin des arrêtés et actes de a Belgique*, Bruxelles, Imprimerie de weissenbruch père, 1830-1845.
- Bulletin des lois de la République française*, Paris, Imprimerie nationale, 1871 -1931.
- Bulletin des lois, partie supplémentaire*, Paris, Imprimerie nationales, 1891-1893.
- BRUYANT (U.), *Annuaire du Pas-de-Calais pour l'année 1892*, Arras, Imprimerie Rohard-Courtin, 1892.
- Caisse autonome de retraite, Loi du 25 février 1914*.
- Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, avis du Conseil d'État*, Paris, A. Guyot et scribe, t.1 (1788)-t.139 (1939).
- Commission d'enquête sur la durée du travail dans les mines de houille, tome I-X*, Bruxelles, Goemaere, 1907-8.
- Commission départementale des monuments historiques, *Dictionnaire historique et archéologique du département du Pas-de-Calais, Arrondissement de Béthune, tome III*, Arras, Sueur-charruey, 1879.
- Dictionnaire du Nord et du Pas-de-Calais*, Paris, Larousse, 2001.
- Dictionnaire encyclopédique de géographie historique du royaume de Belgique*.
- DOURDAIN (Alf) et VAN STALLE (L.), *Dictionnaire encyclopédique de Géographie historique du Royaume de Belgique, Tome I, II*, Bruxelles, Bruylant-Christophe, 1896.
- HASQUIN (Hervé), *Communes de Belgique, dictionnaire d'histoire et de géographie administrative, I-IV*, Bruxelles, crédit communal de Belgique, 1980-1981.
- HOUET (Albert), *dictionnaire moderne géographique, administratif, statistique des communes belges*, Bruxelles, Fr. Van Muysenzinkel.
- Journal officiel de la République française*, Paris, Imprimerie nationale, 1871-1920.
- MAITRON (Jean) (dir.), *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français, troisième partie: 1871-1914, de la Commune à la Grande Guerre*, Les Éditions ouvrières, Paris, 1973-1975.
- MITCHELL (Brian), *International Historical Statistics, Europe 1750-1993, 4th ed.*, London, Macmillan, 1998.
- Ministère de l'Agriculture, de l'Industrie et des Travaux publics, Direction de l'industrie, *Salaires et Budgets ouvriers en Belgique au mois d'avril 1891*, Bruxelles, P. Weissebruch, 1892.
- Ministère de la Justice, *La nationalité française, Recueil des textes législatifs et réglementaires, des conventions internationales et autre documents, Edition 2002*, Paris, La documentation Française, 2002.
- Notice géologique et historique sur les bassins houillers du Pas-de-Calais et de Boulonnais*, Arras, 1900.
- Pasionomie. Collection complète des lois, arrêtés et règlements généraux qui peuvent être invoqués en Belgique*, Bruxelles, Bruylant, 1788-1914.
- Recueil des lois et arrêtés royaux de Belgique*, Bruxelles, Imprimerie de Weissenbruch père, 1846-1914.

Presse
France

Abeille de la Ternoise (L')
Artésien (L')
Avenir d'Arras (L')
Calais (Le)
Cantonal, Journal de Bapaume et de l'arrondissement d'Arras (Le)
Courrier du Pas-de-Calais (Le)
Crois d'Arras (La)
Crois du Pas-de-Calais (La)
Écho de Béthune et son arrondissement (L')
Écho de la Lys (L')
Écho du Nord (L')
Économiste Français (L')
Express du Nord et du Pas-de-Calais (L')
Farceur, Écho du pays d'Artois du Boulonnais et du Calaisis (Le)
Figaro (Le)
France (La)
France du Nord (La)
Gazette de Béthune (La)
Gazette de Lillers (La)
Grelot (Le)
Indépendant de Boulogne-sur-Mer (L')
Indépendant du Pas-de-Calais (L')
Intransigeant (L')
Impartial de Boulogne (L')
Journal de Béthune et de son arrondissement (Le)
Journal de Lillers (Le)
Journal de Montreuil et de l'arrondissement (Le)
Journal de Roubaix (Le)
Journal des Débats (Le)
Montreuilloise (La)
Nouvelliste du Nord et du Pas-de-Calais (Le)
Pas-de-Calais, hebdomadaire (Le)
Petit Béthunois (Le)
Petit Journal (Le)
Progrès du Nord (Le)
Ralliement de Boulogne-sur-Mer et de Pas-de-Calais (Le)
République France (La)
Réveil du Nord (Le)
Revue artésienne (La)
Socialiste (Le)
Travailleur (Le)
Temps (Le)

Belgique

Bien Public (Le)
Chronique (La)
Courrier de Bruxelles (Le)
Économie (L')
Etoile Belge (L')
Flandre Libérale (La)
Gazette (La)
Gazette de Charleroi (La)
Gazette de Mons (La)
Hainaut (Le)
Impartial de Gand (L')
Journal de Bruxelles (Le)
Meuse (La)
Opinion (L')
Organe de Mons et du Hainaut (L')

Patrie (La)
Patriote (Le)
Peuple (Le)
Précurseur (Le)
Réforme (La)
Vérité (La)

Œuvre littéraire

ZOLA (Émile), *Germinal*, Paris, Librairie Générale Française, 2000. (『ジエルミナール 上・中・下』安土正夫訳、岩波書店、1954年)

III. Livres et articles antérieurs à 1945.

- AMIEUX (Alphonse), *Des conditions du travail dans les mines*, Paris, Arthur Rousseau, 1908.
- BAGNOL (Henri), *Guide pratique de l'ouvrier victime d'un accident*, Issoudun, Imprimerie Nouvelle, 1904.
- BASLY (Émile), *Le martyr de Lens, trois années de captivité*, Paris, Librairie Plon, 1918.
- BEAUMONT (A.), «De la constitution des rentes à sévir aux victimes d'accidents du travail en France et en Belgique», *Revue Politique et Parlementaire*, n°138, décembre 1905, pp.491-502.
- BLANCHARD (Raoul), *La Flandre, étude géographique de la plaine flamande en France, Belgique et Hollande*, Paris, A. Colin, 1906.
- CONDEVAUX (John), *Le mineur du Nord et du Pas-de-Calais, sa psychologie, ses rapports avec le patronat*, Lille, imprimerie L. Danel, 1928.
- CUVELETTE (Ernest), «L'habitation ouvrière et les oeuvres sociales aux mines de Lens», *Le Musée Social*, n°3, Mars 1925, pp.57-74.
- DE FOVILLE (Alfred), *Enquête sur les conditions de l'habitation en France, les maisons-types*, Brionne, Gérard Monfort, 1894.
- DELCOURT (Raymond), *De la condition des ouvriers dans les mines du Nord et du Pas-de-Calais*, Paris, V. Giard et E. Brière, 1906.
- DEMAIN (H.), *Les migrations ouvrières à travers la Belgique*, Louvain, Hugues Bomans, 1919.
- DEMANGEON (Albert), *La Picardie et les régions voisines, Altois, Cambrésis, Beauvais*, Paris, A. Colin, 1905.
- DEMANGEON (Albert) et MAUCO (Georges), *Documents pour servir à l'étude des étrangers dans l'agriculture française*, Paris, Hermann & Cie, 1939.
- DEPOID (Pierre), *Les naturalisations en France (1870-1940)*, Direction de la statistique générale, Études démographiques, n°3, Paris, Imprimerie Nationale, 1942.
- DUHAMEL (Henry), «Les caisses de prévoyance instituées en Belgique en faveur des ouvriers mineurs», *Journal de la société de statistique de Paris*, n°12, décembre 1885, pp.482-494.
- DUMOULIN (Georges), «Les Conventions d'Arras», *La Vie Ouvrière*, n°17/18, 1910, pp670-697/738-756.
- DUMOULIN (Georges), «Au pays des Gueules Noires», *La Vie Ouvrière*, n°59-60/61, 1912, pp321-373/19-54.
- DUMOULIN (Georges), *Carnets de route, quarante années de vie militante*, Lille, Éditions de L'Avenir, 1938.
- EECKHOUT (Georges), «Les ouvriers belges dans le Nord», *Revue sociale catholique*, IV, 1900, pp.266-73, 340-350.
- Exposition universelle de 1889, Notice sur la Société des Mines de Houille de Lens et Douvrin*, s.l., s.n., 1889.
- Exposition universelle de 1900, Plans et objets exposés, Classe 63 et annexe souterraine*, Arras, Imprimerie Moderne, 1900.
- Exposition universelle de 1900, Appareils de sécurité, Classe 105*, Arras, Imprimerie Moderne, 1900.
- Exposition universelle de 1900, Société des Mines de Lens, Économie Sociale, Classe 109*, Arras, Imprimerie Moderne, 1900.
- Exposition universelle de 1900, Société des mines de Lens*, Paris, Imprimeries Lemercier, 1900.
- Exposition universelle de 1900, Les maisons ouvrières et les créations philanthropiques de la Société des mines de Lens*, Paris, Imprimeries Lemercier, s.a.
- Exposition de Bruxelles 1910, Notice sur la Société des Mines de Lens*, Lille, Imprimerie L. Danel, 1908.
- EYLENBOSCH (G.), *Les ouvriers belges en France*, Gand, Imprimerie Het Volk, 1898.
- GAUMONT (Jean), *Histoire abrégée de la coopération en France et à l'étranger*, Paris, F. Rieder et Cie, 1921.
- GEMAHLING (Paul), *Travailleurs au rabais, La lutte syndicale contre les sous-concurrences ouvrières*, Paris, Blond & Cie, 1910.
- GRAR (Édouard), *Histoire de la recherche de la découverte et de l'exploitation de la Houille dans le Hainaut français dans la Flandre française et dans l'Artois, Tome III*, Valenciennes, A. Prignet, 1847-1851.
- GRAUWIN (Charles), *Les institutions patronales des Compagnies houillères du Pas-de-Calais*, Thèse de doctorat, Université de Lille, 1909.
- HOLLANDE (Maurice), *La défense ouvrière contre le travail étranger vers un protectionnisme ouvrier*, Paris, Blond & Cie, 1913.

HOUZE DE L'AULNOIT (Aimé), *Les ouvriers belges à Lille. Étude sur les conditions d'admissibilité des indigents étrangers aux secours publics*, Lille, Imprimerie L. Danel, 1885.

JACQUART (Camille), «Migration de la population belge (1888-1897)», *Revue Sociale Catholique*, Louvain, Institut Supérieur de Philosophie, 1899, pp.358-366.

JACQUEMYS (Guillaume), *La vie sociale dans le Borinage houiller*, Bruxelles, Libraire Falk Fils, 1939.

KELLER (Octave), «Statistique des caisses de secours pour les mineurs et des autres institutions de prévoyance ayant fonctionné sur les Houillères en 1882», *Annales des mines ou recueil des mémoires sur l'exploitation des mines et sur les sciences et les arts qui s'y rattachent, 8e série, Tome VI*, Paris, Dumond, 1884.

KERAVIC (Yan), «Mineur des mines de houille du Pas-de-Calais», *Les ouvriers des deux mondes*, n°86, 1897, pp.253-282.

KERAVIC (Yan), «Agriculteur du Pas-de-Calais», *Les ouvriers des deux mondes*, n°87, 1897.

LAMBERT (Charles), *La France de les étrangers, dépopulation, immigration, naturalisation*, Paris, Librairie Delagrave, 1928.

LAUR (Francis), *Les mines et usines en 1889, étude complète sur L'Exposition Universelle de 1889*, Paris, F. Laur, 1890.

LAUR (Francis), *Les mines et usines au XXe siècle, Les mines et la métallurgie à L'Exposition Universelle de 1900, Mines françaises, étrangères et divers, Tome V*, Paris, Société des publications scientifiques et industrielles, 1901.

LE FEBRE (Yves), *L'Ouvrier étranger et la protection du travail national*, Paris, Librairie C. Jacques & Cie, 1901.

LEROY-BEAULIEU (Paul), «Belges et Français, les droits d'immigration et la naturalisation», *L'Économiste Français*, samedi 24 septembre 1892.

LESPILETTE (C.), *La vérité sur la grève des mineurs du Nord et du Pas-de-Calais en 1893*, Lille, Imprimerie Lefebvre-Ducrocq, 1894.

MACQUERON (Pierre), *L'Oeuvre du syndicat des mineurs du Pas-de-Calais*, Lille, Imprimerie et Librairie Camille Robbe, 1904.

MARMOTTAN (Jules), *Vrai caractère des caisses de secours institués par les compagnies houillères*, Paris, Librairie de Guillaumin et Cie, 1870.

MAUCO (Georges), *Les étrangers en France. Leur rôle dans l'activité économique*, Paris, Armand Colin, 1932.

MERRHEIM (Alphonse), «Compagnies minières et sociétés métallurgiques», *La Vie Ouvrière*, n°37, 1911, pp.835-896.

MERRHEIM (Alphonse), «Les Mineurs se lèveront-ils? », *La Vie Ouvrière*, n°58, 1912, pp.241-277.

MOREL (Émile), *Les Gueules Noires*, Paris, E. Sansot et Cie, 1907.

Notice sur la Société des Mines de Lens, Lille, Imprimerie L. Danel, 1911.

PIC (Paul), 『労働法』(協定会訳)、協定会、1932年(原書名: *Traité élémentaire de législation industrielle, Les lois ouvrières, 6ème éd*, Paris, Arthur Rousseau, 1931)

RAYNAUD (Barthélemy), *Les Accidents du travail des ouvriers étrangers*, Paris, Librairie nouvelle de droit et de jurisprudence, 1902.

RONSE (Edmond), *L'émigration saisonnière belge*, Gand, Imprimerie Het Volk, 1913.

SAUVY (Alfred), «La population étrangère en France et les naturalisations», *Journal de la Société de statistique de Paris*, n°2-3, février-mars 1927, pp.60-72, 89-97.

SIMIAND (François), *Le Salaire des ouvriers des mines de charbon en France, contribution à la théorie économique du salaire*, Paris, Publications de la société nouvelle de Librairie et d'édition, 1907.

SIMONIN (Louis), *La vie souterraine, les mines et les mineurs*, Paris, Librairie de L. Hachette et Cie, 1867.

SIMONIN (Louis), *Les cités ouvrières de mineurs*, Paris, Librairie de L. Hachette et Cie, 1867.

SION (Jules), «Étude sur la dénombrement de la population en 1911», *Mémoires de l'Académie des sciences, lettres et arts d'Arras*, 2e série, tome XLIII, 1912, pp.159-?

SION (Jules), «La dépopulation des compagnes dans le Pas-de-Calais», *Mémoires de l'Académie des sciences, lettres et arts d'Arras*, 2e série, tome XLIII, 1912, pp.131-157.

SION (Jules), «Mouvement de la population dans l'Arrondissement de Béthune de 1851 à 1911», *Mémoires de l'Académie des sciences, lettres et arts d'Arras*, IIIe série, tome I, 1921, pp.77-85.

SION (Jules), «Mouvement de la population de 1911 à dans le Pas-de-Calais t particulièrement dans les Arrondissements d'Arras et de Béthune», *Mémoires de l'Académie des sciences, lettres et arts d'Arras*, IIIe série, tome III, 1923, pp.63-73.

SION (Jules), «Dénombrement de 1926, comparé avec ceux de 1911 et de 1921 dans le Pas-de-Calais, mouvement de la population des communes des Arrondissements d'Arras et de Béthune», *Mémoires de l'Académie des sciences, lettres et arts d'Arras*, IIIe série, tome VII, 1927, pp.61-79.

SION (Jules), «Mouvement de la population entre 1911, 1921, 1926 dans les dix départements dévastés», *Mémoires de l'Académie des sciences, lettres et arts d'Arras*, IIIe série, tome VIII, 1928, pp.39-?

SPENGLER (Joseph J.), *France faces dépopulation*, Durham, Duke University Press, 1938.

VANDERVELDE (Émile), *L'exode rural et le retour aux champs*, Paris, Félix Alcan, 1910.

VILLERME (Luis René), «Sur les cités ouvrières», *Annales d'hygiène publique et de médecine légale*, 1849, pp.1-?

VUILLEMIN (E.), «Enquête sur les habitations, les écoles et le degré d'instruction de la population ouvrière des mines de houille dans bassins du Nord et du Pas-de-Calais, suivie d'un complément», *Bulletin de la Société de l'Industrie minière*, 2e série, Tome I, 1872, pp.279-330.

VUILLEMIN (E.), «Caisse commune de prévoyance et caisses particulières de secours des sociétés houillères du couchant de Mons», *Bulletin de la Société de l'Industrie minière*, 2e série, Tome I, 1872, pp.331-354.

VUILLEMIN (E.), *le Bassin houiller du Pas-de-Calais, histoire de la recherche, de la découverte et de l'exploitation de la houille dans ce nouveau bassin, Tome I-III*, Lille, Imprimerie L.Danel, 1880-1883.

IV. Livres et articles postérieurs à 1945.

AELBRECHT (Vincent), *Les travailleurs belges à Tourcoing au XIXe siècle, 1815-1890, tome I, II*, Mémoire de licence, Université Catholique de Louvain, 1987.

AELBRECHT (Vincent), «L'immigration ouvrière belge à Tourcoing durant le second empire», *RBHC*, XXI, 1990, 3-4, pp.351-381.

AGULHON (Maurice), «Les couleurs dans la politique française», *Ethnologie française*, XX, 1990, 4, pp.391-398.

ALLOULINE (David) et LALLAOUI (Mehdi), *Un siècle d'immigrations en France Tome I, II, III*, Paris, Syros, 1997.

AMAR (Marianne), POINSOT (Marie) et WIHTOL DE WENDEN (Catherine) (dir.), *A chacun ses étrangers? France-Allemagne de 1871 à aujourd'hui*, Arles, Actes Sud/Cité Nationales de l'Histoire de l'Immigration, 2009.

AMARA (Michaël), *Des Belges à l'épreuve de l'Exil, les réfugiés de la Première guerre mondiale, France, Grande-Bretagne, Pays-Bas*, Bruxelles, Éditions de l'Université de Bruxelles, 2008.

ANDRE (Robert), *Flénu, analyse démographique d'une commune boraine*, Frameries, Société des sciences, des arts et des lettres du Hainaut, 1962.

ANDRE (Robert) et PEREIRA-ROQUE (José), *La démographie de la Belgique au XIXe siècle*, Bruxelles, Edition de l'Université de Bruxelles, 1974.

ANGLADE (Jean), *La vie quotidienne des immigrés en France de 1919 à nos jours*, Paris, Hachette, 1976.

ARIES (Philippe), *Histoire des populations française et de leurs comportements devant la vie depuis le XVIIIe siècle*, Paris, Éditions Self, 1948, réédition Edition du Seuil, 1971.

ARMENGAUD (André), *La population française au XIXe siècle*, Paris, Presses Universitaires de France, 1971.

ASSOULINE (David) et LALLAOUI (Mehde), *Une siècle d'immigration en France 1851/1918, Première période de la mine au champ de bataille*, Paris, Syros, 1996.

AUBIN (Gérard) et BOUVERESSE (Jacques), *Introduction historique au droit du travail*, Paris, Presses Universitaires de France, 1995.

BAILLET (D.), *Les étrangers en France. Guide des sources d'archives publiques et privées XIXe-XXe siècles*, Paris, Génériques/Direction des Archives de France, 1999, 3 vol.

BALLART (G.), BOUGARD (P.) et ROLLET (C.), *Paroisses et communes de France, Dictionnaire d'histoire administrative et démographique, Pas-de-Calais*, Université de Lille III, 1975.

BARJOT (Dominique) et FARON (Olivier) (dir.), *Migrations cycles de vie familial et marché du travail, Cahiers des Annales de Démographie Historique, n°3*, Paris, Société de Démographie Historique, 2002.

BARNABÀ (Enzo), *Mort aux Italiens! 1893, le massacre d'Aigues-Mortes*, Toulouse, Editalia éditions, 2012.

BAUDELET (Isabelle), «La survie du livret ouvrier au début du XXe siècle», *Revue du Nord*, tome LXXV, n°300, avril-juin 1993, pp.303-318.

BAYCROFT (Timothy), «Changing Identities in the Franco-Belgian Borderland in the Nineteenth and Twentieth Centuries», *French History*, vol.13, n°4, 1999, pp.417-438.

BAYCROFT (Timothy), «Peasants Into Frenchmen? The Case of the Flemish in the North of France 1860-1914», *European Review of History*, vol.2, n°1, 1995, pp.31-44.

BELLANGER (Claude), GODECHOT (Jacques), GUIRAL (Pierre) et TERROU (Fernand) (dir.), *Histoire générale de la Presse Française*, tome I-V, Paris, PUF, 1969-1976.

BIGORGNE (Didier), «Immigrés belges et xénophobie dans les Ardennes frontalières», *La Vie Wallonne*, 1992, pp.129-148.

BIGORGNE (Didier), «Une manifestation de défense ouvrière contre les frontaliers belges à Fromelennes (Ardennes) en 1904», *La Vie Wallonne*, 1994, pp.67-78.

BIGORGNE (Didier), «Main-d'œuvre étrangère et mouvement ouvrier au XIXe siècle : dans les Ardennes frontalières», *Le Mouvement Social*, n°178, janvier-mars 1997, pp.11-26.

BLANC-CHALEARD (Marie-Claude), *Les Italiens dans l'Est parisien : une histoire d'intégration (1860-1960)*, Rome, École française de Rome, 2000.

BLANC-CHALEARD (Marie-Claude), DOUKI (Caroline), DYONET (Nicole) et MILLIOT (Vincent), *Police et migrants, France 1667-1939*, Rennes, Presses Universitaires de Rennes, 2001.

BLANC-CHALEARD (Marie-Claude), *Histoire de l'immigration*, Paris, Éditions La Découverte, 2001.

BLANC-CHALEARD (Marie-Claude), «Immigration, nation, société», *Documentation photographique*, n°8035, 2004, pp.1-16.

BLANC-CHALEARD (Marie-Claude), «Old and New Migrants in France: Italians and Algerians», LUCASSEN (Leo), FELDMAN (David), OLTMER (Jochen) (dir.), *Paths of Integration. Migrants in Western Europe (1880-2004)*, Amsterdam, Amsterdam University Press, 2006, pp.46-62.

BONNET (René), *La sécurité sociale dans les mines*, Paris, Librairie Dalloz, 1963.

BONNET (Jean-Charles), «Naturalisations et révisions de naturalisations de 1927 à 1944 : l'exemple du Rhône», *Le Mouvement Social*, n°98, janvier-mars 1977, pp.43-75.

- BONNET (Jean-Charles), «Note sur les dossiers de naturalisations des italiens du Rhône de 1880 à 1915», DUROSELLE (Jean-Baptiste), SERRA (Enrico)(dir.), *L'Emigrazione italiana in Francia prima del 1914*, Milano, Franco Angeli Editore, 1978, pp.225-237.
- BOUGARD (Jean-Paul), « La formation de la classe ouvrière dans le Borinage au XVIIIème et au début du XIXème siècle, le cas de Wasmes et de Warquignies », *Revue du Nord*, tome LXIII, n°248, janvier-mars 1981, pp.157-168.
- BOUGARD (Jean-Paul), « Premiers symptômes d'une transition démographique : ce qu'enseignent les fluctuations saisonnières des naissances, mariages et décès à Wasmes et à Warquignies aux XVIIIe et XIXe siècles », *RBHC*, n° XII, 1-2, 1981, pp.147-194.
- BREITMAN (Nada), BREITMAN (Marc), *Les maisons des mines dans le Nord et le Pas-de-Calais*, Liège, Pierre Mardaga, 1996.
- BRUBAKER (Roger), 『フランスとドイツの国籍とネーション：国籍形成の比較歴史社会学』(佐藤成基、佐々木てる訳)、明石書店、2005年(原書名：*Citizenship and Nationhood in France and Germany*, Cambridge, Harvard University Press, 1992)
- BRUBAKER (Roger), «De l'immigré au citoyen. Comment le *jus soli* s'est imposé en France, à la fin du XIXe siècle», *Actes de la recherche en sciences sociales*, n°99, septembre 1993, pp.3-25.
- BRUHAT (Jean), PILOT (Marc), 『フランス労働運動史 労働総同盟(CGT)小史』(小出峻訳)、合同出版社、1958年(原書名：*Esquisse d'une histoire de la C.G.T.*, Paris, Confédération générale du travail, 1958)
- BRUNEEL (Claude), « Mobilité rurale et migrations des campagnes vers les villes. Le Brabant wallon du XVIIe au XIXe siècles », dans LANDRY (Yves), DICKINSON (John A.), PASLEAU (Suzy), DESAMA (Claude)(dir.), *Les chemins de la migration en Belgique et au Québec, XVIIe-XXe siècles*, Louvain-la-Neuve, Éditions Académia, 1995, pp99-110.
- BRUNO (Anne-Sophie) et ZALC (Claire), *Petites entreprises et petits entrepreneurs étrangers en France (19eme - 20eme siècle)*, Actes des journées d'études des 23 et 24 octobre 2003, Paris, Éditions Publibook, 2006.
- BRUWIER (Marinette), «Que sont devenus les mineurs des charbonnages belges? Une première approche : problématique et méthodologique», *RBHC*, 1988, pp173-203.
- BUCQUET (Alfred), *Lens, son passé, ses houillères*, Arras, Imprimerie centrale de l'Artois, 1950.
- BUCQUET (Madeleine), «Notre Cité, Monographie de la cité Saint-Pierre, Fosse n°11 de Lens», *Gauheria*, n°52, août, 2003.
- BURIEZ (Marie-Pascale) (et al.), *L'homme, la vie et la mort dans le Nord au 19e siècle*, Paris, Éditions Universitaires, 1972.
- BYLS (Henk), «Stratégies unificatrices et protectrices de l'Œuvre des Flamands à Paris», *Cahiers de la Méditerranée*, vol.76, 2008, pp.37-52.
- BYLS (Henk), «Les Flamands à Paris : une communauté ? (1860-1896)», RAINHORN (Judith) et TERRIER (Didier)(dir.), *Étranges voisins, Altérité et relations de proximité dans la ville depuis le XVIIIe siècle*, Rennes, Presses universitaires de Rennes, 2010, pp.163-177.
- BYLS (Henk), *Rester catholique en France. Une histoire de l'encadrement religieux destiné aux migrants belges-flamands du Lillois, de Paris et des campagnes françaises (1850-1960)*, Thèse de doctorat, Katholieke Universiteit Leuven, Louvain, 2013.
- CAMPE (René), DUMON (Marthe) et JESPERS (Jean-Jacques), *Radioscopie de la presse belge*, Marabout, Verviers, 1975.
- CAPRON (Catherine), «Une analyse statistique des migrations à partir d'un registre de population, application au cas de Limbourg (est de la Belgique), 1847-1866», dans BARJOT (Dominique) et FARON (Olivier), *Migrations, cycle de vie familial & marché du travail, Cahier des Annales de démographie historique*, n°3, Paris, Société de démographie historique, 2002, pp.65-94.
- CAUX (Richard), *Lens 1820-1872, portrait socio-démographique d'une cité en expansion à travers les dénombrements de population*, Mémoire de maîtrise, Université de Lille III, 1982.
- CEGARRA (Marie), CHOVAUX (Olivier), DAMINI (Rudy), DUMONT (Gérard), GENTY (Jean-René) et PONTY (Janine), *Tous gueules noires*, collection " Mémoire de Gaillette ", n° 8, Lewarde, Centre historique minier du Nord-Pas-de-Calais, 2004.
- CHAPELLE-DULIERE (Jacqueline), « Les ouvriers du charbonnage de Bois-du-Luc au 19e siècle d'après leur livret de travail », dans *Bois-du-Luc 1685-1985*, La Louvière, Ateliers du Bois-du-Luc, 1985, pp.77-103.
- CHAPELLE-DULIERE (Jacqueline), « La mobilité des mineurs du charbonnage du Bois-du-Casier (1900-1945) », *Revue du Nord*, tome LXXII, n°284, janvier-mars 1990, pp.113-133.
- CHATELAIN (Abel), «Valeur des recensements de la population française au XIXe siècle», *Revue de géographie de Lyon*, Vol.29, n°4, 1954, pp.273-280.
- CHATELAIN (Abel), *Les migrants temporaires en France de 1800 à 1914*, Villeneuve d'Ascq, Publications de l'Université de Lille III, 1976.
- CHEVALIER (Louis), 『労働階級と危険な階級 19世紀前半のパリ』(喜安朗、木下賢一、相良匡俊訳)、みすず書房、1993年(原書名：*Classes laborieuses et classes dangereuses à Paris, pendant la première moitié du XIXe siècle*, Paris, Librairie Plon, 1958)
- CLAEYS-BOUUAERT (Fernand), *Historique de l'Œuvre des Flamands à Paris, 1862-1940*, Gand, s.n., 1950.
- CLAEYS-BOUUAERT (Fernand), *L'Œuvre des Flamands à Paris, un siècle d'existence 1862-1962*, Gand, s.n., 1962.

- CLIQUENOIS (Marielle), *La compagnie de Lens et ses ouvriers de 1900 à 1914*, DES, Université de Lille III, 1972.
- COCQ (Bertrand) et DUBOIS (Guy), *Histoire des mines des l'Artois*, Béthune, s.n., 1982.
- COLLARD (Claude), *Des sources pour l'histoire de l'immigration en France de 1830 à nos jours*, Paris, Bibliothèque nationale de France, 2006.
- CONUS (Marie-France), COOPER-RICHET (Diana), CORDEAU (Sébastien), DUMONT (Gérard), ECK (Jean-François), ESCUDIER (Jean-Louis), HARDY-HEMERY (Odette), LE MANER (Yves), MIRMBET-PARIS (Agnès), *10 mars 1906, Compagnie de Courrières, Enquête sur la plus grande catastrophe minière d'Europe*, collection "Mémoires de Gaillette", n°9, Lewarde, Centre historique minier du Nord-Pas-de-Calais, 2006.
- CONUS (Marie-France), ESCUDIER (Jean-Louis), «Cycle de vie et relation capital/travail. Application à l'industrie houillère française 1720-2004», DAUMALIN (Xavier), DAVIET (Sylvie), MIOCHE (Philippe)(dir.), *Territoires européens du charbon des origines aux reconversions*, Aix-en-Provence, Publications de l'Université de Provence, 2006, pp.53-73.
- COOPER-RICHET (Diana), «Welfare in the French Mines (1850-1945)», TENFELD (Klaus) (dir.), *Sozialgeschichte des Bergbaus im 19. und 20. Jahrhundert*, München, C.H.Beck, 1992, pp.1124-1135.
- COOPER-RICHET (Diana), «La protection sociale dans les mines françaises des origines à 1894», Institut d'histoire sociale minière, *Santé et retraie des mineurs, Un siècle et demi d'histoire*, Montreuil, VO Edition, 1995.
- COOPER-RICHET (Diana), *Le peuple de la nuit, Mines et mineurs en France XIXe-XXe siècles*, Paris, Perrin, 2002.
- CORBIN (Alain), 『人喰いの村』(石井洋二郎、石井啓子訳)、藤原書店、1997年(原書名: *Le village des cannibales*, Éditions Aubier-Montaigne, 1990)
- CORBIN (Alain), «L'histoire de la violence dans les compagnes françaises au XIXe siècle. Esquisse d'un bilan», *Ethnologie française*, XXI, 1991, 3, pp.224-236.
- COSTA-LASCOUX (Jacqueline), «La nationalité, une voie vers l'intégration», TAGUIEFF (Pierre-André)(dir.), *Face au racisme, tome 1, Les moyens d'agir*, Paris, la Découverte, 1991, pp.147-153.
- COUPAIN (Nicolas), «L'expulsion des étrangers en Belgique (1830-1914)», *RBHC*, XXXIII, 2003, 1-2, pp.5-48.
- Crédit Communal de Belgique et Société Nationale de Crédit à l'Industrie, *L'industrie en Belgique : Deux siècles d'évolution 1780-1980*, Bruxelles, Crédit communal de Belgique, 1981.
- CREPIN (Annie), «Service militaire et citoyenneté : les étrangers installés dans le Nord deviennent français», JESSENNE (Jean-Pierre)(dir.), *L'image de l'autre dans l'Europe du nord-ouest à travers l'histoire*, Villeneuve d'Ascq, Université Charles de Gaulle - Lille III, 1996, pp.97-111.
- CREPIN (Annie), *La conscription en débat ou le triple apprentissage de la Nation, de la citoyenneté, de la république (1798-1889)*, Arras, Artois Presses Université, 1998.
- CREPIN (Annie), «Élargissement de la citoyenneté, limitation de la naturalisation : la conscription, pierre de touche du débat», *Revue d'histoire du XIXe siècle*, n°11, 1999, pp.13-26.
- CREPIN (Annie), «Armée, conscription et farde nationale dans l'opinion publique et le discours politique en France septentrionale (1789-1870)», *Revue du Nord*, n°350, avril-juin 2003, pp.313-332.
- CREPIN (Annie), *Construire l'armée française. Textes fondateurs des institutions militaires, Tome III, De la Révolution à la fin du second Empire*, Turnhout, Brepols, 2006.
- CROSS (Gary Scott), *The Structure of Labour Immigration into France between the Wars*, Philadelphia, PhD D, The University of Wisconsin-Madison, 1983.
- CROSS (Gary Scott), *Immigrant Workers in Industrial France, the Making of a New Labouring Class*, Philadelphia, Temple University Press, 1983.
- CUBERO (José), *Nationalistes et étrangers, le massacre d'Aigues-Mortes*, Paris, Éditions Imago, 1996.
- DAMAS (Henriette), «Les mouvements migratoires, définition, interprétation, perspective de recherche», *RBHC*, XII, 1981, pp.195-205.
- DANTOING (Alain), *Une manifestation de défense ouvrières contre le travail étranger dans les mines du Pas-de-Calais en 1892, approche de l'opinion publique belge et française*, Mémoire de licence, Université Catholique de Louvain, Louvain, 1973.
- DANTOING (Alain), «Une manifestation de défense ouvrière contre le travail étranger dans les mines du Pas-de-Calais en 1892», *RBHC*, V, 1974, pp.427-445.
- DAUBY (Jean), «Les parlers picards», dans VISEUX (Augustin), *Mineur de fond, Fosses de Lens, Soixante ans de combat et de solidarité*, Paris, Plon, 1991, pp.449-460.
- DAUMALIN (Xavier), DAVIET (Sylvie), MIOCHE (Philippe)(dir.), *Territoires européens du charbon des origines aux reconversions*, Aix-en-Provence, Publications de l'Université de Provence, 2006.
- DAVID (Michel), GUILLEMIN (Alain) et WARET (Philippe), *L'intégration des Belges à Roubaix*, Roubaix, Association "Lire à Roubaix", n.d.
- DEBERLES (Kléber), *La grande épopée des mineurs du Nord-Pas-de-Calais*, Lille, La Voix du Nord, 1992.
- DEBRABANT (Virginie), *Ahmed, Wladislaw, Dario, dans les mines du Nord-Pas-de-Calais*, Leward, Centre historique minier du Nord-Pas-de-Calais, 2004.
- DEBRABANT (Virginie) et DUMONT (Gérard), *Les trois âges de la mine, volume 1, 2, 3*, Lille, La Voix du Nord Éditions, 2007.
- DECLERCQ (Elien), «La chanson populaire dans la région frontalière franco-belge à la fin du XIX siècle», *Romanesque*, septembre 2008.

- DECLERCQ (Elien), «Les journaux flamands dans le Nord de la France 1870-1914», *L'abeille*, n°11, avril 2009, pp.1-4.
- DECLERCQ (Elien), «"Je suis un français de Menin" ou la mise en discours chansonnier de l'identité interculturelle du migrant belge dans le nord de la France (1870-1914)», *International Conference Migration and Intercultural Identities in Relation to Border Regions / Identités interculturelles et migration et/en espaces frontalier*, K.U.Leuven Campus Kortrijk, 27-19 mai 2010.
- DECLERCQ (Elien) et D'HULST (Lieven), «L'univers de la chanson ouvrière dans l'agglomération de Lille-Roubaix-Tourcoing (1870-1914)», *Revue du Nord*, n°385, avril-juin 2010, pp.365-381.
- DECLERCQ (Elien) et D'HULST (Lieven), «The Fate of a Migrant Language in Northern France (1880-1914): Flemish in Song Repertoire», *International Journal of Multilingualism*, vol.7, no.3, August 2010, pp.255-268.
- DECLERCQ (Elien), «Le P'tit Flamin ou l'image du migrant belge dans la chanson ouvrière du Nord de la France ou tournant du siècle», DE BURON-BRUN (Bénédicte), *Altérité-Interculturalité*, tome I, Paris, L'Harmattan, 2011, pp.99-110.
- DECLERCQ (Elien), «*Si no' sang est d' la Belgique, no' coeur est surmint français*». *Une analyse discursive des chansons populaires issues de la migration belge en France (1870-1914)*, Thèse de doctorat, Université de Leuven, Louvain, 2011.
- DECLERCQ (Elien) and VANDEN BORRE (Saartje), «Cultural integration of Belgian migrants in northern France (1870-1914) : A study of popular songs», *French History*, Vol. 27, No.1, 2013, pp.91-108.
- DECOUFLE (André-Clément), «Histoire de l'Office du travail. Une "administration de mission" avant la lettre», *Travail et Emploi*, n°21, septembre 1984, pp.45-54.
- DECOUT-PAOLINI (Rémi), «L'immigration belge en France», dans GERVEREAU (Laurent), MILZA (Pierre) et TEMIME (Émile), *Toute la France, histoire de l'immigration en France au XIXe siècle*, Paris, Somogy Édition d'Art, 1998, pp.24-32.
- DELHAYE (Isabelle), *L'utilisation de la nation d'intégration dans les politique migratoire, l'exemple de la procédure de naturalisation*, Mémoire de licence, Université Libre de Bruxelles, 2004.
- DELMASURE (Danielle), «Les Vlamiqes ou le dénigrement des immigrés belges (XIXe siècle)», JESSENNE (Jean-Pierre)(dir.), *L'image de l'autre dans l'Europe du nord-ouest à travers l'histoire*, Villeneuve d'Ascq, Université Charles de Gaulle - Lille III, 1996, pp.179-195.
- DELSALLE (Paul), *La recherche historique en archives, XIXe et XXe siècles, de 1789 à nos jours*, Paris, Éditions Ophrys, 1996
- DEMOLLIENS (Jean), *Étude sociale d'Henin-Liétard de 1850 à 1900*, DES, Université de Lille III, 1958.
- DENIS (Vincent), «Le contrôle de la mobilité à travers les passeports sous l'Empire», BLANC-CHALEARD (Marie-Claude), DOUKI (Caroline), DYONET (Nicole) et MILLIOT (Vincent), *Police et migrants, France 1667-1939*, Rennes, Presses Universitaires de Rennes, 2001, pp.75-89.
- DERAINNE (Pierre-Jacques), «L'hostilité aux ouvriers belges en France au XIXème siècle», MORELLI (Anne) (dir.), *Les émigrants belges, réfugiés de guerre, émigrés économiques, réfugiés politiques ayant quitté nos régions du XVIème siècle à nos Jours*, Bruxelles, EVO-Histoire, 1998, pp.101-114
- DESAEVRE (Lucas) et GUILLAUME (Léon), «La condition ouvrière du XIXe siècle à partir d'un cas particulier : le mineur borain», *Cahiers de Clio*, n°9, 1967, pp.55-80.
- DESCHUYTTER (J.), «Immigrés Belges en France sous la Révolution», *Plein Nord La Gazette de la France du Nord*, n°179-180, janvier-février 1992, pp.28-30, 15-17.
- DESPAX (Michel), 『労働法』(神尾真知子、野間賢共訳)、白水社、1993年(原書名 : *Le droit du travail*, Paris, Presses Universitaires de France, 1967)
- DIETRICH-CHENEL (Karin) et VARNIER (Marie-Hélène), *Intégration d'étrangers en France par naturalisation ou admission à domicile de 1790/1814 au 10 mai 1871*, Thèse, Université d'Aix-Marseille I, 1994.
- DORNEL (Laurent), *La France hostile, Socio-histoire de la xénophobie (1870-1914)*, Paris, Hachette Littératures, 2004.
- DREYFUS (Michel), *Les sources de l'histoire ouvrière, sociale et industrielle en France XIXème et XXème siècles*, Paris, Édition ouvrière, 1987.
- DREYFUS (Michel), *La Mutualité. Une histoire maintenant accessible*, Paris, Mutualité Française, 1988.
- DREYFUS (Michel), *Liberté, Égalité, Mutualité. Mutualisme et syndicalisme 1852-1967*, Paris, Les Éditions de l'Atelier/Éditions Ouvrières, 2001.
- DREYFUS (Michel)(et al.), *Se protéger, être protégé : une histoire des assurances sociales en France*, Rennes, Presses Universitaires de Rennes, 2006.
- DUBAR (Claude), GAYOT (Gérard) et HEDOUX (Jacques), «Sociabilité minière et changement social à Sallaumines et à Noyelles-sous-Lens (1900-1980)», *Revue du Nord*, tome LXIV, avril-juin 1982, pp.363-463.
- DUBOIS (Guy) et MINOT (Jean-Marie), *Histoire des Mines du Nord et du Pas-de-Calais dès origines à 1939-1945*, tome 1, s.l., s.n., 1991.
- DUBOIS (Guy), *Histoire des Mineurs du Nord Pas-de-Calais, à usage de leurs petits enfants*, , 1996.
- DUDZINSKI (Henri), *Les Polonais du Nord, Histoire d'une intégration*, Lille, La voix du Nord éditions, 2004.
- DUMONT (Cécile), *Migrations intérieures et immigration dans le bassin industriel de Charleroi (1800-1866)*, Thèse de Doctorat, Université Libre de Bruxelles, Bruxelles, 1989.
- DUMONT (Gérard), *Sur les traces d'Antoine Delfosse, Mineur de 1768 à 1823*, collection "Mémoire de Gaillette", n°5, Lewarde, Centre historique minier du Nord-Pas-de-Calais, 1999.

- DUMOND (Gérard), «Une immigration fondatrice, les Belges», dans COGARRA (Marie), CHOVAUX (Olivier), DAMINI (Rudy), DUMONT (Gérard), GENTY (Jean-René) et PONTY (Janine), *Tous gueules noires*, collection "Mémoire de Gaillette", n° 8, Lewarde, Centre historique minier du Nord-Pas-de-Calais, 2004.
- DUPAQUIER (Jacques) et VEJARANO (Fernan), «Les naturalisés français et leur destin ou "le melting-pot" français de 1851 à 1939», *Revue Européenne des Migrations Internationales*, vol.2, n°3, décembre 1986, pp.33-47.
- DUPAQUIER (Jacques) (dir.), *Histoire de la population française, tome 3 de 1789 à 1914*, Paris, Presses Universitaires de France, 1988.
- DUPAQUIER (Jacques), «La contribution des Belges à la formation de la population française (1851-1940) Étude quantitative», dans Société belge de démographie, *Historiens et population, Liber Amicorum Etienne Hélin*, Louvain-la-Neuve, Academia, 1991, pp.331-347.
- DUPAQUIER (Jacques) et VOULOIR-MORALES (Marie-Christine), «Immigration et mariages mixtes», DUPAQUIER (Jacques), KESSLER (Denis)(dir.), *La société française au XIXe siècle, tradition, transition, transformations*, Paris, Fayard, 1992, pp.379-400.
- DUPAQUIER (Jacques) et VEJARANO (Fernan), «Les naturalisés français et leur destin», DUPAQUIER (Jacques), KESSLER (Denis)(dir.), *La société française au XIXe siècle, tradition, transition, transformations*, Paris, Fayard, 1992, pp.401-416.
- DUPEUX (Georges), 『フランス社会史 1789-1960』(井上幸治監訳)、東洋経済新報社、1968年(原書名: *La société française: 1789-1960*, Paris, A. Colin, 1964)
- DUPEUX (Georges), «France. L'immigration en France de la fin du XVIIIème siècle à nos jours», Commissions internationale d'histoire des mouvements sociaux et des structures sociales, *Les migrations internationales de la fin du XVIIIe siècle à nos jours*, Paris, Éditions du CNRS, 1980, pp.283-317.
- DUROSELLE (Jean-Baptiste), SERRA (Enrico) (dir.), *L'Emigrazione italiana in Francia prima del 1914*, Milano, Franco Angeli Editore, 1978.
- DURUT (Raymond), «Les difficultés d'intégration des étrangers en milieu rural au XVIIIe siècle», *Bulletin historique et Artistique du Calaisis*, n°133-134-135, Octobre 1993.
- ECK (Jean-François), TERRIER (Didier)(dir.), *Aux marges de la mine, Représentations, stratégies, comportements autour du charbon en Nord-Pas-de-Calais, XVIIIe-XXe siècles*, Valenciennes, Presses Universitaires de Valenciennes, 2007.
- Écomusée du Bois du Luc (dir.), *Itinéraire de la Culture Industrielle, Carnet d'exploration*, s.l., s.n., 2011.
- EGGERICKX (Thierry), «Migrations et crises économiques dans le centre de la Wallonie au XIXe siècle», dans BARJOT (Dominique) et FARON (Olivier), *Migrations, cycle de vie familial & marché du travail, Cahier des Annales de démographie historique*, n°3, Paris, Société de démographie historique, 2002, pp.123-155.
- EGGERICKX (Thierry), *La dynamique démographique et la transition de la fécondité dans la bassin industriel de la région de Charleroi de 1831 à 1910*, Bruxelles, Académie Royale de Belgique, 2004.
- EGGERICKX (Thierry), «Migrations internationales et populations de nationalité étrangère : quelques aspects démographiques», dans KHADER (Bichara), MARTINIELLO (Marco) et TIMMERMAN (Christian) (dir.), *penser l'immigration et l'intégration autrement une initiative belge inter-universitaire*, Bruxelles, Bruylant, 2006, pp.29-71.
- ELIAS (Nobert), SCOTSON (John, L.), 『定着者と部外者 コミュニティの社会学』(大平章訳)、法政大学出版局、2009年(原書名: *The established and outsiders : a sociological enquiry into community problems*, London, Sage, 1994.)
- ELOI (Jean-Michel), BLOT (Dnis), CARCASSONNE (Marie), LANDRECIES (Jacques), *Français, Picard, Immigration. Une enquête épilinguistique*, Paris, L'Harmattan, 2003.
- ESCUDIER (Jean-Louis), «De la mutualité à la solidarité nationale : La protection sociale et sanitaire des salariés des mines (1773-2006)», *La protection sociale minière du XVIIIe siècle à nos jours, Cahier d'histoire de la sécurité sociale*, n°5, 2009, pp.21-200.
- FARCY (Jean-Claude), *Guide des archives judiciaires et pénitentiaires, 1800-1959*, CNRS Éditions, 1992.
- FAURE (Alain), 「彼らはいかにして「パリ人」となったか ～19世紀末パリ移住民の統合をめぐる～」(長井伸仁訳)『西洋史学』第195号、1999年、42-59頁(原書名: «Comment devenait-on parisien? La question de l'intégration dans le Paris de la fin du XIXe siècle», dans ROBERT (Jean-Louis) et TARTAKOWSKY (Danielle)(dir.), *Paris le peuple, XVIIIe-XXe siècles*, Paris, Publication de la Sorbonne, 1999)
- FORTIN (André), «La mutualité dans le Nord sous la monarchie de juillet», *Revue du Nord*, tome XXXII, n°126-127, avril-septembre, 1950, pp.119-129.
- FORTIN (André), «Les sociétés de secours mutuels dans le Pas-de-Calais sous le second empire», *Revue du Nord*, tome XXXII, n°128, septembre-décembre, 1950, pp.206-218.
- FORTIN (André), «Les conflits sociaux dans les houillères du Pas-de-Calais sous le second empire», *Revue du Nord*, tome XLIII, n°172, octobre-décembre 1961.
- FORTIN (André), «L'évolution démographique du département du Pas-de-Calais durant le seconde empire», *Revue du Nord*, tome XLIX, n°193, avril-juin, 1967, pp.343-365.
- FORTIN (André), «Aspects de la vie sociale du Pas-de-Calais durant le second empire», *Revue du Nord*, tome LII, n°204, janvier-mars, 1970, pp.17-32.

- FOUCAULT (Michel), 『監獄の誕生 監視と処罰』(田村淑訳)、新潮社、1977年(原書名: *Surveiller et punir, naissance de prison*, Paris, Gallimard, 1975)
- FOYEL (Gilles), *La Presse en France des origines à 1944, Histoire politique et matérielle*, Paris, Ellipses, 1999.
- FRANDON (Ida-Marie), *Autour de "Germinal", La mine et les mineurs*, Lille, Librairie Giard, 1955.
- FRAUENFELDER (Arnaud), *Les paradoxes de la naturalisation, Enquête auprès de jeunes issus de l'immigration*, Paris, L'Harmattan, 2007.
- GAUHERIA, *Lens au XXe siècle, Gauheria*, n°48, 2001.
- GAYOT (Gérard) et MINARD (Philippe)(dir.), *Les ouvriers qualifiés de l'industrie (XVIe - XXe siècle), formation, emploi, migration*, Revue du Nord, Hors série, Collection histoire n°15, 2001.
- GENERIQUES, *Les étrangers en France, guide des sources d'archives publiques et privées XIXe - XXe siècles, vol 1, 2, 3*, Paris, Génériques - Direction des Archives de France, 1999.
- GENICOT (Léopold) (dir.), *Histoire de la Wallonie*, Toulouse, Édouard Privat, 1973.
- GENTY (Jean-René), *Les étrangers dans la région du Nord, Repères pour une histoire régionale de l'immigration dans le Nord-Pas-de-Calais (1850-1970)*, Paris, L'Harmattan, 2009.
- GERIN (Paul), *Presse populaire catholique et presse démocrate chrétienne en Wallonie et à Bruxelles (1830-1914)*, Louvain, Éditions Nauwelaerts, 1975.
- GHIENNE (Bernard) et LESTIENNE (Serge), «Les Mines de Liévin à la fin du XIXe siècle, I, II», *Gauheria*, n°43-44, 1999.
- GILLEN (Jacques), «L'histoire de l'immigration vue à travers les archives du Fonds national de retraite des ouvriers mineur», *Brood & Rozen*, 1998, pp.38-45.
- GILLEN (Jacques), *Inventaire des sources pour une histoire de l'immigration : Archives communales*, Bruxelles, 2004.
- GILLET (Marcel), «L'affrontement des syndicalismes ouvriers et patronal dans le bassin houiller du Nord et du Pas-de-Calais de 1884 à 1891», *Bulletin de la Société d'histoire moderne*, n°2, mars-avril 1957, pp7-10
- GILLET (Marcel), «Aux origines de la première convention d'Arras: le bassin houiller du Nord et du Pas-de-Calais de 1880 à 1891», *Revue du Nord*, tome XXXIX, n°154, avril-juin 1957, pp.111-123.
- GILLET (Marcel), «Problèmes de méthode : L'utilisation par sondage des dossiers de la Caisse Autonome Nationale de Sécurité Sociale dans les Mines», *Le Mouvement Social*, n°43, avril-juin 1963, pp.117-120.
- GILLET (Marcel), «Charbonnages belges et charbonnages du Nord de la France aux XVIIIème et XIXème siècle», *Mélanges offerts à G. Jacquemyns*, Bruxelles, Université Libre de Bruxelles, Institut de sociologie, 1968, pp.361-384.
- GILLET (Marcel), *Les charbonnages du nord de la France au XIXe siècle*, Paris, Mouton, 1973.
- GILLET (Marcel), «La grève d'Anzin de 1884 et *Germinal*», Actes du Colloque Zola, *Germinal et le mouvement ouvrier en France*, Centre universitaires de Valenciennes, 16-18 mai 1974.
- GILLET (Marcel), «Le bassin houiller du Nord et du Pas-de-Calais de 1815 à 1914, étude économique et sociale», *Revue du Nord*, n°230, juillet-septembre 1976.
- GILLET (Marcel), *Histoire sociale du Nord et de l'Europe du Nord-Ouest, recherches sur les XIXe et XXe siècles*, Lille, Publications de l'Université de Lille III, 1984.
- GODDEERIS (Idesbald), HERMANS (Roeland)(dir.), *Migrants flamands en Wallonie, 1850-2000*, Bruxelles, Racine, 2012.
- GRAVEZ (Andrée), «Aspects économiques de la région d'Auchel», *Revue du Nord*, tome XL, n°159, juillet-septembre 1958, pp.15-66.
- GREEN (Nancy L.), «"Filling the Void": Immigration to France before World War I», HOERDER (Dirk)(dir.), *Labor Migration in the Atlantic Economies the European and North American Working Classes during the Period of Industrialization*, Westport, Greenwood Press, 1985, pp.143-161.
- GREEN (Nancy L.), WEIL (François)(dir.), *Citizenship and Those Who Leave. The Politics of Emigration and Expatriation*, Urbana, University of Illinois Press, 2007.
- GUERRAND (Roger-Henri), *Une Europe en construction, deux siècles d'habitat social en Europe*, Paris, La Découverte, 1992.
- GUERRY (Linda), *Le genre de la naturalisation : l'exemple des Bouches-du-Rhône (1918-1939)*, Communication au colloque Histoire / Genre / Migration, Paris, mars 2006.
- GUIGNET (Philippe), «La genèse des petites villes du bassin minier du Valenciennois au XVIIIe siècle. Contribution à l'étude des effets démographiques du développement des charbonnages», *Revue du Nord*, tome LXX, n°279, octobre-décembre 1988, pp.691-716.
- GUIGNET (Philippe), «Cours, courées et coronas. Contribution à un cadrage lexicographique, typologique et chronologique de types d'habitat collectif emblématique de la France du Nord», *Revue du Nord*, tome 90, n°374, janvier-mars 2008, pp.29-47.
- GUILLEMENT (Pascal), «Ruppert Buttet ou une vie de mineur de 1870 à 1911», *Gauheria*, n°13, 1988.
- HARDY-HEMERY (Odette), *De la croissance à la désindustrialisation : un siècle dans le Valenciennois*, Paris, Presses de la Fondation nationale des sciences politiques, 1984.

- HARDY-HEMERY (Odette), «Les migrations de qualifiés belges dans un territoire de l'acier en restructuration, Les ouvriers des "forges et aciéries du Nord et de l'Est", 1875-1913», dans GAYOT (Gérard) et MINARD (Philippe) (dir.), *Les ouvriers qualifiés de l'industrie (XVIe - XXe siècle), formation, emploi, migration, Revue du Nord*, Hors série, Collection histoire n°15, 2001, 99-117.
- HASQUIN (Hervé) (dir.), *La Wallonie. Les pays et les hommes, Tome I, II*, Bruxelles, La Renaissance du livre, 1975-1976 ; 2e édition revue et corrigée, 1975-1980.
- HATZFELD (Henri), *Du Paupérisme à la Sécurité Sociale 1850-1940, Essai sur les origines de la Sécurité Sociale en France*, Nancy Presses universitaires de Nancy, 1989.
- HAYT (Franz), GALLOY (Denise), *La Belgique, Des tribus gauloises à l'État fédéral, 5e édition actualisée*, Bruxelles, De Boeck, 2006.
- HENRY (Louis) et BLUM (Alain), *Techniques d'analyse en démographie historique, 2ème éd.*, Paris, INED, 1988.
- HERMANT (Louis), «Les Mines de Lens (1852-1910) à travers la carte postale ancienne», *Gauheria*, n°33, 1995.
- HEYWOOD (Colin), *Childhood in nineteenth-century France: work, health and education among the 'classes populaires'*, Cambridge, Cambridge University Press, 1988.
- HILAIRE (Yves-Marie), «Les ouvriers de la région du Nord devant l'Église catholique (XIXe et XXe siècles)», *Le Mouvement Social*, n°57, octobre-décembre 1966, pp.181-201.
- HILAIRE (Yves-Marie), «Remarques sur la pratique religieuse dans le Bassin houiller du Pas-de-Calais dans la deuxième moitié du XIXe siècles», *Charbon et Sciences humaines*, Paris, 1966, pp.265-279.
- HILAIRE (Yves-Marie), LEGRAND (André), MENAGER (Bernard) et VANDESBCCESSCHE (Robert), *Atlas électoral Nord-Pas-de-Calais 1876-1936*, Publications de l'Université de Lille III, Villeneuve-d'Ascq, 1977.
- HILAIRE (Yves-Marie), *Une chrétienté au XIXe siècle? La vie religieuse des populations du diocèse d'Arras (1840-1914), Tome I, II*, Villeneuve d'Ascq, Université de Lille III, 1977.
- HIRANO (Natsue), «Le retour des immigrés belges à la suite es événements de Lens et Liévin en août-septembre 1892», *RBHC*, XXXVII, 2007, 3-4, pp.307-323.
- 平野奈津恵「ベルギーにおける移民の歴史」『歴史評論』第 713 号、2009 年 9 月、45-56 頁
- HIRANO (Natsue), «Vers une définition de l'étranger et du national par rapport à une population de proximité: Étude des demandes de naturalisation des familles immigrées belges dans le nord de la France (Lens et Liévin) à la fin du XIXème siècle», *International Conference Migration and Intercultural Identities in Relation to Border Regions / Identités interculturelles et migration et/en espaces frontalier*, K.U.Leuven Campus Kortrijk, 27-29 mai 2010.
- Historiens et géographes, L'immigration en France au XXe siècle, I, II, III*, n°343-345, juillet 2003-janvier 2004
- HUBSCHER (Ronald), *L'Agriculture et la société rurale dans le Pas-de-Calais de milieu du XIXe siècle à 1914, Tome I, II*, Arras, Mémoires de la commission départementale des monuments historiques du Pas-de-Calais, 1979-80.
- HUBSCHER (Ronald), *L'immigration dans les compagnes françaises XIXe-XXe siècle*, Paris, Odile Jacob, 2005.
- Institut d'histoire sociale minière, *Mineurs immigrés, Histoire, Témoignages XIXe, XXe siècles*, Paris, VO. Éditions, 2000.
- Institut national de la statistique et des études économiques, *Les immigrés en France*, Paris, 1997.
- JAUMAIN (Serge) (dir.), *Les immigrants préférés, Les Belges*, Ottawa, Les Presses de l'Université d'Ottawa, 1999.
- JAUMAIN (Serge), *La société et les institutions de la Belgique de 1830 à nos jours, Histoire politique contemporaine de la Belgique*, Bruxelles, Presses Universitaires de Bruxelles, 2005.
- JESSENNE (Jean-Pierre)(dir.), *L'image de l'autre dans l'Europe du nord-ouest à travers l'histoire*, Villeneuve d'Ascq, Université Charles de Gaulle - Lille III, 1996.
- JOSSIN (Isabelle) et DEROUK (Isabelle), *Naissance et essor des villes minières à travers l'exemple de Lens (1789-1900)*, Mémoire de maîtrise, Université d'Artois-Arras, 1996.
- KAANEN-VANDENBULCKE (Isabelle), *Boulevard des Belges ou de la Flandre à la Normandie*, Bruxelles, Éditions Racine, 2008.
- KAESTECKER (Frank), «In het kielzog van de Natie Staat, de politiek van nationaliteitsuwerwerving, toekenning en verliens in België, 1830-1909 [Dans le sillage de l'État-nation : la politique d'acquisition, d'attribution et de retrait de la nationalité en Belgique entre 1830 et 1909]», *RBHC*, XXVII, 1997, 34, pp.323-349.
- KAESTECKER (Frank), «Histoire de la Migration en Belgique aux XIXe et XXe siècles (1830-2000)», dans KHADER (Bichara), MARTINIELLO (Marco), REA (Andrea) et TIMMERMAN (Christian) (dir.), *penser l'immigration et l'intégration autrement une initiative belge inter-universitaire*, Bruxelles, Bruylant, 2006, pp.13-28.
- KOSTRUBIEC (Benjamin), «Évolution de la population active polonaise du Nord/Pas-de-Calais, Étude par zone d'emploi», *Revue du Nord*, Hors série, Collection histoire n°7, 1992.
- KUHNMUNCH (Annie), DHÉRENT (Catherine), *Les conventions collectives de la mine 1891-1947*, Presse Universitaires de Lille, 1991.
- LAFFUT (Michel), «Les chemins de fer belges et l'industrialisation», dans Crédit Communal de Belgique et Société Nationale de Crédit à l'Industrie, *L'industrie en Belgique : Deux siècles d'évolution 1780-1980*, Bruxelles, Crédit communal de Belgique, 1981, pp.113-120.
- LAGRAVE (Michel)(dir.), *La sécurité sociale, son histoire à travers les textes, Tome I*, Paris, Association pour l'étude de l'histoire de la sécurité sociale, 1996.

LANDRECIES (Jacques), «Une configuration inédite : la triangulaire français-flamand-picard à Roubaix au début du XXe siècle», *Langage et société*, n°97, septembre 2001, pp.27-89.

LANDRY (Yves), DICKINSON (John A.), PASLEAU (Suzy), DESAMA (Claude)(dir.), *Les chemins de la migration en Belgique et au Québec, XVIIe-XXe siècles*, Louvain-la-Neuve, Éditions Académia, 1995.

LASSERRE (A.), «La mutualité dans le Nord sous la Monarchie de Juillet», *Revue du Nord*, tome XXXII, n°126-127, avril-septembre 1950, pp.119-129.

LAVEN (David), BAYCROFT (Timothy), «Border Regions and Identity», *European Review of History*, vol.15, n°3, June 2008, pp.255-275.

LAWRENCE (Paul), BAYCROFT (Timothy), GROHMANN (Carolyn), «'Degrees of Foreignness' and the Construction of Identity in French Border Regions during the Interwar Period», *Contemporary European History*, 10-1, 2001, pp.51-71.

LEBON (André), *la vie quotidienne du mineur en 1900*, Escaudain, l'Association des Amis des Musées d'Escaudain, 1975.

LEBOUTTE (René), *Le livret d'ouvrier dans la province de Liège*, Liège, Éditions du musée de la vie wallonne, 1988.

LEBOUTTE (René), «Les migrants en Wallonie, 1846-1930, approche statistique», *RBHC*, XXI, 1990, 1-2, pp.303-349.

LEBOUTTE (René), « Mobilité spatiale de la main-d'œuvre dans les bassins industriels au XIXe siècle, l'apport des livrets d'ouvrier », dans LANDRY (Yves), DICKINSON (John A.), PASLEAU (Suzy), DESAMA (Claude)(dir.), *Les chemins de la migration en Belgique et au Québec, XVIIe-XXe siècles*, Louvain-la-Neuve, Éditions Académia, 1995.

LEBOUTTE (René), *Vie et mort des bassins industriels en Europe 1750-2000*, Paris, L'Harmattan, 1997.

LEBOUTTE (René), «Innovation, adaptation, diffusion. La Wallonie dans l' "Europe technicienne" du XVIe à la fin du XIX siècles», dans GAYOT (Gérard) et MINARD (Philippe)(dir.), *Les ouvriers qualifiés de l'industrie (XVIe - XX e siècle), formation, emploi, migration, Revue du Nord, Hors série, Collection histoire n°15, 2001.*

LE BRAS (Hervé), «Lieux et métiers des étrangers en France depuis 1851», *Vingtième siècles*, n°7, juillet-septembre 1985, pp.19-35.

LECLERCQ (Gérard), *Mémoire en images, Lens*, Saint-Cyr-sur Loire, Éditions Alan Sutton, 2008.

LEFRANC (Georges), 『労働と労働者の歴史』(小野崎晶裕訳)、芸立出版、1981年(原書名 : *Histoire du travail et des travailleurs*, Paris, Flammarion, 1957)

LEFRANC (Georges), 『フランス労働組合運動史』(谷川稔訳)、白水社、1974年(原書名 : *Le syndicalisme en France*, Paris, Presses Universitaires de France, 1966)

LEFRANC (Georges), *Grèves d'hier et d'aujourd'hui*, Paris, Éditions Aubier-Montaigne, 1970.

LEFVRE (Christophe), «Il y a 150 ans naissait la Société des Mines de Lens», *Gauheria*, n°51, mars 2003.

LE MANER (Yves), «Les maires d'un arrondissement de pays minier: Béthune: 1871-1914», AGULHON (Maurice) (dir.), *Les maires en France du consulat à nos jours*, Paris, Publications de la Sorbonne, 1986, pp.235-277.

LE MANER (Yves), *Histoire du Pas-de-Calais 1815-1945, Mémoires de la Commission départementale d'Histoire et d'Archéologie du Pas-de-Calais, tome XXX*, Arras, 1993.

LE MANER (Yves), «Les grandes grèves minières du Pas-de-Calais», REBERIOUX (Madeleine)(dir.), *Fourmies et les premier mai*, Paris, Les Éditions de l'Atelier/Éditions Ouvrières, 1994, pp.267-311.

LE MANER (Yves), *Du coron à la cité. Un siècle d'habitat minier dans le Nord/Pas-de-Calais 1850-1950*, collection "Mémoire de Gaillette ", n° 4, Lewarde, Centre historique minier du Nord-Pas-de-Calais, 1995.

LEMEUX (Marc), «Fraternisation et concurrence : liens et limites d'un rapport au travail. L'exemple des ouvriers belges dans le département du Nord du milieu du XIXe siècle à l'entre-deux-guerres», *Revue du Nord*, n°372, octobre-décembre 2007, pp.837-855.

Le Mouvement Social, La Mine et les Mineurs, n°43, avril-juin 1963.

Le Mouvement Social, Immigration et logiques nationales, Europe, XIXe-XXe siècles, n°188, juillet-septembre 1999.

LENTACKER (Firmin), «Les frontaliers belges travaillant en France: caractères et fluctuations d'un courant de main-oeuvres», *Revue du Nord*, n°126-127, avril-septembre 1950, pp.130-144.

LENTACKER (Firmin), «Les ouvriers belges dans le département du Nord au milieu du XIXe siècle», *Revue du Nord*, n°149, janvier-mars 1956, pp.5-14.

LENTACKER (Firmin), MACHU (L.), «Un rapport sur les relations diplomatiques franco-belges de 1871-1898», *Revue du Nord*, tome XLIX, n°173, janvier-mars 1962, pp.89-107.

LENTACKER (Firmin), *La Frontière franco-belge, étude géographique des effets d'une frontière internationale sur la vie de relation*, Lille, Librairie Giard, 1974.

LENTACKER (Firmin), «La situation des travailleurs belges en France de 1871 à 1914», *Les relations franco-belge de 1830 à 1934*, Acte de colloque de Metz, 15-16 novembre 1974.

LENTACKER (Firmin), «Un épisode de la Révolution industrielle : Ouvriers à demeure, ouvriers immigrés dans l'industrie cotonnière de Roubaix de 1857 à 1864», *Revue du Nord*, n°275, octobre-décembre 1987, pp.767-775.

LENTACKER (Firmin), «Les manifestations xénophobes survenues à Liévin et à Lens en août-septembre 1892», *Bulletin historique et Artistique du Calaisis*, n°133-134-135, Octobre 1993.

Le pays noir vu par Émile Zola et Jules Mousseron, Lille, Centre régional de documentation pédagogique de Lille, 1979.

LEQUIN (Yves), *Les Ouvriers de la région lyonnaise (1848-1914), Tome I, II*, Lyon, Presses universitaires de Lyon, 1977.

LEQUIN (Yves) (dir.), *La Mosaïque France, Histoire des étrangers et de l'immigration*, Paris, Larousse, 1988, réédité sus le titre *Histoire des étrangers et de l'immigration en France*, Paris, Larousse, 2006.

- LE TIRANT (Dominique), *Femmes à la mine, femmes de mineurs. Enquête sur les femmes dans la société minière du Nord de la France*, collection "Mémoire de Gaillette", n° 7, Lewarde, Centre historique minier du Nord-Pas-de-Calais, 2002.
- LIAUZU (Claude), *La société française face au racisme de la Révolution à nos jours*, Paris, Éditions Complexe, 1999.
- LIFSHITZ-KRAMS (Anne), *La naturalisation des Juifs en France au XIXe siècle, le choix de l'intégration*, Paris, CNRS édition, 2002.
- LOSEGO (Larah Vanessa), «Les sources administratives et l'histoire des femmes migrantes. Exemple de trois histoires retracées à partir d'un même dossier de naturalisation», *Sextant*, n°21-22, 2004.
- LOSEGO (Larah Vanessa) et RAPHAEL (Lutz), «Pratiques de naturalisation. Le cas du bassin industriel de Longwy (1946-1990)», *Annales, Histoire, Sciences sociales*, 61e année, n°1, janvier-février 2006, pp.135-162.
- LOTTIN (Alain), BUSSIERE (Éric), *Deux milles ans du "Nord-Pas-de-Calais"*, Lille, La Voix du Nord, 2002.
- LUCASSEN (Leo), *The Immigrant Threat: The Integration of Old and New migrants in Western Europe since 1850*, Urbana, University of Illinois Press, 2005.
- LUCASSEN (Leo) FELDMAN (David), OLTMER (Jochen), *Paths of Integration. Migrants in Western Europe (1880-2004)*, Amsterdam, Amsterdam University Press, 2006.
- MAITRON (Jean), *Ravachol et les anarchistes*, Paris, René Julliard, 1964.
- MALAPEL (Yves), *La politique scolaire des compagnies minières de Lens et de Liévin 1872-1945, Identité ou divergence ?*, Mémoire de maîtrise, Université de Lille III, 1994.
- MALAPEL (Yves), «La politique scolaire des compagnies minières de Lens et de Liévin 1872-1945, Identité ou divergence ?», *Gauheria*, n°60, février 2006, pp.65-82.
- MARTINIELLO (Marco), REA (Andrea) et DASSETTO (Felice) (dir.), *Immigration et intégration en Belgique francophone, état des savoirs*, Louvain-la-Neuve, Bruylant-Academia, 2007.
- MARTY (Laurent), *Chanter pour survivre, culture ouvrière, travail et techniques dans le textile Roubaix 1850-1914*, Lille, Atelier ethno-histoire et culture ouvrière, Fédération Léo Lagrange, 1982.
- MASSARD-GUILBAUD (Geneviève), «Processus d'intégration d'un groupe d'immigrés dans une grande ville française (1920-1940)», MENJOT (Denis), PINOL (Jean-Luc)(dir.), *Les immigrants et la ville, insertion, intégration, discrimination (XIIe-XXe siècles)*, Paris, Harmattan, 1996, pp.139-160.
- MASTIN (Jean-Luc), «Capitalisme régional et financement des charbonnages du Nord et du Pas-de-Calais (1850-1914)», ECK (Jean-François), TERRIER (Didier)(dir.), *Aux marges de la mine, Représentations, stratégies, comportements autour du charbon en Nord-Pas-de-Calais, XVIIIe-XXe siècles*, Valenciennes, Presses Universitaires de Valenciennes, 2007, pp.51-99.
- MATH (Antoine), SPIRE (Alexis), «Des emplois réservés aux nationaux?», *Informations sociales*, n°78, 1999, pp.50-57.
- MAUCHARD (Roland), *Les livrets d'ouvriers et leur application dans le Borinage (1830-1883)*, Mémoire de licence, ULB, 1971.
- MAUCO (Georges), *Les étrangers en France et le problème du racisme*, La pensée universelle, 1984.
- MENJOT (Denis), PINOL (Jean-Luc) (dir.), *Les immigrants et la ville, insertion, intégration, discrimination (XIIe-XXe siècles)*, Paris, Harmattan, 1996.
- MICHEL (Joël), «Émile Basly (1854-1928) », *Revue du Nord*, n°219, 1973, pp.365-383.
- MICHEL (Joël), «Syndicalisme mineur et politique dans le Nord-Pas-de-Calais, le cas Basly (1880-1914) », *Le Mouvement social*, n°87, avril-juin, 1974, pp.9-33.
- MICHEL (Joël), «Un maillon plus faible du syndicalisme minier : La Fédération Nationale des Mineurs Belges avant 1914», *Revue belge de philologie et d'histoire*, LV, 1977, pp.425-473.
- MICHEL (Joël), *La mine dévoreuse d'hommes*, Paris, Gallimard, 1993.
- Migrance, Belgique*, n°4-5, Mémoire-Génériques, 1994.
- MILZA (Pierre), «L'intégration des italiens dans le mouvement ouvrier français à la fin du XIXe et au début du XXe siècle: le cas de la région marseillaise», L'Histoire, DUROSELLE (Jean-Baptiste), SERRA (Enrico) (dir.), *L'Emigrazione italiana in Francia prima del 1914*, Milano, Franco Angeli Editore, 1978, pp.171-207.
- MILZA (Pierre), «Le racisme anti-italien en France, la "tuerie d'Aigues-Mortes"(1893)», *L'Histoire*, n°10, mars 1979, pp.23-31.
- MILZA (Pierre), *Français et Italiens à la fin du XIXe siècle, I, II*, Rome, École française de Rome, 1981.
- MILZA (Pierre) (dir.), *Les Italiens en France de 1914 à 1940*, Rome, École française de Rome, 1986.
- MISSION BASSIN MINIER, *L'habitat minier en région Nord-Pas de Calais, histoire et évolution 1825-1970, Tome I*, s.l., Nord' Imprim, 2006.
- MITTERAND (Henri), *Carnets d'enquêtes, Une ethnographie inédite de la France par Émile Zola*, Paris, Librairie Plon, 1986.
- MOCH (Leslie Page), «Urban Structure, Migration, and Worker Militancy: A Comparative Study of French Urbanization», HANAGAN (Michael), STEPHENSON (Charles), *Proletarians and Protest: The Roots of Class Formation in an Industrializing World*, Westport, Greenwood Press, 1986, pp.107-126.
- MOCH (Leslie Page), *Moving Europeans, Migration in Western Europe since 1650*, Indiana, Indiana University Press, 1992.
- MONDONICO-TORRI (Cécile), «Aux origines du Code de la nationalité en France», *Le Mouvement Social*, n°171, avril-juin 1995, pp.31-46.

- MORELLI (Anne), «La communauté italienne de Belgique de 1890 à nos jours», *Cahier de Clio*, n°71, 1982, pp.66-73.
- MORELLI (Anne) (dir.), *Les émigrants belges, réfugiés de guerre, émigrés économiques, réfugiés politiques ayant quitté nos régions du XVIème siècle à nos Jours*, Bruxelles, EVO-Histoire, 1998.
- MORELLI (Anne), «Les Belges en France du XIXe au XXe siècle», *Historiens et Géographes*, n°383, juillet-août 2003.
- MORELLI (Anne) (dir.), *Histoire des étrangers... et de l'immigration en Belgique, de la préhistoire à nos jours*, Bruxelles, Éditions Couleur Livres, 2004.
- MORELLI (Anne), *Travaux récents en histoire de l'immigration en Belgique*, *RBHC*, XXXVII, 2007, 3-4.
- MURARD (Lion), ZYBERMAN (Patrick), *Le petit travailleur infatigable : villes-usines, habitat et intimités au XIXe siècle*, Paris, Recherches, 1976.
- MUSSCHOOT (Dirk), *Van Franschmans en Walenmannen, Vlaamse seizoenarbeiders in den vreemde in de 19de en 20ste eeuw*, Tielt, Lannoo, 2008.
- NARDINELLI (Clark), 『子どもたちと産業革命』 (森本真美訳)、平凡社、1998年 (原書名: *Child Labor and The Industrial Revolution*, Indiana, Indiana University Press, 1990)
- NETTER (Francis), «Les retraites en France avant le XX^e siècle», *Droit Social*, juin 1963, pp.358-373.
- NETTER (Francis), «Les retraites en France au cours de la période 1895-1945», *Droit Social*, juillet-août, septembre-octobre 1965, pp.448-455, 514-526.
- NOIRIEL (Gérard), *Longwy, immigrés et prolétaires 1880-1980*, Paris, Presses Universitaires de France, 1984.
- NOIRIEL (Gérard), «Les immigrés italiens en Lorraine pendant l'entre-deux-guerres ; du rejet xénophobe aux stratégies d'intégration», MILZA (Pierre)(dir.), *Les Italiens en France de 1914 à 1940*, Rome, École française de Rome, 1986, pp.609-632.
- NOIRIEL (Gérard), «Du "patronage" au "paternalisme" : la restructuration des formes de domination de la main-d'œuvre ouvrière dans l'industrie métallurgique française», *Le Mouvement social*, n°144, juillet-septembre 1988, pp.17-35.
- NOIRIEL (Gérard), *Le creuset français. Histoire de l'immigration : XIXe-XXe siècle*, Paris, Seuil, 1988 ; édition mise à jour et augmentée d'une préface, Paris, Seuil, 2006.
- NOIRIEL (Gérard), 「フェルナン・ブローデルへの質問」(佐藤章訳・解題)『現代思想』、1993年8月、163-181頁 (原書名: «Questions à Fernand Braudel», *Le creuset français*, Paris, Seuil, 1988)
- NOIRIEL (Gérard), «Les espaces de l'immigration ouvrière, 1880-1930», MAGRI (Susanna), TOPALOV (Christian), *Villes ouvrières 1900-1950*, Paris, L'Harmattan, 1989, pp.171-186.
- NOIRIEL (Gérard), *La Tyrannie du national. Le droit d'asile en Europe (1793-1993)*, Paris, Calmann-Lévy, 1991 ; rééd. sous le titre *Réfugiés et sans-papiers. La République face au droit d'asile XIXe-XXe siècle*, Paris, Hachette, 1998.
- NOIRIEL (Gérard), 「フランス人と外国人」(上垣豊訳)、ピエール・ノラ編『記憶の場 フランス国民意識の文化=社会史 1』岩波書店、2002年、203-242頁(原書名: «Français et étrangers», dans NORA (Pierre)(dir.), *Les Lieux de Mémoire. III. Les France 1. Conflits et partages*, Paris, Gallimard, 1992)
- NOIRIEL (Gérard), *Un siècle d'intégration des immigrés dans le pays haut lorrain, approches socio-historiques*, Paris, MIRE, 1992.
- NOIRIEL (Gérard), «Surveiller, les déplacements ou identifier les personnes? Contribution à l'histoire du passeport en France de la Ire à la IIIe république», *Genèses*, n°30, mars 1998, pp.77-100.
- NOIRIEL (Gérard), *État, nation et immigration vers une histoire du pouvoir*, Paris, Belin, 2001.
- NOIRIEL (Gérard), *Atlas de l'immigration en France, Exclusion, intégration...*, Paris, Éditions Autrement, 2002.
- NOIRIEL (Gérard), *Immigration, antisémitisme et racisme en France (XIX^e-XX^e siècle), discours publics, humiliations privées*, Paris, Fayard, 2007.
- NOIRIEL (Gérard), *A Quoi sert "l'identité nationale"*, Marseille, Agone, 2007.
- NOIRIEL (Gérard), *Le massacre des Italiens. Aigues-Mortes, 17 août 1893*, Paris, Fayard, 2010.
- PASLEAU (Suzy), *Industries et populations : l'enchaînement des deux croissances à Seraing au XIXe siècle*, Liège, Bibliothèque de la Faculté de philosophie et lettre de l'Université de Liège, 1998.
- PERRIN (Nicolas), *Migrations et populations issues de l'immigration en Belgique*, Bruxelles, Centre pour l'égalité des chances et la lutte contre le racisme, 2008.
- PERROT (Michelle), «Les rapports des ouvriers français et des ouvriers étrangers (1871-1893)», *Bulletin de la Société d'histoire moderne*, 1960, pp.4-9.
- PERROT (Michelle), «La presse syndicale des ouvriers mineurs (1880-1914) : Note pour un inventaire», *Le Mouvement Social*, n°43, avril-juin 1963, pp.93-115.
- PERROT (Michelle), «Grèves, grévistes et conjoncture. Vieux problème, travaux neufs», *Le Mouvement Social*, n°63, avril-juin 1968, pp.109-124.
- PERROT (Michelle), *Les ouvriers en grève, France 1871-1890, Tome I, II*, Paris, Mouton, 1974.
- PERROT (Michelle), «Le militant face à la grève dans la mine et la métallurgie au XIXe siècle», *Le Mouvement Social*, n°99, avril-juin 1977, pp.77-95.
- PERROT (Michelle), «The Three Age of Industrial Discipline in Nineteenth Century France», MERRIMAN (John M.)(dir.), *Consciousness and class Experience in Nineteenth Century Europe*, New York, Homes & Meier Publishers, 1979, pp.149-168.

- PERROT (Michelle), «Le regard de l'Autre : les patrons français vus par les ouvriers (1880-1914)», LEVY-LEBOYER (Maurice) (dir.), *Le patronat de la seconde industrialisation*, Paris, Les Éditions ouvrières, 1979, pp.293-306.
- PERROT (Michelle), «Les ouvriers, l'habitat et la ville au XIXe siècle», *La Question du logement et le mouvement ouvrier français*, Paris, Éditions de la Villette, 1981, pp.19-39.
- PETILLON (Chantal), «Niveaux de qualification et bassins de recrutement différenciés à Roubaix au XIXe siècle», *Revue du Nord*, Tome 84, n°347, octobre-décembre 2002, pp.667-689.
- PETILLON (Chantal), *La population de Roubaix, Industrialisation, démographie et société 1750-1880*, Presses Universitaires du Septentrion, Villeneuve d'Ascq, 2006.
- PIERRARD (Pierre), «Habitat ouvrier et démographie à Lille au XIXe siècle et particulièrement sous le second empire», Société de Démographie Historique, *Annales de démographie historique*, Paris, Mouton, 1975, pp.37-48.
- PINCHEMEL (Philippe), *Structure sociale et dépopulation rurale dans les compagnes picardes de 1836 à 1936*, Paris, Armand-Colin, 1957.
- PINOL (Jean-Luc), *Les mobilités de la grande ville, Lyon fin XIXe-début XXe*, Paris, Presses de la fondation nationale des sciences politiques, 1991.
- PINOL (Jean-Luc) (dir.), *Histoire de l'Europe urbaine, vol. I, II*, Paris, Seuil, 2003.
- PLESSY (B.) et CHALLET (L.), *La vie quotidienne des mineurs au temps de Germinal*, Paris, Hachette, 1984.
- PONTY (Janine), *Polonais méconnus, histoire des travailleurs immigrés en France dans l'entre-deux-guerres*, Paris, Publication de la Sorbonne, 1988.
- PONTY (Janine), «Le problème des naturalisations», *Les ouvriers polonais en France après la seconde guerre mondiale*, *Revue du Nord*, Hors série, Collection histoire n°7, 1992, pp.99-113.
- PONTY (Janine), *Les Polonais du Nord ou la mémoire des corons*, Éditions Autrement, Paris, 1995.
- PONTY (Janine), *L'immigration dans les textes, France, 1789-2002*, Paris, Belin, 2003.
- POOLEY (Tim), «The linguistic assimilation of Flemish immigrants in Lille (1800-1914)», *French Language Studies*, n°16, 2006, pp.207-233.
- POPELIER (Jean-Pierre), *L'immigration oubliée, l'histoire des Belges en France*, Lille, La Voix du Nord, 2003.
- POPELIER (Jean-Pierre), *Belges et Français du Nord, Une histoire partagée*, Lille, La voix du Nord éditions, 2009.
- POPELIER (Jean-Pierre), *Le premier exode. Le Grande guerre des réfugiés belges en France*, Paris, Vendémiaire, 2014.
- POULAIN (Michel) et FOULON (M), «L'immigration flamande en Wallonie, évolution à l'aide d'un indicateur anthroponymique», *RBHC*, t. XII, 1981, pp.204-244.
- POULAIN (Michel), « En quoi l'anthroponymie peut-elle aider le démographe? », dans LANDRY (Yves), DICKINSON (John A.), PASLEAU (Suzy), DESAMA (Claude)(dir.), *Les chemins de la migration en Belgique et au Québec, XVIIe-XXe siècles*, Louvain-la-Neuve, Éditions Académia, 1995, p43-50.
- POUNDS (Norman John Greville), 『近代ヨーロッパの人口と都市』(桜井健吾訳)、晃洋書房、1991年(原書名 : *An Historical Geography of Europe, 1800-1914, Chapter 3 & 4*, Cambridge, Cambridge University Press, 1985.)
- POUNDS (Norman John Greville), *A Historical Geography of Europe*, Cambridge, Cambridge University Press, 1990.
- PUISSANT (Jean), *L'évolution du mouvement ouvrier socialiste dans le Borinage*, Bruxelles, Académie royale de Belgique, 1993.
- PUISSANT (Jean), «De l'intervention de l'état dans la mise en place des conventions collectives d'industries charbonnières en Belgique», KOURCHID (Olivier), TREMPÉ (Rolande)(dir.), *Cent ans de conventions collectives Arras, 1891/1911*, *Revue du Nord*, hors série, collection Histoire, n°8, 1994.
- PUISSANT (Jean), «Relations socialistes sans frontière Belgique et Nord de la France», MENAGER (Bernard), SIRINELLI (Jean-François) et VAVASSEUR-DESPERRIERS (Jean)(dir.), *Cent ans de socialisme septentrional*, Villeneuve d'Ascq, Université Charles de Gaulle Lille III, 1995.
- PUISSANT (Jean), *Éléments d'histoire générale du XVIIe siècle à nos jours, Éléments d'histoire de la Belgique (1830-1997)*, Bruxelles, Presses Universitaires de Bruxelles, 2006.
- QUAGHEBEUR (Marc) et SAVY (Nicole), *France-Belgique (1848-1914), Affinités-Ambiguïtés, Actes du colloque des 7, 8 et 9 mai 1996*, Bruxelles, Éditions Labor, 1997.
- QUAIRIAUX (Yves), «Les "Flaminds" avant 1914 en Wallonie. Du dénigrement à l'assimilation», JESSENNE (Jean-Pierre)(dir.), *L'image de l'autre dans l'Europe du nord-ouest à travers l'histoire*, Villeneuve d'Ascq, Université Charles de Gaulle - Lille III, 1996, pp.237-253.
- QUAIRIAUX (Yves), *L'image du flamand en Wallonie, Essai d'analyse sociale et politique (1830-1914)*, Bruxelles, Edition Labor, 2006 .
- RAINHORN (Judith), ZALC (Claire), «Commerce à l'italienne: immigration et activité professionnelle à Paris dans l'entre-deux-guerres», *Le Mouvement Social*, n°191, avril-juin 2000, pp.49-68.
- RAINHORN (Judith)(dir.), *Petites Italies dans l'Europe du Nord-Ouest, Appartenances territoriales et identités collective du XIXe siècle - fin du XXe siècle*, Valenciennes, PUV, 2005.
- RAINHORN (Judith), *Paris, New York : des migrations italiens années 1880 - années 1893*, Paris, CNRS édition, 2005.
- RAINHORN (Judith), *Histoire et mémoire des immigrations dans le Nord-Pas-de-Calais, XIXe-XXe siècles: rapport final mai 2007*, s.l., s.n., 2007.

- RAINHORN (Judith) et TERRIER (Didier) (dir.), *Étranges voisins, Altérité et relations de proximité dans la ville depuis le XVIIIe siècle*, Rennes, Presses universitaires de Rennes, 2010.
- RASMUSSEN (Anne), «L'internationalisme belge au miroir de la France (1890-1914)», dans QUAGHEBEUR (Marc) et SAVY (Nicole), *France-Belgique (1848-1914)*, Bruxelles, Edition Labor, 1997.
- REA (Andrea), MARTINELLO (Marco), *Et si on racontait... Une histoire de l'immigration en Belgique*, Ministère de la Communauté française Wallonie Bruxelles, 2000.
- REARDON (Judy), *Belgian Workers in Roubaix, France, in the Nineteenth Century*, PhD Dissertation, University of Maryland, 1977.
- REARDON (Judy), «Belgian and French Workers in Nineteenth-Century Roubaix» in TILLY (Louise) and TILLY (Charles)(dir.), *Class Conflict and Collective Action*, Beverly Hills, Sage publications, 1981.
- REBERIOUX (Madeleine) (dir.), *Fourmies et les premier mai*, Paris, Les éditions de l'atelier, 1994.
- REBERIOUX (Madeleine), «Parti ouvrier belge et socialisme français», dans QUAGHEBEUR (Marc) et SAVY (Nicole), *France-Belgique (1848-1914)*, Bruxelles, Edition Labor, 1997.
- REBOUL (Pierre), «Troubles sociaux à Roubaix en Juillet 1819», *Revue du Nord*, n°142, 1954, pp.339-350.
- REID (Donald), «The Limits of Paternalism: Immigrant Coal Miners' Communities in France, 1919-45», *European History Quarterly*, Vol. 15, 1985, pp.99-118.
- REIMAT (Anne), *Les retraites et l'économie. Une mise en perspective historique XIXe-XXe siècles*, Paris, Éditions l'Harmattan, 1997.
- REMACLE (Louis), «La géographie dialectale de la Belgique romane», dans *Les dialectes de France au moyen âge et aujourd'hui, domaines d'oïl et domaine franco-provençal*, Paris, Éditions Klincksieck, 1972, pp.311-335.
- RIBEILL (Georges), «Politiques et pratiques sociales du logement dans les compagnies de chemins de fer», MAGRI (Susanna), TOPALOV (Christian), *Villes ouvrières 1900-1950*, Paris, L'Harmattan, 1989, pp.155-170.
- ROSANVALLON (Pierre), *La nouvelle question sociale: repenser l'État-providence*, Paris, Seuil, 1995.
- ROSENTAL (Paul-André), *Les sentiers invisibles. Espace, familles et migrations dans la France du 19e siècle*, Paris, Éditions de l'École des hautes études en sciences sociales, 1999.
- ROUCOUX (Patrick), *Le mouvement de la population dans le département du Pas-de-Calais au XIXème siècle*, Mémoire de maîtrise, Université de Lille III, 1972.
- ROUQUETTE (Michel-Louis), *La chasse à l'immigré. Violence, mémoire et représentations*, Liège, Pierre Mardaga, 1997.
- RYGIEL (Philippe), *Destins immigrés, Cher 1920-1980 : Trajectoires d'immigrés d'Europe*, Besançon, Presses Universitaires Franc-Comtoises, 2001.
- SAVY (Nicole), *Victor Hugo voyageur de l'Europe, Essai sur les textes de voyage et leurs enjeux*, Bruxelles, Éditions Labor, 1997.
- SAYAD (Abdelmalek), «Naturels et naturalisés», *Actes de la recherche en sciences sociales*, 99, septembre 1993, pp.26-35.
- SCHEPENS (Luc), «L'émigration saisonnière et émigration définitive en Flandre occidentale au XIXe siècle», *Revue du Nord*, n°222, juillet-septembre 1974.
- SCHNAPPER (Bernard), «La naturalisation française au XIXe siècle. Les variations d'une politique», *La Condition juridique de l'étranger, hier et aujourd'hui : actes du Colloque organisé à Nimègue les 9-11 mai 1988 par les Facultés de droit de Poitiers et de Nimègue*, Nijmegen, Faculteit der Rechtsgeleerdheid, Katholieke Universiteit Nijmegen, 1988, pp.209-221.
- SCHOR (Ralph), «Le facteur religieux et l'intégration des étrangers en France (1919-1939)», *Vingtième siècle*, n°7, juillet-septembre 1985, pp.103-115.
- SCHOR (Ralph), «L'image de l'Italien dans la France de l'entre-deux-guerres», MILZA (Pierre) (dir.), *Les Italiens en France de 1914 à 1940*, Rome, École française de Rome, 1986, pp.89-109.
- SCHOR (Ralph), *L'Opinion française et les étrangers en France, 1919-1939*, Paris, Publication de la Sorbonne, 1995.
- SCHOR (Ralph), *Histoire de l'immigration en France de la fin du XIXe siècle à nos jours*, Paris, Armand Colin, 1996.
- SCHOR (Ralph), «L'intégration des italiens dans les villes françaises 1919-1939», MENJOT (Denis), PINOL (Jean-Luc)(dir.), *Les immigrants et la ville, insertion, intégration, discrimination (XIIIe-XXe siècles)*, Paris, Harmattan, 1996, pp.107-118.
- SMETS (Marcel), *L'avènement de la cité-jardin en Belgique. Histoire de l'habitat social en Belgique de 1830 à 1930*, Bruxelles, Pierre Mardaga, 1977.
- SPIRE (Alexis) et MERLLIE (Dominique), «La question des origines dans les statistiques en France. Les enjeux d'une controverse», *Le Mouvement Sociale*, n°188, juillet-septembre 1999.
- SPIRE (Alexis), *Étrangers à la Carte, l'administration de l'immigration en France (1945-1975)*, Paris, Bernard Grasset, 2005.
- Le statut social des mineurs de charbon dans le monde, acte du colloque international les 30 novembre, 1er et 2 décembre 2010*, Lewarde, Edition centre historique minier du Nord-Pas-de-Calais, 2011.
- STENGERS (Jean), *Émigration et immigration en Belgique au XIXe et au XXe siècles*, Bruxelles, Académie Royale des Sciences d'Outre-Mer, 1978.
- STENGERS (Jean), «Belgique. Les mouvements migratoires en Belgique aux XIXe et XXe siècles», Commissions internationale d'histoire des mouvements sociaux et des structures sociales, *Les migrations internationales de la fin du XVIIIe siècle à nos jour*, Paris, Éditions du CNRS, 1980, pp.283-317.

- STENGERS (Jean), «Émigration et immigration en Belgique aux XIXe et XXe siècles», *Cahier de Clio*, n°71, 1982, pp.7-17.
- STENGERS (Jean), «La déconstruction de l'État-nation : Le cas belge», *Vingtième Siècle*, n°50, avril-juin 1996, pp.36-54.
- STENGERS (Jean) et GUBIN (Éliane), *Histoire du sentiment national en Belgique des origines à 1918, Tome 2, Le grand siècle de la nationalité belge de 1830 à 1918*, Bruxelles, Éditions Racine, 2002.
- STRIKWERDA (Carl), «Regionalism and Internationalism: the Working class Movement in the Nord and the Belgian Connection, 1871-1814», SWEETS (John)(dir.), *Proceeding of the Western Society for French History*, vol. 12, 1984, pp.221-230.
- STRIKWERDA (Carl), «France and the Belgian Immigration of the Nineteenth Century», GUERIN-GONZALES (Camille), STRIKWERDA (Carl)(dir.), *The Politics of Immigrant Workers, Labour Activism and Migration in the World Economy since 1830*, New York, Holmes & Meier, 1993, pp101-131.
- STRUBBE (Filip), *Passer la frontière, l'administration des étrangers en Belgique (1832-1952)*, Bruxelles, Archives générales du Royaume, 2009.
- TEMIME (Émile), COSTA-LASCOUX (Jacqueline), *Les Algériens en France, genèse et devenir d'une migration*, Paris, Publisud, 1985.
- THEPOT (André), «Les ingénieurs du corps des Mines, le patronat et la seconde industrialisation», LEVY-LEBOYER (Maurice) (dir.), *Le patronat de la seconde industrialisation*, Paris, Les Éditions ouvrières, 1979, pp.237-246.
- TILLY (Charles), «Migration in Modern European History», MCNEILL (William Hardy), ADAMS (Ruth)(dir.), *Human Migration: Patterns and policies*, Bloomington, Indiana University Press, pp.48-74.
- TOULEMONDE (Jacques), *Naissance d'une métropole, histoire économique et sociale de Roubaix et Tourcoing au XIXe siècle*, Tourcoing, Éditions Georges frère, 1966.
- TOURNES (Ludovic), *L'informatique pour les historiens, Graphique, calculs, internet, bases de données*, Paris, Éditions Belin, 2005.
- TREMPE (Rolande), «Analyse du comportement des Administrateurs de la Société des Mines de Carmaux vis-à-vis des Mineurs... (1856-1914)», *Le Mouvement Social*, n°43, avril-juin 1963, pp.53-91.
- TREMPE (Rolande), «Le réformisme des mineurs français à la fin du XIXe siècle», *Le Mouvement Social*, n°65, 1968, pp.93-107.
- TREMPE (Rolande), *Les mineurs de Carmaux 1848-1914*, Paris, Les éditions ouvrières, 1971
- TREMPE (Rolande), «Pour une meilleure connaissance de la classe ouvrière. L'utilisation des archives d'entreprise : le fichier du personnel», *Mélanges d'histoire sociale offerts à Jean Maitron*, Paris, Éditions ouvrières, 1976.
- TREMPE (Rolande), «Travail à la mine et vieillissement des mineurs au XIXe siècle», *Le Mouvement Social*, n°124, juillet-septembre 1983, pp.131-152.
- TREMPE (Rolande), «Du milieu du XIXe siècle à la guerre de 1914-1918», Institut d'histoire sociale minière, *Mineurs immigrés, Histoire, Témoignages XIXe, XXe siècles*, Paris, VO. Éditions, 2000, pp.25-33.
- TRENARD (Louis) (dir.), *Histoire des Pays-Bas Français*, Toulouse, Privat, 1972.
- TRENARD (Louis) (dir.), *Histoire d'une métropole, Lille, Roubaix, Tourcoing*, Toulouse, Privat, 1977.
- TRIBALAT (Michèle) (dir.), *Cent ans d'immigration, étrangers d'hier Français d'aujourd'hui, rapport démographique, dynamique familiale et économique de l'immigration étrangère*, Paris, Presses Universitaire de France, Institut National d'Études Démographiques, 1991.
- TROGLET (Léon-Eli), «Bibliographie des travaux belges», *Le Mouvement Social*, n°43, avril-juin 1963, pp.169-203.
- VANDEN BORRE (Saartje), «Union et fraternité. Verenigngen van Belgische migranten in Roubaix in de tweede helft van de negentiende eeuw [Union et fraternité. Les sociétés de migrants belges à Roubaix dans la seconde moitié du XIXe siècle]», *RBHC*, XXXIX, 2009, 3-4, pp.369-404.
- VANDEN BORRE (Saartje), «National Origins as Uniting Factor in Sociocultural Life of Belgian Immigrants in Nord (1850-1900)? », *International Conference Migration and Intercultural Identities in Relation to Border Regions / Identités interculturelles et migration et/en espaces frontalier*, K.U.Leuven Campus Kortrijk, 27-19 mai 2010.
- VANDEN BORRE (Saartje), *Vreemden op vertrouwd terrein. Het sociaal-culturele leven en de integratie van Belgische migranten in het Noorden van Frankrijk (1850-1914) [La vie culturelle et sociale et l'intégration des Belges dans le Nord de la France (1850-1914)]*, Thèse de doctorat, Université de Leuven, Louvain, 2012.
- VANDENBROEKE (Chris), «Migrations tussen Vlaanderen en Noord-Frankrijk in de negentiende en twintigste eeuw [Migration entre la Flandre et le Nord de la France aux XIXe et XXe siècles]», *Les Pays-Bas Français*, 18e Annales, 1993, pp.157-168.
- VAN GENNEP (Arnold), *Manuel de folklore français contemporain, tome premier III*, Paris, Éditions A. Et J. Picard, 1979.
- VAN WYNENDAELE (Karine), «La vivacité d'une forme de sociabilité populaire : les sociétés de secours mutuel dans le Nord sous la monarchie de Juillet», *Revue du Nord*, Tome 82, n°337, octobre-décembre 2000, pp.755-761.
- VERTORE (Teodosio), «Antécédents et cause des événements d'Aigues-Mortes», DUROSELLE (Jean-Baptiste), SERRA (Enrico) (dir.), *L'Emigrazione italiana in Francia prima del 1914*, Milano, Franco Angeli Editore, 1978, pp.107-138.
- VIET (Vincent), *Histoire des Français venus d'ailleurs de 1850 à nos jours*, Paris, Éditions Perrin, 2004.
- VIGNE (Pierre), «Quelques types de psychologie ouvrière III, Le mineur», *Droit Social*, juillet-août 1950, pp.279-284.

- VIREL (Émile), *Évolution historique et démographique du centre du Bassin minier 1850-1960*, DES, Université de Lille III, 1960.
- VIRON (Roger), «La mortalité accidentelle dans les houillères du Nord et du Pas-de-Calais», *Revue du Nord*, n°151, juillet-septembre 1956, pp.15-52.
- WISEUX (Augustin), *Mineur de fond, Fosses de Lens, Soixante ans de combat et de solidarité*, Paris, Plon, 1991.
- VISSE (Jean-Paul), *La presse du Nord et du Pas-de-Calais au temps de l'Écho du Nord 1819-1944*, Villeneuve d'Ascq, Presses Universitaires du Septentrion, 2004.
- VULIC (Milan), *La sociabilité populaire dans le bassin houiller du Nord-Pas-de-Calais 1750-1914*, DEA, Université de Lille III, 1986.
- WEBER (Eugen), *La fin des terroirs, la modernisation de la France rurale 1870-1914*, traduit par BERMAN (Antoine), GENIES (Bernard), Paris, Fayard, 1983 (Titre original : *Peasants into Frenchmen. The Modernization of Rural France, 1880-1914*, Stanford, Stanford University Press, 1976).
- WEIL (Patrick), *Qu'est-ce qu'un Français? Histoire de la nationalité française depuis la Révolution*, Paris, Bernard Grasset, 2002.
- WEIL (Patrick), *La République et sa diversité, immigration, intégration, discriminations*, Paris, Éditions du Seuil / La République des Idées, 2005.
- WEIL (Patrick), *Liberté, égalité, discriminations, l'«identité nationale» au regard de l'histoire*, Paris, Bernard Grasset, 2008.
- WILLARD (Claude), *Le mouvement socialiste en France (1893-1905), les Guesdistes*, Paris, Éditions sociales, 1965.
- 畑場準一「フランス国籍法の改正 1973年1月9日法によせて」『時の法令』1024-1025号、1979年、59-65頁
- 荒木誠之『労災補償法の研究』総合労働研究所、1981年
- 飯田晶子「フランスにおける国籍制度と国民概念 その歴史的考察」『北大法論集』第55巻、87-122頁、第56巻、149-168頁、第57巻、1-23頁
- 石坂昭雄「ベルギー「市民革命」と「産業革命」～その自由主義体制の経済的基礎」岡田与好『近代革命の研究 下巻』東京大学出版会、1973年
- 石坂昭雄「ベネルクス地域の企業発展 オランダ・ベルギーの企業・企業者活動とヨーロッパ」渡辺尚、作道潤『現代ヨーロッパ経営史』有斐閣、1996年、67-104頁
- 石崎政一郎「佛国労働災害責任法の改正」『比較法雑誌』第1号、1939年、223-289頁
- 岩村正彦「労災補償と損害賠償 イギリス法、フランス法との比較法的考察」東京大学出版会、1984年
- 岩村正彦「労災補償制度」社会保障研究所編『フランスの社会保障』東京大学出版会、1989年、151-166頁
- 大森弘喜「20世紀初頭のフランス北部石炭業素描」『経済系』第121集、1979年、74-92頁
- 大森弘喜「第三共和政確立期の坑夫の生活と運動」遠藤輝明編『国家と経済 フランス・ディリジズムの研究』東京大学出版会、1982年、177-229頁
- 大森弘喜「フランスにおける外国人労働者」西川純子、高浦忠彦編『近代化の国際比較』世界書院、1991年、67-81頁
- 大森弘喜『フランス鉄鋼業史』ミネルヴァ書房、1996年
- 大森弘喜「第一次大戦前フランスにおける社会事業の組織化」権上康男、廣田明、大森弘喜『20世紀資本主義の生成』東京大学出版会、1996年、3-38頁
- 大森弘喜「19世紀フランスにおける労使の団体形成と労使関係」『経済系』第227集、2006年、20-51頁
- 大森弘喜『近代フランスにおける労使関係とディリジズム』成城大学経済研究所、2006年
- 岡田實『フランス人口思想の発展』千倉書房、1884年
- 尾崎俊輔「フランス移民史研究動向」『西洋史学』第219号、2005年12月、38-51頁
- 加藤智章「フランス社会保障制度の構造とその特徴 ラロックプランの成立まで」『北大法学論集』第35巻、3-4号、1984年、133-195頁
- 北村暁夫「移民における家族の戦略～南イタリアの事例研究から～」『思想』第842号、1994年8月、80-102頁
- 北村暁夫「ミクストーリアと家族戦略 ～イタリア移民史研究の視点から～」丸山茂、橘川俊忠、小馬徹編『家族のオートノミー』早稲田大学出版部、1998年、106-127頁
- 北村暁夫「近代イタリアの移民と家族 南北の山間地域を比較する」歴史学研究会編『地中海世界史5』青木書店、1999年、125-158頁
- 北村暁夫「日常の実践としての移民 ～南イタリア・公証人文書の検討を通して」『史艸』第41号、2000年11月、80-110頁
- 北村暁夫「ヨーロッパ移民史研究の射程」『歴史評論』第625号、2002年2月、2-16頁
- 北村暁夫『ナポリのマラドーナ イタリアにおける「南」とは何か』山川出版社、2005年
- 北村暁夫「亡命と移民の間で ルイーゼ・カンポロンギの生涯を通じて」メトロポリタン史学会編『歴史のなかの移民とネットワーク』桜井書店、2007年、205-237頁

北村暁夫「フランスにおけるイタリア移民の移動の実態とコミュニティ形成 19世紀後半から20世紀初頭を中心に」『史艸』第49号、2008年11月、105-132頁

北村暁夫「イタリア農村と移民 南仏への移民と「亡命者」」『農業史研究』第43号、2009年3月、3-13頁

木下賢一「フランスにおける労働史研究の新しい動向 ミッシェル・ペロ著『ストライキにおける労働者』をめぐって」『社会経済史学』第43巻、1号、1977年、92-106頁

木下賢一『第二帝政とパリ民衆の世界 「進歩」と「伝統」のはざままで』山川出版社、2000年

喜安朗『革命的サンディカリズム』五月社、1982年、河出書房新社、1971年

喜安朗『民衆運動と社会主義 ヨーロッパ現代史研究への一視角』勁草書房、1977年

喜安朗『近代フランス民衆の〈個と共同性〉』平凡社、1994年

喜安朗『民衆騒乱の歴史人類学 街路のユートピア』せりか書房、2011年

國府久郎「マルセイユにおける移住現象(1806-1911年)～国内移住から「移民」の時代へ～」『駿台史学』第114号、2002年2月、51-82頁

相良匡俊「19世紀フランスの警察 中央集権的国家への歩み」『歴史学研究』861号、2009年12月、1-11頁

相良匡俊『社会運動のふびと 転換期パリに生きる』山川出版社、2014年

佐藤清「フランス労働運動史年表」『経済学論纂』第16巻、3-4号、1975年5-7月、1-42頁、1-50頁

柴田三千雄、樺山紘一、福井憲彦『世界歴史大系 フランス3』山川出版社、1995年

杉原薫編『岩波講座世界歴史 19 移動と移民 地域を結ぶダイナミズム』岩波書店、1999年

西願広望「国民軍の形成 フランス革命・ナポレオン帝政・復古王政の軍隊」坂口修平、丸島宏太編『近代ヨーロッパの探求 12 軍隊』ミネルヴァ書房、2009年、207-247頁

嵩さやか『年金制度と国家の役割 英仏の比較法的研究』東京大学出版会、2006年

谷川稔『フランス社会運動史 アソシアシオンとサンディカリズム』山川出版社、1983年

田端博邦「フランスにおける社会保障制度の成立過程」東京大学社会科学研究所『福祉国家の展開』東京大学出版会、1985年、113-168頁

田端博邦『社会保障の歴史』社会保障研究所編『フランスの社会保障』東京大学出版会、1989年、85-101頁

長井伸仁「「人権の祖国」の警察 自由・国民・秩序」林田敏子、大日方純夫編『近代ヨーロッパの探求 13 警察』ミネルヴァ書房、2012年、197-233頁

中上光夫「19世紀末におけるフランスの共済組合(上)(下)」『三田学会雑誌』第72巻、4-5号、1979年8-10月、63-93頁、62-79頁

中野隆生『プラーグ街の住民たち フランス近代の住宅・民衆・国家』山川出版社、1999年

中野隆生「パリ郊外、シュレーヌ田園都市における戸建て住宅の住民について 建築計画図と国勢調査原簿」学習院大学文学部史学科編『増補 歴史遊学』山川出版社、2011年、253-270頁

林瑞枝「フランスにおける帰化の推移 18世紀末から20世紀末まで」『駿河大学文化情報学部紀要』第3巻、2号、1996年、223-237頁

日野愛郎「ベルギーにおける連邦制改革と政治変容」佐藤竺監修、金井利之・財団法人日本都市センター編著『オランダ・ベルギーの自治体改革』第一法規、2011年、113-135頁

廣澤孝之『フランス「福祉国家」体制の形成』法律文化社、2005年

深澤敦「フランス六大鉄道会社における退職年金制度の形成」『経済経営研究所年報』第22集、2000年3月、107-129頁

福井憲彦編『結社の世界史 3 アソシアシオンで読み解くフランス史』山川出版社、2006年

藤本武「イギリス・フランス・アメリカ合衆国における炭鉱労働災害史概説」『労働科学』第42巻、12号、1966年、769-793頁

外尾健一『フランス労働組合と法』信山社出版、2002年

水町勇一郎『労働社会の変容と再成』有斐閣、2001年

水野勝「諸外国における労災補償制度およびその法理の生成と発展 フランス」窪田隼人教授還暦記念論文集『労働災害補償法論』世界書院、1991年、97-114頁

三富紀敬訳「フランスにおける労働者の権利とその歴史 ジーン・モーリオ『労働法便覧』」『静岡大学法経研究』第29、30巻、3-4号、1号、1981年3、6月、137-194頁、145-197頁

宮崎揚弘「フランス革命期とその後の時期における旅券の確立」宮崎揚弘編『ヨーロッパ世界と旅 続』法政大学出版局、2001年、277-300頁

宮崎友子「外国人の使い方 -19世紀末フランスにおける国籍法法案の議論と世論の分析」『応用社会学研究』第49号、2007年、241-251頁

村上真弓「政治移民と経済移民 ～両大戦間期フランスにおけるイタリア人移民～」『現代史研究』第35号、1989年、1-17頁

山田敬子「一九世紀フランスにおける国籍法と外国人規制」『学習院史学』第35号、1997年、90-105頁

渡辺和行「国民と非国民のあいだ ～ジェラルール・ノリエル『ヴィシーの共和國的起源』を読む～」『奈良女子大学文学部研究年報』第 44 号、2000 年

渡辺和行「ジャコバン的共和国と外国人 フランス零年の歴史社会学」木村靖二、中野隆生、中島毅編『現代国家の正統性と危機』山川出版社、2002 年

渡辺和行『エトランジェのフランス史 国民・移民・外国人』山川出版社、2007 年